

独立行政法人 国際協力機構の平成 26 年度における
業務実績評価

平成 27 年 9 月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象事業 年度	年度評価	平成 26 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 24～28 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		外務大臣	
	法人所管部局	外務省国際協力局政策課	担当課、責任者 高杉優弘 課長
	評価点検部局	外務省大臣官房考査・政策評価官室	担当課、責任者 彦田尚毅 考査・政策評価官
主務大臣		財務大臣 (外務大臣及び財務大臣の共管項目：項目 No. 21「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、No. 24「ガバナンスの強化と透明性向上」、No. 28「短期借入金の限度額」、No. 29「不要財産の処分等の計画」、No. 30「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。)	
	法人所管部局	財務省国際局開発政策課	担当課、責任者 三村淳 課長
	評価点検部局	財務省大臣官房文書課政策評価室	担当課、責任者 升平弘美 政策評価室長
主務大臣		農林水産大臣 (外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し、農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。)	
	法人所管部局	農林水産省大臣官房国際部国際協力課	担当課、責任者 柱本修 課長
	評価点検部局	農林水産省大臣官房評価改善課	担当課、責任者 上田弘 課長
主務大臣		経済産業大臣 (外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し、鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。)	
	法人所管部局	貿易経済協力局通商金融・経済協力課	担当課、責任者 岡田江平 課長
	評価点検部局	官房政策評価広報課	担当課、責任者 須藤治 課長

3. 評価の実施に関する事項

評価のために以下の手続等を実施した。

- (1) 理事長ヒアリング：平成27年7月2日
- (2) 監事ヒアリング：平成27年7月7日
- (3) 有識者からの意見聴取：平成27年7月14日

4. その他評価に関する重要事項（組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載）

(1) 評価体制の変更

独立行政法人通則法の改正に伴い、評価主体が外務省独立行政法人評価委員会から主務大臣に変更された。

(2) 評価基準の変更

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成27年3月外務省）により、総合評価が導入されるとともに、項目別評価の評語の定義が変更された。

(3) 評価項目の変更

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえた中期目標の変更（2014年2月）及び中期計画の変更（2014年3月）に伴い、従来の評価項目「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」に代えて、『国際展開戦略』の実施に向けた経済協力の戦略的实施及び「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」の2項目が設けられた。

(4) 独立行政法人通則法附則第8条に基づく業務実績等報告書記載事項の扱い

独立行政法人通則法附則第8条に基づく経過措置の適用により、「評価書様式について」（平成26年9月2日総務省行政管理局長通知）に準じた業務実績等報告書項目別評価調書の記載事項の扱いを、以下のとおりとする。

- ・「1. 事務及び事業に関する基本情報」の「当該項目の重要度、難易度」は、空欄とする。
- ・「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」について、定量的指標及びモニタリングのため数値実績を報告する指標に関する情報を記載する。このうち達成目標及び基準値は、原則として定量的指標のみ記載する。
- ・「2. 主要な経年データ」の「②主要なインプット情報」について、評価項目ごとに細分化することが困難な場合は、空欄とする。

(5) 独立行政法人通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況の公表について

前年度の外務省独立行政法人評価委員会による項目別評価の指摘事項への対応を、項目別評価調書の「3-3. 評価結果の反映状況」に記載する。

総合評価

1. 全体の評価		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
評価	A：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
評価に至った理由	以下を踏まえ、A評価とした。 - 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評価について、評価対象 20 項目のうち、S 評価 1 項目、A 評価 12 項目、B 評価 7 項目と、高い評価の項目が多いため。 - 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目は、全て所期の成果を上げ、B 評価以上であるため。 - 法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評価に影響を与える事象はなかった。			—	—	—

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	2014 年度は、国際社会においては、ミレニアム開発目標 (MDGs) の目標年 (2015 年) に向けた援助の加速化及び MDGs 後の開発目標設定にかかる議論が本格化し、国内においては、ODA60 周年を迎え、新たな ODA 政策の方針を示す開発協力大綱が策定されるという節目の年であった。また、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、国家安全保障戦略といった政策決定が行われ、機構は、それら政策への迅速かつ適切な対応が求められた。 このような環境において、機構は、国際社会における援助潮流の形成・議論に積極的に貢献しつつ、開発途上国の現場においては着実に事業を展開し、またそれら事業に必要な組織・体制を適切に整備・運営したと認められる。特に、大項目「I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において、機構は、防災や気候変動などの地球規模課題への対応で日本政府と緊密に連携し、国際社会における防災の主流化に大きな貢献を行った点は特筆すべき成果であった。また、国際展開戦略策定への貢献やインフラ等の輸出に係る事業実施体制の整備を迅速に行い、国際社会におけるポスト 2015 年開発アジェンダ策定プロセスにおいては、理事長をはじめとする役員と主要国際機関トップ等への働きかけ、国際機関や援助機関との国際会議や共同研究等の取組を組織的かつ戦略的に展開した点も評価すべき成果である。 そのほか、大項目「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」、「IV. その他業務運営に関する重要事項」についても、着実に業務を実施し、所定の成果を上げたと認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	各項目別評定に記載のとおり。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	1. 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されている。 2. 内部統制システムは概ね適切に整備され、運用されているが、法人の業務範囲が拡大し、内容も多角化しているため、内部統制システムの整備・運用につき、適切な改善活動を継続的に実施することが望まれる。 3. 役員の職務執行に関する不正行為や法令等に違反する重大な事実は認められなかった。 4. 財務諸表等に係る会計監査人の監査方法及び結果は相当である。 5. 過去の閣議決定において定められた監査事項について、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直し等につき、適切な取組が行われている。 6. その他 ・内部統制を強化するために、監視・モニタリング活動を充実することが重要。 ・主要3スキームの連携を強化すべく、引き続きプログラム化の推進が重要。 ・在外拠点の機能強化について、小規模な支所の体制強化が望まれる。
その他特記事項	特になし

項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目 別調 書	備 考
	2012	2013	2014	2015	2016		
	年度	年度	年度	年度	年度		
I．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
貧困削減（MDGs 達成への貢献）	ロ	ロ	A			No. 1	
持続的経済成長	ロ	ロ	A			No. 2	
地球規模課題への対応	ハ	ロ	S			No. 3	
平和の構築	イ	ロ	A			No. 4	
事業マネジメントと構想力の強化	ロ	ロ	B			No. 5	
国際社会におけるリーダーシップの発揮への 貢献	イ	ロ	A			No. 6	
研究	ロ	ロ	B			No. 7	
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦 略的实施	/	/	A			No. 8	
NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	ロ	イ	A			No. 9	
ボランティア	ロ	ロ	B			No. 10	
市民参加協力	ハ	ハ	A			No. 11	
開発人材の育成（人材の養成及び確保）	ハ	ハ	A			No. 12	
広報	ロ	ロ	A			No. 13	
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	ロ	ロ	A			No. 14	
災害援助等協力	ハ	イ	A			No. 15	
海外移住	ハ	ハ	B			No. 16	
環境社会配慮	ハ	ハ	B			No. 17	
男女共同参画	ハ	ハ	B			No. 18	
事業評価	ハ	ハ	A			No. 19	
安全対策の強化	ハ	ロ	B			No. 20	
外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施	-	-	-			No. 21	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目 別調 書	備 考
	2012	2013	2014	2015	2016		
	年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
組織運営の機動性向上	ハ	ハ	A			No. 22	
契約の競争性・透明性の拡大	ロ	ロ	B			No. 23	
ガバナンスの強化と透明性向上	ハ	ハ	B			No. 24	
事務の合理化・適正化	ハ	ロ	B			No. 25	
経費の効率化・給与水準の適正化等、 保有資産の見直し	ハ	ハ	B			No. 26	
不要財産の処分等の計画	ハ	ハ	B			No. 29	
重要な財産の譲渡等の計画	ハ	ハ	－			No. 30	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
予算（人件費の見積を含む。）、収支計 画及び資金計画（有償資金協力勘定を 除く。）	ハ	ハ	B			No. 27	
短期借入金の限度額	ハ	ハ	B			No. 28	
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除 く。）	ハ	ハ	－			No. 31	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
施設・設備	ハ	ハ	B			No. 32	
人事に関する計画	ハ	ハ	A			No. 33	
積立金の処分及び債権等の回収により 取得した資産の取扱い	ハ	ハ	B			No. 34	
中期目標期間を超える債務負担	－	－	－			No. 35	

独立行政法人国際協力機構 平成26年度評価 項目別評定調書

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 1	貧困削減 (MDGs 達成への貢献)		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針 国際保健外交戦略	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 (平成 26 年度) 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号 (平成 27 年度) 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金 (技術協力)

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1)								②主要なインプット情報 (注 2)					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 教育								ア) 教育					
当該年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数			約 48,000 人	延べ 94,359 人	延べ 57,996 人			技術協力 (億円)	92	59	108		
当該年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数			約 14,000 校	4,297 校	- (注 3)			有償資金協力 (億円)	-	89	-		
当該年度に交換公文が締結された事業の学校 校舎建設数			178 校 1,307 教室	131 校 859 教室	44 校 426 教室			無償資金協力 (億円)	141	123	883		
イ) 保健								イ) 保健					
当該年度に機構の協力により能力強化した保健医療従事者の人数			延べ 2,600 人	延べ 1,513 人	延べ 1,398 人			技術協力 (億円)	115	99	109		
当該年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ、麻疹のワクチン数			約 4,500 万トース	約 4,040 万トース	約 53,530 万トース			有償資金協力 (億円)	102	59	83		
機能強化をした保健医療施設案件数			70 件	78 件	77 件			無償資金協力 (億円)	146	123	135		
ウ) 水								ウ) 水					
当該年度に締結された無償資金協力・円借款により改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数			1,800 万人	63 万人	170 万人			技術協力 (億円)	71	76	57		

水・衛生に係る技術協力において指導・訓練される行政官、水道事業体職員、水管理組合員、コミュニティ衛生指導員、ポンプ修理工、トイレ建設工事の人数			660 人	2,300 人	3,800 人			有償資金協力 (億円)	1,259	365	237		
								無償資金協力 (億円)	120	160	129		

(注 1) 当該年度の終了案件の実績値、または承諾案件の計画値を足しあげているものは、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

(注 2) 技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

(注 3) 2014 年度に終了した案件に、該当案件がなかったため。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。
中期計画 1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (一段落目は中期目標と同じのため省略) 政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。 具体的には、 ●公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。
年度計画 1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献) 2015 年の MDGs 目標年次に向けて、進捗に遅れがみられる国・地域、分野にも配慮しつつ、支援を実施する。
主な評価指標

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

MDGs は、達成年限の 2015 年末まで残り 1 年弱となり、未達成の分野・国での取組の加速が求められている。全般に多くの国で進捗がみられるが、その達成度は目標及び国・地域によって多様で、サブサハラ・アフリカを中心に、紛争影響・脆弱国で遅れが目立つ。飢餓人口の半減（MDG1）、初等教育の完全普及（MDG2）、妊産婦死亡率の 75%削減（MDG5）等は達成困難とみられている。こうした中、国連開発機関グループ（United Nations Development Group。以下「UNDG」という。）は 2010 年に「MDG 加速フレームワーク（MDG Acceleration Framework。以下「MAF」という。）」を策定し、目標達成が困難な国と目標について、目標達成への努力を加速化させる取組を開始した。MAF 対象目標を有する国は 52 か国で、特に母子保健関連目標（MDG4、5）が多くの国で加速化対象とされている。機構は、MAF 対象国のうち、ケニアなど 16 か国 16 目標を選び、これに MAF 対象外ながら重点取組が必要と思われる国・目標を加え、計 22 か国 26 目標について、2015 年の MDGs 達成年までに国ごとの進捗を加速化するべく、具体的な対応策に取り組んでいる。

また、アフリカ開発に関しては、2013 年の第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）における「横浜宣言 2013」及び「横浜行動計画 2013-2017」により、5 年間のアフリカ開発の方向性の 3 本柱（強固で持続的な経済成長、包摂的で強靱な社会開発、平和と安定）、六つの戦略的取組課題（民間セクター主導の成長、成長基盤整備の加速化、農業従事者のエンパワーメント、持続可能かつ強靱な成長の促進、万人が成長の恩恵を受ける社会開発、平和と安定／グッドガバナンスの定着）が掲げられた。機構は、インフラ開発のための 65 億ドルの資金協力、産業開発のための 3 万人の人材育成、理数科教育や学校運営改善を通じた 2,000 万人の子どものための教育の質の向上、5 万人の小規模農民に対する「売るために作る」農業の促進等の具体的支援策に対し、実施に向けた取組を進めている。

3-2-1. 教育

(1) 協力量針

「万人のための教育」や「初等教育の完全普及の達成」を念頭に、MDGs 目標の達成進捗遅延国における取組の加速化を図るべく、以下の分野を支援している。

- 教育機会の拡大：学校校舎の建設
- 教育の質の改善：教員研修（授業研究を含む）を通じた能力強化（主に理数科）
- 教育マネジメントの改善（コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営体制の確立）
- 中央及び地方の教育行政官の能力強化
- カリキュラム・教科書・学力試験の改善を通じた教育の質の改善

(2) 戦略性向上に向けた取組

MDGs の目標達成状況が芳しくない、あるいは国内での達成状況の格差が著しい国を中心に、教育機会の拡大と教育の質の改善を支援する事業を展開する一方、成果の面的拡大を図るため、機構の協力アプローチの有効性を実証し、その結果をもって国際社会に発信するとともに、民間アクターの参加促進に努めた。

- **授業研究**：機構が長年協力してきた授業研究について、6 月にベルギーで開催された「教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education。以下「GPE」という。）」増資会合では、セネガルでの授業研究推進の経験について発表した。また、11 月にインドネシアで開催された「授業研究世界連合（World Association of Lesson Studies：WALS）」の国際学会では、ともに授業研究を推進してきた国々とともに、その成果と経験を発表した。こうし

た取組を通じ、これまでの日本から途上国への垂直的なアプローチから、各国が学び合う水平的アプローチへの転換を図っている。

- **理数科教育：**現職教員研修のインパクトと、更なる効果向上のための新たなアプローチ・手法を検証するため、エチオピアを調査対象としたインパクト評価に着手した。中米では、ホンジュラスでの協力成果をもとに 5 か国を対象とする広域算数プロジェクトを実施した結果、「算数教育＝JICA」との認知度が高まり、現在はニカラグアで教科書と教師用指導書を基にした教員養成校向けの教材開発に取り組んでいる。グアテマラでは、青年海外協力隊員として派遣されたのを皮切りに長年教育支援に取り組み、教材開発にも活躍した教育政策アドバイザーが、外国人初の教育者勲章を受章した（8 月）。
- **学校運営：**世界銀行との共同研究「学習成果と衡平性に資する教育システム分析ツールの開発（SABER）」について、研究成果を活用した地域ワークショップをインドネシアで開催した（5 月）。研究対象国であるセネガル、ブルキナファソでは研究成果の最終報告を実施し、参加型学校運営に関する政策と実践の両面での協力の成果を明らかにした。加えて、西アフリカの学校運営改善に関する各国プロジェクトの経験を、アフリカ 10 か国、世界銀行、UNESCO 等の参加を得て開催したセミナー（2015 年 3 月）、名古屋市で開催された持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議のサイドイベント（9 月）で発表した。
- **民間連携：**勉強会開催等の働きかけにより、カリキュラム・教科書・学力試験分野の事業に対する日本の学習産業企業の参画を得た。例えばミャンマーでは、教育出版株式会社の参画により初等教育カリキュラム分析や教科書編集に関する同社の知見を活用した協力を行った。モロッコでは、学習達成度評価や補習教材について株式会社日本標準が技術支援を行い、学力向上促進に着手した。エチオピアでは、理数科学力の試験問題開発について、株式会社学研教育出版が助言を行う体制を構築し、学力試験という新たなニーズへの対応を開始した。

(3) 成果

① MDGs 目標の達成進捗遅延国に対する加速化支援の取組

ア) アフリカの進捗遅延国における基礎教育の質的向上と TICAD V における支援策の達成に向けた取組

- 日本は、TICAD V の横浜行動計画（2013-2017）にて掲げた、新たに 2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供という支援策に対し、①理数科教育の拡充支援、②学校運営改善「みんなの学校」プロジェクトの拡充、③学力試験改善支援、④小中学校及び教員養成校の建設及び教室整備を通じ、これまでに 600 万 5,992 名の子どもに裨益する事業を実施した（2015 年 3 月時点）。
- **マラウイにおける中等教育支援：**MAF において教育指標の改善が謳われるマラウイでは、2004 年以降、中等理数科教育プロジェクトにより、同国中等学校理数科教員（約 3,400 名）の約 8 割に当たる 2,700 名に対し、1 人 4 回の研修を実施してきた（2015 年 3 月時点）。本年度は 2,500 名を対象とした地方研修の実施に加え、生徒数の増加にも対応するための新規教員養成課程での実践的な教授法に関する研修の準備を進めた。また、ハード面に対する無償資金協力として、リロングウェ教員養成大学の建設（2013 年度着工。2016 年竣工時の計画定員は 720 名（180 名×4 学年））及びドマシ教員養成大学の拡張に関する協力準備調査を開始した（定員数 1,080 名を 1,620 名に増加）。また、7 月には中学校の建設事業が竣工し、新たに 1,226 名の生徒が就学可能となった。
- **ブルキナファソにおける学校運営モデルの普及：**機構は、コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営委員会設立のための研修モデルを提案し、2013 年に国民教育・識字省の省令により全国普及のためのモデルとして採用された。2014 年度は、全国研修を開始し、全国 13 州中 7 州で完了した（残り 6 州は 2015 年度以降に実施予定）。また、この住民参加の仕組みを活用し、国境周辺の 4 州にて 76 万人に対してエボラ出血熱感染予防に関する研修（予防啓発活動）を実施した。なお、これらの取組と併せて、機構の支援の結果、初等理数科教育の授業指導案が作成され、2015 年 2 月に全国 4 万 7,000 名の理数科教員に対する研修の実施や新たな初等教員養成校を建設するための無償資金協力事業（定員 500 名。付属の後期小学校は定員 200 名、付属の小学校は定員 120 名）を開始するなどの教員の能力向上に関する取組も行っている。

- **カメルーンにおける小学校建設**：第5次小学校建設計画（無償資金協力）により、北西州の小学校29校を建て替え、2校を新設し、計202教室が竣工した（5月）。累計では、全10州で計281小学校、1,533教室を建設し、約13万人の児童に就学機会を提供しており、同国の初等教育の純就学率の向上（75.2%（2000年）、92%（2012年））に貢献している。
- **エチオピアにおける理数科教員研修モデルの確立**：理数科教育改善プロジェクト（技術協力）により、現職理数科教員研修システムの全国モデルの確立に貢献した。プロジェクトで作成した「SMASEE 現職教員研修ガイドライン」を活用し、政府が設立した理数科改善センターを中心に研修を全国展開するモデルであり、同国初等理数科教員の54%に当たる2万3,600名が研修を受講した（7月終了）。この成果を受け継ぎ、9月には、「カリキュラム—授業実践—学力評価」というカリキュラム戦略の一貫性強化のため、初等理数科の学力試験の改善を進める新たな理数科教育アセスメント能力プロジェクトを開始した。

イ) アジアの進捗遅延国における基礎教育の質的改善に向けた取組

- **バングラデシュにおける初等教育修了率改善への貢献**：MAF対象国のバングラデシュでは、初等教育の純就学率は76%（1990年）から94%（2009年）に改善する一方、修了率の改善は40%（1990年）から54%（2009年）にとどまり、MDG達成に大きな課題を残している。機構は、同国政府が策定した第3次初等教育開発計画（2010-2016年）に対し、他の9援助機関と協力して、財政支援（無償資金協力）、初等理数科教育強化のための技術協力（2010-2016年）、協力隊派遣等からなるプログラム協力を実施している。2011年以降は、教員研修及び初等理数科のカリキュラム・教科書改訂のための技術協力を行い、教員研修の全国展開、教師用指導書の全国配布に貢献した。2014年4月に実施したプログラム協力の中間レビューによれば、これらの支援は修了率の改善（2012年実績で73%）に貢献しており、政府が掲げる目標（2016年に修了率80%達成）への見通しが立った。
- **ラオスにおける初等教育の質の改善**：MAF対象国のラオスでは、初等教育純就学率98.0%（2013年）に対し、修了率は77.5%（同）にとどまり、初等教育の質の改善が課題となっている。機構では、2007年から南部地域90校を対象にコミュニティ参加型の学校運営改善に取り組み、4年間で同地域の純就学率の向上（73.4%→98.8%）、中退率の改善（4.1%→0.7%）に貢献した。2012年からは、対象地域を拡大し、国の教育の質に関する基準に基づく学校運営改善研修モジュールの全国標準化を図っている。2014年度は、教育政策・制度改革を対象に含む円借款「第9次貧困削減支援オペレーション」の活用や、GPEとの連携（機構の協力対象4県を除く地域での研修につき、研修教材の印刷や研修会の開催に係る経費をGPEが負担）により、同モジュールの全国展開を進展させた。

② 教育を通じた女性のエンパワーメント

- **パキスタン**：ノンフォーマル教育推進プロジェクトで、パンジャブ州（人口7,900万人）のノンフォーマル基礎教育、成人識字教育のカリキュラム等の改善に取り組んだ。終了時評価では、裨益学習者52万人のうち、約8割に相当する41万人が女性であるため、プロジェクトは女性の識字教育普及に貢献したと結論付けられた（2015年3月のプロジェクト終了後の他州への成果普及について、同国教育省と検討中）。なお、本案件について、5月に開催されたユネスコ主催の「万人のための教育（EFA）に関するグローバル会議」で、成果のスケールアップに関する優良事例として、米ブルッキングス研究所と共同で発表を行い、成果を国際的に発信した。また、日本国内においても、同国出身のマララ・ユスフザイ氏が2014年のノーベル平和賞を受賞した際に、テレビ（TBS）、新聞（朝日、中日こどもウィークリー新聞、共同通信、信濃新聞、日経ビジネス）等を活用して本事業の成果の発信に努めた。

3-2-2. 保健

(1) 協力方針

母子保健関連目標は、MDGsの中でも達成が世界的に危ぶまれている。2013年5月に政府が定めた国際保健外交戦略でも、国際的な保健分野の取組を日本外交の重要課題と位置づけ、世界の健康課題の解決に向けて関係省庁及び官民が一体となって取り組むことを通じ、日本に対する国際社会の信頼を高めていくとされている。

同戦略では、日本の経験を踏まえ、世界の全ての人が基礎的保健医療サービスを受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下「UHC」という。）」を推進することが掲げられている。2013年9月に総理が行った国連総会一般討論演説においても、女性の社会進出促進には母子保健関連指標の改善が必要不可欠とされている。これらを受け、機構では、ジェンダーに配慮しつつ保健行政能力の向上や保健サービスの質的向上、保健人材の拡充といった保健システムの強化を図り、包括的な母子継続ケアの提供や感染症対策に横断的に取り組むことによって、MDGs 目標達成の加速化と女性の健康改善に貢献していく方針である。

- **UHC の推進**：保健システムの強化とともに、日本の経験の共有等を通じた UHC 推進に貢献。
- **母子保健**：包括的な母子継続ケアの提供とそのために必要とされる保健システムの強化。
- **感染症**：保健システムの強化を通じた横断的なアプローチ、感染症別の対策、地球規模課題対応国際科学技術協力（以下「SATREPS」という。）による疫学的共同研究、民間連携の推進。

（2）戦略性向上に向けた取組

MDGs の目標達成状況が芳しくない、又は国内での達成状況の格差が著しい国を中心に、母子保健関連指標改善への取組を支援する事業を展開する一方、取組の有効性を高めるため、「ローン・コンバージョン」等の革新的な手法や、民間企業との連携といった取組を進めた。また、国際社会におけるポスト 2015 年開発アジェンダ形成への貢献として、UHC 主流化に向けた働きかけを行うとともに、途上国において UHC 推進に貢献する支援事業を本格化させた。

- **革新的手法**：パキスタンでの円借款「ポリオ撲滅事業」（2011 年 L/A 調印、借款供与額 49 億 9,300 万円）を通じて支援したポリオ対策について、アクセス可能なハイリスク県・地域におけるワクチン接種率 90%等の目標が達成されたとして、4 月、ゲイツ財団が円借款の肩代わり返済を実行した。事業成果が達成されれば、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わって円借款の返済を肩代わりするという「ローン・コンバージョン」手法を初めて採用した本案件は、開発途上国で広く適用可能な革新的取組を表彰する OECD/DAC 賞（2014 年新設）を 10 月に受賞した。同事業の成果を他国にも広げるため、ナイジェリアでも同財団と連携し、同様の事業を開始した（5 月 L/A 署名、9 月ゲイツ財団との債務承継契約締結）。一方、成果達成のインセンティブを更に強化するために、進捗のモニタリング方法を改良した。
- **民間連携**：ベトナムで、ユニ・チャーム、ライオン、味の素、NPO 法人ひまわりの会との広告協力を通じて技術協力プロジェクトの成果である母子保健手帳の配布予算 450 万円を工面するなどの現場レベルでの民間企業との連携を行った。また、資金協力への本邦企業の参入促進のため、11 月のキューバ保健省副大臣他の招へいの際のように、本邦において日本の医療機器技術・製品を紹介する機会を設けた。こうした民間連携機会の増加に対応するため、機構では 4 月より保健医療分野における民間連携に係る基本的な考えの整理を進めた（結果は次年度前半に機構ウェブサイトで公開予定）。
- **UHC 主流化の働きかけ**：国際会議や学会、知識共有ネットワークに参加してパネリスト登壇や成果発表、サイドイベント開催等を行うとともに、他の国際協力実施機関との協議においても UHC 主流化を働きかけ、協力者の確保に努めた。こうした取組もあり、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals. 以下「SDGs」という。）」に関する国連のオープンワーキンググループ（SDGsOWG）成果文書（7 月）には、UHC が明記された（指標 6-1 参照）。
 - 国際的な成果発信の例：世銀・IMF 総会関連サイドイベント（4 月春季会合・10 月総会）、OECD 保健アカウント会議（4 月）、ASEAN+3 UHC ネットワーク会議（4 月）、UHC とサービスの質国際会議（7 月、米国）、国連総会（9 月）、第 3 回保健システム研究グローバル・フォーラム（9 月、南ア）、アジア保健人材同盟総会（10 月、中国）、Joint Learning Network on UHC への加入（11 月）、ADB 主催 UHC と ICT に関する国際会議（11 月、フィリピン）、WHO 神戸センターコンサルテーション会議（11 月、神戸）、日本国際保健医療学会（11 月）、マヒドン皇太子賞会議（PMAC）（1 月、タイ）、UHC モニタリング・保健指標標準化専門家会合（通年）。

- 他機関との協議の例：機構理事長と世界銀行総裁のハイレベル対話時の協議（7月）、PMAC サイドイベント／世銀-JICA アジア 4 国 UHC ワークショップ（1月）、日本-USAID 保健パートナーシップ協議（2月）等。
- **UHC 支援事業の立上げ**：MDGs 目標の達成進捗遅延国の取組加速化支援のための既存の事業（下記(3)①参照）に加え、新たに形成・開始した主な事業は以下のとおり。
 - ケニアでは、地方分権下での UHC 推進プログラムの中核となる技術協力プロジェクト「地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化」を10月より開始した。また、保健省に派遣中の「保健財政／円借款形成」専門家により、2030年を目標年次とした UHC ロードマップの作成を支援した。さらに、世界銀行等と連携しつつ、UHC 達成に向けた保健セクター政策借款の形成に取り組んだ（指標 6-3 参照）。
 - インドネシアでは、医療保障を中心とする社会保障制度の強化を支援する技術協力プロジェクト「社会保障制度強化プロジェクト」を5月に立ち上げた。
 - ミャンマーでは、機構が策定に協力してきた「エッセンシャル・ヘルス・パッケージ」を提供する州レベルの行政能力強化のため、11月に技術協力プロジェクト「保健システム強化プロジェクト」を開始した。

(3) 成果

① MDGs 目標の達成進捗遅延国に対する加速化支援の取組

ア) アフリカの進捗遅延国における取組加速化と公約達成に向けた取組

- **TICAD V 公約達成への貢献**：2014 暦年分の実績として、保健分野に対する 110 億 5,900 万円の支援（技術協力を除く）を実施した（日本政府の TICAD 支援策の目標 500 億円に対し、2013 年からの累計 41%）。保健人材育成については、12 万人の目標に対し、2013 年度に約 2 万 2,000 人、2014 年度に約 2 万人（暫定値。未計上分あり。）の人材育成に貢献した。
- **アンゴラにおける保健システム強化**：「ジョシナ・マシエル病院及びその他保健機関の人材育成と一次医療の再活性化を通じた保健システム強化計画」が 10 月に終了した。一次から三次の医療施設に至る医療サービス全体の改善に必要な人材育成に貢献したことに加え、ルアンダ市内では母子保健手帳を試行導入した。ブラジルも関与したこの三角協力は、11 月、国連南南協力事務局が米国ワシントンで開催した南南協力 EXP0 にて「グッド・プラクティス賞」を受賞した。
- **ガーナにおける HIV 母子感染予防サービスの改善**：2015 年 3 月に終了した「HIV 母子感染予防にかかる運営能力強化プロジェクト」では、HIV 母子感染予防に関する医療従事者向けハンドブック及び研修教材を開発し、監督指導員とカウンセラーの能力強化に加え、支援型監督指導や IEC（情報伝達、住民教育、住民対話）教材開発の導入などを通じて、グレーター・アクラ州内の対象施設におけるサービス提供能力を強化した。その結果、対象施設での産前健診で HIV テストを受けた妊婦の割合は、協力開始前（2011 年）の 77%から、協力終了時（2013 年）には 99%へと大幅に向上した（全国平均は変わらず 88%）。
- **タンザニアにおける人材情報システムと病院運営改善の全国展開**：「保健人材開発強化プロジェクト」が 11 月に終了し、保健人材情報システムはタンザニア本土全 25 州の全 178 県に導入され、公的保健人材の 94%、民間保健人材の 83%をカバーするまでに全国展開が進んだ。加えて、国家保健人材育成戦略が完成し、病院運営改善の取組（5S-Kaizen）の主要 67 病院への展開も進んだ。5S-Kaizen を通じて、患者待ち時間の短縮や過剰在庫の削減、健康保険収入の増加といった成果を終了時評価で確認した（なお、12 月に終了したウガンダ「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト」でも同様の成果を確認）。

イ) アジア太平洋地域の進捗遅延国等における母子保健・感染症対策拡充に向けた取組

- **ベトナムにおける母子保健手帳の導入**：「母子保健手帳全国展開プロジェクト」では、母子保健手帳を 4 省で試験導入した結果、4 省の 77.5%の妊産婦（55 万 2,204 名）に母子手帳が配布され、妊婦の健康知識が約 3 倍に上昇、さらに 90.5%のヘルスワーカー（1 万 6,600 名）が母子手帳の活用のしかたに関する研修を受けた。

- **インドネシアにおける看護師育成支援**：看護師・介護福祉士候補者の受入れを含む日・インドネシア経済連携協定（EPA）の発効を契機に案件形成された「看護実践能力強化プロジェクト」を通じ、パイロット病院に看護ラダーシステム（看護師のキャリア開発システム）を導入するためのベースライン調査を実施し、ラダーシステム実施指針を作成した。また、クリティカルケア、災害看護、救急看護の各分野でカリキュラム開発を支援した。老年看護分野では本邦研修（20名）を実施し、同国で初となる老年看護ケア領域の方針づくりと研修カリキュラム、研修モジュール作成に着手した。
- **フィリピンにおける公的保険サービスの拡大**：「コーディラ地域保健システム強化プロジェクト」の成果として、貧困層の公的保険加入者が協力開始前（2011年）から2014年までに50%増加し、公的保険制度の母子保健パッケージを提供できる認証を受けた施設が20施設（2012年）から49施設（2014年）に倍増した。同様に母子保健関連指標の進捗が遅れている東ビサヤ地域でも、「東ビサヤ地域母子保健サービス強化プロジェクト」の実施により、公的保険制度の母子保健パッケージの認証施設が7施設（2010年）から25施設（2014年）に増加した。2015年2月現在、対象地域の保健医療施設の助産師105名に対し、基礎的緊急産科・新生児ケア研修を実施済みである。
- **ミャンマーにおける感染症対策**：「主要感染症対策プロジェクトフェーズ2」では、多様なオペレーショナル・リサーチを活用し、到達困難地域でのコミュニティベースのマラリア対策モデルを確立した。輸血によるHIV及び梅毒の感染を予防するため、検査精度を向上させ、血液の安全性を高めた。これらの取組により、6月、協力対象であるミャンマー国立血液センターが国際輸血学会の途上国賞を受賞した。また、結核対策としてコミュニティベースの対策ガイドラインを策定し、結核検査の精度向上のため、外部精度管理を推進した。

② エボラ出血熱への対応

エボラ出血熱の大規模な流行がみられたギニア、シエラレオネ、リベリアでの緊急対応のため、個人防護具、テント等の緊急援助物資供与や、WHOを通じた専門家の派遣等を実施した（指標 15-1 参照）。並行してこれら流行国の周辺の国々のエボラ出血熱流行への準備態勢を強化するため、既存の技術協力案件等を通じた支援を10か国以上で展開した。具体例は次のとおりである。

- **ガーナ**：日本政府の無償資金協力により1979年にガーナ大学医学部に野口記念医学研究所が設立されており、機構も同年より、ウイルス性疾患その他の広範な疾患に対する検査・診断能力や研究活動強化、大学・研究所の能力強化といった支援を継続的に行ってきた。エボラ出血熱流行に対し、同研究所は、2015年1月までに、ガーナ、トーゴの疑い例に関する検体を計100件以上検査し、これに対し、機構も、検査機材、試薬、防護服の供与や、周辺住民の理解を得ることを目的とした研究所の検査能力に関する広報ビデオの作成支援などを通じて支援した。
- **セネガル**：最初のエボラ出血熱患者公表から2週間後に、最初のエボラ出血熱患者を受け入れた病院に供与機材を引き渡した。さらに、追加的予算を活用しつつ、既存の技術協力事業のアセットを活用したギニア国境ハイリスク地域への保健衛生機材供与、シエラレオネ・リベリア・ギニア沿岸を移動するセネガル零細漁民向け啓発活動（UNICEFとも連携）、保健分野隊員の啓発活動等を実施した。
- **ザンビア**：1984年の学部施設建設（無償資金協力）以来、長年技術協力プロジェクトやSATREPSの実施機関として協力してきたザンビア大学獣医学部が、同国唯一のエボラ出血熱検査機関として指定され、15例のサンプルを検査した（ウイルスは検出されず）。
- **コートジボワール**：UNDPと連携して実施している「国家警察能力強化支援プロジェクト」の一環として、9月に、空港、港、国内全39か所の国境警察の警察官約2,300名を対象とした「エボラ出血熱対策研修」を実施した。

③ 研究開発支援等を通じた顧みられない熱帯病への対応

- **ガーナにおける現地の薬用植物を用いたウイルス・寄生虫感染症対策**：ガーナの野口記念医学研究所、東京医科歯科大学等による SATREPS「ガーナ由来薬用植物による抗ウイルス及び抗寄生虫活性候補物質の研究プロジェクト」（2015 年 3 月終了）では、ガーナ原産の薬用植物から、抗トリパノソーマ活性を有する 3 種の化合物を新たに同定した。現在、日本・ガーナの関係研究機関・大学が研究成果に関する国際特許を共同で申請しており、将来的な医薬品開発につなげることを目指している。本事業は、同研究所に対する長年の協力（上記②参照）による同研究所の能力向上という成果を示しているといえる。
- **ケニアにおける携帯電話を用いた感染症対策**：ケニア中央医学研究所、長崎大学等による SATREPS「黄熱病およびリフトバレー熱に対する迅速診断法の開発とそのアウトブレイク警戒システムの構築」では、東部アフリカで深刻な黄熱病やリフトバレー熱の早期封じ込めのため、安価な迅速診断法として携帯電話を用いた感染症サーベイランスシステムを開発し、2013 年度より試行導入を行っている。2014 年 10 月には、エボラ出血熱対策のため、同システムの応用が進められた。なお、機構は、1982 年の同研究所の設立支援以来、長年にわたり協力を行っており、本事業はこうした協力の成果を示しているといえる。
- **ニカラグアにおける風土病対策**：8 月に終了した「シャーガス病対策プロジェクト」では、5 年間で 11.6 万軒の家屋に殺虫剤を散布し、媒介者であるサシガメの生息家屋率はベースライン調査時の 17.0%から 4.0%に減少した。また、住民参加型のサシガメ監視システムが全 485 保健区域に導入され、2013 年にはシャーガス病対策基準書・マニュアルが施行された。今後、これらの制度や基準書等を基盤として、保健省が半期ごとに評価を実施していく予定である。
- **フィリピンにおける重要感染症の早期診断・治療に向けた研究**：フィリピン大学マニラ校公衆衛生学部、九州大学大学院等による「レプトスピラ症の予防対策と診断技術の開発プロジェクト」（2015 年 3 月終了）では、フィリピンの監視対象及び優先研究対象感染症の一つであるレプトスピラ症について、複数の診断法と動物用予防ワクチンを開発した。レプトスピラ症の早期診断・治療につながる科学的価値のある研究成果が得られたことに加え、プロジェクトでは、フィリピン大学内にレプトスピラ症予防対策センターを設置し、フィリピン人研究者が自立して研究が実施できるよう技術移転を行った。プロジェクト終了後も、同センターのフィリピン人研究者が中心となって開発した診断法とワクチンの実用化に向けた取組が継続される予定である。

3-2-3. 水

(1) 協力量針

- 給水施設整備、運営・維持管理能力強化、政策環境の整備等を包括的に視野に入れた支援を行う。
- MDGs 達成への進捗に遅れがみられる衛生分野について引き続き支援を行う。
- TICAD V における日本政府の支援策の実行に向けて迅速に取り組むを行う。
- 日本の地方自治体や民間企業（中小企業を含む）の海外展開による開発途上地域の水問題解決への貢献を支援する。

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 域内の水道事業体の交流促進

- **アジア地域上水道事業幹部フォーラムの開催**：横浜市との共催により 7 月に実施した「アジア地域上水道事業幹部フォーラム」では、給水区域の拡大（1993 年 20%→2011 年 90%）、無収水率の削減（同 72%→同 6%）を果たし、「プノンペン」の奇跡」とも呼ばれたカンボジア・プノンペン市水道公社をはじめ、アジア 12 か国 31 名の水道事業体幹部のほか、国内水道事業関係者総勢約 330 名を招いた。収入確保、メンテナンスと機材調達、人材育成、連携・協力、災害対応等、関心度の高いテーマについて議論し、結果を「横浜宣言 2014」として取りまとめた。
- **開発途上国の事業体のネットワーク支援（ラオス）**：11 月に開催された「水道公社事業管理能力向上プロジェクト」の進捗報告のセミナーに併せて、ラオスを含めた東南アジア 5 か国の水道事業者が集まり、同プロジェクトで作成中の水道事業ガイドラインやデータ管理マニュアルについて知見を得るとともに、

安全な水供給に向けた参加各国の水道事業における課題と教訓の共有を行った。

② 地方自治体の知見の活用

- **横浜市の給水状況遠隔監視技術（フィリピン）**：「メトロセブ水道区上水供給改善計画」（無償資金協力、4月 G/A 締結）において、リアルタイムでの正確な給水状況モニタリングのための遠隔監視システムの運用とデータの分析・活用に、横浜市の知見を活用した。
- **沖縄県の島嶼部の水道事業運営の知見（サモア）**：沖縄県内 7 自治体・水道事業体の協力を得て、「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」（技術協力）を開始した。島嶼国及び水資源制約の条件下での水道事業運営というノウハウを活用し、宮古島市で導入済みの生物浄化法を用いた浄水場運転維持管理技術等で支援予定。
- **北九州市の浄水技術（ベトナム）**：「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」（無償資金協力、E/N 準備中）では、ハイフォン市最大規模（設計能力：10 万 m³／日、給水人口：約 86 万人）のアンズオン浄水場に、北九州市が国内特許をもつ上向流式生物接触ろ過設備を本格導入する予定である。2010-12 年度に北九州市が実施した草の根技術協力「有機物に対する浄水処理向上プログラム」での実証実験結果を踏まえ、ハイフォン市が同設備を小規模浄水場に導入したことが契機となっている。

③ 水ビジネスの促進にも資する取組

- **海水淡水化事業への日本の技術の活用（チュニジア）**：円借款事業「海水淡水化施設整備事業」の準備調査（2015 年 8 月終了予定）において、同国最大規模の海水淡水化施設の導入に当たり、RO 膜や高圧ポンプ、システム等で日本の技術の適用を検討した。11 月には、JETRO の招へい事業の機会に本邦企業による視察を設け、チュニジア政府関係者に本邦製品・技術に対する理解を深める取組を行った。
- **本邦企業向け情報普及活動**：海外コンサルティング企業協会（ECFA）-アジア PPP 推進協議会における講演（7、10 月、2015 年 1 月）や、海外水循環システム協議会参加企業との面談（8 月）、日本機械輸出組合参加企業との面談（2015 年 2、3 月）等の機会を設け、民間企業に対し、開発途上国における上下水道事業や国際協力事業に関する情報提供を積極的に行った。
- **中小企業の海外展開支援**：配水管維持管理及び漏水調査サービス（タイ）、紫外線殺菌装置を用いた水リサイクル（インドネシア）、水の需給ギャップを埋めるプラスチック製雨水地下貯留システムの製造販売（インド）、移動式飲料水製造システム導入（ミクロネシア）等に関する調査・事業を支援した。

④ 科学技術を活用した事業展開及び情報発信

- 日本政府が主導する全地球観測システム（GEOSS）の成果や日本の衛星データを含む情報を、開発途上国の現場に活用した（フィリピン「マニラ首都圏及び周辺地域水資源マスタープラン」、インドネシア「ブランタス・ムシ川水資源管理計画」等）。これらの産学官連携による取組を「第 7 回 GEOSS アジア・太平洋シンポジウム」（5 月）や東京大学で行われた「水循環データ統合の展開学」寄付講座設置記念講演会（10 月）において紹介した。

(3) 成果

無償資金協力及び有償資金協力を通じ、約 170 万人の給水を改善し、安全な水へのアクセス増大に貢献した。MDGs 達成が困難であるサブサハラ・アフリカでは、給水に加え、基礎的な衛生施設へのアクセスの向上のため、技術協力や無償資金協力を実施した。アフリカにおいては、こうした事業を通じて、TICAD V における日

本政府の支援策（2013年から2017年までの5年間に1,000万人への水及び衛生施設へのアクセス改善と都市水道技術者1,750名の育成）に対し、2014年度までに約412万人への水・衛生へのアクセス改善と1,615名の技術者育成を行い、目標達成に大きく貢献した。

① MDGs 目標の達成進捗遅延国に対する加速化支援の取組

ア) アフリカにおける給水・衛生改善の裨益人口拡大に向けた取組

安全な水へのアクセスは、2010年に全世界で目標を達成しているが、サブサハラ・アフリカでは、いまだ多くの国がMDGsの目標達成が困難な状態である。また、基礎的な衛生施設（トイレ）へのアクセスは、アフリカのみならず全世界的にも、いまだ目標達成に時間を要する課題である。機構は、水・衛生分野のMAF対象国であるザンビア、セネガルを中心に、支援を行っている。

- **ザンビアにおける安全な水へのアクセスの改善**：安全な水へのアクセス率が最も低い地域であるルアブラ州では、二次にわたる無償資金協力で計416か所のハンドポンプ付き深井戸給水施設の建設を行った結果、州全体における安全な水へのアクセス人口が約16万2,000人（2007年、アクセス率17%）から26万6,300人（2013年、アクセス率25.6%）に増加した。9月にE/Nが締結された「第三次ルアブラ州地下水開発計画」では、200か所のハンドポンプ付き深井戸給水施設と5か所の管路系給水施設の建設を行う予定であり、アクセス人口の増加（約8万2,000人）、アクセス率の向上（30.0%）が期待される。
- **タンザニアにおける安全な水へのアクセスの改善**：タンザニア国内で最も地下水確保が難しく開発が遅れたタボラ州（地方部の平均給水率49%に対し10%以下）において、無償資金協力「タボラ州水供給計画」を5月に開始した。井戸114か所、公共水栓4か所を建設する一方、運営・維持管理主体の住民組織の能力を強化する予定である。これにより、4万5,000人に安全な水が提供され、対象村落給水率は7.8%から53.6%に改善することが期待される。
- **ケニアにおける給水人口の拡大**：セントラル州エンブ市では、浄水施設の能力不足と配水管の未整備により給水カバー率が41%にとどまっていたが、無償資金協力プロジェクト「エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画」により、給水・浄水施設が更新され、給水人口は6万9,000人から16万8,000人に増加した。加えて、技術協力プロジェクト「無収水管理」では、10月のプロジェクト終了までに水道事業体向けマニュアルや水道技術者向けハンドブック等を整備し、人材育成を行ったことで、パイロット地区の無収水率は68%（2010年）から21%（2014年）に改善した。効果的な水資源活用だけではなく、水道事業体に大幅な増収をもたらすという効果も発現した。
- **マラウイにおける水資源マスタープラン策定**：9月、「水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」により、全国を対象として現在の水資源量を把握し、水道、農業、工業や発電など様々なセクターの水需要を予測し、統合水資源管理の観点から2035年までの開発プランを策定し、持続的な水資源開発の基盤をつくった。

イ) その他地域における村落給水の裨益人口拡大に向けた取組

- **タジキスタンにおける農村部の給水改善**：MAF対象国であるタジキスタンは、安全な水を利用できる人口の比率が全国平均で66%（都市部92%、農村部57%）にとどまる。機構が重点的に協力しているハトロン州では、83の給水施設のうち、51施設が稼働しておらず、給水人口は47%にとどまっている。現在実施している給水施設の整備「第2次ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画」、「ハトロン州ピアンジ県給水改善計画」（無償資金協力）により、州の給水人口は約4万4,000人増加し、州人口の約10%が新たに安全な水を利用できる見込みである。2015年度は、同国における水分野での初の技術協力プロジェクトとして「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト」を開始し、施設の維持管理能力強化や持続的な水道事業の運営に必要な経営計画の策定を支援する予定である。
- **ヨルダン北部におけるシリア難民流入地域の給水計画策定**：2013年12月より実施中の「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」では、特にシリアからの難民の急激な流入により緊急度の高いイルビッド市及びその周辺地区での無償資金協力事業の内容の特定とともに、上下水道に関するマスタ

ープランを策定した。マスタープランについてはカウンターパートとともに関連ドナーにも共有し、提案事業の早期実現を図る予定である。

② アジアの大都市における給水能力の増強と給水サービスの改善に向けた取組

- **ミャンマー**：機構の支援により策定された「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」において、緊急かつ優先度の高い事業に位置付けられた上水道分野について、技術協力「ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト」及び円借款事業「ヤンゴン都市圏上水道整備事業」（236 億 8,300 万円）を開始した。また、第二の都市マンダレーでは、無償資金協力「マンダレー市上水道施設緊急整備計画」協力準備調査を実施し、2015 年 3 月に交換公文（E/N）が締結された。
- **モンゴル**：人口の急増等に伴う水需要の増大により、水供給能力の拡大が急務となっている首都において、無償資金協力事業「ウランバートル市水供給改善計画」（2010 年 9 月 E/N 締結）により、11 月に新規水源の開発と水供給施設の整備が完了した。施設の稼働により、約 43 万人の需要に応えることが可能となった。

3-2-4. 格差是正・貧困層支援

(1) 協力量針

- **アフリカ**：MDG 1（極度の貧困と飢餓の撲滅）の目標達成進捗状況が芳しくない国に対する支援を重点的に行い、目標達成努力の加速化を図る。人々の直面する欠乏状況の同定と解消に取り組むだけでなく、人々の能力が高まり、尊厳をもって生きる人間の安全保障が実現されるような協力を行う。そのために、小農による市場志向型農業（SHEP アプローチ）の推進や、若者や女性の就業機会・起業機会につながる能力強化の取組を拡充する。
- **アジア**：成長著しいアジアでは MDG 1 の目標達成済みの国が多いが、人々の置かれた地理的社会的条件によって、不利な状況に置かれることで拡大する格差に注意が必要である。種子改良や灌漑施設整備などを通じて、食料生産能力の拡充と安定化を図りつつ、辺境地、少数民族居住地域など取り残された地域の人々の生活向上にも配慮する必要がある。
- **ジェンダー**：2013 年 9 月の国連総会一般討論演説で、総理は、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすとの考えに立ち、国際社会との協力や途上国支援を強化していくと表明した。機構はこうした政府方針に沿い、①女性の活躍・社会進出を推進するための女性の能力強化（女子就学率の改善、職業訓練提供、村落給水整備等の生活環境改善）、②女性の健康促進（保健医療分野の取組強化）、③平和と安全保障分野における女性の参画と保護（紛争影響国での女性の生計向上、人身取引予防と被害者の保護、女性の社会的包摂促進等）に取り組む。
- **小島嶼国**：MDG 8（開発のためのグローバルなパートナーシップ）のターゲット C に基づき、一国レベルでは開発課題への取組に限界のある小島嶼開発途上国等の特別なニーズに配慮し、域内各国が協力して課題に取り組む体制の構築を支援する。

(2) 戦略性向上に向けた取組

- **小農による市場志向型農業（SHEP アプローチ）の推進**：換金作物導入を図る小規模農家に対し、「作ってから売る」から「売のために作る」という、ビジネスとしての農業への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための各種支援活動を行う SHEP アプローチ推進のために、TICAD V で採択された横浜行動計画に基づき、アフリカ地域で面的な展開に向けた取組を進める。2013 年度にアフリカ各国事務所より SHEP アプローチ導入に関する要望を確認した結果、英語圏・フランス語圏を問わず 30 か国が同アプローチの導入に関心を表明した。これを踏まえ、今年度より年 2 回の行政官向け課題別研修を行い、その後対象各国へのフォローアップ調査を実施した。2015 年度からは、更に年 1 回の普及員向け課題別研修及び年 1 回のフランス語圏アフリカ地域行政官向け課題別研修を追加することが決定している。また、SHEP アプローチの推進を担う日本側の人材育成のための能力強化研修を開始した。

(3) 成果

① アフリカにおける食料増産、収入の多角化・安定化に向けた取組

ア) 現行 MDGs 目標達成を加速化させるための取組

- **ブルキナファソにおける農産品多様化の推進**：国内外のマーケット状況や栽培適性に基づいて市場志向型農産品 5 品目の選定を行い、輸出産品であるゴマについて、10 月より「ゴマ生産支援プロジェクト」を開始した。その他の 4 品目については、実施中の「市場志向型農産品振興マスタープラン策定プロジェクト」において実証事業を行いつつ、マスタープラン策定を支援し、2015 年 5 月に完成予定である。これらの協力により、これまでの綿花モノカルチャーから脱却し、農産品多様化と食料増産を図り、収入の多角化・安定化が進むことが期待される。
- **ニジェールにおける持続的な農村開発推進**：「サヘル地域における貯水池の有効活用と自律的コミュニティ開発プロジェクト」では、農民圃場学校（FFS）という普及手法による研修を実施し、農民が自ら考えて実施する営農形態の構築を支援してきた。同プロジェクトでは FFS マニュアルを策定し、農業大臣による認証の手続きを進めている。終了時評価の結果、プロジェクト目標である貯水池の有効活用を通じた持続的な農村開発の改善が確認された。
- **エボラ出血熱流行国における栄養改善への取組**：国連世界食糧計画（World Food Programme。以下「WFP」という。）と連携し、機構が「セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト」で支援したセネガルの農民が生産したコメ 420 トンを、WFP が 2015 年 3 月、ギニア向けエボラ出血熱対策の一環として調達した。

イ) SHEP アプローチの面的拡大への取組状況

- **拠点国ケニアにおける支援の拡充**：SHEP アプローチの起点となったケニアでは、SHEP の第 3 フェーズとなる技術協力プロジェクト「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト」を 2015 年 3 月より開始し、アフリカ広域展開のリソースを活用するとともに、ケニア国内にも広域展開支援結果の教訓等をフィードバックさせることとしている。また、農業・畜産・水産省の要望により、SHEP におけるジェンダー主流化の取組（男女共同参画型の農家経営を推進するための各種働きかけ）を省内に定着させ、小規模園芸農家のみならず、他の作物生産に携わる小規模農家に対しても同取組を普及していくための能力強化を行うための技術協力プロジェクト「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」を 8 月より開始した。
- **アフリカ広域展開**：TICAD V における日本政府の支援策（対象 10 か国、技術指導者育成 1,000 名、小規模農民育成 5 万名）に対し、今年度は、対象 13 か国、技術指導者育成 791 名、小規模農民育成 1 万 7,438 名と、目標を上回るスピードで広域展開を進めた。マダガスカルでは、2015 年 3 月、技術協力プロジェクト「コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ 2」の詳細計画策定調査において、農家世帯の稲作の収益性向上の観点から SHEP アプローチ活用を図ることで合意した。また、ガーナでは、2014 年 12 月、技術協力プロジェクト「小規模農家市場指向型農業支援・民間セクター連携強化計画」の詳細計画調査において、世界銀行との間で、ハード・ソフト両面で支援し援助効果を高めることで合意した。さらに、エジプトでは、円借款「新ダイルート堰群建設事業」で支援対象としている水路の受益地での SHEP アプローチの推進を目的に、「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」を 5 月より開始した。
- **アフリカ域外への展開**：パレスチナ「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」や、エルサルバドル「東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト」等でも SHEP アプローチを導入し、アフリカ域外においても同アプローチの展開を進めた。

② アジア成長地域での食料増産・安定生産とインクルーシブな開発に向けた取組

- **カンボジアにおける農業生産性の向上**：「トンレサップ西部地域農業生産向上プロジェクト」（2015 年 3 月終了）を通じて、モデル農家を拠点とした農民圃場学校（FFS）による稲作技術の普及や農家のグループ化を通じた栽培技術の改善・販売促進等活動を推進したことにより、協力対象地域の収量・収益は、協力開始

前と比べて約 130～180%増加した。協力対象の種子生産農家グループのリーダー農家が全国農業コンテストの「高品質種子生産技術」で最高位である総理大臣賞を受賞し、その品質が一層広く国内に認められるようになり、プロジェクトで作成した栽培マニュアルが、他州での稲作の普及展開に活用されている。なお、実施中の円借款「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」及び実施予定の円借款「プノンペン南西部灌漑・排水施設改修・改良事業」においても、同プロジェクトの成果である稲作栽培技術の活用が期待される。

- **ミャンマーの乾燥地域での灌漑整備**：降水量が少なく灌漑率の低いバゴー地域において、円借款「バゴー地域西部灌漑開発事業」（9 月 L/A 締結）を開始し、8 万 7, 596 ヘクタールを対象に灌漑施設の整理・改修に着手した。なお、同事業の協力準備調査では、圃場整備ガイドラインを作成した（8 月）。
- **アフガニスタン・タジキスタン国境地域の農村開発**：少数民族が多く貧困率の高い、アフガニスタンとタジキスタンの国境付近の両側で実施した技術協力プロジェクト「バダフシャーン地域における農村開発プロジェクト」（2015 年 2 月終了）を通じ、飲料水施設、小規模灌漑、学校、保健施設、道路・橋梁等、住民のニーズに基づく小規模インフラ事業 44 件を実施し、約 9, 700 世帯が裨益した。飲料水施設整備により、水汲みの時間が大幅に短縮するとともに感染症の罹患率が下がる、小規模灌漑整備により耕作地が拡大し農作物の収穫量が増加する、道路・橋梁事業により保健施設や学校への所要時間が大幅に短縮するなど、住民生活に影響を及ぼす具体的な効果が確認されている。

③ 女性が輝く社会の実現に向けた取組（指標 18-2 参照）

④ 小島嶼開発途上国（SIDS）の特別なニーズに対する取組

- **SIDS サミットへの貢献**：2014 年 9 月、サモアにおいて、小島嶼開発途上国（SIDS）の持続可能な開発をテーマに開催される第 3 回 SIDS 国際会議が開かれ、日本政府は、SIDS 特有の脆弱性克服を含む持続可能な開発を支援するため、人間の安全保障の観点から、特に「気候変動」、「防災」、「保健」分野における SIDS 支援策として、今後 3 年間で 5, 000 名の人材育成を支援すると発表した。機構は、「水と衛生、食料安全保障及び廃棄物管理」分科会において、大洋州 11 か国を対象とした「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）」の成果と展望につき報告、これまでの 3R（Reduce、Reuse、Recycle）に加えて、生ごみなどの有機ごみを自然に返し、島では処理の難しい有害廃棄物や、「リサイクル市場でなければ売れないような有価物」を島の外に戻すこと（Return）の重要性について強調し、国連機関や各国の要人からも賛同を集めた。
- **カリブ共同体（カリコム）諸国**：2014 年は日本・カリブ交流年に当たり、7 月にカリブを訪問した総理は、域内諸国が抱える「小島嶼国特有の脆弱性」に鑑み、一人当たりの所得水準とは異なる観点からの支援が重要とし、今後の協力に向け、まずは調査を実施する旨表明した。これを受けて、機構では、7 月に米州開発銀行、カリブ開発銀行と東カリブ地域における協力覚書に署名し、今後この地域での地熱開発や省エネ促進で連携していくことを確認した。また、実施中の域内 6 か国を対象とした広域技術協力プロジェクト「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト」では、12 月にトリニダード・トバゴで域内セミナーを開催し、今後の協力の方向性を検討した。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後、ポスト 2015 年開発アジェンダに向け、きめ細かい事業設計と検証の継続を通じ、達成困難な分野への総合的な取組の強化、発信力の強化が期待される。また、技術協力で確立されたモデルを全国展開するにあたっての制度構築・実施能力強化にも力を入れるとともに、セクター開発計画策定の段階から政策協議等の上流部分での参画の強化、新しく意欲的な取組についての有効性のモニタリングを行いながら積極的に展開することも期待される。

<対応>

ポスト 2015 年開発アジェンダは、2015 年 9 月の国連サミットで確定し、成果を測定する指標と指標データ収集方法については 2016 年 3 月の確定を目指して検討が進められている。指摘のあった点について、機構はこれまで、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）や授業研究、理数科教育、学校運営等、機構が取り組んできたアプローチの有効性につき国際場裏に度々発信し、SDGs において、UHC や理数科教育、教育の質的側面等が反映されるのに貢献してきた。機構では、指摘事項にある達成困難な分野への取組については既に拡充を進めてきたところだが、今後もポスト 2015 の検討動向に注視しつつ、これと整合する形で、継続的な成果のモニタリング、有効性の検証の進め方、各国レベルにおける持続可能な開発の実現に向けた政策策定やモニタリングへの参加のあり方につき、検討する。新しく意欲的な取組についての有効性のモニタリングについては、例えばローン・コンバージョンに関し、成果達成のインセンティブを更に強化するために、進捗のモニタリング方法を改良した。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

教育、保健、水、格差是正・貧困層支援の各分野において、国際社会による MDGs の達成、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）における日本政府の支援策の実現に向けた戦略的な取組を進め、質的・量的の両面で貢献した。

特に、MDGs の達成に向け取組の加速が必要とされる国が多いアフリカでは、TICAD V 横浜行動計画に沿った日本政府の支援策の実行が進んだ。教育分野では、全体目標（2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供）に対し、2014 年度までに約 600 万人の子どもに裨益する事業を実施した。保健分野では、全体目標（12 万人の保健人材育成）に対し、2014 年度までに約 4 万 2,000 人以上の人材育成に貢献した。水分野では、全体目標（1,000 万人への水及び衛生施設へのアクセスと都市水道技術者 1,750 名の育成）に対し、2014 年度までに約 412 万人への水・衛生へのアクセス提供と 1,615 名の技術者育成を行った。SHEP のアフリカ域内展開については、全体目標（対象 10 か国、技術指導者育成 1,000 名、小規模農民育成 5 万名）に対し、2014 年度までに対象 13 か国、技術指導者育成 791 名、小規模農民育成 1 万 7,438 名となった。

一方、アジアで懸念されている教育、保健分野の MDGs の国内地域間格差に対しては、機構の支援対象地域における全国平均を上回る進捗の成果をもって全国展開を図る取組を進めた。特にバングラデシュでは、技術協力、無償資金協力、ボランティア事業によるプログラム協力を通じ、初等教育修了率の改善に貢献した。保健分野においても、ベトナムで母子手帳の全国普及に向けた取組が着実に進んだ。

国際場裏における「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の議論で日本政府が主張するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の主流化に関しては、国際会議等での情報発信に加え、途上国の現場での実践を推進した。フィリピンの地域保健支援では、協力対象地域の貧困層の公的保険加入者が協力開始前に比べて 50%増加するなど具体的な成果が表れており、ケニアでは、技術協力と資金協力の組合せにより、UHC ロードマップ策定から地方政府の能力強化までの包括的な支援を行う戦略的な事業に着手した。こうした取組により、日本政府の政策の実現に貢献したといえる。

さらに、開発協力効果の向上に向けた新たなパートナーとの戦略的連携も推進した。教育分野では、機構による能動的な働きかけにより、技術協力事業に対し、初めて日本の学習産業企業の参画を得ることに成功し、新たな開発ニーズへの対応にも着手した。保健分野では、ゲイツ財団と連携して実施したパキスタンでのポリオ撲滅事業（円借款）が途上国で広く適用可能な革新的取組を表彰する OECD/DAC 賞を受賞し、その成果をいかした事業をナイジェリアでも開始した。また、アンゴラの医療人材育成のためブラジルと連携して行った三角協力事業は、国連の南南協力 EXPO にて「グッド・プラクティス賞」を受賞した。また、水分野においても、開発途上国の政府関係者等と日本の地方自治体・水道事業体・企業等の知識共有の機会を提供するとともに、無償資金協力における地方自治体の知見の活用に取り組んだ。

以上を踏まえ、MDGs の達成に向けた取組の加速が特に必要なアフリカにおいて TICAD で日本政府が掲げた支援策の実行状況が良好であること、アジア地域も含めて協力成果の全国普及等の質的な成果が確認されたこと、国際社会及び開発途上国の現場の双方で日本政府が推進する UHC の主流化に貢献したこと、新たな開発パートナーの知見の活用に取り組んだことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（注）なお、項目 No. 1～No. 4 のアウトプット、アウトカムに関するデータの一部は、協力相手国の統計情報や事後評価の結果を用いるため、事業完了の数年後に初めて捕捉できるという性質がある。2013 年度以前に実施した事業のアウトプット、アウトカムについても、2014 年度に初めて捕捉できた場合は、2014 年度の業績に含めて報告した。

<課題と対応>

これまでの取組を継続して 2015 年末の MDGs 達成に最大限の努力を行う。MDGs の後継となる持続可能な開発目標（SDGs）は 2015 年 9 月末に確定予定だが、MDGs で未達成に終わった国と課題については、SDGs の中でも最優先の取組事項として目標の早期達成に貢献できるよう努める。加えて、2015 年度は、SDGs に関する国際場裏での議論の動向を踏まえ、機構内への周知と取組実施体制の構築に努める。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

国際社会によるミレニアム開発目標（MDGs）の達成、第 5 回アフリカ開発会議（TICADV）における日本政府の支援策（横浜行動計画）の実現に向けて着実に事業を推進した。特に、アフリカ地域の MDGs 目標の達成が遅れている国に対しては、横浜行動計画の目標達成（目標年 2017 年）に向けた積極的な支援を行い、例えば、水・衛生分野では都市水道技術者 1,750 名の目標値に対して 1,615 名、農業分野でも農業技術の指導者育成 1,000 名の目標に対して 791 名の育成を完了するなど計画を上回るペースで成果をあげている点は評価できる。また、保健分野でも、ガーナにおける HIV 母子感染防止サービスでは HIV テストを受けた妊婦の割合が

協力開始前の 77%から協力実施後は 99%に大幅に改善される等の成果をあげ、また、ブラジルとの三角協力によるアンゴラにおける保健システム強化支援は、国連南南協力事務所から「グッド・プラクティス賞」を受ける等高く評価された。

「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の議論において日本政府が主張するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の主流化に関しては、国連総会、世銀・IMF 総会等の主要関係者が集まる機会を捉え、ほぼ通年に渡り国際会議等の場で継続的な情報発信を行い、日本政府の政策の実現に貢献した。また、ミャンマー、ケニア等の途上国の現場で UHC の考え方を取り入れた事業を推進し、すべての人が必要な保健医療を支払い可能な費用で受けられる体制整備を推進した。

開発協力効果の向上に向けた新たなパートナーとの戦略的な連携は重要な課題であり、ゲイツ財団と連携して実施した「ローン・コンバージョン」手法では、成果達成のインセンティブを高めることにより、パキスタンの対象地域でワクチン接種率 90%を達成し、開発途上国で広く適用可能な革新的取組として 2014 年 10 月に OECD/DAC 賞を受賞した。その成果を元にナイジェリアでの事業も開始されるなど、革新的な手法を取り入れた成果が現れている。

食料増産・安定生産に関しても、カンボジアにおける農業生産性向上支援では、対象地域の収量・収益が協力開始前と比べて 130～180%となり、また、アフガニスタンとタジキスタンの国境付近で実施したプロジェクトでは約 9,700 世帯に裨益をもたらすなど具体的な成果をあげている。

以上により、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

MDGs の達成状況も踏まえ、本年中に策定される見込みのポスト 2015 年開発アジェンダの実現に向け、他ドナーとも協調しつつ、戦略的な取組を進めることが期待される。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

・教育・保健・格差是正をはじめ、ポスト 2015 年開発アジェンダにおける取組については、日本が重点的に貢献する目標の実現に向けた努力、国内外への発信を期待する。

・他の援助機関の取組状況と比較した機構の成果分析も必要である。また、その成果を広く国内外に発信し、機構の活動への理解が深まるような取組を期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No. 2	持続的経済成長			
関連政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針 日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条	
当該項目の重要度、難易度		政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力，0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）	

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）								②主要なインプット情報（注 2）					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）運輸交通													
・道路・橋梁総延長（km）			429	830	726			技術協力（億円）	112	132	135		
・鉄道総延長（km）			630	200	260			有償資金協力（億円）	5,115	5,839	1,536		
・空港／港湾の数（港数）			14/7	3/3	1/5			無償資金協力（億円）	481	428	441		
・能力向上対象人数（人）			4,799	839	886								
イ）都市・地域開発													
・マスタープラン策定数（都市数）			7	9	5			技術協力（億円）	45	48	37		
・都市開発案件実施対象都市の人口（万人）			4,360	6,250	5,618			有償資金協力（億円）	1,007	3,400	1,565		
								無償資金協力（億円）	31	149	208		
ウ）資源・エネルギー													
・発電容量（MW）			556	724	2,907			技術協力（億円）	47	56	58		
・直接裨益者（人）/間接裨益者（万人）			478/680	354/370	495/1,075			有償資金協力（億円）	1,852	1,571	3,779		
・将来的な二酸化炭素削減量（t／年）			新規	687,700	2,764,724			無償資金協力（億円）	169	56	53		
エ）法制度整備・民主化													
・支援対象の法律専門家延べ人数（人）			新規	8,400	7,699			技術協力（億円）	6	8	8		
・支援対象の法令・法案数（件）			新規	29	33			有償資金協力（億円）	0	0	0		

・支援対象の法令運用・司法実務文書数（件）			新規	18	27			無償資金協力（億円）	0	0	0		
オ）高等教育													
・支援対象大学延べ数（校）			96	102	72			技術協力（億円）	42	48	52		
・日本の大学での学位取得支援数（人）			585	472	594			有償資金協力（億円）	122	376	0		
・事業提携している日本の大学延べ数（校）			153	174	236			無償資金協力（億円）	7	1	38		
カ）農業・農村開発（注3）													
キ）民間セクター開発													
・企業指導対象社数（社）			新規	1,314	1,474			技術協力（億円）	81	77	90		
・講義・講習参加者数（人）			新規	11,223	13,343			有償資金協力（億円）	412	773	617		
								無償資金協力（億円）	0	51	0		

（注1）道路・橋梁、鉄道、空港・港湾、発電容量、将来的な二酸化炭素削減量については、当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため、案件形成のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

（注2）技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

（注3）「農業・農村開発」分野のアウトプット、インプットは、項目 No.3 の「オ）食料安全保障」参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組

（第一段落は中期目標と同内容につき省略）

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、（中略）

(ロ) 持続的経済成長 ●我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。
年度計画 1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (ロ) 持続的経済成長 各国の状況に応じて、日本の知見を活用し、インフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。
主な評価指標 指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-2-1. 運輸交通

(1) 協力方針

- ・運輸交通行政の総合的能力開発
- ・国土の調和ある発展に対応する全国交通
- ・開発から取り残されがちな地方の生活向上のための地方交通
- ・国際化や国境を跨ぐ地域経済圏の発展を促進するための国際交通
- ・都市の持続的発展と生活水準向上に対応する都市交通
- ・日本の技術・ノウハウの最大活用とそのための産学官民・市民社会との連携強化

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 最上流の計画策定支援

- ・ **成長地帯構想の実現に向けた貢献（バングラデシュ）**：「ベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）」は、南アジアの国境を越えた地域全体、さらにアジア・太平洋地域と連動した成長の加速化を図るため、両地域をつなぐ要衝に位置する地理的優位性を利用して、バングラデシュに国際的なバリューチェーンの拠点を築く構想で、9月の総理の同国訪問時に両国が同構想の下で協力を強化していくことが共同声明に盛り込まれた。6月に機構理事長がバングラデシュを訪問した際も、ダッカ大学において、電力・エネルギー、運輸、投資促進などのセクターを組み合わせた同構想への支援について講演を行った。この構想に基づき、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」に着手した。

② 日本の比較優位のある技術・知見の活用

インフラシステム輸出促進にも資する、空港、防災、軌道系新交通等の日本の経験や実績をいかした協力を推進した。資金協力に技術協力による人材育成を組み合わせるなど機構の強みをいかした協力を行った。

- ・ **オールジャパンによる施設整備から人材育成、制度設計までの一貫した支援（モンゴル）**：「新ウランバートル国際空港建設事業」（円借款。2013年6月着工。

2016 年末完工予定) による空港建設と並行し、新空港の円滑で安定した運営・維持管理のため、技術協力により、運営制度設計及び供用準備アクションプランの策定、人材育成及び運営・維持能力向上を支援した。国土交通省や成田国際空港株式会社の参画による日本の技術・知見を活用した人材育成及び制度設計、日本企業の共同事業体による施設整備により、オールジャパンでの支援に取り組んでいる。

- **日本の防災基準を適用した地下鉄整備（エジプト）**：「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業」（円借款）では、日本の防災基準を適用することで地下空間を小さくしコストの削減を図った。また、本邦の関連企業の意見を聴取し、これを参考にしつつ詳細設計の技術支援を実施している。
- **デリー・ムンバイ間産業大動脈構想の進展（インド）**：安全性確保、ライフサイクルコスト削減など日本の技術と経験の活用を念頭に高速鉄道の事業スキームと資金調達の検討を開始した（9 月開始、2015 年 7 月調査完了予定）。
- **交通システムの改善**：交通管制システムの新設、交差点改良や信号制御に合わせた渋滞緩和のための施策策定支援（カンボジア、バングラデシュ）のハード・ソフトの両面での支援を開始した。また、カンボジア・プノンペン都での交通管制システム導入に関する調査、バングラデシュ・ダッカ市の渋滞対策に関する技術協力を行った。

(3) 成果

① 国際運輸施設の整備

ア) ASEAN 連結性向上

日・ASEAN 首脳会議（11 月）において日本政府が発表した支援実績（2013 年の日・ASEAN 特別首脳会議における日本政府の支援策（5 年間で 2 兆円規模の ODA）のうちの約 6,000 億円分を達成）の実現に貢献した。2014 年度の機構の主な取組・成果の事例は以下のとおり。

- 東西経済回廊のラオス国道第九号線の一部損傷区間 57km の改修（無償資金協力）が完工（2015 年 3 月）した。また、南部経済回廊のカンボジア国道一号線ネアックルン橋（無償資金協力）の本体工事が完工（2015 年 3 月）した。道路交通の改善、ボトルネックとなっていたフェリー区間の解消などにより、東西・南部経済回廊の円滑な交通の実現が期待される。ネアックルン橋の閉合式（2015 年 1 月）にはフン・セン首相も出席し、橋梁名を「つばさ橋」と命名、新紙幣に印刷されることが発表された。
- カンボジア「国道 5 号線改修事業（プレッククダム-スレアマアム間）」について L/A 調印（2014 年 7 月）、「国道 5 号線改修事業（スレアマアム-バタンバン間及びシンボン-ポイペト間）」についても L/A 調印（2015 年 3 月）が行われた。
- 2012 年に機構が実施した、ASEAN 地域における港湾電子処理システム（EDI）に係る調査に基づき、国土交通省のイニシアティブにより港湾 EDI ガイドラインが作成され、第 12 回日・ASEAN 交通大臣会合にて承認された（12 月）。また、ミャンマー「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」（無償資金協力）の G/A を締結した（2015 年 3 月）。
- ミャンマー「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ I（I）」（円借款）の L/A が調印され（9 月）、同区間の老朽化した鉄道施設・設備の改修・近代化を実施することにより、より安全で高速な列車運行と輸送能力の増強が行われる予定である。

イ) TICAD 広域インフラ整備

- 第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）における日本政府の支援策（20 か国にワンストップボーダーポスト（以下「OSBP」という。）を普及等）の実現のため、以下の取組を行い、国境手続きの効率化と所要時間の短縮を図った。
 - タンザニア・ケニア間の国際幹線道路改良（計 240km、機構 104.3km、アフリカ開発銀行（AfDB）135.7km）を実施し、国境の OSBP 整備を完了した（12 月）（「アルーシャ・ナマンガ・アティ川間道路改良事業」（円借款））。

- ルワンダ・タンザニア間の国際橋（80m）と OSBP の整備を完了した（11 月）（「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」（無償資金協力））。
- 東アフリカ共同体事務局へ広域インフラ開発アドバイザーを派遣し、OSBP ワークショップを開催した（2015 年 3 月：約 100 名参加）。
- 2014 年度までに累計 15 か国に OSBP を普及、累計 931 名の関連人材を育成した。
- 拠点港湾であるナカラ港（モザンビーク）、モンバサ港（ケニア）の港湾計画策定や運営管理に関する技術協力により物流円滑化への支援を行った。モンバサ港開発事業フェーズ 2（円借款）は 2015 年 3 月に L/A 調印を行った。加えて、ナカラ回廊整備に関する円借款に向けた協力準備調査を開始するなど、内陸国へのアクセスに資する回廊への協力を推進した。また、過積載対策のための荷重計の設置（エチオピア「幹線道路軸重計整備計画」（無償資金協力））など、幹線道路の適正利用に対する協力も実施している。

ウ) 国際港湾、空港の整備

- **国際空港ターミナルの新設（ベトナム）**：12 月、ハノイ市の「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業」（円借款、STEP 適用案件）により完成したノイバイ空港第二ターミナルビルの供用が開始された。同ビルの供用開始により、ノイバイ空港は、現在の年間 600 万人から最大 1,600 万人が利用できるようになった。空港ビル建設に並行して、国土交通省、成田国際空港株式会社等の官民の連携による技術協力を行い、同国初導入となる給油タンク車を使わない地下埋設管による航空機燃料供給システム、料金設定手法や収益拡大を図るためのテナント運営手法、利用者の利便性向上を図るための顧客満足度向上活動等の面で、日本の技術やサービスの知見が活用された。
- **国内最大の国際港のリハビリ完了（インドネシア、イラク）**：インドネシアでは、ジャカルタ市の「タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業」（円借款）が 9 月に完了し、航路拡幅と港内水域の拡大により、船舶の錯綜状態の緩和やコンテナ船の出入港処理能力の増大に貢献した。イラクでは、「イラク港湾セクター復興事業」（円借款）により、2 月に第一の商業港ウンム・カスル港の港湾施設のリハビリが完了した。本事業は、イラク向け円借款再開後の最初の完工案件である。

エ) 国際道路網の整備

- **中米道路網の整備**：国際物流の活性化などを目的にパンアメリカンハイウェイの中米区間と地域道路ネットワークのボトルネック解消を支援している。具体的には、エルサルバドル区間のうち東部開発の拠点「サンミゲル市バイパス整備事業」（円借款）を承諾した（8 月）。また、ニカラグアではコスタリカとの国境に位置する「サンタフェ橋建設計画」（無償資金協力）の完工式が実施された（2015 年 1 月）。

② 全国交通

- **首都・地方間の幹線道路の整備（ネパール）**：首都カトマンズと南部平野部を結ぶシンズリ道路全 158km（半分は新設の山岳道路）が 2015 年 3 月に完工した。機構は、1996 年以来、幹線道路建設（無償資金協力）、支線橋梁の整備（コミュニティ開発無償）、道路の維持管理（技術協力）、農業や民主化支援（技術協力）、青年海外協力隊の派遣を組み合わせ支援してきた。これら道路建設に当たっては斜面对策技術をはじめとする日本の技術を活用した。
- **国家運輸計画の改訂（ニカラグア）**：「国家運輸計画プロジェクト」（技術協力）の支援により、2033 年を目標年次とする国家運輸計画の改訂案が策定された。全国の均衡ある発展に貢献し、自然災害に強い交通ネットワークを計画する点で日本の知見を活用した。米州開発銀行（以下「IDB」という。）等の支援により、事業化が進められている。

③ 都市交通

ア) 最上流の計画策定

- **フィリピン・マニラ首都圏交通インフラ整備**：国家経済開発庁（NEDA）の要請を受け、これまで一貫性のある計画として整理されていなかったマニラ首都圏のインフラ整備と交通計画をセクター横断的な視点で整理し、マニラ首都圏の持続的な開発を図るため、機構は「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」を開始、2014年3月に調査報告書が完成した。このロードマップは、6月、ベニグノ・アキノ3世大統領を議長とする閣僚会議（NEDA理事会）でマスタープランとして正式に承認された。
- **プノンペン市の都市交通マスタープラン（カンボジア）**：「プノンペン都総合交通計画プロジェクト」（技術協力）の支援により、2035年を目標年としたプノンペン都の都市交通マスタープランが策定された。道路ネットワーク、軌道交通とバスを含めた都市公共交通ネットワーク、交通管理システムを含めた総合的な計画、公共交通を軸とした都市骨格を提示した点で、日本の知見を活用した。プロジェクトで行った都市バス運行に関する社会実験を機に、都市バスの運行が始まった。また、マスタープランのうち、交通管制システムの導入は、無償資金協力による事業化を行った（2015年3月E/N締結）。
- **全国運輸交通マスタープラン（ミャンマー）**：「全国運輸交通プログラム形成準備調査」の一環として、2035年を目標年としたマスタープランの作成に貢献した。（ミャンマー政府が承認の手続き中）。サブセクター（道路、航空、鉄道、水運・港湾）ごとではなく、主要回廊を軸とした開発を行う点で特色のある計画を提案した。「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズⅠ（Ⅰ）」（円借款）（上記①ア参照）により、事業化を行った。
- **ヤンゴン総合都市交通マスタープラン（ミャンマー）**：「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（都市交通）」により、都市の骨格として都市鉄道ネットワーク、都市内高架高速道路、鉄道の駅前開発等の日本の知見を活用し、総合交通計画を提案した。優先度が高い橋梁については、無償資金協力「新タケタ橋建設計画」により、鋼管矢板井筒工法、エクストラドーズド形式等の日本の技術を活用しながら整備を進めている。

イ) 都市交通施設の整備

- **首都幹線橋梁の整備（ベトナム）**：円借款により建設したニャッタン橋（日越友好橋）（全長 3,080m）が 12 月に完成した。ニャッタン橋建設にあたり活用された本邦企業の鋼管矢板井筒基礎工法はベトナム初の試みであり、このプロジェクトでの採用を機に同国の橋梁設計基準として採用された。日越友好橋の建設により、首都ハノイ中心部とノイバイ空港（上記①ウ参照）の移動時間は混雑時 1 時間以上が 35 分に大幅に削減された。
- **首都幹線道路の改修（コンゴ民主共和国）**：過去の内戦による政府の機能不全により、首都キンシャサ市では道路が経年劣化している。「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」（無償資金協力）により、幹線道路の改修を行った。工事期間中は迂回路整備などの配慮がなされるなど、日本の高い道路施工技術による品質の高いインフラの実現が先方政府側に認識された。なお、本道路は「日コンゴ大通り」と正式に命名された。

④ 地方交通

- **農道管理能力向上（ブータン）**：「農道架橋設計・管理能力向上プロジェクト」（技術協力）により、農林省農業局と県の農道架橋の調査・設計・建設監理能力向上を支援し、OJT としてモデル橋梁 3 橋の工事を完了した（5 月）。

3-2-2. 都市・地域開発

(1) 協力方針

- ポスト 2015 年開発アジェンダの議論の中で、開発途上国にて急激に拡大する都市への対応が議論されていることを考慮に入れ、持続的な都市・社会を実現するための支援を行う。特に、途上国が自立的な都市運営を実現できることを念頭に置いた協力を重視する。
- 具体的には、経済活動に寄与する基幹インフラ整備、良好な居住空間の実現、低炭素都市の実現、災害に強い都市の実現、良好な都市経営の実現、都市復興の

実現に向けた支援を目標とした取組を行う。

- 地域開発について、アフリカ回廊開発を中心とした TICAD V フォローの戦略的マスタープラン案件の形成・実施により、対象地域の適切な開発に資することを前提としつつ、日本企業の海外展開にも寄与する案件の実施を推進する。

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 最上流の計画策定支援

- **TICAD 戦略マスタープラン**：TICAD V における日本政府の支援策である回廊開発対象 3 か所のマスタープラン策定に着手した（ナカラ回廊、北部回廊、西アフリカ成長リング）。例えばナカラ回廊については、資源開発・農業開発を中核とした地域開発として特色のある計画を提案予定であり、石炭輸送・天然ガス開発のためのインフラ整備において日本企業との連携を想定している。同時に、地域住民が開発の利益を得られるように、雇用創出、人材育成、プライマリヘルスケアの拡充などを提案している。これら策定に関しては、随時モザンビーク政府、地域市民社会、経団連等から意見聴取を行いながら実施している。今後はマスタープランに基づく事業実施促進を支援する予定。
- **最上流の計画策定と民間連携事業による包括的支援（フィリピン）**：機構が横浜市と連携して策定を支援した「メガ・セブ・ビジョン 2050」の具体化のため、「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」及び汚泥処理、固形廃棄物処理、水処理分野の普及・実証事業（横浜市等の企業による提案事業）の両面から支援を行い、普及・実証事業の成果を踏まえたロードマップの骨子案を作成した。
- プロジェクト研究「開発途上国における持続可能な都市・社会の形成に関する研究」を行い、持続可能な都市の形成に向けた機構の支援方針を検討した。

② 日本と機構の知見の体系化と発信

- **環境未来都市**：「グリーン成長都市に関する国際会議」（10 月）を受け、北九州市の持続的都市づくりの経験を世界に発信する課題別研修の形成に着手した。また、IDB との「新興・持続的都市開発イニシアティブに関する覚書」（2013 年）に基づく協力として、富山市の職員をニカラグアの首都マナグア市に短期派遣し、富山市のコンパクトシティや都市防災に関する取組をセミナーで紹介した（指標 3-1 参照）。また、案件形成の一環として、コスタリカの首都サンホセ市と愛知県豊田市との連携に関する意見交換を促進した。2015 年 4 月に機構がコスタリカの環境・エネルギー大臣を招へいし、豊田市の視察も実施予定である。
- **札幌市、旭川市の知見をいかした寒冷地の都市開発（モンゴル）**：機構の支援により国会で承認されたウランバートル市のマスタープラン（2013 年）に基づき、札幌市及び旭川市からの専門家の協力を得て、ウランバートル市の自立的都市運営能力を強化するための技術協力を開始した（9 月）。詳細計画の作成と同時に、マスタープランの主軸事業であるゲル地区再開発促進に取り組んでいる。

(3) 成果

① 都市開発計画

- **ナイロビ市都市開発マスタープランの策定支援（ケニア）**：機構の支援により「ナイロビ市都市開発マスタープラン」が作成され、2015 年 3 月にナイロビ郡政府に手交された。激しい渋滞を改善し、活力ある都市を目指した計画を提案し、計 68 回に及ぶ住民協議を通じ合意形成プロセスに十分配慮して策定した。世帯調査等から信頼性の高い交通データ収集・解析を行い、現地で関心の高い公共交通の点で日本の技術を活用した提案につなげた。今後は中量輸送交通モードの導入のための技術協力による事業化を予定している。

- **大アビジャン圏都市整備計画（コートジボワール）**：2015年3月に、コンパクトシティの導入等の日本の知見を活用した計画を作成した。今後は優先プロジェクトの中からアビジャン港の雑貨穀物バースの事業化、道路整備分野での AfDB との協調融資を行う予定。
- **ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA:Metropolitan Priority Area）戦略プランの事業化の進捗（インドネシア）**：2014年度までに総額 2,530 億円について、日本の ODA により資金手当てを行った（円借款：約 2,510 億円、無償資金協力：約 21 億円）。円借款による事業化（ジャカルタ都市高速鉄道南北線等）に加え、2014年度は、インフラ整備の制度・政策改善、MPA 案件のバンカビリティ向上及び課題解決を側面支援するための技術協力（MPA サポートファシリティ）を開始した。

② 地域開発計画

- **南部中核拠点開発構想（インド）**：地域の包括的開発計画の策定が完了し、三つの産業開発拠点の詳細開発計画のドラフトを提出した。今後は、選定された 3 か所の産業開発拠点の詳細計画、地域内の税制等のソフト面の改善、及び関係者向けのセミナー開催等が検討される予定である。

3-2-3. 資源・エネルギー

(1) 協力量針

• 日本の優位性をいかした低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援 • エネルギー・アクセスの向上 • 科学技術協力による開発課題への挑戦	• 電力政策・電力開発計画（マスタープラン）への支援 • 鉱業分野の投資環境整備と人材ネットワーク強化

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 日本の優位性をいかした低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援

ア) 高効率火力発電を通じた温室効果ガスの排出抑制

発電所から排出される CO₂ を軽減させるには、再生可能エネルギーの導入促進と同時に、既設の火力発電所及び新設が避けられない火力発電所の効率化が極めて重要となっており、日本に優位性のある技術をいかした支援が可能である。具体的な取組は、以下のとおり。

- **超々臨界圧石炭火力（バングラデシュ）**：世界最高水準の効率を誇る日本企業の超々臨界圧石炭火力技術の適用を目指す円借款の初の本体事業として、6月にバングラデシュのマタバリ発電所に対する円借款事業の L/A を調印した。従来技術と比べ、CO₂ 換算で年間 40 万トン分の温室効果ガスの排出抑制効果が見込まれる。
- **ガスコンバインドサイクル火力（ウズベキスタン）**：トゥラクルガン火力発電所建設事業及び電力セクター能力強化事業への円借款 L/A 調印（11月、2015年1月）。従来技術と比べ、CO₂ 換算で年間 106 万トン分の温室効果ガスの排出抑制効果が見込まれている。また同時に、ガスコンバインドサイクル発電の維持管理に携わる人材と電力開発計画立案に携わる人材の育成を行うこととしている。

イ) 地熱開発のボトルネック解消に向けた取組

地熱開発のボトルネックである試掘・資源量評価におけるリスクを低減し、地熱開発プロジェクトの期待収益率を向上させるため、地表調査や地下情報調査に従事する政府機関への技術協力や、新しい探査方法を開発途上国と共同開発する科学技術協力を展開している。具体的な取組は以下のとおり。

- **アフリカ大地溝帯における地熱開発**：2013年に行った網羅的な初期調査に基づき、エチオピアで全国地熱開発マスタープラン策定、ケニアで地熱開発公社の人

材育成及び地熱開発戦略更新支援、ルワンダで電力開発計画策定支援、ジブチで情報収集確認調査を実施し、ポテンシャル地域の絞り込みを行った。特にケニアでは、「オルカリヤ I 4・5 号機地熱発電事業」（円借款）に加え、「地熱開発能力向上プロジェクト」による包括的な人材育成を実施し、アフリカ大地溝帯における地熱開発の拠点形成に寄与している。

- **インドネシアにおける地熱開発**：インドネシアでは、中長期的な地熱開発促進のための制度設計支援のための技術協力、探査精度向上のための科学技術協力（SATREPS）を開始した。
- **中南米における地熱開発**：コスタリカでは、グアナカステ地熱開発セクターローン（ラス・パイラスⅡ）（円借款）を承諾（2014 年 8 月）。同事業に関しては、地熱貯留槽評価支援に関する技術支援を実施。また、ドイツや世界銀行、IDB 等とともに、国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議（COP20）で発足が発表された中南米地熱開発ファシリティ（GDF）の設立メンバーになり（12 月）、域内の地熱開発促進に関する国際的な議論に貢献した。
- **小島嶼国における地熱開発**：小島嶼国である東カリブ諸国のエネルギー問題解決に地熱ポテンシャルをいかすべく、総理の訪問の機会に、IDB 及びカリブ開発銀行と協力覚書を締結した。各国エネルギー政策担当者を日本に招へいし日本企業関係者とのビジネスマッチングを促進するとともに、セントビンセント及びグレナディーン諸島、グレナダにおける地熱開発可能性に関する調査に着手した（2015 年 3 月）。
- **人材育成支援の態勢強化**：九州大学、東北大学、秋田大学の地熱分野の教授陣との連携態勢や、地熱デベロッパー、コンサルタント、プラントメーカー、掘削事業者等による支援態勢を構築し、開発途上国政府の政策決定者、地熱開発技術者等に対する日本での研修の立上げを準備した。

ウ) ハイブリッド・アイランド構想の推進

- 機構は、世界の島嶼国・地域のエネルギー問題の解決のため、ディーゼル発電機の効率化及び系統安定化機能の強化によって、燃費向上とともに再生可能エネルギーの導入許容量を増加させることで燃料消費量の削減を目指す開発戦略である「ハイブリッド・アイランド」構想を準備している。第 7 回太平洋・島サミット（2015 年 5 月）での発表に向けた準備として、大洋州諸国との意見交換を実施し、基本的な合意を形成した。
- 同構想に沿った具体的支援として、マーシャル、フィジーでは電力供給に関するマスタープラン策定支援、トンガではマイクログリッド整備のための無償資金協力を実施した。また、これらの経験を基に、大洋州地域におけるエネルギー・セキュリティ向上支援策に関する情報収集・確認調査やミクロネシア・コスラエ州電力供給改善計画準備調査などを実施した。これらの調査では、沖縄を含む日本の島嶼地域の知見も活用し、系統安定化策を伴う再生可能エネルギー導入・ディーゼル最適運用支援のプログラムを策定し、無償資金協力による機材整備、技術協力による巡回支援等の支援計画案を検討している。

エ) 水力発電

- **可変速揚水発電**：「スリランカ・ピーク需要対応型電源最適化計画調査」、「トルコ・揚水発電協力準備調査」を通じて、日本の技術的優位性の高い可変速揚水発電技術を活用した案件を提言・形成した。
- **水力発電所のリハビリ**：ホンジュラスでは、IDB との協調融資により、「カニャベラル及びリオ・リンド水力発電増強事業」（円借款）を承諾（2015 年 3 月）した。同事業の形成に際しては、財務省及び電力公社の高官を招へいし（2015 年 2 月）、日本の技術の優位性を紹介し、同技術の採用を促進した。

オ) 省エネルギー

- 日本の省エネ技術の知見、経験を活用し、電力需要の伸びの著しいアジア諸国等で、省エネルギーマスタープラン策定（バングラデシュ）、省エネルギー技術研修支援（ベトナム）のほか、ラベリング制度等導入促進（ベトナム、パキスタン）、エネルギー管理制度支援（セルビア）等の支援を展開した。またインドネシアをモデルとして、省エネ効果測定の新手法開発（アベイトメントカーブ）を実施中であり、政策の費用対効果を明らかにしていく予定である。
- IDB との協調融資枠組（CORE: Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）の活用を念頭に、中南米地域における「省エネニーズ情報収集確認

調査」、エルサルバドルにおける「省エネプロジェクト情報収集確認調査」を開始した。

② 最上流の計画策定への支援

- パキスタンでは電力セクター改革プログラムの円借款を供与し、国際金融機関と連携して各種の政策アクション、制度改善を支援した。政策アクションの一つである最適電源・送電開発計画の策定は、機構が直接支援している。

③ エネルギー・アクセスの向上（基幹電力系統整備の促進と分散型電化の最適活用）

ア) ナショナル・グリッド（国家基幹電力系統）の増強・延伸

- **送配変電事業に対する資金協力案件の形成**：ミャンマー、ベトナム、カンボジア、スリランカ、インド、バングラデシュ、エジプト等において円借款案件を形成した。このうち、スリランカ、バングラデシュ、インドでは、低損失送電線など日本の技術を活用した高効率送配電設備の輸出にも資する事業を計画した。また、アフリカでは無償資金協力による基幹送変電設備整備を推進し、ジブチ、モザンビーク、ウガンダの送変電設備案件の協力準備調査を完了し、ルワンダ、ナイジェリアの送変電案件については調査を開始した。
- **維持管理能力向上のための技術協力**：ミャンマー、カンボジア、パキスタン、タンザニア、ガーナ等では送変配電の維持管理能力向上に資する技術協力を推進し、資金協力との相乗効果を図った。ミャンマーでは本邦研修の際、日本の配変電企業とミャンマー政府関係者の交流も促進した。

イ) 分散型地方電化の活用

- **再生可能エネルギーによる地方電化（ケニア）**：ケニアでは、技術協力により、地方電化モデルの構築、各種ガイドラインを策定した。また、機構の知見を蓄積した「開発途上国向け太陽光発電技術の導入普及に関する総合分析」を活用した国際機関への情報提供、小水力発電開発支援の知見を踏まえた助言、支援を行った。加えて、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）においては、研究開発、教育、研修の改善とともに、産学官関係者の連携強化を進めている。
- **LED 活用事業の広報**：日本人のノーベル賞受賞の機を捉え、ブータン・ケニア・トンガにおける LED を活用した支援の事例をパンフレット化し、広報・情報発信を行った（国内メディア（新聞、報道番組）4 件、海外誌 1 件などに取り上げられた）。

④ 鉱業分野の投資環境整備と人材ネットワーク強化「資源の絆プログラム」

- 機構は、途上国政府の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派、親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」に取り組んでいる。2014 年度は、モンゴル、ミャンマー、タンザニア、マラウイ、モザンビーク等から、資源分野の長期研修員 16 名を受け入れたほか、モザンビーク、マラウイ、カンボジアでは鉱業分野の人材育成のための技術協力を開始した。各大学及び関係省庁に働きかけ、秋田大学国際資源学部の大学院創設の前倒し、早稲田大学での英語修士コース開始（2015 年秋予定）等が実現した（指標 9-3 参照）。さらに、経済産業省主管の総合資源エネルギー調査会の資源・燃料分科会の鉱業小委員会委員として日本の鉱業政策の立案に参画し、その中間報告の中に「資源の絆プログラム」が位置付けられた。
- 2013 年に締結した「資源分野の戦略的連携合意書」に基づく秋田大学との連携深化に向け、SATREPS 案件（「セルビア持続可能な資源開発実現のための空間環境解析と高度金属回収融合システム研究プロジェクト」）の立上げ、「モザンビーク国鉱物資源分野における能力向上プロジェクト」に関する協議、秋田大学が実施するインドネシア、タンザニア、ケニア、ボツワナでのフィールドワークへの機構海外拠点を通じた支援等を実施した（指標 9-3 参照）。

⑤ 科学技術協力による開発課題への挑戦（SATREPS の戦略的活用）

- 機構は、現場の問題意識を日本の研究者に共有し、能動的に研究デザインの提案や意見交換を行い、開発途上国の開発ニーズに基づいた SATREPS 案件の形成・

実施及び既存案件の社会実装の実現性の向上に取り組んでいる。2014年度は、このような過程を経て、京都大学の地熱探査技術開発（インドネシア）、九州大学の燃料電池開発（ベトナム）、秋田大学の鉱滓資源回収技術開発（セルビア）が新たに採択された。

(3) 成果

① 日本の優位性をいかした低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援

- バングラデシュ初の省エネルギーマスタープランの策定：2015年2月、機構の支援により省エネルギーマスタープランが作成された。本邦技術活用のために産業界・メーカーとも連携し、日本の知見を基にエネルギー管理制度・ラベリング制度の整備を提案した。本マスタープランは、同国電力省により承認される予定である。機構は、円借款（ツーステップローン）による制度普及・事業化に取り組んでいる。

② 電力政策・電力開発計画への支援

- ミャンマー初の中長期的な最適電力開発計画の策定：12月に、機構の支援により電力マスタープランが作成された。ミャンマー政府、ドナー、日本企業など幅広いステークホルダーと協議しつつ、発電及び送電能力強化による電力供給の向上、インクルーシブな電化、かつ日本のインフラ輸出にも資するエネルギー・セキュリティに配慮したバランスのとれた電源構成の開発シナリオを提示した。同国電力セクターの現状と展望を広く紹介するため、ミャンマー電力省関係者を招へいた本邦企業向けセミナー実施（7月、約200名参加）等を通じて幅広く情報も提供した。本マスタープランは大統領府、国家エネルギー管理委員会により協議、承認される予定である。機構は、同国電力省の計画策定能力向上のためにマスタープラン支援後も継続的に支援している。

③ エネルギー・アクセスの向上

- 送変電維持管理技術者の訓練機能強化（パキスタン）：円借款案件「全国基幹送電網拡充事業」を含む4件の送変電円借款事業の持続的な事業効果発現のため、送変電維持管理研修能力強化支援に資する技術協力プロジェクトを実施し（12月終了）、研修受講者約500名／年に対する技術訓練機能の強化に貢献した。さらに、送変電訓練シミュレーター導入を目的とした無償資金協力を形成し、切れ目のない支援を実施している。
- 地方電化に関する成果（ブータン）：3-2-8参照。

3-2-4. 法制度整備・民主化

(1) 協力方針

以下の観点から、基本法及び経済法の関連分野を対象とする支援及び民主的発展への支援を行う。

- 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値の共有による開発途上国における法の支配の定着
- 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
- 日本の経験・制度の共有、日本との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備
- 日本企業の海外展開に資する貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援
- ガバナンス強化を通じた日本の経済協力の実効性向上と国際開発目標達成への寄与
- 選挙制度、議会支援、メディア支援、公共安全、行政サービス向上を通じた民主的発展への支援

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 法の支配の定着

- **包括的な法整備支援（カンボジア、ミャンマー）**：カンボジアでは、実施中の技術協力プロジェクトを通じ、カウンターパート機関が自ら研修を実施するようになり、機構が立法に協力した民法・民事訴訟法が弁護士、裁判官等にも広く理解されるようになった。2014 年度は、民法関連の不動産登記手続きの普及を目的とする現地セミナー（2015 年 3 月：司法省職員、裁判官、書記官、登記官等約 150 名参加）や日本の判決公開制度の紹介等を行う現地セミナーを実施した。また、ミャンマーでは、六つのワーキンググループが組織され、2014 年度は現地におけるディスカッションミーティングを中心に活動を行った。知的財産権に係る現地セミナー（6 月）、仲裁法に係る現地セミナー（8 月）、会社法に係る現地セミナー（10 月）、本邦研修（5 月「日本の法・司法制度」、11 月「人材育成」、3 月「法案審査・法案起草」）を実施した。
- **平和構築国における刑事司法支援**：コートジボワールにアドバイザーを派遣し、刑事司法及び司法アクセスの改善に向けた取組を開始した。同協力では、暴力の被害に遭った女性の権利保護等、ジェンダー視点を取り入れており、具体的取組として、コールセンター開設のための協力を着手した。

② 貿易・投資環境整備：金融支援の拡充（ベトナム、ミャンマー、モンゴル）

- **ベトナムの国営企業・銀行改革に対する支援**：国営企業改革に係る債務処理メカニズムの構築と、コーポレートファイナンス管理に係る財政省の能力強化、及び金融機関の不良債権処理に係る制度、組織、人材等の整備を支援している。6 月にハノイで開催したキックオフセミナーでは、畑中前金融庁長官をはじめとする講師が日本の不良債権問題処理に係る金融行政、企業再生の経験を伝えた。
- **ミャンマー中央銀行の資金決済システム構築支援**：2015 年末までに中央銀行と国営銀行 4 行、市中銀行 24 行を接続する資金・証券決済システムを導入するための無償資金協力事業による活動を、4 月に開始した。併せて、同システム導入に伴い必要となる法規制・マニュアルの整備や能力強化を図るため、7 月から技術協力を開始した。8 月に開催した現地セミナーでは、白川前日本銀行総裁が、中央銀行・市中銀行の幹部に対して、中長期的な金融セクターの発展の方向性と中央銀行のあるべき姿について講演した（2 回、計約 110 名が参加）。
- **ミャンマー証券取引所開設に向けた支援**：ミャンマーでは、2015 年中のヤンゴン証券取引所開所に向けて、2014 年 11 月にミャンマー証券取引委員会（SECM）が設立された。機構は、長期専門家による助言とともに、ミャンマー財務省職員及び SECM 職員に対して研修を実施した（証券市場概要、証券会社・証券取引所に係る諸規制、検査・監督の概要等の講義）。12 月に取引所準備会社設立の署名式が執り行われ、2015 年 1 月には証券会社免許要件の公表に至った。
- **モンゴル資本市場の規制・監督能力向上**：モンゴルにおける直接金融市場拡大のため、規制監督委員会を対象とした技術協力を開始し、同委員会職員 2 名が金融庁にて 4 か月間の実務型研修を受講した。

③ ガバナンス強化（不正腐敗防止を含む）

- **バングラデシュでは、同国の「行政機関の効果的な国家健全性戦略」の実施枠組みを確立するための技術協力を開始した（9 月）。また、汚職防止能力の向上を支援するため、課題別研修「汚職対策（刑事司法）」（10-11 月）にインドネシア、ウズベキスタンからの研修員を上乗せし、受け入れた。**

(3) 成果

① 法の支配の定着

- **民法等の改正（ベトナム）**：2015年3月に終了した「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」による支援の結果、中央司法機関と地方機関が連携し、現場の実務上の課題を反映して執務参考資料を作成するという業務フローが定着した。また、プロジェクトでは、現地の専門家チーム（日本の検察官出身者・裁判官出身者・弁護士）と国内の有識者から成る国内支援委員会の協力により、日本法を含む各国の立法例・モデルを紹介したり、ベトナムの実務上の課題を吸い上げたりするためのセミナーを開催し、起草活動を支援した。この支援を踏まえた改正民法の草案が2014年秋国会に提出されるとともに、改正破産法の法案が2014年春国会で、改正裁判所組織法及び改正検察院組織法の法案が2014年秋国会で成立した。
- **実務参考資料の作成と普及（ラオス）**：7月に終了した法律人材育成強化プロジェクトによる支援の結果、法務・司法関係機関、法学教育機関の職員・教員が民法・民事訴訟法・刑事訴訟法のモデルハンドブックを作成し、セミナーを通じ、国内の法務・司法関係機関、法学教育機関にその普及が行われた。ハンドブック作成を通じ、法律の沿革や趣旨を含めた、条文の背後に存在する法理論の理解を深めることの重要性を再認識し、ハンドブックには実務上の問題を条文や法理論に関連付けながら議論し、その結果明らかになった条文間の関係が盛り込まれた。さらに、7月には同プロジェクトのフェーズ2を開始し、民法典起草に継続して取り組むとともに、民法・民事経済関連法・刑事関連法の実務参考資料作成に取り組んでいる。
- **民法の改正（ネパール）**：法整備支援アドバイザー及び学者等の有識者から成る国内支援委員会を通じて、日本を含む各国の民法の立法例、民法の基礎理論、ネパールの国づくりのプロセスにおいて近代化的かつ体系的な民法が果たす役割等を紹介するとともに、ネパールの伝統・文化に配慮しつつ改正民法草案の起草を支援した。この支援を踏まえた草案は、2014年10月に国会に提出された。

② 持続的成長、貿易・投資環境の整備

- **競争法の策定（フィリピン）**：技術協力「包括的国家競争政策プロジェクトフェーズ2」により、日本の公正取引委員会の権限や体制に関する知見を提供した結果、この支援を踏まえた競争法案がフィリピン国会に提出され、2015年7月の成立を目指して、審議が行われている。
- **日本式税関システムの普及（ベトナム、ミャンマー）**：ベトナムでは、無償資金協力により導入し、技術協力プロジェクトで運用支援を行ってきた「輸出入・港湾関連情報処理システム」（NACCS）及び「通関情報総合判定システム」の全国展開が、2014年6月末までに完了した。現地に進出している外国企業を含め、利用登録企業は7月末に約5万社を超えており、利用企業が増加している。さらに、ミャンマーでも無償資金協力によるNACCS導入支援を6月に開始した。

③ ガバナンス強化（不正腐敗防止含む）

- **行政機関の内部監査体制の強化（モンゴル）**：モンゴルでは、8月に終了した「内部監査及び業績モニタリングに係る能力向上プロジェクト」による支援の結果、主要行政機関において内部監査が実施されるようになった。さらに、内部監査関連法令策定を含む中期戦略計画が大蔵大臣により承認された。

3－2－5．高等教育

(1) 協力方針

・ 開発途上国の拠点大学への協力	・ 本邦留学による人材育成
・ 日本と開発途上地域の高等教育機関のネットワーク形成	・ 学生の急増に対応する高等教育の質の保証

(2) 戦略性向上に向けた取組

① 日本の大学と連携した開発途上国の拠点大学の支援

- **横断的課題に対する包括的支援体制の構築（ベトナム）**：円借款「カントー大学強化事業」（2015 年度第一四半期 L/A 調印予定）及びカントー大学強化のための技術協力（2015 年度開始予定）の形成に取り組んだ。日本の 9 大学による支援体制を構築するとともに、機構内でも、農業・水産・環境の分野横断的課題に対応すべく、地域部・3 課題部の間の調整を行った。そのほか、日越大学構想の実現に向けて、技術協力「日越大学修士課程設立プロジェクト」（2015 年 4 月開始）の準備のための調査を行った。
- **大学及び高専との連携体制の構築（モンゴル）**：「工学系高等教育支援事業」（円借款）において日本の 6 大学による支援体制を構築し、2014 年度はツイニングプログラム（現地大学での 2 年半の教育後、日本の大学に編入して 2 年間の教育を受ける制度）のカリキュラム検討、高専への留学プログラムの実施体制構築を行った（2015 年度に日本の高専型工学教育の導入を支援するための本邦研修を実施予定）。また、技術協力「ホーチミン工業大学重化学工業人材育成支援プロジェクト」（ベトナム）で日本の高専教育を参考にパイロットモデルを形成するとともに、商工省傘下の他大学への共有を進めている。

② 高等教育の質の保証

- **工学教育認定組織設立に対する初の支援（インドネシア）**：大学等が急増する中、産業界が必要とする質の高い工学教育を確保するための教育認定組織の設立を支援するため、「インドネシアエンジニアリング教育認定機構（IABEE）設立プロジェクト」を開始した（2014 年 11 月）。

③ 産学官連携

- **アセアン工学系高等教育ネットワーク**：産学連携に関する産業界・大学の知見の共有を目的としたセミナー（9 月、153 名参加、於マレーシア）、日系企業 7 社との共同研究の具体化に向けた協議を実施した。
- **マレーシア日本国際工科院**：日本の 3 大学とのダブルディグリー、ジョイントディグリー開設に向けた調整、日系 26 社を含む 75 名のインターン受入れを実施した。日本企業 1 社と共同研究・冠講座に係る協力覚書を締結した（8 月）。
- **インド工科大学ハイデラバード校**：3 バッチで計 27 名の化学・機械・材料工学分野等の長期研修員を受け入れた。長期研修員と日本企業の連携促進のために「日印人材フォーラム」を 8 月に開催し、約 60 社 150 名が参加した。参加企業から長期研修員のインターン受入れや採用に関心表明があり、協議を行っている。

(3) 成果

- **TICAD 産業人材育成支援（ケニア）**：汎アフリカ大学構想拠点支援（JKUAT/PAU）：ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）への 20 年来の協力の成果をいかして、6 月に「アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AU ネットワークプロジェクト」を開始した。アフリカ連合委員会から科学・技術・イノベーションのアフリカ拠点として指名された JKUAT を拠点として、産業人材を含むアフリカの社会・経済の発展に貢献する人材を育成する事業である。11 月に第 1 期生（協力開始前に入学）の修士 54 名（11 か国、男性：47、女性：7）が卒業した。約 2/3 は博士課程への進学を希望している。第 2 期生として 100 名（22 か国、修士 72、博士 28）（男性：67、女性：33）が入学した。さらに、「モノづくり道場」の具体化に向け、計画を詳細化し、2015 年 3 月に施設建設を着工した。
- **新興国の工学系人材育成（インドネシア）**：スラバヤ工科大学では、12 月に完了した「スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成プロジェクトフェーズ 2」（技術協力）による日本の大学を参考とした研究室中心教育の全学への浸透を通じて、教育・研究能力が強化され、東部インドネシアを中心とした大学・産業界との学術・人材育成協力に関する連携強化の基盤が形成された。
- **アフガニスタンの人材育成**：「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）」の第 4 バッチ 128 名が来日し（9 月）、累計では全体目標 500 名中 330 名

を受け入れた。既に 54 名が修士号又は博士号を取得して帰国し、省庁や大学での業務に従事している。10 月にはガニ新大統領が修了生 27 名と直接面談し、アフガニスタンの発展のリーダーとしての活躍を期待する旨表明があった。

3-2-6. 農業・農村開発

(1) 協力方針

- ・ バリューチェーン全体の改善。特に日本の比較優位をいかした農業生産性の向上。民間セクターの参入促進や民間セクターとの連携も重視。
- ・ 小農配慮の観点から、土地、漁業、林業の所有に関する責任あるガバナンスや責任ある農業投資原則の考え方に沿った支援を実施。

(2) 戦略性向上に向けた取組

① グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 構築支援

- ・ GFVC 戦略会議への貢献：日本政府が推進する GFVC 戦略会議に対して、機構から情報提供し、GFVC 戦略の策定に貢献した。また、GFVC 官民協議会の IT 農業分野別研究会にて、機構の民間連携による取組を発表した。
- ・ GFVC 戦略に基づく案件形成（インドネシア、ベトナム）：インドネシアでは、食品関連市場へ進出している日本企業をはじめとする近代的流通市場や消費者のニーズと高品質・高付加価値の作物を栽培する農家を結びつけ、官民連携により農家所得の向上につながる農産物流通システムの改善を目指す「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」の詳細計画策定調査を行った。ベトナムでは、GFVC 戦略に基づいて、日越両政府間の「ベトナム農業発展のための日越農業協力対話」により、ベトナム国内数か所のモデル地域にて官民の参画による取組を強化する旨が合意され、機構もこれに沿った案件形成・実施を進めた。

② 日本の技術・知見の活用

- ・ 灌漑工法の活用（エジプト）：ナイル川支水路の灌漑用水を七つの幹線水路に分水するダイルート堰群は、建設後 140 年が経過しており、機能低下による非効率な分水が課題となっている。2015 年 3 月に L/A に調印した「新ダイルート堰群建設事業」（円借款、STEP 適用）では、堰群の新設及び水管理システムの強化のため、高精度の水位制御や適時の放流を可能とする越流型 2 段ゲート及び鋼矢板二重締切工法等の本邦企業が有する優れた技術を活用予定である。なお、5 月には、同水路の受益地における SHEP アプローチ（指標 1-1 参照）の推進を目的とした「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」（技術協力）を開始した。

③ 気候変動対策に資する灌漑開発の推進

- ・ 気候変動適応策としての灌漑開発の推進（アフリカ全域）：近年アフリカでは、気候変動の影響による降雨パターンの変化、降雨量の年較差の拡大、干ばつの頻発などが顕在化しており、農業生産への影響が深刻化しつつある。灌漑開発は気候変動に対する有効な適応策であり、気候変動の影響にも強靱な安定的な農業生産に向けて灌漑開発の重要性が顕著に高まっている。機構は、ハードへの協力として、小規模灌漑推進に向けた県灌漑開発基金への資金支援（タンザニア：有償資金協力）、灌漑施設の建設・改修、ポンプ灌漑の整備（ルワンダ、ジンバブエ、スーダン：無償資金協力）など、ソフトへの協力として、灌漑技術者の水管理等の技術力向上（エチオピア、タンザニア、マラウイ、ザンビア、ケニア）などに取り組んでいる。
- ・ 乾燥地の灌漑開発（スーダン、ミャンマー）：スーダンでは、「食料基盤整備計画」（無償資金協力）により、灌漑施設を整備している（3 か所、計 1 万 7,600ha 対象）。ミャンマーでは、「バゴー地域西部灌漑開発事業」（円借款）により、降水量が少なく灌漑率の低い地域で灌漑施設の整理・改修に着手した（8 万 7,596ha 対象）。

対象) (指標 1-1 参照)。

④ 三角協力によるナカラ回廊農業開発 (ProSAVANA) の推進 (モザンビーク)

- モザンビーク北部のナカラ回廊地域は、高い農業ポテンシャルを有している。地域の大多数を占める小規模農民は伝統的な農業を営んでいるが、その生産性は低位にとどまっている。機構はブラジル国際協力庁とともに、同地域の持続的な農業開発と地域住民の生計向上を目指す事業についてモザンビーク政府を支援している。2014 年度は、研究・普及・開発計画策定に係る活動を実施した。地域の農業環境に適した優良品種の選抜や土壌保全技術、間作技術など、現地で普及が可能な技術を開発し、展示普及している。また、地域の農業技術普及や農村コミュニティ並びに農家組織強化に向けてキーファーマーの育成や、財務研修の実施、契約栽培の推進など具体的な取組を進めている。開発計画の策定については、対象地域の住民を含むステークホルダーとの対話を踏まえ進めている。

(3) 成果

① 科学技術の成果の活用

- 穀物に寄生する雑草の防除技術の開発 (スーダン) :** 2015 年 2 月に終了した SATREPS「根寄生雑草克服によるスーダン乾燥地農業開発プロジェクト」において、世界に先駆けて、スーダンの主要穀物であるソルガム等の生産を阻害する根に寄生する雑草の防除技術 (宿主植物なしに発芽・枯死させる自殺発芽誘導) の実証に成功した。さらに、他の技術を組み合わせることで、展示圃場におけるソルガムの収量増加を達成した。これらの研究成果を基に、スーダン科学技術大学への雑草研究センターの設置が検討されており、自律的・持続的な研究開発と適用が期待される。この雑草はスーダンだけでなく、サブサハラ・アフリカに生息し、イネ科の植物に寄生することから、本プロジェクトの成果をスーダン国内外で活用するほか、農民学校のような農民や地方政府関係者が集まる場において技術や知識を共有し、農民から農民、さらには地域から地域へと防除技術普及が拡大することが期待できる。
- 小規模分散型の農業廃棄物のバイオ燃料利用モデルの開発 (ベトナム) :** 10 月に終了した SATREPS「持続可能な地域農業・バイオマス産業の融合」において、一次産業の農業副産物や廃棄物から、バイオ燃料を生産・消費する地産地消型のバイオマス活用システムを実証した。ベトナム南部地域に適応した小規模分散型のバイオマス利用モデルや新規技術を開発し検証を行った。この結果、コストダウンの努力は引き続き必要であるものの、技術の有効性は実証され、小規模分散型のバイオマス利用のモデルが提示された (現在実施中の日本国内での補足実験を経て、今後、中小企業海外展開支援事業により事業化予定)。
- 好適環境水を活用した高付加価値養殖技術の開発 (カンボジア) :** プロジェクト研究「好適環境水を用いた高付加価値淡水養殖」により、カンボジア内陸部の種苗生産農家を対象に、岡山理科大学が開発した好適環境水 (淡水に僅かな量の電解質を加えた水) を用いた閉鎖循環式エビ養殖の実証試験を実施した。農家レベルでの種苗生産を検証の結果、一定の条件の下で飼育可能なことを確認し、年間 3 回の生産を複数回継続できればビジネスモデルとして成立する可能性が示唆された。
- エビの次世代型養殖技術の開発 (タイ) :** SATREPS「次世代の食糧安全保障のための養殖技術研究開発」において、東南アジアの従来型の半粗放的な養殖に代わる、高度な科学的知見を活用した持続可能な次世代型の養殖の導入を図った。2014 年 1 月、東南アジアで甚大な被害を出しているエビ感染症の早期死亡症候群 (EMS) の原因遺伝子を世界で初めて特定し、同年 5 月に 100%の精度で検出可能な診断法を確立した。EMS の蔓延によりタイ国のエビ生産量は 2013 年に約 60% 減少したが、本プロジェクトで開発した診断方法は、タイ国政府の標準的な検査方法として活用されており、同国政府の EMS 防除に向けた取組を大きく前進させている。
- 地域環境に適したイネ品種育種の基盤強化 (ベトナム) :** SATREPS「ベトナム北部中山間地域に適応した作物品種開発プロジェクト」において、効率的育種法の確立と自国産の短期生育・高収量・病虫害抵抗性イネ有望系統の開発を行い、有望系統群に適した栽培法の取りまとめを行い、最先端育種技術の移転を実施し

ている。基本育種技術として、大量の戻し交雑手法の確立、DNA マーカー選抜の迅速化、世代促進法の確立等、所期の予想以上の早さで有望系統群が作出された。これにより現在では有望系統の栽培特性や生理生態学的特性の調査が進み、一部の系統では将来的な品種化の見込みが立ちつつある。

② 安定的な食料生産に向けた灌漑開発の推進

- **灌漑技術者の技術力向上（タンザニア、エチオピア）**：タンザニアでは、「小規模灌漑開発事業」（円借款）による 100 以上の小規模灌漑地区の開発に組み合わせて実施した「灌漑事業推進のための能力強化プロジェクト」（技術協力）が、6 月に終了した。同プロジェクトの結果、合計 65 名の灌漑施工管理講師が育成され、152 全県において、合計 300 名以上の職員が研修を受け、維持管理分野については、49 名の講師が育成され、42 県で合計 220 名の職員を対象に研修を実施し、各分野における技術力向上に貢献した。エチオピアでは、6 月に終了した「灌漑設計・施工能力向上プロジェクト」（技術協力）により、研修を通じて水資源管理分野 377 名、施工監理分野 653 名、水管理分野 639 名を育成した。また、技術力の向上により、プロジェクトで開発した灌漑設計・施工監理ガイドラインを実務に活用できるようになった。
- **圃場整備ガイドラインの作成（ミャンマー）**：8 月に終了した「ミャンマー国灌漑施設改修事業準備調査」では、モデル事業として 136ha の圃場を整備しつつ、農業機械化のために必要とされる圃場整備の計画策定方法や、住民間の合意の形成方法等を示したガイドラインを作成した。今後、圃場整備により農業機械の導入が促進され、ミャンマーでの本邦農機メーカーの進出が促進されることが期待される（例えばコンバインなど、圃場整備を行うことで普及スピードが向上する）。
- **円借款による灌漑開発及び農業生産の拡大（インド）**：インド南部アンドラ・プラデシュ州では、「クルヌール・クダッパ水路近代化事業」（円借款）により幹線水路 305.6km の改修、二次水路の計 890km の改修・建設が実施され、約 10 万 ha で安定的な灌漑が可能となった。その結果、コメ、ナッツ類、綿花などの生産性・生産量が大きく向上し、新たにトウガラシの作付が可能となった。加えて、対象農家の農業粗収益額が 3 万 7,329 ルピー（2002 年）から 6 万 8,352 ルピー（2013/14 年）に大幅に向上した。

3-2-7. 民間セクター開発

(1) 協力方針

- 民間セクターの発展を通じて経済成長や所得向上を実現し、グローバル経済、経済成長の恩恵を広く人々が享受することを重視。
- 貿易・投資促進、中小零細企業振興、産業人材育成、地場産業振興・地域経済活性化に向けた支援を実施。
- 事業実施に当たっては、日本企業との連携を通じて、開発途上地域及び日本双方の発展に貢献できる取組を重視。

(2) 戦略性向上に向けた取組

- **産業政策対話の推進（エチオピア）**：エチオピアにおいて実効性のある産業政策の立案を支援すべく、首相を含む政府高官をパートナーとした産業政策対話を継続した。日本企業の進出を通じたエチオピアの民間セクター開発に向け、日本国内の有識者、外務省、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）等の関係者間で緊密に連携しつつ、投資促進や工業団地開発に関するアジアの経験やカイゼン等に関する現場レベルの支援の成果（後述）等の紹介も交え、次期国家開発政策の策定に当たっての助言を提供した。
- **新興国の投資促進、経済特別区・工業団地開発への支援**

- 開発途上国の投資促進能力の強化を図りつつ、これらの国々の投資環境情報等を日本企業に提供していくことも目的として、引き続き日本企業の関心が高いアジアや、TICAD V 支援策に含まれているアフリカを中心とする各国に投資促進アドバイザーを派遣した（16 か国、22 名）。投資促進アドバイザーから各国の現場の事情を踏まえた投資環境情報を紹介するセミナーを開催した（2015 年 3 月、310 名参加）。
- ケニアでは、「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」（技術協力）の実施を通じ、東アフリカの玄関口であるモンバサ経済特区のビジョン・コンセプトの決定（入居企業の労働者の居住環境にも配慮）、誘致産業・機能の選定、インフラ整備計画の策定及び運営体制の整備を支援するとともに、日本企業の誘致を目的とするプロモーション資料の作成を行った。
- **知財分野の協力**：経済産業省模倣品対策室、特許庁、文化庁、税関、JETRO 等とも連携した協力をインドネシア、ベトナム、ミャンマーにおいて展開し、知財の活用の円滑化や模倣品等による被害の軽減を図ることで、日本企業を含む企業のビジネス環境の改善に貢献した。
- **日本センター事業の強化**：機構が支援する 8 か国、9 件の日本センターは、日本の知見を活用した研修の場として成果を上げ、例えばモンゴルでは、日本センターの研修を受講した企業が、同国の上位 150 位の 2 割を占めている。機構は、さらに日本センターを現地経営人材の育成、日本と相手国との経営人材交流の拠点としても位置付けるべく、カンボジア、ラオス、モンゴルにおいて日本と現地の経営人材交流推進のための活動の導入に着手した。また、本邦研修や現地活動において地方自治体や経済団体・企業との連携を推進し、ミャンマーでは経団連会員企業との交流が具体的な商談につながる事例もあった。
- **TICAD 産業人材育成センター**：2013 年 6 月、TICAD V において総理がアフリカ 10 か所の産業人材育成センターの設置を表明したもので、センターの目的を①職につながる「出口のある教育」、②労働市場の需要に合った人材育成、③日本企業の期待にも応え得る人材育成を実現するための拠点と整理し、これまでにエチオピア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、セネガル、チュニジア、ケニア、ガーナにおいて「TICAD 産業人材育成センター」も想定した新たな協力計画について先方政府と合意した。いずれの案件も 2015 年度中に協力を開始予定である。また、アフリカの産業人材育成 3 万名、観光分野の人材育成 700 名という日本政府の TICAD V 支援策に対しても、2014 年度までにそれぞれ 2 万 6,000 名、970 名を達成した。
- **PPP 事業の形成、実施促進（インドネシア、フィリピン）**：インドネシアでは、MPA サポートファシリティを 5 月に開始した（3-2-2(3)参照）。フィリピンでも、「包括的 PPP 能力強化プロジェクト」を 11 月より開始し、PPP 案件形成能力強化支援を推進している。

(3) 成果

① 貿易・投資促進

- **経済特区開発（ミャンマー）**：ティラワ経済特区に対するオールジャパンの一体的な協力の一環として、「ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援プロジェクト」（技術協力）により、経済特別区管理委員会・ワンストップサービスセンターの組織運営、許認可手続き等に関する能力強化を支援することで日本企業の進出を後押しした。同プロジェクトによる支援もあり、日本企業を含む入居企業の投資認可が実現し、副大統領列席の下、投資認可授与式を開催した（12 月）。
- **輸出振興（インドネシア）**：2015 年の ASEAN の経済統合も見据え、「輸出振興庁機能改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の実施を通じ、現地企業の製品輸出を後押しする政府の輸出振興機能の強化を支援した。輸出業者のデータベースの構築、カスタマーサービスセンターの設立、商品のブランド力向上のためのデザイナー派遣サービスの構築等に関する包括的な支援を通じ、顧客志向の輸出支援サービスが効果的に提供されるようになった。

② 中小零細企業振興

- **品質・生産性向上（カイゼン）**
 - **エチオピア**：11 月に終了した「品質・生産性向上（カイゼン）普及能力開発プロジェクト」（技術協力）の支援により、コンサルタント育成、インカンパニ

ートレーニング（大中企業 51 社、零細小企業 129 社）を通じ、品質・生産性向上（カイゼン）を民間企業へ持続的に普及させる仕組みが確立された。設立時 9 名のエチオピアカイゼン機構は、2 年弱で 12 部門約 100 名を擁する組織に拡大し、国家カイゼン委員会事務局としての機能が期待されている。前述の「産業政策対話」でも同成果を取り上げられ、次期エチオピア開発戦略（2015-2019）には生産性や競争力に関する新章が追加され、カイゼンをその柱として位置付ける方針がエチオピア政府より示されている。

- **ガーナ**：2015 年 3 月に終了した「小零細企業向け BDS 強化による品質・生産性向上プロジェクト」（技術協力）の支援により、協力対象州においてカイゼン指導手法を取り込んだ小零細企業向けビジネス開発サービスの戦略モデルが構築された。同モデルの全国展開に向けて、協力対象州以外でもカイゼンフォーラム開催等の取組が始められている。
- **クラスター開発（フィリピン）**：2015 年 3 月に終了した「全国産業クラスター能力向上プロジェクト」（技術協力）において全国の産業クラスターを対象に、クラスターの体制構築や人材育成を支援し、新商品の開発、品質の改善、販路の拡大（含む日本企業との取引の成立）等の成果を実現した。また、クラスターアプローチを活用して被災地コミュニティ向けに手工芸品製作に関する訓練を提供するなど、台風で被災した人々の生計回復にも貢献する協力となった。
- **中小企業の支援サービス改善、ビジネスリンク強化**：タイ、ベトナム、インドネシア、メキシコ、バルカン諸国等において、中小企業に対する各種支援サービスの提供体制の強化に貢献した。ベトナムやメキシコについては、地場中小企業のパフォーマンス改善による現地進出日系企業との取引機会の拡大も見込まれる。
- **アフリカの中小企業開発に向けたマレーシアとの三角協力**：マレーシアの中小企業振興機関を実施機関として、アフリカ各国を対象とした第三国研修「アフリカ諸国向け貿易促進のための中小企業開発」を実施し（8 月、7 か国から 16 名参加）、官民一体となって中小企業の振興を実現した同国の経験をアフリカの中小企業振興のために活用した。

③ 産業人材育成

- **ABE イニシアティブによるアフリカの産業人材育成**：5 年間で 1,000 名のアフリカの若者に、日本の大学院などでの教育と日本企業でのインターンシップの機会を提供する ABE イニシアティブについて、機構は 2014 年度、極めて短期間のうちに制度構築から募集選考まで行い、研修員受入れの体制が整っている推奨コース 65 大学 135 学科、研修員のインターンシップ・企業見学の受入先となる日本企業 104 社を確保した。2014 年度は第 1 バッチ対象 8 か国より 676 名の応募を受け、選ばれた 156 名が 9 月に来日し（政府関係者 50%、民間企業所属者 30%、大学など教育関係者 16%、うち 44 名は日本企業 23 社から推薦を得て来日）、全国 48 大学の修士課程で履修を開始した。首都圏を除く地方大学への入学者は 7 割に上り、地方の大学や地元企業の国際化にも貢献している。2015 年秋の第 2 バッチ・350 名の入学に向けて、アフリカ 37 か国から 1,421 名が応募し（うち日本企業から推薦を得た応募者は 108 名）、現在、全国 69 大学にて選考中である。
- **製造業の人材育成（メキシコ）**：9 月に終了した「プラスチック成形技術人材育成プロジェクト」により、工業高校のプラスチック成形加工コースの教員育成機関が教員研修や産学連携活動を主体的に実施できるようになった。
- **産業人材育成の拠点機能の強化（ベトナム）**：「ハノイ工業大学技能者育成機能強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、現職指導員を対象とした機械、電気及び電子分野の現職指導員能力向上コースを開発した。国内の 18 研修施設の指導員 136 名が同研修を修了した。

④ 地場産業振興、地域経済活性化：一村一品活動（キルギス、ケニア、グアテマラ）について 3-2-8 参照

3-2-8. 成長セクター等におけるインクルーシブな視点に基づく取組

(1) 戦略性向上に向けた取組

- **回廊開発の利益の小農、貧困層への裨益（モザンビーク）**：ナカラ回廊開発について上記 3-2-2(2)①及び 3-2-6(2)④参照。
- **地方インフラの整備における女性の参画促進（インドネシア）**：7月に完了した「貧困削減地方インフラ開発事業（I）」（円借款）では、事業の計画・実施・維持管理の各段階での住民グループの主体的な参加を得て、①交通、②上水・衛生、③生産、④市場、⑤保健、⑥教育の基礎インフラ整備を行った。各地域での説明会や研修等の活動に対する女性の積極的な参加を推奨し、事業計画段階で平均 15%、事業実施・建設段階で 25%以上、事業後モニタリング段階で 10-15%の参加を得た。例えば、対象サイトの一つであるジェネポント県では、女性グループによる海藻の日干し加工販売が同地の特産物として重要な収入源になっているが、当事業を通じ、住民の希望で海藻の日干し台を設置し、加工作業時間の効率化が図られ、収入の増加につながった。
- **インクルーシブな開発に関する調査（中米）**：2015 年の日・中米交流年に向けて、中米地域におけるインクルーシブ開発に関する現状を把握し、教訓・課題を提示するため、本邦有識者及び機構職員による調査を開始した（7月）。2015 年度には書籍出版とセミナー開催を予定している。
- **新興国における高齢化対策（タイ）**：2014 年度は、「要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト」において介護人材育成が進み、六つのパイロットサイトでモデルサービスを開始した。政策提言の策定に向け、モデルサービスの効果に関する第 1 回目のデータ収集及び分析を実施した。
- **貧困層に焦点を当てた地場産業振興**
 - **貧困地域における一村一品運動（エルサルバドル）**：一村一品運動アドバイザー（個別専門家）の活動の一環で、地方貧困地域の女性、若者を巻き込み、パインアップル等の果物、民芸品、観光等を対象として、一村一品を通じた地域振興を図っている。
 - **零細漁民の生計向上（エルサルバドル）**：女性、子どもを含む地元零細漁民の生計向上と重労働からの解放のため、過去の協力で確立されたアカガイの人工種苗の生産及び養殖技術の普及を図っている（技術協力「貝類養殖技術向上・普及プロジェクト」）。
- **住民参加型の観光開発（ミャンマー）**：ミャンマーでは、バガンにおいて、地域住民の主体的な参画や世界遺産登録プロセスにも配慮した地域観光開発モデルを構築する技術協力を開始した（4月）。

(2) 成果

- **インクルーシブな一村一品活動（キルギス、ケニア、グアテマラ）**：地域資源の活用を通じた生産者主体の取組を推進することで、地域経済の振興に貢献するとともに、所得機会に恵まれていなかった主婦層等が所得獲得、社会参画の機会を得た。特にキルギス、ケニアについては、日本企業との取引を通じた製品の輸出も実現し、キルギス輸出産品生産者グループ（約 1,500 名）の 1 人当たりの利益は協力開始前に比べ年 58 ドル増加した。キルギスにおいては、障害者施設と連携し、販売店舗で使う包装用の紙袋を製作した。作業工程を分担して様々な障害者が製作に参加し、生産の意味を紙袋に記載して組合活動をアピールし、収入は障害者施設や孤児院の活動資金に充当した。また、グアテマラ「地場産業振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）においては、地方貧困地域の先住民が一村一品活動に参加し、日本の「オンパク」や「さるく」を参考に、地域産品の販売拡大や地域の観光地化に取り組み、地域振興を図る体制が形成された（2013 年度終了）。
- **中小企業の金融アクセスの改善（モンゴル）**：「中小企業育成・環境保全ツーステップローン（フェーズ 2）」（円借款）により、これまで合計約 46 億円の長期・低金利融資を同国の中小企業約 500 社に供与し、約 2,200 名の新規雇用の創出、平均 82%の売上増加等の成果が確認された。
- **中小企業経営改善（エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア）**：過去の協力で育成したコスタリカの経営コンサルタントを第三国専門家として中米 3 か国に派遣し、複数企業で女性従業員、高齢層従業員による改善活動、5S 活動（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を指導した。指導を踏まえた実践の結果、不要在庫

の解消、工場・オフィスのスペース拡充等の具体的成果を得た（技術協力。2013 年度終了）。

- **地方電化への貢献（ブータン）**：ブータンにおいては、2005 年のマスタープラン策定支援、2007 年、2011 年の円借款供与に並行して実施した電力公社の能力強化のための技術協力が 9 月に完了した。円借款事業を含む地方部の電力の安定供給と料金徴収等、運用・維持管理能力が向上し、同国の電化率の飛躍的向上（54%（2008 年）から 95%（2013 年））に貢献した。
- **民間企業による障害平等研修の導入（南アフリカ）**：「障害主流化促進アドバイザー」（個別専門家）が支援した障害平等研修の結果、現地の航空会社（SA Express）が、全従業員を対象に同研修を実施することを決定した。
- その他の取組について、項目 No. 1（格差是正・貧困層支援）を参照。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も都市と農村の格差是正にも配慮しつつ、日本の経験・知見・技術を最大限活かしつつ、持続的経済成長に向けた取組の一層の強化を期待する。特に持続的経済成長を図るためのインフラ整備や人材育成等には中長期にわたる取組が求められるところ、すでに十分留意して取組んでいるが、我が国の取組の継続性を担保することが重要であることは強調しておきたい。また、アセアン連結性向上の取組の強化、アジア支援の経験のアフリカでの活用、国によっては有償による技術協力の検討、「成果の実績」が単純なアウトプット指標に偏らないような配慮にも期待する。

<対応>

日本の経験・知見・技術を最大限活用しつつ、日本の ODA 協力の特徴である相手国政府との協働による中長期的視点に立ったインフラ整備と人材育成等を組み合わせ、持続的経済成長に向けた取組を継続的に強化した。これら取組に際しては、インドネシアでの貧困削減地方インフラ開発事業やキルギスのインクルーシブな一村一品活動への協力、農業や民政化支援と併せたネパールでの首都・地方間の幹線道路の整備、アフリカでの回廊整備支援など都市と農村の格差是正への配慮の視点を強化しつつ、取り組んだ。また日・ASEAN 特別首脳会議における日本政府の支援策の実行に向けた東西・南部経済回廊の連結性向上に資する取組の強化、アフリカの中小企業開発に向けたマレーシアとの三角協力などアジア支援の経験のアフリカでの活用、コスト・シェア技術協力の検討（指標 14-2 参照）等にも取り組んでいる。引き続き「成果の実績」が単純なアウトプット指標に偏らないよう、アウトカムを意識した協力を促進していく。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

2014 年度は、持続的経済成長の基盤となる運輸交通、都市・地域開発、資源・エネルギー、法制度整備・民主化、高等教育、農業・農村開発、民間セクター開発の各分野において、日・ASEAN 特別首脳会議や TICAD V 等における日本政府の支援策の実現に向けて貢献した。

2015 年の ASEAN 共同体形成に向けた重要課題のうち、連結性向上に関しては、東西経済回廊、南部経済回廊のボトルネックになっていたラオスの道路やカンボジアの橋梁の整備を完了し、域内の陸上運輸網の連結に寄与した。ベトナム・ハノイ市のノイバイ空港第 2 ターミナルビル、インドネシア・ジャカルタ市の国際港湾

のリハビリの完了により、航空、海上運輸網の連結にも寄与した。ソフト面についても、ベトナムにおける民法改正やミャンマー中央銀行の資金決済システム構築や証券取引所開設に向けた支援等に貢献するとともに、ベトナムにおいて機構の支援により導入された日本式の税関システムに全国 5 万社以上が登録するなどの実績を上げた。一方、後発 ASEAN 諸国に対しても、ミャンマーの総合交通マスタープラン、電力マスタープラン、プノンペン市やヤンゴン市の都市交通マスタープラン等、最上流の計画策定を完了し、優先的な事業を開始した。

TICAD V における日本政府の支援策に対しては、対象である 3 回廊地域に対するマスタープラン策定の開始、投資アドバイザー 16 か国 22 名の派遣、インフラ整備・能力強化の促進（TICAD 産業人材育成センター、OSBP の整備）等を通じて、支援策の実行に貢献した。加えて、ケニア、コートジボワールにおける首都の都市開発マスタープラン完成、エチオピアにおけるカイゼン機構によるカイゼン運動の推進体制の確立等、質的な面でも大きな成果を上げた。

このほか、日本政府が新たに打ち出したグローバル・フード・チェーン戦略に対しては、政府の戦略会議への貢献に加え、インドネシアやベトナムでの事業化に着手し、機動的に対応した。また、総理のバングラデシュ訪問時に合意された「ベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）」への協力についても、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」の着手による機動的対応を行った。

他方、戦略的な取組として、開発効果を高めるために日本の企業、地方自治体、大学等との連携を強化し、その知見・技術・ネットワークを活用した事業を展開した。例えば、ベトナム、モンゴルの国際空港整備支援では日本の空港会社の空港運営や人材育成の知見、バングラデシュの円借款事業では超々臨界圧石炭火力技術の知見の活用に取り組んだ。日本センターについては、協力相手国と日本の経営人材の交流の拠点とするための取組に着手した。一方、モンゴルのウランバートル市の都市開発に寒冷地である札幌市や旭川市の協力を得るなど、地方自治体の知見の活用にも努めた。人材育成支援に当たっては、日本の大学との連携体制を構築し、ABE イニシアティブや資源の絆プログラム等を通じて多数の留学生の受入れを開始した。さらに、日本の大学と開発途上国の機関による科学技術協力（SATREPS）により、スーダンにおいて世界に先駆けて主要穀物に寄生する雑草の防除に関する技術が実証される等の成果を上げた。

一方で、成長セクターにおける事業に当たっては、インクルーシブな視点に基づき、アフリカの回廊開発マスタープラン策定における地域住民を意識した計画策定、インドネシア地方インフラ整備における女性の参画促進等の取組を行った。また、ブータンにおいては、地方部を含めた電化を支援し、電化率の飛躍的向上（54%（2008 年）から 95%（2013 年））に貢献した。

以上を踏まえ、質の高いインフラの整備をはじめとする協力事業の成果により、日・ASEAN 特別首脳会議や TICAD V 等での日本政府の支援策をはじめとする政府の政策の実行に寄与したこと、企業、地方自治体、大学等の知見を活用する取組を行ったこと、成長セクターにおける事業においてインクルーシブな視点による取組を行ったこと等から、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（注）なお、項目 No. 1～No. 4 のアウトプット、アウトカムに関するデータの一部は、協力相手国の統計情報や事後評価の結果を用いるため、事業完了の数年後に初めて捕捉できるという性質がある。2013 年度以前に実施した事業のアウトプット、アウトカムについても、2014 年度に初めて捕捉できた場合は、2014 年度の業績に含めて報告した。

<課題と対応>

開発協力大綱の重点課題である「質の高い成長」、すなわち貧困問題を持続可能な形で解決するためには、開発途上地域の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、これらを通じた民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠であり、その成長の成果が貧困層や社会的弱者を含めて社会全体に行きわたる成長を促進していくことが重要である。今後も「質の高い成長」に一層配慮しつつ、日本の経験・知見・技術を最大限いかして、持続的経済成長に向けた支援の更なる強化に取り組む。

3－5．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

途上国の持続的成長を後押しするためのインフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等について、各国の状況に応じた支援を展開し、日本のインフラシステム輸出の推進に関する取組についても適切に実施されたと評価できる。

運輸交通分野においては、地域の成長戦略にかかる取組として、バングラデシュにおいてはベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）の実現に向けて迅速に事業を展開し、また 2015 年の ASEAN 統合共同体形成に向け、東西経済回廊としてラオスの道路整備を完工、南部経済回廊としてカンボジアのネアックルン橋を完工し、域内の連結性向上に寄与したことは大きな成果である。また、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）で発表したワンストップボーダーポストの実現のため、タンザニア・ケニア間、ルワンダ・タンザニア間の事業を完工させ、国境手続きの効率化と所要時間の削減に貢献した。

都市・地域開発分野においては、持続的な都市・社会を実現することを念頭に、ケニア・ナイロビ市の都市開発マスタープランの完成、ジャカルタ首都圏投資促進特別地域での戦略プラン事業化など具体的な成果をあげるとともに、環境未来都市にかかる北九州市の経験発信、札幌市・旭川市の知見を基にした寒冷地の都市開発など日本の特性を活かした取組は評価できる。

貿易・投資環境整備においても、ベトナム、ミャンマー、モンゴルにおいて金融行政にかかるシステム構築・能力向上を支援し、法整備分野ではベトナムの民法等の改正、ラオスにおける各種法令の実務参考資料の作成・普及といった成果が確認できる。

産業人材育成については、5 年間で 1,000 名のアフリカの若者を育成する ABE イニシアティブに関して、2013 年 6 月の政策発表後、極めて短期間のうちに制度設計を終え、大学院 135 コースを確保の上、日本企業 100 社以上の協力を取り付け、2014 年度中に事業を開始したことは評価に値する。

また、日本の企業、地方自治体、大学の持つ専門的な知識・技術・ネットワークの活用に関しては、資源・エネルギー分野におけるバングラデシュ火力発電事業（超々臨界圧石炭火力技術）での世界最高水準の効率性を誇る日本企業の技術の適用、高等教育分野における横断的課題に対する日本の大学との包括的支援体制の構築等日本国内のリソースを活用した成果が現れている。

以上より、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

開発協力大綱を踏まえ、開発協力が民間部門を含む多様な力を動員・活用するための触媒としての役割を果たせるよう、案件形成段階から、中小企業を含む日本企業や地方自治体、大学・研究機関等の知見・経験・技術の活用に一層努めることを求めたい。また、開発協力事業の実施が、環境社会配慮を含む地元住民の懸念を惹起することのないよう、丁寧な対話の機会を持つことをはじめ、我が国開発協力が単なる経済成長ではなく、「質の高い成長」を目指すものであることを内外にしっかり示していくことが重要である。引き続き、相手国のニーズを的確に把握した上で、「質の高い成長」に向けた取組の一層の強化を期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

- ・一部の案件において、住民との対話方法にかかる課題が現地の市民社会側から指摘されていることは、何らかの形で自己評価に反映すべきである。
- ・「成果の実績」がアウトプット指標に偏らないよう、プログラム・アプローチのさらなる強化、相手国と政策レベルの対話を期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No. 3	地球規模課題への対応			
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、仙台防災協力イニシアティブ、日・ASEAN 防災協力強化パッケージ、美しい星への行動（ACE）、二国間クレジット制度（JCM）、「緑の未来」イニシアティブ	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力、外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力、0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）	

2. 主要な経年データ													
① 要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）								② 主要なインプット情報（注 2）					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 防災													
直接的に能力向上の対象となった人数（括弧内 は 2013 年度に終了した案件の対象人数）			1, 135 (111)	1, 626 (423)	1, 890 (219)			技術協力（億円）	58	59	54		
間接的に能力向上の対象となった人数（括弧内 は 2013 年度に終了した案件の対象人数）			9, 298 (2, 439)	26, 191 (19, 732)	9, 322 (2, 013)			有償資金協力(億円)	1, 206	51	397		
								無償資金協力(億円)	113	61	57		
イ) 気候変動													
直接的に能力向上の対象となった人数(人)			1, 050	4, 000	4, 200			技術協力（億円）	165	196	192		
								有償資金協力(億円)	6, 301	5, 467	4, 810		
								無償資金協力(億円)	263	225	187		
ウ) 自然環境（注 2）													
森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実 施した対象面積（ha）			7 万 8, 020	398 万 1, 584	156 万 7, 969			技術協力（億円）	45	53	51		
支援を通じて植林を実施した面積（ha）			1, 433	420	434			有償資金協力(億円)	865	－	114		
直接的・間接的に能力向上の対象となった人数			104	4, 362	1, 166			無償資金協力(億円)	1	3	－		

(行政官、地域住民)			17,682	31,610	5,918								
エ) 環境管理（都市環境保全）													
(下水道)								技術協力（億円）	68	66	71		
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援都市数			11	11	2								
技術協力プロジェクト等による技術支援都市			27	34	25								
能力向上対象人数（人）			260	426	255			有償資金協力（億円）	436	128	156		
本邦研修者数（人）			181	170	339								
(廃棄物管理)													
廃棄物管理支援都市（技術協力プロジェクト等による支援都市数）			71	90	86			無償資金協力（億円）	28	29	10		
能力向上対象者人数（人）			740	999	698								
本邦研修者数（人）			105	405	364								
オ) 食料安全保障（注1）													
支援を通じて整備された灌漑面積（ha）			116,393	6,597	－			技術協力（億円）	194	202	191		
直接的に能力向上の対象となった人数（人）			60,549	192,206	112,477			有償資金協力（億円）	191	135	821		
								無償資金協力（億円）	112	89	122		

（注1）自然環境、食料安全保障の一部指標等については、当該年度に終了した実績に、当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

（注2）技術協力は当該年度の支出実績を、有償資金協力・無償資金協力は承諾実績をそれぞれ記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロ

セスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。
中期計画 1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (第一段落は中期目標と同内容につき省略) 政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。 具体的には、(中略) ● 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。
年度計画 1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (ハ) 地球規模課題への対応 環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。
主な評価指標 指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-2-1. 防災

1. 協力量針

- 日本の防災の知見・教訓及び機構事業の実施を通じて得られた知見・教訓に基づき、「防災事前投資」、「Build Back Better（より良い復興）とシームレス支援」、「防災行政・枠組み強化（ガバナンス）」、「災害履歴とリスク評価によるリスク理解」を重視し、人的被害だけでなく経済被害の削減と強靱な社会構築を目指す。また、これらの考え方が、「兵庫行動枠組（Hyogo Framework for Action. 以下「HFA」という。）」の後継枠組となる第3回国連防災世界会議の成果文書の優先行動として採択されるよう働きかけ、同枠組の質的向上に貢献する。また、防災分野のリーディングドナーとして、日本の経験と知見を活用した支援を各国で展開し、各国の防災主流化に向けた取組を促進する。
- 「ポスト2015年開発アジェンダ」に防災の視点を盛り込み、「防災の主流化」（防災が開発課題の優先政策となること、開発計画や事業に防災の視点を組み込むこと、これら政策や計画に基づき防災への投資が促進されること）の普及に貢献する。
- 民間企業に対する情報共有、民間企業の海外展開にも資するプラットフォームへの支援、機構の事業等を活用し、民間企業との連携を促進し、ASEAN諸国を中心とした開発途上地域における防災対策の展開において日本の技術の活用を促進する。

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) 防災の主流化に向けた取組

機構は、HFA を念頭に防災分野における協力を行っており、中でも「リスクを減らす」(HFA 優先行動 4) で多くの協力を実施している。災害によって繰り返される貧困サイクルからの脱却と災害リスクの軽減による持続的な発展の実現を目指し、様々なセクター開発において防災の視点を取り入れる「防災の主流化」を通じて、災害に強い強靱な社会づくりを支援する協力で戦略的に取り組んでいる。これまでの支援を通じて得た知見をポジション・ペーパーに取りまとめ、日、英、西の 3 か国語にて作成し、第 3 回国連防災世界会議等の国際会議でも活用した。同ペーパーの内容は、同会議で採択された HFA の後継枠組である成果文書「仙台防災枠組 2015-2030」の優先行動や具体的行動とも整合しており、今後の同分野の機構の協力方針として国際的にも適切な内容となっている。

① 防災投資の経済評価モデル (DR2AD) の開発と普及

- 災害によって繰り返される貧困サイクルからの脱却については、社会・経済開発における防災分野への投資の効果やその目標となる指標を定めることや、事前投資の持続的な開発への影響を定量的に示すことが困難であることが共通の課題として存在している。機構は、防災の事前投資の重要性と経済成長への効果を定量的に示すため、2012 年度に防災投資の経済評価モデル (Disaster Risk Reduction Investments Accounts for Development。以下「DR2AD」という。)を開発し、2014 年度は有識者や世界銀行とともにその改良を継続した。また、同モデルの国際的普及のため、国連国際防災戦略事務局との連携により防災費用便益に関するセミナーをパナマ、ペルーでそれぞれ実施するとともに、後述の第 3 回国連防災世界会議に向けた地域会合 (タイ)、第 3 回国連防災世界会議 (仙台) のワーキング・セッション及びパブリック・フォーラムでもモデルの紹介を行った。

② セクター横断的な取組

- 防災の主流化としてあらゆる分野へ防災の浸透を進めるため、機構はセクター横断的な取組を進めている。機構内でも防災の主流化を促進するため、防災以外の各課題・セクターの事業実施に対する防災配慮の制度化に向けたプロジェクト研究「開発事業における防災配慮手法」を開始した。特に、ジェンダー及び災害弱者の防災における配慮アプローチの検討を進めている。
- 学校建設に関する無償資金協力案件を実施する際には、災害に強い学校とするため、概略設計段階から災害評価団員を加え建設予定地のリスク判断を導入する等、調査段階から防災の視点を組み込んでいる。
- 道路整備に関する円借款事業においても、「国際幹線道路改修事業」(キルギス) 等、防災コンポーネントを含む案件の形成に取り組んでいる。

③ 災害多発国との対話・連携

- 災害多発国においては、特に災害を予防するための措置を速やかに講じる必要があるため、機構はこれらの国々との対話・連携を行い、防災体制の整備、市民啓発等を進めている。
- トルコ防災庁との防災協働対話：4 月にトルコ防災庁総裁を日本へ招き、第 1 回防災協働対話を開催した。その際、内閣府や兵庫県の視察等を実施し、日本の防災体制を紹介した。7 月にはアンカラで第 2 回の対話を開催し、トルコ側による防災体制の紹介が行われた。なお、本邦研修で兵庫県の「人と防災未来センター」を視察したトルコ内務省次官 (当時) は、その後県知事となり、県内に同様のセンターを設立して市民への防災に関する啓発を開始した。
- ペルー首相府との連携の進展：2014 年 3 月にペルーの首相府と締結した防災主流化に関する協力協定に基づき、12 月に同国の首都リマ市で開催された COP20 に

において、同首相府等と気候変動適応策に資する災害リスク管理に関するサイドイベントを共催した。イベントでは、ペルーの災害リスク管理における課題と改善提案を説明するとともに、洪水対策についての新たな調査協力を行うことを発表した。

④ カリブ、大洋州の小島嶼国支援（DAC リスト卒業国を含む）

- 「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月閣議決定）における「一人当たり所得国が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく」という方針に沿って、カリブの小島嶼国に対する支援分野の柱である防災分野について、DAC リスト卒業国も対象に含めた情報収集確認調査を 2015 年 1 月に開始するとともに、個別専門家派遣のための準備を進めた。他方、大洋州地域の小島嶼国に対しては、フィジーを広域支援の拠点とし、域内各国の気象観測・予報能力の向上や人材能力強化のための技術協力を開始した。

⑤ フィリピンの災害レジリエンス強化の支援

- 災害リスクファイナンス：**大規模な自然災害が多発するフィリピンでは、減災のための事前投資と災害後の復旧・復興の適切なバランスをとる必要があり、特に 2013 年の台風ヨランダ災害以降、中央政府、地方政府、家計、民間セクターにおける災害リスクファイナンスの仕組みづくりへの注目が高まっている。2014 年度は、機構にとっても初めての取組となる「配電網災害レジリエンシー向上のためのインセンティブ制度導入検討に係る情報収集・確認調査」等の災害リスクファイナンスの実施のための情報収集を行った。また、第 3 回国連防災世界会議において世界銀行と共催したパブリック・フォーラムでは、フィリピンにおける更なる災害レジリエンス強化のために災害リスクファイナンスが果たすべき役割について、同国の公共事業道路省大臣や国家経済開発庁次官等との議論を行った。
- 住民避難を重視したリスク評価と対策：**2011 年の熱帯暴風雨により壊滅的な被害を受けたミンダナオ島北部の洪水対策のため、2015 年 3 月に「洪水リスク管理事業円借款（カガヤン・デ・オロ川）」の L/A に調印した。同事業の協力準備調査に当たっては、洪水発生時の住民の避難可否に着目した指標を用いて洪水リスクレベルを評価し、「危険な土地に住まない」という基本コンセプトで、フィリピン国内では初めてとなる「河川境界」の設定を支援した。

(2) 日本の技術・知見の活用

- 民間企業のインフラ輸出に貢献すべく、国土交通省が進める「日本防災プラットフォーム」や、総務省が進める「防災 ICT ソリューション」等の枠組みに対して、積極的に途上国の防災体制、ニーズ、課題、日本製品の競争性に関する情報を提供した。この結果、多くの民間企業から機構に対し情報提供依頼があった。
- 機構の協力成果と日本の技術を活用した地域協力の拠点形成（中南米）：**2015 年 3 月に、チリ国際協力庁と防災人材育成の地域拠点形成について合意した。中南米地域各国で機構がこれまで行ってきた防災協力の成果と民間企業を含む日本の防災技術とを組み合わせ、域内リソースの活用による効率的・効果的な人材育成と域内ネットワークの構築を目指している。これを支援する技術協力プロジェクトを 2015 年 3 月に開始した。
- 日本の耐震技術の活用：**「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」（円借款）においては、ゴム支承や落橋防止システム等の高減衰系積層ゴムを利用した免震装置等の日本の耐震技術の活用を念頭に調査を実施した。
- 日本の防災情報通信技術の活用：**総務省が進める防災情報通信技術海外展開に関しては、インドネシアでの無償資金協力の可能性を検討する調査団を 12 月に派遣した。また、「アセアン災害管理衛星情報活用能力向上支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ASEAN 各国を対象とし、日本の衛星技術を活用した防災対策に係る第三国研修（1 回、20 名）、本邦研修（2 回、計 40 名）を実施した。さらに、民間技術普及促進事業としてインドネシア「雨水貯留浸透施設の普及実証事業」、ブラジル「雨量レーダー普及促進事業」を採択し、協力を開始した。

- **東日本大震災の経験を踏まえた事業継続計画の作成支援**：機構は、2011 年の東日本大震災やタイでの洪水被害の経験を踏まえ、2012 年度に「アセアン地域における産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査」を開始した。同調査では、ASEAN10 か国の実務者や有識者を対象にワークショップやセミナーを開催するとともに、日本の産業集積地における事業継続計画に関する知見を反映した広域 BCM（Business Continuity Management）ガイドブックを作成した。同調査に基づき、タイにおいては、2015 年度より同国政府主導による広域事業継続計画のパイロット事業の実施が予定されている。
- **科学技術の活用促進**：日本学術会議等が主催した「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」（2015 年 2 月）において、機構は日本の最先端の科学技術を開発途上国で活用した SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力）事業の事例を基に、適切に災害対策を行うための基礎となる科学データや、科学技術の成果を防災に活用するためのネットワークの重要性を発信した。同会議の成果を取りまとめるパネル会合では、機構役職員が登壇し、「東京宣言」と「東京行動指針（案）」の策定に貢献した。

3. 成果

(1) 防災の主流化

① 耐震技術の普及（中南米地域）

- **耐震建築に関する国家基準の制定（エルサルバドル）**：エルサルバドルでは、2001 年に巨大地震が発生し、全国の家屋の 11%強に当たるおよそ 16 万 4,000 戸の家屋が崩壊した。これに対し機構は、2003 年から 2012 年まで「低・中所得者向け耐震住宅の建築技術・普及体制改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）（通称 TAISHIN プロジェクト）を実施し、四つの住宅建築工法の耐震性を高める技術の開発及び安全性に関する技術基準案の整備を支援した。この結果、2014 年には、4 工法のうち 3 工法の耐震建築基準が、国家基準として制定されるという成果につながった。なお、TAISHIN プロジェクトは、メキシコとの三角協力により行われた。メキシコでは、1985 年の大地震の後に日本の支援を受けてメキシコ国立防災センターが設置され、日本の防災・耐震技術が移転された。日本の技術に詳しく、エルサルバドルとの共通言語、類似する文化的背景、生活環境条件、建築基準を有するメキシコとの三角協力が、円滑な協力の実施につながった。

② 防災人材の育成（ASEAN）

- 日本・ASEAN 特別首脳会議（2013 年 12 月）において日本政府が表明した日本・ASEAN 防災協力強化パッケージ（5 年間で 3,000 億円規模の支援、防災人材 1,000 名の育成）について、機構は、ASEAN 各国での技術協力、有償資金協力や、本邦及び現地における研修等を通じて、これまで約 600 億円規模の支援と約 250 名の防災人材育成の達成に貢献した。加えて 11 月には、「ASEAN 災害医療・救急医療に係る情報収集確認調査」を開始し、災害医療分野の人材育成に取り組む準備を進めた。

② 災害情報の迅速な伝達

- **地震予警報の迅速化（チリ）**：2010 年にチリで発生したマグニチュード 8.8 の大地震では特に津波による被害が大きく、同国では津波を研究する人材の育成が不可欠となっている。SATREPS「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」（技術協力）により、高い精度の津波警報手法の開発等に取り組んだ結果、地震発生から現場への津波予報通達までの時間は、2010 年の津波では 21 分であったのに対し、2014 年の津波では 10 分に短縮され、住民に素早く情報を提供することができ、早期避難や被害軽減につながった。

- **小島嶼国におけるラジオ放送機材の整備（ソロモン諸島）**：太平洋地域の小島嶼国であるソロモン諸島は900を超える島々から成り、サイクロン、地震、津波等の自然災害に頻繁にさらされている。現状ではソロモン諸島全土に伝達する情報通信手段はラジオ放送のみであるが、機器の故障により放送に支障を来していた。「防災ラジオ放送網改善計画」（無償資金協力）による短波ラジオ放送機材の整備により、24時間ラジオ放送を提供できるようになり、緊急災害時の情報の迅速かつ確実な伝達にも寄与した。2014年4月にガダルカナル島で発生した暴風雨に伴う河川氾濫の際にも、有効に機能したことが確認された。

③ リスクの理解

- **リスクの理解を通じた防災体制強化（イラン）**：1990年に4万人以上の死者を出した地震被害を受け、機構がリスク評価マスタープランを実施した結果、その被害想定に基づき行政関係者が地震リスクを理解し、市議会に20以上のワーキング・グループが設けられ、同プランの提言に対する防災への活動を継続している。その後、2003年にも4万人以上の死者を出した地震が発生し、防災に加え応急体制の強化、リスクの更なる理解が課題となり、発災後の緊急時道路ネットワーク強化、地震観測網強化、及び防災教育計画作成等、ソフト、ハードの支援を組み合わせた「テヘラン市地震災害軽減プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施している。テヘラン市は、これら支援を通じてリスク評価の有効性と防災への事前投資の重要性を認識し、国家予算の5%を防災に充てるなどの対応を行うだけでなく、策定後10年を経て、マスタープランの更新が市議会に議会決定された。これは、機構の支援結果に対する対応が市議会レベルで認識されているだけでなく、同プランでの低減に対する対応が現在も継続していることを示している。
- **リスク評価に基づく事前投資（モーリシャス）**：島嶼国であるモーリシャスは、その急峻な地形により地すべり被害が多数発生している。他方、開発の外圧により、地すべり危険地域には多くの住民が居住しており、これら地域のリスクを評価するため「モーリシャス地すべり対策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、リスク評価に基づく対策計画の策定、及びパイロットプロジェクトとして対策工（排水工）を実施するとともに、地域住民、防災機関に対して警報システム、避難訓練などのソフト面での対策も実施した。2015年に襲来したサイクロンではこれら対策工によって地すべりが小規模にとどまり、また住民のリスク理解も高まっていたため人的被害もなかった。その結果、防災対策への事前投資の有効性が強く認識され、モーリシャス国内の報道では機構の貢献が評価されるとともに、先方大臣から、今後の自国対応のため、パイロット地域以外の地域に対する対策、工事費用、具体的工法について助言が求められるなど、高く評価された。

⑤ 予警報能力の向上

- 気象災害対策の基礎となる気象観測・予警報に関して無償資金協力や技術協力等を組み合わせた支援を実施している。気象レーダーや自動気象観測装置の整備を行う無償資金協力事業（パキスタン「中期気象予報センター設立及び気象予測システム強化計画」、パキスタン「カラチ気象観測用レーダー設置計画」、バングラデシュ「ダッカ・ラングプール気象レーダー整備計画」、ラオス「気象水文システム整備計画」）に係る機材調達を実施中である。実施段階においては、当該国においてより適時かつ正確な気象観測及び予警報が可能となることにより、気象災害による被害の軽減に大きく寄与することが期待されている。また、過去に無償資金協力にて機材（気象レーダーや自動気象観測装置）を供与したフィリピン及びスリランカにおいて、それぞれ「気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始し、無償資金協力で供与された機材の更なる有効利用による気象観測、予警報技術の向上と災害関連情報の効果的な発信が期待されている。

(2) フィリピンにおける台風被害からの復旧・復興支援

- 2013年11月の台風ヨランダ被災直後から、緊急開発調査やプログラム型無償資金協力を通じてシームレスな支援を継続し、東日本大震災に係る復興経験（宮城

県東松島市の協力等）など、日本の災害復興の知見をいかした包括的な復旧・復興支援を実施している。

- 緊急開発調査（2014年2月～2016年3月（予定））では、クイックインパクトプロジェクトとして、日本企業の技術による浮沈式養殖生けすを導入した漁民の生計回復等、住民の生計を早期に回復させるための支援を展開し、成果を上げている。浮沈式養殖生けす導入のサブプロジェクトを受注した日本の中小企業の実績が良好だったことを踏まえ、中小企業支援スキームを通じて当該技術の更なる活用を支援している。また、日本の屋根工・溶接工職人を派遣して建物修繕に関する技術指導や教材整備を行った結果、現地職業訓練校で耐風性に優れた施工方法を履修するプログラムが既存カリキュラムに加わり、今後年間2,200名以上の職人の育成を支援することが見込まれている。
- 復旧・復興計画策定支援では、被災状況を科学的に検証し作成されたハザードマップが2014年11月に完成し、引き渡された。台風ヨランダから約1年後に再び被災地を襲った大型台風では、このハザードマップが地方自治体から住民への早期避難指示に活用され、緊急開発調査の対象地域では犠牲者無しという成果に貢献した。また、同ハザードマップに基づいた土地利用計画や中長期的な復旧・復興計画策定を支援し、高潮への構造物対策（かさ上げ道路や防潮堤建設など）を提案し、フィリピン政府は自己資金手当てによる実現の道筋をつけた。
- 「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」（無償資金協力、46億円）では、“Build Back Better”のコンセプトに則った医療施設や学校等の施設建設、建設機材、空港機材、船員訓練学校等の施設建設・機材調達を支援し、2016年度に順次完了予定である。
- 防災の主流化を進めるための重要なコンセプトとして“Build Back Better”をフィリピン政府に提言し、同政府は復興計画のコンセプトとして採用した。

(3) 第3回国連防災世界会議への貢献

国連防災世界会議は、グローバルな防災戦略を策定する国連主催の会議であり、第1回（1994年、於横浜市）、第2回（2005年、於神戸市）に続き、第3回は東日本大震災の被災地である仙台市において、2015年3月14日より5日間開催された。第3回会合では、今後15年間の国際社会の防災指針であり「ポスト2015年開発アジェンダ」にも影響を与える「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台宣言（Sendai Declaration）」の二つの成果文書が採択された。また、日本政府の支援方針として「仙台防災協力イニシアティブ」が発表された。会議には、各国首脳や閣僚級を含む187か国の代表者、国連機関、各国ドナーやNGO等、計6,500名以上が参加し、一般向けイベント・展示への参加者を合わせた来場者数は約14万人となり、国内で開催された国際会議では過去最大級となった。本体会議（政府間交渉、閣僚級円卓会議、High-Level Multi-Stakeholder Partnership Dialogues、ワーキング・セッション、IGNITE Stage）及び約700件のパブリック・フォーラムが開催された。各国からは防災担当省庁だけでなく財務、開発、公共事業、環境分野の所管省庁も参加し、ワーキング・セッションは34テーマ（気候変動、生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction : Eco-DRR）、水資源、都市計画、民間セクター、子どもと防災、食料安全保障、観光と防災、ファイナンス等）に及ぶなど、様々なセクターに防災の視点を反映する「防災の主流化」が強く意識された会議となった。本会議に対しては、日本政府主導の下、機構として以下の取組を行い、会議開催や成果文書の策定に貢献した。

① 成果文書策定への貢献

- **機構の知見の反映を通じた貢献：**機構は、「仙台防災枠組2015-2030」の質的向上への貢献を念頭に、2011年度にプロジェクト研究を開始するなど、日本の防災の知見と機構が事業より得た教訓・ノウハウの整理に取り組んできた。「仙台防災枠組2015-2030」では、機構がこれまで国内外で主張してきた点が全て優先行動に含まれ、同枠組文書の優先行動として、①災害リスクの理解、②災害リスク管理のためのガバナンスと制度の強化、③強靱化に向けた防災への投資、④効果的な緊急対応に向けた準備の強化と「より良い復興（Build Back Better）」の四つの柱が定められた。なお、これらの柱は、日本の長年の経験に基づき、機

構が事業を実施してきた分野であり、実際の経験に基づく発信となっている。例えば、①については、災害リスク評価や防災教育を通じてリスクの可視化（地震国である中東や中南米で多数実施）を進めてきた。②については防災行政強化、防災計画策定支援（ASEAN を中心に実施）を、③については構造物対策（洪水対策、気象観測等）を、④については災害観測能力強化、防災教育を通じた避難訓練、フィリピン台風対応等の事業を実施してきた。

- **会議準備段階の貢献：**本会議の準備段階では、防災グローバル・プラットフォーム会合（国連国際防災戦略事務局主催）、地域別プラットフォーム会合（本会議に向けた地域別の準備会合）、国内準備会合、加盟国政府間準備会合において、政府交渉団のメインメンバーとして参加し成果文書の文言交渉をリードした。一連の準備過程において、開発途上国の閣僚級参加者が機構の取組に言及する機会が多かったことは、機構の主張の説得力を一層高めることにつながった。主な事例は、以下のとおり。

- 防災グローバル・プラットフォーム会合における機構主催の防災投資関連イベントに参加したフィジー担当大臣が、大洋州プラットフォームにおいて、「防災グローバル・プラットフォーム会合参加を契機に、防災投資を政府内で進めている」と発言した。これにより、機構が発信する防災投資の概念が、開発途上国で導入可能な有効な知見であることが国際場裏に認知されることにつながった。
- 「Build Back Better」については、「Resilience Recovery」、「Building Back Better」等の表現が他機関より提案されたが、機構の主張は日本の実際の災害を通じて実践してきた経験であり、フィリピン台風被害への機構の支援の結果、フィリピン政府の復興計画に「Build Back Better」が採用された実績等が重視され、成果文書に採用された。

また、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）（国連防災世界会議の事務局）、国連人道問題調整事務所、欧州連合（EU）、国連児童基金（UNICEF）、国際赤十字、米国、国内 NGO とも第 3 回国連防災世界会議での連携に向け協議を行った。また、防災以外の分野の事業を実施する援助機関からの依頼を受け、定期協議での事例説明を行い、機構の支援の考え方を発信した。

• 会議期間中の貢献

- **閣僚級円卓会議における理事長の発信：**「防災のための国際協力とグローバルパートナーシップ」をテーマとする閣僚級円卓会議に理事長が参加し、防災投資拡大の重要性や災害リスクを正しく知るための科学的根拠に基づくリスク評価のあり方の重要性を参加閣僚に訴えた。
- **ワーキング・セッション：**役職員が登壇し、「災害リスク削減の経済的側面」、「危機対応から強靱性の構築へ」、「食の安全保障と災害に強靱な農業」等について、これまでの日本の経験や機構の取組の発信を行った。加えて、本会議場内での IGNITE Stage にて「災害に強靱な農業や食料の安全保障」、「障害者の防災への参画」等に関し 6 部署が発表したほか、機構が協力した複数のカウンターパート機関が自発的に機構支援の成果について言及した。
- **パブリック・フォーラム：**機構は、世界銀行、UNDP、欧州委員会、開発途上国政府高官を招いて開催したシンポジウム「防災における国際協力」をはじめ、計 31 件のパブリック・フォーラムに参加した。世界銀行、国連人道問題調整事務所、米国、NGO 等、機構が連携関係にある機関との共催により、発信力を一層高めることができた。

- **日本政府の「仙台防災協力イニシアティブ」への貢献：**日本政府による「仙台防災協力イニシアティブ」（2015 年から 2018 年の 4 年間で、防災関連分野で総額 40 億ドルの協力を行い、また行政官及び地方のリーダーなどの人材を 4 万人育成）の作成段階では、政府に対して積極的に情報提供を行い、機構の主張や実績が反映された。また、政府要人のスピーチや、外務省や内閣府の広報資料にも機構提供の資料が活用された。

② 会議を活用した連携・発信の強化

- **各国要人との会談：**各国及び国際機関の多数の要人（国王、閣僚級以上約 30 名）との間で、理事長をはじめとする役員が 40 以上の個別会談を実施した。会談を通じて、各国における機構の活動の現状や今後の協力のあり方、また各国や国際機関と連携した防災への取組等について意見交換を行った。

- **国連国際防災戦略事務局との業務協力協定締結**：会期中、国連国際防災戦略事務局と、業務協力協定を締結し、「仙台防災枠組 2015-2030」の実施、防災の事前投資、途上国の能力開発と知識の向上、Build Back Better の推進に向けた協力に合意した。
- **広報・発信の取組**：第 3 回国連防災世界会議に先立ち、機構広報誌『Mundi』にて防災特別号を発刊し、国連国際防災戦略事務局ワルストロム特別代表、フィリピン・アキノ大統領等の要人へのインタビューを得ることができた。会議期間中は、本会議場内に機構ブースを設置して、機構の防災分野の活動、緊急援助隊の医療活動、コミュニティ防災イベントへの協力等、機構の経験を広く発信し、本邦研修参加者や各国主要閣僚の訪問も受けた。また、16 か国から 16 名の新聞記者、4 か国から 16 名のテレビクルーを招き、世界のメディアに第 3 回国連防災世界会議の進捗・成果を発信した。記者たちは、本邦滞在中、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の被災地や、日本各地での防災の取組を体験し、防災と災害復興の意義や機構の取組について理解を深めた。

3-2-2. 気候変動

1. 協力方針

機構は、「美しい星への行動」(Actions for Cool Earth。以下「ACE」という。)等の日本政府の政策を踏まえ、開発途上地域支援の経験・成果や日本の経験と技術をいかし、以下のような基本方針の下、開発途上地域による緩和策、適応策の実施に対する支援を積極的に展開している。

- 持続可能な開発と気候変動への対応の両立
- 開発途上地域の多様なニーズへの対応のための、日本の技術やノウハウを活用した資金面、情報面、人材育成面からの支援
- 開発と気候変動の両分野におけるパートナーシップの推進

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) 日本政府が発表した「美しい星への行動」(ACE) への貢献

ACE に掲げられた三つの柱のうち、アプリケーション（日本の温暖化対策技術の海外展開）とパートナーシップ（脆弱国支援、開発途上国との Win-Win 関係構築）での取組を中心に支援を実施している。アプリケーションについては、温室効果ガスの更なる排出削減・吸収と新たな成長を同時に実現するため、技術協力、資金協力、民間連携事業等を通じ、日本の技術・ノウハウを活用した開発途上国の低炭素計画の策定、適応能力強化を支援している。また、二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism。以下「JCM」という。)の推進を開発途上国担当機関の能力強化の面から支援している。パートナーシップについては、ACE で表明した 1 兆 6,000 億円の開発途上国支援の着実な遂行に向け、開発と気候変動対策が両立する事業の実施と気候変動における国際議論への質的な貢献を行っている。

① 二国間クレジット制度 (JCM) への貢献

- インドネシアでは、実施中の「気候変動対策能力強化プロジェクト」に加え、12 月に終了した「気候変動政策推進のためのナショナルフォーカルポイント能力開発プロジェクト」(技術協力プロジェクト)及び 6 月に開始した「低炭素型開発のためのキャパシティ・ディベロップメント支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じ、特に JCM 事務局の機能強化や JCM 担当機関の能力強化に焦点を当てた支援を行っている。具体的な成果としては「気候変動政策推進のためのナショナルフォーカルポイント能力開発プロジェクト」により、JCM プロジェクト「インドネシアの工場空調及びプロセス冷却用のエネルギー削減」について、方法論の分析及び分析結果に基づく専門的な助言を実施した結果、10 月末には、JCM に関する日本・インドネシア合同委員会において、同プロジェクトが 2013 年の JCM 開始以来、全世界でも第一号の JCM 登録案件として承認されるに至った。また「低炭素型開発のためのキャパシティ・ディベロップメント支援プ

プロジェクト」から同様の支援を受けた高効率冷却装置の導入に関する JCM プロジェクトが 2 件登録され、同国における JCM 登録案件は計 3 件となった。

- モンゴルでは、同国の自然環境・グリーン開発大臣からの支援要請を受け、機構がベトナムで実施した温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクトの内容や成果を紹介しつつ、案件形成を行った。モンゴル側の課題や支援ニーズを十分に掘り下げつつ、ベトナムの教訓に基づいて、インベントリ作成を主管する自然環境・グリーン開発省のみならずデータ提供等の面で連携が必要な関係各省庁との協力にも配慮した事業実施体制を検討し、実現可能性の高い要請書が作成された。

④ 気候変動プログラムローンの効果向上に向けた取組

- インドネシアの気候変動対策の主流化を支援するため、日本国政府は、2008 年から 2010 年まで、「クールアース・パートナーシップ」に基づく円借款事業として、「インドネシア気候変動対策プログラムローン (CCPL : Climate Change Program Loan)」を実施し、併せて気候変動対策の目標・行動計画を定めた政策マトリックスの実施促進やモニタリング支援を行う支援調査を 2012 年度まで実施した。2014 年度には、財政政策における気候変動対策の主流化を図り、気候変動対策の円滑的な実施に向けた財政政策立案のための能力強化を実施するため、グリーン経済政策を支援する技術協力プロジェクトを開始した。本プロジェクトは CCPL の政策マトリックスにおける財政スキームの目標・アクションの達成促進を通じて CCPL の効果発現に資するものである。
- ベトナムでは、気候変動対策プログラムローンで政策マトリックスの作成を支援し、関係各省庁による政策アクションの実施に対し技術支援を行っている。各省庁がプログラムローンのプロセスに参加するインセンティブを設け、政策アクションの達成度を高めることで、プログラムローンの効果向上を図っている。

③ 海外投融資の活用

- 中南米における省エネ・再生可能エネルギー事業を投資対象とする米国のファンドに 1,000 万ドルを出資した。同ファンドは事業採算性判断時に導入機器の省エネ性能や維持・補修コストの多寡も含めて審査を行うことになっており、日本企業のもつ優れた省エネ・再エネ技術（太陽光パネル、空調技術等）の活用・普及が期待される（指標 7-6 参照）。

④ 小島嶼国の気候変動対策支援

- 2014 年 7 月に小島嶼国の気候変動政策担当者を東京に招き、島嶼国気候変動政策対話を外務省と共催した。2015 年 5 月の第 7 回太平洋・島サミット (PALM7) 開催を念頭に、島嶼国が直面する気候変動対策実施上の課題や支援ニーズなどを把握した。具体的には、各国で大規模な協力を行うことが困難である小島嶼国では、広域協力・地域協力が有効な協力アプローチであることを確認した。加えて、サモアに拠点を置く太平洋地域環境計画事務局内に大洋州気候変動センター（仮称）を建設する計画について調査を実施するとともに、同センターを活用した大洋州地域の気候変動対策人材育成のための人材育成のプログラムづくりを支援する長期専門家派遣を予定している。

⑤ 日本政府の国際的発信への支援

- 国連事務総長主催の「国連気候サミット」での総理の演説、日本政府が COP20 で発表した適応イニシアティブ事例集、ダーバンプラットフォーム特別作業部会への日本政府のサブミッション、国別適応計画 (NAPs : National Adaptation Plans) に関する日本政府のサブミッション等、日本政府による数多くの国際的発信の準備に機構の取組の情報提供を通じ、発信するコンテンツの質の向上に貢献した。例えば、2014 年 9 月の「国連気候サミット」で総理が表明した 3 年間で 1 万 4,000 人の気候変動分野人材育成において、適切な目標設定を検討するために必要な過去の人材育成数データを提供するとともに、「適応イニシアティブ」

等のコミットメント内容の検討に際し、関連する機構の支援実績や今後の計画に係る提案を行うなど、必要な情報を提供した。

(2) 国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議（COP20）での発信

- 2020 年以降の気候変動対策の新しい国際枠組の交渉のため、COP20 がペルーにて開催された（12 月）。機構は、COP20 において約 30 のサイドイベントを共催又は参加し、機構の取組や知見・経験の発信を行った。主な発信事例は以下のとおりである。
 - 国連気候変動枠組条約事務局の NAMA（Nationally Appropriate Mitigation Action：途上国における適切な緩和行動）に関するサイドイベントでは、機構の NAMA 支援の取組を紹介し、セルビアの NAMA 策定への支援で同国による NAMA レジストリ（気候変動枠組条約事務局が運営する NAMA に関するウェブサイト）への支援要請が登録されたことや、ベトナム、インドネシアでの気候変動対策における上流の政策・計画づくりから現場での具体的な適応・緩和事業の実施までの包括的な支援について説明した。
 - 機構研究所が気候変動対策の資金をテーマとしたサイドイベントを開催し、GCF（Green Climate Fund：緑の気候基金）担当者とともに、それぞれの経験や分析結果について議論を行った。結果、開発における気候変動問題の主流化やその国のオーナーシップと結果をベースとした説明責任の強化等が重要であるとの結論が参加者間で共有された。
 - 機構が策定支援したインドネシア国家適応行動計画が同国政府に承認された成果（後述）を発表するとともに、同国政府とともに「インドネシア・パビリオン」を設置し、ASEAN 諸国気候変動対策人材育成のための気候変動対策国際研修センター設立等の成果及び同国の開発計画に対する気候変動対策主流化支援の取組等を発信した。
- なお、国連気候変動枠組条約事務局主催の国別適応計画エキスポ（8 月）においても、インドネシアにおける同計画の策定支援から得た知見・経験を発信した。具体的には、相手国の既存の開発計画策定プロセスに気候変動対策を組み込んでいくことが有効であること、適応策は幅広い分野に関連するため、適応計画を策定するにあたっては多様なステークホルダーと十分な協議を行うことが計画の実現性を高める上で重要であること等である。

(3) リオ+20 において日本政府が発表した「緑の未来」イニシアティブの推進

- 「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）において日本政府が発表した「緑の未来」イニシアティブのうち「環境未来都市の世界への普及」に関しては、「バンコク都気候変動マスタープラン（2013-2023 年）策定・実施能力向上プロジェクト」を通じ、日本政府から「環境未来都市」に選定されている横浜市とバンコク都との持続可能な都市開発に係る都市間連携を促進している。「環境未来都市」としての横浜の知見・ノウハウをいかし、バンコク都の気候変動マスタープランづくりに貢献した。

3. 成果

- **国家温室効果ガスインベントリの策定（ベトナム）**：「国家温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）による支援により、ベトナムの 2010 年の国家温室効果ガスインベントリが作成された。同インベントリがベトナム政府の隔年報告書に掲載され、国連気候変動枠組条約事務局に提出された。
- **国家気候変動適応行動計画の策定（インドネシア）**：「気候変動対策能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の支援により、2014 年 2 月にインドネシアの国家気候変動適応行動計画が策定された。現在、同計画に基づくローカルレベルの適応対策事業の実施を支援しており、例えば、土地利用計画への気候変

動リスクの反映促進などが行われた。

- **気候変動対策国際研修センターを通じた東南アジアの人材育成**：「東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、タイを拠点とする気候変動対策国際研修センターの設立と能力開発を支援している。2014 年度から研修を開始し、温室効果ガスインベントリ、及び低炭素社会開発をテーマとして、延べ 157 名に研修を実施した。2014 年度の研修対象者はいずれもタイ人であるが、2015 年度からは ASEAN 域内の他国の人材も育成する予定。
- **排水施設の整備による洪水対応（インドネシア）**：「プリティット排水機場緊急改修計画」（無償資金協力）は、2008 年雨期から機能不全に陥っていた首都ジャカルタ中心部の排水調整を担うプリティット東排水機場の建屋改修と排水ポンプ更新、及びプリティット排水機場全体の防潮堤改修等を通じて機能を回復・強化し、頻発するジャカルタ中心部の浸水被害を緩和することを目的として実施され、2014 年から運用を開始した。これにより、首都中心部の浸水被害リスクを軽減すると同時に、気候変動の影響によって増大するリスクへの備えとしても効果が期待され、ジャカルタの持続的発展に寄与している。
- **中小企業の省エネ促進（インド）**：2014 年 9 月に L/A 調印した「中小零細企業・省エネ支援事業（フェーズ 3）」（円借款）は、近年の急速な経済成長に伴いエネルギー消費が急増するインドにおいて、インド小企業開発銀行（SIDBI）への譲許的融資を通じ、エネルギー効率の低い中小零細企業の省エネ投資に中長期資金を供給することを目的としている。2014 年 11 月に終了した同プロジェクトのフェーズ 2 では、約 3 年間の事業実施期間に 1,800 件を超える省エネ投資事業への融資が行われ、2 億 8,000 万 kWh/年の節電効果と、24 万トン/年（CO₂ 換算）の温室効果ガス削減効果が達成されたと試算された。これにより気候変動緩和策に寄与するとともに、輸入燃料経費の節減、中小零細企業の経営改善、大気環境の改善等の開発効果をもたらした。

3-2-3. 自然環境

1. 協力量針

- 持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+）¹の推進
- 森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進
- 持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上の推進
- 保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全の推進

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) 事業戦略の改訂

- 「自然環境保全分野の事業戦略 2014-2020」（和文・英文）を改訂した。各種国際会議のサイドイベントや REDD+プラットフォームの会合において内外へ発信するとともに、分野課題別検討会を通じて課題別研修ラインナップの検討に活用した。

(2) REDD+推進のための官民連携プラットフォーム立上げ

¹ 開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の二酸化炭素排出量を削減するという考え「Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries : REDD」に、持続可能な森林管理などによって森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高めるという考えを付加「+」したもの。

- REDD+は、気候変動対策の一つとして、開発途上国の森林保全による排出削減量・吸収固定量に応じて国際的な資金を配分し、森林保全を進めるインセンティブとする取組であり、国連気候変動枠組条約の場で、2020 年以降の新たな国際枠組に位置付けることを目指して合意形成が進められている新しい取組であるため、国際社会の議論のキャッチアップ、新たなビジネスモデルの検討、認知度向上のための対外発信等が重要となっている。このため、機構は森林総合研究所と共同発起人となり、企業、NGO、政府機関等と連携し、数度の準備会合を経て、「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」を設立した（11 月）。設立総会には、44 団体 8 オブザーバーが参加（2015 年 3 月末時点で、56 団体 3 オブザーバーに拡充）した。12 月の COP20（ペルー）においては、本プラットフォームの設立を国際社会へ発信するサイドイベントを主催した。同閣僚級会合における環境大臣の演説の中でも紹介され、複数のメディアによる報道がなされた。同プラットフォーム発足後は、ナレッジ分科会を 1 回、ビジネスモデル分科会を 2 回、情報発信分科会を 2 回開催し、企業、NGO、民間団体と REDD+のビジネスとしての可能性や一般への情報発信について意見交換を行った。
- インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ペルーにおいて、経済産業省・環境省事業化可能性調査及び官民連携による事業化可能性調査の受託民間事業体と連携し、REDD+プラットフォームも活用して、制度運用提案、技術情報支援、ビジネスモデル検討、CSR（企業の社会的責任）資金導入などを行った。

(3) 森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

- 日本は、伝統的に、水源林や海岸防災林の造成等、自然災害に対して森林等生態系を活用して防災対策を行う Eco-DRR の取組を行っており、機構はこうした技術を世界各国へ移転してきたが、近年この生態系の有する防災・減災機能の重要性についての国際的な注目が高まっている。2014 年に開催された生物多様性条約第 12 回締約国会議（CBD-COP12）では、日本の提案により生物多様性の保全及び持続可能な利用と生態系の再生が生態系の機能やレジリエンスを向上させることにより、沿岸や流域を保護し、災害に対する脆弱性を緩和することに留意するとした「カンウオン宣言」が採択されている。同取組は「仙台防災枠組 2015-2030」においても優先行動 3 での重要な取組とされており、機構は各国で同取組を一層強化している。
- **治山による防災：**斜面災害の脆弱国であるインドのウッタラカンド州では、2013 年の豪雨により例年にない規模の洪水と土砂崩れが発生し、同州の北部地域を中心に 4,200 村落が被災、6,000 人もの死者・行方不明者が発生した。土砂崩れや斜面崩壊が再度発生し、被害が拡大することを防ぐためにも、被災地における治山等の災害対策が必要となっている。機構は、住民参加型の森林環境回復活動を通じて森林管理の強化を図り、地域開発・生計向上活動による社会経済的状況の改善を支援する同州に対する円借款事業に、山地災害対策のための防災コンポーネントを追加し、同コンポーネントの活用のための同州の能力強化に係る技術協力プロジェクトの形成を図った。同取組では、日本企業が有する先進技術を活用した治山工法の活用と展示により日本方式を展開するとともに、世界銀行やアジア開発銀行によるインフラ復旧や災害リスクマネジメント能力強化の事業との連携を図ることとしている。
- **中南米における水害対策：**中南米の各国では、ダムや運河の水源林の消失や劣化による水源涵養機能の低下が問題となっているため、機構は各国で流域管理プロジェクトを実施し、さらに技術移転の成果を第三国研修による周辺国に移転している。チリでは、荒廃水源林での治山事業を実施し、森林の機能の向上を図るプロジェクトを 1998 年まで実施した。同国での 20 年間にわたる協力の成果を中南米各国に普及するため、実践的な取組手法の紹介を行う第三国研修を 11 か国を対象に開始した。これは、2014 年度からチリを拠点に開始された「中南米防災人材育成拠点化プロジェクト」に先鞭をつける取組でもある。同様の取組はパナマ、パラグアイ、ホンジュラスで実施されており、パナマではチリ同様の第三国研修を 2014 年度から開始して周辺国への技術移転を図っており、また、パラグアイ、ホンジュラスの技術協力プロジェクトでは、パナマでの技術移転の成果が活用されている。

(4) TICAD 支援としての持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上

- アフリカの乾燥地帯であるサヘル地域では、干ばつの頻発等により食料安全保障の危機に瀕しており、特に同地域の砂漠化防止支援については技術協力や青年海外協力隊派遣を通じて支援を実施している。2014 年度は、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）にて日本政府が表明した TREES イニシアティブ²の実施のため、アフリカ地域における広域協力案件（主に、南部アフリカ開発共同体（SADC）、中央アフリカ森林協議会（COMIFAC）に対する支援）を立ち上げた。地域機関と連携し、同地域において機構が実施している技術協力プロジェクトから得られた知見について、地域機関を通して加盟国へ共有することや、機構専門家による地域機関の能力強化などの協力の枠組みについて合意した。
- アフリカの半乾燥地をはじめとした自然環境が脆弱な地域においては、持続的な自然資源の利用による脆弱なコミュニティの生計向上に資する協力を行っている。具体的には、エチオピアでは森林を保全しながら生産するコーヒー農家への支援を開始し、マラウイ、マダガスカル、セネガルでは流域保全や土壌保全を通じた自然資源管理能力の強化を行った。また、サヘル地域では、干ばつの頻発等により食料安全保障の危機に瀕しており、特に同地域の砂漠化防止支援については草の根技術協力や青年海外協力隊派遣を通じた支援を実施した。

(5) 保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

- 機構は、従来から日本の経験をいかした住民参加型による国立公園等の保護区管理を進めており、各国の法制度や地域住民の社会経済状況や慣習に合わせた管理手法の導入に成果を上げてきた。2014 年度は、ラムサール条約事務局との業務連携協定に基づき、コスタリカでは、中米・カリブ地域 8 か国から湿地管理行政担当者等を招いた国際セミナー「HUMEDALES PARA NUESTRO FUTURO - ¡ÚNETE A NOSOTROS!（私たちの未来のための湿地 - 団結しよう!）」を実施し、湿地における生産活動と保全をテーマに各国の知見の共有を行った。機構は、湿地保全に関する協力事例や自然環境保全分野の協力戦略について発信した。
- 当該分野では、マレーシア、コスタリカ、パラオ等 13 か国、15 件の協力を実施した。具体的な取組としては、マレーシア「サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト」にてクロッカー山脈国立公園の国連教育科学文化機関（UNESCO）生物圏保護区としての登録と管理計画の策定、伝統知を活用した村落部での自然資源管理モデルの構築支援を行った。

(6) 課題対応能力の強化

- **国際社会への発信：**REDD+等気候変動緩和策、森林等・生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、バッファゾーンを含めた住民協働型の保護区管理に関する機構の知見・経験を取りまとめ、国際社会へ発信した。具体的には、CBD-COP12（10 月）にて 4 件、第 6 回世界国立公園会議（11 月）にて 1 件、COP20（12 月）において REDD+推進及び持続的な森林管理に関する 7 件のサイドイベントを主催または共催した。
- **専門性の強化：**小型衛星、森林リモートセンシング、生物多様性条約下のアクセスと利益配分（ABS）、REDD+、炭素クレジット取引、Eco-DRR などの機構内勉強会 10 件を開催した。このほか、旭硝子財団によるブループラネット賞を受賞したジャンセン教授（米国）による機構内勉強会を開催した。
- **日本の先端技術の活用：**ペルー政府の REDD+に関する政策を推進するため、無償資金協力で供与した森林の植生状況の調査や情報収集・分析・管理に必要な機材を活用した技術協力プロジェクト、ペルー政府による森林保全管理事業の面的展開を図る有償資金協力を検討中である。この中で、森林モニタリングシステムの強化について、日本の衛星である「だいち 2 号（ALOS-2）」等の衛星画像を活用したモニタリング技術の強化を支援する予定であり、宇宙航空研究開発機構（JAXA）とも連携を図っている。COP20 では、ペルー環境省、国際熱帯木材機関（ITTO）、JAXA と合同サイドイベントを開催し、これらのペルーの森林保全に向けた日本

² 森林・自然環境の管理を通じて、生物多様性保全と地域活性化の両立を目指す取組。

の協力を紹介した。

3. 成果

(1) 持続的森林管理を通じた地球温暖化対策

• REDD+推進支援

- **ラオス**：機構は2004年より、現場レベル、政策レベル双方で各種協力を実施し、森林減少・劣化へのアプローチマニュアルの開発と、同マニュアルを用いたREDD+の事業化、同国の森林戦略への政策支援を実施してきた。これらの結果、2013年にREDD+プロジェクト計画書が策定され、第三者審査を通じてREDD+事業としての妥当性も確認された。これにより、2014年8月に国際標準に準拠したプロジェクト設計書（PDD）として、ラオス政府からの事業計画の承認を得ることとなった。2013年に署名された日本とラオスのJCMの下での事業化を目的として実施された環境省委託事業「平成26年度REDD+実証調査」では、同PDDの事業を候補案件として、本邦企業参画による実証調査が実施された（2014年度）。
- **ベトナム**：機構の支援により、同国初の省ベースREDD+行動計画である「ディエンビエン省REDD+行動計画」が策定された。なお、日本企業3社のCSR活動と連携し、ベトナムの省ベースREDD+行動計画の試行事業を支援した。
- その他、国家REDD+ロードマップの形成・実施（カンボジア）、REDD+個別事業組成（インドネシア、ラオス、カンボジア）、国家森林情報システム及び温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証（MRV）に関する体制整備（ラオス、パプアニューギニア、カンボジア、ガボン、コンゴ民主共和国、モザンビーク）等を実施している。

- **森林（地上）調査の方法論に関する合意形成**：ガボン、コンゴ民主共和国、モザンビーク、ボツワナにおいて、同様の分野での支援を実施している国連食糧農業機関（FAO）等関係者との意見交換、調整を通して、対象国における森林インベントリ手法や森林基盤図作成に関する方法論の共通化に関するFAOとの合意形成を行い、連携することにより効率的に準国レベル・国レベルでの森林情報システム構築を推進した。

- **森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）**：中国では、「四川省震災後森林植生復旧プロジェクト」を2010年から5年間の予定で実施しており、四川省自身により被災した森林の復旧を図るため、治山計画策定や治山工事を実施し、森林復旧に係る人材の育成を図ってきた。中央政府の国家林業局はプロジェクト成果に着目し、「林業治山」を森林法に規定して国家政策として積極的に「防災投資」をしようと検討を開始しており、日本の治山関連政策制度や技術を取り入れながら中国に適した治山制度を構築することの重要性が認識された。

- **炭素動態の新たな評価手法の研究**：ブラジルにおいて、アマゾンの多様な森林の炭素動態の広域評価技術の開発を目的とし、SATREPS「アマゾンの森林における炭素動態の広域評価プロジェクト」（技術協力プロジェクト）による支援を行った（5月終了）。同協力を通じ、最先端技術を開発・導入したアマゾンの炭素蓄積量の動態を表すマップが作成された。同成果は、REDD+等で求められている測定・報告・検証（MRV）手法として、現時点で最も高い精度での推定方法であり、地球規模での炭素循環、温暖化等の研究や政策に大きなインパクトを与えるもの、とブラジルの気候変動枠組条約コーディネータ（ブラジル国立宇宙研究所研究者）により評価された。また、同案件で開発された航空機センサ及びUAVセンサについては、日本の最先端の技術の活用事例として、COP20サイドイベント「REDD+/JCMのMRVへの我が国のリモートセンシング技術からの貢献」にて紹介を行った。

3-2-4. 環境管理（都市環境保全）

1. 協力方針

- 都市環境保全に重点を置いた予防原則を踏まえた環境対策
- 日本が提唱する「3R イニシアティブ」に基づく廃棄物の適正な管理に向けた政策・技術支援
- 技術協力・有償資金協力・無償資金協力の一体的実施及び戦略検討のための調査実施、対外ネットワーク強化
- 国際的動向に合わせた低炭素社会や化学物質管理等の高度な環境政策支援

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) 自治体・民間企業の知見の活用

① 下水道の改善

- **ベトナム**：円借款事業で建設された下水道施設の維持管理を担う実施機関の能力向上のため、大阪市と連携して、現地への同市関係者の派遣や同市での研修を行った。また、ホイアン市において、日本下水道事業団が初めて海外向けに技術確認を行った処理方式を利用した下水処理場の概略設計を行い、無償資金協力案件として閣議で承認された。同じく、ハイフォン市、ホーチミン市、ハノイ市、キエンザン省において、それぞれ大阪市、北九州市、横浜市、神戸市が草の根技術協力を実施し、下水道の維持管理に関する日本の知見を提供している。
- **パナマ**：2013年に円借款で建設された下水処理場を含む下水道システムの持続的な運営体制改善等のため、横浜市と連携し、「パナマ市及びパナマ湾浄化事業」（技術協力）を形成し、2014年度に新規採択された。2015年には、横浜市の専門家の参加を得て、詳細計画を策定する予定である。
- **フィリピン**：アムコン株式会社は、2012年度の開発途上国政府への普及事業実施後、普及・実証事業「セブ市浄化槽汚泥の脱水装置の普及・実証事業」を2014年1月より開始した。2014年度には旧下水処理場に設置した同社の汚泥脱水機の長期的な運用による効果が検証され、技術の有用性が確認された。また、同国への販路開拓に関する試行事業を開始し、セブ地域の産業排水処理を請け負う企業とで商談が成立したほか、同地域の複数の企業から関心表明があった。
- **インドネシア、カンボジア**：下水道分野の技術協力の内容検討のための調査に、北九州市の専門家の参加と助言を得た。

② 水銀に関する水俣条約に基づく支援

- 2013年に採択された「水銀に関する水俣条約」の批准に向けた開発途上国の能力強化を支援するため、環境省、熊本県と連携して、本邦研修を新たに立ち上げた。2014年11、12月に水俣市で7か国10名の参加を得て第1回研修を実施し、水銀汚染対策に関する日本の制度や技術とともに、水俣病に関する経験を共有した。他方、ブラジルでは、国立水俣病総合研究センターと連携して行ってきた水銀分析技術向上等のための協力の成果を踏まえ、第三国研修を実施した。これにより、同様の対策が求められている周辺国（ペルー、ボリビア、コロンビア等）における技術の普及に取り組んでいる。

(2) 「3R イニシアティブ」への貢献

日本政府が提唱する「3R イニシアティブ(Reduce(減量化)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化))」に基づき、廃棄物管理に係る支援を展開している。

- **大洋州地域での3R推進**：リサイクル推進のための財政システム構築、協力隊員と連携した学校教育での3R活動推進等を支援している。
- **インパクト評価手法の導入（モザンビーク）**：「マプト市における持続可能な3R活動推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の計画策定の際に、機構の環境分野の事業としては初めて、インパクト評価を取り入れた。具体的には、分別回収導入のパイロット事業を対象として、意識に訴えても行動に結び付かないという課題に対し、行動が先に習慣化することにより意識の変容に結び付くかを検証し、試行した施策の効果比較を試みた。

(3) 環境未来都市構想に沿った事業展開

- **富山市と連携した都市開発（ニカラグア）**：米州開発銀行との中南米・カリブ地域における新興・持続的都市開発イニシアティブの覚書（2013 年）に基づく初の連携案件として、ニカラグアにおいて「マナグア首都圏土地利用計画・都市計画プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の準備を進めた。環境未来都市としてコンパクトなまちづくりの経験を有する富山市の知見を活用するため、富山市職員 2 名を同国に派遣し、コンパクトシティ政策に関するセミナーを開催した。
- **東日本大震災とフィリピンヨランダ台風の被災地の復興の知見の共有**：第 4 回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム（12 月、於東松島市）に、フィリピンヨランダ台風被災地のレイテ州、東サマール州の内務自治省局長等 8 名を招き、被災地の復興経験を伝えた。フォーラムでは、復興を短期で終わらせない環境未来都市への連続的な移行の重要性が議論された。
- **低炭素社会シナリオの発信（マレーシア）**：マレーシアのイスカンダル地域を対象とする SATREPS「アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で作成された低炭素社会シナリオ等について、2015 年 2 月にマレーシアで開催された「第 6 回環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」で発表した。
- **スラバヤ都市圏を対象とした広域廃棄物管理計画策定（インドネシア）**：スラバヤ都市圏には、交通政策、環境保全、エネルギー、下水・排水処理、上水、廃棄物・リサイクル等複数の分野を含むグリーンシティマスタープラン策定構想がある。機構は、その中の廃棄物・リサイクル分野を対象として、衛生的かつ効率的な廃棄物収集運搬・処分のための広域廃棄物管理計画を策定するための技術協力を準備した。

(4) 持続可能な開発のための教育の推進

- 「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」（11 月、於名古屋市）において、前述の SATREPS「アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト」により開発した環境教育教材を展示した。同プロジェクトでは、地域レベルの環境教育導入のため、京都市の小学生対象の環境教育テキストを翻訳してマレーシア版を作成し、2015 年 2 月にマレーシアで開催された「第 6 回環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」で発表した。

3. 成果

- **パレスチナでの一体的な下水分野への支援**：パレスチナのジェリコ市では、無償資金協力による下水処理場整備事業が、2014 年 6 月に完工した。並行して、技術協力により同処理場の運転・維持管理の能力強化及び各戸の下水管網への接続促進を実施している。これらの取組により、下水へのアクセスが約 3,600 人増えた。また、同技術協力の中で作成した市の下水道条例案が市議会での承認を経て、7 月に公布・施行された。なお、同事業では、処理水及び汚泥の再利用に係るパイロット事業を行っており、南九州大学と鳥取大学による特定共同研究（科学研究費助成事業）と連携し、ジェリコ市の下水処理場敷地内にて果樹の栽培試験が計画されている。
- **セネガルにおける下水施設の改善**：技術協力「カオラック市下水・排水・廃棄物処理プロジェクト」では、2014 年 1 月に下水・排水・廃棄物管理マスタープランを立案し、市民の衛生改善に資する下水道及び下水・汚泥処理場の拡張事業計画を策定した。2014 年度は、セネガル政府がマスタープラン実施に向けた取組を進め、欧州投資銀行が下水管敷設への融資の意向を示す一方、処理場拡張については日本に無償資金協力が要請され、継続検討中である。

3-2-5. 食料安全保障

1. 協力方針

- 開発途上国の農業生産基盤の確立を通じた生産性向上による、食料価格高騰への対応能力強化
- 気候変動による干ばつ等の影響に対する強靱性（レジリエンス）の強化

2. 戦略性向上に向けた取組

(1) アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の推進

- **国際機関等との連携**：アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development。以下、「CARD」という。）イニシアティブの推進にあたっては、多数の国際的な団体との連携を行っているが、2014年度は特に、国際稲研究所（IRRI）と種子栽培に関する第三国研修実施を通じた協力、国連世界食糧計画（WFP）と農家の能力向上支援を通じた協力等を行った。また、世界銀行とは、タンザニアにおいて日本開発政策・人材育成基金による農業セクター支援プログラムと機構のコメ振興支援計画プロジェクトが連携し、コメを中心とする農業生産性の向上、小規模農家の生計向上に取り組んだ。
- **本邦大学との連携**：遺伝子マーカーを利用したイネの品種開発において豊富な経験をもつ名古屋大学及び稲作研究に関する国際的権威である IRRI と連携し、サブサハラ・アフリカの気候・風土に適したイネの新品種開発と栽培技術の開発に取り組んでいる。2014年度までに、耐旱性等に関する有用な遺伝子特性を入れた系統を 200 系統程度開発し、この中から今後アフリカに適した品種の栽培評価試験を実施していく。
- **プロジェクト効果の検証**：CARD に関連した技術協力プロジェクトで実施中又は実施済みの現地研修等について、無作為コントロール試験によるインパクト評価調査を開始した。具体的には、プロジェクト効果の学術的検証と生産性向上の要因分析を 6 か国（ガーナ、セネガル、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、コートジボワール）で実施し、タンザニアにおいては、灌漑地区にて行った稲作技術研修の技術が研修を直接受けなかった農家にも波及していることを 5 年間のパネルデータを用いて検証している。

(2) 気候変動に対する強靱性（レジリエンス）の強化

- **第 3 回国連防災世界会議での発信**：「食料安全保障と災害に強い農業・栄養」のワーキング・セッションに機構役職員が参画し、機構の食料保全を目的とした農業支援やアフリカの角地域における牧畜民のレジリエンス強化の取組について発表を行った。科学と土着の知識に基づく長期的な展望に立った災害対策への投資促進、Build Back Better アプローチ、中央とその他のアクターの連携への考慮が必要である旨、コメントしたほか、機構の経験を踏まえコミュニティの村落地域におけるパートナーシップとネットワーキングが必要であることを強調した。また、同会議の IGNITE Stage では「災害に強靱な農業や食料の安全保障」について、エチオピア及びセネガル政府と共同で発表を行った。
- **コミュニティ防災によるレジリエンス強化（ケニア）**：緊急開発調査「北部ケニア干ばつレジリエンス向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、牧畜民の放牧パターンや牧草地の分布、施設の種類等を考慮し、科学的な調査に基づく牧草地の持続的利用のための戦略的な水源開発、牧畜民の主要な収入源である家畜バリューチェーンの改善及び生計多様化促進活動等を行っている。本案件では、人類学的社会調査を行いつつコミュニティ防災アプローチを取り入れ、干ばつ委員会を通じ各活動に対しコミュニティの積極的な参加を促進している。この結果、ソーラーパワーポンプの設置により削減された電気代を自主的に小学校の教室建設に充てたコミュニティ、井戸のハンドポンプの維持管理費集めを管理する体制ができたコミュニティがみられる等の成果が発現している。
- **天候保険によるレジリエンス強化（エチオピア）**：「エチオピア農村地域における対応能力強化プロジェクト」を通じて、天候インデックス保険の導入による農業生産の向上を推進している。2014年度は、保険対象地区を 3 倍に拡大し、対象地区全体の農民の約 20%に当たる 5,623 農家が保険を購入した（2013年度は対象農民の約 10%に当たる 1,286 農家）。保険を掛ける対象シーズンは作付期と開花期であるが、作付期には降雨量が少なかったため保険金の支払いが発生し、約 21%の農家が保険金を受け取った。前年に比べると保険購入者の割合が増えていることから、保険に対する農民の理解が深まり、購入意欲が高まっているもの

と考えられる。他方、同プロジェクトによる地方の家畜市場の整備により、前年に比べると対象地域で行われる家畜取引（ウシ、ヤギ等）が 1.6 倍となり、かつ家畜個体が良好な状態で販売が可能になる等、地元農民にとって有利に取引ができるようになった。

(3) 食料安全保障の推進に向けた他の援助機関との連携の推進

- **WFP との連携**：稲作振興、レジリエンス、栄養（学校給食）など、連携強化を目指す分野について合意した。第 3 回国連防災世界会議の機会を利用し、WFP アジア担当、中近東担当と面談を行い、食糧援助と農業分野の技術協力による連携の可能性を意見交換した。タンザニアでは WFP が実施する小規模農家能力向上支援事業である「Purchase for Progress（前進のための購入）」プロジェクトの支援活動を行う青年海外協力隊員の派遣が実現した。
- **FAO との連携**：アフガニスタンでは農業灌漑牧畜省の体制強化や口蹄疫等の対策支援に関するプロジェクトを共同で開始した。
- **国際農業開発基金 (IFAD) との連携**：機構が実施中の技術協力プロジェクトの成果を IFAD が実施する資金協力で普及拡大することを目指し、ザンビアでの灌漑、稲作分野での連携や、ナイジェリアでの稲作分野での具体的な連携に向けた協議が進展した。マラウイについては、IFAD との間で「灌漑、持続的農業及び市場志向型農業支援」に関する協力協定に署名した。
- **アフリカ連合 (AU:African Union) との連携**：CAADP（包括的アフリカ農業開発プログラム）の実施機関である NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）計画調整庁と、国境を超えた農業開発などのアフリカ大陸全体の課題に対する日本の協力を深めるための業務協力協定に署名した（6 月）。同枠組の下、CAADP 担当官と日本のアフリカ開発関係者との相互理解を促進するため、「CAADP と日本のアフリカ支援」をテーマとした公開セミナーを NEPAD 計画調整庁と共催した。アフリカ各国政府の政策策定と利害調整能力の強化に向けた取組、機構の協力方針とその実例を関係者間で共有した。

3. 成果

(1) アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) の進捗

- **進捗状況**：16 か国にて稲作支援のプロジェクト 54 件を実施中であり、サブサハラ・アフリカのコメ生産量は、CARD 開始前のベースライン 1,400 万トン（2005～2007 年時点）から、2013 年時点の 2,223 万トン（59%増加）と倍増の目標達成に向けて順調に推移している。また、アフリカにて単位面積当たりの収量が 1.8 トン/ha（2007 年）から 2.2 トン/ha（2013 年）へと改善された（米国農務省（USDA）統計）。CARD 対象 23 か国中 21 か国で国家稲作開発戦略が策定された。
- **IFAD のベストプラクティス**：IFAD が抽出、分析した 10 事例のベストプラクティスのうち、機構がウガンダとマダガスカルで展開する 2 事例が高評価を得た。ウガンダは効果的な陸稲栽培技術、マダガスカルは持続的な灌漑施設維持管理について高い評価を得た。
- **天水稲作の新モデル普及（ガーナ）**：耕地整備や栽培技術の改善を図る天水稲作の新モデルを普及させることによりプロジェクト対象農家の単位当たり収量が平均して 2 トンから 4 トン（アシャンティ州）、1.5 トンから 3 トン（北部州）へ倍増するとともに、プロジェクト参加農家の所得が大幅に増加した。その他、プロジェクト対象農家周辺の農民に耕地整備や栽培の技術が波及した。
- **改良イネ栽培技術の改善（モザンビーク）**：「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」（2014 年 9 月終了）、「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上プロジェクト」（2015 年 1 月終了）において、改良稲栽培技術の開発や灌漑施設改修、農民組織強化等の活動を通じて現地農民のオーナーシップが向上し、収量増加や自律的な灌漑施設維持管理が確認された。また、両案件ではイネ栽培技術や灌漑施設維持管理マニュアルを作成した。
- **稲作技術研修の拡大（マダガスカル）**：「中央高地コメ生産性向上プロジェクト」の支援により、2013 年度の中央高地対象 5 県の参加農家の平均収量が過去最高を記録した。稲作技術普及研修参加者は、2014 年度 9,000 名を超え、前年度より倍増した。

- **タンザニアにおけるコメ生産能力強化**：コメ生産能力の向上に係る技術協力「コメ振興支援計画プロジェクト」と、生産基盤の整備に係る円借款「小規模灌漑開発事業」、技術協力「県農業開発計画灌漑事業推進のための能力強化計画」の実施により、全国を網羅する七つの農業研修センターの能力強化及び七つの灌漑ゾーン並びに傘下の県の灌漑人材育成を進めた。タンザニア全体のコメの生産量は 2013 年時点で 200 万トンを超え（FAO 統計）、国家稲作開発戦略で定めた 2018 年の目標生産量（196 万トン）を上回る実績を上げたが、機構の支援が貢献している。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

我が国は災害が多い環境先進国であり、地球規模課題への対応に対する国際社会からの期待も大きいところ、事業から得られた成果や各自治体も含めた日本の知見を国際的に発信し、より高い目標を掲げて、実績を積み上げていくことを期待する。特に防災については、ハード面に加え、自然災害頻発地での住民の防災・減災知識普及、災害初期に不可欠な自助のための知識普及を含め、今後も意欲的な活動に期待する。

<対応>

CBD-COP12、COP20、島嶼国気候変動政策対話、持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、小島嶼開発途上国会合等、多数の国際会議において機構の取組を発信した。特に防災については、第3回国連防災世界会議に向けた準備会合への参加を通して、機構が経験知として重要と考える点を主張し、「仙台防災枠組 2015-2030」の優先行動や具体的施策に反映された。また、住民の防災・減災知識普及に関しては、フィリピンにおける草の根技術協力事業において、ハザードマップの作成、災害情報の発信、防災訓練、避難所運営などのコミュニティの防災能力強化に努めるなどの取組を行った。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：

2014 年度は、主に防災分野、自然環境分野、気候変動分野において、特に顕著な成果を上げた。

- 防災分野においては、第3回国連防災世界会議で決定される今後 15 年間の国際社会の防災分野の指針に日本の経験・知見を踏まえた考え方を反映させることが、日本政府にとって重要性が高い課題である一方、国際社会の理解と支持を得る必要があるという点で難易度の高い課題であった。これに対し機構は、これまでの支援を通じて得た知見をポジション・ペーパーに取りまとめるとともに、日本政府と協力し、会議の準備会合から一連の協議をリードする役割を果たした。会議期間中も、理事長が閣僚級会合で防災投資の重要性を訴えたり、役職員による発信や機構主催のサイドイベントの開催を行ったりするなど、組織全体で成果文書への反映の働きかけを戦略的に行った。こうした取組の結果、「防災事前投資」、「Build Back Better（より良い復興）とシームレス支援」、「防災行政・枠組み強化（ガバナンス）」、「災害履歴とリスク評価によるリスク理解」等、機構が主張してきた考え方が、「仙台防災枠組 2015-2030」に全て反映された。同文書は、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」にも影響を与える国際的に重要な文書であることから、国際社会における防災の主流化にも極めて大きな貢献を行ったといえる。このような貢献をなし得た背景には、フィリピン台風被害への機構の支援の実績が「Build Back Better」の成果文書への反映に大きく影響したことにみられるように、開発途上国の現場における機構の防災分野の事業の成果が、多くの国々や開発援助機関に認知され、支持されたことがあると考えられる。2014 年度は、ほかにも、日本・ASEAN 特別首脳会議で合意された日本・ASEAN 防災協力強化パッケージのうち約 600 億円と約 250 名の人材育成への貢献、

中南米における耐震技術の普及等、地域的なインパクトのある成果が確認された。また、リスク評価に基づく事前投資、予警報能力の向上等の事業成果を上げた。以上の防災分野の成果は、国際社会における防災の主流化という重要かつ難易度の高い目標を達成し、中期計画時に想定した以上の日本政府の政策の実現に大きく寄与したものと見える。

- ・ 自然環境分野においては、開発途上国の現場においても、ラオスにおける国際標準に準拠した REDD+プロジェクト計画書の策定、ブラジルにおける精度の高い MRV 手法の確立等に貢献し、今後の REDD+の研究や政策に大きなインパクトを与え得る成果を上げた。さらに、機構が主導的役割を果たし、多数の企業等を巻き込んで REDD+事業の推進に向けた日本国内の官民連携プラットフォーム（56 団体、3 オブザーバーが参加）の設立に貢献したことは、法人の自主的な取組による創意工夫により、中期計画策定時に想定した以上の成果を上げたものと見える。
- ・ 気候変動分野においては、ベトナムにおける温室効果ガスインベントリ策定、インドネシアにおける都市洪水対策のための排水施設整備、インド中小企業の省エネ促進（約 1,800 件の省エネ事業への融資を通して 2.8 億 kWh の節電効果、24 万トンの温室効果ガス削減）等の取組が行われた。インドネシアに対する支援が奏功し、全世界における初の JCM 案件が承認された。日本政府の気候変動対策に関する重要な政策である ACE に大きく貢献した成果と見える。

加えて、食料安全保障分野においては、TICAD V において日本政府が推進している CARD イニシアティブ（2008 年から 2018 年までの 10 年間でアフリカのコメ生産量倍増）により、16 か国で稲作支援プロジェクト 54 件を展開した。コメ生産量は、CARD 開始前のベースライン 1,400 万トン（2005～2007 年時点）から、2013 年時点の 2,223 万トン（59%増加）となり、目標達成に向けて順調に推移した。さらに、地方自治体や企業の知見を活用した下水道事業、天候インデックス保険という新たな手法の活用によるコミュニティのレジリエンス（強靱性）強化等、連携や新手法の活用による開発効果の向上にも積極的に取り組んだ。

以上を踏まえ、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしていることから、法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

第 3 回防災世界会議のフォローアップにおいて日本政府が表明した「仙台防災協力イニシアティブ」、2015 年末（11 月 30 日-12 月 11 日）の第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）に向けた具体的取組が必要である。

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

地球規模課題である防災、気候変動、自然環境、環境管理、食料安全保障の分野において、我が国の知見を十分に活用し、優良案件の形成・実施が行われ、また国際社会に対する積極的な発信が行われた。

特に、防災分野では、自らの事業実施で培った経験・知見を元にしたポジション・ペーパーをまとめ、第 3 回国連防災世界会議にかかる準備段階から会議本番ま

での一連のプロセスにおいて、日本政府と緊密に連携しつつ関連の協議をリードした。その結果、防災事前投資や Build Back Better（より良い復興）等の機構が主張してきた考え方が「仙台防災枠組 2015-2030」に全て反映された。同文書は、ポスト 2015 年開発アジェンダにも影響を与えるインパクトの大きい文書であることから、機構の活動が国際社会における防災の主流化に大きく貢献したものである。また、現場における成果の一例として、フィリピンでは、2013 年 11 月の台風ヨランダによる被災状況を分析して 2014 年 11 月に作成されたハザードマップが、その後再び被災地を襲った大型台風で住民への早期避難指示に活用され、機構の調査対象地域では犠牲者なしという成果をあげた。

また、自然環境分野では、REDD+の取組に向け、森林総合研究所との協力の下、企業、NGO と連携し、50 団体以上からなる官民プラットフォーム設立の中心的な役割を果たし、ペルーで開催された国連気候変動枠組条約第 20 回締結国会議（COP20）での積極的な情報発信に続き、プラットフォームでの議論の本格化に貢献した。同時に、REDD+にかかる具体的な事業も推進し、ラオスにおいては、同国の森林戦略への政策支援、森林減少・劣化にかかる現場レベルのマニュアル策定を通じ、国際標準に準拠したプロジェクトとして、同国政府からの計画承認を得た。また、ブラジルにおいては、アマゾンの炭素蓄積量の動態把握にかかる支援を進め、REDD+で求められている測定・報告・検証手法（MRV）にかかる取組を行うなど、国際的の枠組みの現場レベルでの推進にも貢献した。

気候変動分野においては、COP20 の開催にあたり、約 30 のサイドイベントの共催・参加し、機構の取組や知見・経験の発信を行った。さらにインドネシアで実施中の事業が全世界で初めての JCM（二国間クレジット制度）登録案件として承認されるなど「攻めの地球温暖化外交戦略」（Actors for Cool Earth : ACE）の実施に貢献したことは高く評価できる。

さらに食料安全保障分野でも、アフリカ稲作振興のための CARD イニシアティブの推進に向けて着実な取組を重ね、16 か国で稲作支援プロジェクト 54 件を実施中であり、コメ生産量の CARD 開始前のベースライン 1,400 万トン（2005～2007 年時点）から、2013 年時点の 2,223 万トン（59%増加）に貢献した。

以上を踏まえ、機構が国際場裏及び開発途上国の現場において極めて高い成果をあげたことにより、中期計画における所期の目標を十分上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

豊富な経験及び先進的な科学技術を有する我が国に対し、国際社会から期待が高い分野であるため、引き続き、「仙台防災枠組 2015-2030」などの国際的な枠組みや我が国の外交政策に基づき、戦略的に事業を推進し、具体的な成果を上げることが求められる。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・防災の主流化等、国際社会で日本の主張が認められた取組を高く評価したい。
- ・防災を筆頭に、日本の経験をふまえた政策発信によるアジェンダの主流化、実施における日本の技術・知見の活用、セクター横断的な取組、国連防災世界会議など、多層的に積極的な貢献をした点を評価したい。今後、実施において世界銀行（東京防災ハブ）をはじめ、国際機関との連携も強化されることを期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 4	平和の構築		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、国家安全保障戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力、0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）								②主要なインプット情報（注 2）					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
平和構築支援を展開した国、地域の数			40	32	39 か国 33 地域			技術協力（億円）	153	140	130		
直接的・間接的に能力向上の対象となった人数（上記の人口の合計）			6 億 6,953 万	8 億 3,000 万	12 億 7000 万			有償資金協力（億円）	770	755	202		
								無償資金協力（億円）	362	132	286		

（注 1）当該年度の終了案件の実績値、または承諾案件の計画値を足しあげているものは、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。
（注 2）技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解

決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、(中略)

●紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(二) 平和の構築

紛争の予防及び再発防止並びに平和の定着を図る観点から、ハードとソフトを効果的に組み合わせた、緊急人道支援から復興支援まで継ぎ目のない支援を行う。支援に当たっては、中長期的な開発に向けた貧困削減や持続的成長にも配慮する。

主な評価指標

指標 4-1 平和構築への取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 4-1 平和構築への取組状況

3-2-1. 協力方針

- 開発協力大綱で掲げられている「平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件。貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧・復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。」に貢献する。開発を担う機関として、対象国・地域の政治・行政・社会・経済・治安の動きを把握し、紛争発生後の早い段階から支援に着手する。また、人道支援から開発支援への途切れのない支援を実現することにより、紛争の再発可能性の低減に貢献することを心掛け、平和構築に関わる事業を実施する。
- 事業の実施前と実施段階において、「平和構築アセスメント (Peacebuilding Needs and Impact Assessment。以下「PNA」という。)」³を実施して、紛争予防配慮を推進する。

3-2-2. 態勢の強化

- 平和構築・復興支援室の設置**：開発課題としての平和構築・復興支援の重要性の高まりや事業の増加を反映し、従来の「経済基盤開発部」を「社会基盤・平和

³ 対象国・地域の政治・経済・社会・行政・治安等の現状及び不安定・安定要因を分析した上で、正のインパクト促進、負のインパクト回避等の視点を、国レベルの支援計画策定及び個別事業の形成から実施、モニタリング、評価まで組み込む事業運営管理手法。

構築部」とし、これまで同部の「平和構築・都市・地域開発グループ」が担っていた平和構築部分を独立させ、「平和構築・復興支援室」を設置した（指標 22-1 参照）。

- **事業の質の向上のための取組：**

- **PNA マニュアルの改訂：**2012 年度に作成した内部用の PNA マニュアルを見直し、より具体的な調査方法や注意すべき事項の例示を加え、より現場で使いやすいようにハンドブック形式にした。
- **過去の事業を踏まえた標準的指標、代表的教訓の作成：**初の取組として、これまでの平和構築支援のための技術協力プロジェクトを振り返り、今後の案件形成や事前評価の際に協力の効果を客観的に示すために「標準的指標例」を作成するとともに、類似案件の成功・失敗例を「代表的教訓」にまとめた。
- **終了案件のレビュー：**終了案件の教訓を活用するため、終了案件 5 件の対象地域における平和への貢献を、5 年間にわたって定点観測する調査を開始した。また、「ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業」（円借款）によるコミュニティ開発支援の紛争影響下のインパクト確認調査を開始した。
- **課題別指針の改訂：**国際潮流での議論及び事業から得られた改善点を反映するため、課題別指針「平和構築支援」の改訂に着手した。

- **調査研究**

- **新規プロジェクト：**「和平プロセス中など脆弱国における開発援助のあり方」、「長期化した難民状況における開発機関の果たす役割」の 2 テーマに関わるプロジェクト研究を開始した。
- **プロジェクト研究成果の事業への活用：**プロジェクト研究「アフリカにおける暴力的紛争の予防」（2013 年度英文書籍発刊）の結果、「水平的不平等」（集団間の不平等）が暴力的紛争に影響することが分かったため、8 月に改訂した PNA マニュアルに水平的不平等を把握、分析する方法を追加した。また、プロジェクト研究「紛争後の土地・不動産問題」（2014 年度英文書籍発刊）の成果である和平合意後の移行期正義の実現の事例を、土地問題が重要な課題となっているフィリピン・ミンダナオにおける、今後の移行期正義分野の取組計画等について議論するセミナー（2015 年 2 月）の場で紹介した。

- **人材育成：**平和構築の現場では、より多くの配慮事項（紛争の背景・関係者の力関係の理解など）があるため、各課題の専門人材も基本的な平和構築の知識を習得することが必要である。能力強化研修「PNA 演習」について、若手人材向けの 1 回（参加者 19 名）に加え、新たにプロジェクトマネージャー向けを 1 回（同 10 名）実施した。

- **国際社会との知見の共有**

- **国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）：**シンポジウム「紛争が終わって：平和構築と人道行動の今日的課題」（2015 年 2 月、於東京）を共催し、人道支援と開発協力に関する新たな動向について議論を行った。緒方貞子特別フェローが基調講演を行うとともに、機構の平和構築支援の取組の歴史と現在の課題を説明した。
- **国連開発計画（UNDP）：**エチオピアでワークショップ「地方行政とコミュニティ開発支援」を共催し、両機関のプロジェクト関係者の間で、復興期における事業形態のあり方、好事例等の現場の知恵や経験を共有した。そのほか、UNDP 主催「紛争とレジリエンス専門家会合」（9 月、於ニューヨーク）でも機構の経験を説明した。
- そのほか、フランス・セネガル主催「アフリカ平和・治安フォーラム」（12 月、於ダカール）においても、機構の知見と経験を共有した。

3-2-3. 平和構築重点対象国・地域に対する支援

(1) フィリピン・ミンダナオ

フィリピンでは、同国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）のバンサモロ包括和平合意（2014年3月）を受け、2016年の新自治政府の設立に向けた平和構築プロセス上の重要な時期を迎えた。この移行期において、新たな行政主体を白紙から構築するという大きな課題に対し、機構は、和平交渉に関与する日本政府の側面支援、国際監視団への要員派遣（2006年度～）、開発援助事業（日本－バンサモロ復興開発イニシアティブ：J-BIRD）による包括的な支援を実施している。2014年度の主な取組・成果は以下のとおり。

- ・ミンダナオ平和構築セミナーの開催：**新自治政府設立に向けた課題に関する議論を促進するため、6月に広島市で3日間にわたる会合「ミンダナオ平和構築セミナー」を開催した。同会議には、アキノ大統領、MILFのムラド議長をはじめ、フィリピン政府関係者、援助機関、NGO、学識経験者等のミンダナオ和平関係者約90名が参加した。会合の結果、「広島宣言」が採択され、バンサモロ領域内の全ての人々が主体的に参加する包摂的な開発、公正で公平な参加による自治政府の樹立、治安の正常化における基本的人権の原則の尊重の重要性が確認された。同セミナーは、2006年から5回にわたり、機構とマレーシア科学大学（USM）がマレーシアで共催してきた。和平プロセスに影響力を持つ関係者が率直に対話する場と位置付けられており、今回は初めて日本で開催した。アキノ大統領は、スピーチの中で、「平和への道には多くの障害がある。しかし指導者はその代償を払うのは市民だということを忘れてはならない」と和平プロセスを進める決意を述べた。会議の成果について、ムラド議長は、「本セミナーをきっかけとして移行プロセスが前進することを期待する」と述べ、フィリピン政府側代表は、「時には人は自分の居場所を離れて相手の言葉に耳を傾けることが必要。異なる環境で話を聞けば、相手の言い分がより深く理解できることがある。主催者であるJICAとUSMが、バンサモロ和平に対して誠実で効果的に継続して関わってくれていることに感謝したい」と述べた。なお、会議初日には一般公開のオープン・フォーラム『ミンダナオ平和構築セミナー』～和平合意後のその先にむけて：平和のためのキャパシティ構築』を開催するとともに、サイドイベントとして公開セミナー「平和構築と女性の新しい役割」を実施し、和平プロセスで女性が果たした役割等を発表した。多数のメディアを通じ機構の貢献が広く広報された。
- ・住民が平和の配当を実感できる事業の実施：**「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、20か所で小規模施設を建設するクイックインパクトプロジェクトなど住民が直接裨益する事業を開始し、公民館の建設や学校改修を支援した。実施に当たっては、計画段階から住民集会を開催し要望を聞くなど、コミュニティの一体化を図る等の配慮を行った。
- ・開発計画策定に対する支援：**「バンサモロ開発計画」の策定のため、経済振興、インフラ、自然環境・防災の分野で計画策定支援を行った。同計画は、フィリピン政府主催のフィリピン開発フォーラム（11月）にて発表され、今後、国際金融機関の融資を得て実行に移される予定である。また、バンサモロ基本法に付帯する各種法案の作成に対しては、日本の議院内閣制の知見をいかした支援を開始した。
- ・自治政府で働く人材の育成：**広島大学、広島県との連携による草の根技術協力「フィリピン・ミンダナオのバンサモロ自治政府人材育成事業～広島による平和構築の支援～」を通じ、バンサモロ社会の若い人材が、地方自治体の行政の仕組みや地域おこしの手法を習得できるよう支援を行っている。

(2) ミャンマー

- ・少数民族地域の開発支援：**少数民族が多く居住するタイとの国境地域において、政治動向や現地の治安状況を適時に把握しつつ、和平達成後の地域の開発を推進する開発計画の策定と紛争等により開発が停滞していたコミュニティの開発支援を実施している。対中国・バングラデシュ国境の少数民族地域でも、道路整備に必要な建設機材の供与や国際機関を通じた避難民や無国籍者への支援を実施しているほか、貧困状況にある少数民族に対して農業を主体とした生計向上支援事業を実施している。また、少数民族地域を含む、都市部に比して開発が遅れがちな地方部では、少数民族が国民和解の恩恵を受けられるよう配慮しながら小規模インフラ開発事業を実施し、地域格差を是正することで和平プロセスを後押ししている。

(3) アフガニスタン

アフガニスタンに対して、日本政府の方針（2012年からおおむね5年間で、開発分野及び治安維持能力の向上に対し最大約30億ドル規模の支援を行うこと、開発分野では農業、インフラ整備、人づくりを重視）に沿って、機構はインフラ整備、農業・農村開発を中心に支援を続けている。2014年は、選挙による初の政権交代、国際治安支援部隊からアフガニスタン政府への治安権限移譲等の平和構築プロセスの進展があった一方、依然厳しい治安情勢のために日本人専門家の渡航が難しい状況が続いている。このため機構は、PNAを機動的に行いつつ、以下のとおり、本邦研修、第三国研修、国連機関との連携事業等を組み合わせて粘り強く支援を継続した。

- **インフラ整備**：交通量が道路設計時の想定の200倍に拡大し慢性的な渋滞に悩まされている首都カブール市において、9月、無償資金協力「カブール市東西幹線道路等整備計画」により、同市の中心部を迂回する東西バイパス道路（15km）が竣工した。これにより、これまで機構がカブール市で建設した道路は合計55kmとなった。機構は、道路の整備・維持管理のための人材育成にも取り組んでおり、「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のインド、日本での研修等を組み合わせた支援を実施した。また、無償資金協力によるバーミヤン空港の改修が9月に完工し、観光資源の多いバーミヤン初の民間商用便の運航が開始された。
- **農業・農村開発**：10月には、無償資金協力「カブール市郊外小規模灌漑施設・農村道路整備計画」が完了し、カブール及び周辺地域の用水路及び農村道路を整備した。これにより、灌漑農地面積が増加、農家の安定的農業生産、農村道路の舗装による周辺住民の畜産・農産物の都市への輸送、医療施設等への移動等の改善が期待される。「稲作振興支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、機構と20年以上にわたり協力関係にあるイランの「ハラズ農業普及技術開発センター」において、日本人専門家とともに、アフガニスタンの研究員及び普及員27名を対象とした改良稲作技術の研修を作期ごとに計3回実施した。研修員は帰国後、国内8県101か所の展示圃場を設置し、農家への普及活動を実施した。「持続的食糧生産のためのコムギ育種素材開発プロジェクト」（SATREPS）では、トルコ及びメキシコにおいて、アフガニスタンの若手コムギ研究者を対象とした遺伝資源管理の研修を実施した。研修後、作物遺伝資源管理体制構築のため、アフガニスタン農業灌漑牧畜省内に「遺伝資源管理局」が設立された。他方、北部国境地域の農村開発のため、アガハーン財団と連携したタジキスタン・アフガニスタンのクロスボーダー案件（「バダフィシャーン地域における農村開発プロジェクト」。指標1-1参照）に加え、タジキスタンのアフガニスタン国境ではUNDP連携無償を実施した。UNDP連携無償案件では、機構がキルギスで実施する一村一品に関する事業へのスタディーツアーも行った。
- **人材育成**：5年間で500名の長期研修員を日本の大学院に受け入れる「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」（PEACE）は第4年目を迎え、修士課程128名を受け入れた。10月にはガーニ新大統領が、帰国した修了生27名と直接面談し、アフガニスタンの発展のリーダーとしての活躍を期待する旨の表明があった（指標No.2-1参照）。他方、トルコにおいて、UNDPと連携し、新人女性警察官約190名を対象とした研修を実施した（2014年11月-2015年2月）。また、アフガニスタンおよび周辺地域の信頼醸成・友好関係を基礎とした安全保障と協力の促進を目的に設置されたイスタンブール・プロセスにおいて、日本は7つの信頼醸成措置分野のうち災害管理分野の支援国になっていることから、災害管理人材の育成のため、アフガニスタンの防災関係者24名に対する防災セミナーを2015年2月にイスラマバードにおいて約1週間実施した。パキスタンには国家防災計画の策定等の機構の支援実績があることから、パキスタン国家防災管理機関及び傘下の国家防災管理研究所と連携して実施したものである。また、本セミナーを通じ両国防災関係者のネットワークの強化、ひいては両国間の信頼醸成につながることを期待される。

(4) 中東地域の安定化

- **シリア、シリア周辺国**：5月にPNAを策定し、PNAを反映してレバノンにおける負担軽減のための案件形成を開始した。また、シリア周辺国のホストコミュニティ支援の一環として、ヨルダンでは、シリア難民が多い北部で緊急開発調査「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」（技術協力プロジ

エクト)、「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(平和構築無償)、難民キャンプへの短期ボランティア派遣を継続するとともに、新規円借款「財政・公的サービス改革開発政策借款」を供与予定である。加えてトルコにおける上下水道・廃棄物関連インフラ整備のための案件を形成中である。

- **パレスチナ**：東アジア諸国との連携による三角協力を実施した。具体的には、マレーシアの公務員研修所及び外務省との連携によるパレスチナ向け経済計画開発研修、マレーシアの外務省及び中央銀行との連携によるパレスチナ金融当局関係者向けイスラム金融指導者上級研修をそれぞれ共催した。また、インドネシアの外務省及び家畜人工授精センターとの間では、パレスチナでニーズが高い家畜の人工授精の技術移転の研修を共催した。他方、安定化の手段としての農業収入の向上に貢献するため実施している「ヨルダン溪谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)により、接ぎ木苗を使った栽培管理技術が導入された結果、25年ぶりにパレスチナ産のスイカの生産が再開され、ヨルダン川西岸地区での消費量の約25%の生産が可能になった。
- **イラク**：イラク安定の鍵を握る民生向上に資するインフラ整備の支援として、「イラク港湾セクター復興事業」(円借款)により、同国の最重要物流拠点である南部のウンム・カスル港のリハビリが完了し、同国向け円借款再開後初の完工案件となった。同港ではペルシャ湾へ抜ける航路のしゅんせつ、沈船除去及び港湾整備が完了し、港湾機能の回復と効率化につながった。また、2015年2月には、南部の電力需要に対応するため、定格容量200メガワットの発電機の改修を行う「ハルサ発電所改修事業」(円借款)の借款契約の調印に至った。加えて、中南部への電力供給のための変電所建設等や、クルディスタン地域初の本格的な下水道システムの整備のための新規案件の形成を行った。
- **エジプト**：中東地域安定化の核であるエジプトに対し、「開発計画・政策実施能力強化における知見共有プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じて、ガバナンス強化に向けた支援を実施した。また、2015年に予定されている議会選挙に向け、国別研修「選挙管理・運営能力向上」を実施し、高等選挙委員会(日本の中央選挙管理委員会に相当)より委員5名が参加した。加えて、地域間格差是正のため、貧困地域における農業分野の支援を促進すべく5月に「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」を開始し、2015年3月には円借款「新ダイルート堰群建設事業」のL/Aを調印した(指標2-1参照)。
- **イエメン**：12月に実施した国別研修「ODA実施能力強化セミナー」において、関係省庁の高官に対し平和構築、ガバナンス強化に向けた研修を実施した。

(5) アフリカ

TICAD V (2013年)における日本政府の公約のうち、「平和と安定、民主主義、グッドガバナンスの定着」(ソマリアにおける二国間直接支援の再開、ソマリア周辺国の海上保安組織の法執行能力強化等、サヘル地域向け開発・人道支援1,000億円(10億ドル)で地域の安定化に貢献、司法・メディア・地方自治・治安維持等の分野で5,000名の行政官を育成)に沿って、以下の取組を行った。

- **ソマリア**：2013年の日本政府による二国間援助再開の表明を受けて、2014年度に本格的な協力事業を開始した。「ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査」(2014～2015年)の実施を通じて、若年層雇用を取り巻く状況を確認し機構の協力の方向性を検討した。また、海上保安庁と連携した本邦研修「海上犯罪取り締まり研修」に初めてソマリアからの参加を得た。他方、隣国ジブチにあるアリ・アデ及びホルホルの難民キャンプにおいてUNCHRと連携し、青年海外協力隊員を派遣した。
- **サヘル地域の安定化支援**
 - **マリ**：日本政府による新規経済協力の全面再開(2014年3月)を受け、5月には政府代表11名を招いて「マリODAセミナー」を実施し、今後の対マリ協力支援策検討のため国際円卓会合を主催した。具体的な案件としては、中断していた開発調査(デジタル地図作成)を再開するとともに、テロ対策等治安無償「バマコ国立警察学校運営能力強化支援計画(UNDP連携)」を形成し、E/Nが締結された(2015年3月)。今後、ODAアドバイザーの派遣等を通じ、対マリ協力を本格的に再開する予定である。
 - **ニジェール**：テロ対策等治安無償「コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画(UNDP連携)」を形成、開始した(2015年1月)。EU文民治安維持能

力強化ミッション（EUCAP-Sahel）とも連携し、州政府下に設置される統合司令センターの能力強化を図る。

- **刑事司法分野の人材育成**：紛争経験国 2 か国（コートジボワール、コンゴ民主共和国）及びサヘル地域 6 か国（マリ、モーリタニア、ニジェール、ブルキナファソ、セネガル、チャド）の刑事司法分野の幹部を対象に「第 2 回仏語圏アフリカ刑事司法セミナー」を実施した。テロやサイバー犯罪等の国境を超えた組織犯罪への地域的対応等についての研修を通じ、各国幹部が他国のテロ対策等を知り、近隣国間の連携促進を図る機会となった。
- **コートジボワール**：国家警察、国連コートジボワール活動の国連警察、UNDP との協力の下、「国家警察能力強化支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、現職警察官約 3,000 名に対する継続研修を実施した。また、司法分野においては、弁護士資格を有する日本人専門家を司法・人権・公約自由省に派遣し、主に国民の司法アクセス改善と刑事司法分野における人材育成に取り組んだ。基礎的な行政サービスの回復に向けて、「中部・北部紛争影響地域の人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、行政サービスが一時中断していた同国中部・北部において、公共施設の改修計画の策定等を通じて行政官の能力強化を図った。
- **コンゴ民主共和国**：紛争が継続する太湖地域を抱える国家警察に対し、2015 年 3 月に「市民と平和のための国家警察研修支援プロジェクト」を開始した。今後は、国連 PKO ミッション（MONUSCO）・EU 等と連携して、国家警察能力強化に当たる予定である。
- **スーダン、南スーダン**：スーダンでは東部、西部東部紛争被災地の行政サービス向上を目指した事業「カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。また、ダルフル 3 州においても同様のアプローチによる平和構築プロジェクトを開始した。南スーダンでは、治安上の理由により国外から遠隔で事業を実施していたが、2014 年 10 月末からジュバにおける活動を再開し、無償資金協力においては、2015 年 2 月から「ナイル架橋建設計画」及び「ジュバ市水供給改善計画」の本格工事を再開した。ウガンダ北部では、南スーダン行政官の計画策定能力向上、社会基盤の整備（学校、給水施設）、南スーダンに通じる国際幹線の整備等の協力を実施した。
- **アンゴラ**：アンゴラ国家地雷除去院の組織能力強化支援の一環で、日本からの専門家派遣とともに 5 月に同院職員 10 名をカンボジアに派遣し、カンボジア地雷対策センター（CMAC）での包括的な地雷対策研修の受講を支援した。CMAC は、1999 年から 2011 年までの機構の支援を通じ、地雷・不発弾対策では世界をリードする組織に成長しており、今回の三角協力はコロンビア、ラオスに次ぐ 3 か国目となる。

(6) ウクライナ

- **財政支援**：2014 年 3 月の G7 首脳会合で日本政府が発表した最大 1,500 億円のウクライナ支援策に基づき、「経済改革開発政策借款」（100 億円）を供与した。
- **ガバナンス支援**：2014 年 7 月の日・ウクライナ外相会談での民主主義の回復支援の表明を受け、ガバナンス分野の情報収集調査を実施した（9 月）。調査の結果、立法府及び選挙管理委員会、行政府及びマスメディアに対し、「民主主義の回復支援パッケージ」（2015 年 3－11 月）を実施することを決定した。これに基づき、2015 年度の研修事業（メディア支援、立法府支援、行財政改革支援）及び現地での汚職対策セミナーを計画・準備し、3 月に現地でキックオフセミナーを開催した。また、機構より 3 名の有識者を派遣し、日本の民主化支援の取組を発表するとともに、ウクライナ政府からは 4 名のプレゼンターが民主化等の講演を行った。
- 東部地域に対する小児病院医療機材整備計画のフォローアップ協力を形成し、採択された。

3－2－4. 安定・安全への脅威に対する対応

開発協力大綱における「安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治

安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。」という課題に対応すべく、機構は以下の支援を行った。

- **交番制度の普及**：交番・地域警察分野の本邦研修に対する各国からのニーズに効率的に対応するため、警察庁の協力を得て、課題別研修「地域警察」の形成を行った。また、ブラジルでは、過去の協力の成果である「地域警察」の全国展開を目的としたプロジェクトを開始した（2015年1月）。インドネシアでは、2014年に国家警察が7,000名の女性警察官を新規採用し、新人女性警察官の相談役（メンター）となる先輩女性警察官が各州警察に配置されたため、これらメンターの指導役となる女性警察官幹部（マスター・メンター）への研修を、インドネシア「市民警察活動全国展開プロジェクト」において2回実施した。日本人女性警察官も講師を務めた（2014年12月）。
- **テロ対策**：チュニジア及びモロッコにおいて、テロ対策無償「治安対策機能強化機材整備計画」準備調査を実施した。先方ニーズを満たす日本技術の活用を念頭に置いた機材を調達する予定である。これらを通じ、両国の国際空港や陸上地域における監視機能の強化を図る。
- **海上・航空保安**：ジブチ、マレーシア、フィリピン、インドネシア各国に対し、海上保安能力向上のための技術協力プロジェクトを実施した。ジブチでは、ジブチ沿岸警備隊に対して巡視艇供与（無償資金協力）及び出動体制強化・犯罪捜査能力強化のための技術協力プロジェクトを実施した。また、航空保安分野では、インドネシアにおいて、「航空安全政策向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、運輸省航空総局職員及び国営航空会社保安検査員（計20名）に対し、プロファイリング、不審行動パターン及び航空保安対策上の留意点等について技術指導を行った。
- **サイバーセキュリティ**：警察庁の協力を得て課題別研修「サイバー犯罪対処能力向上」を開始した（2015年1月）。また、インドネシアにおいては、7月に「インドネシア情報セキュリティ能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。重要社会インフラへのサイバー攻撃への対応に必要な政策、対策、訓練等を学ぶために開催したセミナーには、官庁、民間企業、学生等117名が参加した（12月）。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も引き続き、人間の安全保障の視点に基づく平和構築支援を推進することを期待する。

<対応>

紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に直面する様々な困難を緩和し、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目指している。特に、基礎的社会サービスの停止、インフラの破壊、コミュニティの瓦解等、紛争により人々に対してもたらされる恐怖からの自由を求め、人間の安全保障の視点に立った平和構築支援を推進している。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

平和構築重点対象国・地域に対する支援のうち、和平合意後の新自治政府設立に向けたフィリピン・ミンダナオへの多角的な支援は、平和構築の移行期における重要な取組である。特に、2011年にアキノ大統領、ムラドMILF議長の初会談を仲介することで両者の信頼関係を築くきっかけをつくった機構が、2014年度に、両

者をはじめとする多数の和平のプロセスの当事者を、平和の象徴である広島市に招いてミンダナオ平和構築セミナーを開催したことは、新自治政府設立に向けた開発のあり方等に関する対話を促進した点で重要な成果といえる。また、治安維持権限が現地政府に移行したアフガニスタンにおいて、厳しい治安情勢のため邦人要員の渡航が難しい中、日本や第三国での研修、国連機関との連携等、様々な方法とネットワークを駆使して、粘り強く支援を実施したことは、特筆に値する。特に、カブール市の東西バイパス道路の整備やバーミヤン空港の改修を無事完了させたことは重要な成果といえる。他方、中東地域安定化に資する支援としては、イラクの最重要物流拠点である南部のウンム・カスル港のリハビリが完了し、同国向け円借款事業としては再開後初の完工案件となった。また、シリア及びイラクから大量の難民を受け入れているヨルダン、トルコ等に対するホストコミュニティ支援も着実に実施した。さらに、TICAD V における日本政府の公約に沿って、ソマリアやマリにおける ODA 再開後の事業の立上げ、司法や治安維持に従事する人材の育成等を機動的に実施した。また、政府のウクライナ支援政策に対応し、経済改革開発政策借款を供用するとともに民主主義の回復支援パッケージの活動に着手した。他方、安定・安全への脅威の対応のため、交番制度の普及、テロ対策、海上・航空保安、サイバーセキュリティに関する協力を行った。

他方、平和構築支援を推進するための態勢も強化し、PNA ハンドブックの改訂、標準的指標及び代表的教訓の作成、終了済み案件レビューの導入、プロジェクト研究結果の事業への活用等を通じ、過去の事業の経験を踏まえた事業の質の改善に努めた。また、プロジェクトマネージャー向け PNA 演習の導入により、中長期的に不足が見込まれる平和構築人材の育成・確保にも取り組んだ。

以上を踏まえ、新自治政府設立に向けた移行期にあるミンダナオにおいて開発事業を通じて和平プロセスを促進したこと、治安情勢の厳しいアフガニスタンにおいて複数のインフラ整備事業の完了に至ったこと、事業の教訓の活用や人材育成を通じて平和構築支援の態勢を強化したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（注）なお、項目 No. 1～No. 4 のアウトプット、アウトカムに関するデータの一部は、協力相手国の統計情報や事後評価の結果を用いるため、事業完了の数年後に初めて捕捉できるという性質がある。2013 年度以前に実施した事業のアウトプット、アウトカムについても、2014 年度に初めて捕捉できた場合は、2014 年度の業績に含めて報告した。

<課題と対応>

事業の実施前と実施段階における紛争予防配慮のため「平和構築アセスメント（Peacebuilding Needs and Impact Assessment : PNA）」を適時実施し、その結果を事業に確実に反映する。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

平和構築の対象国は、治安状況などの面でより事業実施の難易度が高い場合が多いが、紛争予防及び再発防止並びに平和の定着を図るため、フィリピン・ミンダナオ等における支援を着実に実施するとともに、アフガニスタンやイラクなど関係者の渡航が制限される国に対しては、第三国や日本での研修など事業実施上の工夫を施して継続的な支援を展開し、成果をあげたことは評価できる。

フィリピン・ミンダナオのバンサモロ新自治政府設立に向けた支援は、地域の平和と安定に寄与するため、外交政策上の重要度が高い事案であり、和平合意後の移行期という極めて重要な時期にある中、多角的な支援を積極的に行った点は評価できる。特に、2014年6月に広島で開催されたミンダナオ平和構築セミナーには、アキノ大統領及びモロ・イスラム解放戦線（MILF）のムラド議長に参加を得て、両者の直接的な対話の機会を提供し、包摂的な開発、公正で公平な参加による自治政府の樹立などの今後の自治政府設立に向けた基本原則の重要性が確認されたことは大きな成果である。

アフガニスタンにおいては、依然として厳しい治安情勢により邦人関係者の現地渡航が困難な状況の下で、首都カブールの幹線道路整備事業、バーミヤン空港の改修事業を完工させた。また、現在まで機構が培ったネットワークを活用し、イランにおける稲作技術にかかる研修、トルコ及びメキシコでの小麦にかかる研修など、第三国での研修を効果的に活用した。

また、アフリカ諸国においては、UNDP等の国際機関等が有する知見を活用し、ニジェールにおける治安維持能力強化に関するUNDPとの連携案件、コートジボワールにおける警察能力強化に関する国連ミッションとの連携案件など、各国のニーズに応じて機動的に事業を展開していることは注目に値する。

安定・安全への脅威に対する対応として、ブラジル等での交番制度の普及、サイバー犯罪に対する能力向上などにおいては日本特有の知見を活かしつつ、事業を推進した点も適切な取組である。

以上を踏まえ、現地の厳しい治安状況にもかかわらず、各国のニーズに合わせ、様々な工夫を加えつつ事業を実施した成果を評価し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

開発協力大綱に明記されているとおり、平和と安定、安全の確保は国づくり及び開発の前提条件であることから、この観点をしっかりと踏まえ、引き続き平和構築分野の事業を推進すべきである。

その際、平和構築分野での事業実施においては、少数民族グループ等関係するステークホルダーに対する配慮など本分野特有の配慮事項があることを念頭に協力準備調査等を行うとともに、平和構築アセスメントを確実に実施・活用した上で、事業運営を行うことを求める。

また、機構には「平和構築・復興支援室」が設置されたため、今後、機構内が蓄積した知見を体系化し、それを国際社会の議論に反映できるレベルまで高めることを期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・ミンダナオ平和構築の経験は誠に貴重であり、世界に広がる紛争地における平和構築に、その経験が生かせるような取組に期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 5	事業マネジメントと構想力の強化		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準値 (2011 年度)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
国別分析ペーパー策定実績 新規/累計（国）	累計							予算額（千円）					
	50 程度	10/10	10/20	11/31	8/39			決算額（千円）					
JICA ナレッジサイト新規掲載案件情報（件）			608	1,168	876			経常費用（千円）					
JICA ナレッジサイト月平均アクセス数（人）			1,097	1,209	2,270			経常利益（千円）					
「ODA 見える化サイト」への掲載案件数 新規/累計（件）			704/ 1,508	916/ 2,424	695/ 3,119			行政サービス実施コスト（千円）					
「ODA 見える化」アクセス数（ページビュー）			707,053	731,984	924,170			従事人員数					

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （2）事業構想力・情報発信力の強化 （イ）事業構想力の強化 （i）我が国のODAは、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的としていることを踏まえ、現地ODAタスクフォース等を通じ、各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化等、我が国外交政策を戦略的に展開していく上でのODAの積極的な活用を図る。 （ii）（略）

- (iii) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。
- (iv) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。
- (v) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地ODAタスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

中期計画

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。
- より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底する。
- 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。
- 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- (i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。
- (ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。
- (iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地ODAタスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

具体的には、

- 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに50ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。
- 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。
- 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地ODAタスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。

年度計画

(イ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 日本政府とも情報共有しつつ、国別分析ペーパーによる国・地域別の分析と、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパーの活用に基づく協力プログラムの充実に図り、援助の戦略性及び予測性を高める。
- ② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。
- ③ 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を重視し、開発途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。

④ 南南協力の意義と有効性を考慮して三角協力を戦略的に実施する。また、援助効果のさらなる発現や我が国のプレゼンス確保、第三国との適切なコストシェアリング等の優良事例を抽出し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

① 開発途上国の開発の現状や課題を分析し効果的な協力の方向性を導出するために、累計で 49 カ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。

② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握する。また、課題解決のための方策として、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定並びに活用を推進し、課題対応能力を強化する。

③ ナレッジマネジメントネットワークの推進を通じて、ナレッジの蓄積・活用体制を強化し、内外との共有・発信機能を強化する。

④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、事業等を通じて得られた情報を大使館、他の公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地 ODA タスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性・予見性向上に貢献する。さらに本邦企業や NGO 等も含めた拡大タスクフォースメンバーにも積極的に情報を共有する。

主な評価指標

5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況

5-4 三角協力の取組状況

5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況（定量的指標：国別分析ペーパー策定実績）

5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

3-2. 主要な業務実績

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

1. 戦略性の高いプログラム形成の取組

- **プログラム・アプローチの推進**：機構は、外務省とともに、開発途上国との政策協議や「JICA 国別分析ペーパー（JICA Country Analysis Paper。以下「JCAP」という。）」、国別事業方針、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパー等を通じ、国別・地域別分析に基づき取り組むべき開発課題を明確にした上で、達成すべき具体的な開発目標とその達成までの協力シナリオを設定して事業を形成・実施していく「プログラム・アプローチ」を推進している。
- **強化プログラムの設定**：2014 年度においては、機構作成の事業計画作業用ペーパーを活用し、外務省と中長期的視点での事業展開に関する具体的な協議を開始した。また、全世界で 700 以上ある協力プログラムの中から優先的に戦略性を強化すべきものを選び、外務省との協議を通して、158 の「強化プログラム」を設定するとともに、執務参考資料を整理した。今後はこれらの強化プログラムから事業計画作業用ペーパーも活用しつつ、具体的な開発シナリオの整理及び新規

案件候補の充実を図っていく。

- **分野・課題別の取組**：指標 1-1、2-1、3-1、4-1 参照。
- **協力プログラムの戦略性強化に向けた取組**：テーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」を実施し、この中で既存の協力プログラムの戦略性強化に必要な着眼点を、協力プログラムの評価可能性向上のための要件リストとして整理した。
- **実施体制の見直し**：2013 年度に導入したチーム制のレビューを行った結果、部署を横断して迅速かつ一貫した事業の展開が可能になったという成果を確認できたため、今後は、チーム制の制度・運用を改善し、各部署の日常的な連携体制等も踏まえて、戦略性の高いプログラムの実施を促進することとした。（指標 22-1 参照）

2. 戦略性の高いプログラムの形成・運営の事例

様々なスキームを組み合わせながらプログラムを形成する取組を通じて案件形成や事業戦略性の強化を行った好例として、ミャンマー、モザンビーク、フィリピン、エボラ出血熱対策における事業展開が挙げられる。

(1) ミャンマーにおける戦略的プログラム形成

- 2013 年 5 月に総理がミャンマーを訪問し、①少数民族支援を含む民生向上・貧困削減、②人材育成・制度整備、③持続的発展のためのインフラ整備を優先分野として幅広い協力を行う旨表明した。その後、ミャンマーにおける諸改革の進展を後押しする支援が急拡大した。
- 機構は 2013 年 6 月に、東南アジア・大洋州部を筆頭に、部署横断的な「ミャンマーチーム」を発足させ、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を担当する職員をチームメンバーに任命した（2014 年度のメンバーは 21 名）。同チームは毎週の定例会で情報や知見、戦略を共有するとともに、本部の一元的窓口となってミャンマー事務所とともにミャンマー政府や日本の政・官・産・学の関係者との調整を円滑に行った。これにより、緊急課題から中長期的課題に対応する複数のプログラムを形成・運営し、その下で多数の案件を継ぎ目なく、かつ日本政府の対ミャンマー経済協力方針との一貫性をもって形成・実施できた。この結果、2014 年度の技術協力要望調査においては 12 件の案件を新規に採択し、また有償資金協力 7 件（L/A ベースで約 984 億円）、無償資金協力 17 件（G/A ベースで約 131 億円）を新規に開始した。
- 2014 年度は情報通信分野では、不安定な電話・ネット回線という課題に対応するために無償資金協力、有償資金協力と技術協力を組み合わせた案件形成を行った。特に「通信網改善事業」（有償資金協力）では、協力準備調査の開始から引き渡しまで約 1 年という極めて短期間の事業実施を実現した「通信網緊急改善計画」（無償資金協力）との相乗効果を図るとともに、技術協力で派遣している情報通信インフラ改善アドバイザーによって、これら資金協力での動きと併せ、政策面からの支援を行っている。また、エネルギー分野では、「電力開発計画プログラム形成調査」が完了し、ミャンマー政府が電力マスタープランの承認手続きを進めているほか、送電部門については、ミャンマー国土を南北に結ぶ基幹送電線をつなぐ高圧変電所を整備する「全国基幹送変電設備整備事業フェーズⅠ」（有償資金協力）を支援している。さらに配電部門については、ヤンゴン配電公社に派遣中の電力アドバイザーと連携して、「ヤンゴン配電網改善事業フェーズⅠ」（有償資金協力）の案件形成を行った。2014 年度の技術協力要望調査においては、「送配電系統のための能力向上プロジェクト」の採択が決定しており、ハード面からの支援だけでなく、ソフト面からも今後支援を行う予定である。

表 5-1 対ミャンマー経済協力実施状況

経済協力 方針	国民の生活向上のための支援 (少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む)	経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）	持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援

具体的協力の進捗(例)	●農業・農村開発 －農業セクタープログラム形成（調査） －小規模養殖普及による住民の生計向上事業プロジェクト（技協） －農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト（技協） －中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクト（技協） －農業・農村開発アドバイザー（技協） －農業人材育成機関強化計画（無償） －貧困農民支援（無償）（2014年度新規開始） －食糧援助（無償） －口蹄疫対策機材整備計画（無償）（案件形成中） －バゴー地域西部灌漑開発事業（円借款）（2014年度新規開始） ●水資源 －ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト（技協） －ミャンマー水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト（技協） －ヤンゴン市水供給・衛生アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） －第二次中央乾燥地村落給水計画（無償）（案件形成中） ●防災 －自然災害早期警報システム構築プロジェクト（技協） －災害多発地域における道路技術改善プロジェクト（技協） －防災政策アドバイザー（技協） －沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画（無償） －気象観測装置整備計画（無償） －第二次気象観測装置整備計画（無償） ●医療・保健 －基礎保健スタッフ強化プロジェクト（技協） －保健システム強化プロジェクト（技協） －医学教育強化プロジェクト（技協）（2014年度新規採択） －中部地域保健施設整備計画（無償） －ヤンゴン市内総合病院医療機材整備計画（無償） －ヤンゴン新専門病院建設計画（無償）（案件形成中） －カヤー州ロイコー総合病院整備計画（無償）（2014年度新規開始） －シャン州ラーショー総合病院整備計画（無償）（2014年度新規開始） －マラリア対策機材整備計画（無償）（2014年度新規開始） －マラリア対策（排除）モデル構築プロジェクト（技協）（2014年度新規採択） －感染症対策アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） ●社会保障 －人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト（技協） ●地方開発・貧困削減 －地域観光開発のためのパイロットモデル構築プロジェクト（開発計画調査型技術協力） －貧困削減地方開発事業（フェーズ1）（円借款）	●市場経済化支援 －経済改革支援（技協） －通関・税関近代化計画（技協） －通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画（無償）（2014年度新規開始） －証券監督能力強化（技協）（2014年度新規採択） －知的財産行政専門家（技協） －資金・証券決裁システム近代化プロジェクト（技協） －インターバンク市場育成専門家（技協） －中央銀行業務 ICT システム整備計画（無償） －港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画（無償）（2014年度新規開始） －中小企業金融強化事業（円借款）（案件形成中） －SME センター機能強化プロジェクト（技協）（2014年度新規採択） －投資促進アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） ●民主化支援 －法整備支援プロジェクト（技協） －ミャンマーラジオテレビ能力強化プロジェクト（技協） －ミャンマーラジオテレビ局番組ソフト及び放送編集機材整備計画（無償） ●産業技術者育成・制度整備 －ミャンマー人材開発センタープロジェクト（技協） －工学教育拡充プロジェクト（技協） －工科系大学拡充計画（無償）（2014年度新規開始） ●郵便 －郵便サービス能力向上プロジェ	●ヤンゴン・ティラワ地域開発構想 －ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（調査） －ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援（技協） －ヤンゴン都市圏開発アドバイザー（技協） －ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画（無償） －ヤンゴン都市圏上水整備事業（円借款）（2014年度新規開始） －ヤンゴン都市圏上水整備事業フェーズ2（円借款）（案件形成中） －ヤンゴン配電網改善事業フェーズ1（円借款）（案件形成中） －ヤンゴン環状鉄道改修事業（円借款）（案件形成中） －ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）（円借款）（2014年度新規開始） －ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）第二期（円借款）（案件形成中） －ティラワ地区インフラ開発事業フェーズⅡ（円借款） ●交通・通信網の整備 －全国運輸交通プログラム形成準備調査（調査） －鉄道サービス・運営改善（技協） －次世代航空保安システム能力開発プロジェクト（技協） －運輸交通政策アドバイザー（技協） －都市交通政策アドバイザー（技協） －鉄道中央監視システム及び保安機材整備（無償） －全国空港保安設備整備（無償） －新タケタ橋建設計画（無償）（2014年度新規開始） －東西経済回廊整備事業（円借款）（案件形成中） －通信網改善事業（円借款）（2014年度新規開始） －情報通信インフラ改善アドバイザー（技協） －通信政策アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） －ヤンゴン・マンダレー鉄道改善事業フェーズⅠ第一期（円借款）（2014年度新規開始） －道路橋梁技術能力強化プロジェクト（技協）（案件形成中） ●都市・住宅開発 －住宅政策アドバイザー（技協）（2014年度新規採択） ●マンダレー開発 －マンダレー市上水道整備計画（無償） ●エネルギー －電力開発計画プログラム形成準備調査（調査） －ヤンゴン市電力アドバイザー（技協）

	－貧困削減地方開発事業（フェーズ 2）（円借款）（案件形成中） ●少数民族地域への支援 －シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト（技協） －少数民族のための南東部地域総合開発計画（技協） －ラカイン州道路建設機材整備計画（無償） －カチン州・チン州道路建設機材整備計画（無償）（案件形成中） －少数民族地域におけるコミュニティ開発・復旧計画（無償） －少数民族地域における地方行政能力、生計及び社会統合向上計画（無償） －カチン州及びラカイン州における避難民の子供に対する緊急支援計画（無償） －ミャンマー南東部、ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民援助計画（無償） －少数民族地域及びヤンゴンにおける貧困層コミュニティ緊急支援計画（無償）（2014 年度新規開始） －少数民族地域における子供に対する緊急支援計画（無償）（2014 年度新規開始） －少数民族地域における緊急食糧支援計画（無償）（2014 年度新規開始） －少数民族地域における避難民緊急支援計画（無償）（2014 年度新規開始）	クト（技協）（2014 年度新規採択） ●教育支援 －教育政策アドバイザー（技協） －初等教育カリキュラム改訂プロジェクト（技協） －教員養成校改善計画（無償）（2014 年度新規開始） ●行政能力向上 －人材育成奨学計画（無償）（2014 年度新規開始） －援助調整アドバイザー（技協）（2014 年度新規採択）	－バラーチャン第二水力発電所補修計画（無償） －インフラ緊急復旧事業（フェーズ 1）（円借款） －全国基幹送変電設備整備事業フェーズ I（円借款）（2014 年度新規開始） －全国基幹送変電設備整備事業フェーズ II（円借款）（案件形成中） －地方都市配電整備事業（円借款）（案件形成中） －送配電系統のための能力向上プロジェクト（技協）（2014 年度新規採択）
	※注：2015 年 5 月時点の情報に基づき作成。提案型事業（草の根技術協力事業や民間提案型普及・実証事業等）、ボランティア等は含めていない。		

(2) モザンビークにおける「ナカラ回廊開発・整備プログラム」の形成・運営

- 近年新たな資源国として注目されているモザンビークにおいて、機構は、日本政府との密接な協議・連携を通じ、同国北部、マラウイ、ザンビアをつなぐ、地域の大動脈であるナカラ回廊地域のインクルーシブかつダイナミックな包括的開発を支援するという基本方針のもと、「ナカラ回廊開発・整備プログラム」及びその下の案件を形成するとともに、適切な対外発信にも努めた。その結果、当該協力プログラムにおける事業展開の成果が日本の官民に認識されるようになり、2014 年 1 月の総理の同国訪問時の 5 年間 700 億円の支援表明にも反映され、同 7 月の日本・モザンビーク官民合同ハイレベル政策対話では同地域への支援の進捗や方向性について協議されるなど、日本のプレゼンスが向上したほか、更に開発効果の高い事業を展開することが可能となった。具体的には、2014 年 8 月以降、同回廊地域の経済開発の全体像を描く「ナカラ回廊経済戦略策定支援プロジェクト」について、地元住民を含む多様なステークホルダーからの意見を反映させ、マスタープラン案を取りまとめた。これを踏まえ、マスタープラン案において重要性が確認されている事業の実現のため、「ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査」、「ナカラ回廊道路網改善事業準備調査」の 2 件の調査を開始した。そのほか既往の道路円借款案件、ナカラ港改修や教育施設建設のための無償資金協力案件、地方給水のための技術協力プロジェクト等がおおむね計画どおりに進捗した。

(3) フィリピン台風ヨランダ災害復旧・復興支援（プログラム・アプローチによる迅速で切れ目のない支援を実施した事例）

- 機構は、2013 年 11 月の台風ヨランダ被災直後から、緊急開発調査やプログラム型無償資金協力を通じてシームレスな支援を継続し、東日本大震災に係る復興経験（宮城県東松島市の協力等）など、日本の災害復興の知見をいかした包括的な復旧・復興支援を実施した。緊急開発調査では、クイックインパクトプロジェクトとして、日本企業の技術による浮沈式養殖生けすを導入した漁民の生計回復、といった住民の生計を早期に回復させるための支援を展開し、その結果、中小企業支援スキームを通じて同企業の技術を活用した支援につながった。また、建物修繕に関する技術指導や教材整備を行った結果、現地職業訓練校で耐風性に優れた施工方法を履修するプログラムが既存カリキュラムに加わり、今後年間 2,200 名以上の職人の育成を支援することが見込まれている。復旧・復興計画策定支援で作成されたハザードマップが、台風ヨランダから約 1 年後に再び被災地を襲った大型台風の際、地方自治体から住民への早期避難指示に活用され、

緊急開発調査の対象地域では犠牲者無しという結果につながった。さらに同ハザードマップに基づいた土地利用計画や中長期的な復旧・復興計画策定を支援し、高潮への構造物対策を提案、フィリピン政府の自己資金手当てによる実現の道筋をつけた。プログラム型無償では、“Build Back Better” のコンセプトに則った医療施設や学校等の施設建設、建設機材、空港機材、船員訓練学校等の施設建設・機材調達を 2016 年度に順次完了予定である（指標 3-1 参照）。

(4) エボラ出血熱流行国における緊急援助と周辺国の準備態勢強化のための支援の一体的実施

- 2014 年、エボラ出血熱は、リベリア、シエラレオネ、ギニアを中心に、約 2.6 万人の感染者、約 1 万人の死者（2015 年 5 月時点）を出す未曾有の規模で流行した。8 月の WHO による「国際的な公衆衛生上の緊急事態宣言」を受けて、機構は、エボラ出血熱流行国に対する支援策及び関係者の安全確保策に関する組織的検討に着手し、翌月にかけて流行国 3 か国にテント等の緊急援助物資供与（総額約 8,900 万円）を実施した。さらに、流行の拡大・長期化を受け、11 月には「アフリカエボラウィルス蔓延災禍対策本部」（本部長：アフリカ部担当理事）を設置し、アフリカ部の事務局には支援要員を配置した。同本部の月 2～3 回の会合を通じ、計 10 部局の間の内部調整に加え、外務省等の国内関係機関、当事国、国連等の主要国際機関・ドナー等の多岐にわたる関係者との連絡調整、国会やメディアへの対応等を円滑かつ迅速に行った。
- 上述の流行国 3 か国における現地での支援に大きな制約がある中、同対策本部の指揮の下、WHO をはじめとする外部機関の情報を分析した上で、緊急援助、技術協力、無償資金協力に向けた準備調査等、複数の協力形態を組み合わせる支援を実施した。緊急援助については、上述の緊急援助物資供与に加え、日本政府、東京都との連携により、個人防護服 72 万セットを流行国 3 か国及びマリに供与した。さらに、厚生労働省等の関係機関と協力して、WHO を通じ、リベリア、シエラレオネに延べ 16 名の専門家を派遣した（2015 年 5 月時点）（指標 15-1 参照）。他方、技術協力についても、本部各部署・海外拠点の密接な調整により、流行国 3 か国を含む 16 か国に対し、総額 7.3 億円の追加的な緊急支援事業を迅速に立ち上げ、流行国における食糧安全保障対策、周辺国における準備態勢の強化（ガーナの野口記念医学研究所やザンビア大学獣医学部等、これまでの協力拠点を通じた感染症対策や人材育成、国境警備に当たる警察のスクリーニング強化等）等の支援を展開した（指標 1-1 参照）。
- 日本政府の支援戦略及びこれに関する対策本部における議論を踏まえ、西アフリカの保健システム再構築に対する支援を課題別の協力戦略の重点項目に組み込むこととした。なお、2015 年度は、同対策本部において、流行国 3 か国の復興計画に沿って、機構の支援を検討する予定である。

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 事業成果の発信

① 国際協力 60 周年等の節目を捉えた発信等

- **国際協力 60 周年**：国際協力 60 周年に関して外務省と協力して各種メディアでの情報発信に努めるとともに、11 月にフィリピン、ケニアから大臣レベルを招いて、外務省・機構でシンポジウムを共催し、500 名を超える参加者を得た。また、同月には、研究所においても公開シンポジウムを開催し、国内外の学識者、政府関係者、民間企業、NGO、国際機関関係者等計 27 名が登壇し、約 200 名の参加を得て、日本の国際協力 60 年の歴史を振り返るとともに「ポスト 2015 年開発アジェンダ」について議論した。さらに理事長による日本記者クラブでの講演を行うなどトップ広報でも積極的に発信した（指標 7-1、13-1 参照）。現場においても、例えばパキスタンにおいては、これまでの協力案件の成果、教訓を抽出し、その結果を冊子にまとめ発行した。
- **開発協力大綱策定支援**：開発協力大綱の策定に際し、機構理事長が「ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会」にオブザーバー参加し、国際協力 60 年の取組を十分に踏まえ、実施機関としての意見を伝えるなど貢献を行った。また、全国で開催された公聴会（4 回）には機構の国内機関が協力を行った。米ブルッキングス

研究所が主催した日本の開発協力大綱についての公開イベントには、外務省国際協力局長、ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会座長とともに機構役員がパネリストとして登壇し、新大綱への対応のあり方等、実施機関の立場からの対外発信を行った（2015 年 2 月）。

- **事業モデル（日本ブランド）の整理・発信：**シーズとニーズを結びつけ、効果的な事業展開を促進すべく、日本の知見、技術、ノウハウを活用した事業モデル「日本ブランド」の整理と、開発途上国政府、国際社会、国内の関係者への分かりやすい発信に取り組んでいる。2014 年度は、授業研究について授業研究世界連合の国際学会にて協力実績等を発信した（指標 1-1 参照）。また、LED を活用した地方電化について、日本人のノーベル賞受賞にあわせて情報発信を行い、国内メディア 4 件、海外誌 1 件などが取り上げた（指標 2-1 参照）。
- **第 3 回国連防災世界会議（2015 年 3 月、於仙台市）：**防災分野の取組と成果について、指標 3-1 参照。
- **「ODA 見える化サイト」掲載情報の拡充：**ODA に対する国民の理解と支持の一層の促進を図るため、ODA の現状・成果等を分かりやすく掲載する「ODA 見える化サイト」の掲載情報を拡充した。2014 年度は 695 件（2013 年度は 916 件）の事業を掲載し、累計掲載数は、3,119 件となった。2014 年度は、技術協力の事後評価案件についても過去 10 年に遡って掲載することとし、297 件を同サイトで更新した。なお、過去 10 年間に事後評価を実施したプロジェクト型の有償資金協力・無償資金協力の完了案件の一括掲載が 2013 年度に完了したため、前年度に比べて新規掲載数は減少した。他方、掲載済みの案件の進捗状況を伝えるため、927 案件の情報を更新した。これらの取組により、「ODA 見える化サイト」のページ閲覧数は 92 万 4,170 件（2013 年度は 73 万 1,984 件）となり、累計 318 万 3,954 件に達した（指標 13-4 参照）。

② 地域的な事業成果の発信

- **インド洋・太平洋地域：**インドの著名なシンクタンクである Observer Research Foundation 主催の国際会議「インド洋・太平洋地域の地域統合：展望と課題」に理事長が参加し、全 6 セッションのうち 2 セッションで議長及びパネリストを務めた。理事長から、両地域の共通課題として、国内・国境・海上をつなぐ回廊形成のためのインフラ整備、両地域内及び周辺地域の安定・平和構築、自然災害への対応の重要性を指摘し、機構の取組を説明した。また在外事務所長会議に合わせて「インド洋経済セミナー」を関西国際センターで開催した（9 月、詳細は指標 9-2 参照）。
- **カリブ：**日本・カリブ交流年記念事業として、エネルギー及び水産に関するセミナーを実施した。また、総理のカリブ訪問の機会に米州開発銀行及びカリブ開発銀行と再生可能エネルギー・省エネ促進に関する協力覚書に署名した（指標 2-1 参照）。
- **アフリカ：**TICAD V 閣僚会合（5 月、於カメルーン）のサイドイベントとして、アフリカ開発銀行ほかとワンストップボーダーポスト（OSBP）に関するシンポジウムを共催し、250 名の参加を得た。OSBP を通じた成果を積極的に発信し、その必要性の理解や政治的イニシアティブの強化の促進に努めた（指標 2-1 参照）。
- **大洋州：**小島嶼開発途上国会合（9 月、於サモア）では、「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）」の成果を発信した。同会合合意文書では、これまで機構が提唱してきた 3R+Return の考え方が取り入れられた。（指標 3-1 参照）。

③ 開発途上国政府と協働したハイレベルの事業成果発信／対話の促進

- **フィリピン台風ヨランダ被災 1 周年：**11 月に、2013 年の台風 30 号「ヨランダ」被災 1 周年を記念し、マニラにて政策フォーラムをフィリピン政府と共催し、これまでの支援を振り返るとともに、今後の復興事業のあり方について提言を行った。また、被災地レイテ島では復興に関するセミナーを開催し、機構の支援を通じ作成したハザードマップの自治体への引渡し等を行い、多くの現地メディアで報道された（指標 3-1 参照）。
- **フィリピン・ミンダナオ平和構築セミナー：**2016 年の新自治政府樹立に向けた取組について議論する「ミンダナオ平和構築セミナー」を広島で開催した（6 月）。アキノ大統領も出席し、我が国と機構の取組を伝える機会ともなり、多くのメディアで取り上げられた（指標 4-1 参照）。

- **インドネシア新政権発足後の政策フォーラム**：インドネシア新政権移行の機会を捉え、「日本・インドネシア政策フォーラム 2014」を開催した。インドネシア側 58 名、日本側 106 名に上るハイレベル、有識者、政府、産業界の参加者を招待し（加えて公開セッション一般参加 24 名）、新政権が中長期に取り組むべきアジェンダを議論し、今後の協力効果の一層の向上を図るとともに、両国関係者間のネットワーク形成及び対話の促進に貢献した。

2. 教訓のフィードバックの強化

- 機構は、開発協力適正会議の開催、無償資金協力の開発課題別標準指標例、技術協力の開発課題別標準指標例及び代表的教訓レファレンスの作成等を通じて、PDCA サイクルによる業務運営を強化している。2014 年度には灌漑、水産、防災、森林保全の 4 分野で、事業にフィードバック可能な実用性・汎用性の高い重要教訓をナレッジ化する取組を実施するとともに、教訓を一元的に管理する教訓検索システムを構築し、ナレッジ教訓及び個別案件の実施等を通じて得られる教訓を職員等が利用できるようにした（指標 19-2 参照）。また事業評価結果を関係各部に対し直接フィードバックし、組織的に評価結果を共有することを目的とした「講評」を 2014 年度より開始し、計 202 名の役職員等が参加した。

指標 5-3 総合的能力開発（Capacity Development：CD）支援の推進状況

Capacity Development（以下、「CD」という。）とは、開発途上国が主体的に個人、組織、社会等の能力を総体として向上させる過程を指し、機構は、開発途上国自身の内発性を尊重しつつ開発途上国の CD を側面支援することを重視している。具体的な取組は、以下のとおり。

1. キャパシティ・アセスメントの実践

- キャパシティ・アセスメントは、機構の全ての事業にルールとして適用されているものではないが、水資源分野では、自主的取組として、技術協力プロジェクト新規案件 45 件全てに対し、技術協力リスク管理チェックリストを導入し、案件モニタリング強化を進めた。リスク管理の質向上のため、失敗事例や教訓を含めた「都市水道分野の技術協力チェックポイント、留意事項」を作成、水資源グループ所管の新規案件 10 件に試行導入した。これら 10 件に関しては「キャパシティ・アセスメントチェックリスト」の活用を徹底し、現地関係者の能力把握とモニタリング強化を図るとともに、グループのナレッジ蓄積も進めた。

2. 複数のアクターへの働きかけ

- **ザンビア「農村振興能力向上プロジェクト（RESCAP）」**：12 月に 5 年間の協力を終了した本案件では、CD を念頭に置いて政府の普及システムに関わる全ての職員の能力向上に取り組んだ結果、適正技術の特定、研修事業やモニタリング体制の構築、展示圃場の開設、農業・畜産省の管理能力向上等の活動が、機構及び他ドナーの支援を受けながら、カウンターパート主導で行われた。研修講師の育成は、プロジェクト対象地域だけでなく国内全 10 州に波及した。
- **エチオピア「農民研究グループを通じた適正技術開発・普及プロジェクト」**：2015 年 3 月に 5 年間の協力を終了した本協力では、エチオピア農業研究機構が 1990 年代後半より導入してきた、農民が適用し易い技術を農民参加の下に研究・開発する「農民研究グループアプローチ」の全国への普及に取り組み、協力期間中、600 名以上の研究者に同アプローチに関する研修受講機会を提供した。そのうち、73%が農民研究グループを通じた農家への普及に実際に取り組んでいることが確認されている。こうした成果を踏まえ、世界銀行が同アプローチをベースとした牧畜民向け参加型研究アプローチを導入した。

3. 事例分析の蓄積と組織内での周知、対外発信

- 研究プロジェクト「事例分析に基づく CD アプローチの再検証」のフォローアップとして、4 件の国別 CD 事例分析（カンボジア・プノンペン水道公社、インドネシア・スラウェシ地域開発能力向上支援、アルジェリア国土整備環境省・水銀汚染対策、マラウイ中等理数科現職教員再訓練事業）を実施した。このうちプノンペン水道公社については、プロジェクトヒストリーシリーズ『プノンペンの奇跡』として、2015 年 3 月末に刊行した。また、同分析の成果となる英文ワーキングペーパーを 2015 年度に公開予定である。
- 職員、専門家等に対する CD の意識付けのため、研修を 12 回実施し、317 名が参加した。CD を巡る昨今の国際情勢（効果的な開発協力に関するグローバルパートナーシップ（GPEDC）、ポスト 2015 年開発アジェンダ等）を講義内容に反映させ、最新情報を説明した。

指標 5-4 三角協力の取組状況

1. 南南協力実施国の増加と協力の質的向上に向けた取組

- 南南協력에先進ドナー国が関与する三角協力の利点を国際会議等で発信するとともに、日本の開発協力の経験を新興ドナー国に伝える機会を設けた。例えば、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に関する国連ハイレベル・イベントで理事長が三角協力の意義や機構の取組について発表した際には、会場から、機構の三角協力が新興ドナー国の能力強化にも貢献してきた旨の発言があり、国連の場において機構の評価を高めることにつながった（指標 6-2 参照）。
- アルゼンチン、ブラジル、カザフスタン、モロッコ等の新興ドナー国の援助実施体制・能力強化を図った。例えば、ブラジルでは国連南南協力事務所（UNOSSC）と連携し、機構、国連開発計画（UNDP）、ブラジル協力庁（ABC）の国際協力手法を共有する研修を実施し、40 か国が参加した。また、ODA 法成立を受けて援助機関設立を目指しているカザフスタンから、7 名の研修員を本邦に受け入れ、援助機関としての機構の経験を伝えた。

2. 重要開発課題への効果的な取組としての三角協力の活用

機構は、重要開発課題への取組において三角協力を有効活用し、複数国の知見も交えて支援対象国や地域全体としての課題対処能力の底上げを図った。

① TICAD V の日本の支援策に対してのアフリカでの取組

- **アフリカ稲作分野**：CARD イニシアティブ（指標 3-1）に基づき、機構が長年の協力で組織と人材を育成してきたフィリピン、タイ、エジプトの拠点機関を活用し、テレビ会議方式のセミナーをアフリカ CARD 対象国向けに 3 回開催した。その結果、様々な気候条件下でのイネ栽培技術やその普及に関する知見が共有された。
- **モザンビーク農業分野**：「熱帯サバンナ農業プログラム」では、気候条件が類似し、言語の親和性も高いブラジルとともに、日本ブラジルパートナーシッププログラム（JBPP）の枠組みに基づき、3 件のプロジェクトによりモザンビーク政府を支援した。事業実施に当たってはブラジル側とコストシェアを行っている。特に現地事情に合った適正な栽培技術の開発等ではブラジル側リソースの貢献度が高い。また、稲作分野では、ベトナムとの三角協力「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。日本側はプロジェクト全体のマネジメント及び機材等の整備を担当し、ベトナム側は専門家を派遣して稲作栽培技術及び灌漑施設の運営維持管理に関する活動を担当した。2015 年 1 月までの 4 年間の協力で開発した改良灌漑稲作技術パッケージを用いることにより、これまでの農家の平均的収量と比較して約 50%の収量増加が見込めることが確認された。
- **モザンビーク保健分野**：前述の JBPP の枠組に基づくブラジルとの三角協力「保健人材機関教員能力強化プロジェクト」において、サンパウロ大学教育学部、医学部からチーフアドバイザーを含めた主要専門家チームの派遣、同大学における技術研修等を行った。この結果、モザンビーク独自の保健人材育成カリキュラムの策定、統一国家試験の導入等に結びついた。
- **アンゴラ保健分野**：ブラジルとの三角協力「ジョシナ・マシエル病院及びその他保健機関の人材育成と一次医療の再活性化を通じた保健システム強化計画」（技

術協力)では、医療従事者の人材育成と一次保健センターの再活性化においてブラジルのリソースを活用した。10月に終了し、11月には UNOSSC 主催の南南協力 EXPO (於米国ワシントン) にて「グッドプラクティス賞」を受賞した。

- **ジブチ保健分野**：母子保健分野で先行取組事例を有するモロッコとの三角協力により、2015年3月まで「母子保健サービス改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を実施した。モロッコの第三国専門家が助産師育成のための教材策定、研修講師の研修、助産師現任研修への技術支援を実施した。この結果、助産師の能力向上と指導技術・ツールの改善がなされた。
- **ザンビア教育分野**：「授業実践能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、授業研究ファシリテータとして活動する教員や教育省職員に対するマレーシアでの第三国研修に加え、2014年度は同研修の講師を務めたマレーシア人専門家を7月にザンビアに招き、授業研究推進の定着を進めた。なお、授業研究の取組を全国展開しているザンビアではこれまでにアフリカ8か国から訪問者を受け入れ、授業研究の実践を学び合う広域な取組へ発展しつつある。

② 防災の主流化に向けた取組

- **エルサルバドル耐震建築分野**：メキシコとの三角協力により2012年まで実施した「低・中所得者向け耐震住宅の建築技術・普及体制改善プロジェクト」(TAISHIN プロジェクト)で開発した4工法の耐震建築基準のうち、2014年9月までに3工法が国家基準として制定された。これを受け機構は、同基準適用住宅の普及のため、同11月に国内外の建築技術士約400名を対象に耐震技術・普及セミナーを開催した(指標3-1参照)。
- **チリを拠点とする中南米の防災人材育成**：日本チリパートナーシッププログラム(JCPP)15周年を迎え、チリを中南米地域の防災人材育成の拠点とすべく、7月、チリ国際協力庁(AGCI)との間で協力覚書に署名した。域内リソースを活用し、人材育成と域内ネットワークの構築を目指す予定(指標3-1参照)。
- **アフガニスタン防災分野**：アフガニスタン防災行政関係者をパキスタンに招き、パキスタン国家防災管理庁とセミナーを開催した。アフガニスタン及び周辺地域の信頼醸成・友好関係を基礎とした安全保障と協力を促進する「イスタンブール・プロセス」への日本の貢献の一環で実施したもの(指標4-1参照)。

③ 平和構築重点対象国への協力：アフガニスタン、パレスチナ島の支援における三角協力の活用事例について、指標4-1参照。

指標5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

- **JICA 国別分析ペーパー(JCAP) 策定実績**：新規に8か国、累計39か国・地域でJCAPを策定した。策定済みのJCAPについてもモザンビークで大幅に改訂した。なお、モザンビークはチーム制の導入により、関係部署が全体の方向性について共通の認識をもつことができ、より戦略的かつ効率的にJCAPを策定した。また、計画的なJCAP策定に向け、新たに組織全体での四半期ごとの策定状況モニタリングを導入した。一方、新規策定数については、中東地域、アフガニスタン、タイなどにおいて、治安の悪化や政情不安の影響から策定を見送ったこと、また、南アフリカにおいて大統領選挙後、新政権による開発政策の内容確認、分析に時間を要したこと等により、実績値年度計画の目標値(49か国)を下回る結果となった。今後は、第三期中期計画期間中の数値目標である50か国におけるJCAP策定を見据え、2015及び2016年度の新規策定及び改訂に関する方針・計画策定を行う。また、四半期モニタリングに加え、担当地域部の進捗管理の徹底を図る。
- **JCAPの質の向上に向けた取組**：PDCAサイクルの強化として個別事業の教訓等を活用する観点から、事後評価結果等から得られた特徴、教訓等を協力実施上の留意点としてJCAPに含めることとし、全ての策定済みJCAPにて更新等の必要な対応を行った。また、JCAP策定国の経験共有セミナーを2回実施し(約60名参加)、組織内で策定作業に関する知見の共有を図った。
- **JCAP 活用の事例**

- **ボリビア**：JCAP 策定過程において、ボリビアの開発企画省及び他ドナーと意見交換を行い、効果的な支援アプローチの検討に役立てた。さらに世界銀行とは、JCAP の意見交換を機に、防災分野における今後の連携可能性を検討する旨合意した。JCAP は 2015 年 3 月に完成した。
- **タジキスタン**：支援戦略の強化及びタジキスタン政府の開発戦略との整合性の確認のため、中央アジア地域では初のポートフォリオレビューミーティングを先方政府関係者と実施し、策定済み JCAP を活用しつつ今後の支援戦略の方向性を明確にした。
- **パキスタン**：2013 年度の JCAP 策定過程において、有識者との意見交換会を開催し、研究者の助言を踏まえた分析を行うことにより JCAP の質の向上、選択と集中を図った。2014 年度は同 JCAP を基に、重点分野である電力、産業分野を中心に要望調査に向けた案件形成を行うとともに、過去の事業の評価結果や教訓等を踏まえ JCAP の更新を行った。

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

1. 地域別の分析・事業方針等の策定・活用状況

機構は、地域担当部の年度計画において地域別の事業方針を定めるとともに、開発途上地域に対する調査や協力の一環として地域別の分析や協力方針の検討を行っている。主な取組事例は以下のとおり。

(1) 東南アジア地域に対する分析・事業方針等の策定・活用状況

- **ASEAN 経済共同体実現後の協力に関する検討**：6 月に「ASEAN 2025 に係る情報収集・確認調査」報告書が完成した。2015 年の ASEAN 経済共同体実現から 10 年経過した時点での ASEAN の状況を主要セクターごとに分析し、最も現実的な将来像を描くとともに地域が対応すべき課題と開発協力パートナーが実施すべき取組をまとめた。国内有識者に加え、11 月の日・タイ国際協力 60 周年を記念したセミナー「タイー日本の協力の歩みとこれから」（於バンコク）ではタイ側関係者にも共有した。また、ベトナム、インドネシア、フィリピンをパイロットケースとして行った「ASEAN 長期エネルギー政策に関する情報収集・確認調査」の結果を活用し、フィリピンにおける「エネルギー規制制度改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の実施につなげた。
- **ベトナム「産業人材育成」**：産業界が求める高度な技術を持つ労働者需要に供給が追いついていない実情を踏まえ、職業訓練校、産業界、政府の 3 者が一体となった取組強化の必要性を訴えるポリシーペーパーを作成し、日越関係者、関係ドナー向けセミナー（11 月、於ハノイ）を開催した。同セミナーでは、職業訓練管理システムの確立、職業訓練校卒業生への就職支援、技能評価制度の開発等が提案された。

(2) カリブ共同体（カリコム）諸国に対する分析・事業方針等の策定・活用状況

- 2014 年は日本・カリブ交流年にあたり、7 月の総理のカリブ訪問において、日本政府は、カリコム諸国が抱える「小島嶼国特有の脆弱性」に鑑み、1 人当たりの所得水準とは異なる観点から支援が重要と認識し、今後の協力のために、調査を実施する旨表明した。機構では、7 月に米州開発銀行、カリブ開発銀行と東カリブ地域における再生可能エネルギーと省エネルギー促進のための協力覚書に署名し、今後この地域での地熱開発等の再生可能エネルギーや省エネ促進で連携していくことを確認した。さらに、エネルギー分野での広域協力プログラムの形成に向けて、DAC リスト卒業国を含む 12 か国の当該分野の政策担当者の本邦招へいを含む情報収集確認調査を実施した（指標 2-1 参照）。

2. 分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用状況

- 機構は、協力の分野・課題ごとに、開発課題の全体像、業務実施上の留意点や協力の方向性を示すため、「課題別指針」を作成している。2014 年度は、新たに 3

分野・課題（障害と開発（和）、社会保障（英）、農業開発・農村開発（英））の指針を策定した。累計で 24 の分野・課題、35 件の指針を策定し、外部公開した。

- 課題別指針の対象課題のうち、特に重要な課題・分野に関する具体的な協力方針については、機構の事業の基本方針を対外的に示すため、簡潔な「ポジションペーパー」を作成している。2014 年度は、新たに 4 分野・課題（自然環境保全（和）、廃棄物管理（和・英）、公共財政管理（和・英）、防災の主流化（和・英・西））でポジションペーパーを作成・更新し、累計で 12 件を外部公開した。
- 2013 年度までに作成されたものも含め、2014 年度の特筆すべき活用状況は以下のとおり。
 - **防災の主流化**：2015 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議に向けて、ポジションペーパー（和、英、西）を改訂し、ポスト兵庫行動枠組みの政府間交渉や、防災世界会議関連の各種会合の場で防災主流化の必要性をアピールするのに活用した（指標 3-1 参照）。
 - **ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）**：2014 年 3 月に作成した「UHC に対する JICA 取組方針」は、外務省が 3 月にまとめた UHC 方針ペーパーにも反映され、2014 年度は現地 ODA タスクフォースによる案件発掘・形成でも活用された。

3. 事業部によるプロジェクト研究の成果の活用

- **資源・エネルギー分野**：プロジェクト研究により開発した「電力セクター診断支援ツール」を活用し、電力セクターの現況・課題を把握するための指標を設定し、4 か国での事例分析を行った。さらに電力重点国（20 か国程度）での電力統計整備を開始し、情報収集を進めた。鉱業分野についても、国内リソースの把握を行うとともに、「鉱業セクターバックグラウンド調査」にて地熱分野の動向を取りまとめた。また、カントリーコンテクストレビューのパイロット国としてスリランカを選定し、実施中の揚水マスタープランの情報も活用して検討している。
- **道路分野**：アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）における資金協力事業による道路整備計画のあり方に関する調査及び開発途上国における舗装基準のあり方に関する調査の結果から、通行車両の軸重量、自然条件等を、コンサルタント契約の際の事業実施の留意事項に反映した。
- **小農による市場志向型農業アプローチ（SHEP アプローチ）**：ケニアでの成功事例を基に暗黙知の形式知化を図るため、2012 年から 2014 年にかけて調査研究活動を実施した。その結果、SHEP ガイドラインのほか、研究教材、広報資料等が作成された。これら形式知化されたナレッジについては 2014 年度より開始した課題別研修（行政官向け、年 2 回実施）、SHEP 関連技術協力プロジェクトのみならず、帰国研修員が各国で SHEP 関連活動を実践する際に活用されている。

指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

機構は、援助機関としての専門性と事業構想力を強化すべく、事業や調査研究等から得られた知見、教訓をナレッジとして蓄積、活用を図る「ナレッジマネジメント」を推進しており、2013 年度から 19 分野・課題のナレッジマネジメントネットワーク（Knowledge Management Network。以下「KMN」という。）が活動している。KMN は、職員に必要な能力向上・専門性強化を支援するだけでなく、ナレッジの創造・共有・活用を進め、その対外発信を進める場として機能している。2014 年度は 10 月に KMN 連絡会を立ち上げ、計 6 回開催し、KMN 間の情報共有による各 KMN の活動の質的向上を図った。

1. 基礎能力向上及び専門性向上

- **コアスキルの習得**：2013 年度に開設した隔月開催のコアスキル研修「JICA アカデミー」を継続し、職員等延べ 1,263 名が参加した。2014 年度は、事業の質の確保・向上を目的に事業マネジメント研修等を新設した。また新たに現地職員向け「JICA アカデミー」を 7 月に開講し、事後評価、業績評価、援助協調等 7 件の講義を行い、延べ 305 名が参加した（指標 33-3 参照）。

- **KMN による学習機会の提供**：各 KMN が提供する各分野・課題の知識・スキルの向上の機会として、内部勉強会開催、外部講師招へい、課題別研修・能力強化研修への参加、外部施設視察、工場訪問等の実地研修、世界銀行職員研修への機構若手職員派遣等、を実施した。
- **国内関係機関、外部有識者とのネットワーク強化**：外部の知見に学ぶべく、課題別支援委員会（基礎教育分野（9月）、障害と開発（5月））や、コンサルタント、民間企業との意見交換会（保健医療分野（4月）、情報通信分野（7月））、大学・研究機関とのシンポジウム共催等を行った。
- **専門能力及びマネジメント力の強化**：専門能力については、新たな事業ニーズも視野に入れ、金融等の外部研修に職員 15 名を派遣した。マネジメント力については、管理職登用前の層を強化すべく外部研修 2 件（「ARAKI-JUKU」、「帝人・リコー・JICA 合同研修」）を新設し、中堅職員計 12 名を派遣した（指標 33-3 参照）。

2. ナレッジの創造と共有

- **KMN 主導による課題横断的なナレッジ共有の取組**：「ポスト 2015 年開発アジェンダ」では既存の開発課題間の関連性がこれまで以上に注目されることから、KMN でも課題横断的なナレッジの共有と創造、協働の機会を設けるようにした。また、KMN を拠点として企業・大学・NGO 等との勉強会やセミナーを開催し、新たな課題に対応するためのナレッジの創出に努めた。
 - **栄養分野**：農業・農村開発、保健を含むマルチセクターによる取組が重要であるため、複数の KMN からメンバーが参加し、ナレッジの共有と創造をする場を設けた。執務参考資料を取りまとめ、海外・国内拠点も含む機構関係者向け勉強会を 2 回実施し、ジェンダー、民間連携等の観点から新たな知見を得た。
 - **教育分野での民間連携**：企業 23 社を招いた民間連携勉強会開催（9月）や、企業との個別協議（11 件）等の取組を行った結果、3 件の技術協力プロジェクトで初めて日本の教育産業の参画を得たほか、BOP 調査 4 件、事業化調査 1 件等につながった。
 - **ワクチン・医薬品開発**：円卓会議「ワクチン×イノベーション日本に何ができるか」を国境なき医師団と共催した（8月）。製薬会社、ワクチン関連資機材を扱う企業 13 社に加え、大学関係者等総勢 52 名の参加を得た。
- **ナレッジサイトの運営**：機構の課題別指針、ポジションペーパー、案件情報、KMN 作成情報等を組織全体で活用するためのデータベース「ナレッジサイト」には新たに 876 件のコンテンツが掲載され（2013 年度 1,161 件）、累計外部公開件数は 8,183 件に達した。同サイトプロジェクト情報への機構関係者による月平均アクセス数は 2,270 件（2013 年度 1,209 件）であった。
- **既往案件の教訓抽出の取組**：教訓のナレッジ化の取組（指標 19-2 参照）に加え、課題部において、①廃棄物、上下水道分野の無償資金協力における案件形成、実施監理段階の教訓の蓄積、②中米地域 6 か国におけるカイゼン分野のインパクト分析、③成功事例としてのインド「包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト」の知見の取りまとめ、④日本センタープロジェクトの成果分析等を行った。
- **KM 推進のための組織マネジメント強化策**：職員間の自発的なナレッジ共有・蓄積を推進すべく、職員による自主的な勉強会を人事部が支援し、2014 年度は 3 件の自主勉強会が新たに登録された。なお、30%の業務効率化とナレッジマネジメントの推進に関する取組により「日本の人事部 HR アワード 2014」奨励賞を受賞した（指標 25-4、33-3 参照）。

3. ナレッジの対外発信強化

- **職員による対外発信の促進**：「論文の書き方セミナー」を 2 回開催し、職員による論文執筆を促した。研究所のフィールド・レポート、ナレッジ・レポートでは、職員から各 2 件、7 件の投稿があり、審査の上 4 件をウェブサイトで公開した。また、学会誌等に掲載された論文や寄稿は、35 件となった（指標 7-1、33-3 参照）。
- **学会、国際会議での発信**：事業の分析結果を国内外の学会や国際会議等で積極的に発信した。英文による研究発表など特筆すべき取組は以下のとおり。

- **アフリカ開発**：SHEP アプローチ（指標 1-1 参照）による関係者（行政官、小農）のモチベーションの変化に関する調査研究を実施し、その成果を国際開発学会で発表した（6 月）。また、ワンストップボーダーポスト（OSBP）の有効性について、職員と専門家が英語論文を共同執筆し、アフリカ開発銀行独立開発評価局の定期刊行誌「Evaluation Matters」2014 年 6 月号に掲載された。この内容は、TICADV 閣僚会合サイドイベントでも発表した（5 月）。
- **防災の主流化**：国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）等が開催した「障害インクルーシブな災害リスク軽減に関するアジア太平洋会議」（4 月、於仙台市）で、フィリピンでの協力事例「イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業」（草の根技術協力事業）、「地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を紹介した。障害当事者団体の強化、自治体との連携、地域防災への障害者の参加等が台風襲来の際の効果的な対応につながった点を発信した。また、ASEAN 地域での災害リスク管理と広域事業継続計画（BCP）策定（指標 3-1 参照）に関する機構の協力経験について職員と国際協力専門員が共同執筆した英語論文は、12 月に「Journal of Integrated Disaster Management」に掲載された。官民が連携した防災の取組の貴重な実践事例として反響があり、アジア防災担当閣僚級会合（6 月、於バンコク）、スリランカ防災会合（9 月、於コロンボ）、アジア太平洋ビジネスフォーラム（11 月、於コロンボ）等で執筆者が発表を行った。
- **保健医療**：国際保健医療学会学術大会（11 月、於東京）では、職員等約 10 名がシンポジウム等に登壇したほか、一般口演でも 3 名が発表を行った。
- **持続可能な都市開発**：スリランカのコロンボ都市交通調査に係るマスタープラン策定で得られた知見・教訓を、職員と現地職員の連名で、米国交通研究委員会（Transportation Research Board）第 94 回年次総会で発表した（2015 年 1 月）。
- **インクルーシブな成長**：米ブルッキングス研究所とのアラブの春に関する共同研究として、職員がエジプト、モロッコの開発課題に関する英語論文 2 本を執筆し、5 月にチュニジア、2015 年 2 月にモロッコで成果発表セミナーを共催した。研究成果は、同研究所の英文書籍として 2015 年 5 月に刊行予定である。

指標 5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

機構は、現地 ODA タスクフォース及び本邦企業・NGO 等も含めた拡大現地タスクフォースに積極的に参加し、機構の事業等を通じて得られた情報を大使館、他の公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有した。また、日本の援助の戦略性・予見性・効率性の向上に貢献すべく、現地 ODA タスクフォースをベースとした様々な活動を実施した。具体的な事例は以下のとおり。

- **南アフリカ**：ABE イニシアティブ（指標 2-1 参照）に関連し、現地 ODA タスクフォースで、南アフリカ政府、日本貿易振興機構（JETRO）、本邦企業代表者から構成される国別委員会を開催した。機構は議長として選考方針を決定し、本邦企業の意向にも留意した人選を促進した。
- **タイ**：現地 ODA タスクフォースの活動の一環として、機構専門家会合の場で大使館書記官による外務省の援助スキームの説明を行った結果、機構が実施する高齢者介護に関する技術協力プロジェクトの中で、外務省の援助スキーム（草の根無償）を活用した小規模機材（介護用車両、デイケアセンター建設及び備品購入）の供与についての検討が開始された。これにより、当該プロジェクトで実施可能なモデル・サービスの選択肢が増加するとともに、より充実したケアプランの作成等につながることが期待されている。
- **ホンジュラス**：機構の国別研修の情報を現地 ODA タスクフォースに共有したことを機に、先方政府に対してより魅力的な事業を提案すべく、外務省援助スキーム（草の根無償）を組み合わせることについて検討が開始された。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も支援対象国との対話、対外発信、地域課題別の中期予算計画や過去の教訓の活用等を通じ、持続可能な開発支援を促進されることを期待する。また、プログラム・アプローチについては、国毎の事情も考慮して効果的に実施していく必要がある。

<対応>

効果的な開発支援のため、PDCA サイクルに基づく過去の教訓をいかした JCAP や事業計画の策定、中期的予算に基づいたプログラムや案件の形成を進めた。また、国ごとの事情に配慮したプログラム・アプローチの推進の例として、フィリピンにおいて、台風被災後に相手国の復旧・復興計画や将来の防災体制の構築についての検討が不十分な中で、日本側及びフィリピン側双方の幅広い関係者の間で対話を行いながら各種事業の展開を行った結果、インフラ、社会サービスの早期の復旧・復興支援だけでなく、中長期的な防災体制強化や開発計画策定等も組み合わせた支援の実施にも努め、短期間で大規模かつ包括的な対応が可能となった。また、ミャンマーにおいては、ミャンマー政府の主導でさまざまなドナー会合が定期的開催される中、機構は電力分野においてアジア開発銀行（ADB）とともにセクターワーキンググループの共同議長を務め、他ドナーとの協議を通じて、相互の事業の連携促進と重複の回避を検討する取組を行った。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評価：A

根拠：

以下のとおり、開発効果の向上に向けて、業務運営の戦略性を高める取組を推進した。

プログラム・アプローチの推進に関し、戦略に基づいて案件を形成・実施するため、外務省との協議を通して、優先度の高い 158 の「強化プログラム」を設定した。特に、ミャンマーの国づくり支援では、部署横断的な取組により、様々なスキームを組み合わせ、緊急課題から中長期的課題に対応する複数のプログラムを形成・運営することで成果を上げた。また、エボラ出血熱の流行に対しては、10 部局から構成される対策本部を立ち上げ、同本部の指揮の下、流行国における緊急援助と周辺国の準備態勢強化のための支援を一体的に実施した。

他方、戦略的な援助手法として三角協力の活用を強化し、TICAD V、防災の主流化、平和構築等の重要な課題において、新興国や地域周辺国との連携による効果的な三角協力を行った。三角協力の成果は、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」のハイレベル・イベントでの理事長の発表をはじめ国際会議で積極的に発信し、機構は国際社会における三角協力推進のトップランナーの一つと目されている。

国別分析ペーパー（JCAP）については、2014 年度は組織全体での四半期ごとの策定状況モニタリングを導入し、8 か国で新規策定、1 か国で大幅な改訂を行った。また、質の向上のための取組として内部のセミナーにより JCAP 策定国の経験共有を行った。ボリビアにおいては、JCAP に関する世界銀行との意見交換を機に、防災分野における連携の検討が進むなど、JCAP の戦略的な活用も進んだ。他方、累計策定数は、年度計画の目標値である 49 か国に対し、39 か国にとどまった。これは、中東地域・アフガニスタン・タイ等における治安の悪化や政情不安の影響等の外部要因によるものも多く、やむを得ないものと判断している。

分野・課題別の分析については、第 3 回国連防災世界会議に狙いを定めて防災に関するポジションペーパーを改訂し、同ペーパーを活用して会議に知的貢献を行う等、時機を得た分野・課題別の分析の強化に取り組んだ。

ナレッジマネジメントについて、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」における従来の分野・課題をまたがる目標の設定に関する議論を踏まえ、機構のナレッジマネジメントネットワークにおいても、従来の 19 の分野・課題の横断的な取組を促進し、組織全体で新しい課題への対応能力を強化した。

以上を踏まえ、優先度の高い「強化プログラム」の設定等によりプログラム・アプローチを推進したこと、ミャンマーの国づくりやエボラ出血熱への対応等にお

いて戦略性の高いプログラム形成・運営を行ったこと、三角協力を戦略的に活用したこと、ナレッジマネジメントネットワークの課題横断的な取組による新たな課題への対応能力を強化する取組を進めたことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

JCAP について、中期計画の目標である 50 か国の策定に向けて、2015 年度及び 2016 年度の新規策定及び改訂に関する方針・計画の策定を行い、機構全体での四半期ごとのモニタリングに加え、担当地域部において進捗管理の徹底を図る。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

事業運営の戦略性を高めるための取組として、優先度の高い 158 の「強化プログラム」を設定し、戦略に基づいた案件形成・実施の体制整備を行うなど新たな試みが実施された。また、部署間の連携による取組を推進し、例えば、ミャンマーの国作り支援では、緊急課題から中長期的課題に対して複層的な支援計画を作成・運営するなどの成果をあげた。

また、事業成果の発信と教訓のフィードバックとして、ODA60 周年の節目を捉えた情報発信を積極的に行った他、国別分析ペーパーの策定（8 カ国について新規策定）、国・地域及び分野・課題別の分析・実施方針等の策定と活用、機構内のナレッジの蓄積・活用を着実に進めた。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

今後も外交政策に戦略的な事業を実施するため、支援対象国との対話、対外発信、戦略性の高いプログラムの形成などの促進、プログラム・アプローチの更なる推進に期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの推進はまだ改善の余地がある。
- ・「ナレッジマネジメント」、「日本ブランド」、「三角協力」等の取組を別々のものとして扱わず、これらの共通基盤である日本の課題解決ノウハウ、機構の経験、（日本が ODA を通じて培った）「アジア新興国の人材・組織ネットワーク」を包括的に整理し、今後の JICA 事業における活用方法を戦略的に検討することが、機構の事業構想力の強化に繋がると考える。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 6	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、国際保健外交戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
国際会議への参画などを通じた、対外発信や援助潮流形成への参画（役員等が重要な国際会議・イベント等でスピーチ、登壇した回数）			27	28	29			予算額（千円）			(注)		
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
新興ドナーとの対話の促進や共同での発信や研究等を含む連携実績（中国・韓国・タイ等の定期協議数）			4	5	10			行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数					

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 2. (2) (イ) 事業構想力の強化 (ii) 国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。
中期計画 1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化 (ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 (第一段落は中期目標と同内容につき省略)

具体的には、 - より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。 - 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。 - プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。
年度計画 1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化 (ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 ① 国際援助潮流の形成や各国・地域の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画し、機構の経験やアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有する。特に、2015 年までの達成を企図して作成されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継たるポスト 2015 開発アジェンダに関する議論への貢献を強化する。 ② 新興ドナーとの対話を促進し、共通関心事項について発信するなど、戦略的なパートナーシップを強化するとともに、三角協力を推進する。 ③ 国・地域やセクターに関する事業戦略を他ドナーと共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等、他機関との連携を推進する。
主な評価指標 指標 6-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況 指標 6-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況 指標 6-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 6-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

1. 国際会議等における機構の取組の発信と援助潮流形成への貢献

(1) ポスト 2015 年開発アジェンダの形成に対する貢献

- 2015 年 9 月の国連サミットでのポスト 2015 年開発アジェンダ採択に向けて、2014 年度は国際社会における協議が加速化した。機構は、質の高いポスト 2015 年開発アジェンダの形成に貢献すべく、その中心的理念に「人間の安全保障」、重要課題に「防災の主流化」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」、「持続可能な都市開発」を盛り込むべきとの主張を行ってきた。2014 年度は、上記主張を含む機構の考え方をポジション・ペーパーにまとめ（7 月）、外務省とも連携し、理事長含め役員が国連事務総長特別顧問（ポスト 2015 年開発アジェンダ担当）、国連総会議長、世界銀行総裁、国連開発計画（UNDP）総裁等に直接働きかけた。また、国際機関や主要ドナーとも連携して各種国際会議での発信を行うとともに、並行して進められている指標の検討にも貢献した。
- これらの取組が功を奏し、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）」に関する国連のオープンワーキンググループ（SDGsOWG）成果文書（7 月）には、「人間中心の開発（people-centered approach）」が中心概念として採用された。また、機構が推してきた全ての課題（防災の主流化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、持続可能な都市開発）がゴール又はターゲットとして反映された。さらに、SDGsOWG 成果文書を踏まえ、ポスト 2015 年開発アジェンダ策定に向けての指針文書として発表された国連事務総長統合報告書（12 月）には、機構ポジション・ペーパーの整理に近い考え方（SDGs 実現のための六つの必須要素）が示された。2015 年 1 月から始まった政府間交渉では SDGsOWG 成果文書がポスト 2015 年開発アジェンダの基礎となる方針であり、機

構の主張がポスト 2015 年開発アジェンダに反映される見込みである。

- 主要課題ごとのポスト 2015 年開発アジェンダに対する貢献は以下のとおり。
 - **防災の主流化**：第 3 回国連防災世界会議成果文書の策定作業への貢献（後述）及び各種会合での発信を行った。SDGsOWG 成果文書では、貧困削減や食糧安全保障、都市の各ゴールのためのターゲットとして位置付けられた。
 - **ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)**：世界銀行総会（春季会合（4 月）、年次総会（10 月））、世界保健機関（WHO）総会（5 月）、第 3 回保健システム研究国際シンポジウム（11 月）、エボラ感染国保健システム構築のための国際会合（12 月）等の国際会議やサイドイベントにおいて、UHC の推進をポスト 2015 年開発アジェンダの主要アジェンダにすべきとする主張を行った。指標に関しては、WHO 事務局長の下に結成された「保健指標のモニタリングの効率化に係るエキスパート・グループ」に機構の専門員が参画し、検討に貢献した。保健コア指標及び協調モニタリングの方法は、第 6 回保健リーダーズ会議（9 月）において大筋合意に至った。
 - **持続可能な都市開発**：2014 年 1 月、持続可能な都市開発に関する SDGsOWG 第 7 回会合サイドイベントを日本政府、フランス政府、経済協力開発機構（OECD）、七つの国連機関とともに国連本部で共催し、議長サマリーを SDGsOWG 本会合にて発表した。また、アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下「ADB」という。）年次総会時（5 月）には、サイドイベント「持続可能な都市開発のための計画とファイナンス」をフランス開発庁（Agence Française de Développement。以下「AFD」という。）、国連人間居住計画（UNHABITAT）と共催した。こうした取組により、持続可能な都市開発は、単独のゴールとして SDGsOWG 成果文書で明記された。
 - **その他の課題**：課題ごとに、指標策定会合への参加や指標案へのコメント提供等の知的貢献を積極的に行った（教育分野における UNESCO 指標案へのコメント提供、水衛生分野における UN-Water 会合出席等）。

(2) 防災の主流化

- **国連防災世界会議及び仙台防災枠組み策定への貢献**：第 3 回国連防災世界会議（2015 年 3 月、於仙台市）に向けて、機構専門員が政府代表による準備委員会（7 月、11 月）、全ての非公式協議、関係グループ会議、地域会合（中南米、アジア、アラブ）に出席し、専門的見地から貢献した。また、第 3 回国連防災世界会議サイドイベントの開催等を通じて、防災の主流化、防災事前投資、Build Back Better（より良い復興）等の重要性に関し発信普及した。これらの取組の結果、2015 年 3 月の本会議で合意された成果文書「仙台防災枠組 2015-2030」では、上記の日本の考え方が十分反映されたものとなった。なお、会議開催中、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）と業務協力協定に署名し、上記枠組みの実施とともに、防災の事前投資、Build Back Better を促進するために協力していくことに合意した（指標 3-1 参照）。
- **国際社会における防災の主流化の促進**：世界銀行春季会合時の第 6 回レジリエンス・ダイアログに役員が、国際通貨基金（IMF）・世界銀行グループ年次総会時の第 7 回レジリエンス・ダイアログに理事長がパネリストとして登壇し、防災への事前投資の重要性、災害リスクの理解促進をアピールした。また、国連のアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会の防災イベントに役員及び専門家等が参加し、防災の主流化の考え方や機構事業の紹介を行った（8 月）。さらに、台風ヨランダに関する政策フォーラムをフィリピン政府、世界銀行、ADB と共催し、専門家等が基調講演に登壇して Build Back Better の重要性を強調した（11 月）（後述）。

(3) 持続可能な都市開発

- 開発金融機関のネットワークである国際開発金融クラブ（IDFC）において、アンデス開発公社（CAF）、AFD とともに「持続可能な都市開発」に関する作業部会をリードし、当該テーマに関する IDFC のポジション・ペーパーを作成した。また、国連気候サミット（9 月）の都市セッションに理事長が登壇し、同ペーパーの内容を踏まえた発信を行うとともに、低炭素かつ気候変動に対して強靱な都市インフラ開発に対する資金動員を拡大するための国際的な同盟である「The Cities Climate Finance Leadership Alliance」への加盟を表明した。メンバーには地方自治体、官民の開発金融機関、NGO、シンクタンクが含まれており、ネットワーキングと情報発信への活用が期待できる。また、12 月にリマで開催された COP20 において持続可能な都市開発に係るサイドイベントを開催し、CAF や AFD からの参加も得て、当該分野の重要性について発信した。加えて、本邦開催の各種国際会議でも、都市・自治体連合（UCLG）アジア太平洋支部（ASPAC）国際会議（6 月、於浜松）、都市開発とグリーン成長に関する日本・OECD 政策フォーラム（10 月、於東京）、アジアスマートシティ会議（10 月、於横浜）等の国際会議において、機構の都市開発分野の取組を紹介した。

(4) ODA の定義や開発資金を取り巻く議論への取組

- 経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD-DAC）のハイレベル会合（12 月）において、ODA 借款の譲許性（割引率、閾値、計上方法等）の新定義が DAC 加盟国間で合意された。機構は、DAC 統計作業部会の共同副議長としての役割や、日ごろ連携関係を構築しているフランス、ドイツ、韓国等との協調を通じて議論を適切に牽引することに貢献した。円借款は、現時点での供与条件でも、これまでどおり全て ODA 計上が可能となるとともに、贈与相当分を計上する方法への変更により、借款供与国の努力がより適正に援助額に反映されることとなった。

(5) TICAD V フォローアップへの貢献

- TICAD V 閣僚会合（5 月、於カメルーン）のサイドイベントとして、アフリカ開発銀行（African Development Bank。以下「AfDB」という。）等との共催にて、One Stop Border Post シンポジウムを開催した。外務大臣等閣僚級を含む 250 名の参加者に対し、理事及び専門家がアフリカにおける広域インフラ、地域統合、域内貿易推進に対する機構の取組を発表した。
- 国連総会（9 月）のサイドイベントとして日本政府が開催した「日・アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国首脳会合」にて、理事長がアフリカにおけるインフラ開発への取組を発表した。また、第 1 回 JICA-世界銀行ハイレベル対話（後述）では、アフリカにおけるインフラ、民間セクター、農業等分野で連携可能性を協議し、世界銀行との連携事業の推進などで合意した。

(6) その他の開発課題に関する取組

- **持続可能な開発のための教育（ESD）**：UNESCO 及び日本政府が共催した ESD に関する UNESCO 世界会議（11 月、於名古屋市・岡山市）において、学校運営をテーマとするサイドイベント開催及びブース展示を行った。なお、ESD は、日本政府の提案により、SDGsOWG 成果文書にターゲットの一つとして反映された。
- **ジェンダー主流化**：「紛争地域における性暴力防止グローバル・サミット」（6 月）、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2014）」（9 月）、米国の戦略国際問題研究所（Center for Strategic and International Studies。以下、「CSIS」という。）主催のセミナー（10 月）、米国のジョージタウン大学主催のシンポジウム（12 月）に理事長や専門員が参加し、機構の取組を発表した（詳細は指標 18-1 参照）。

2. 援助潮流の形成と現場での協働に向けた他ドナーとの連携促進

(1) 国際機関

① 世界銀行グループ

- **第1回 JICA-世界銀行ハイレベル対話（7月、於東京）**：世界銀行との間では、総裁、多数国間投資保証機関（MIGA）長官、4名の副総裁らが来日し、初のトップ間の包括的連携協議を開催した。世界銀行にとってはあまり例のないバイドナーとの対話である。世界銀行が7月に地域に加え課題の知見を蓄積・活用するグローバル・プラクティス体制に移行した直後のタイミングで、従来の地域に関する協議のみならず、課題を中心とする協議を実施した。具体的には、防災・気候変動及び保健・UHCという日本政府・機構のポスト2015年開発アジェンダにおける優先課題を協議し、国際場裏での発信のみならず、同分野での実務面での連携策についても合意した。加えて、「IDA第17次増資のための借款」に関する借款契約を締結した（1,903億8,645万円）。
- **協調融資**：ウクライナ経済改革開発政策借款（7月L/A署名。100億円）、パキスタン電力セクター改革プログラム（6月L/A署名。50億円）の協調融資案件（後者はADBとも協調）を承諾した。これらを含め、計3件、約165億円の協調融資事業を実施した（2013年度：計9件、約1,000億円）。また、国際金融公社（IFC）と海外投融資協調枠組みの検討を開始し、IFC及びMIGAと個別案件の情報交換を行った。海外投融資業務の案件形成業務との相乗効果等を期待し、Global Infrastructure Facility（GIF）の設立に協力するためのコラボレーション・アレンジメントを締結した（2月）。
- **初の公的債務管理セミナーの共催**：世界銀行財務局と連携し、開発途上国の債務管理実務者を対象とするセミナーを共催した（2015年2月、於東京・神戸）。アジア12か国、サブサハラ・アフリカ14か国の担当者が参加し、参加者からは「公的債務管理の様々なリスク指標や分析の中身を学べたのは大きな成果だった」、「他国の債務管理の実例を相互に学べたのは有益だった」等のコメントを得た。

② ADB

- 理事等の参加による対話（ハイレベル・リトリート）を実施し、地域別リトリートの結果を踏まえ、アジア大洋州地域における現状と課題を議論した（2015年3月、於マニラ）。膨大なインフラ整備支援ニーズへの取組として、民間セクターとの連携強化や「質の高いインフラ」の重要性等について認識を共有するとともに、ASEAN経済共同体の発足に向けた地域協力・統合の推進のためソフト・ハード両面で協力していくことを確認した。

③ アフリカ開発銀行（AfDB）

- 2005年に日本政府とのパートナーシップの下で構想された「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA）」に関し、2014年1月に安倍総理のエチオピア訪問時に表明した第2次EPSA期間中（2012年～2016年）における日本政府の支援額倍増（合計20億ドル相当上限）が表明された。同イニシアティブの下で、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（V）」の借款契約を締結した（9月、306.9億円）。同支援はアフリカ諸国の地場民間セクター主導の経済成長及び貧困削減を促進するだけでなく、日本を含む民間企業進出のための投資環境の改善にも貢献することが期待される。

④ UNDP

- 「2014年版人間開発報告書（テーマ「強靱性の構築」）」への貢献：理事長がアドバイザー・パネルに参画するとともに、総理及びクラーク UNDP 総裁出席の下で日本で開催された人間開発報告書の国際公式発表会に登壇した。また、機構研究所が「東アジアコンサルテーション会合」をUNDPと共催し、同報告書の議論の方向付けに貢献した。

- **年次定期協議（10月）**：ポスト 2015 年開発アジェンダ、防災、平和構築等のテーマ別及び地域別の連携に関する協議を実施した。

⑤ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

- **UNHCR 主導のイニシアティブ「Solutions Alliance」との連携**：長期化する難民問題の解決に向けた同イニシアティブのローンチ会合への参加（4月）、連携案件（ザンビア、ウガンダ等）の検討とザンビアへの合同ミッション派遣（2015年3月）、プロジェクト研究「長期化した難民状況における開発機関の果たす役割」を通じた知的貢献（2015年1月開始）を行った。
- 理事長が UNHCR 高等弁務官等の来訪時に意見交換を行った。

⑥ IMF

- 理事長が IMF ラガルド専務理事との協議を行い、アジア、中東、アフリカ地域各国のマクロ経済・財政分野におけるナレッジの共有や連携の促進を確認した。
- **アジアの包摂的かつ高度な成長に向けた政策対話**：第3回 IMF-JICA 国際会議「アジアの開発途上・フロンティア諸国：包摂的な高度成長の支援」を IMF と共催した（2015年2月、東京）。アジア 10 か国の財務省、中央銀行、計画省等の政府高官約 30 名が参加し、格差のない成長の実現に向けた政策対話を行った。同対話においては、機構研究所が、カンボジア中央銀行と共同で進めている「カンボジアにおける自国通貨利用促進に関する実証研究」に基づき、アジア諸国のドル化の実態調査結果と脱ドル化政策の論点について発表を行い、参加国の経験・課題の共有や意見交換を促進した。
- **アフリカのインフラ整備に向けた政策対話**：IMF が主催し多数のアフリカ各国首脳・閣僚が参加した「Africa Rising Conference」（5月、於モザンビーク）のインフラ整備に関する分科会（100名程度が参加）にて、機構副理事長がパネリストとして登壇し、民間資金動員や優良案件の発掘・形成の必要性、公的・譲許的融資の必要性等を説明した。

(2) 二国間機関、財団等

- **米国国際開発庁（USAID）**：第2回日米開発対話に参加し、国際保健、ジェンダー、ポスト 2015 年開発アジェンダ、防災等の幅広い開発課題につき協議した（2015年2月）。また、保健分野では、日本・USAID 保健定期協議を東京にて実施し、UHC やエボラ出血熱対応での連携について協議を行った（2015年2月）。ガーナでは母子保健分野にて USAID プロジェクトとのツールの共有やプロジェクト相互訪問を行うなど連携が進展し、母子保健研修プログラムの効果的な全国展開を促進した。ジェンダー分野では、米主催のアフリカ女性起業家支援プログラムへの機構関係者の参加（8月）、機構主催の日本・アフリカ女性企業家セミナーへの米國務省関係者の参加（2015年1-2月）、カンボジアでの日米連携による女性起業家セミナー開催（2015年3月）等を行い、合わせて 160 名以上の女性起業家等への支援を行った（青年海外協力隊と米国平和部隊の連携に関する覚書署名については、指標 10-2 参照。ジェンダー主流化における日米連携の取組は指標 18-2 参照）。
- **フランス開発庁（AFD）**：AFD と連携事業のレビュー（5月）及び定期会合（11月、於パリ）を実施した。現場での連携として、セネガル川流域の稲作支援事業、ベトナムやインドネシアでの気候変動分野等で連携を進めた。さらに、「質の高い成長」に関する国際的な議論を深めるべく、機構研究所、AFD、英国の Institute of Development Studies による共同研究「Quality of Growth」を実施し、2015年1月にはパリで成果報告イベントを共催した（詳細は指標 7-1 参照）。
- **ドイツ復興金融公庫（KfW）**：ともに国際開発金融クラブ（IDFC）の活動をリードする機関として、国連気候サミット（9月）において IDFC を代表して持続可能な都市開発の重要性及び両機関の貢献について共同で発信した。また、IDFC 主催の会議として気候資金フォーラムを開催し、気候変動対策分野の国際的な取組

の更なる強化に共同で貢献した（2015年3月）。

- **EU**：在ブラッセルの欧州シンクタンク Friends of Europe (FoE) 主催アフリカ政策サミット（6月、於ブラッセル）、日本・EU 開発政策対話（7月）等の機会を通じ、特にアフリカにおける連携についてハイレベルの協議を実施した。協議を踏まえ、ジブチにおける廃棄物管理や海上保安、ケニアにおける干ばつに対するレジリエンス向上のためのコミュニティ防災に関する連携事業が進展した。また、FoE 主催イベントに理事長（2015年1月）、役員（2015年3月）が登壇し、機構のポスト 2015 年開発アジェンダへの考え方等を発信した。
- **オーストラリア外交貿易省 (DFAT)**：DFAT との日豪開発政策対話に外務省とともに参加し、大洋州における連携の推進を確認した（10月、於キャンベラ）。DFAT の要請を受けて、2015 年度以降に、太平洋諸島フォーラム (PIF) 対豪ピアレビューに参加する予定。
- **ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所**：ジェンダー研究に関する連携の協議を行い、2015 年度に共同研究を実施することに合意した。

指標 6-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

1. アジアの新興ドナーとの開発課題の共有等を通じた対話の継続

- **アジア開発フォーラム**：日本政府・機構が提案、主導しているアジア開発フォーラムについて、ベトナム政府による第 5 回会議主催を側面支援した。会議では、「アジアの持続的な成長のための課題と戦略」をテーマとし、「中所得国の罅」の回避に向けたアジア各国の経験を共有し、ドナーによる支援の役割について対話を行った（9月）。機構は、担当理事が議事進行を担当するとともに、サブセッション「人材開発」にて研究能力の向上、産学連携などについての議論を喚起し、中所得国の罅への対応には、イノベーションを促進する人的投資の重要性を強調した。
- **アジア新興ドナーとの対話**：韓国輸出入銀行・対外経済協力基金 (EDCF) との第 7 回定期協議（5月）、韓国国際協力団 (KOICA) との第 5 回定期協議（12月）、中国輸出入銀行、EDCF、タイ周辺諸国経済開発協力機構との第 4 回アジアドナー 4 者協議（12月）、中国輸出入銀行との定期協議（12月）を開催し、実務レベルでの日中・日韓の対話関係を維持した。また、機構エチオピア事務所と中国の研究者との間で、農業分野における日中両国の援助の比較研究を実務レベルで行い、中国の対外援助に関する情報収集と双方の援助の質の改善のための経験共有を行った。
- **イスラム開発銀行等のアラブドナーとの連携**：イスラム開発銀行グループのイスラム民間開発公社 (ICD) と業務協力協定に署名（10月）し、イスラム諸国（ヨルダン等）におけるスクーク発行に対する技術協力等、イスラム金融分野における連携を開始した。また、パキスタンにおける石炭火力発電分野での連携に関して協議を継続している。

2. 南南協力・三角協力に係る国際会議等の主導を通じた取組の発信

- **国連南南協力事務所 (UNOSSC) との連携**：効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ第 1 回ハイレベル会合において、UNOSSC と三角協力に係るサイドイベントを共催した（4月、於メキシコ）。また、第 7 回国連南南 EXPO においても開発協力局長級ハイレベル会合を共催し、機構関係者がパネリストとして機構の取組を発信した（11月、於米国ワシントン）。さらに、UNOSSC とブラジル開発庁 (ABC) と連携して実施した第三国研修「南南協力、三角協力マネジメント能力強化」で発表された開発途上国（新興国含む）の優良事例を対外発信資料として取りまとめ、新たな第三国研修を実施した（2015年3月）。
- **その他の国際会議等での発信**：理事長がポスト 2015 年開発アジェンダに関する国連総会議長主催のハイレベル・イベントに登壇し、同アジェンダにおける南南協力・三角協力の役割について発信した（5月）。また、イスラム開発銀行 40 周年年次総会（6月）サイドイベントに理事がスピーチを行い、イスラム諸国に対し、イスラム開発銀行等のアラブドナーと連携しつつ、イスラム諸国間の南南・三角協力を支援する考えを発信した。

指標 6-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

1. 開発途上国の現場におけるリーダーシップ発揮への貢献

(1) 防災の主流化（フィリピン）（指標 3-1 参照）

- 機構は、2013 年 11 月の台風ヨランダ発生直後より、復旧・復興の共通理念として「Build Back Better」の考え方をフィリピン政府関係者（復興大臣等）に提唱した（指標 3-1 参照）。日本の災害復興経験に基づく具体的な提言やフィリピンでの支援実績が評価された結果、同年 12 月のドナー会合にてフィリピン政府より、同概念をもとに復興方針を作成する意向が表明された。これを受けて、「Build Back Better」の概念が、同国の復旧・復興計画の基本戦略に盛り込まれるとともに、2014 年 8 月には、各ドナーの災害復興支援を方向付ける災害復興ニーズ調査（PDNA:Post Disaster Needs Assessments）の報告書に、ヨランダ復興支援の原則として明記された。機構は緊急開発調査やプログラム無償、既往案件の実施にあたって同原則に沿った取組を行い、フィリピン側関係者と「Build Back Better」の概念を共有した。2015 年 11 月には、2013 年の台風ヨランダ被災 1 周年を記念し、機構の企画立案により、フィリピン政府、世界銀行、ADB 等と政策フォーラム「ヨランダ後 1 年と今後」を共催した。同フォーラムにおいて、ビナイ副大統領をはじめとする政府関係者、市民社会、開発援助機関の代表者等約 300 人が参加する中、「Build Back Better」の重要性が改めて認識された。

(2) UHC 実現の促進（ケニア）（指標 1-1 参照）

- 機構は、ケニア政府による UHC 達成を支援するため、UHC 達成を目的とした初の一般財政支援となる円借款案件（「UHC 達成に向けた保健セクター政策借款」）の形成に取り組んだ。案件形成過程において世界銀行や KfW と連携してケニア政府の UHC 政策・戦略策定を支援したほか、資金供与の前提としてケニア政府と合意した政策アクションに関連し、保健財政プログラム（産科無料化、貧困層への健康保険補填等）に対しては世界銀行による資金支援が、貧困層への健康保険補填制度を補完するインフォーマル人口の健康保険加入促進等に関しては KfW による支援が、それぞれ行われる見込みである。今後、本政策アクションの実施状況をこれら国際機関と協力してモニタリングする予定である。

(3) 電力分野の援助協調促進等（ミャンマー）

- ミャンマーにおいては、ミャンマー政府の主導で様々なドナー会合が定期的に開催されており、日本政府及び機構は、このような会合にも積極的に参加している。例えば、機構は電力分野において ADB とともにセクターワーキンググループの共同議長を行い、関連するドナーとの協議を通じて、各ドナーによる相互事業の連携促進と重複の回避を検討し、相手国政府の事情に配慮した効率的な事業を実施できるように努めている。
- 他方、2015 年 1 月、機構より世界銀行、ADB に対しミャンマーにおける借款事業の課題（調達、借款元利払い、環境アセスメント(EIA)制度等）の説明を行った。同説明を踏まえ、借款事業の共通課題について機構、世界銀行、ADB とミャンマー政府が定期的に協議する枠組み（Joint Country Portfolio Review）を構築した。2015 年度第 1 回会合を開催すべく、ミャンマー政府と調整を行っている。

(4) 援助協調枠組みの形成・運用の支援

- ラオス：日本は、インフラ、保健、薬物対策、教育、森林管理の分野に関し、セクター作業部会又は傘下の分科会において、共同議長を務めている。特に教育分野では、技術協力の成果である学校運営改善研修モジュールの全国標準化のために、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）と全国での研修会開催経費を分担したり、世界銀行や EU と教育政策・制度改革に資する財政支援の協調融資を行い、その政策アクションを共同でモニタリングしたりすることで、

開発効果と効率性を高めた（指標 1-1 参照）。

- **インドネシア**：次期国家中期開発計画におけるインドネシア政府とドナーとの開発協力戦略の検討に資するため、国家開発計画庁（BAPPENAS）と二国間資金協力調査を実施し、提言を提出した（9 月）。
- **ボリビア**：保健分野のドナー会合の議長として、WHO 等との連携による全国妊産婦死亡調査や国家遠隔医療プログラムの取組を他ドナーと共有し、お互いの事業の連携や重複の回避に関する協議を進めた。
- **カンボジア**：カンボジア政府の指名に応じ「開発協力パートナーシップ戦略 2014-2018」策定のためのハイレベル会合のセッション共同議長を務めるとともに、インフラ・地域統合分野の政府・ドナー間会合を主導し、新興ドナー等の支援情報を含む運輸セクター概観の作成に貢献した。また、都市化及び都市水道に係るドナー会合でも、過去 20 年に及ぶ支援で培った知見をいかし、サブグループとしての提案を取りまとめカンボジア政府に提言した結果、「国家戦略的開発計画 2014-2018」に反映された。
- **マラウイ**：シレ川中流域の森林資源減少への対策に関し、2000 年のマスタープラン作成から実証調査や事業実施までの支援の経験をいかし、世界銀行、UNDP、米ミレニアム挑戦会計、EU を含むドナー会合の設立を主導した。同会合の場を活用し、機構が展開する村落研修を通じた技術普及手法（COVAMS アプローチ）を他ドナー及び関係 NGO 等にアピールするとともに、自治体による実施体制を UNDP、世界食糧計画（WFP）と共同で強化する等の取組を行った。

2. 個別事業における他ドナー等との連携

(1) 連携により機構の協力成果の普及拡大を行った事例

- **ゲイツ財団等との連携によるポリオ撲滅支援（ナイジェリア・パキスタン）**：ナイジェリア向け円借款「ポリオ撲滅事業」（82 億 8,500 万円）の L/A を調印した（5 月）。事業成果達成後にゲイツ財団が借款の返済を肩代わりする「ローン・コンバージョン」方式を採用している。「ローン・コンバージョン」方式によるゲイツ財団との連携は、パキスタン向け円借款「ポリオ撲滅事業」（事業成果の達成を受けて 2014 年にゲイツ財団が弁済実施済み）に次いで 2 例目であり、パキスタン向け円借款「ポリオ撲滅事業」は開発途上国で広く適用できる革新的な開発協力の取組を表彰するため新設された「DAC 賞」に入賞した（10 月）。なお、両案件においては、ワクチンの調達・接種のため UNICEF や WHO とも連携している（指標 1-1 参照）。
- **世界銀行との連携による教員研修の普及拡大（ガーナ）**：機構が技術協力で支援した現職教員研修のマニュアル、トレーナー、モニタリング法が、GPE（監督機関は世界銀行）による資金支援プロジェクト（3 年間、7,550 万米ドル）で行う貧困郡 57 郡の現職教員研修に採用されている。現地のドナーグループによる共同モニタリング・評価枠組みの下で、毎月のドナー会合で進捗報告・協議が行われている。
- **ADB との共同プログラム設定の検討等（モンゴル）**：障害者支援分野の案件形成に当たり、ADB や韓国障害者開発院（Koddi）等の機関と綿密な協議を実施しており、特に ADB とは協力のインパクトを高めるため、共同プログラム設定に関する覚書の締結に向け調整している。

(2) 連携により機構単独では支援が困難な地域・分野で開発効果を上げた事例

- **イスラム開発銀行等との連携によるパレスチナ支援（指標 4-1 参照）**
- **国連機関との連携によるエボラ出血熱対応（シエラレオネ、リベリア、ギニア等）**：WHO や国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER）を通じて、物資供与（防護服）を実施した。また WHO ミッションと連携し、医療専門家（国立感染症研究所）を現地に派遣した。ギニアにおいては、WFP と連携し、エボラ罹患者及びエボラ治療者・孤児の社会復帰に向けた食糧援助を実施した。
- **赤十字社等との連携による自然災害時の緊急援助物資配布**：各国の赤十字社を通じ、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びセルビア共和国における洪水被害（5 月）、

クロアチア洪水被害（6月）で物資を配布した。また、IOM（国際移住機関）を通じ、アフガニスタンにおける地すべり被害（5月）で物資を配布した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

ポスト 2015 年開発アジェンダ策定プロセスへのインプットの努力が、2014 年度に結実するよう粘り強い努力を期待する。日本が蓄積した、現場における成果を日本国内、裨益国にとどまらず、国際社会にもより一層発信するとともに、そうした日本の取組・知見を生かすことで事業実施におけるリーダーシップを発揮することを期待する。その際、JICA の上層部に加え、専門家等による積極的な対外的発信が行われることが望ましい。加えて、今後も、開発途上国の援助受け入れ状況を見据えながら、より持続的な支援ができるように、中国・韓国等との対話・連携・協力を根気強く進めることが期待される。

<対応>

ポスト 2015 年開発アジェンダに係るポジション・ペーパーを作成し、主要国際機関のトップ等に直接手交するなど、外務省と連携して積極的な働きかけを進めた結果、機構が提唱した主要な論点が国連事務総長統合報告書に盛り込まれた。現場の成果を踏まえた国際社会への発信については、国際会議や専門家会合に役職員や専門員等が参加し、日本の取組・知見を積極的に発信した。この結果、例えば防災分野では、第 3 回国連防災世界会議で、防災の主流化、防災の事前投資の重要性、Build Back Better（より良い復興）の考え方が「仙台防災枠組 2015-2030」に十分反映されるとともに、フィリピンの台風災害対策支援においては、専門家等による知的発信も行いながら、日本の取組・知見をいかして事業におけるリーダーシップを発揮した。他方、中国・韓国の援助実施機関と定期会合を個別に実施したほか、日常的なコミュニケーション、情報交換を図り関係の維持を図った。また、日中韓にタイを加えた 4 者協議やアジア開発フォーラムを継続開催し、アジア諸国との関係強化及び開発援助に関するアジアの声の発信を図った。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評価と根拠>

評価：S

根拠：

2015 年 9 月の国連サミットでのポスト 2015 年開発アジェンダ採択に向け、国際社会における議論が進む中、今後 15 年間の国際社会における開発目標となる同アジェンダに日本が重視する考え方を反映し、同アジェンダの質の向上に貢献することは、日本政府にとって極めて重要な課題となっている。他方で、複雑な調整を経て国際社会の理解と支持を得る必要があるという点で、非常に難易度の高い課題でもある。こうした課題に対し、機構は、主に以下の点で、顕著な成果を上げた。

- ・ 機構は近年、日本政府と連携し、国際社会におけるポスト 2015 年開発アジェンダ策定プロセスに積極的に関与し、様々な提案を行ってきた。2014 年度は、機構としてのポジション・ペーパーの作成、理事長をはじめとする役員と主要国際機関のトップ等の直接の意見交換、他の国際機関・援助機関との国際会議や共同研究等の取組を、組織的、戦略的に展開した。こうした働きかけの結果、機構が提唱する重点課題（防災の主流化、UHC、持続可能な都市開発）が、7 月の SDGsOWG 成果文書のゴール、ターゲットに反映されるとともに、機構ポジション・ペーパーの整理に近い考え方が、12 月の国連事務総長統合報告書の持続可能な開発のための六つの主要要素として反映された。これらの文書は、現在行われている政府間交渉の基礎文書であり、2015 年 9 月の国連サミットで採択予定

のポスト 2015 年開発アジェンダへ反映されることから、国際社会の開発アジェンダの質の向上及び日本の協力の価値や評価の向上に対して大きく貢献したといえる。これらは、重要かつ難易度の高い目標の達成に貢献し、中期計画策定時に想定した以上の政策実現に寄与した成果といえる。

- これらの重点課題については、国際会議等での提唱のみならず、開発途上地域の現場においても他の開発パートナーと連携して事業の形成・実施を進めた。「防災の主流化」については、第 3 回国連防災世界会議の運営や成果文書「仙台防災枠組 2015-2030」の質の向上への貢献のみならず、フィリピンにおける台風被害からの復旧・復興支援等で主導的役割を果たした。また、「UHC」については、日本政府や国際機関と連携して国際社会における概念の普及や指標の検討に貢献する一方、ケニアにおいて UHC 達成を目的にした初の一般財政支援となる円借款案件を形成し、世界銀行等と UHC 支援を牽引した。そのほか、ミャンマー等において、現地におけるドナー会合の議長国として関連ドナー間の調整を主導的に行い、協力相手国政府に対する政策提言の取りまとめを行った。国際社会の援助潮流の形成及び開発途上国の現場における開発効果の向上の双方におけるリーダーシップの発揮により、中期計画策定時に想定した以上の政策の実現に寄与しているといえる。

さらに、世界銀行との間では、各国での保健指標の向上や、気候変動等の地球規模課題に対し、より効果的な開発を促進するため、戦略的なパートナーシップを格段に強化した。初めてトップ間の包括的な連携協議（第 1 回ハイレベル対話）を開催し、地域・課題の協力方針や連携に関する対話を行った。特に日本政府・機構のポスト 2015 年開発アジェンダ優先課題である防災や UHC については、国際社会への発信に加えて、実務面での連携策についても合意に至った。世界有数の事業規模を有する機関同士のパートナーシップの強化は、今後の国際社会におけるポスト 2015 年開発アジェンダの実施にとっても重要な意義を有している。

上記の顕著な成果に加え、モニタリングの対象としている国際会議への参画等を通じた対外発信や援助潮流形成への参画の実績（役員等が重要な国際会議・イベント等でスピーチ、登壇した回数）、アジア諸国等の新興ドナーとの対話の促進や共同での発信や研究等を含む連携実績（中国・韓国・タイ等の定期協議数）についても、順調に増加した。

以上を踏まえ、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしていることから、法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

ポスト 2015 年開発アジェンダは、2015 年 3 月の国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組」も含め、国連サミットとは別の場で合意された国際目標を SDGs に統合していくことが求められる。また、今後、論点がゴールやターゲットから実施の有効性確保のあり方に移っていく中、実施モニタリングや開発資金の議論に貢献するとともに、日本が優先課題と位置付けてきた「防災の主流化」、「UHC」及び「持続可能な都市開発」を中心に、国・地域レベルでの取組に日本の知見・経験を踏まえた貢献を行うべく、日本の民間企業、市民社会組織、大学・研究機関等との連携及び協力相手国への働きかけを強化することが必要である。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

国際社会におけるポスト 2015 年開発アジェンダ策定プロセスにおいては、理事長をはじめとする役員による主要国際機関トップ等への働きかけ、国際機関や援助機関との国際会議や共同研究等の取組を組織的かつ戦略的に展開し、防災の主流化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、持続可能な都市開発といった考え方がポスト 2015 年開発アジェンダに位置づけられる見込みとなったことは高く評価できる。

また、国際機関、二国間機関等との連携を積極的に進め、2014 年 7 月には、初の世界銀行とのトップ間の包括的連携協議を開催し、地域のみならず分野課題における連携策に合意したほか、協調融資を実施した。アジア開発銀行やアフリカ開発銀行等とも協議を進め、アジアやアフリカにおける連携が進められた。また、各国の現場レベルでも協調が進み、ケニアにおいては、UHC 達成を目的として世界銀行やドイツ復興金融公庫と連携し、ミャンマーの電力分野では世界銀行及びアジア開発銀行とともにミャンマー政府と調整する枠組みが構築されたことは具体的な成果として評価できる。

援助潮流の形成に関する連携としては、ドイツ復興金融公庫との国連気候サミットにおける持続可能な都市開発の重要性にかかる共同発信、米国国際開発庁との国際保健やジェンダー分野における連携を着実に進め、これら成果の積上げによって国際的な援助方針を決定するような機会に援助潮流をリードする土壌を作り出したことは大きな成果である。

以上より、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

引き続き、より効果の高い援助の実施に向け、機構の知見・経験を積極的に国際社会に発信することを求めたい。また、併せて他ドナー、国際機関等の他機関との戦略的なパートナーシップ強化、プログラムや個別案件レベルにおける連携促進に期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・関係機関との関係強化・ネットワークの維持に努め、引き続き、積極的な対外発信に努めてほしい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 7	研究		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
外部研究者等との連携による研究実績（外部研究者の参加を得た研究プロジェクト数）			15	17	20			予算額（千円）			(注)		
								決算額（千円）					
研究成果物の発行実績（書籍、ワーキングペーパー）			8 16	10 16	9 25			経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
シンポジウム・セミナーの回数			23	26	26			行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数	35	36	37		

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。
中期計画 （第一段落は中期目標と同内容につき省略） 具体的には、 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確

保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。
年度計画 機構が蓄積した知見の体系化・活用及び国内外のリソースとの連携を通じて、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を行う。また、ワーキングペーパーや書籍の発刊、国際シンポジウムやセミナーの開催、ウェブサイトの充実等を通じて発信を強化する。特に国際協力 60 周年、ポスト 2015 開発アジェンダに関する取組に力を入れる。さらに、これらを達成するために研究体制の更なる充実を図る。
主な評価指標 指標 7-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 7-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

(1) 研究実績の概要

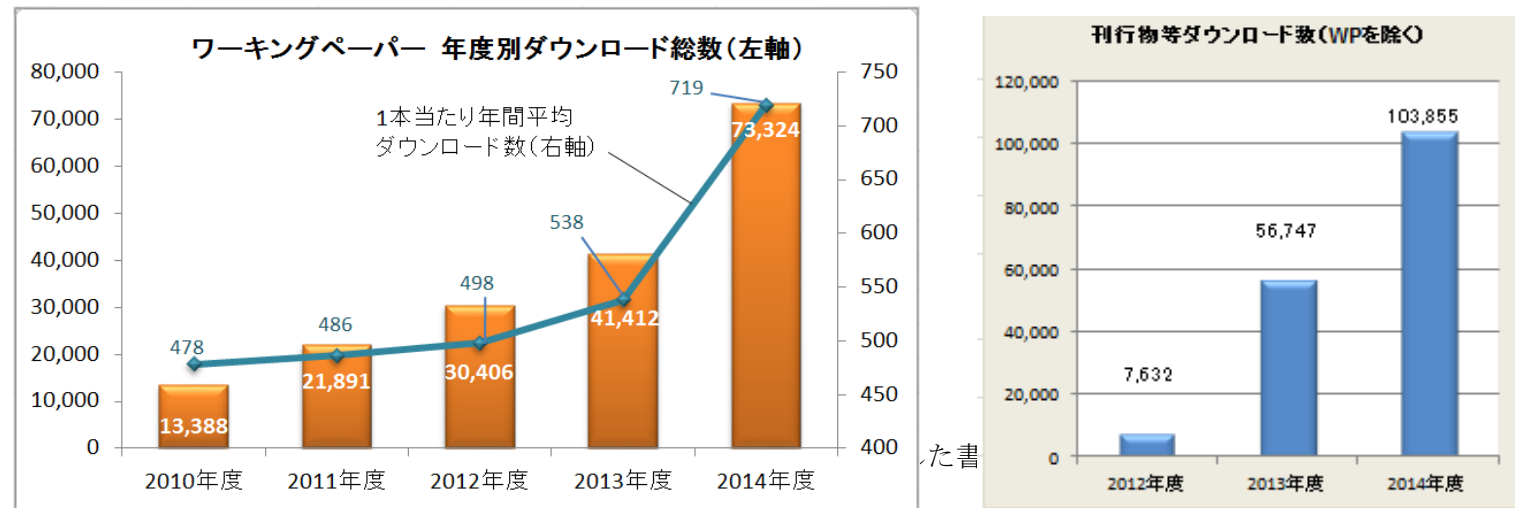
- 研究プロジェクト、ワーキングペーパー**：2014 年度は、新規、継続合わせて 20 件を実施し、全案件に外部研究者の参加を得た（表 7-1。2013 年度 19 件）。機構事業の戦略的实施と国際援助潮流の形成に貢献するため、9 件の新規プロジェクトを立ち上げた。また、他の国際機関、研究機関等との共同研究を 5 件実施した。研究プロジェクトの成果として、25 本のワーキングペーパーを発刊した（2013 年度 16 本）。ワーキングペーパーについては、一線級の海外研究者等による査読結果を踏まえた研究所内審査委員会による審査を実施し、国際水準の研究レベルの確保に努めた。また、手順を見直すことにより審査プロセスの効率化を図った。
- 書籍、報告書、論文**：書籍は和文、英文合わせて 9 冊を発刊した（表 7-2。2013 年度 10 冊）。加えて、三角協力に関する英文報告書など、3 冊の報告書を作成した。研究成果に基づく論文の査読付き英文学術誌への掲載数は 6 本（表 7-3。2013 年度 5 本）、書籍等に掲載された論文等は 12 本（表 7-4。2013 年度 10 本）であった。
- ダウンロード数**：ワーキングペーパー102 本（2010 年度以降発刊の総数）のダウンロード数（図 7-1 左）は 7 万 3,324 件（2013 年度 4 万 1,412 件、前年度比 77% 増）、1 本当たりの年間平均ダウンロード数も 719 回（2013 年度 538 回）に増加しており、研究成果の認知度が向上している。中でも、研究所副所長等が 6 月に発表した“Estimating China’s Foreign Aid 2001-2013”は 10 か月で 6,777 回のダウンロードを数えた。また、書籍や寄稿などその他の刊行物についても、22 冊／本（2013 年度 15 冊／本）をウェブサイトに掲載し、そのダウンロード数は 10 万 3,855 件と増加している（2013 年度 5 万 6,747 件、図 7-1 右、書籍全体と各章ごとのダウンロードの双方を含む）。

表 7-1 2014 年度に実施した研究プロジェクト一覧（フォローアップ案件を除く）

研究領域	研究テーマ		研究プロジェクト名	種別
平和と開発	危機への効果的対応	1	東アジアにおける人間の安全保障の実践	継続
		2	二国間援助機関による人道危機対応に関する比較研究	新規
成長と貧	アフリカの	3	サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析	継続

困削減	経済開発	4	サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析フェーズ2	新規
		5	アフリカ小農民の商業化による貧困緩和の実証研究－行動経済学的アプローチ（SHEP（小規模園芸農民組織強化プロジェクト）研究）	新規
	アジアの経済開発	6	バングラデシュにおけるリスクと貧困に関する実証研究	継続
		7	カンボジアにおける自国通貨利用促進に関する実証研究	継続
		8	ベトナムにおける医療機関の効率性に関する研究	新規
		9	フィリピンとタジキスタンの家計における海外送金に関する研究	新規
		10	フィリピンの中等教育における職業教育訓練－学校、卒業生、家計、労働市場に関する実証研究	新規
環境と開発／気候変動	環境・気候変動と開発	11	グリーン成長のための国際協力戦略	継続
		12	アジアの都市大気汚染環境改善の方策に関する研究	新規
		13	エチオピアにおける森林の経済的価値の評価に関する研究	新規
援助戦略	効果的な援助	14	JICA 事業の体系的なインパクト分析の手法開発	継続
		15	開発援助レジームにおける財政支援の意義と限界	継続
		16	経営的資本向上による中小企業振興インパクト分析－カイゼンを中心に	継続
	新しい援助アジェンダ	17	青年海外協力隊の学際的研究	継続
		18	開発協力戦略の国際比較研究：G20 新興国を中心に	継続
		19	学習成果と衡平性に資する教育システム分析ツール（SABER）の開発研究（参加型学校運営制度、分権化とアカウンタビリティを中心に）	継続
		20	障害と教育	新規

図 7-1 2014 年度ワーキングペーパー及びその他刊行物等の年度当たりダウンロード実績



著者等	タイトル	出版社
英文書籍（6冊）		
Hiroshi Kato ed.	Perspectives on the Post-2015 Development Agenda	JICA Research Institute
Shinichi Takeuchi ed.	Confronting Land and Property Problems for Peace	Routledge
Keiichi Tsunekawa and T. J. Pempel eds.	Two Crises, Different Outcomes: East Asia and Global Finance	Cornell University Press
Ken Miichi and Omar Farouk eds.	Southeast Asian Muslims in the Era of Globalization	Palgrave Macmillan
Kamal Lamichhane	Disability, Education and Employment in Developing Countries: From Charity to Investment	Cambridge University Press
Lawrence Haddad, Hiroshi Kato and Nicolas Meisel eds.	Growth is Dead, Long Live Growth: The Quality of Economic Growth and Why it Matters	JICA Research Institute
和文書籍（3冊）		
松見 靖子	森は消えてしまうのか？エチオピア最後の原生林保全に挑んだ人々の記録	佐伯印刷
川原 一之	いのちの水をバングラデシュに 砒素がくれた贈り物	佐伯印刷
鈴木 康次郎、桑島 京子	プノンペンの奇跡 世界を驚かせたカンボジアの水道改革	佐伯印刷

表 7-3 2014 年度に査読付き英文学術誌に掲載された論文

著者等	タイトル	掲載学術誌及び掲載箇所
Yasuhiro Sawada	The Role of Infrastructure in Mitigation Poverty Dynamics: The Case of an Irrigation Project in Sri Lanka	B. E. Journal of Economic Analysis and Policy, Volume 14, Issue 3. (pp1117-1144)
Naohiro Kitano	China's Foreign Aid at a Transitional Stage	Asian Economic Policy Review(AEPR), Volume 9 Issue 2, July 2014 (pp301-317)
Mine Sato	Empowering women at home and beyond: applying Japanese experiences for poverty alleviation	Development in Practice Volume 24, Issue 7, 2014(pp 840-853)
Naohiro Kitano Yukinori Harada	Estimating China's Foreign Aid 2001-2013	Journal of International Development(Online)
Tetsuya Kamijo	A Verification of Alternative Assessment using Principal Component Analysis based on Case Studies of the Japan International Cooperation Agency	Journal of Environmental Information Science Vol.43 No.5 (2015)
Kimiyo Kikuchi et al	Study Protocol for Ghana's Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care (EMBRACE) program: an effectiveness-implementation hybrid research trial	Trials Vol.16 (2015)(Online)

表 7-4 2014 年度に書籍等に掲載された論文等

著者等	タイトル	掲載書籍等	出版社
Kazuo Kuroda, Takako Yuki and Kyuwon Kang	Chapter 4: The Institutional Prospects of Cross-Border Higher Education for East Asian Regional Integration: An Analysis of the JICA Survey of Leading Universities in East Asia	Emerging International Dimensions in East Asian Higher Education	Springer
Akio Hosono	Chapter I : The Study on the Economic Development of the Republic of Paraguay (EDEP): Basic concepts focused on competitiveness and economic development	Study on inclusive development in Paraguay: International cooperation experiences	Economic Commission for Latin America and the Caribbean - JICA
Akio Hosono	Case 8. Affordable Earthquake-resistant Housing Case 9. Agroforestry in the Amazon Rainforest	Creating New Models: Innovative Public-Private Partnerships for Inclusive Development in Latin America	World Economic Forum
Tomonori Sudo et al.	Chapter 6: Mobilizing Investment	Green Growth in Practice- Lessons from Country Experiences (Green Growth Best Practice Initiative ed.)	Green Growth Best Practice
Tomonori Sudo	Environmental and Climate Change Issues in Africa	Oxford Handbooks Online The Oxford Handbook of Africa and Economics: Context and Concepts (Celestin Monga and Justin Yifu Lin eds.)	Oxford University
Eunkyong Hong, Tomonori Sudo	Enhancing Readiness Programs for the Green Climate Fund	KOICA Working Paper Vol.3, 2014	KOICA (韓国国際協力団)
Daiju Narita and Martin F. Quaas	Adaptation to Climate Change and Climate Variability: Do it now or wait and see?	Climate Change Economics Vol.05, No.04, 1450013(2014)	World Scientific Publishing
古川 光明	国際援助システムとアフリカ：ポスト冷戦期「貧困削減レ ジーム」を考える	同左	日本評論社
岡部 恭宜	青年海外協力隊の 50 年	『国際問題』No.637 (2014 年 12 月号) P26-36	日本国際問題研究所
志賀 裕朗	『法の支配』はどのように開発に貢献するか：開発にお ける法の役割再考	『国際開発研究』第 23 巻第 1 号、73-85 頁	国際開発学会
結城 貴子	「教育におけるジェンダー平等」(訳・解説)	ユネスコ国際教育政策叢書シリーズ『教育にお けるジェンダー平等』	東信堂
島田 剛	阪神・淡路大震災 20 年から東日本大震災を考えるーレジ リエンスとソーシャルキャピタルー	『震災後に考えるー東日本大震災と向きあう 92 の分析と提言』(蒲田 薫 監修、早稲田大 学震災復興研究論集編集委員会編)	早稲田大学出版会

(2) 国際援助潮流の形成に向けた貢献

2014 年度は、国際協力 60 周年とポスト 2015 年開発アジェンダ、人間の安全保障、アフリカ開発、防災等に重点を置いて、以下の研究を行った。

- **国際協力 60 周年とポスト 2015 年開発アジェンダ**：「ポスト 2015 へ向けた日本の開発援助の再評価（国際協力 60 周年事業）」を実施した。11 月には、公開シンポジウムを開催し、同研究の中間成果を発表した。国内外の学識経験者、政府関係者、民間企業、NGO、国際機関関係者など計 27 名が登壇し、約 200 名の参加を得て、日本の国際協力 60 年の歴史を振り返るとともに「ポスト 2015 年開発アジェンダ」について議論した。登壇者の議論を通じて、日本を含む「アジア型」開発援助モデルの特徴として、自助努力・オーナーシップ尊重、人材育成・教育の重視、借款中心、政府の役割の重視、相手国政府への信頼が挙げられ、とりわけインフラとキャパシティ開発は今後とも重視すべきであることが強調された。シンポジウムの動画は、研究所の YouTube チャンネルで公開した。本研究の結果は、2015 年に英文書籍として発刊予定である。他方、研究プロジェクト「ポスト 2015 における開発戦略に関する実証研究」の成果物として、英文書籍“Perspectives on the Post-2015 Development Agenda”を 6 月に発刊した。ガーナで同月に開催された第 15 回 Global Development Network (GDN) 総会において研究成果を発信し、包摂性（インクルーシブネス）と強靱性（レジリエンス）の重要性を訴えた。「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の議論に向けて機構のポジションペーパーを作成した際には、同研究の成果が活用された。また、Global Green Growth Institute が主導する“Green Growth Best Practice”に研究所主任研究員が執筆陣として参加した（“Green Growth in Practice”報告書は 7 月に出版され、Post2015/SDGs（持続可能な開発目標）に関するオープンワーキンググループ（SDGs の原案をつくった国連の作業部会）報告書作成時に参照された）。
- **人間の安全保障**：人間の安全保障をテーマとしたワーキングペーパーを 11 本発表した。機構理事長が人間の安全保障の様々な側面を体系的に検討する学術的理論枠組みを提示した論文を執筆し、人間の安全保障を物理、生命、社会の各システムとその相互作用から検討しなければならないこと、特に社会システムにおける集合行動に着目すべきであること等を主張した。また、フィリピン戦略開発問題研究所と共同で実施している研究プロジェクト「東アジアにおける人間の安全保障の実践」の成果として、中国、韓国、ASEAN 諸国の研究者が各国において「人間の安全保障」という概念がどのように捉えられているかを論じた。
- **TICAD V フォローアップ**：5 月にルワンダで開催されたアフリカ開発銀行総会の公式サイドイベントにおいて、2013 年度に発刊した英文書籍“Africa 2050: Realizing the Continent’s Full Potential”の出版記念セミナーを開催し、アフリカ各国の閣僚、国際機関幹部など約 100 名の参加者に紹介した。2015 年 2 月にもアフリカ開発のための新パートナーシップ及び南アフリカ安全保障研究所と合同で、セミナー「アフリカ『アジェンダ 2063』」を開催し、アフリカ開発の長期ビジョンを議論した。現地の政策担当者や研究者を中心に約 170 名が参加し、「アジェンダ 2063」と各国開発計画との調整や、科学技術の重要性に着目したアフリカ経済の構造転換のあり方や方向性について活発な議論が行われた。
- **防災**：第 3 回国連防災世界会議において、2015 年度発刊予定の英文書籍“Investing in Resilience and Development”の概要を紹介する冊子を配布した。
- **平和と開発**：紛争後の土地・不動産問題に関する研究成果を国際移住機関及び米国国際開発庁（USAID）と共催で米国で発表し（9 月）、東京でも同様のセミナーを開催した（9 月）。
- **障害と開発**：国際障害者デーに合わせ、ニューヨーク国連本部において英文書籍“Disability, Education and Employment in Developing Countries; From Charity to Investment”の発刊イベントを開催した（12 月）。障害者の教育に投資する意義について具体的根拠を提示したことが評価された。また、世界銀行においても研究成果の発表を行い、本成果を世界銀行の案件形成に活用したいとの意向が示された。
- **気候変動**：12 月にペルーで開催された COP20 において、「グリーン成長のための国際協力戦略」研究に関連し、都市化や気候変動対策に必要な資金をテーマとしたサイドイベントを 2 件開催した。米国コロンビア大学、マレーシア工科大学、世界資源研究所、AFD、経済協力開発機構（OECD）の専門家らがパネリストとし

て参加し、実務的な議論を行った。このほか、気候変動分野においては、世界各国の 550 人超の研究者によって構成されている都市気候変動研究ネットワーク（The Urban Climate Change Research Network : UCCRN）の下で作成されている「都市と機構変動にかかる第二次評価報告書」に、機構研究所の主任研究員が主任執筆者として参画している。

- **新興国の対外援助：**研究所副所長が、前述のワーキングペーパー“Estimating China’s Foreign Aid 2001-2013”に基づき、中国、米国で中国の対外援助推計に関する発表を行った。中国商務部国際貿易経済合作研究院国際発展合作研究所と機構中国事務所が共催したセミナー（北京）には中国国内の大学、研究機関、国際機関・他ドナー等から約 60 名が参加した。また、CSIS が主催したハイレベルラウンドテーブル（ワシントン）では、本推計結果が開発援助委員会（DAC）の定義に基づく初の推計であること、対外援助に加えて中国輸出入銀行の優遇バイヤーズクレジット額を推計していることが中国・アフリカ関係の専門家からも高く評価された。このほか、アジアインフラ投資銀行（AIIB: Asia Infrastructure Investment Bank）設立に向けた動きなど、援助国として中国の台頭が世界各国の高い関心事項となっていることを背景に、著名な研究者の論文への引用、講演や発表の依頼が相次いでおり、世界的に高い関心と評価を得た。
- **脱ドル化：**「カンボジアにおける自国通貨利用促進に関する実証研究」の中間成果を、国際通貨基金（IMF）との共催セミナーにおいて発表した（2015 年 2 月）。脱ドル化はアジア諸国が共通して抱える課題の一つであり、各国中央銀行関係者等による経験の共有と議論を行った。

(3) 国際的に影響力のある開発機関や研究機関等との連携

国際的なネットワークを構築し、効果的に研究成果を発信し国際援助潮流への影響力を高めるため、開発機関や研究機関との連携を積極的に進めた。

- **質の高い成長の研究に関する連携：**国同士や国内の格差拡大、金融危機の発生、気候変動を取り巻く問題が生じる中、成長の質を再考すべきとの認識の下、英国の開発学研究所（Institute of Development Studies : IDS）及び AFD と 2012 年から行ってきた共同研究「Quality of Growth（良質な経済成長研究）」の成果を取りまとめた書籍を発刊した。3 機関で共催した発刊記念セミナー（於パリ）には、機構理事長も参加し、「包摂性」、「強靱性」、「環境の持続可能性」の 3 要素に配慮した「質の高い成長」を重視する立場を、機構事業の成果に触れつつ表明した。
- **世界銀行：**教育分野では、教育政策・システムを比較するツールやデータベースの構築を含む包括的プログラム（SABER）の開発を進める世界銀行との間で、学校運営とアカウントビリティ制度の分野に関する機構事業の経験をいかした共同研究を 2013 年から実施している。研究成果を踏まえ、研究者と実務者が集まり、SABER と教育分野の「ポスト 2015 年開発アジェンダ」について議論するセミナーを開催した。また、研究対象国であるブルキナファソでもフィードバックセミナーを開催した。他方、世界銀行のリードエコノミストを招へい研究員として招き、機構事業のインパクト評価に関する公開セミナーにおいて世界銀行の経験の発表を得るなど、複数の研究案件に対し助言を受けた。
- **ブルッキングス研究所：**ブルッキングス研究所が有する国際的影響力を念頭に、2013 年度に続き同研究所との共同研究を 2 件実施した。世界の最貧困層と脆弱性に関する研究においては機構理事が共同編者となり、脆弱国支援、インクルーシブな成長、レジリエンスをテーマにした章をそれぞれ機構研究所の研究員が執筆した。2015 年 7 月下旬に発刊、ローンチイベントをワシントンで開催する予定となっている。アラブの春に関する共同研究にも研究所研究員が参加した。
- **ジョセフ・スティグリッツ教授：**ノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・スティグリッツ教授が代表を務めるコロンビア大学政策対話イニシアティブ（Initiative for Policy Dialogue. 以下「IPD」という。）とは、2013 年度に続き産業政策の新しいアプローチに関する共同研究を実施し、タスクフォース会合をヨルダン及び米国で開催した。米国での会合においては、戦後日本の産業政策において「制度」が果たした役割等、日本独自の経験の説明に高い関心が示された。会合における議論を踏まえ、本共同研究の成果としてスティグリッツ教授を編者とした書籍を 2015 年度に出版する予定である。
- **ドイツ開発研究所：**ドイツ開発研究所（DIE）とは、2011 年のワークショップ共催を機に、双方の経験、知見の交換と合同での研究成果の効果的発信を目的とする人事交流や共催セミナー等を行っている。9 月にはポスト 2015 時代の援助のあり方をテーマとした DIE 本部でのセミナーに「開発協力戦略の国際比較」研究

プロジェクトメンバーが招かれ講演した。2015 年 3 月には日本において新興国の援助戦略に関するシンポジウムを共催し、新興国からも 3 名の登壇者を招いて議論を行った。同研究プロジェクトメンバーも 3 本のワーキングペーパーに基づく発表を行った。

- **国連開発計画 (UNDP) :** 総理及び UNDP 総裁出席の下、日本で開催された「人間開発報告書 (Human Development Report。以下「HDR」という。) 2014」の公式発表に、同報告書のアドバイザー・パネルメンバーである機構理事長が登壇しスピーチを行った。公開ダイアログには研究所からパネリストとして参加し、強靱性の構築に向けた国際的な取組のあり方について討論した。また、シンガポールで行われた HDR 2015 の東アジアコンサルテーションにも理事長が参加した。
- **Global Development Network (GDN) :** 研究所は GDN 地域ネットワークの一つである GDN-Japan の事務局を務めている。ガーナでの第 15 回 GDN 年次総会 (6 月) では、IPD と「アフリカの産業化」セッションを共催し、ブルッキングス研究所のシニアフェローの参加も得て発表を行った。また、GDN 東アジアネットワークと「ポスト 2015 に向けたレジリエンス強化」セッションを共催し、研究所の主任研究員が、阪神淡路大震災からの長期的復興の視点からみた第三次産業における雇用の回復と構造変化について発表を行った。
- **韓国国際協力団 (KOICA) :** 機構と KOICA の連携による実務サイドの視点に立った COP20 へのインプットの目的で、研究所主任研究員等が、COP16 の合意に基づき設立された緑の気候基金 (GCF:Green Climate Fund) の効果的な運用に向けた政策提言を共同で執筆し、KOICA のワーキングペーパーとして発刊した。

(4) 研究成果の事業へのフィードバックを通じた機構事業の戦略的实施への貢献

- **研究成果の機構内共有 :** ランチタイムセミナー (後述) を通じたフィードバック 9 件、事業部門と研究所の会合を 9 件開催した。例えば、研究プロジェクト「途上国の制度構築における研修事業の役割」で分析した集団研修において作成するアクションプランの実行性を高める要因については、研究成果を国内事業部・国内機関定例会 (12 月) 及び国内機関 8 か所を結んだランチタイムセミナー (2015 年 2 月) で発表した。また、機構内で協力方針等の検討作業を行う際に、研究所の研究成果としてインプット可能なものを一覧表に取りまとめ提示した。さらに、ワーキングペーパー発刊数が 100 本を超えたことを機に、これまで分野・課題ごとにどのようなワーキングペーパーを発刊してきたかを機構内に周知した。研究プロジェクト「開発協力戦略の国際比較研究」では、タイの対外援助の概要と特徴を「ナレッジ・レポート」として機構内で共有した。今後も、新興ドナーのカントリー・プロフィールを作成し、機構内で共有する予定。
- **事業部門担当者による研究プロジェクトの実施 :** 研究プロジェクト 9 件を開始した (障害と教育、アジアの都市大気環境改善方策、ベトナムにおける医療機関の効率性、エチオピアにおける森林の経済的価値の評価、サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産拡大の実証分析、二国間援助機関による人道危機対応、フィリピンとタジキスタンにおける海外送金、フィリピン産業人材育成、アフリカ小農民の商業化による貧困緩和)。全ての案件において事業部門との密接な連携の下に実施しており、うち 10 件では関連事業部の職員が研究副代表者あるいは研究分担者として参加し、事業を通じて培った知見の研究への活用と研究成果の事業戦略へのフィードバックの促進を図っている。
- **研究成果の事業への活用 :** 研究プロジェクト「JICA 事業の体系的なインパクト分析の手法開発」において、住民参加による学校運営改善を目指すニジェール「みんなの学校」技術協力プロジェクトのインパクト分析を行い、補助金供与に加えて学校運営委員会に対する能力強化研修を行うモデルが有効であることを実証した。効果が実証されたことによって、ニジェール教育省、教育のためのグローバルパートナーシップ (GPE) 及び世界銀行に同モデルの有効性が認知され、2015 年度から開始予定の GPE 資金による学校補助金供与事業において能力強化研究も行うことが決定され、同国の 1,000 の公立小学校で本格展開されることになった。また、機構のフィリピン事務所及び社会基盤・平和構築部がフィリピン・ミンダナオでアジア財団等と開催したセミナーにおいて、研究プロジェクト「紛争後の土地・不動産問題－国家建設と経済発展の視点から」の事例研究の結果を発表し、現地関係者の注目を集めた (2015 年 2 月)。
- **事業部が行う調査研究の事業への活用 :** 指標 5-6 参照。

(5) 対外発信の強化

- 研究所では、2014 年度計 26 件のシンポジウム・セミナーを開催した（2013 年度 26 件）。
- **研究所による公開セミナー**：4 月の公開セミナーでは、国連大学デイビッド・マローン学長（国連事務次長）を招き、「開発の理念、経験そして展望」と題する講演を頂いた。9 月の公開セミナーでは、途上国における教育開発プロジェクトのインパクト評価分析について、研究所研究員、世界銀行、アムステルダム大学の研究者が研究成果を発表し、学生、NGO、開発プロジェクトの実務者等の参加を得た。また、国内関係者向けセミナーとして、一般社団法人海外コンサルティング企業協会（ECFA）等と「プロジェクトヒストリー発刊記念セミナー（ジャカルタ漁港）」を共催するとともに、青年海外協力隊研究セミナーを東京及び関西で開催した（東京以外で行う初の研究所公開セミナー）。
- **研究所研究員の活動**：学会発表（延べ 43 件。2013 年度は 32 件）や大学非常勤講師としての講義（延べ 11 件。2013 年度は 14 件）を行った。
- **発信媒体の改善**：より効果的に対外発信をしていくため、研究成果の YouTube での発信（4 月）及びフェイスブックでの発信を開始した（6 月）。メーリングリストの運用を月次の更新情報のみから、刊行物やイベント告知を含めるなど、より積極的な発信ツールとして活用するよう見直しを行った（7 月）。

(6) 機構関係者のナレッジ向上等に向けた取組

- **リサーチ・ネットワーク**：機構内の研究人材の育成を通じて機構のナレッジ向上に貢献するため、リサーチ・ネットワーク（2013 年設置）の活動を本格化させた。具体的には、論文の書き方セミナー（計 2 回）、人事部と共催で国内・海外長期研修経験共有セミナー、及び学位取得応援セミナー（計 3 回）を開催した。論文の書き方セミナーには計 80 名を超える参加があった。セミナー後に行ったアンケートにおいては、非常に多種多様かつ具体的な問題意識、論文執筆への意欲、今次セミナーへの満足度、継続的な開催、支援への期待の高さが確認された。また、リサーチ・ネットワークの活動の一環として、機構内リサーチコンペを実施した。研究プロポーザルを募集してリサーチ・ネットワークメンバーが審査、支援するもので、マラウイ事務所の申請 1 件を採択した。
- **ランチタイムセミナー**：研究成果や外部有識者の知見を広く機構内部で共有し、機構事業への活用に向けた意見交換を行うため、機構内部向けのランチタイムセミナーを 38 回開催し（2013 年度 38 回）、テレビ会議システムを通じて国内機関、海外拠点等との接続も行った（接続拠点数は延べ 122 拠点）。具体的には、ポスト 2015 年開発アジェンダ、ODA60 周年等のテーマに関するセミナーをシリーズで開催したほか、発刊された最新ワーキングペーパーの内容について執筆者が解説するセミナーも行った。
- **図書館サービスの改善**：機構内アンケート（回答者 600 名以上）で要望の多かった検索機能の強化を行った。

(7) 研究体制の強化に向けた取組

- **科研費の運用体制の整備**：機構は、競争的資金の活用による研究活動の拡大と優秀な外部研究人材のリクルート促進等のため、2014 年 3 月に文部科学大臣により文部科学省科学研究費補助金（科研費）の指定機関となった。2014 年度は、機構内の運用ルールを定め、周知するとともに、2015 年度以降の開始案件を 5 件申請した。その結果、3 件採択された（1 件の研究代表者は他機関へ転籍）。大学出向中に科研費を取得した研究員も 1 名おり、2015 年度は 3 件の科研費による研究を実施していく。
- **招へい研究員の受入れ**：海外の研究者の知見を一層活用すべく、新たに世界銀行リードエコノミスト、インドネシア大学研究員等を招へいした。11 月には特別招へい研究員のスリン・ピッサワン氏（前 ASEAN 事務総長）がパキスタンを訪問し、機構の教育分野のプロジェクト等を視察した。ピッサワン氏からは、ムスリム社会の相互理解の必要性、知識の探求と教育の重要性について提言を得るとともに、ムスリム社会の安定のために機構事業や研究が歩むべき方向性について

て、重要な示唆を得た。これら提言を踏まえ、機構パキスタン事務所がイスラム開発銀行と今後の協力体制の構築に向け協議を行った。

(8) 第三者評価委員会等の指摘・提言を踏まえた対応

- 研究所の活動を客観的に評価し運営改善に役立てるため、第三者評価委員会の第4回会合（2014年5月）、第5回会合（2014年5月）を開催した。同委員会では前年度の研究実績の振り返りを行い、議事録や配布資料を研究所ウェブサイトに掲載した。なお、同委員会を引き続き有効活用するために、3名の新委員に委嘱を行った（再任2名を含めて5名）。
- 第4回会合では、これまでの同委員会からの指摘に対する対応及び活動実績が高く評価されるとともに、ワーキングペーパーなどの研究成果発信媒体の見直しや、研究プロジェクトごとの評価等について提言を得た。これを受け機構は、研究会でのピアレビューを審査プロセスの一部に位置付けるなど、研究プロジェクトごとの柔軟な品質管理体制を試行導入した。第5回会合では、これまでの同委員会の提言をふまえた活動内容の改善、前進が見られることを評価するとのコメントを得た。研究成果の事業へのフィードバックをさらに促進していくこと、機構研究所の比較優位を意識した研究テーマ設定を行うこと等について提言を得たため、今後検討していく。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

研究成果の JICA 内部での共有等を通じて人材育成の充実に貢献すること、研究成果を適時に事業にフィードバックすること、科研費を獲得すること等を通じて、引き続き質の高い研究実績を上げ、日本ならではの援助潮流への貢献を強化することを期待する。研究成果の JICA 事業へのフィードバックや内部の研究人材育成を測るベンチマークを設定することが必要である。

<対応>

リサーチ・ネットワークのセミナー・コンペ等を通じた人材育成、研修事業を対象とした研究成果等のフィードバックを進めた。科研費については、運用体制を整備し、新規案件の申請を行い、3件採択された。ODA60周年を機に実施した研究プロジェクトでは、日本の援助を多面的に振り返った結果の発信を行った。ベンチマークについては、研究成果の機構事業へのフィードバックに関して「内部向けのセミナー、勉強会等において研究成果のブリーフィングを行った件数（20件以上）」、内部研究人材の育成に関して「博士号所持者及び博士課程在籍者が研究者の割合（4分の3以上）」、「リサーチ・ネットワークによる人材育成のためのセミナーの回数（年3回以上）」とした。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

2014年度の質的成果としては、ポスト2015年開発アジェンダに向けた研究の成果が挙げられる。研究プロジェクトを通じ、包摂性、強靱性の重要性を提示するとともに、60年の日本の国際協力の経験を振り返って、インフラ整備とキャパシティ開発を重視する理念をポスト2015年開発アジェンダ時代にかかしていくこと

を提言した。また、国際的な研究機関や援助機関との連携による共同研究や、国際セミナーを通じ、積極的に発信した。さらに、研究所副所長等が発表した中国の対外援助推計に関する論文は、アジアインフラ投資銀行設立等で世界の関心を集めている中国の対外援助の解明に寄与したとして、国際的に評価された。研究成果の機構事業への反映についても、研究プロジェクトによる学校運営プロジェクトのインパクト分析の実証結果がプロジェクト活動内容の本格展開に寄与するなど、具体的な成果につなげた。

加えて、モニタリング対象としている量的成果に関しても、書籍発刊数が9冊（2013年度10冊）と前年度並みの高い水準を維持する一方、ワーキングペーパーの発刊数が25本（2013年度比5割増）に増えた。刊行物の総ダウンロード数は7万回以上（2013年度比約7割増）、1本当たりダウンロード数も約700回（2013年度比30%増）と大幅に伸びた。

以上を踏まえ、法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

研究成果の効率的、戦略的な対外発信の強化に必要な研究体制強化及び対外的ネットワーク拡大のため、外部の研究者との連携を更に進めることが必要であり、招へい研究員を拡充する。CSIS やアフリカ経済変革センター（ACET）など国際的な研究機関との連携の強化による戦略的・効率的な対外発信も行う。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

開発効果の向上に資する質の高い研究を行うため、研究の審査体制整備などを行い、機構が事業から得た知見を研究し、さらにその研究結果を事業に活用するというサイクルが機能しつつある。また、ポスト2015年開発アジェンダや日本のODA60周年の研究テーマは時宜を得たものであると評価できる。

さらに、研究所刊行物やワーキングペーパーのダウンロード数の増加から、機構の研究成果の認知度が高まっていることが伺える。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

研究事業は、機構が現場で培った知見を分析・体系化し、自らの事業実施に反映させるとともに、その研究成果を国際場裏の議論や国際援助潮流に反映させるという重要な機能を持っているため、引き続き質の向上を図るべきである。その際、学術研究ではなく我が国の強みを活かした協力の推進につなげるべく、「質の高い成長」のコンセプト化、その具体的事例やインパクトの検証は、今後、開発協力大綱の実施において重要であり、引き続き、日本や海外研究機関と連携してこの分野の研究を強化していくことを期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

・機構の研究所が、企画部やその他の担当部署と連携し、援助潮流の形成に貢献するネットワーキング活動を引き続き強化していくことを期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 8	「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用		
関連政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針 日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）								②主要なインプット情報					
指標等	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「インフラシステム輸出戦略」関連のインフラ等の輸出に資する事業の実績								予算額（千円）					
協力準備調査（PPP インフラ事業）の件数（採択／応募）（注 2）			17/45	13/34	8/14			決算額（千円）			(注 6)		
中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績								経常費用（千円）					
・協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の件数（採択／応募）			13/89	21/123	16/100			経常利益（千円）					
・開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業の件数（採択／応募）				15/71	24/93			行政サービス実施コスト（千円）					
・中小企業連携促進基礎調査の件数（採択／応募）（注 3）			11/56	10/74	19/122			従事人員数					
・案件化調査の件数（採択／応募）			42/145	49/234	51/305								
・普及・実証事業の件数（採択／応募）				42/153	46/179								
・民間連携ボランティア（新規派遣人数／派遣合意書締結社数）（注 4）			4/13	12/32	19/33								
・草の根技術協力（地域活性化特別枠）（注 5）				60/81	25/56								

（注 1） 採択件数は各年度内に採択した件数。補正予算による事業について、採択が翌年度である場合は翌年度の採択件数に計上。

（注 2） 2014 年度は、第 1 回公示分の採択件数のみ計上。第 2 回公示分の採択件数は、採択時期を 2015 年度としたため計上せず（2013 年度までの実績値は年度 2 回の公示分の採択件数）。2013 年度の実績値について、2013 年度業務実績報告書では採択 12 件と報告したが、一部計上漏れがあったため訂正。

（注 3） 2012 年度は、「中小企業連携促進調査（F/S 支援）」の名称で実施。

（注 4） 2013 年度の派遣合意書締結社数について、2013 年度の業務実績報告書では 45 社と報告したが、累積値であったため訂正。

(注 5) 2012 年度は、「草の根技術協力（地域経済活性化特別枠）」として実施。

(注 6) 項目 No. 27 の別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2. (3) 民間との連携の推進

(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用

我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じ、開発途上国の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款や海外投融資の活用、民間企業や自治体からの提案に基づく技術協力や調査の実施等の戦略的な開発支援を行う。

中期計画

1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施

我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ、開発途上地域の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び地方自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款制度の改善、海外投融資の活用、民間企業及び地方自治体等からの提案に基づく案件の形成（官民連携（P P P）案件を含む）、法制度整備支援・人材育成支援の実施等の戦略的な開発支援を行う。

具体的には、

- 開発途上地域の開発課題解決に裨益する分野において、円借款や海外投融資の活用に加え、中小企業を含む民間企業や地方自治体等との連携による技術協力や調査の実施を通じ、我が国の民間企業及び地方自治体等によるインフラ等の輸出を含む海外展開拡大にも資する取組を推進する。

年度計画

1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施

- ① 「国際展開戦略」の実施に資するため、経協インフラ戦略会議、中小企業海外展開支援会議等の政府の会議等に必要な情報を提供する。
- ② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組のための態勢を強化するとともに、円借款、海外投融資、技術協力等を通じて、企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施する。
- ③ 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組のための態勢を強化するとともに、中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業を実施する。

主な評価指標

指標 8-1 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

指標 8-2 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

指標 8-3 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況

3-2. 主要な業務実績

指標 8-1 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

1. 経協インフラ戦略会議による政策策定への貢献

日本の国際展開戦略に資する政策策定への貢献として、主に経協インフラ戦略会議における議論及び政策決定プロセスにおいて情報提供や施策の提言を行った。

- **情報の提供**：2014年度に開催された計8回の経協インフラ戦略会議のうち、第11回（6月）、第12回（7月）、第13回（10月）、第14回（10月）、第16回（2015年3月）、第17回（2015年3月）の6回の会合に係る準備作業において内閣官房から外務省・機構に対してヒアリングが行われ、情報提供を行った。
- **事業の実施に基づく施策の提言と反映**：第11回会議（①防災、②インフラ輸出戦略フォローアップ第2弾）で決定された「インフラシステム輸出戦略（平成26年度改訂版）」に、機構が提案したセクター・プロジェクト・ローンの活用や、日本方式普及のための無償資金協力・技術協力活用等の施策が新たに記載された。機構の提案により、インフラ輸出戦略フォローアップに関する会議資料には、「これまでに拡充した主な施策」として外貨返済型円借款やSTEPの制度改善等の実績、「成果目標達成に向けた更なる取組」の具体的方策として、セクター・プロジェクト・ローンの本格活用等が重点的に列举された。
- **国別・地域別テーマへの貢献**：第12回会議（中南米）では中南米における機構の取組事例として地上デジタル放送（日本方式）、農業（セラード開発、穀物輸送インフラの整備）、地熱発電やモノレール整備、自動車産業に係る人材育成等について情報を提供したほか、第13回会議（ミャンマー）ではミャンマーにおける機構の取組事例として通信事業への総合的支援、ティラワ経済特別区開発、法制度整備支援、人的資源開発に対する各種協力について情報を提供し、結果これらの取組が本会議資料において重点的に取り扱われた（掲載事例の大半が機構事業）。第14回会議（ASEAN官民連携の現状と課題）では機構の取組事例として、ASEANにおけるPPP手法活用の現状分析、制度枠組みやPPP事業支援の取組事例等について情報を提供し、本会議資料において機構の提供した情報が重点的に活用された。第17回会議（インドネシア）では、インドネシアのPPP案件形成・制度整備支援、首都圏投資促進特別地域（MPA）案件をはじめとする大型インフラ円借款案件及び海外投融資内談案件等について情報提供を行い、本会議資料に記載された。
- **課題別テーマへの貢献**：第11回会議（①防災、②インフラ輸出戦略フォローアップ第2弾）において、フィリピン台風ハイヤンへの対応（緊急援助から早期復旧、本格復興をつなぐシームレスな支援、災害復興スタンドバイ円借款や復旧・復興支援プログラム無償等の新制度の活用）等、日本の防災インフラ輸出のモデルケースとして機構事業の事例が重点的に活用された（本会合資料に挙げられた10件の事例のうち8件が機構事業）。第16回会議（①鉄道、②人材育成）では鉄道インフラ輸出に係る日本の強みや、鉄道事業者海外展開に向けたステップ、欧州規格に対抗する方策の一つとしての相手国への専門家派遣、個別案件の状況等について情報提供を行い、また人材育成の意義に係る概念整理、中国・韓国が実施している研修の動向とその評価、人材育成の具体事例等の情報を提供し、その多くが本会議の資料において活用されている。

2. 中小企業海外展開支援会議への情報提供（指標 9-2 参照）

指標 8-2 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

1. 態勢の強化

開発効果の向上とともに企業等によるインフラ輸出にも貢献する取組として、以下の制度の改善を行った（詳細につき、指標14-2、4、5、8参照）。

- **円借款の迅速化**：円借款の更なる迅速化及び特定国・セクターにおける中・長期的協力関係の構築を目的に、同一セクター等の複数の個別案件をまとめて円借款を供与する制度（セクター・プロジェクト・ローン）を導入した。
- **中進国、卒業移行国との協力促進のための制度改善**：国際展開戦略の観点からも重要な中進国や卒業移行国との協力の促進のため、10月の経協インフラ戦略会議において、卒業移行国向け円借款における「戦略的意義」の要件を明確化し、中進国・卒業移行国への円借款案件の形成を積極化することが打ち出された。これに基づき、案件の形成に取り組んだ。また、卒業移行国に対するコストシェア技術協力の制度を整備し、候補国への日本人講師の派遣や候補国幹部を日本に招くとともに、専門家派遣に関する具体的な協議を実施した。
- **PPPインフラ整備促進のための資金協力の制度改善**：PPPによる開発途上地域のインフラ整備を促進するため、相手国政府・公社等と民間事業者の間のオフテイク契約の履行リスクをカバーする、スタンバイ借款制度を導入した（11月の日・ASEAN首脳会議にて日本政府が発表）。また、民間企業が施設建設から運営・維持管理を含めて実施する公益事業に関連した、施設・機材を対象とする無償資金協力の運用方法を検討した。
- **維持管理サービスを含めた無償資金協力（医療分野）**：供与した機材の有効活用に加え、日本企業と相手国医療機関等との長期的な関係を足がかりとした国際展開促進の観点から、従来相手国負担であった維持管理サービス等も含む無償資金協力を可能とするための運用方法に係る制度を整備・導入した。

2. 事業の実績

(1) 開発途上地域におけるビジネス環境の整備（詳細につき、指標 2-1 参照）

- **マスタープラン策定**：民間セクターや地方自治体等との連携により事業の質の向上を図るとともに、将来的な日本企業によるインフラ受注にもつながるようなマスタープランの作成支援を実施した。具体的には、ミャンマーにおいて「全国運輸交通マスタープラン」、「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」、「電力マスタープラン」を作成し、関連省庁をはじめ、金融機関や商社、メーカー、ゼネコン、コンサルタント会社などを対象に概要説明会を開催し、マスタープランの実現化に向けた取組を行った。また、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）で打ち出され、経済団体等からの要請も強いアフリカ戦略的マスタープランの策定にも着手した。具体的には、ケニアにおいて「モンバサ・ゲートシティ総合都市開発マスタープラン」や「北部回廊物流網整備マスタープラン」の調査を開始した。
- **法制度整備支援**：進出日本企業の活動やインフラ展開の基礎ともなる法制度整備に資する支援を実施した。具体的には、フィリピン「包括的国家競争政策プロジェクトフェーズ2」を通じて日本の知見や経験を踏まえた競争法（案）が国会に提出されるなどの成果を得るとともに、新たにラオス「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」、ミャンマー「法案審査・法案起草本邦研修」、ベトナム「民法改正本邦研修」等のプロジェクトを開始した。
- **産業人材育成**：進出日本企業の活動を支える人材育成を実施した。具体的には、トヨタ・ウガンダと連携してウガンダ「ナカワ職業訓練校の人材育成強化プロジェクト」を開始するとともに、国立職業訓練機構の経営能力・訓練内容の強化を図るためのコンゴ民主共和国「国立職業訓練機構能力強化プロジェクト」を開始し、TICAD産業人材育成センターの取組を進めた。

(2) 事業を通じたインフラ等の輸出促進への貢献（詳細につき、指標 2-1、14-6 参照）

円借款、海外投融資、無償資金協力を通じて、日本企業の直接的なインフラ等の輸出にも貢献した。具体的な事例は以下のとおり。

<円借款>

① 新規供与事例

- **バングラデシュ「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（I）」**：定格出力1,200MW（600MW×2基）の発電所を建設する事業（供与限度額約415億円）。日本企業が有する優れた技術である超々臨界圧石炭火力発電所の建設工事部分を資金支援する機構初の事例であるとともに、バングラデシュにとっても同技術を活用した初の発電所である。9月の総理の同国訪問時の両国の共同声明に盛り込まれた「ベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）」を支える基幹インフラでもある。同国の電力マスタープランから本案件のF/S実施までを日本企業が一貫して実施している。
- **フィリピン「メトロマニラ立体交差建設事業（VI）」（STEP）**：マニラ首都圏の交通渋滞が著しい幹線の交差点において、立体交差を建設し、渋滞緩和を図る事業（供与限度額約79億円）。機構が策定を支援し、同国大統領により承認された「マニラ首都圏運輸交通インフラロードマップ」に含まれる案件の一つ。安全の確保はもちろんのこと、鋼桁、鋼床板、鋼橋脚を使用した急速施工により、工期や交通規制期間を短縮し、工事中の渋滞を最小化するなど、日本に優位性の高い技術の活用や、日本ならではの工事プロセスにおける配慮を図っている。
- **ケニア「モンバサ港開発事業フェーズ2」（STEP）**：東アフリカ地域の物流拠点であり東アフリカ北部回廊の起点となるモンバサ港のコンテナターミナルの建設や荷役機械の整備等を支援する事業（供与限度額約321億円）。ケニア向けの過去最大規模の円借款。複数スキーム（3件のマスタープラン策定支援、2件の円借款）を組み合わせる面的に支援する中、本事業の完成により総合的な物流が円滑化され、北部回廊の競争力が強化される。軟弱地盤対策に本邦技術を活用するSTEP案件であり、また港湾ターミナルの運営は、ケニア初の民間委託を予定している（日本企業向けのモンバサ・セミナー開催について指標9-2参照）。
- **ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」**：「インフラシステム輸出戦略（平成26年度改訂版）」で示された具体的施策である「セクター・プロジェクト・ローン」の初の承諾事例。11月にサブプロジェクト3件に係る合計約868億円のE/Nが締結された。このうち日本の優れた高効率ガス火力発電技術を活用する「トゥラクルガン火力発電所建設事業」は11月にL/Aを調印した。さらに、新たな高効率ガス火力発電案件の形成や、運営・維持管理に係るトレーニングセンターの機材整備等を支援する「電力セクター能力強化事業」についても、2015年1月にL/Aを調印した。

② 大型受注事例

- **インド「貨物専用鉄道建設事業」**：デリー・ムンバイ産業大動脈構想の基幹となる貨物鉄道の電気・機械パッケージ（約500億円）を日本企業と現地企業の共同企業体が受注した。本事業は、インド初のSTEP案件であり、2014年度に日本企業が受注した円借款事業の契約としては最大規模となった。
- **ベトナム「ホーチミン市都市鉄道1号線」**：ベトナム初の地下鉄工事の地下工事パッケージ（約348億円）を日本企業の共同企業体が受注した。本路線に対しては、別途、機構が各駅のコceptデザインや駅前開発計画策定を支援しており、同支援のアドバイザー会議のメンバーであった西日本鉄道と阪急電鉄が、沿線のマンション開発プロジェクトに参画することが決定した。
- **インドネシア「ジャワスマトラ連系送電線」**：日本の技術を活用した直流送電線パッケージ（約305億円）を日本企業と現地企業の共同企業体が受注した。インドネシア新政権の重要施策の一つとして2015年1月に同国政府が発表した「35GW電源開発計画」にも位置付けられた。

<海外投融資>

- **ミャンマー「ティラワ経済特別区（ClassA区域）開発事業」**：ミャンマーの最重要課題である製造業の振興及び雇用の創出並びに本邦企業の海外展開推進に貢献するため、同国初の経済特別区を開発する事業に対する海外投融資の出資を承諾した。日本・ミャンマーの経済協力の象徴的プロジェクトであり、関連法制度整備、法制度運用、周辺インフラ整備等について、技術協力・円借款・海外投融資・無償資金協力の全スキームを総動員して支援する、PPPインフラのモデル事業である。

<無償資金協力>

① 新規供与事例

- ・カンボジア「**プノンペン交通管制システム整備計画**」：交通渋滞が深刻化しているプノンペン都において、100か所の交差点信号機と交通管制センター等を導入する事業（供与限度額約17.3億円）であり、日本の都市交通管制システム輸出の第一号案件。日本の交通工学を活用して各交差点の交通量や形状に応じた設計・調整を行い、市内の交通渋滞緩和を目指す。日本の技術をいかしたLED製信号機は、視認性が高く、長寿命であり、交通安全の向上にも資する。本事業は、プノンペン市の都市交通マスタープラン（指標2-1参照）の優先案件である。

② 大型受注事例

- ・ミャンマー「**通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画**」：ソフトウェア開発・機材調達パッケージ（合計約38.7億円）を日本企業が受注した。日本の通関の輸出入・港湾関連情報処理システム及び通関情報総合判定システムの技術を活用した電子通関システムを構築するもの。なお、機構は、本事業を補完するため、長期専門家3名を派遣し、本システムの適切な維持・管理に必要な人材育成・体制整備も支援している。

(3) 開発途上地域の PPP 方式インフラ整備の支援

① PPP 制度強化支援

- ・開発途上国におけるPPP政策策定に際し、他ドナーとの連携を強化するなどして、制度設計に係る支援や議論に参加した。具体的には、ベトナムでは中央・地方政府関係者を日本に招き、日本のPPP事業に関する理解促進及び今後の展開に関する意見交換を実施した。ラオスではアジア開発銀行（ADB）のPPP政策策定に関する意見書に対してインプットを行った。加えて、インドネシアでは、PPP事業推進専門家による支援の結果、4件の提案がなされた。フィリピンでは、国家経済開発庁管轄のPPPセンター及びインフラ事業の実施機関に対して、PPP制度構築及び案件形成能力を強化するための技術協力を実施している。また、ベトナムにおいては、PPP事業推進専門家及び現地コーディネータにより新PPP法の制定に向けて知見を提供することにより、日本企業も有益となる制度の構築を図った。

② 協力準備調査（PPP インフラ事業）の形成、実施

機構は、公的資金のみでは賄えない膨大な開発途上地域のインフラ需要の拡大と日本企業のインフラ輸出ニーズに的確に対応するため、日本企業の提案を活用し、海外投融資・円借款事業を含む PPP インフラ整備事業の基本事業計画を策定する「協力準備調査（PPP インフラ事業）」を実施している。具体的な取組は以下のとおり。

- ・**案件形成**：現地のニーズが高く今後PPP事業が促進され迅速かつ適切に日本の政策にも貢献できる分野で、協力準備調査（PPPインフラ事業）及び海外投融資事業としても採択可能となるような優良なPPP案件の発掘を強化するため、基礎情報収集確認調査を行った。具体的には、インドネシアにおける小水力事業に関する基礎調査を実施したほか、トルコにおける病院事業に関する基礎調査を立ち上げた。今後調査結果に基づき、相手国政府や民間企業とも情報共有を行い、協力準備調査（PPPインフラ事業）での提案促進を図っていく。
- ・**新規採択の実績**：インフラシステム輸出戦略等、日本の重点政策に貢献する事業として、空港、資源・エネルギー、橋梁・道路等の交通インフラ、医療等の分野における案件を採択した。主な事例は以下のとおり（採択件数は「2. 主要な経年データ」参照）。
 - インドネシア「**ロンボク国際空港改修及び拡張事業準備調査**」：旅客数が拡大するロンボク国際空港の改修・拡張に係る事業の準備調査。観光開発を含めた

同地域への開発・経済効果を生み出すことが見込まれる。また、インドネシアでは、これまで日本企業が空港運営に参画した実績はなく、日本企業の航空分野 PPP 事業への参入の契機となることが期待される。

- **ネパール「トリブバン国際空港運営及び拡張・改修事業準備調査」**：ネパール唯一の国際空港の拡張・改修を実施するとともに、既存空港敷地内における国際旅客ターミナルビルの新設・施工監理・運営を実施する事業の準備調査。日本の空港開発技術をいかして本邦企業が調査を実施することにより、本邦企業による同国への将来のインフラ輸出促進にも資することが期待される。
- **バングラデシュ「マタバリ地区輸入石炭ターミナル建設・運営事業準備調査」**：産業成長のため電力不足の解消を目指すバングラデシュにおいて、輸入石炭を活用した火力発電所の増設を支える事業の準備調査。日本を含む政府系電力公社や IPP（独立系発電業者）、PPP 事業者による石炭火力発電所建設の呼び水となることが期待される。同国政府は、マタバリ地区をエネルギー供給基地（一次エネルギー輸入・大規模発電）及び産業貿易拠点として開発する政策を掲げており、上述の円借款事業「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（I）」とともに長期的な視点でこれを支援する事業である。
- **トルコ「ダーダネルス海峡大橋・クナル〜チャナッカレ自動車道事業準備調査」**：道路整備等を通じた物流効率性向上を開発の重点とするトルコ政府が、高い重要度に位置付けている事業の準備調査。過去の橋梁整備に対する協力の成果に基づき、同国政府は日本の橋梁技術の活用を期待しており、将来的な日本の民間企業の参入可能性がある。
- **トルコ「アイドゥン県における国立総合病院整備事業準備調査」**：トルコの病院は、設計・建設だけでなく、運営維持管理期間も同国政府と民間企業が組成する特別目的事業体が担うことになっている。このため、設計部分のみならず、サービス管理、病院運営等、日本が有する総合的な医療技術と病院運営ノウハウをいかすことができる。日本のインフラシステム輸出戦略や健康・医療戦略にも合致し、日本式医療の展開への貢献が期待できる。
- **終了後の側面支援**：協力準備調査（PPP インフラ事業）の終了後も、提案企業や相手国政府との現地における協議、案件実現に向けて必要な条件や解決すべき課題に関するコンサルテーションや各種調整により、海外投融資及び円借款事業化に向けた検討（年度末時点で27件）を継続的に行っている。
- **質の向上に向けた取組**
 - 開発途上国における PPP インフラ事業の困難さを踏まえつつ、民間企業による活用を促進するため、協力準備調査（PPP インフラ事業）活用可能性の分析調査を実施した。同調査では、ベトナムの水分野における協力準備調査（PPP インフラ事業）の結果を基に、実施上の留意点を整理し、参考情報として民間企業に提供した。また、日本企業の現地駐在者に対する協力準備調査（PPP インフラ事業）の説明会を実施した。こうした取組により、複数の案件の採択につながった（インドネシアにおけるロンボク国際空港改修及び拡張事業準備調査等）。
 - 国家開発政策上、重要と位置付けられる大型インフラ案件や、より精度の高い設計や精緻な需要予測、法制度の変更を伴う案件等、広範かつ詳細な情報の確認が求められる案件については、通常の調査費用上限額 1.5 億円に対し、新たに上限額 3 億円の枠を設定した。

③ 海外投融資事業による PPP 方式インフラ整備の支援（指標 14-6 参照）

指標 8-3 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況

1. 中小企業を含む民間企業の海外展開の拡大にも資する取組

機構は、中小企業を含む企業の技術・知見の活用による開発途上地域の課題の解決のため、企業の提案に基づく事業を行っている（「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」。また、中小企業対象の「中小企業連携促進基礎調査」、「案件調査」、「普及・実証事業」）。

(1) 態勢の強化

① 民間企業のニーズを踏まえた態勢強化・制度改善

- **態勢の強化**：案件化調査が外務省委託費事業より機構事業として移管された。また、中小企業連携促進基礎調査の担当部署を民間連携事業部より国内事業部に移管し、中小企業を対象とした事業の窓口の一元化を図り、応募者の利便性向上を図った。さらに、在外事務所、国内機関に中小企業支援を担当する人員（38名）（2013年度比で国内機関6名増、中小企業支援調整員2名増）を配置し、一部の国内機関への権限移譲を進めた。
- **制度の改善**
 - **協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の制度改善**：経済産業省主催の BOP ビジネス運営協議会や財団法人主催の協議会への出席に加え、BOP・インクルーシブビジネスの有識者との間で、BOP ビジネスの事業化や環境改善に関する意見交換を行い、協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の継続的な制度改善に努めた。さらに、同事業の実績のある企業 7 社と、BOP ビジネス展開促進のための方策等について意見交換を行った。その結果、提出書類の簡素化や公募時期の見直し等も含めた運用の改善等を行うこととした。また、調査完了案件のスケールアップのための支援実施の可能性を検討している。
 - **案件化調査、普及・実証事業の制度改善**：提案者の範囲を拡大するため、中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合）も案件化調査及び普及・実証事業に提案できるように制度を変更した。また、提案者の経理事務負担を減らすため、案件化調査については会計年度をまたぐ調査を可能とし、普及・実証事業については提案企業への事業費の支払方法を提案企業の資金繰りに対応し、前払い、部分払いについても可能とする方向で見直した。これらの変更は、「中小企業海外展開支援事業（案件化調査／普及・実証事業）業務実施ガイドライン」改訂版に反映し、周知を図った。なお、従来の「民間提案型普及・実証事業」の名称を「普及・実証事業」に簡素化した。
 - **財務省予算執行調査の指摘を踏まえた改善**：中小企業海外展開支援事業について、各事業の説明会を統一するとともに、機構負担経費の支出基準も統一し（中小企業連携促進基礎調査の直接人件費について当該企業の人件費を除き、外部人材の人件費のみを負担）、2015 年度概算要求に反映した。

② 中小企業の製品・技術と開発課題のマッチング精度の向上

- **中小企業の製品・技術と開発課題のマッチング**：開発課題の解決に資する中小企業の製品・技術の掘り起こしのため、他の支援機関からの協力を得つつ外部コンサルタントによる委託調査を実施し、水資源、環境管理、エネルギー、防災、保健医療分野に関する中小企業の優良製品を抽出し（約500製品）、内部資料として活用した。本資料を参考として、在外事務所にて製品・技術の活用が見込まれる開発課題情報を取りまとめ、中小企業が応募の際に参考となる現地情報として提供した。
- **重要な開発課題におけるマッチング促進**：重要な開発課題であるが中小企業の提案が限られてきた分野（医療・保健、防災・災害対策）への応募を促進するため、特定の開発課題に関する現地視察（中小企業現地調査プログラム）を試行的に設計した。2015年度にタイ（医療・保健分野）、フィリピン（防災・災害対策分野）にて実施を予定している。試行後は結果をレビューし、実施方針を検討する予定。

③ ODA 事業化の促進

- **財務省予算執行調査の指摘を踏まえた改善**：案件化調査及び普及・実証事業のODA案件化促進のための方針を策定し、想定されるODA案件化の形態とともに関係部署、外務省、在外公館と共有した。このほか、中小企業ノンプロジェクト無償での活用可能性のある製品を抽出し、外務省と共有を図った。結果、案件化調査、普及・実証事業にて調査、事業を実施中・実施済みの企業のうち3社の製品が中小企業ノンプロジェクト無償により契約を締結した。
- **ODA案件化の実績**：案件化調査後、2014年度に普及・実証事業に採択された21件を含め、27件がODA案件化を実現した。このほか、機構が実施する研修事業と基

礎調査、案件化調査、普及・実証事業の連携事例が8件確認された。

④ 応募奨励

- **相談態勢の強化**：前述の国内機関の態勢強化等の結果、全国でより多くの中小企業からの応募に関する相談に対応できるようになった。個別相談対応件数は、2013年度の295件（276社）から、2014年度は1,309件（2,205社）に大幅に増加した。また、この結果、中小企業海外展開支援事業への応募件数も、2013年度の461件から2014年度の606件に増加した。
- **新規企業の開拓**：協力準備調査（BOPビジネス連携促進）では、過去の調査実施案件に関する定期的なモニタリング及び事業化動向の分析を行い、新規事業提案の募集及び既往案件の円滑な運営に活用したほか、BOPビジネスに関心をもつ新たな企業の開拓を目的とする調査を開始した。同調査では、民間企業800社以上に対するアンケートを実施し、開発途上国への進出やBOP・インクルーシブビジネスへの関心、実施可能性などを確認した。
- **情報提供の機能の拡充**：機構ウェブサイト案件検索機能を整備し、企業による過去の事例や報告書へのアクセスを改善した。また、中小企業関連事業の優良事例集を取りまとめ、応募検討中の企業との個別相談で紹介するなどして、制度に対する理解の促進を図った。
- **応募の少ない地域に焦点を当てた案件発掘**：中小企業連携促進基礎調査では、これまで応募の少なかった東北地域において役職員の出張等を通じて積極的に制度周知を行い、優良案件の発掘を行った結果、同地方企業の採択実績が増加した。

⑤ 政府の政策に対応した新規分野の開拓

- **協力準備調査（BOPビジネス連携促進）**：日本政府の「健康・保健戦略」に貢献するため、「健康・スポーツ」や「栄養改善」等を勧奨分野に追加し、応募を勧奨した結果、新規案件採択につながった（バングラデシュ：ユーグレナクッキー、マラウイ：味の素・栄養治療食品）。また、BOP層のニーズ拡大を見込んだ新規市場の開拓・日本ブランドの確立（食品、医療、教育、農業、環境等）、「イノベーティブなアプローチ」（インドネシア：天候インデックス保険）、「異業種との連携」（モザンビーク：電子マネー技術）、「女性の社会進出・エンパワーメントと子どもの健全な成長の推進」（スリランカ：eラーニング、インド：ミルクレディ）、「企業とNGO等との連携促進」（チュニジア：オリーブ（筑波大学））の分野でも応募を勧奨し、それぞれ新規採択につながった。
- **開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業**：日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、国際保健外交戦略等の国家戦略に貢献するため、以下の勧奨分野を設定し、これらの分野で以下のような新規案件を採択した。
 - インフラシステム輸出に資する提案（ベトナム：非開削下水道管路（積水化学）、ミャンマー：日本式配電技術（きんでん））
 - 都市問題解決に資する提案（上下水、ICT等：自治体との連携を推奨、インド：バンガロール廃棄物処理（JFEエンジニアリング・横浜市）、フィリピン：ダバオ市廃棄物発電（新日鉄住金エンジニアリング・北九州市））
 - 健康・医療サービスの国際展開に資する提案（タイ：アドバンス内視鏡（オリンパス））
 - 異業種等と連携したイノベーティブな提案（インドネシア：農業生産性向上のための複合センシング（NEC））また、2014年度補正予算により上限額を5,000万円とした「健康・医療特別枠」を新たに設け、比較的成本の高い医療器材や医療従事者を含めた事業を実施するための新制度を開始し、「健康・保健戦略」等、政府の政策に沿った案件形成を促進した。
- **案件化調査及び普及・実証事業**：インフラシステム輸出に資する提案や都市問題の解決に資する提案等、政府の重点政策等を踏まえた応募勧奨分野を設定し、各国の開発課題や産業界のニーズ等にも合致するような案件の採択に努めた結果、案件化調査では採択51件中39件、普及・実証事業では採択46件中27件が

これら勸奨分野に合致した。また、開発途上国のニーズが大きい農業・農村開発分野について、中小企業向けに農業分野に特化したセミナーを実施した結果、農業分野の採択件数が増加した（2013 年度 14 件（採択件数の 13%）、2014 年度 22 件（採択件数の 19%）。

⑥ 他機関との連携強化（指標 9-2 参照）

（2）事業の実績

① 各調査・事業の採択件数（「2. 主要な経年データ」参照）

② ODA 事業への活用

機構は、民間企業提案の各種事業により開発課題解決上の有用性が確認された企業の知見・技術を、ODA 事業に活用している。具体的な事例は以下のとおり。

- **協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）**：離乳期栄養強化食品事業化調査を行った味の素社等と連携し、ガーナを対象に日本の官民連携やセクター横断的な栄養政策・事業について学ぶ国別研修を実施した。ウガンダでは、「新式アルコール消毒剤による感染症予防を目的とした BOP ビジネス事業準備調査」を実施したサラヤ株式会社の協力を得て、青年海外協力隊員の派遣先である国立病院において、同社の消毒剤を活用した啓もう活動を実施し、医師、看護師の衛生改善や病院内の環境改善に貢献した。なお、同社のウガンダでの活動は世界保健機関（WHO）においても紹介・奨励され、東アフリカ諸国の保健省関係者を対象とした国際会議を開催して衛生管理の重要性の理解促進を図った。
- **開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業**：メキシコ等で実施された「経橈骨動脈カテーテル法による虚血性心疾患治療普及促進事業」（テルモ株式会社）が評価され、メキシコ政府による技術協力プロジェクトの要請につながった。
- **中小企業連携促進基礎調査**：アルミリサイクル技術に関する課題別研修の講義において、タイ「ゼロエミッション実現に向けたアルミドロス（残渣）の完全再生及びループ構築事業調査」を実施している小川アルミ工業株式会社からの説明を得た。
- **案件化調査、普及・実証事業**
 - **案件化調査から普及・実証事業への展開**：案件化調査の結果、普及・実証事業につながったものは累計 43 件（2014 年度 21 件、2013 年度 22 件）であった。普及・実証事業の開発上の効果として、例えば、ベトナム「新しい天然無機質系凝集沈降剤を用いた小規模浄水普及・実証事業」（HALVO 株式会社）では、普及・実証事業を通じて、2 つの省の上水道未整備地域における学校や病院等の公共施設に計 29 台の浄水設備を設置し、HALVO 株式会社の凝集沈降剤を用いて地域の住民約 6,200 人分の安全な水を供給した。
 - **技術協力、無償資金協力への展開**：案件化調査、普及・実証事業の結果を、機構の技術協力で活用したものが累計 10 件、資金協力での活用や新規案件の開拓に貢献したものが累計 9 件、民間連携ボランティアや草の根技術協力等での活用や新規案件の開拓に貢献したものが累計 6 件に上った。例えば、本邦研修「タンザニア地方農業開発」では、タンザニアで「もみ殻を原料とした固形燃料製造装置の導入案件化調査」を実施した株式会社トロムソが農産品加工ビジネスの可能性と投資リスクに関する講義や固形燃料製造装置のデモンストレーション等を実施した。また、カンボジアでは、技術協力プロジェクト「産業のための人材育成プロジェクト」が協力対象としている職業訓練校において、同国で「燕三条ブランド工具の普及・実証事業」を実施しているトップ工業株式会社の技術を活用した工具研修を開催した。さらに、ウクライナ政府が、同国における「バイオマスペレット製造装置及びボイラーの普及・実証事業」（あすかグリーンインベストメント株式会社）を評価し、関連する無償資金協力事業の要請を行った。

③ 民間企業の事業への展開

2014年9月以前に「中小企業連携促進基礎調査」「案件化調査」「普及・実証事業」を終了した中小企業を対象にアンケート調査を実施した結果、約8割の企業が対象国でのビジネス展開を継続中であることが確認された。機構事業への参画がきっかけとなって、開発課題の解決にも貢献するビジネスにつながった事例は以下のとおり。

- **協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）後の展開**：終了案件累計 61 件のうち 14 件が事業化あるいは事業化目前の状況にあり、安全な飲料水の確保、衛生改善、栄養改善、環境問題の改善等、開発途上国の開発課題の解決に貢献する事業の実施が見込まれている。事業化の例として、例えば、サラヤ株式会社がウガンダ「新式アルコール消毒剤による感染症予防を目的とした BOP ビジネス事業準備調査」の結果、病院や家庭で使えるアルコール消毒剤の生産体制を確立し、啓もうや病院関係者の衛生管理の改善に貢献している。株式会社ユーグレナ（調査は株式会社雪国まいたけが実施）は、バングラデシュ「緑豆生産の体制構築事業準備調査」の結果、現地産の緑豆生産により輸出製品の生産と国内消費を通じた栄養改善、更には女性の参加促進によるエンパワーメントと収入向上につながる事業を展開している。
- **中小企業連携促進基礎調査後の展開**：テラモーターズ株式会社は、ベトナム「電動バイク販売事業調査」の結果を踏まえ、排気ガスによる大気汚染が深刻なハノイ市で、環境負荷の小さい電動バイク販売を開始し、2014 年内に 11 店に増やす計画に取り組んだ。
- **案件化調査の展開**：株式会社アペレは、ベトナム「新生児黄疸診断機器導入を通じた新生児医療向上案件化調査」を実施後、11 月に現地工場で新生児黄疸機器の生産を開始し、現地で雇用した 2 名に対する技術指導を行っている。また、株式会社レアックスは、ボリビア「井戸診断による長寿命化に関する案件化調査」の実施中に、井戸内の様子を詳細に視認できるカメラの有効性を評価され、現地パートナーに販売した。
- **普及・実証事業後の展開**：前述の HALVO 株式会社は、ベトナムでの普及・実証事業をきっかけとして、自己資金で天然無機質系凝集沈降剤の現地工場を開設し、9 月より現地生産を開始した。また、株式会社イセキ開発工機は、インドネシア「下水管路建設における推進工法技術の普及・実証事業」をきっかけとして、インドネシアの公共事業（チリウン川放水路事業）を受注した現地国営企業から高い評価を得て、当該公共事業の一部を行う共同企業体の一員として参画した（掘進機及び指導員派遣（約 16 億円））。

④ 地域経済活性化の促進

- 機構の企業提案型事業は、その多くを地方の中小企業等が実施しており、これを通じて地域経済の活性化にも貢献している。案件化調査、普及・実証事業の採択案件のうち関東圏以外の企業が占める割合は、2013 年度の 55%から 2014 年度は 66%に上昇した。地域経済活性化に貢献する案件がより多く採択されるよう、2014 年度補正予算による案件化調査では、審査基準における「地元経済・地域活性化への貢献」に関する評価の割合を増加させて、募集を行っている。（地方自治体の地元中小企業の海外展開支援と連携した取組について、下記 2（2）参照）

⑤ 民間連携ボランティアによる企業のグローバル人材育成支援（指標 10-5 参照）

2. 地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績

(1) 態勢の強化

① 草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」

- **事業の趣旨：**草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」は、日本政府の「好循環実現のための経済対策」の一環として、地方自治体の発意による国際協力を通じた日本の地域の活性化を図るため、平成 25 年度補正予算により予算が認められた。本制度では、地方自治体が主体となり、地域が有する知見・経験や技術を活用して開発途上地域に貢献することを支援するとともに、開発途上国の様々な需要・ニーズを日本各地のリソースと積極的に結びつけ、国際化を支援することによって、地域の活性化を促進することが期待されている。平成 26 年度補正予算においても、日本政府の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の一環として予算が認められ、地域が有する知見・経験、技術等の活用、地場産業振興、地域人材の活用等これまで以上に「日本の地域活性化の観点」を重視することとした。
- **態勢の強化：**地方自治体の応募を促進するため、国内拠点に担当人員 3 名を新たに配置した。
- **対象分野の拡大：**従来、自治体の国際協力の主流分野は上下水道整備、廃棄物処理といった環境インフラ分野であった。草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」では、対象分野を高齢者福祉、防災、観光、伝統産業における人材育成にも拡大し、応募勧奨を行った。この結果、2014 年度は 25 件を採択し、本事業の目的により合致した優良案件が増加した。主な事例は以下のとおり。
 - **ベトナム「ダナン市の看護職を対象にした老年ケア・キーパーソン養成事業」(岐阜県関市)：**市内の病院、介護施設、大学が連携して介護職員の資質向上を図ってきた関市の知見をいかし、高齢者の生活の質を重視する日本の老年ケアの考え方やスキルを現地の看護従事者等に伝える事業である。加えて、日本有数の刃物生産地である同市の刃物生産技術をいかした介護機器・医療機器をベトナムに紹介することも期待されている。
 - **インド「マハラシュトラ州における『観光おもてなし』支援事業」(和歌山県)：**世界遺産地域（アジャンタ石窟群、エローラ石窟）の観光振興に必要な人材育成のため、世界遺産（高野・熊野）を有する和歌山県が支援を行う事業であり、円借款「アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備事業」により整備したアジャンタ・ビジターセンターの機能強化も期待できる。和歌山県とマハラシュトラ州は、和歌山県世界遺産センターと同ビジターセンターの提携・交流協定を締結して共同・相互広報にも取り組んでおり、同ビジターセンターの人材育成は和歌山県の観光振興にも間接的に資する。

② 地方自治体間の経験共有促進：（第 1 回自治体連携強化セミナーの開催について、指標 9-4 参照。）

③ 地方自治体と連携した無償資金協力：（地方自治体と連携した案件形成に関する制度の整備について、指標 14-8 参照。）

(2) 海外展開に積極的な地方自治体との連携の実績

- **横浜市のインフラビジネス国際展開：**横浜市は、中期計画（2014 年度から 4 年間）の施策の一つに「市内企業の海外インフラビジネス支援」を掲げ、市内企業との連携による新興国の都市課題解決への取組や機構との連携の強化を明記している。機構は、横浜国際センターを中心に、横浜市との連携による開発協力事業を通じ、横浜市や同市企業の知見を活用すると同時に同市企業の海外展開にも貢献している。特に水分野では、横浜市は横浜ウォーター株式会社や横浜市水ビジネス協議会の設立をはじめ積極的な国際展開を図っており、7 月に、横浜市と「第 3 回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を共催し、アジア 12 か国の水道事業体の幹部を含む国内 13 自治体、34 企業、計 330 名の参加を得た。また、無償資金協力「フィリピン メトロセブ水道区上水供給改善計画」では、横浜ウォーター株式会社が協力準備調査を実施し、同市がノウハウを有する中央監視制御装置システムの導入に当たり横浜市水ビジネス協議会の会員企業が設備を受注し、横浜ウォーター株式会社がソフトコンポーネントを通じて技術指導を実施する計画である。その他、横浜ウォーター株式会社によるタイ「配水管維持管理及び漏水調査サービス普及事業調査（中小企業連携促進）」、横浜市水道局が横浜水ビジネス協議会会員企業と連携して実施する草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）「横浜の民間技術によるベトナム国『安全な水』供給プロジェクト」、横浜水ビジネス協議会会員企業である水道テクニカルサービス株式会

社によるインド「自動漏水音検知器を用いた漏水検知システムの普及・実証事業」等を展開している（横浜市との連携全般について、指標 9-4 参照）。

- **北九州市の水ビジネス国際展開**：水道技術の継承及び地場関連企業の海外展開を目指す北九州市は、2010 年に北九州市海外水ビジネス推進協議会を設立し、省庁等からの参加も得て、海外からの上下水道の幅広いニーズに対応できる体制を構築した。同市は水ビジネスの案件形成活動に取り組んでおり、会員企業のシーズ・ニーズの把握や、海外への調査団派遣、勉強会・セミナー・商談会開催等を積極的に実施している。機構は九州国際センターが同協議会に委員として参加し、北九州市上下水道局、同協議会との連携事業を推進している。具体的には、2012 年度に終了した草の根技術協力事業（地域提案型）ベトナム国「ハイフォン市有機物に対する浄水処理向上プログラム（上水道分野）」を契機に、ハイフォン市水道公社が北九州市の上向流式生物接触ろ過方式による高度処理技術による設備を小規模浄水場（ビンバオ浄水場）に導入した。2014 年度は、同市における同技術の本格導入を図るため、北九州市からアドバイザーの参画を得て無償資金協力の協力準備調査を開始した（「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」）（北九州市との連携全般について、指標 9-4 参照）。
- **北海道道東地域の食産業の国際展開**：北海道道東地域は、国際戦略総合特区「北海道フード特区・フードバレーとかち」等を通じて農業を核とした関連産業の活性化を目指しており、機構は、北海道国際センター（帯広）を中心として連携事業を推進している。特に、草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）「北海道フード特区・フードバレーとかち 海外展開支援を兼ねた東南アジア食産業人材育成」では、十勝管内の食産業関連企業がタイ、マレーシアで両国最大規模の食関連イベントに参加し PR を行うとともに、両国から 19 名の政府関係者と食産業関連企業人材を十勝へ招き、食産業における安心・安全の取組についての研修を行った。その結果、企業間の具体的な技術移転の計画や日本・マレーシア・タイの地域間協力の可能性が生まれている。
- **東九州地域の医療産業の国際展開**：東九州地域（大分県、宮崎県）は、国際戦略総合特区「東九州メディカルバレー構想特区」等を通じて、血液や血管に関する医療関連産業の集積地として産学官連携による競争力強化と地域医療の活性化を推進している。機構は、「タイ国透析技術ネットワーク開発計画における CDDS（多人数用透析液供給装置）技術普及促進事業」（旭化成メディカル株式会社）により、透析技術の紹介と手法の指導をタイの医療従事者に対して行った。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

< 評価と根拠 >

評価： S

根拠：

本項目は、2014 年 2 月の中期目標変更により新たに追加された項目であり、日本政府にとっての重要性が高く、また、開発途上国の経済発展の支援のみならず、日本経済の活性化にもつなげるという目標は、外部要因も大きく難易度が高い。これに対し、2014 年度は、以下に示すとおり、政府が推進する民間企業や地方自治体等の国際展開戦略の策定への貢献及び実践の双方において成果を得た。

- 政府による「国際展開戦略」策定への貢献として、インフラシステム輸出に貢献する各種アプローチを具体化し、閣僚級会合である「経協インフラ戦略会議」の実施に際し、積極的に具体的な施策を提案した。その結果、本会合で配布された資料に機構が提案したセクター・プロジェクト・ローンの活用や、日本方式普及のための無償資金協力・技術協力活用等の各種アプローチが掲載され、新たな政府方針検討の際に活用されるなど、単なる情報提供にとどまらない形で、国際展開戦略の策定プロセスに貢献した。これらは、中期目標変更時に想定した以上の政策の実現に迅速かつ大きく貢献した成果といえる。
- 日本企業等によるインフラ等の輸出に資するため、機構の態勢を強化し、事業を展開した。具体的には、セクター・プロジェクト・ローンの開始、中進国や卒業移行国に対する円借款の活用促進、PPP インフラ信用補完スタンバイ借款、PPP によるインフラ整備への無償資金協力の活用等を新たに開始し、インフラ輸出に貢献するための態勢強化を図るとともに、マスタープラン策定、ビジネス環境整備に貢献する法整備支援や産業人材育成、PPP 政策策定支援等、技術協

力スキームを活用した企業のインフラ等の輸出促進に資する活動や、セミナー等を通じた民間企業の途上国への理解促進等、あらゆる手段を活用してインフラ輸出のための環境整備を国内外で積極的に行った。さらに、インフラ輸出等により直接的に貢献する事業として、官民連携でミャンマー初の経済特別区の開発を支援する海外投融資事業「ミャンマー国ティラワ経済特別区（ClassA 区域）開発事業」への出資を承諾したほか、電力、鉄道、都市交通、港湾等の分野において円借款の承諾や日本企業による大型案件の受注に貢献した。また、空港整備、橋梁・道路整備・運営、総合病院整備等に資する協力準備調査（PPP インフラ事業）を実施し、海外投融資や円借款による事業化に向けた検討を進めた。これらは、重要性かつ難易度の高い目標に対し、関係省庁からの協力を得ながら、自主的な取組による創意工夫を行った取組といえる。

- 中小企業を含む民間企業の海外展開のため、各種提案型事業の様々な改善策を通じて態勢の強化を図り、開発課題への貢献と企業側ニーズへの対応の双方において成果を上げた。具体的には「案件化調査」の機構への移管、中小企業連携促進基礎調査の国内事業部への移管等を通じて、提案側企業の立場に立った態勢強化を図ったほか、効率性の改善（中小企業連携促進基礎調査の経費見直し等）や、戦略的運用のための推奨分野の設定（政府政策を実現するための「インフラシステム輸出」、「健康・保健戦略」に資する分野の追加）、開発課題とのマッチング強化、実施態勢の強化（人員配置強化）、応募奨励強化（プレスリリース方法の見直し、地方出張を通じた応募奨励等）等に資する態勢整備を積極的に行った。
- 民間企業との連携事業（7形態）を着実に実施し、合計 183 件の新規採択に対して合計 846 件（2013 年度 721 件）の応募を得た。案件終了後も、その成果を活用した他の ODA 事業、開発途上国政府による事業、企業独自の事業等に展開する事例が生まれた。自主的な取組による創意工夫により、多様なパートナーを動員・結集し、連携による事業効果の発現につなげ、重要性かつ難易度の高い政策の実現に寄与した成果といえる。
- 自治体の海外展開のため、新たに自治体の知見を活用した無償資金協力事業に関する制度設計を行うなど、自治体の海外展開機会の拡大に資する態勢の強化を図った。また、自治体の提案に基づく草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」（新規採択数 25 件）では、開発ニーズに自治体の強みをいかすために、対象分野を高齢者福祉、防災、観光、伝統産業等にも拡大した。さらに、海外展開に積極的な横浜市、北九州市等の地方自治体との連携を強化し、機構が有する各種スキームを効果的に組み合わせ、各国の開発課題に応えるとともに、これらの自治体の海外展開に貢献した。これらは、自主的な取組による創意工夫を行い、重要性かつ難易度の高い政策の実現に寄与した成果といえる。

以上を踏まえ、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしていることから、法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

インフラ輸出等に貢献するために、研修事業等を戦略的に活用するほか、民間提案型事業は、引き続き開発途上国側のニーズと合致した良質案件の採択や、事業開始後のきめ細やかなフォローにより事業終了後の他 ODA 事業への活用の方策を強化する。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

我が国の国際展開戦略に資する政策決定に関し、機構は経協インフラ戦略会議での議論に向け、積極的な情報提供を行うとともに、外貨返済型円借款や STEP の制度改善等の実績に基づく具体的な提案を行い、政策決定に関する議論の深化に貢献した。また、事業実施に関しても、初めてとなるセクター・プロジェクト・ローンをウズベキスタンで開始したほか、中進国や卒業移行国に対する円借款の案件形成、卒業国に対するコストシェア技術協力の導入に向けた整理等、企業等によるインフラ輸出を促進するための取組を行ったことは評価できる。

中小企業を含む民間企業の海外展開のため、機構における窓口の国内事業部への一元化、海外拠点及び国内拠点の担当者の明確化等の機構の体制整備を着実に実行しつつ、企業側との意見交換を踏まえた協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の制度改善、提案者の範囲拡大のための案件化調査及び普及・実証事業の制度変更を行い、制度の利便性向上が図られた。このような取組の結果、主要な経年データのうち、応募件数では大半の数値が増加しており、機構の取組の成果が現れていると考えられる。

地方自治体等の海外展開の拡大に関しては、予算削減による草の根技術協力（地域活性化特別枠）の採択件数の減少はあったものの、従来は上下水道整備、廃棄物処理といった環境インフラ分野に限られていたが、対象分野を高齢者福祉、防災、観光、伝統産業における人材育成にも拡大し、また、応募者の裾野拡大にも努めた結果、岐阜県関市によるベトナムでの高齢者介護案件、和歌山県によるインドの観光振興案件等の新たな優良案件の採択に至った。さらに、海外展開に積極的な地方自治体とは更なる連携強化を行い、水分野における横浜市との協力関係や水道技術における北九州市との関係強化が実現した。

以上より、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

今後、「国際展開戦略」については、量的な拡大とともに、質的な面で機構の役割が重要となる。その際、機構が有する無償・技協・有償のスキームを戦略的かつ有機的に連携させることが重要であるほか、開発途上国のニーズを的確に捉え、それを日本の企業等が持つ知見・技術とつなげる役割を果たすため、企業提案型の事業に留まらず、本体事業や現地事務所の取組を含め、支援対象国と民間企業との接点を拡大・深化させていくことを期待する。また、事業拡大に伴う各種リスクを十分に検証しつつ、必要な体制整備に引き続き取り組むべきである。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・中小企業海外展開支援は、中小企業の優れた技術に着目し、中小企業の海外展開に希望を与えたこと、地域社会に一つの ODA の実像を提示して、ODA 理解と途上国理解を躍進させたことなどが功績としてあげられる。

- ・インフラシステム輸出に関しては、円借款のみならず、戦略的なマスタープラン作成やインフラ分野を担うハイレベルの人材育成などに一層取り組むことが望ましい。

- ・ポスト MDGs 時代は、MDGs 時代よりも開発課題解決のために日本企業のノウハウを幅広く活かせる好機であり、JICA 全体での取組を期待したい。加えて、日本企業や自治体の参加による開発課題解決への貢献や付加価値について発信していくことも重要である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 9	NGO、民間企業等の多様な関係者との連携		
関連政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成27年度） 0097 無償資金協力、0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）、（平成26年度）0098独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報						
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	
NGO-JICA 定期協議会の開催件数			4 回	4 回	4 回			予算額（千円）						
民間連携に関する情報の対外発信の実績			40 回	90 回	107 回			決算額（千円）						
包括連携協定・連携覚書を締結した大学の数（新規／累計）			2 25	3 28	2 30			経常費用（千円）						
連携講座の数（大学数／講座件数）			64 79	131 160	127 167			経常利益（千円）						
SATREPS に参画した大学の数			8	9	9			行政サービス実施コスト（千円）						
連携協定・覚書を締結した自治体の数（新規／累計）			3 4	3 7	0 7			従事人員数						

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 2.（3）民間との連携の推進 （ロ）NGO、民間企業等の民間セクターの活動との連携 開発途上国における NGO、民間企業等の我が国民間セクターの活動が、雇用創出、人材育成、技術・イノベーション向上等、開発途上国の経済社会開発に大きな役割を果たしていることを踏まえ、民間セクターの活動と積極的に連携することにより、官民による「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進し、民間事業に対する海外投融資、民間企業からの提案に基づく官民連携 ODA 案件の形成、ビジネス法制度支

援・人材育成支援等、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。
中期計画 1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化 (ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携 官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進するとともに、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。 具体的には、 ● NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その人材、知見、資金、技術を開発途上地域の開発課題解決に活用する。また、これら関係者のグローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。
年度計画 1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化 (ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携 ① NGO 等との連携強化を図るべく、引き続き NGO と機構間の連携協議会を開催する。 ② JICA 基金の適切な運用を図るべく、NGO メンバーも含む JICA 基金運営委員会を開催する。 ③ 民間連携に関するニーズの把握、事業から得られる教訓の整理、民間連携に関する情報の外部への発信を行う。 ④ 中小企業を含む民間企業及び企業団体等との連携強化に向けた取組を行う。また民間連携事業の開発パートナーの拡大を促進する。 ⑤ 民間連携ボランティア事業等、企業のグローバル展開に必要な人材の育成・確保に資する取組を進める。 ⑥ 大学との連携講座及び大学-JICA 連携会議の拡充等を図るとともに、人材育成にかかる技術協力（アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）、ABE イニシアティブ等）、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）等の事業を通じて教育機関等との連携促進を図る。 ⑦ 国内拠点を中心として、地域活性化に向けた地方自治体のニーズ把握に努め、連携強化を促進する。また、地域活性化特別枠事業を実施するとともに、各種事業を通じ、自治体との連携を促進する。
主な評価指標 指標 9-1 NGO との連携推進に向けた取組状況 指標 9-2 民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況 指標 9-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況 指標 9-4 地方自治体との連携推進に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）では、「連携の強化」が強調され、「開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ、（略）民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての力を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する」と明記された。機構は、本部・国内拠点・海外拠点のネットワークをいかし、開発途上地域の開発に対する NGO、企業、大学、地方自治体等の参画を促進する

とともに、更に開発の効果を一層高めるために NGO、企業、大学、地方自治体等の間を結びつけることにも努めている。

指標 9-1 NGO との連携推進に向けた取組状況

1. NGO との共同の取組の推進

(1) NGO-JICA 協議会の成果

2014 年度は、NGO-JICA 協議会を年 4 回開催した。協議の結果に基づいて以下の具体的な取組を共同で推進しており、Win-Win の連携関係を深化させた。

- **草の根技術協力事業の共同振り返り**：NGO-JICA 協議会の分科会において、草の根技術協力事業 10 年の成果を共同で振り返り、提言をまとめた。同事業のこれまでの成果として、開発への貢献効果（技術協力プロジェクト等との相互補完や協力相手国政府の施策への反映等）、市民参加の拡大・担い手の拡充の効果（団体のステップアップ、国内活動への活用）を確認した。また、今後に向けて、実施団体の裾野を拡大すべき、NGO と機構との連携意義を更に高めるべき、案件の質の担保を図るべき、草の根技術協力実施団体の国際協力機構法第 13 条 1 号の業務への参画を図るためにはどうすべきか等の提言をまとめた。本分科会での提言に加え、行政事業レビューでの指摘事項も踏まえて検討し、小規模金額メニュー（上限 1,000 万円）の創設、開発途上国と日本国内の地域社会双方に貢献する事業を促進する取組の導入等、草の根技術協力事業の抜本的改善を行った（指標 11-1 参照）。
- **防災分野の人材の育成・確保**：NGO-JICA 協議会での対話を踏まえ、大規模災害発生時に NGO などの国際協力団体が緊急災害対応及び復興支援を行うために必要な人材確保の支援を行う「災害対応人材登録・活用制度」を 2015 年 3 月に立ち上げた。
- **民間連携事業への NGO の参画促進**：NGO・NPO が知見をいかして中小企業海外展開支援事業に参画する可能性を検討するため、NGO-JICA 協議会に民間連携部会を立ち上げた。同部会では、NGO・企業連携案件の実施団体に対するアンケート調査や、民間企業との連携に関する NGO に対する意向確認を行った。そのほか、機構の中小企業海外展開支援事業に関するセミナーにおいて共同事業体のパートナーとして NGO・NPO を紹介する取組を行った（2015 年度は、NGO に対し中小企業海外展開支援事業を紹介するセミナーを実施予定）。
- **NGO-JICA 共同寄附キャンペーンの実施**（下記 3. 参照）

(2) 地方の NGO との連携強化

- **地方の NGO との対話の拡充**：第 2 回 NGO-JICA 協議会は高松市で開催するとともに、機構の主催として初めて全国の地域ネットワーク NGO との意見交換会を行い、草の根技術協力事業・NGO 支援事業・JICA 基金について、地域の意見聴取を行った。また、国内拠点を通じて、地方 NGO に対して NGO-JICA 協議会への参加の呼びかけを行った結果、第 3 回 NGO-JICA 協議会には過去最多となる 11 の地方 NGO が参加し、地方 NGO から新たな議題の提案も得た。加えて、前述の草の根技術協力事業の制度改善に関しては、11 の地域ネットワーク NGO 等と連携し、全国 9 か所で地方の NGO との意見交換会等を実施した。さらに、各国内拠点においても、中部国際センターや四国支部では、NGO との定期協議（NGO-JICA 地域協議会）を実施するなど、NGO との相互理解やニーズ把握・能力向上のための取組を進めた。
- **セミナー、イベントの共同開催**：全国各地で NGO とセミナーやイベントを共同開催し、地域における国際協力・国際交流事業の幅広い層への広報活動を行った。例えば、兵庫県、ひょうご震災記念 21 世紀研究機構との連携により、阪神淡路大震災復興 20 年特別シンポジウムを共催した（2015 年 1 月）。

2. NGO との連携による技術協力事業の質の向上

- **技術協力プロジェクトにおける連携**：機構は、NGO が有する現場のノウハウやネットワークを活用することで技術協力プロジェクト等の質を高めた。例えば、保健分野では、特定非営利法人 HANDS の知見を活用し、スーダンの北部 8 州の村落助産師の能力強化を支援した（「フロンタライン母子保健強化プロジェクト」

エーズ 2」)。また、エチオピアでは、公益財団法人結核予防会の知見を活用し、コミュニティレベルの感染症サーベイランスシステム強化を支援した（「アムハラ州感染症対策プロジェクト」）。教育分野では、教育協力 NGO ネットワーク及びユネスコ・アジア文化センターと共同で、Education for All（万人のための教育）の達成状況及び今後の課題等について、シンポジウム開催やレポートの共同発行を行った。

- **課題別研修等における連携**：課題別研修や青年研修についても、多くの NGO が研修実施団体として参加しており、2014 年度は、農村振興、地域開発、環境分野、廃棄物管理（リサイクル促進）、コミュニティ防災等の課題別研修、農村振興、職業訓練等の青年研修で、そのノウハウやネットワークを活用した。
- **技術協力プロジェクトへの NGO の参画検討**：NGO-JICA 協議会の分科会において、NGO の技術協力プロジェクトへの参画促進の方法論として、草の根技術協力事業をベースとした案件形成の可能性等について協議した。具体策は今後の NGO-JICA 協議会において検討する予定。

3. JICA 基金を通じた市民・企業・NGO の連帯の促進

- **JICA 基金の適正な運営**：機構は、「世界の人びとのための JICA 基金」（以下「JICA 基金」という。）を通じ、市民や企業からの寄附を、ミレニアム開発目標の達成に向けて中小規模の NGO・NPO が行う国際協力活動の支援に活用している。2014 年度の寄附金受入額は 1,656 万 8,000 円（2013 年 1,299 万 7,000 円）であり、支援対象事業は 11 か国 13 件（2013 年度 7 か国 8 件）であった。前年度に続き、株式会社ゆうちょ銀行のボランティア貯金等からの寄附を受けた（1,176 万 518 円）。ネットワーク NGO の関係者を含む運営委員会を 2 回開催し、基金の適正な運営に努めた。
- **NGO との連携による広報**：NGO-JICA 協議会において、機構と NGO の連携による広報の拡充に合意したのを受けて、全国のネットワーク NGO の協力を得て、JICA 基金活用事業の応募勧奨を行った。この結果、NGO・NPO の応募件数は 43 件となり大幅に増加した（2013 年度 14 件）。一方、国際協力 60 周年を機に、八つのネットワーク NGO を通じて全国の NGO と共同寄附キャンペーンを展開した（10 月）。

4. NGO との連携事業：草の根技術協力事業の実績について指標 11-1、NGO 向け研修について指標 11-4 参照。

指標 9-2 民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況

1. 企業等との戦略的な連携・対外発信の取組

- **中小企業海外展開支援のプラットフォームを通じたサービス提供**
 - 各国内拠点において、地方経済産業局、地域経済連合会、地元商工会議所、財務省地域局、自治体、業界団体、日本貿易振興機構（JETRO）等と連携し、全国にて JICA 中小企業海外展開支援セミナーを 107 回実施し、5,032 社、6,425 名の参加を得た（2013 年度は 90 回、約 4,200 社、約 5,300 名）。また、地方経済産業局、JETRO、中小企業基盤整備機構、業界団体等、他団体の実施するセミナー及び勉強会に参加し、機構事業について説明を行った（110 回、2,108 社、4,695 名）（2013 年度は計 36 回）。中小企業のニーズに精通している金融機関による紹介を特に重視し、財務省の関東地方財務局、中国地方財務局と連携し、地域の金融機関に対して機構の事業を紹介するセミナーを実施した。さらに、中小企業海外展開支援事業における農業分野の優良企業、優良案件発掘の促進を目的として、農業分野に特化した中小企業向けセミナーを実施した（100 名参加）。北陸支部においては、中小企業支援事業説明セミナーにボランティア帰国報告会（指標 10-7 参照）を組み合わせたイベントを開催し、71 社 80 名の参加を得た。
 - 国内の政府・政府関係機関、自治体、地方銀行等の中小企業支援機関が連携して支援する仕組みである「海外展開一貫支援ファストパス制度」の紹介先機関となり、国内の紹介元機関から紹介を受けて、中小企業の海外展開に資する各種サービスを速やかに提供できる体制を強化した。紹介 9 件に対応し、1 件は面談を行った。また、JETRO が開設する中小企業海外展開現地支援プラットフォームに参画し、海外拠点を中心に、中小企業からの相談に応じる体制を強化

した。また、中小企業庁の中小企業支援施策集及びウェブサイトには機構の中小企業海外展開支援事業の紹介を掲載した。さらに、中小企業海外展開支援会議連絡会議に参加し、中小企業庁とともに、海外展開支援社数の算定方法に関する検討を行った。また、国内拠点においても、札幌国際センターが中小企業海外展開支援北海道会議に参加し、参加支援機関とセミナーの共催等で協力を図るなど、地方中小企業の海外展開支援に資する取組を進めた。経済産業省が革新的な製品開発やサービス創造、地域貢献・地域経済の活性化等、様々な分野で活躍している中小企業・小規模事業者・商店街の取組事例を選定する 2014 年度「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」に、機構の中小企業海外展開支援事業の受託企業 12 社が選出された。

- **主要経済団体との対話の強化**：日本経済団体連合会（経団連）、経済同友会、東京商工会議所、関西経済連合会、九州経済団体連合会等、地域経済共同体との意見交換を実施した。特に経団連サブサハラ地域委員会とは、日本政府とともに第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）に関する対話を行った（9 月）。この対話の結果も踏まえ、経団連の提言「TICAD V のフォローアップの加速を求める一戦略的マスタープランならびに産業人材育成に関する考え方」が公表された（11 月）。
- **国際戦略総合特区との連携**：国際戦略総合特区「北海道フード特区・フードバレーとかち」と連携し、草の根技術協力 2 件を活用し、地域の食品関連企業と東南アジア各国との相互情報交換を促進し、タイ・マレーシアにおける現地セミナー開催や食品展示会出店等を支援した。また、関西圏が先端医療分野の国家戦略特区の指定を受けたことに関連して、関西国際センターが、医療国際化推進機構のベトナム調査団に対して企画助言や現地調整等の支援を行った。さらに、国際戦略総合特区「東九州メディカルバレー構想特区」（大分県、宮崎県）の企業の提案による「タイ国透析技術ネットワーク開発計画における CDDS（多人数用透析液供給装置）技術普及促進事業」により、タイの医療従事者に対して透析技術の紹介と手法の指導を行った。そのほか、特区との連携を一層促進するため、機構内部で過去の連携事例を取りまとめ、連携可能性のある特区等のリストを作成した。
- **広報活動の強化**：中小企業海外展開支援事業について、プレスリリースの実施方法を見直し、体制やマニュアルを整備したことにより、高いメディア掲載率を記録した（報道件数は全国紙、地方紙 183 件、テレビ報道 12 件）。また、民間連携事業のパートナーである企業の取組に焦点を当てた記事が全国紙、地方紙を問わず多数掲載され、機構の取組の訴求力向上にもつながった（オリンパスメディカル・アドバンス内視鏡外科手術等）。
- **国内外における BOP ビジネス活性化等への貢献**：インパクトフォーラム（シンガポール）、アフリカ・BOP／インクルーシブビジネスフォーラムの共催（AfDB、国連開発計画（UNDP））、BOP／インクルーシブビジネスワークショップの米州開発銀行（IDB）との共催、G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会への参画等を行った。また、BOP ビジネス支援センター運営協議会委員（経済産業省）等外部委員への就任を通じて BOP ビジネスの活性化に貢献したほか、企業、企業団体、学術団体等が主催するセミナーにおいて、機構の取組に関するプレゼンテーションを行った。
- **企業の社会貢献活動との連携**：機構が整備を支援している東西経済回廊に位置するラオス南部のサバナケット県において、同県に進出した株式会社ニコンと共同で「ニコン・JICA 奨学金制度」を設立した。現地の国立大学からの推薦により、同大学の学生 40 名に対する奨学金の給付を開始した。

2. 企業の海外展開に資する情報の提供

- **ミャンマー**：機構の支援により策定された「ミャンマー全国運輸交通マスタープラン」及び「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」の概要を説明するセミナーを開催し、政府機関、ゼネコン、金融機関、商社等から 170 名以上の参加を得た（7 月、於東京）。また、電力マスタープラン案についても、ミャンマー電力省電力局長を招き、概要を説明するセミナーを開催し、200 名を超える日本企業の関係者の参加を得た（7 月、於東京）（指標 2-1 参照）。
- **南アジア**：金融機関、運輸会社、開発コンサルタント等と連携しインド・南アジア検討会を立ち上げ、定期的な会合を開始した（6 月、9 月、1 月、3 月：計 384 名参加）。また、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想・鉄道セミナー（6 月、経済産業省共催、計 89 名参加）を実施した。
- **アフリカ**：ケニア港湾公社幹部を招いたモンバサセミナーを開催し、個別商談機会を提供した（7 月）。また、円借款候補案件に関する日本企業向け説明会を実

施した（4月：ウガンダ道路案件・タンザニア鉄道案件・ガーナ橋梁案件に18社2団体が参加。8月：タンザニア鉄道案件に7社1団体が参加）。

- **在外事務所長等による情報発信：**近年、投資や貿易の対象として「インド洋経済圏」が関心を集めていることから、在外事務所長等が関西企業に直接現地の最新情報や機構の事業を伝える「インド洋経済セミナー」を関西国際センターで開催した（9月）。在外事務所長会議で一時帰国中の在外事務所長等が、ケニア、タンザニア、モザンビーク、インド、バングラデシュ、ミャンマーについて発表を行い、定員を上回る約150名の参加を得た。また、本部でも、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、インド、エチオピア、ナイジェリア、コートジボワールの在外事務所長によるセミナーを開催し、500名以上の参加を得た。そのほか、中小企業基盤整備機構主催の「中小企業アセアン進出セミナー」（10月）には、ラオス派遣中の機構の専門家・職員を講師として派遣した。
- **業界団体等に対する情報提供：**業界団体等が主催する会議において、機構事業に関する説明を行った（鉄道車両講習会、日本製薬工業協会、日本医療機器産業連合会、G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会、Y-PORT（横浜市）等）。
- **地方経済団体の企業視察団への情報提供：**国内・海外拠点のネットワークをいかし、地方の経済団体が主催する企業視察団に同行し、案件形成に関する意見交換等を行った（中部国際センター：ミャンマー、関西国際センター：ベトナム・フィリピン・マレーシア、沖縄国際センター：ラオス・カンボジア等）。ミャンマーでは、具体的な案件の形成につながった。ベトナムでは、2015年3月の和歌山県知事を団長とする官民合同ベトナム視察団（約20名）に関西国際センターが同行し、ODA事業を通じて構築された機構とベトナム政府との信頼関係をいかし、国家主席をはじめとする相手国要人・行政組織と自治体間の協力関係構築に貢献した。このほか、本邦研修の一環で行う地元企業訪問等を通じて、地元企業と研修員の情報交換の場を提供した（中部国際センター、中国国際センター等）。

3. 民間連携事業の開発パートナーの開拓、拡大

機構は、開発効果の一層の向上のため、企業との民間連携事業に、地方自治体、NGO、大学等の参画を促進する取組を進めている。

- **民間企業・民間団体・政府機関・研究機関等連携のプラットフォームの設立：**「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」（指標 3-1 参照）について、機構は、森林総合研究所とともに共同発起人となり、公的機関、企業、NGO等を巻き込み、民間企業を中心とする44団体8オブザーバーから成るプラットフォームの設立に大きく貢献した（2014年度末時点で56団体3オブザーバーに拡充）。同プラットフォーム発足後は、ビジネスモデル分科会を2回、情報発信分科会を2回開催し、企業、NGO、民間団体とREDD+のビジネスとしての可能性や一般への情報発信について意見交換を行った。
- **中小企業と地方自治体、NGO、大学等との連携の促進：**中小企業連携促進基礎調査、案件化調査、普及・実証事業において、地方自治体、NGO、大学等の教育機関と連携した案件は、累計94件であった。
- **企業と地方自治体の連携の促進：**民間技術普及促進事業では、上下水、ICT等の都市問題解決に向けて自治体のノウハウと連携した案件を推奨し、例えば「インド国バンガロール市都市廃棄物処理技術普及促進事業」（JFEエンジニアリング）では、横浜市の循環型社会システムの廃棄物収集分別に関するノウハウを提案企業の有する廃棄物処理技術とともに紹介し、今後の焼却炉事業化を目指している。また、スリランカ「経済的な水道整備に資するPCタンクの普及・実証事業」（株式会社安部日鋼工業）は、2012年度に中部国際センターが主催したスリランカへの調査団に参加した結果を踏まえて提案された事業であり、同社と名古屋市の協力協定に基づいて名古屋市上下水道局が水道整備に係る助言・技術支援を行った。
- **企業とNGOの連携の促進：**民間連携事業に対するNGOの参画を促進するため、JICA-NGO協議会民間連携部会を立ち上げるとともに、中小企業海外展開支援事業に関するセミナーの場を活用し、企業に対してNGOの知見を紹介した（指標 9-1 参照）。

4. 企業との連携事業の推進

- 企業提案型の事業について指標 8-2、8-3 参照。民間連携ボランティア事業を通じた企業のグローバル人材育成への貢献について指標 10-5 参照。

指標 9-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況

1. 大学との連携を通じた事業の質の向上

- **産学官連携によるアフリカ産業人材の育成**：日本政府が TICAD V（2013 年）で掲げた 5 年間で 1,000 名のアフリカの若者の産業人材育成（「ABE イニシアティブ」）について、全国 48 大学 70 研究科（工学、経済・経営、農学、政治・公共政策、情報通信技術分野）との連携により、9 月に、第 1 陣 8 か国 156 名の来日、入学が実現した。本事業は、外務省、文部科学省、経済産業省、経団連、機構が運営委員会を構成し、企画、実施する産学官共同で取り組む初の留学生受入事業である。本事業では、日本企業による推薦（第 1 陣入学者のうち 44 名が日本企業 23 社から推薦）、2 年間の修士課程の夏休み中や修了時に 2 週間から半年間、日本企業でインターンも行なうなど、企業と大学をつなぐ仕組みを設けている。また、第 1 陣入学者の 7 割が首都圏を除く地方大学に入学するなど、地方の大学や地元企業の国際化にもつながっている。さらに、2015 年秋入学予定の第 2 陣（350 名）については、全国 69 大学の協力を得て選考を行っており、応募者も第 1 陣の 8 か国 676 名から 37 か国 1,421 名に増加している（高等教育分野の支援における日本の大学との連携について指標 2-1 参照）。
- **資源分野での戦略的連携**：国内における資源分野の教育プログラムに限られた状況の中、「資源の絆プログラム」（指標 2-1 参照）の実施のため、機構より能動的に各大学及び関係省庁に働きかけた結果、秋田大学国際資源学部の大学院創設の前倒し、早稲田大学での英語修士コース創設（2015 年秋開始）等が実現した。また、2013 年に「資源分野の戦略的連携合意書」を締結した秋田大学とは、セルビアでの SATREPS 案件を立ち上げた。さらに、機構の働きかけが契機の一つとなり、北海道大学と九州大学が、限られた教職員リソースを有効に活用し、資源工学系の共同教育課程を創設することに合意した（2015 年 4 月発表、2017 年開講予定）。両大学は、この課程を通じて、資源の絆プログラムと連動して日本の資源系人材と資源国からの留学生の絆を強くし、将来の日本の資源戦略を担う高度な知識と国際性を兼ね備えたエキスパートを育成することを表明している。
- **教育分野での連携**：岡山大学や広島大学と、初等中等学校における授業研究・教材研究に係る知識・指導技術の移転を実施し、岡山大学はセネガル、広島大学はザンビアでの技術協力プロジェクトに専門家等を派遣している。広島大学、名古屋大学とは持続可能な教育のための世界会議でのサイドイベントの共同実施、広島大学教育開発国際協力センター、東京大学とはセミナー「ポスト 2015 教育アジェンダと世銀教育政策ベンチマーキングデータベース“SABER”」の開催等を行った。筑波大学や鳴門教育大学等 19 校とともに、基礎教育分野の課題別研修 23 コースで、理数科分野、授業研究、教育行財政など各種課題別研修を実施、2014 年度は計 265 名の研修員を受け入れた。
- **アカデミアとの連携による政策対話**：日本とフィリピンの経済政策に関する互いの理解を深めることにより ODA 推進の環境を整えるため、両国の政策研究者及び次世代の政策を担う層を対象に「日比経済政策セミナー」を実施した。2013 年度（3 回、於マニラ）に続き、2014 年度はマニラで 3 回（（電力・PPP：5 月、80 名参加）、都市計画・運輸交通（9 月、106 名参加）、発展と金融（12 月、87 名参加））、東京で 1 回（産業発展と金融仲介（2015 年 2 月、129 名参加））、開催した。

2. 地球規模課題に対応する科学技術協力（SATREPS）

SATREPS は、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症等の分野において、日本と開発途上国の研究者による共同研究及び開発途上国の人材育成等を図りつつ、研究成果を実社会に還元する事業で、科学技術振興機構（JST）と連携して実施している。2014 年度の主な取組、成果は以下のとおり。

（1）事業実績

- 2014 年度は、新規 10 件（大学 9 件、研究機関 1 件）、実施中 48 件（大学 42 件、研究機関 6 件）であった（2013 年度新規計 10 件）。内訳は、①環境・エネルギー分野 3 件（環境領域（秋田大学）、低炭素領域（京都大学、九州大学））、②生物資源分野 2 件（鳥取大学、農業生物資源研究所）、③防災分野 2 件（東京大学、名古屋大学）、④感染症分野 3 件（筑波大学、東京大学、名古屋大学）であった。例えば秋田大学の環境分野の案件は、セルビアにおいて、先進リモートセンシングデータと地表データを組み合わせた三次元的な環境評価・解析と高度な金属回収技術を融合し、開発と環境との両立を目指した広域環境評価修復システムを開発する計画である。また、東京大学の防災分野の案件では、ミャンマーにおいて、安全な都市の形成とそれを基盤とする安定的経済成長に貢献すべく、ハード・ソフト・人材育成の各面から同国の災害対応力を強化するシステムの開発を目指している。
- SATREPS 事業の成果の対外発信のため、2015 年 1 月に、書籍「SATREPS」を出版した。

(2) 優良事例

- ザンビア「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」（北海道大学、2013-2018）：出血熱ウイルスや鳥インフルエンザ等の存続様式と人間社会への侵入経路を解明し、ウイルス感染症の発生要因を研究している。2014 年度は、西アフリカを中心に感染が拡大したエボラ出血熱への対応として、本プロジェクトの相手側研究機関であるザンビア大学獣医学部がザンビア国内における検体検査機関に指定され、研究成果を活用した取組を実施した（指標 1-1 参照）。
- マレーシア「アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト」（京都大学、2011-2016）：マレーシア工科大学他とともに、イスカンダル開発地域を対象として発電、産業、交通等の部門に関する低炭素化の技術・制度データを整備し、2025 年に向けた低炭素社会実現のブループリントを作成した（2014 年 3 月マレーシア政府承認）。2014 年度は、イスカンダル開発庁がブループリントの 281 のプログラムから 10 プログラムを選定し行動計画にまとめるなど実施段階に移行している。研究チームでは、計画を前倒しして現業機関の人材や予算等の詳細情報を加味した実装版ロードマップの作成支援を行う予定（指標 3-1 参照）。

(3) 手続きの改善

- 大学等より要望の高かった要請書の公開をウェブサイト上で行い、日本側及び相手国側の研究者間による事前準備の円滑化を図った。
- SATREPS における ODA 事業の観点の理解を促進するため、応募を検討している日本側研究者に対して事前のコンサルテーションを実施するとともに、ODA 事業としての留意点をまとめたチェックリストを作成し、公募要領に掲載した。また、開発途上国政府による要請の際に SATREPS 事業としての位置付けを明確にするため、外務省との調整により、要請書の一部修正を行った。

3. 大学の提案に基づく草の根技術協力事業

- 2014 年度は計 23 大学と 24 件を実施した。例えば、金沢大学との間では、フィリピンの世界遺産の棚田を保存していくために石川県・能登里山保全の経験をいかした事業や、グアテマラの世界複合遺産「ティカル国立公園」の保存と観光開発を通して住民の生活向上を支援する事業を開始した。また、2 回の選考により新たに 7 大学 7 件が採択内定となった（宮崎大学、名古屋工業大学、福井大学、岡山大学、徳島大学、昭和女子大学、自治医科大学）。

4. 大学との連携強化の取組

- 大学との連携協定・覚書：宮崎大学（7 月）、三重大学（10 月）と連携覚書を締結した。これにより、2014 年度末までの包括連携協定・連携覚書締結大学数は 30 校となった。また、筑波大学とはボランティア短期派遣に係る覚書を締結し（11 月）、2015 年から 4 年間、カンボジアに体育分野の青年海外協力隊員を派遣

する予定である。加えて、筑波大学との間でチュニジアでの国際協力に関する覚書を締結した（2015 年 1 月）。

- **大学・JICA 連携会議**：大学-JICA 連携会議を開催し、包括連携協定及び連携覚書締結校 27 大学校及び外務省、文部科学省他オブザーバー 25 名の参加を得て、機構の大学連携の各種制度（草の根、ボランティア、インターン）の情報提供を行い大学の要望を聴取した。大学やセクターを超えたネットワーク化、協働化についての議論も踏まえ、今後の大学連携制度改善にいかすこととした。機構職員 27 名が大学に出向中であり、大学との連携講座 127 大学 167 件を実施した。
- **大学窓口関係者等への情報提供**：大学窓口関係者、機構内の大学連携担当者向けのメールマガジンを 6 回発行し、機構の大学関連事業の募集情報、イベント情報等を提供した。
- **大学のグローバル人材育成の取組への協力**
 - **大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム**：12 月から 2015 年 3 月にかけて、大学学部生のグローバルな視点と問題発見・解決能力の習得のため、「大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム」を実施した。大学側の関与を強めるべく大学教員からの推薦状を応募要件に追加した。公募合格者 40 名（応募者 80 名）（2013 年度 44 名、122 名）を対象に、インドネシア・カンボジアでの国際協力フィールド調査演習や日本での事前・事後研修を行った。
 - **グローバル人材育成プログラム**：国内拠点で実施する課題別研修に大学生が参加できる事業として開始し、165 名が参加。関西国際センターでの課題別研修「教育行財政」コースには、神戸大学大学院生 20 名が参加した。各講師との調整や教材の取り付け・印刷、研修旅行引率、学校や教育委員会への訪問アレンジ補助、会場の設営等の実務面の多くをサポートするほか、博士課程の学生は、Action Plan の作成サポート等を行っている。
 - その他、大学と連携したボランティア派遣について指標 10-5、大学生・大学院生のインターンについて指標 12-1 を参照。

指標 9-4 地方自治体との連携推進に向けた取組状況

1. 第 1 回地方自治体連携強化セミナーの開催

- 初の取組として、上下水道や廃棄物、防災分野での自治体による国際協力事業の経験・ノウハウを紹介するためのセミナーを開催した（11 月）。帯広市、東松島市、横浜市、駒ヶ根市、大阪市、北九州市、那覇市の 7 自治体がそれぞれのノウハウや地域活性化への貢献事例を発表し、41 自治体等から 107 名が参加した。自治体間の横の連携が強化され、今後国際協力を展開したい自治体との人的ネットワーク等が形成された。大阪市等は、同セミナーで紹介された機構の各種支援スキームを活用し、新規案件形成に着手した。

2. 震災復興への貢献、開発途上地域との復興経験の共有

機構は、東日本大震災被災地自治体との連携の下、日本の被災・復興経験を開発途上地域へ共有するよう努めるとともに、国内復興にも資する互恵的な取組を促進している。

- **復興支援人材に関する協力**：宮城県東松島市に復興まちづくり推進員として青年海外協力隊経験者を 2011 年 8 月から継続派遣しており、福島大学うつくしまふくしま未来支援センターにも機構職員を継続派遣している。また、復興庁、青年海外協力協会との連携協定に基づき、2013 年 1 月から青年海外協力隊経験者による復興支援を促進している（指標 10-8 参照）。これら復興支援経験を国内外の復興や持続可能な地域開発に発展的につなげるため、復興庁宮城復興局との連携で 11 月に宮城県内被災自治体応援職員 70 名を対象とした「復興支援人材研修」を実施した。
- **課題別研修を通じた復興経験の共有**：防災・復興に限らず多様な分野の機構研修コースに東北被災地での視察・講義を円滑に組み込み、多くの開発途上国関係者に復興プロセスを共有した。2014 年度中に 55 件 666 名（2013 年度 61 件 680 名）、震災後の累計 3,085 名の研修員が被災地を訪問し復興の取組を学んでいる。

被災自治体側の研修受入負担軽減のため、東北支部による窓口一元化の仕組みも導入した。

- **東松島市との協力**：東松島市とは、スマトラ沖地震津波（2004 年）の被災地であるインドネシアのバンダ・アチェ市との相互復興を目指す草の根技術協力事業を実施しており、引き続きバンダ・アチェ市職員を OJT 型研修員として受け入れ、東松島市関係者も現地訪問を重ねている。6 月には両市の相互連携強化に関する覚書が締結された。また、フィリピン台風 30 号災害（2013 年）に対する緊急復旧復興支援に関しても、同市職員等 2 名が運営指導調査団（6 月）に参加し、東日本大震災復興の経験に基づく助言を行った。東松島市で開催された環境未来都市国際フォーラム（12 月）には、内閣府の招へいによりバンダ・アチェ市長が、機構の招へいによりフィリピン台風災害復興関係者が来日・参加し、多くの地方自治体をはじめとする国内外参加者に機構を介した国際的な連携の成果が共有された。また、バンダ・アチェ市で開催されたインド洋津波 10 周年式典（12 月）では、35 か国から大使等が出席した中、東松島市職員が来賓代表として両市関係の更なる発展への期待を表明し、機構を通じた相互復興の取組が国際的にも広く認知されることとなった。また、第 3 回国連防災世界会議のパブリックフォーラムには、機構副理事長が登壇し、東松島市との更なる連携強化を行うことを表明した（指標 3-1 参照）。
- **草の根技術協力事業を通じた協力**：東松島市、気仙沼市、多賀城市の団体と草の根技術協力事業を実施しており、第 3 回国連防災世界会議のパブリックフォーラムでは、各受託団体・企業が事業の取組を報告した。広報の結果、他の地方自治体も関心をもち、新たな草の根技術協力案件の提案を準備している。
- **震災復興における支援アプローチ調査**：岩手、宮城、福島各県の連携復興センター及び東北大学災害科学国際研究所とともに、復興支援に関する知見の整理を行い 2015 年 3 月に報告書を公開し、第 3 回国連防災世界会議のパブリックフォーラムで報告も行った。本調査では復興過程の中で支援人材が果たす役割や機能を市街部や地方部といった地域特性に応じて分類整理しており、復興支援に限らず広く地域活性化に共通した支援人材像を提示した。東日本大震災の復興支援者に加え、青年海外協力隊経験者を中心とした地域おこし支援者を交えた『復興×地域おこし×国際』ワークショップで発表した（指標 10-8 参照）。
- **阪神淡路大震災 20 年**：阪神淡路大震災 20 年にあわせ、国際的な防災の知見の共有を図る行事を実施した。兵庫県、ひょうご震災記念 21 世紀研究機構と特別シンポジウムを共催し防災関係機関や NGO、企業、大学、地域で防災に取り組む人々等約 200 名の参加を得た。このほか、国際防災・人道支援フォーラムへの機構副理事長の登壇、兵庫県主催ひょうご安全の日イベントへの出展を行った。また、草の根技術協力事業により、兵庫県に拠点を置くエフエムわいわい、SEEDS Asia 等の NPO、NGO と連携し、阪神淡路大震災の経験を踏まえた協力を実施した。

3. 協定・覚書締結自治体等との連携関係の深化

- **横浜市との連携**：機構と横浜市は、包括連携協定（2011 年から 5 年間）の締結、横浜国際センターを通じた定期的協議等により組織的な連携関係の強化に努めており、同市の「中期 4 か年計画 2014～2017」には、初めて機構との連携の強化が明記された。包括連携協定期間の中間年に当たる 2014 年度は、初の取組として、5 月に連携事業ローリングプランを共同で作成するとともに、包括連携協定中間レビューを実施した。これにより、様々な事業を一体的、長期的に計画、運用することが可能になり、特に防災分野、アフリカ支援、水衛生分野、官民連携で連携の効果を上げた。防災分野では、フィリピンの草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）「フィリピン共和国イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業（フェーズ 2）」が採択された。アフリカへの協力では、TICAD V サイドイベント「女性の活躍と経済成長」（2013 年 6 月）での横浜市長によるイニシアティブを踏まえた事業として、「アフリカ女性企業家セミナー」（2015 年 1-2 月）を共催し、機構がフランス語圏アフリカ諸国から女性企業家や行政官を招き、横浜市が行政や女性企業家による取組を紹介した。水衛生分野、官民連携については、指標 8-3 記載の事業に加えて、横浜市提案の草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）「ハノイ市における下水道事業運営に関する能力開発計画」、機構事業（円借款「パナマ市及びパナマ湾浄化事業」に関する技術協力「パナマ首都圏下水道事業運営改善プロジェクト」等）への横浜市の専門家の協力を得た。加えて、バンコク都と連携協定を締結している横浜市が、機構のタイ「バンコク首都圏気候変動対策マスタープラン策定能力向上プロジェクト」のアドバイザーに就任するとともに、両都市がスマートシティに向けた技術交流会をバンコクで共催し両都市の中小企業等が参加した。なお、2015 年 4 月には、横浜市

に国際局が設立され、同局と横浜国際センターを通じて包括連携協定を推進する体制となった。

- **北九州市との連携：**機構と北九州市は、包括連携協定（2013 年から 3 年間）を締結し、途上国との都市間連携を進める北九州市のノウハウをいかすべく、九州国際センターを中心として、専門家派遣や研修員受入れを行った。また、グリーン成長都市に関する国際会議（2013 年）を受け、北九州市の都市開発経験を発信する課題別研修を形成した（2015 年に実施予定）。特に、北九州市が 2014 年に姉妹都市協定を締結したベトナムのハイフォン市に対しては、研修員受入れに加えて、公益財団法人北九州国際技術協力協会、北九州市立大学との連携により、草の根技術協力事業にて「ハイフォン市水道公社における配水管網管理の能力向上事業（上水道分野）」、「ハイフォン市下水道維持管理能力向上プロジェクト（下水道分野）」、「ハイフォン市製造業の技術力・経営能力向上ノウハウ移転プログラム（産業振興分野）」を実施している（北九州市の水ビジネス国際展開との連携事業について、指標 8-4、14-8 参照）。他方、北九州市とインドネシアのスラバヤ市との環境姉妹都市（グリーンシスターシティ）提携の覚書（2012 年度）を踏まえ、草の根技術協力「スラバヤ市におけるコミュニティのための安全安心な飲料水供給と水環境改善事業（上水道分野）」、地元企業と北九州市による「インドネシア国スラバヤ市における廃棄物のリサイクル型中間処理・堆肥化普及・実証事業」を実施した。スラバヤ市の環境改善とともに、市内企業の海外展開にも資することが期待される。
- **沖縄県との連携：**機構と沖縄県は、2013 年に包括連携協定を締結し、沖縄国際センターを中心として、連携事業を推進している。機構の在外事務所長会議の際は、大洋州地域の海外拠点の長、沖縄県庁、沖縄の企業による会議を沖縄で開催し、島嶼地域の共通課題であるエネルギー、水、廃棄物管理、防災等に関する知見を共有した。また、サモア「沖縄連携によるサモア水道公社能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、草の根技術協力事業を契機に宮古島市、沖縄県に優位性のある生物浄化法（薬品を使用せず藻類等の微生物の働きを活用）の技術を活用し、沖縄県内の 6 水道事業体・自治体から成る国内支援委員会を組織し、オール沖縄によるバックアップ体制を構築した（浄水場は沖縄県の協力を得て調査を実施した無償資金協力「都市水道改善計画」にて建設している）。（海外移住資料館及び沖縄県において共催した特別展について、指標 16-3 参照。）
- **CLAIR（財団法人自治体国際化協会）との情報共有：**四半期ごとの意見交換会、双方が主催するセミナーへの参加により、情報共有を行った。機構の草の根技術協力事業の実務担当者会議（国内拠点実務担当者約 50 名が参加）では、CLAIR による国際協力支援事業の事例共有を行った。

4. 地方自治体との連携事業の推進

- 水分野、都市開発分野、環境管理分野の事業における地方自治体の知見の活用について、指標 1-1、2-1、3-1 参照。
- 無償資金協力事業における地方自治体の知見の活用について、指標 14-8 参照。
- 地方自治体等の提案による草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）について、指標 8-3 参照。
- 地方自治体と連携したボランティア派遣について、指標 10-5 参照。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

民間企業等と連携した開発援助は、今後も拡大すると想定されることから、一過性の努力に終わらせることなく、今後も引き続き、民間との連携レベルを引き上げるとともに、連携を通じて事業の効果を向上させ、日本の活力を盛り上げることにつながる活動を行うとともに、途上国及び民間企業等のニーズに即してスキームを整備し、ODA 実施機関である JICA の活動として国民に対して分かりやすい説明を行うことを期待したい。

<対応> （項目 No.8 の 3-3. 参照）

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：

NGO、企業、大学等教育機関、地方自治体等のパートナーとの連携に関し、以下のとおり、本部・国内拠点・海外拠点の結節点としての機能を強化し、NGO、企業、大学、地方自治体等の開発協力への参画、理解・対話の促進に資する取組を促進した。

- NGO との連携推進について、NGO-JICA 協議会の分会を通じた草の根技術協力事業の 10 年間の成果を NGO と共同で振り返り、提言をまとめた。本提言に加えて、平成 26 年度行政事業レビューとそれを踏まえた外務省 ODA 評価（第三者評価）の結果等も受け、同事業の制度改善案を作成し、地域 NGO を含む NGO との対話等も強化しながら、草の根技術協力の中小規模 NGO の参画促進、協力成果の日本の地域社会への還元等を行うために、制度改善を行った。また、地方での NGO 協議会の開催、全国の NGO ネットワークの協力を得ての JICA 基金活用事業の応募勧奨の実施（応募件数は 2013 年度 14 件、2014 年度 43 件）、全国の NGO との共同寄附キャンペーンの実施等、地方を含め、NGO との連携の取組の裾野を拡大した。
- 民間企業及び企業団体等との連携推進について、主要経済団体との対話の強化を進めるとともに、中小企業海外展開支援のプラットフォームを通じた連携や対外発信等を強化した。特に国内拠点を結節点として、地域の商工会議所、自治体、経済団体等と連携して海外展開支援セミナー等を継続して行うとともに、2014 年度はオール・ジャパンの中小企業海外展開支援の仕組み（海外展開一貫支援ファストパス制度）への参加、地方財務局と連携した地方金融機関向けセミナーの開催等、従来の開発協力では接点のなかったパートナーとの連携強化に取り組んだ。また国内外拠点を通じ、ミャンマーやインドなど本邦企業の関心の高い地域などの海外展開に資する情報提供の強化、企業視察団への国内・海外拠点のネットワークをいかしての情報提供などを推進した。さらに、開発効果の一層の向上のため、44 団体 8 オブザーバーから成る「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」の立上げなど企業との民間連携事業に、自治体、NGO、大学等の参画を推進する取組を進めている。
- 教育機関との連携推進について、「資源の絆プログラム」を通じた本邦大学等との連携により、北海道大学と九州大学の合同修士課程の創設、SATREPS 案件の立上げ等を促進した。また、アフリカの若者の産業人材育成を目的とする ABE イニシアティブでは、全国 48 大学、156 名の受入れなど本邦大学と連携した人材育成を促進した。さらに、科学技術協力 10 件（大学 9 件、研究機関 1 件）、大学の提案に基づく草の根技術協力事業 23 大学 24 件を新たに実施した。他方、包括連携協定及び連携覚書締結校 27 大学の参加を得ての大学-JICA 連携会議の開催、大学との連携講座の実施（127 大学 167 件）等を通じ、大学との連携を強化した。加えて、課題別研修に大学生が参加できる事業を開始し、165 名が参加するなど、グローバル人材育成の一環としての取組も強化した。
- 地方自治体との連携推進について、自治体による国際協力事業の経験・ノウハウを紹介するための取組として地方自治体連携強化セミナーを実施し、41 自治体等から 107 名が参加し、自治体間のネットワーク強化を促進した。継続して東日本大震災被災地自治体との連携は促進しており、例えば東松島市で開催された環境未来都市国際フォーラムや仙台市での第 3 回国連防災世界会議などで東松島市とインドネシア国バンダ・アチェ市との協働の取組の国内外での発信強化などに努めた。さらに、協定締結自治体等との連携強化の深化にも取り組んだ。また、横浜市の「中期 4 か年計画 2014～2017」には、初めて機構との連携の強化の方針が明記される一方、機構と横浜市の間で新たに連携事業ローリングプランや包括連携協定中間レビューを導入し、横浜国際センターを通じた定期協議により計画的、組織的に連携事業を形成・実施する基盤を強化した。

以上を踏まえ、「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月閣議決定）の重点課題である「連携の強化」について、国内拠点及び海外拠点を結節点として、NGO、企業、大学等教育機関、地方自治体等との互恵的な連携・対話を推進したこと、連携の効果を開発途上地域の開発課題への貢献のみならず国内アクター及び国内地域への還元に資するよう働きかけを行ったことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

継続して本部・国内拠点・海外拠点を連携の拠点として機能強化し、NGO、企業、大学、地方自治体等の開発協力への参画、理解の促進に資する取組を促進する。連携を強化することで、その人材、知見、資金、技術を開発途上地域の課題解決へ活用することを推進する。また、開発途上地域への課題解決に加えて、企業や自治体等の海外展開支援や地域社会・経済への貢献等、「地方創生」等に資する取組にも、より意識して対応する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

多様な関係者との「結節点」としての役割強化を進め、NGO、民間企業及び企業団体、教育機関、地方自治体とのパートナーシップを強化するとともに JICA 事業への参加を促進した点は評価できる。具体的には、NGO との連携強化にあたっては、NGO との協議会を地方においても開催することで地方 NGO との意見交換・関係強化を図り、NGO・NPO による JICA 基金の活用促進では全国のネットワーク NGO の協力を得た結果、NGO・NPO からの応募件数は 43 件（前年度 14 件）と大幅に増加した。

民間企業及び企業団体との連携では、機構の各国内拠点が中心となり、地方経済産業局、地元商工会議所、地方財務局や業界団体等の幅広い関係者と連携し、全国にて中小企業海外展開支援セミナーを 107 回実施し、5032 社、6,425 名の参加が得られた（前年度は 90 回、約 4,200 社、約 5,300 名）。

教育機関との連携についても、国内における資源分野の教育プログラムに限られる中、機構から積極的な働きかけを行い、秋田大学国際資源学部における大学院創設、早稲田大学での英語修士コース創設等が実現し、資源国の人材を育成する体制を整えた。また、宮崎大学及び三重大大学と新たに連携覚書を締結し、大学と機構が連携した開発途上国に対する国際協力事業や、大学や各県内における国際理解教育の更なる推進が図られた。

多様な関係者とのパートナーシップを強化するための改善として、草の根技術協力事業の事業開始 10 年の節目を捉え、機構と NGO で共同の振返りを実施し、平成 26 年度行政事業レビューでの指摘事項及び外務省 ODA 評価（第三者評価）の結果等も踏まえて検討した結果、小規模金額メニューの創設、事業成果の日本社会への還元にかかる取組の導入等制度改善を行ったことは優れた成果である。また、地球規模課題に対応する科学技術協力（SATREPS）については、大学側の要望を踏まえて、事前コンサルテーションの実施など手続きの改善を実施した。

以上より、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれの特性を最大限に活用し、多様な関係者との連携促進を図ることを期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

・国際展開戦略に関し、途上国のニーズに即した支援を行うため、自治体や海外展開支援に携わる組織とのネットワークを構築し、幅広いニーズに対応できる体制整備に一層努めるべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 10	ボランティア		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針 日本再興戦略、スポーツ・フォー・トゥモロー	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
開発課題に沿ったボランティアの実績（国別ボランティア派遣計画の開発課題への合致率）（シニア海外ボランティア）			84%	80%	74%			予算額（千円）			(注)		
			83%	87%	85%			決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
民間連携ボランティアの新規派遣人数			4	12	19			経常利益（千円）					
現職参加制度を利用したボランティアの新規派遣人数（自治体職員、教員）			29	32	37			行政サービス実施 コスト（千円）					
			63	78	90								
企業・自治体向け事業説明会の回数	4		5	7	8			従事人員数	46	50	56		

(注) 項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とする。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省が平成 23 年に行った海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直しの結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。
中期計画 ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成 23 年 7 月の海外ボラン

ティア事業のあり方及び同年 8 月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。

具体的には、

- ・ 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。
- ・ ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。
- ・ 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。
- ・ 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。
- ・ 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。
- ・ 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。

年度計画

- ① 開発課題を踏まえ、国別ボランティア派遣計画の更なる活用を図るとともに、グループ型派遣のモニタリング結果を事業にフィードバックする。また、シニア海外ボランティアを中心に、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。さらに、スポーツ・フォー・トゥモローにも貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣増に取り組む。
- ② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるため、ボランティア事業に関連した国際会議への参加を通じた発信や他ドナー、国際機関等との協議を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。また、2015 年に東京で開催予定の国際ボランティア会議の準備を進める。
- ③ ボランティア事業の「見える化」を促進するため、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの見直しを行う。また、ウェブサイト以外の媒体を利用した活動報告も推進する。
- ④ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するため、ボランティアの活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングに引き続き取り組む。
- ⑤ 国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するため、民間連携ボランティアの派遣を拡充するとともに、地方自治体及び大学との連携によるボランティア派遣を促進する。
- ⑥ より効果的、効率的な募集に向けて、ウェブサイトの拡充やソーシャルメディアの活用等を通じた募集広報を行う。選考の効率化に向けて、平成 25 年度に本格的に開始したシニア海外ボランティア及び青年海外協力隊の二次選考（面接）の一部地方実施について、モニタリングを行う。
- ⑦ 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練の改善について、平成 25 年度に導入したプログラムの適切なモニタリングを行う。
- ⑧ 帰国後のキャリアアップへの側面支援のため、進路支援情報サイトを効率的に運営するとともに、企業・地方自治体向け事業説明会の開催（年 4 回）や帰国後訓練等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。
- ⑨ グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元に向けては、帰国隊員の社会還元活動の優良事例を収集し、広く発信する。

主な評価指標

指標 10-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

指標 10-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況
 指標 10-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況
 指標 10-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況
 指標 10-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況
 指標 10-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況
 指標 10-7 帰国隊員の進路支援強化の状況（定量的指標：企業・自治体向け事業説明会の数）
 指標 10-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

3-2. 主要な業務実績

1965 年に最初の青年海外協力隊員をラオスに派遣して以来、青年海外協力隊は、2015 年度に発足 50 周年を迎える。機構は、この機を借りて、青年海外協力隊を中心とするボランティア事業の支援関係者・団体等に対する謝意の表明、将来的な事業展望の発信、関心層・理解者の多様化と拡大を目的とした様々な取組を実施する予定である。2014 年度は理事長を委員長とする記念事業実行委員会の立上げ、各種の記念事業の企画、これまでの成果の取りまとめ、課題の整理等を行い、準備を進めた。

1965 年度以降 2014 年度末までに機構が派遣した青年海外協力隊員は累計 4 万人以上に上る。アフリカ・中南米地域における理数科教育分野では、隊員の現場レベルでの活動が技術協力プロジェクトに発展し、地域の基礎教育レベルの向上につながった例がある。また、「水の防衛隊」としてアフリカ各地に派遣されたボランティアが、住民の安全な水へのアクセス向上に、現場レベルで寄与している例もある。これらは、派遣されたボランティアが、配属された土地の住民と同じ言葉で話し、同じ暮らしをし、同じ目線で協力活動を行ってきたことで、ボランティア事業ならではの成果を生み出してきた一例である。また、帰国したボランティアは、コンサルタントや専門家等として国際協力の現場で活躍する者も多く、ボランティア事業は国際協力を担う人材育成にも大きく貢献している。

こうした長年にわたる国際協力の分野における活躍と国内外での社会貢献が認められ、青年海外協力隊は、青年海外協力協会（JOCA）、協力会を育てる会とともに第 21 回読売国際協力賞特別賞を受賞した。

2014 年度の新規派遣人数は、1,611 名となり、前年比約 14.7% 増となった。2011 年の東日本大震災後、派遣人数実績は一時期減少したが、2013 年度より減少傾向を反転させ、震災前のレベルに復しつつある。

表 10-1 ボランティアの派遣実績（単位：人）

	2012 年度	2013 年度	2014 年度
青年海外協力隊	948	1,081	1,267
シニア海外ボランティア	246	268	271
日系社会青年ボランティア	31	43	57
日系社会シニア・ボランティア	15	13	16
合計	1,265	1,405	1,611

指標 10-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

1. 開発課題に沿ったボランティアの派遣

- 機構は、協力対象国ごとに国別ボランティア派遣計画を定め、当該国の重点的な開発課題に沿った案件形成に努めている。全体の 7～8 割程度を同方針に沿ったボランティア派遣とし、残りをスポーツや情操教育等の新たな分野への派遣としている。開発課題に沿った案件形成・管理を強化するため、2013 年度から取り組んでいる通年職種担当制度を活用し、12 職種において現状分析ペーパーを作成し、派遣国における案件形成の参考とした。
- **青年海外協力隊**：2014 年度新規派遣隊員の開発課題への合致率は 74%（2013 年度 80%）であり、妥当な水準を維持した。例えば、ルワンダでは、開発課題「安全な水の供給」に対して、コミュニティ開発、公衆衛生、水質検査の分野の隊員ら 13 名が、前述の「水の防衛隊」の一員として、「地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「第三次地方給水計画」（無償資金協力）の実施地域の郡庁等において活動している。2014 年度は、国連児童基金（UNICEF）及びインフラ省の要請により、3 郡において隊員が井戸のアセスメントを実施した。当初の要請にあった井戸の現状調査・修理に加え、技術者への技術移転、井戸管理や水質に関する住民啓発のための活動を行い、関係者から高い評価を得た。
- **シニア海外ボランティア**：2014 年度に新規に派遣されたシニア海外ボランティアの開発課題への合致率は、85%（2013 年度 87%）であり、妥当な水準を維持した。例えば、裾野／産業育成・職業訓練分野については、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、モンゴル、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア等でニーズが高く、シニア海外ボランティアを継続して派遣している。

2. グループ型派遣の促進

- 機構は、開発課題の解決に対するボランティアの貢献を面的に広げるための一つの方法として、共通の開発課題に対して複数のボランティアが共に活動を行うグループ型派遣を実施している。2014 年度は、76 件のグループ型派遣を実施するとともに、新たに 187 名（2013 年度 116 名）をグループ型派遣に組み込んだ。
- バングラデシュでは、1999 年から開始した複数名の協力隊員による「予防接種拡大計画支援」（2012 年度からのグループ型派遣として整理）が奏功し、2014 年 3 月には同国を含む東南アジア地域全体でのポリオ撲滅宣言に至った。また、2004 年から始まった「フィラリア症対策支援」でも、グループ型派遣により、駆虫による予防活動や住民啓発活動を経験と工夫を重ねながら感染地域全体で進めてきた。この結果、駆除薬一斉投与の対象は感染地域のほぼ全域に拡大し、フィラリア症のバングラデシュからの制圧が目前となっている。今後は、感染者の生活の質の向上や、学校保健活動を取り入れた他の感染症対策への展開を目指している。この支援の成果は「フィラリア撲滅のためのグローバルアライアンス」の国際会議（12 月、於アディスアベバ）で発信するとともに、機構内部でもグループ型派遣の優良事例として地域別ボランティア事業会議等や派遣前研修で共有した。
- フィリピンでは、開発課題「脆弱性克服」の社会的弱者支援として、グループ型派遣により、障害者支援を実施している。2014 年度は、2013 年 11 月に発生した巨大台風ヨランダの被災地支援も行った。

3. 開発効果の向上に向けた他スキーム事業との連携

- **無償資金協力、技術協力との連携（カンボジア）**：カンボジアの母子保健分野の指導人材不足に対応するため、機構は、同国の国立母子保健センターに対し、無償資金協力による施設建設、技術協力事業やボランティア事業による人材育成を支援してきた。助産師隊員は、技術協力プロジェクトや課題別研修「看護管理」等で研修を受けた助産人材をセンターの現場で直接指導し、現在までの日本の支援をフォローしている。
- **無償資金協力との連携（ペルー）**：ペルーでは、日本で 30 年以上理学療法士の経験を有するシニア海外ボランティアが、無償資金協力にて建設された日本・ペ

ルー友好国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、障害者スポーツの推進・普及を支援している。2014 年は、同ボランティアの企画により、国際医療福祉大学・鹿児島大学の理学療法専攻の学生・教員計 10 名を短期ボランティアとして迎え、指導員養成講習会とスポーツ大会を開催し、現地機関の協力の下、医師や学生、患者や家族等約 330 名の参加者を得た。

- **課題別研修との連携（エジプト）：**エジプトでは、幼児教育支援を目的として、2008 年より計 30 名のボランティアが「遊びを通じた学び」の概念の普及・実践に取り組んできた。他方、課題別研修「中東教育における幼児教育」により、社会連帯省・支局・保育園等の関係者が、日本における「遊びを通じた学び」の実践・効果に直接触れることで、隊員の現地での活動に対する理解・関心が深まった。こうした取組の結果、ボランティア配属先が「遊びを通じた学び」に関連するセミナーを主催したり、支局による保育園視察の際の保育園評価シートが導入されたりする等の変化が生まれている。

4. スポーツ分野のボランティア派遣増に向けた取組

- **SFT 推進への貢献：**機構は、主にボランティア事業によるスポーツ指導者の派遣及びスポーツ分野での技術協力事業を通じ、日本政府の公約であるスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）⁴の三つの柱の一つである「スポーツを通じた国際協力及び交流」を推進している。また、SFT に関わる団体等の連合体である「SFT コンソーシアム」に加わり、同コンソーシアムに参加する日本スポーツ振興協会や各種スポーツ競技団体等と連携したボランティアの派遣にも取り組んでいる。他方、機構内部においても「開発とスポーツ推進連絡会」を設け、機構の今後のスポーツ分野の協力の検討や内部の情報集約を行った。
- **スポーツ分野のボランティア派遣の実績：**日本政府は、2012 年から 2018 年までにスポーツ分野のボランティア新規派遣人数を倍増させることを国際公約としている（2012 年度の実績は、長期 46 名、短期 35 名、計 81 名）。これに対し、2014 年度のスポーツ分野でのボランティア派遣実績は計 176 名（長期 105 名、短期 71 名。2013 年度は 150 名）となり、4 か年度前倒しで達成した（障害者スポーツの活動事例について、上記 3. 参照）。
- **スポーツ分野のボランティア派遣に係る質・量の向上に向けた取組：**野球の普及・振興のため、株式会社読売巨人軍との間でボランティア事業に関する業務協力協定を締結した。同協定に基づき、中南米地域に派遣されている野球隊員がジャイアンツアカデミーの指導テキストのスペイン語版を活用できるようになるとともに、コスタリカでは、野球隊員の企画により開催した中南米 5 か国の野球関係者を集めたセミナーにおいて、同アカデミーの副校長が研修講師として講演した。他方、大学とも連携を進め、日本体育大学はじめ 6 大学とスポーツ分野ボランティアの派遣に向けた覚書を締結し、4 大学 43 名の派遣に至った。さらに、スポーツ分野の大学連携ボランティア派遣案件を形成するため、大学関係者の参加を得て、コスタリカ、エルサルバドル、エクアドル、ペルーに調査団を派遣した（2015 年 2-3 月）。

指標 10-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

1. 国際会議への参加と国際機関等との情報共有

- **国際ボランティア会議での発信：**10 月にペルー（リマ市）で開催された国際ボランティア会議（IVCO 2014）の分科会では、JICA ボランティアの起業に関する優良事例や教訓を発表した。2015 年度は同会議を東京で開催することから、会議主催団体である FORUM の理事会にも参加し、開催の概要や方向性を検討した。
- **米国平和部隊との協力：**米国政府のボランティア派遣機関である米国平和部隊との間で、ボランティア活動の効率性と効果を高めるための連携に関する覚書を

⁴ 「2014 年から 2020 年までの 7 年間で、開発途上国をはじめとする 100 か国以上・1,000 万人以上を対象に、日本政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業。世界のよりよい未来を目指し、スポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントをあらゆる世代の人々に広げていく取組」（スポーツ・フォー・トゥモロー・ウェブサイト）

2015 年 3 月に署名した。今後、カンボジア等で初等・中等教育、スポーツと体育の分野で女性の参加を容易にするよう、協力を強化していくほか、両機関において幅広く多様な分野での連携を目指すこととした。

- **国連ボランティア（UNV: UN Volunteers）との連携：** 機構と UNV 事務局は、帰国ボランティアの国際機関への活躍を促進するため、「JOCV 枠 UNV 制度」を設けている。2014 年度にこの制度を利用して UNV として派遣された者は 3 名であった（2013 年度 13 名）。国連における新会計基準の導入に伴い、UNV 事務局との調整が必要となり新規の募集は停止しているため、2014 年度は 8 月までしか新規派遣実績がないが、2015 年度以降は事業再開が可能となるよう調整を進めている。

2. 現場レベルでの協働活動

- **英国 VS0 (Voluntary Service Overseas) との連携（バングラデシュ）：** ボランティア派遣団体（機構、豪州 AVID、韓国 KOICA、UNV、英国 VS0）による連携枠組みを通じ、コミュニティ開発分野の JICA ボランティアを、VS0 による住民組織マネジメント強化のためのプロジェクトに派遣する試みが実現した。
- **UNFPA との連携（モンゴル）：** 国連人口基金（UNFPA）が主導するリプロダクティブヘルスプログラム（妊産婦の健康管理、性感染予防・適切な家族計画等の啓発活動、現状調査、現状を踏まえた改善）の支援のため、機構が助産師のボランティアを派遣し、病院の助産師・看護師や妊産婦に対するセミナーを開催した。

指標 10-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

- **広報の取組：** 50 周年に向け、これを人々に周知し、事業への関心を喚起することに力点を置いた広報活動を行い、8 月に記者勉強会、12 月にメディア懇談会を実施するとともに、2015 年 1 月に 50 周年記念ロゴを利用開始し、記念ウェブサイトを開設した。記念ウェブサイトでは、帰国ボランティアによる写真投稿企画も開始し、参加型で 50 周年の機運を高める取組を行った。
- **ウェブサイトの改善：** JICA ボランティアウェブサイトの全面リニューアルを行い、階層の簡素化、導線の改善やイメージ画像の活用を行うとともに、経験者の声を伝えるコンテンツ（人とシゴト）の新設、現在活動中のボランティアによるブログ（JICA ボランティアの世界日記）、民間企業等との連携事例（サポーター宣言）の改訂、既存コンテンツ（知られざるストーリー、トピックス）の充実を図った。ウェブサイト訪問回数は 177 万 4,000 回（2013 年度 178 万回）に達した。また、YouTube JICA ボランティア公式チャンネルで 17 件（2013 年度 26 件）の映像を公開し、動画再生回数 18 万 5,000 回（2013 年度 8 万回）を獲得した。
- **SNS の活用：** 公式 Facebook ページで募集情報、イベント、ボランティア活動状況等に関する投稿を 180 件（2013 年度 73 件）実施し、2014 年度新規「いいね」数 3,689 件（2013 年度は開設後 6 か月で 1,715 件）を獲得した。
- **高校生の理解促進：** 国際社会の一員としての自覚や社会貢献意欲、主体的な行動力をもつ人材の育成を目的に、東京都教育委員会と連携し、8 月に高校生による青年海外協力隊訓練所体験プログラムを実施し、55 校の 99 名が参加した。参加した高校生からは、将来隊員として開発途上国で活動したいという思いを一層強くしたという声もあり、長期的なボランティアの裾野拡大に向けた取組としても有用であった。

指標 10-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況

1. 活動計画表の策定支援及びモニタリングの推進

- **活動計画表の策定実績：** ボランティアは、各自の活動を計画的に実施することで、より効果的な活動を進めるため、赴任後 6 か月までに配属先と協議の上、活動計画表を作成している。その円滑な作成支援やモニタリングのため、赴任後 3 か月、1 年、1 年半後及び帰国前の段階で配属先と活動内容の確認を行っている。また、機構は、ボランティアが派遣中 5 回提出する報告書及び活動計画表等に基づいてボランティアの活動をモニタリングし、必要な助言その他支援を行って

いる。活動計画表の内容について配属先等の関係者と合意している割合は 99.9%（2013 年度 98.6%）であった。

- **自己満足度の状況**：活動に満足感を示したボランティアの割合は 97.9%（2013 年度 98%）であり、高水準を維持した。

2. 在外研修の拡充

- 現地活動の質を高めるため、関連職種のボランティア及びそのカウンターパートが教訓等を共有する「在外研修」を地域ごとに実施している。2014 年度は、環境教育、水の防衛隊、日本語教育、野球、算数教育等の分野で計 18 件の研修を実施し、ボランティア 120 名及びカウンターパート 116 名が参加した（2013 年度 26 件、ボランティア 207 名、カウンターパート 320 名）。その他、直接のカウンターパート以外にも現地関係者 87 名がオブザーバーとして出席した。例えば、ジャマイカでは「高倉式コンポストの円滑な導入」の在外研修を開催し、中南米 6 か国の環境教育分野の関係者 44 名が参加した。ボランティア経験者を講師として招き、学校菜園に役立つ新たなごみ処理方法を学んだ。

3. 手当の適正化

- ボランティアの現地生活費については、3 年ごとに、ボランティアへの支出状況調査を実施し、見直しを行っている。2014 年度は 22 か国で支出状況調査を実施し、21 か国について現地生活費を改定し、1 か国については据え置きとした（2013 年度の改訂は 13 か国）。

指標 10-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

1. 民間連携ボランティア派遣の拡充

(1) 派遣実績及び応募促進の取組

- **派遣実績**：2014 年度は、ガーナ（コミュニティ開発）、ペルー（マーケティング）など、新たに 19 名を派遣した（2013 年度 12 名）。また、新たに 33 社と派遣合意書を締結した（2013 年度 32 社）。
- **派遣促進の取組**：企業向け説明会は約 140 回開催し、3,500 社以上が参加した（2013 年度 120 回、4,000 社以上）。また、ボランティア理解促進調査団をベトナム、インドネシア、スリランカ、モザンビークに派遣し、民間連携ボランティア派遣検討中の企業 35 社の参加を得た。参加企業の 5 社と派遣合意書を締結した。

(2) 制度改善及び体制強化の取組

- **制度の改善**：中小企業の参加促進を図るため、民間連携ボランティアの対象を商工組合、企業組合等の 6 種の中小企業団体に拡大した。
- **国内機関における相談機能の強化**：4 月より、これまで本部のみが実施していた派遣合意書の締結を各国内機関でもできることとした。これにより、企業の最寄りの国内拠点が直接、民間連携ボランティア派遣に向けた相談から派遣合意書締結まで一貫して企業向けサービスを提供できるようになった。この結果、2014 年度は中部国際センターが 9 社、四国支部が 2 社、横浜国際センターが 1 社と、それぞれ域内の企業との派遣合意書締結に至った。
- **内部ルールの明確化**：関係者の役割の明確化や制度の理解を促進するため、「民間連携ボランティア実施要領」を制定した。

2. 民間企業とボランティアの連携

- **企業とボランティアの関心をつなぐ取組**：民間企業の途上国ビジネスや CSR（企業の社会的責任）活動等とボランティアの連携の好事例を集めた冊子を作成し、途上国ビジネスに関心のある企業やボランティア等に配布した。

3. 自治体との連携ボランティア派遣の拡充

- **派遣実績：**現職参加の制度を利用した自治体職員、教員はそれぞれ 37 名、90 名であった（2013 年度 32 名、78 名）。
- **自治体連携派遣：**宮城県 1 名（マラウイ）、横浜市 3 名（マラウイ）、静岡県教員 3 名（カンボジア）、さいたま市教員 2 名（南アフリカ）、駒ヶ根市 1 名（ネパール）の計 10 名（2013 年度 1 名）。自治体への積極的な働きかけにより、大幅に増加した。さらに、沖縄県教育委員会との間で新規に連携協定を締結し、2015 年度にボリビア及びラオスに現職教員を派遣する準備を行っている。

4. 大学との連携ボランティアの拡充

- **派遣実績：**開発効果の向上とグローバル人材育成への貢献のため、2014 年度から大学との覚書を締結した上でボランティア派遣を実施することとした。2014 年度は新たに 11 大学とボランティア派遣に係る覚書を締結し、覚書締結後、6 大学より 55 名を派遣した。また、3 大学については 2014 年度中に覚書を締結したが、締結交渉中の段階より 15 名を派遣した（2013 年度 12 大学、90 名）。
- **新たに覚書を締結した大学：**筑波大学、東海大学、日本体育大学、聖路加国際大学、近畿大学、兵庫県立大学、国士舘大学、中央大学、京都大学、関西学院大学、横浜国立大学

指標 10-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

1. きめの細かい募集広報の実施

- **募集説明会の実績：**春・秋募集合計で 300 回（2013 年度 272 回）の募集説明会を全国各地で実施し、応募促進に努めた。
- **応募者掘り起こしの取組：**要請数に対し応募者数の少ない職種の農業分野での応募者増に向けて、9 月に国際農業者交流協会の海外研修修了者に対して審査を一部免除する覚書を締結し、秋募集で 3 名の合格者を得た。また、充足率の低い職種を中心とした応募者の裾野拡大を目的として、大学等での JICA ボランティアセミナーを 396 回（前年同期は 445 回）実施した。

2. 選考方法の見直し

- **語学資格に関する柔軟な対応：**応募者を拡大するため、従来英語のみであった青年海外協力隊の語学資格について、秋募集から、スペイン語、フランス語、ロシア語、中国語の資格も有効とするように変更し、さらに春募集からは、合計 11 言語の資格による応募を可能とするよう制度を変更した。他方、合格率を高めるため、一次選考において技術・健康・人物面において審査基準に達している場合は、応募時の TOEIC スコアが合格点（330 点）にわずかに達していない場合でも不合格とせず、条件付き登録者とし、所定の英語スコアを提出した時点で登録者とする制度を導入した。
- **二次選考の地方実施：**地方在住の受験者の利便性を確保するため、地方における二次選考を実施した。青年海外協力隊の二次選考対象者 1,941 名のうち 246 名（2013 年度 2,020 名のうち 404 名）、シニア海外ボランティアの二次選考対象者 399 名のうち 196 名（2013 年度 394 名のうち 174 名）が地方で受験した。

3. 応募実績

- 上記の取組にも関わらず、特に秋募集期の応募者数減が影響し、応募者数は 3,956 名に減少した（2013 年度 4,094 名）。理由としては、海外での感染症（エボラ出血熱）の流行や治安情勢等、海外へ渡航することへの不安の高まりや大学生の就職内定率の向上等が考えられる。

- 今後は、募集説明会やウェブサイトを通じ機構の支援体制に関する情報発信等を行い、応募への不安を取り除く取組を強化し、応募者数の獲得に努める。

4. 新規訓練プログラムの着実な実施

- 訓練プログラムについて、2013 年度に、より実践的なプログラムを導入した。従来 65 日の訓練期間を、青年海外協力隊は 70 日に、シニア海外ボランティアは 35 日に大きく変更したが、混乱なく着実に実施している。3 年間の実施を踏まえ、2015 年度に評価することとしている。

指標 10-7 帰国隊員の進路支援強化の状況

1. 企業・自治体に対する働きかけ

- **企業への働きかけ**：企業・自治体向けボランティア事業説明会（帰国報告会）を計 8 回実施した（2013 年度 7 回）。内訳は、本部 4 回、関西 2 回、中部 2 回である。また、進路相談カウンセラーの積極的な求人開拓により、帰国ボランティアに対する求人増の取組を強化し、機構の「PARTNER」（指標 12-1 参照）の帰国隊員進路情報ページの帰国隊員向け求人情報掲載数は、2014 年度 801 社、1,952 名分（2013 年度 856 社、2,506 名分）であった。求人数の減少の原因は、1 企業・団体からの求人数が数十～100 名の大規模求人（警察官や語学学校講師など）には応えられないため、10 名以下の求人に絞って掲載を依頼したためである。
- **自治体への働きかけ**：国内機関による自治体への働きかけにより、2014 年度は新たに 5 府県 2 市の教育委員会及び 2 県 6 市の自治体の職員採用において帰国隊員向け優遇措置（採用試験における筆記試験の免除等）が設けられた（2013 年度は 1 都の教育委員会、4 道県 4 市の自治体）。
- **大学への働きかけ**：大学院での単位認定（新規 1 大学院）、大学入試での優遇措置（新規 1 大学）が増加した。
- **帰国後の進路の状況**：2014 年度に帰国した青年海外協力隊員と日系社会青年ボランティアの合計 976 名を対象にした進路状況確認アンケートの結果（2015 年 5 月 15 日現在）によれば、回答者 608 名の 100%から進路が決定したとの報告があった（2013 年度 98%）。このうち、322 名（53%）が民間企業や地方自治体等に就職し、171 名（28%）が現職に復職、56 名（9%）が進学・復学した。

2. 帰国ボランティアに対する情報提供

- **求人情報等の提供**：派遣中の全ボランティアが、PARTNER への簡易登録により同サイトの「進路情報ページ」にアクセスし、求人情報や就職活動のための各種情報を容易に入手できるようになった。また、アフリカの海外拠点 9 事務所との間で、テレビ会議システムによる帰国後支援プログラム紹介セミナーを開催した。
- **大学院進学希望者への働きかけ**：大学院進学希望者向けに、進路開拓セミナー及び進路相談カウンセラーによる情報提供、助言を行った。

指標 10-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

1. 帰国ボランティアの社会還元活動の好事例

- **社会還元促進の事例**：ワイン輸入販売会社を起業し収益の一部で途上国養護施設を支援した例、フェアトレード事業を立ち上げた例、情報システム開発会社を起業した例（売上高 32 億円、社員 250 名）等、社会還元活動の好事例を収集し、企業向け報告会等の場で発信した。
- **女性のキャリアアップの事例**：マレーシアに派遣された水泳の女性隊員は、隊員経験から、障害者への水泳指導に目覚め、日本人初のパラ水泳（障害者水泳）のプロコーチとなりロンドン五輪、北京五輪でも日本チームのヘッドコーチとして活躍し、若手の育成にも貢献している。また、セネガルで助産師隊員となった後、日本人専門家として各国で母子保健分野の技術指導を続けてきた女性隊員は、その経験をいかし、現在は大阪で助産院を開院し、日本の育児事情の改善に取り組んでいる。いずれも、ボランティアとしての経験をいかし、日本社会の問題解決に当たっている事例である（2014 年度 JICA 理事長表彰受賞）。なお、

「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月閣議決定）では、女性のキャリアアップの場として JICA ボランティア事業の戦略的な活用が期待されている。

- **国際協力の経験をいかした東日本大震災の復興支援**：機構は、帰国後の進路支援の一環として、ボランティアの帰国時オリエンテーションで東日本大震災復興支援に関連する仕事の紹介を行っている。この結果、復興庁に採用された帰国ボランティアは、2014 年度は新規で 31 名、2015 年 3 月末時点では 87 名（2013 年度末 80 名）、累計では 111 名となった。宮城県、岩手県、福島県において、復興局調整員、市町村支援業務職員として復興支援に従事している。なお、東日本大震災復興支援に係る復興庁、青年海外協力協会（JICA）との三者協定は、2014 年度末まで延長した。他方、復興支援・地域おこしと国際協力の関連性の啓発を目的として、東北支部において「復興×地域おこし×国際」ワークショップを開催し、東北復興支援や地域おこしに携わっている帰国ボランティアらが各々の支援の課題や取組に係る課題等を議論した。その中で、地域を支援する上で協力隊の経験が役立つと同時に、地域の活性化の活動や工夫が途上国での支援にも役立つ双方向の関係が成り立ち得ることへの理解が醸成された。同ワークショップの成果は、第 3 回国連防災世界会議（指標 3-1 参照）のパブリック・フォーラムで発表された。加えて、被災 16 地区の復興支援事例を収集した「震災復興における支援アプローチ調査」により、地域ニーズに適合した復興支援手法について検証し、上記ワークショップ及びパブリック・フォーラムで成果を報告した。

2. 帰国後研修の着実な実施

- **帰国後研修の実施**：帰国した青年海外協力隊員に対する帰国後研修を計 6 回実施した（進路開拓 4 回、現職参加 2 回）。従来の「就活スキル」から「活動の整理と他者への伝え方の習得」に手法を改め、ボランティアの経験・特長をいかした自己 PR 力の向上を図った。進路開拓者向け研修は、現職参加者及び任期短縮者を除く帰国隊員の 29%に当たる 196 名の参加を得た（2013 年度は 19%、176 名）。また、2014 年度から新たな取組として、現職参加者向けの帰国後研修を行い、現職教員を中心とした 27 名が参加した。「協力隊体験の振り返り」、「復帰後の職場でどのように経験をいかせるか」をテーマとしたグループワークを行い、職場復帰後の社会還元を見据えたプログラムを実施した。
- **企業向け帰国報告会の開催**：四半期ごとに帰国後研修の翌日に企業向け帰国報告会を開催することとし、研修成果の実践と進路開拓を促進した。
- **進路・社会還元調査の実施**：帰国隊員の進路や社会還元の実態を把握し、その結果を協力隊員の帰国後の社会還元を効果的に推進するための支援のあり方の検討に資するため、「帰国隊員の進路・社会還元調査」を実施した。帰国後に国内外で活躍している隊員経験者の特性や所属先の評価が得られたため、進路支援のあり方の検討及び企業、自治体向けのグローバル人材活用の広報資料として活用している。

3－3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

ボランティアに対する国民の理解や参加の促進のため、広報を含む継続的な努力が期待される。また、隊員の帰国後の進路支援や隊員経験の社会還元促進のための取組の拡充が期待される。さらに、派遣ボランティアの安全確保のための事前研修や現地活動における配慮なども引き続き重視してほしい。

<対応>

2015 年度の青年海外協力隊 50 周年へ向けた記者勉強会、メディア懇談会を行いメディアへの発信を積極的に行ったほか、写真パネル展示等、直接市民の目に触れる場所に露出を増やす取組を行った。隊員の帰国後の進路支援や隊員経験の社会還元促進のための取組としては、求人情報へのアクセスを容易にしたり、帰国後研修の内容改善を行ったりした。安全対策については、派遣前訓練における講座実施のほか、例えばフィリピンへの交通安全対策巡回指導調査団の派遣と安全対策の拡充を行った。ボランティアの派遣中の事故が複数回発生したことから、原因その他の注意事項をまとめ、国内外の拠点を通じて派遣中ボランティア、訓練中候

補生に周知し、予防に役立てることとした。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：

2014年度は、2015年の青年海外協力隊発足50周年を前に、延べ4万人以上の隊員が88か国で協力してきた実績に対し、青年海外協力隊、青年海外協力協会(JOCA)、協力隊を育てる会が、第21回読売国際協力賞特別賞を受賞した。一方、50周年を機会にボランティア事業の認知度を更に高めるため、50周年記念ウェブサイトの開設やボランティア事業に関する初めての記者勉強会の開催等の取組を行った。さらに、これまでの成果を取りまとめ、長期的な事業展望を検討する作業に着手した。

また、2014年度のボランティア新規派遣人数は2年連続で増加（対前年度比15%増）し1,611名となり、東日本大震災前の派遣規模（2010年度1,886名）に回復しつつある。要因としては、企業や地方自治体等との連携の強化や派遣体制の改善により、民間連携ボランティアや地方自治体との連携ボランティアが増加したこと、国際農業者交流会との連携により農業分野の応募促進に努めたこと等が挙げられる。このように新たなパートナーとの連携関係の構築にも積極的に取り組み、大学との連携ボランティアの派遣制度変更等の改善を行い、新たに11大学と覚書を締結した他、米国の平和部隊との覚書に署名し、カンボジアでの協力等に取り組むこととした。

2020年の東京オリンピックに向けて日本政府が推進するスポーツ・フォー・トゥモローに関しては、スポーツ分野のボランティア派遣数が計画を上回り、国際公約の前倒し達成に至った。なお、スポーツ分野においても新たなパートナーとの連携関係の構築を進め、読売巨人軍との連携協定を締結し、ジャイアンツアカデミーと連携した活動を開始している。

他方、ボランティア事業の開発効果を一層高めるため、開発課題に沿ったボランティアの派遣、グループ型派遣、他スキーム事業との連携も着実に推進した。この結果、例えばルワンダでは、無償資金協力、技術協力と組み合わせた「水の防衛隊」が、井戸のアセスメント等で活躍した。また、バングラデシュにおいては、2000年以来の協力隊員の活動により、フィラリア症の制圧が目前となっている等の具体的成果が生まれている。

隊員経験の社会還元の促進に関しては、特に東日本大震災復興支援に関し、復興庁及び青年海外協力協会(JOCA)との三者協定を延長し、復興庁や市町村の復興支援業務への帰国ボランティアの採用を側面支援した。また、復興支援や地域おこしに従事する帰国隊員がお互いの経験を共有する場を設けるとともに、復興支援、地域おこし、国際協力の経験がお互いに役に立つものであることを第3回国連防災世界会議のパブリック・フォーラムで発表した。また、定量的指標である企業・自治体向け事業説明会については、目標値（年4回）の倍に当たる8回の説明会を開催した。

以上を踏まえ、長年の協力実績が外部から評価を受けたこと、企業、大学、団体等との組織的連携を強化したこと、スポーツ分野における日本政府の政策の実行に貢献したこと、開発課題の解決に資する具体的な成果が生まれていること、協力隊員の国内と海外の経験をつなぎ双方の課題解決に資する取組を促進したことから、中期計画に照らして所期の目標を上回る成果を上げたと認められる。

< 課題と対応 >

開発途上地域の治安の悪化等を背景に2014年度春・秋募集は応募者が減少したことから、応募者数の回復を目指し、正しい情報の提供と一層の事業理解促進に努める。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

開発課題に沿ったボランティア派遣をさらに推進し、開発効果の向上に向けた他スキームとの連携に努めた。

また、開発途上国の現場では、国際機関や他ドナーとの連携を進め、日本国内においては、復興庁等との連携により隊員経験の社会還元を積極的に進めたことは評価できる。

2020年の東京オリンピックに向けて日本政府が推進するスポーツ・フォー・トゥモローに関して、スポーツ分野のボランティア派遣目標を前倒しで達成した。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

引き続き、ボランティア事業の効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、ボランティアの活動状況の「見える化」を推進すべきである。また、2015年は、青年海外協力隊発足50周年の節目の年であり、機構は「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」を設置し、各界有識者の意見を集約しつつ、今後の国際社会及び日本社会において JICA ボランティア事業が果たすべき役割、そのための具体的な行動の方向性を取りまとめようとしているところ、今後右提言も踏まえた一層の事業改善を期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・内向き志向や少子化などのやむを得ない事情はあるものの、グローバル人材の育成が大きな課題となっているにも関わらず、青年海外協力隊等への応募者が減少していることは残念である。2015年が青年海外協力隊発足50周年であることを契機に、民間連携ボランティア派遣やシニア海外ボランティアを含め、ボランティア参加者を増やす努力を継続してほしい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 11	市民参加協力		
関連政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(平成 26 年度) 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号(平成27年度) 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金(技術協力), (平成26年度) 0098独立行政法人国際協力機構運営費交付金(技術協力)

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報						
指標等	達成 目標	基準値 (2011 年度 実績値)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	
市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）								予算額（千円）			(注 2)			
・体験ゾーン団体訪問利用者	70%	97%	96%	97%	95%			決算額（千円）						
・体験ゾーン一般訪問利用者	70%	94%	94%	94%	94%			経常費用(千円)						
・登録団体	70%	78%	79%	80%	76%			経常利益(千円)						
開発教育の質の向上に向けた取組状況								行政サービス実 施コスト(千円)						
・開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス	100,000	169,382	185,110	191,452	187,357									
・開発教育に関する研修の参加実績	9,000 人(2014 年度)	13,427	13,644	11,798	10,149				従事人員数					
NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況（注 1）														
・NGO 向け研修の回数			47	44	46									
・NGO 向け研修の参加者数			381	443	478									

(注 1) 対象研修の定義の明確化に伴い、2012 年度及び 2013 年度の実績値について、2013 年度業務実績報告書の記載内容を更新。

(注 2) 項目 No. 27 の別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2. (4) 国民の理解と参加の促進

(ロ) 市民参加協力

NGOや自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODAに対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続のさらなる迅速化に努める。

国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。

中期計画

1. (4) 国民の理解と参加の促進

(第1, 2段落は、中期目標と同一のため省略)

具体的には、

- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。
- 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGOや教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。
- 国際協力の実践を目指すNGO等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。

年度計画

1. (4) 国民の理解と参加の促進

(ロ) 市民参加協力

- ① NGO、地方自治体等が活動するために必要な事業対象国情報をウェブサイトにて更新する。
- ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を行うとともに、案件開始後の計画のレビュー及び終了時の評価を着実に実施する。
- ③ NGOと機構間の協議会等、草の根技術協力事業に係る協議を行い、協議内容から抽出された必要な取組を進める。特に、事務手続きの改善効果をモニタリングするとともに、草の根技術協力事業(地域提案型)の制度の見直しを行う。
- ④ 地球ひろば(市ヶ谷・名古屋)を通じて、市民による多様な手作りの国際協力の試みに対する支援サービスを提供する。特に市ヶ谷に関しては、体験ゾーンスペースの拡充を行い、より効果的な展示を市民の方々に提供する。また、NGO、中小企業も含めた民間企業、市民等とのソーシャルメディアなども活用した情報受発信や、国際協力に対する理解促進の機会を提供する。以上の取組を通じて、情報発信件数を平成25年度の実績から着実に増加させるとともに、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査(市ヶ谷)を実施し、5段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とすることを目指す。

- ⑤ 国内拠点を中心とした NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。
- ⑥ 開発教育に関する JICA ウェブサイトの充実も図り、アクセス数 100,000 件以上を目指す。また、国内拠点を中心に実施している、開発教育に関する研修の実施実績人数 9,000 人以上を目指す。
- ⑦ 国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善に引き続き取り組む。

主な評価指標

指標 11-1 草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況

指標 11-2 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績（定量的指標：市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度（体験ゾーン団体訪問利用者、体験ゾーン一般訪問利用者、登録団体）

指標 11-3 開発教育の質の向上に向けた取組状況（定量的指標：開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス、開発教育に関する研修の参加実績）

指標 11-4 NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況

3-2. 主要な業務実績

指標 11-1 草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況

1. 草の根技術協力事業の実績（表11-1参照）

- **草の根協力支援型事業**：応募 33 件に対し採択内定 8 件（2013 年度応募 30 件・採択内定 8 件）で、倍率は 4.1 倍であった。なお、初めて草の根支援型事業を実施する団体の割合及び関東圏以外の団体の割合はともに 100%であった（2013 年度も各 100%）。応募件数の伸び悩みは、過去に草の根技術協力事業を実施したことのある団体は応募不可としている点、草の根協力支援型の上限額の高さによる特に中小規模の NGO の応募見合わせ等が原因であり、下記 2. に記載の改善を行う。
- **草の根パートナー型事業**：応募 59 件に対し採択内定 16 件（2013 年度応募 60 件・採択内定 20 件）で、倍率は 3.7 倍であった。なお、初めて草の根パートナー型事業を実施する団体の割合は 38%、関東圏以外の団体の割合は 38%であった（2013 年度 35%、60%）。採択件数の減少は、予算の制約が原因であり、今後一層の予算確保の努力を行う。
- **地域活性化特別枠**：（指標 8-3 参照）

表 11-1 草の根技術協力事業の実績（単位：件）

分類		実施件数		新規採択件数	
事業形態	提案団体	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
草の根協力支援型	NGO、大学、公益法人（国際協力の経験 2 年未満）	31	29	8	8
草の根パートナー型	NGO、大学、公益法人、企業（国際協力の経験 2 年以上）	96	91	20	16
地域提案型	地方自治体	69	41	16	（募集せず）
地域経済活性化特別枠	地方自治体	54	60	60	（募集せず）
地域活性化特別枠	地方自治体	—	23	—	25

2. 制度の改善

(1) 中小規模団体の参画拡大のための草の根技術協力事業（草の根パートナー型・草の根協力支援型）の制度改善

- **NGO との共同振り返り**：草の根技術協力事業の開始後 10 年の節目を迎え、NGO-JICA 協議会に草の根技術協力事業 10 年の振り返り分科会を設置し、NGO との共同振り返り調査を行ってきた。調査結果及び分科会委員の議論を踏まえ、中小規模団体の参画拡大のための方策を更に検討すべき等との提言をまとめた。他方、平成 26 年度行政事業レビュー（6 月）、平成 25 年度業績評価（8 月）、平成 26 年度外務省 ODA 評価（2015 年 4 月）でも同趣旨の提言が示された。
- **制度改善策の決定**：上記の提言を踏まえ、中小規模団体による優良案件の提案を促進し、より多くの案件を採択できるようにするため、以下の制度改善策を取りまとめた（2015 年度適用開始予定）。
 - 国際協力経験の少ない NGO 向けの新制度「小規模金額メニュー（新・草の根協力支援型）」の導入（従来の制度に比べ、上限額を引き下げ、実施回数の制限を緩和する）。
 - 現行の草の根技術協力支援型・草の根パートナー型を統合した「新・草の根パートナー型」の導入（応募団体の組織規模に応じた審査を行うことで、中小規模の団体の参加促進を促すとともに、団体の持続性に配慮した上限額を設ける）。
 - 各国内機関における案件形成のためのコンサルテーションの強化（具体的には、提案団体の肩幅にあった案件形成を促進するとともに、NGO の組織強化・プロジェクト運営能力向上等に係る研修を行う）。
 - 案件審査基準の見直し（具体的には、行政事業レビューにおける指摘を踏まえ、より団体の持続性に配慮するため、案件審査時に団体の収入の多様性や団体の肩幅を大きく超えた事業提案になっていないか等を確認し、審査結果に反映させる）。
 - 日本の地域社会が抱える課題解決にも貢献する活動、開発途上国における経験を日本国内に還元する活動を含む事業の促進（具体的には、草の根技術協力事業実施を通じて現地で培った手法を用いたワークショップを日本国内で実施する等の活動を、事業経費総額の 10% を上限として認める）。
- **NGO との意見交換**：見直しに当たっては、見直し方針を 2015 年度第 3 回 NGO-JICA 協議会にて説明した上で、2015 年 1 月から 3 月にかけて、11 のネットワーク型 NGO 等の協力を得て、全国 9 か所で地域の NGO 等との意見交換会を実施した（計 149 名が参加）。参加した NGO 等からは、小規模金額メニューの導入や日本の課題解決にも貢献する活動等を歓迎する意見が多く寄せられた。また、研修員受入れのみを実施し現地派遣を行っていない団体に対しても応募勧奨を行い地域の NGO の活性化につなげること、草の根技術協力事業のプロジェクト管理手法（PCM 手法）に係る研修を日本国内の地域の課題解決のためにも活用すること、精算報告の簡素化を更に進めること、応募を考えている団体が草の根技術協力の実施経験のある団体に相談できる場を設けること等、多数の提案を得た。
- **外務省第三者評価のフォローアップ**：外務省 ODA 評価の提言には、前述の中小規模団体の能力強化に資する支援の強化に加え、評価の質向上のための団体・機構双方の能力強化、中間支援組織・地域のネットワーク型 NGO との積極的連携の推進が挙げられた。これらについても、2015 年度の新制度導入に併せ、具体的方策を検討・実施する予定である。

(2) 透明性の確保・業務合理化のための改善

- **透明性の確保**：四半期モニタリング及び終了時評価表を導入し、草の根パートナー型及び草の根協力支援型とモニタリング・評価方法を統一した。また、終了時評価表の公開対象案件について、2015 年度募集以降は草の根パートナー型全案件を公開することを決めた（従来の 5,000 万円以上の案件のみ）。
- **地域活性化特別枠の制度変更**：
 - 質の高い案件を採択するため、新たな審査制度を導入した。直接コンサルテーションを行う国内機関、在外事務所の評価を重視する観点から、第一次審査は

国内機関、在外事務所、課題部が総合評価を行い、第二次審査で国内事業部と外部有識者が各案件を採点する方式に変更した（従来は、国内機関による第一次審査（採点）、在外事務所による第二次審査部署（採点）、関係部署・外部有識者のコメントを経て、国内事業部による最終審査としていた）。

- 業務合理化や実施団体のオーナーシップ促進のため、研修員受入れについて、機構が直接行う研修員受入事業に準じる方式を廃止し、実施団体が自ら手続き等を行うように変更した。これらの制度変更点は、2015 年度募集案件（平成 26 年度補正予算案件）から適用する予定である。

(3) 手続きの合理化・簡素化

- **間接経費の見直し**：2013 年度に間接経費率の見直しを行い、2014 年度契約締結案件から直接人件費の多寡に関わらず一定の間接経費が積算できることにした。これにより、公平性の担保、少額交通費等の一部直接経費を間接経費として賄うことによる団体・機構双方の経理処理の簡素化が図られた。これに併せ、事業形態ごとに複数存在していた経費積算ガイドラインを草の根技術協力事業共通のガイドラインとして策定した。
- **手続きの合理化**：実施の手引き（支出報告関連部分）と経費積算ガイドラインを整理し、内容の分かりやすさを重視して 3 型共通の「経理処理ガイドライン」を策定した。また、草の根技術協力事業における資機材調達に関する執務参考資料を整備した。

(4) 事業の質の改善、応募促進

- **適切な事業管理**：事業の持続性・自立発展性を確保するため、実施中の全案件において、事業開始半年～1 年後を目途に事業計画を見直す実施計画レビューを行うとともに、モニタリング・評価を実施した。実施計画レビュー、モニタリング及び評価に係る調査団を 65 件派遣した（2013 年度 45 件）。
- **NGO への情報提供**：草の根技術協力事業への参画を希望する NGO 等に対し、計 65 か国に関する情報を確認・更新し公開した（2013 年度 64 か国）。また、草の根技術協力事業の実施対象国を見直し、83 か国から 89 か国に拡大した。

3. 優良事例

- **スポーツを通じた開発モデルの国の施策への反映（カンボジア）**：特定非営利活動法人（以下「特活」という。）ハート・オブ・ゴールドと実施している「カンボジア小学校体育科教育 自立的普及に向けた人材育成及び体制構築のための事業」（草の根パートナー型事業）では、同団体が独自に実施してきた小学校の体育科教育の導入・普及の取組が、草の根技術協力事業として実施したことを契機に、カンボジア政府から高く評価されるようになった。その結果、「スポーツを通じた開発モデル」が国の施策に反映され、事業成果をより広域に導入・普及することが可能となった。
- **草の根協力支援型から草の根パートナー型への展開（南アフリカ共和国）**：（特活）アジア・アフリカと共に歩む会（TAAA）は、2007 年に草の根協力支援型事業「クワズールーナタール州ンドウェドウェ地域の小学校における健康教育と菜園プロジェクト」を開始し、小学校における菜園を中心とした子どもの栄養・衛生状況の改善に取り組んだ。同団体は、機構と連携した事業の実施・モニタリング及び機構の NGO 向け研修（指標 11-4 参照）の受講等を通じてプロジェクトの効率的な運営能力を強化し、2013 年からは、草の根パートナー型事業「学校を拠点とした有機農業促進のモデル地域作り」を開始した。同事業により、住民主体の有機農業モデル地域形成の促進という、より持続的な開発に重点を置いた活動を展開している。

指標 11-2 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

地球ひろばは、各地域・拠点の特色をいかし、市民の国際協力への参加を促進し、開発途上国の人々への共感や連帯感を育むとともに、国際協力に関わる市民団体の情報発信や交流、研修を行う機能を担っている。また、運営経験及び展示機能をいかし、他の国内拠点での展示及び外部公共施設での貸出展示も進めている。

1. 地球ひろば（市ヶ谷、中部センター）の利用実績

(1) 利用者数の実績（表 11-2、11-3 参照）

- 市ヶ谷ビル地球ひろば**：2012 年の広尾センター閉鎖に伴う移転の後、アクセスや施設利用条件の制約がある中でも、利用者増加のための様々な取組を行った結果、2015 年 2 月に累計来館者 120 万人を達成した。2014 年度の利用者総数は 14 万 5,732 人で、2013 年度実績（14 万 441 人）を上回った。下記(2)の取組により、体験ゾーン訪問者やカフェ利用者が増加した。体験ゾーン訪問者については、全国の修学旅行生を中心に団体訪問者数が 535 件 1 万 355 人に上り（2013 年度 501 件 9,583 人）、修学旅行シーズン（5、7、10、11 月）は訪問件数が月 50 件を超えた。加えて、一般訪問者数も、2014 年 3 月に拡大した展示スペースへの来館を呼び込んだことで盛り返した。
- なごや地球ひろば**：中部センター地球ひろば（以下「なごや地球ひろば」という。）は、2014 年 6 月に開設 5 周年を迎え、2015 年 2 月には累計来館者数が 42 万人となった。2014 年度の利用者総数は 8 万 5,223 人で、2013 年度実績（8 万 2,429 人）を上回った。団体訪問者やカフェ利用者数が増加した。下記(3)の市民向け広報の取組を通じ、体験ゾーン一般来訪者数も堅調な伸びをみせた。団体訪問者については、東海 4 県の学校関係者訪問プログラム（2013 年度 201 件、2014 年度 225 件）の利用者に加え、地域の社会福祉団体や自治体が市民に対して実施するイベントの一部として来館する方も多い。来館者が多様化しており、「地域における国際協力の結節点」としての役割を着実に高めている。

表 11-2 地球ひろばの利用実績（単位：人）

		2013 年度	2014 年度	前年度比
市ヶ谷ビル	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	82,062	76,410	-5,652
	体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース）	25,896	31,279	+5,383
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	32,483	38,043	+5,560
	合計	140,441	145,732	+5,291
中部センター	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	6,713	5,565	-1,148
	体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース）	20,715	21,527	+812
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	55,001	58,131	+3,130
	合計	82,429	85,223	+2,794

表 11-3 地球ひろばの団体訪問実績

		2013 年度	2014 年度	前年度比
件数	市ヶ谷ビル	501	535	+34
	中部センター	201	225	+24
	合計	702	760	+58
人数	市ヶ谷ビル	9,583	10,355	+772
	中部センター	5,393	6,375	+982
	合計	14,976	16,730	+1,754

(2) 市ヶ谷ビル地球ひろばの取組

- 展示機能の改善**：拡張した展示スペースを基本展示に活用し、常時、基本展示と企画展示の双方を体験できるようにした。また、来館者にタブレット端末を貸し出し、展示と連動した動画やウェブ記事の視聴・閲覧も可能にした。
- 企画展の開催**：国際協力 60 周年記念企画展「もっと知ろう！日本の国際協力展」（4～10 月）を開催し、見学者は 1 万 6,399 名に上った（加えて関連セミナー 4 件の参加者 238 名）。また、食と農業をテーマにした企画展（2015 年 1～5 月）を開催した（2014 年度末時点の見学者数は 6,378 名）。
- 団体訪問**：全国各地の学校が修学旅行の一環で地球ひろばを訪問している。開発途上国や国際協力を学ぶ場とするため、展示見学、国際協力体験談、開発途上

国の食事体験を一体として提供した。

- **セミナー・イベントの開催**：計 56 件を主催した。サッカーワールドカップブラジル大会に合わせて、大会に出場する開発途上国の事情を市民に分かりやすく伝えるため、展示、応援イベント 2 件、映画上映会 3 件、日本代表対戦相手国の料理の提供を行った（イベント参加者計 362 名）。テレビ、ラジオ、新聞等で取り上げられ、認知度向上、来館者増加にも寄与した。また、在京大使館等と協力し、5 か国・地域の展示・写真展・セミナー・料理提供を開催した。7-8 月には親子向けイベント・セミナー計 10 件（参加者計 448 名）を開催し、更にイベント参加者を体験ゾーンに誘導したことで 8 月の体験ゾーン一般来訪者は大幅に増加した（2,063 名。前年同月比 516 名増）。加えて、民間企業の CSR/BOP 活動に関する展示・セミナーを開催した（計 5 件、参加者 246 名）。
- **国際協力人材の裾野拡大への取組**：大学生や社会人を対象として、自由な雰囲気でき軽に機構関係者と情報交換ができるトークイベントを計 3 回開催した。また、「国際協力 JOB セミナー」を計 6 回シリーズ開催し好評を得た（参加者 499 名）。
- **来館者の利便性、満足度向上のための取組**：館内案内表示の改善、体験ゾーン前案内表示の設置、乳児向けおむつ交換台・ゴミ箱の設置や子ども向け食器の提供、カフェのフェアトレード取扱商品の拡充、大使館提供メニューの説明の充実等を行った。
- **近隣居住・勤務者の来館促進**：JR 市ヶ谷駅の散歩アプリへの参加、同駅へのポスター掲示、チラシ配架を行った。また、チラシを近隣の大学、公的機関、商店街等に配布し、来館者の掘り起こしを図った。

(3) なごや地球ひろばの取組

- **企画展の開催**：「世界の子どもたち」（5 月－9 月）、「ごちそうさん」（11 月－3 月）と題した企画展示を行い、各 3 回の連動イベントを開催した。「世界の子どもたち」では親子連れの来館者が多く、夏に開催した親子向けイベントの申込者数増にもつながった。また、イベントでは、中部国際センターで受け入れている研修員との交流会を開催し、地域における研修事業の理解促進も図った。
- **地域の大規模イベントでの市民向け広報活動**：中部地域の国際交流イベント「ワールド・コラボ・フェスタ」では、地球ひろばの展示品をブース展示し、世界の開発課題や機構の事業を紹介した。また、11 月に名古屋市で開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」のサイドイベントにもブースを出展し、市民に対する広報活動を行った。
- **開発教育支援の拠点機能の向上**：開発教育指導者研修（指標 11-3 参照）の参加者等による地球ひろば訪問プログラム利用が始まっており、事業間の好循環が生み出されている。また、グローバル人材育成やスーパーグローバルハイスクール（SGH）に取り組む学校による訪問プログラム利用も行われ、地域の開発教育支援の拠点としての機能も高まっている。

(4) 利用者満足度

- **市ヶ谷ビル地球ひろば**：体験ゾーン利用者アンケートの結果、団体訪問利用者の 95%、一般訪問利用者の 94%から、5 段階評価のうち上位 2 段階（とても良かった、良かった）を得た（2013 年度 97%、94%）。また、地球ひろばでの主催セミナーに対し、アンケート回答者の 92%から上位 2 段階（大変良い、良い）を得た（2013 年度 93%）。登録団体向けアンケートでは、5 段階評価の上位 2 段階（非常に満足、満足）が 76%で（2013 年 80%）、今後の利用希望も、上位 2 段階（利用したい、やや利用したい）が 90%となった（2013 年 86%）。団体訪問利用者、一般訪問利用者、登録団体の満足度の平均値は 88%であり、年度計画の目標値（70%以上）を上回った。
- **なごや地球ひろば**：体験ゾーン利用者アンケートの結果、団体訪問利用者の 98%から 5 段階評価のうち上位 2 段階（とても良かった、良かった）を得た（2013 年度 99%）。また、地球ひろばでの主催セミナーに対し、アンケート回答者の 96%から上位 2 段階（大変良い、良い）を得た（2013 年度 94%）。

2. 貸出展示（サテライト活動）

- **市ヶ谷ビル地球ひろばによる機構国内拠点での貸出展示等**：2014 年度は計 91 件の貸出展示、イベント出展を行った（2013 年度 72 件）。
- **自治体の総合教育センターでの貸出展示**：埼玉県総合教育センターでは、2011 年度に覚書を締結し、貸出展示を行っている。2014 年度には、教員のほか、一般公開日における市民の来訪（901 名）を含め、延べ約 5.7 万人が訪問した（2013 年度約 5.2 万人）。また、群馬・新潟県の総合教育センターでの貸出展示及び千葉・栃木・山梨県の総合教育センターでの資料配架を継続した。
- **科学館での貸出展示**：全国科学館連携協議会との覚書（2012 年度締結）に基づく貸出展示として、福井の科学館で地球ひろば作成の「生物多様性一人と自然の共存」を、石川、三重で「出動！国際緊急援助隊」を展示した。見学者は約 9.2 万人であった（2013 年度約 2.9 万人）。

3. 情報提供、施設貸出サービス

- **情報提供**：市ヶ谷ビル地球ひろばのメールマガジン新規登録件数は 1,570 件（2013 年度 1,880 件）で、総登録者数は 11 万 5,547 件となった。セミナーの告知、ひろばの活動紹介を行う Facebook は「いいね」2,403 人、Twitter は「フォロワー」1,246 人を獲得した。登録団体主催・機構後援イベントの広報についても、これら媒体で積極的に支援している。
- **施設貸出**：市ヶ谷ビル地球ひろばでは、市民団体間の情報交換・交流・連携の促進のため、登録団体にセミナールーム、打合せスペース、メールボックス、展示スペース等を提供している。利用者の声を踏まえ、無料打合せスペースの増設、Wi-Fi 環境整備等、サービスの質の改善に努めた。登録団体は、2014 年度末時点で 763 団体に上った（2013 年度末 711 団体）。一方、施設貸出件数は 709 件に減少した（2013 年度 814 件）。ただし、地球ひろばが入居する市ヶ谷ビルは、地球ひろば事業以外の機構事業による施設利用も多く、施設稼働率は高い水準（80％）にあるため、貸出件数の大幅な増加は見込みにくい状況にある。

4. セミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

- **セミナーの開催**：機構の国内拠点が、市民が国際協力に取り組む機会を提供するために各国内拠点、関係外部機関、イベント会場等において開催したセミナー等は合計 7,381 件であった（2013 年度 6,520 件⁵）。件数大幅増の要因としては、国内拠点での中小企業支援に関するセミナーやボランティア関連のイベント等の増加によりこれらに関連するセミナーへの関心が高まったことが挙げられる。
- **国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN 2014」**：機構は共催者として企画段階から参画し、ブース展示、ステージ発表、ワークショップ等を通じ、開発途上国の現状や機構の活動を紹介した。当初 2 日間の予定で、荒天のため 2 日目は 12 時で終了したにも関わらず、イベント全体の来訪者は、約 7.8 万人に上った（2013 年 7.8 万人）。外務省開催「子ども霞が関見学デー」でも展示を行った（来訪者 1,047 名）。

5. 管理体制の変更

- 2014 年 4 月、市ヶ谷ビル地球ひろばの①展示・広報・イベント、②開発教育支援、③関東圏 NGO 連携、④関東圏自治体連携、⑤NGO 支援事業の担当課について、配置を変更し、①②は広報室「地球ひろば推進課」に、③④⑤は東京国際センターに移管した。2014 年度は機構全体の広報と一体化した地球ひろばの活動を強

⁵ 2013 年度実績値について、2013 年度業務実績報告書では 6,504 件と報告したが、一部計上漏れがあり修正。

化し、国際協力 60 周年に関する広報と地球ひろば企画展示の同時実施、広報誌の特集テーマと連動した地球ひろばでのセミナー開催等を行った。

指標 11-3 開発教育の質の向上に向けた取組状況

機構は、国内外に開発の現場をもつ強みをいかし、生徒向け講義（出前授業、国内拠点への訪問受入れ等）、教員向け研修（教師海外研修等）を通じて開発教育を支援している。加えて、開発教育や国際理解教育について、学校教育における位置付けを高めるとともに教育行政関係者の理解を得るため、文部科学省や自治体の教育委員会との連携や、学習指導要領と開発教育の関連付け等に取り組んでいる。2014 年度は、特に開発教育の実践者に対する研修の戦略的な実施の面で大きな成果を上げた。

1. 開発教育の実践者に対する研修

(1) 開発教育指導者研修の実績

- ・教員等の開発教育実践者向けに、各国内拠点が単独で、又は NGO 等との連携により行っている「開発教育指導者研修」の受講者数は、計 1 万 149 名（2013 年度 1 万 1,798 名）であり、年度計画の目標値（9,000 人以上）を上回った。ただし、国内拠点では、企業や地方自治体との連携による新たな事業に関する業務が増加しており、機構単独で実施する研修の回数及び受講者は減少傾向にある。このため、地方自治体の教員研修センター等と連携し、同センター等の既存の研修において当機構の開発教育支援事業の時間を得たり、新たな研修の立上げを働きかけたりする取組を強化する予定である。

(2) 実践共有会の本格実施

- ・教師海外研修の過年度参加者を対象とした「実践共有会」を、2013 年度の試行を踏まえ本格的に実施した。各国内拠点が推薦した帰国後も積極的に開発教育を実践している全国の教員 31 名が参加し、年 3 回の研修を行った。研修の企画・運営に当たっては、文部科学省国立教育政策研究所（以下「国研」という。）、大学、NGO より 1 名ずつをアドバイザーとして迎え、助言を得た。2013 年度の国研との共同調査の結論（グローバルな社会で必要とされる「21 世紀型能力」のうち「思考力」、「実践力」を育成するのに開発教育は有効）も勘案し、研修のテーマを「国際理解教育を題材とした探究的な学習の実践」と設定した。参加者は、研修を通じて、「探究的な学習」（問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の主体的な学習活動）を取り入れた授業案を作成し、実践した。実践結果を広く共有するため、2015 年 3 月に一般公開で報告会を実施し、約 80 名の参加者を得た。
- ・本研修では、開発教育を推進する教員のネットワークを運営するなど地域の開発教育の中核を担っている教員たちが、自らの各地域のネットワーク立上げの経緯やネットワークの活動・成果等を発表し合い、お互いのネットワークの維持・拡大にも寄与するとともに、ネットワーク等がない地域の教員にも刺激となった。さらに、本研修を契機として、地域を超えた教員間の交流につながった（外務省 ODA 評価「開発人材育成及び開発教育支援の評価」の提言への対応）。

(3) 教師海外研修の実施

- ・教師海外研修の実績：開発途上地域の課題に対する教員の理解促進を目的とする「教師海外研修」の実施件数は 20 件で、全国から小学校～高校の教員 166 名が参加した（2013 年度 19 件、165 名）。研修の効率と質を向上させるため、機構の国内拠点・海外拠点向けの手引を作成、配布した。
- ・全国版教育行政担当者コースの立上げ：教師海外研修 20 件のうち 3 件は、国際理解教育・開発教育に携わる教育行政担当者向けの「教育行政担当者コース」として実施した。一部国内拠点での試行結果を踏まえ、初めて全国を対象として実施した。ネパール、ウガンダ、カンボジアの 3 か国に派遣し、文部科学省及び 17 都道府県から計 22 名が参加した。地方自治体の教育センターに所属する参加者からは、来年度の所属先の研修で国際理解教育の時間を設ける、機構の開発教

育支援事業を紹介する等の提案を得た。今後、機構の国内拠点と研修参加者が所属する各都道府県教育委員会との連携を深め、本研修の成果を学校現場における国際理解教育・開発教育の推進につなげていく予定。

- **情報発信によるネットワークの強化**：過年度の教師海外研修の参加者を対象としたメールマガジンを立ち上げ、国際理解教育・開発教育に関する有用な情報を毎月、会員に発信した。機構の開発教育支援事業を活用した好事例、教員の国際理解教育授業実践の好事例、イベント情報等を取り上げ、教員ネットワークの活性化及び拡大に努めた。現在の登録者数は約 150 名で、今後国内拠点を通じ登録者を増加させる予定。

2. 文部科学省、地方自治体、総合教育センター等との連携

- **文部科学省との連携**：文部科学省主催「平成 26 年度帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当主事等連絡協議会」において、同省が全国の国際理解教育担当指導主事等に対して年 1 回実施する研修（10 月、参加者 53 名）の中で説明の機会を得た。研修では、機構の開発教育支援事業を紹介するとともに、全国の担当主事に対し、国際理解教育の取組の向上・推進に向け、機構の国内拠点の実施事業の活用や連携を要請した。参加者全員に、学習指導要領との関係を記載した「国際理解教育実践資料集」をはじめ、当機構で作成した教材・事業案内等を配布し、好評を得た。
- **ESD 世界会議での発信**：ユネスコと日本政府が共催した「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」（11 月、於名古屋市・岡山市）にブースを出展し、会議参加者や市民向けに、国際理解教育／開発教育に関する機構の事業の紹介や教材の提供等を行った。
- **地方自治体との連携**：これまで開発教育支援、ボランティア、草の根技術協力の各事業等を通じて包括的連携を強化してきた埼玉県及び沖縄県では、教員採用一次試験において、青年海外協力隊への参加経験を有する応募者に加点することとなった。沖縄県では現職教員特別参加制度の追加枠も設定された。
- **埼玉県総合教育センターと連携した教材の開発・活用**：機構は、2012 年度に、埼玉県総合教育センターの監修により開発教育支援教材「国際理解教育実践資料集」を作成した。2014 年度は、同センターが、同資料集を活用し、東京大学を中心としたコンソーシアムが行う「知識構成型ジグソー法」（最近重視されている協働学習のための方策）を導入した授業案の提案を行い、埼玉県の中学校にてアフリカに関する授業を実施した。
- 上記の他、新潟県立教育センター主催の教育セミナーでは、機構事業参加者を講師として、国際理解教育に関する分科会が新設された。新潟県、群馬県の総合教育センターでは、地球ひろばサテライト展示設置の承諾を得た（指標 11-2 参照）。他方、機構の中国国際センターは、岡山、鳥取、島根の県教育長や教育監に働きかけ、特に島根県では県内学校への開発教育推進の後押しを得た。

3. ウェブサイトの拡充

- 機構ウェブサイトの内容の拡充及びタイムリーな発信・更新、SNS による発信、各国内拠点のウェブサイトの拡充（エッセイコンテスト、教師海外研修等）等の結果、開発教育関連ウェブサイトのページ閲覧数は 18 万 7,357 件（2013 年度 19 万 1,452 件）となり、年度計画の目標値 10 万件を上回った。市ヶ谷ビル地球ひろばの組織改編に伴い、関東圏の事業等に関する情報を地球ひろばから東京国際センターのウェブサイトに移したため、前年度比ではやや減少したものの、引き続き高水準を維持していることから、2015 年度計画の目標値を引き上げた。
- 「国際理解教育実践資料集」をウェブサイトに掲載し、国際理解教育の実践者（教育委員会、教員、NGO 等）が活用しやすいデータを広く提供した。

4. 出前講座、訪問プログラム、エッセイコンテスト等の実績

- **出前講座**：学校等の教育現場で、機構職員、ボランティア・専門家経験者、研修員が、国際協力、開発途上国での体験、開発途上国と日本との関係等を伝える

「国際協力出前講座」を、2,102 件実施した（2013 年度 1,342 件）。教育現場の要望や講義の内容・手法に対する講師候補者の理解を促すため、市ヶ谷ビル地球ひろば等でスキルアップセミナーを実施した（市ヶ谷ビル地球ひろばでのセミナー計 5 回、118 名参加）。

- **訪問プログラム**：各国内拠点に学生等を受け入れ、国際協力の意義や開発途上国の現状を伝える「JICA 訪問プログラム」を実施し、計 1,461 校の訪問を受け入れた（2013 年度 1,342 校）。満足度アンケートでは、回答団体の 98%（2013 年度 99%）が 5 段階評価の上位 2 段階（とても良かった、良かった）とした。
- **エッセイコンテスト**：中高生を対象とした「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」に、6 万 6,462 作品の応募を得た（内訳：中学生の部 3 万 7,669 作品、高校生の部 2 万 8,793 作品）（2013 年度 7 万 3,253 作品）。2014 年度のテーマ（「つながっている」）は、中学生にはやや作文しづらい課題であったことが想定されるため、2015 年度はより書きやすいテーマに変更する予定である。

5. グローバル人材育成支援

- **スーパーグローバルハイスクール事業への貢献**：2014 年度に文部科学省が開始したスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業について、指定校 56 校のうち 5 校から機構国内拠点に対し、SGH 事業運営の指導・助言を行う運営指導委員会への参加要望があり、国内拠点の長等が参加した。指定校の中には、以前から国際協力出前講座、施設訪問、事業現場視察支援等の機構事業を活用してきた学校も含まれている。例えば、2013 年度に関西国際センターの高校生向けプログラムに引率参加した教員が、2014 年度の教師海外研修に参加し、その経験を基に SGH 事業で生徒向けのプログラムを実施している。また、北陸支部の教師海外研修参加教員の所属校が SGH 指定を受け、出前講座、青年研修受入れ、生徒との交流プログラムを実施しており、同教員は実践共有会（上記参照）にも参加した。

指標 11-4 NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況

1. NGO 向け研修

- **実績**：「国際協力担当者のための PCM を活用したプロジェクト運営基礎セミナー（計画・立案／モニタリング評価）」を 13 か所で計 29 回実施し、417 名の参加を得た（2013 年度 11 か所計 27 回、376 名）。参加者の満足度アンケートでは、回答者の 80% 以上から 5 段階評価の上位 2 段階（大変良い、良い）を得た。他方、「組織力アップ！NGO 人材育成研修」（組織マネジメントコース／プロジェクトマネジメントコース）は、東京よりも各地域の拠点で行う研修の要望が多いため、東京での開催を終了し、地域 NGO 提案型研修の拡充策を検討した（後述）。
- **地域研修の拡充**：「地域 NGO 提案型研修」について、当該地域ネットワーク型 NGO への助言サービスを通じ公募につなげ、4 件実施し、計 62 名が参加した（2013 年度 3 件、61 名）。具体的には、①ファシリテーター関係作りを学ぶ～現場で役立つコミュニケーション技法（南関東地域）、②NGO 組織強化につながるブランドデザインとブランディング（関西地域）、③よりよい社会づくりのために一企業×NGO 一緒にできることを考えよう（中部地域）、④支援者拡大研修（九州地域）を実施した。また、各地域ネットワーク型 NGO の協力を得て、地域の NGO の研修ニーズを反映し、「地域提案型 NGO 組織力アップ！研修」のコンセプト（単年度型、又は経験ある地域ネットワーク型 NGO による複数年度型での実施）を整理し、2015 年度から開始する予定である。

2. アドバイザー派遣

- **実績**：国内派遣は 10 件、海外現場派遣は 3 件（ラオス、スリランカ、バングラデシュ）であった（2013 年度国内：10 件、海外：3 件）。支援分野は、国内が経理・会計、広報・支援者拡大、組織運営であり、海外派遣は事業マネジメント、技術助言であった。アドバイザーを受け入れた団体のアンケート（記述式回答）では、当初の目標を達成し満足の旨の回答を得た。
- **応募促進の取組**：年度当初から 11 月末まで 3 回に分け公募を行った。地球ひろば及び東京国際センターのウェブサイト、各地域ネットワーク NGO のウェブサイ

ト、国内拠点を通じ、NGO に応募を働きかけ、13 団体の応募を得た（2013 年度 19 団体）。応募団体に対しては、丁寧なコンサルテーションを行い、全団体にアドバイザーを派遣した。平成 25 年度外務省 ODA 評価では、国際協力の裾野を広げるため、中小規模団体の事業・組織運営能力の強化や開発人材育成の観点で NGO の人材・組織強化支援の継続・強化を図るべきとの提言を受けたことに加え、草の根技術協力事業に対する中小規模団体の参画促進（指標 11-1 参照）の観点からも、アドバイザー派遣の必要性を認識している。他方で各団体が応募を控える原因の一つに、自らの課題等の分析・記述等、申請書作成の負担感があると推測される。このため、国内拠点、各地域ネットワーク型 NGO、東京国際センターが連絡を取りながら、申請前の支援・相談機能を充実させる予定である。

3－3．評価結果の反映状況
<指摘事項> 草の根技術協力事業においては、新規案件（申請団体、対象国）の開拓、制度、事務手続きの簡略化の検討を期待する。開発教育支援については、市民参加のプログラムとしての質の向上と他セクターとの連携の強化を図るとともに、問題解決能力を高めることに一層貢献できる内容とすることを通じて、日本国内の教育改善への寄与にも貢献することに期待する。また、NGO 向け研修制度の充実に引き続き努力することが望ましい。 <対応> 草の根技術協力事業については、地域 NGO や小規模団体をはじめ国際協力活動経験の少ない団体が参加しやすい制度を整備した。また、対象国の見直しを行い、83 か国から 89 か国に拡大した。さらに、経理手続きの簡素化を行った。 開発教育支援については、質の向上に向けて国内拠点・海外拠点向けの手引の作成、実践共有会の本格実施等を行った。他セクターとの連携の強化としては、2014 年度に導入した全国レベルの実践共有会において、文部科学省、大学、NGO の有識者から研修の企画・実施につき助言を得る等の取組を行った。問題解決能力向上への貢献の取組としては、実践共有会における「探究的な学習」の検討、大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラムの実施を行った。さらに、初めて実施した全国版教師海外研修行政担当者コースの結果、参加者が教員研修への国際理解教育等の導入を検討する等、日本国内の教育の改善にもつながる動きがみられた。 NGO 向け研修については、応募者の裾野を広げるため、地域ネットワーク型 NGO と連携した地域 NGO 提案型研修の応募勧奨等の取組を行った。また、地域 NGO の要望を踏まえ、東京での集団型人材育成研修を地方での研修に切り替え、新制度の整備を行った。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価
<評定と根拠> 評定：A 根拠： 草の根技術協力事業に関して、NGO と共同で行った草の根技術協力事業 10 年の振り返り等の提言を具体化する方策を検討し、抜本的な制度改善を行った。具体的には、①より多くの NGO の参加を促進するため、国際協力経験の少ない NGO 向けの小規模金額メニュー「新・支援型」を新設し、案件形成に係るコンサルテーションや案件審査を強化した。②現行の草の根協力支援型・草の根パートナー型を統合した「新・パートナー型」を新設し、中小規模団体の優良提案案件をより多く採択できるようにするため、案件形成に係るコンサルテーションの強化及び案件審査基準の見直しを行った。③草の根技術協力事業を途上国への開発への貢献、国内の地域が抱える課題解決や地域活性化への貢献の双方向のツールとして活用し、後者の活動を含む提案を推奨することとした。④上記の制度改善にあわせて、草の根技術協力事業 3 スキーム共通の「経理処理ガイドライン」を定め、NGO-JICA 協議会等において NGO のニーズが大きい事務の一層の簡素化を実施した。これら

の制度改善案について、NGO-JICA 協議会での協議に加え、11 のネットワーク型 NGO の協力を得て全国 9 か所での地域の NGO 等（計 149 名が参加）とも意見交換を行い、NGO から上記の制度改善案を歓迎する意見を得た。

開発教育支援に関して、「開発協力大綱」でその推進が謳われる一方で、教育の現場では、総合学習時間の削減等により必ずしも教員が積極的に推進できる環境にはない。これに対し、近年機構は、学校教育における開発教育の位置付けを高めるとともに実際に授業を行う教員にその価値を認めてもらうという課題に取り組んだ。2014 年度は、教育行政関係者の理解を促進するため、文部科学省主催の都道府県教育委員会指導主事向け研修での働きかけ、全国版の都道府県教育行政担当者向け海外研修の立上げ等を行った。また、外務省 ODA 評価の提言も踏まえ、各地域で中核的役割を果たしている教員を支援するため、文部科学省や NGO 等とも連携して実践共有会を本格的に開始し、地域を超えた知識共有やネットワークの形成に貢献した。文部科学省、地方自治体等との連携により、開発教育支援の主な対象として開発教育の中核を担う教育行政関係者や教員に焦点を当てた働きかけは、戦略的な取組といえる。

他方、定量的指標については、年度計画に掲げる目標値を全て達成するとともに、5 指標のうち過半数の 3 指標で 120% 以上の実績を達成した。また、NGO 等に対する研修等の参加者数をはじめ、モニタリング対象としているその他の数値実績についても、順調に推移した。加えて、広尾センター閉鎖に伴う移転により 2012 年度に利用者数が減少した市ヶ谷ビル地球ひろばについても、利用者拡大に向けて創意工夫の取組を行った結果、利用者数が堅調に回復した。

以上を踏まえ、NGO との共同提案や外部の指摘に基づき、能動的に草の根技術協力事業の抜本的な制度改善を行ったこと、戦略的な開発教育支援の取組を展開したこと、定量的指標等について堅調な実績であったこと等に鑑み、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

草の根技術協力事業の制度改善策に基づき、小規模金額メニュー（新・草の根協力支援型）及び新・草の根パートナー型の実施要領等の整備を行い、応募開始後には募集説明会を開催するとともに NGO 支援事業を拡充し、案件発掘・形成に努める。また、国内拠点を中心に、開発途上国における経験・知見を日本社会に還元できるような案件の形成に努める。

3-5. 主務大臣による評価

評定：A

<評定に至った理由>

国民の理解と参加を促進するため、制度の改善を着実に進めた。

草の根技術協力については、行政事業レビューにおける指摘を踏まえた制度改善とともに、地域活性化特別枠における審査体制の変更、経理手続きの合理化を行い、NGO から評価されている。

開発教育支援に関しては、文部科学省、地方自治体との連携により、教育行政関係者の理解促進に努め、同時に各地域で中核的役割を果たしている教員を支援するための知識共有やネットワーク形成を行った点は評価できる。開発教育に関する定量的指標については、ウェブサイトへのアクセス及び研修参加実績ともに達成目標を上回っている。

地球ひろばについても、多様なメニューの提供などにより、来館者を増加させた。また利用者の満足度にかかる定量的指標の達成度は、いずれも所期の目標を上回っている。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

開発協力に対する国民の理解増進及び現地の実業に一層合致した適正かつ効果的な技術の移転を目指し、引き続き、NGO や自治体、教育機関等の知見と技術を有する団体が担い手となる事業を推進することを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

- ・草の根技術協力事業の制度改革や、市ヶ谷地球ひろばの利用者拡大等続くような一層の取組に期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 12	開発人材の育成（人材の養成及び確保）		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成目標	基準値(2011年度実績値)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
PARTNER 新規登録者数	1, 500	1, 366	1, 671	1, 808	1, 704			予算額（千円）					
PARTNER 新規登録団体数	65(2012) 85(2013)	94	125	133	139			決算額（千円）			(注)		
PARTNER 情報提供件数	前年比 200 件増	2, 308	2, 757	3, 064	3, 376			経常費用（千円）					
キャリア相談件数	200	295	214	255	256			経常利益（千円）					
能力強化研修修了者	270	253	255	330	323			行政サービス実施コスト（千円）					
公募型インターンの数	30	29	28	40	94			従事人員数					

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。 中期計画 （第一段落は、中期目標と同内容につき省略） 具体的には、 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。

援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。
年度計画 ① 人材・団体向けサービスの拡充や利用層の発掘により、「PARTNER」の新規登録人材・団体の獲得を進め、「PARTNER」の一層の活用促進に取り組む。具体的には、新規人材登録者数：1,500 名、新規登録団体数：85 団体、情報提供件数：前年比 200 件増、キャリア相談（対面）人数：200 名を目指して取り組む。あわせて「PARTNER」登録人材の能力の向上に向けた情報発信を強化する。 ② 能力強化研修については、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270 名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。 ③ 国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生及び社会人向け公募型インターンを実施する。なお、30 名程度の受け入れに取り組む。
主な評価指標 指標 12-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績（定量的指標：PARTNER 新規登録者数、新規登録団体数、情報提供件数、キャリア相談件数） 指標 12-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況（定量的指標：能力強化研修修了者、公募型インターンの数）

3-2. 主要な業務実績

「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月閣議決定）では、開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題であるとし、「産官学が一体となり、外務省・JICA 以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO/CSO 等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める」とされた。機構は、国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイト「PARTNER」の運営、能力強化研修、インターンシップ等を通じて国際協力人材の育成・確保に取り組んでいる。

指標 12-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

1. 人材と国際協力・JICA をつなぐ PARTNER の一層の活用

- PARTNER の利用実績：**PARTNER に登録している団体数は 1,050 件（国際協力登録団体 882 件、簡易登録団体 168 件）で、2014 年度の求人件数は 3,323 件である。また、ウェブサイト訪問数は 40 万 8,586 件となり、求人件数及びアクセス数ともに 2013 年度（39 万 9,247 件）よりも増加している。さらに、2014 年度は国際協力に関心がありそうな大学生・大学院生や若手社会人の登録を促す取組を行い、これにより個人登録者数 1 万 9,239 件（国際協力人材登録者数 1 万 616 件、簡易人材登録者数 8,623 件）となった。
- PARTNER の全面リニューアル：**コンテンツに関しては、国際協力に関連するキャリア情報へのアクセス効率性を向上させ、また、PARTNER を利用している人材と企業・団体間の交流機会の活性化を目指し、コンテンツの追加や機能の拡充を図った。まず、トップページ上にキャリアステップ（「国際協力業界を知る・理解する」、「国際協力の働き方・関わり方を知る」、「キャリアモデルを探す」等）に合わせたコンテンツを用意し、ユーザーが知りたい情報にアクセスしやすくした。人材と企業・団体間の交流については、登録団体が積極的に個人登録者へ団体情報を発信できるよう、トップページ上に「団体からの新着情報」掲示板を設置したこと、登録団体に関心を示している個人登録者に対して、その登録団体からオファーメールを送付できる機能を追加した。システム面では、国際協力人材部の求人・研修に関する Web 応募化と、PARTNER ログイン ID のメールアドレス化を行った。求人 Web 応募化に関しては、これまでフリーアドレスからのメ

ールを弾いてしまい応募が受け付けられないことがあったが、今回の Web 応募開始によりこれを防ぐことが可能となった。2014 年度は国際協力専門員の Web 応募を開始し、また、2015 年度に向けてインターンや能力強化研修等の Web 応募機能の整備を行った。PARTNER ログイン ID については、これまでランダムな数字のため利用者が忘れてしまうという問題があったため、メールアドレスを ID とするよう変更した。

2. 開発人材のキャリア・パスの明確化と人材養成・確保事業の充実

- **国際協力未経験者への働きかけ**：国際協力未経験者（学生・社会人）の PARTNER 登録を促進するため、キャリア関連セミナーを積極的に行った。具体的には、PARTNER 主催セミナー9 件（国際協力人材セミナー3 件（関西、東京、北海道）、国際協力 JOB セミナー6 件）、大学での出前講座等 7 件、国際協力キャリアフェア等のイベント 14 件において、職員を講師とするセミナーを実施した。その他、72 件のイベント（2013 年度 84 件）において、資料提供等を通じ PARTNER についての広報を行った。
- **PARTNER 登録者等への働きかけ**：PARTNER 登録者の関心が高く派遣実績の多い「教育」、「保健」分野に関して、人間開発部と国際協力人材部共同で国際協力 JOB セミナーを実施した。教育編は 83 名（満足度 97%、アンケート回収率 83%）、保健編は 66 名（満足度 95%、アンケート回収率 56%）と高い満足度を得た。
- **市場ニーズに応じた働きかけ**：主要分野の人材需給バランスについて分析し、PARTNER を通じて公開している。特に、ガバナンス、民間セクター開発、農業・農村、自然環境分野などについては、市場規模は大きい競争率が低く、再公募率が高い分野であることから、今後、これらの分野を中心にキャリアセミナーを開催し、人材確保につなげていく予定である。また、国際協力におけるキャリアとライフイベントの計画についての関心が高いことから、ワークライフバランスをテーマの一つとして国際協力 JOB セミナーを開催した。同テーマについては今後も開催を継続し、応募者のニーズに応じていく予定である。
- **SNS 活用による若年層への働きかけ**：PARTNER では Facebook を活用した広報を強化し、随時機構の研修機会（海外長期研修、インターンシップ、能力強化研修等）やイベント情報についての告知を行った。PARTNER Facebook は、主に 20-30 代を中心に利用されている。
- **動画配信サービスの拡充**：2013 年度より開始した動画配信コンテンツ「PARTNER チャンネル」では、国際協力のキャリアに関する情報を、動画にて登録者限定で掲載している。2014 年度は、国際協力人材セミナーでの動画に加えて、登録者の能力向上を支援するため、能力強化研修の講義の一部の配信を開始した。
- **スキル診断機能の導入**：国際協力に関連するキャリア情報については、自身の国際協力におけるスキルをチェックできる「スキル診断機能」コンテンツ（登録者限定）を導入した。特に、これから国際協力の業界で仕事をしたいと考えている層が、自身のスキルやキャリアレベルを客観的に把握し、スキル向上に取り組むためのキャリア相談員のメッセージやその他役立つ情報等を提供する。
- **キャリア相談サービスの提供**：キャリア相談員の助言への評価は高く、対面相談につき 97%（2013 年度 96%）、メール相談につき 90%（同 87%）の回答者が期待していた助言が得られたと回答している。また、通常の平日キャリア相談に加えて、社会人向けに夜間及び休日キャリア相談（計 5 回）を開催した。なお、キャリア相談業務を担当する職員等（19 名）に対して、2013 年度に引き続きキャリアカウンセリング研修を実施した。

3. 国内の災害に対する復興支援人材と国際協力人材の確保に向けた取組

東日本大震災をはじめとする国内の災害に対する復興支援と国際協力の活動に求められる能力には親和性があり、これら活動に関わる人材が双方向型で流動することにより、双方の活動に携わる人材を確保するとともに、双方の経験をいかすことで活動の質を高めることができる。このため、機構では以下の取組を行った。

- **復興支援人材向け国際協力キャリアセミナー**：東北支部と復興庁宮城復興局が共催した復興支援人材研修の一環として、復興庁応援職員（青年海外協力隊経験者）等の復興支援人材を対象に、国際協力キャリアセミナーを実施した。機構の事業をはじめとする国際協力に関するキャリアへの関心を高めるとともに、復興支援人材のニーズを有する企業・団体等への登用や就職機会の形成につなげることを目的としたもので、34 名の参加があった。

- **震災対応人材登録・活用ページの開設**：NGO-JICA 協議会（指標 9-1 参照）での NGO との対話を踏まえ、国際協力 NGO センター（JANIC）と連携し、PARTNER 内に「震災対応人材登録・活用ページ」を開設した。東日本大震災後に開設した「震災に関する PARTNER 掲載情報」ページを発展させ、今後同様の大規模災害が発生した際に、国際協力団体の緊急災害活動を迅速に支援することを目的としている。具体的には、東日本大震災に対する緊急支援・復興支援活動の能力をもつ人材が不足した経験から、PARTNER に登録し、緊急支援・復興支援活動でも活躍できる能力を有する国際協力人材に対して、将来の国内での大規模災害発生の際の協力をあらかじめ呼びかけるものである。今後は、スキルを強化する研修に関する情報提供の強化や有事の際の求人情報掲載における共通ルールの整備等を進めていく。

指標 12-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

1. 能力強化研修

能力強化研修は、機構の事業実施に必要な即戦力の育成のため、特定分野に関する一定の専門性と経験を有する人材に短期間の研修を行うとともに、中長期的な国際協力人材の裾野拡大のため、国際協力事業への参画を希望する人材に国際協力に関する基礎的知識を提供している。

- **研修の実績**：2014 年度は 14 コース計 18 回（2013 年度 16 コース計 20 回）を実施した（表 12-1）。参加者数は 323 名（2013 年度 330 名）で、年度計画の目標値（270 名）を上回った。なお、主な参加者はコンサルタント等の民間企業所属者であり、研修修了後の国際協力関連事業への参加に向けての自己投資として受講を位置付けているため、研修旅費及び資料代 2,000 円は参加者自己負担としている。
- **コース編成の見直し**：コース編成の決定に当たっては、機構事業における優先度の高い分野課題及び新たな開発課題や政策課題に対応した人材育成の必要性等を総合的に検討している。2014 年度の主な取組は以下のとおり。
 - 第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）の公約である SHEP アプローチのアフリカ 10 か国での展開をはじめとする、世界各地で援助ニーズが高い市場志向型農業を推進するための人材確保のため、「市場志向型農業（SHEP）推進」コースを新設した。定員 20 名に対して応募者 58 名となり、参加者側のニーズも高いことが確認された。
 - 外務省独立行政法人評価委員会の指摘に対応し、過去の能力強化研修受講者の更なるスキルアップを図る研修コースとして、教育分野の知識・経験を持つ専門家やコンサルタントを対象に、ドナー会合等で日本のプレゼンスを高めるプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力、政策提言の領域まで踏み込める人材育成・能力強化を目的とした「教育政策アドバイザー能力強化」コースを実施した。
 - 「開発協力大綱」で重視されている法の支配、ガバナンス、金融分野の人材育成に資するコースも引き続き実施した。
 - 応募者が比較的少なかった公共財政管理セミナー（イントロダクション編）の実施回数を 2 回から 1 回に減らし、安全対策特別ワークショップを廃止した。
- **研修の効果**：受講者 26 コース 428 名に対する機構の調査（2011 年度下半期及び 2012 年度の研修が対象）によれば、回答者 284 名のうち 258 名（91%）が研修後に国際協力事業（機構専門家、調査団、コンサルタント会社等）に従事している。例えば、マイクロファイナンスコースを受講したコンサルタントは、当機構の「バングラデシュ国農業金融に係る情報収集・確認調査」へ調査団員として派遣された。また、研修受講後に受講者の 63%が機構の公募・公示案件へ応募しており、92%が今後の応募を検討している。
- **地方・海外居住者向けサービスの改善**：研修はこれまで東京において開催してきた。フォローアップ調査の回答者からは、遠隔地からでも受講できるオンライン講座の実施の要望が多数寄せられている。2014 年度は試行的に PARTNER 上に動画を掲載し、PARTNER 登録者はいつでも講義が閲覧できるよう取り組んだ。2015 年度はすべてのコースで講義の録画・コンテンツ化を検討し、順次動画の掲載を図っていく。

表 12-1 2014 年度能力強化研修実績（単位：人）

	コース名	時期	期間 (日)	定員 (人)	応募者 (人)	修了 (人)
1	教育政策アドバイザー能力強化	12 月 15 日-19 日	5	15	21	11
2	インパクト評価（保健分野協力において取り組むために）	9 月 1 日-5 日	5	15	30	14
3	水道	12 月 1 日-12 日	10	10	15	10
4	法整備支援	8 月 25 日-29 日	5	24	40	21
5	ガバナンス（地方行政）	12 月 1 日-5 日	2	15	21	17
6	公共財政管理（管理概論）	12 月 24 日-26 日	3	20	42	22
7	【新規】市場志向型農業（SHEP）推進－SHEP アプローチの考え方理解と実践方法の検討	8 月 18 日-20 日	3	20	58	21
8	公共財政管理（イントロダクション編）	7 月 18 日	1	20	19	18
9	マイクロファイナンス	8 月 11 日-15 日	5	25	27	25
10	国際協力における生態系サービスの活用法	8 月 4 日-8 日	5	20	25	18
11	平和構築・復興支援（PNA 演習）若手人材向け	9 月 30 日-10 月 3 日	3.5	20	29	19
12	平和構築・復興支援（PNA、モニタリング演習）プロジェクトマネージャー向け	2015 年 1 月 7 日-9 日	3.5	20	11	10
13	コンサルタント等のための国際協力基礎（第 1 回）	6 月 2 日-5 日	4	15	45	18
14	コンサルタント等のための国際協力基礎（第 2 回）	10 月 6 日-9 日	4	15	40	16
15	省庁・自治体等職員のための国際協力基礎	2015 年 2 月 2 日-6 日	5	12	17	16
16	実務者・コンサルタントのための環境社会配慮	6 月 17 日-19 日	3	25	64	27
17	農業・農村開発とジェンダー（基礎）	12 月 11 日-12 日	2	20	31	30
18	農業・農村開発とジェンダー（実践）	12 月 8 日-12 日	2	15	25	10
		合計	71	326	560	323

2. インターンシップ

- 大学院生及び医師免許を有する人材のインターンシップの実績：**応募者は 147 名、受入者数は 59 名（2013 年度は 74 名、40 名）であり、受入者数の年度計画の目標値（30 名）を大きく上回った。これまで 1 部署のみの面接を実施しており同部署の面接で不合格になると参加できなかったが、応募者の希望に応じ最大 2 部署で面接することを可能としたため、マッチング率も上がり、受入者数の増加につながった。なお、医師免許を有する人材のインターンの実績は 1 名であった。
- コンサルタント型インターンの創設：**機構事業の実施に不可欠な開発コンサルタント業界の裾野拡大を促進するため、上記の取組に加え、新たな取組として、開発コンサルタント企業が海外で実施している機構事業の現場における大学生・大学院生のインターン受入れを開始した。本事業は、開発コンサルタントとの対話を通じ、コンサルタント側の要望を反映させる形で実現したものである。第 1 回目は、機構との連携協定を締結している大学で募集を行い、応募者 31 名、受入者数 18 名であった（8 か国における 8 社の事業に派遣）。第 2 回目は公募により実施し、応募者 85 名、受入者数 17 名であった（6 か国における 4 社の事業

に派遣)。

- 以上より、定量的指標である公募型インターン数については計 94 名となり、2013 年度実績 (40 名) から大きく実績を伸ばしたため、2015 年度計画では目標値を 90 名に引き上げた。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発人材の養成・確保、特に国際協力形態及びプレーヤーの多様化に対応した人材育成の取組は急務の課題であり、今後も積極的な努力が必要である。また、JICA 事業に派遣された能力強化研修受講者のフォローアップの強化にも期待する。

<対応>

国際協力形態及びプレーヤーの多様化に対応し、国際協力未経験者層 (学生・社会人 (シニア含む)) を対象にしたセミナーの開催、地方・海外居住者向けサービスの拡充 (動画配信、Skype 相談)、セミナーにおける企業による民間連携事例の紹介等を行った。過去の能力強化研修受講者のフォローアップ強化として、教育分野の知識・経験を持つ専門家やコンサルタントを対象に、より実践的な能力の習得・強化を図る教育政策アドバイザー能力強化コースを実施した。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評価と根拠>

評価：A

根拠：

年度計画で定めた定量的指標の実績値／計画値 (達成率) は、①PARTNER の新規人材登録者数：1,704 名／1,500 名 (114%)、新規登録団体数：139 団体／85 団体 (164%)、情報提供件数：前年度比 312 件増／200 件増 (156%)、キャリア相談 (対面) 人数：256 名／200 名 (128%) ②能力強化研修修了者数：323 名／270 名 (120%)、③公募型インターン数：94 名／30 名 (313%) となった。特に、公募型インターン数については、従来型のインターン数の受入増加に加え、コンサルタント型インターンの創設により 2013 年度実績 (40 名) から大きく実績を伸ばした。これらの成果は、以下のような改善の取組を行った結果である。

PARTNER の全面リニューアルを実施し、登録者の情報アクセス改善、登録者個人と登録団体の双方向コミュニケーション機能の強化、セミナー動画の配信等により、利用者の利便性を大幅に向上させた。また、東日本大震災の復興支援人材を対象とした国際協力キャリアセミナーの開催、JANIC との連携による PARTNER 上での「震災対応人材登録・活用ページ」の開設等により、復興支援と国際協力に携わる人材の双方向の流動性を高めることで、国際協力に携わる人材の裾野拡大及び国際協力の経験の国内への還元を図った。

一方、能力強化研修については、TICAD V の公約である SHEP アプローチの広域展開を支える人材を育成するため、「市場志向型農業 (SHEP) 推進」コースを立ち上げる一方、前年度の応募人数が比較的少なかったコースは見直しを行った。また、遠隔地や海外の居住者も参加できるように動画配信サービスを開始した。他方、インターンシップに関する新たな取組として、機構事業の実施に不可欠な開発コンサルタント業界の裾野拡大を促進するため、開発コンサルタント企業の機構事業の現場におけるインターンシップを開始し、35 名を受け入れた。

以上を踏まえ、関係者のニーズへのきめ細かな対応や創意工夫を通じたサービスの向上により、六つの定量的指標のうち五つの指標で年度計画目標値の 120% 以上の実績を上げたことから、中期計画における目標を上回る成果が得られていると認められる。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

計画で定められた定量的指標については、6 つ全ての指標が達成目標を満たしており、加えてそのうち、5 つの指標において年度計画目標値の 120%以上を達成していることは優れた成果である。国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」については、40 万件以上のアクセスを得ており、国際協力関係者に活用されていると考えられる。また、開発人材のキャリア・パスにかかる取組では、対象者に応じて様々な工夫がなされており、PARTNER 登録者を対象とした JOB セミナーではアンケートの結果、高い満足度が確認されている。

国内の災害に対する復興支援と国際協力の活動に求められる能力に親和性があることに着目し、これらの活動に関わる人材の双方向での流動性を高めるため、キャリアセミナーの実施やウェブページを開設したことは評価すべき自主的な試みである。

能力強化研修については、目標値を上回る参加者数を得るとともに、外務省独立行政法人評価委員会からの指摘事項に対応して研修内容を変更するなど、適切な研修運営が行われた。また、公募型インターンについては、2013 年度実績の 40 名から 2014 年度は 94 名と実績を大きく伸ばしたため、2015 年度計画では目標値を 90 名に引き上げたことは評価に値する。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

開発協力大綱を踏まえ、国際協力にかかる優れた人材の養成及び確保に向け、今後も積極的な取組を期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・機構の運用するウェブサイト「PARTNER」は、国際協力に関心ある人材のキャリア情報サイトとして機能していると認識している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 13	広報		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度），0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
イベントの参加者数			22 万 501	29 万 7,004	27 万 1,032			予算額（千円）					
ウェブサイトアクセス数 （日英ページ合計閲覧数）			3,170 万	4,032 万	4,262 万			決算額（千円）			(注)		
ソーシャルメディアの実績 （Facebook ファン数。日本語、外国語合計）			619	6,998	14,409			経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
ODA 見える化サイトの案件掲載数 （新規・累計）			704 1,508	916 2,424	695 3,119			行政サービス実施コスト（千円）					
ODA 見える化サイトのページ閲覧数			70 万 7,053	73 万 1,984	92 万 4,170			従事人員数	10	10	18		

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。

中期計画 (i) ODA の現場を伝える広報 (中期目標と同一なため省略) (ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上) 成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト(HP)等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。
年度計画 (i) ODA の現場を伝える広報 (中期目標と同一なため省略) (ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上) 機構の広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。 その際、開発途上国における理解促進のための現地広報、及び日本国内の地方における理解促進のための地方広報を重視する。特に国際協力 60 周年及びポスト 2015 開発アジェンダに関する国内外の理解促進のための広報に力を注ぐ。 また、引き続き国際協力に関するアンケート調査を実施し、同結果を広報戦略に反映する。 (ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上) 「見える化」を徹底すべく、全ての新規案件をウェブサイト上に掲載する。また、平成 26 年度は新たに技術協力において過去に事後評価を実施した完了案件についても対象として掲載する。
主な評価指標 指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況 指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況(国際協力に関する一般広報) 指標 13-3 マスメディア等との連携実績(ODA に関する専門広報の取組) 指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

1. 広報活動の戦略性の強化

機構は、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置づけ、日本国内の一般市民を対象とした国際協力に関する一般広報と、マスメディア、アカデミア、経済界等のオピニオンリーダー層を対象とした ODA に関する専門広報を両輪として、広報活動を推進している。2014 年度は、ODA 支持層の拡大と定着のため、国内拠点・海外拠点における広報の強化、広報活動と地球ひろばの活動(展示、開発教育支援事業等)の一体的実施を推進した。また、タイムリーで訴求力の高いテーマにつ

いて重点的な広報活動を行うとともに、ターゲット層を特定し、その層に効果的に働きかけることにより、広報活動の戦略性を高めた。

(1) 訴求力の高いテーマにおける重点的広報

- **国際協力 60 周年**：これまでの ODA 事業の成果と今後の ODA のあり方について広く発信するため、多様な広報ツールを活用し、組織全体で広報を行った。11 月には外務省と「国際協力 60 周年」記念シンポジウムを共催し、フィリピン、ケニアの大臣をはじめとする 500 名を超える参加者を得た。また、理事長によるトップ広報として、講演（大阪大学、日本記者クラブ、国際協力 60 周年シンポジウム）、インタビュー記事掲載（日本経済新聞、ニッポン・ドットコム、ジャパニーズジャーナル、月刊「時評」）、寄稿（日刊工業経済新聞）を積極的に行った。また、「国際協力 60 周年特集ホームページ」の開設、地球ひろばでの 60 周年企画記念展の開催、広報誌や各種メディアを通じた発信、外務省や内閣府による政府広報への協力、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」での発信、毎日小学生新聞との連携企画等の取組を展開した。さらに、海外拠点においても、フィリピンでエッセイコンテスト、タイで前 ASEAN 事務総長を招いた記念セミナー等を開催した。この結果、イベント等への来場者約 8 万人、インターネット・SNS 等での 60 周年に関する情報のリーチ数約 22 万人、60 周年をテーマとした雑誌等の発行部数 14 万 6,000 部等の成果を得た。
- **第 3 回国連防災世界会議**：広報誌での特集、メディア懇談会でのトップ広報、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」との連携による国内の防災の課題及び機構の取組を発信した。加えて、アジア・中南米 16 か国の新聞記者、4 か国のテレビクルー等 16 名を招き、日本の経験・教訓、会議の意義を発信した。この結果、約 170 件の本邦新聞報道（2015 年 4 月末時点）があったほか、テレビでの報道や、海外メディアで幅広く防災会議や機構の関連事業について取り上げられた。
- **「ポスト 2015 年開発アジェンダ」**：「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に関する国内外の理解促進のため、これまでの MDGs の取組に関する記者勉強会（関連テーマで 2 回）やメディア懇談会（同 2 回）を行った。
- その他、阪神・淡路大震災 20 周年にあわせて帰国研修員の活動を中心とするビデオを制作したり、日本人科学者 3 名によるノーベル物理学賞受賞を機に、開発途上国で実用化される LED 技術の事例をまとめたパンフレットを作成したりするなど、国民が分かりやすい形での一般広報に努めた。

(2) ターゲット層の特定と効果的な働きかけ（指標 13-2 参照）

2. 役職員の広報・対外発信能力の強化

- **理事長によるトップ広報**：前述の国際協力 60 周年に加え、MDGs、開発とジェンダー、エボラ出血熱対策、防災支援、青年海外協力隊 50 周年といったテーマで、メディア懇談会を通じて発信を行った。国内では、ミンダナオ平和構築セミナー、朝日新聞主催のグローバル人材育成フォーラム、阪神・淡路大震災復興 20 年特別シンポジウム、国連防災世界会議等における基調講演などを行った。また、海外でも、モンゴル、バングラデシュ、マダガスカル、ミャンマー等における大学や式典での講演、国連や国際通貨基金（IMF）が主催する国際会議への登壇など行い、多くの機会を通じて機構の取組や方向性を発信した。
- **海外拠点、国内拠点の所長による広報**：主要な開発関連機関の本部が集中し国際社会における影響力が大きい先進国における対外発信を強化するため、八つの在外事務所の所長が、在外事務所長会議のための移動機会を利用し、米国、英国、フランス、EU の 13 の開発関連機関で講演を行った。また、在外事務所長会議期間中は、国内において、52 か国の海外拠点の長が 17 社 46 名の記者と面談し、各国における事業の最新情報を発信した。他方、国内拠点の長も、着任時の地元メディア表敬をはじめ、地方のメディアに対する国内拠点の取組の発信に努めている。
- **職員向け研修**：新入職員、業務職（入構 3 年次）、主任調査役、新任管理職、執行職に対する研修において、各職位で必要となる対外発信能力について研修を行った。加えて、経営職に対しては、実践的なインタビュー対応等を含めた対外発信セミナーを 4 回実施した。海外拠点・国内拠点に赴任する職員（月各 1 回）、

現地職員研修（研修担当職員向け 4 回、その他 1 回）、派遣前の専門家への研修（月 1 回）を実施し、組織としての広報能力強化に取り組んだ。これらの研修の受講者総数は、960 名であった。

- **国内拠点の広報能力強化**：国内拠点の広報担当所員に対して、プレスリリース、報道機関へのアプローチ等の実践指導を行った。
- **プロジェクトの広報の強化**：技術協力プロジェクト等の事業の中で行う広報のためのガイドラインを作成し、運用を開始した。

指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

1. 世代別アプローチの推進

- **世代別の傾向**：2013 年 12 月に実施したインターネット調査結果では、年齢層・性別で比較すると、特に 20 代の開発途上国や国際協力に関する一般知識や、40 代男性（ビジネス層含む）の機構の認知度や国際協力への関心が相対的に低いことが判明した。
- **世代別アプローチによる広報活動**：上記の調査結果を受けて、2014 年度は、以下の世代別アプローチによる広報活動を推進した。
 - **高校生以下**：開発教育を中心に、学校や教育行政とも連携し、開発途上国や国際協力の意義等の理解を促進した。広報室に開発教育を所管する「地球ひろば推進課」を設置し、広報と開発教育を一体的に推進した。
 - **20 代**：SNS、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」、テレビ番組を通じた発信を充実させつつ、開発途上国への関心を喚起し、日本の国際貢献への理解を促進した。
 - **30～60 代**：特にビジネス層が多く含まれる男性を念頭に、官民連携、中小企業支援、インフラ輸出等の分野の理解を促進した。また、女性を念頭に人間の安全保障、教育、保健・医療等の分野を通じ理解を促進した。
 - **シニア世代**：地方紙や新聞への発信に留意し、引き続き支持者層としての定着を図った。

2. 若い世代に向けた広報

- **サッカーワールドカップに関連付けた広報**：6-7 月にブラジルで開催されたサッカーのワールドカップでは、日本代表チームの対戦国（コートジボワール、コロンビア等）への関心が高かったことから、サッカーを軸に若者へのアプローチを強化し、以下の取組を行った。
 - 「なんとかしなきゃ！プロジェクト」では、スポーツをテーマとし、国連機関、著名人、J リーグチームとの連携により、多くの市民に向けて発信した。例えば、元サンフレッチェ広島選手のコートジボワールへの派遣では、現地視察やサッカー交流試合、ソニー株式会社との連携によるパブリックビューイングを行い、その結果を、グローバルフェスタ 2014 のステージ企画等やウェブサイト、Facebook で紹介したほか、広島を中心に雑誌 4 件、テレビニュース 1 件での特集につながった。また、カターレ富山対ギラヴァンツ北九州戦（双方とも「なんとかしなきゃ！プロジェクト」メンバー団体）では北陸支部のブース出展による広報を行った（来場者約 4,000 人）。
- **なんとかしなきゃ！プロジェクト」との連携**：若者の関心の高いイベントとして、早稲田大学との協力によるスタディツアー-EXPO（73 名が参加、21 団体が出展）や、フェアトレード Cafe（111 名参加、8 団体が出展）を実施した。また、歌手の倉木麻衣氏のカンボジア訪問に協力し、帰国後のコンサートではカンボジア訪問で制作した新曲とともに視察の様子が紹介され（動員人数 3 万 7,200 人）、売上げの一部はカンボジアで建設する寺子屋に寄付された。
- **若手社会人の団体**（「二枚目の名刺」、「Youth Create」）が主催するイベントへの参加や、イベントの共催を行った。共催イベントでは、国際協力の大切さ等について意見交換を行った（各約 250 名、16 名参加）。

- こうした取組の結果、広報室 Facebook（日本語ページ）のファン数約 7,300 人（2013 年度約 4,230 人）のうち、24 歳以下の人数は約 2,190 人、34 歳以下は約 4,380 人と 2013 年度よりそれぞれ約 770 人、約 1,720 人増加した。「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の Facebook のファン数（2 万 7,887 人）でも、24 歳以下が 37%、34 歳以下は 62%と、2013 年度よりそれぞれ 4 ポイント、13 ポイント増加した。
- **小中高生を対象とした取組**：「なんとかしなきゃ！プロジェクト」にて毎日小学生新聞とも連携し、小学生 13 名がグローバルフェスタ 2014 の場でミャンマーやインドネシアから来日中の子どもと交流する活動を行い、その記事が同新聞に掲載された（発行部数 9 万 9,000 部）。また、中高生向け新聞には、各地の JICA ボランティアの活動紹介記事を隔週で掲載し、ボランティアの活動の様子や協力隊事業の意義、開発途上国の現状について発信している。

3. ビジネス層への情報発信

- ビジネス層への訴求力が高いテレビ番組「未来世紀ジパング」や「ガイアの夜明け」等への取材協力を継続した。ビジネス層を対象にしたテレビ番組において機構事業、ODA 事業が取り上げられた回数は 10 回である。経済紙や産業・業界紙等への発信も引き続き積極的に行い、民間・中小企業連携事業や開発途上国への本邦企業の進出などに関連付けた記事に、機構の協力が紹介されるなど、多数の報道につながった。
- ジャーナリスト池上彰氏の協力の下、日経 BP オンラインでのパキスタンにおける ODA の役割を発信した。また、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の活動の一環として、ムハンマド・ユヌス氏（ノーベル平和賞受賞者）と池上彰氏の対談を行い、ビジネス層を中心とした参加者 500 名及びニコニコ生動画視聴者（約 1 万 8,000 人）にパキスタンにおけるソーシャルビジネスについて発信した。
- 外国人を対象に制作した、日本の技術力に光を当てた「カイゼン」をテーマとするテレビ番組が、NHK World で放映された。視聴者モニターによる調査結果では、平均 4.5 以上の高得点を獲得した（満点 5）。
- ビジネス層向け広報効果測定調査（2014）では、ODA の貢献度に係る印象について約 85%が「良い・良くなった」と回答した。

4. 各種媒体を通じた発信

- **広報誌の発行**：日本語版「Mundi」を 12 号（月刊、3 万 5,000～7 万部）、英語版「JICA's World」を 4 号（季刊、1 万 1,000 部）発行し、全国の公立図書館、病院などに配布した（2013 年度各 3 万 5,000 部、1 万 1,000 部発行）。日本語版のテーマは、MDGs、ジェンダー、中南米、農業、中央アジア、インフラ整備、地域発の国際協力、平和構築、貧困削減・格差是正、青年海外協力隊、アフリカ、大洋州であった。2015 年 3 月には、第 3 回国連防災世界会議に合わせて「防災」についての特別号（1,500 部）を発刊した。英語版のテーマは、防災、MDGs、ジェンダー、平和構築であった。
- **SNS を活用した発信**：機構本部が運営する SNS の実績は以下のとおり（数値はすべて日本語・外国語の合計）。
 - **Facebook のファン数（2015 年 4 月時点）**：1 万 4,409 人（2013 年度末時点 6,998 人）。Facebook では、機構関係者がどのような考えをもってどのような仕事をしているのか、より「人」が見える広報に努めた。
 - **Twitter のフォロワー数（2015 年 4 月時点）**：2 万 7,342 人（2014 年 4 月時点 2 万 1,826 人）
 - **YouTube 再生回数（2015 年 4 月時点）**：18 万 9,957 回（2014 年 4 月時点 5 万 9,218 回）
 タイムリーな情報発信のため、国内拠点、海外拠点、プロジェクトによる SNS 活用を推奨しており、2014 年度末時点では、Twitter は 8 拠点、1 プロジェクト、Facebook は 53 拠点、8 プロジェクト、YouTube は 25 拠点、1 プロジェクト、Ustream は 1 拠点が開設している。
- **ウェブサイトを活用した広報**：機構ウェブサイト閲覧数は、日本語版 3,770 万件（2013 年度 3,598 万件）、英語版 492 万件（同 435 万件）であった。2014 年度は「国際協力 60 周年特集ホームページ」を開設し、国内拠点・海外拠点で開催した 60 周年関連イベントの報告や、過去の代表的な案件を写真とともに紹介し

た。特設サイトへのページ閲覧数は5か月間で約2万件となった。

- **テレビ番組等への協力を通じた広報：**NHK World「Side by Side」や民放への協力によるテレビ番組の放映や、官邸国際広報室と連携した英語CMの放映が多数行われた（ただし、民放番組についてはODA事業より、開発途上国への関心を喚起するという位置付けでの協力）。テレビ、ラジオ、雑誌などへの協力によってODA事業に関する計48回の放映が実現した。

5. 国際協力プラットフォーム事業「なんとかしなきゃ！プロジェクト」への貢献

- 国際協力60周年、第3回国連防災世界会議、スポーツ・フォー・トゥモローなどの機構の活動に合わせたテーマ（国際協力60周年、防災、スポーツ等）を中心として、イベント開催、著名人派遣、ウェブやテレビ等を通じた発信、関係団体との知見共有等を実施した。プラットフォーム機能の強化のため、活動計画を協議するための戦略会議を3回開催し、特に国際協力60周年に関しては、特集サイトやFacebookを通じたメンバー団体13団体からの投稿企画、グローバルフェスタ等でのイベントでの連携、記者勉強会の開催等を行った。また、防災に関しても「防災を考える」特集サイトやFacebookにて6団体による投稿企画を実施した。
- こうした取組の結果、サポーター増加数9万1,183人（2013年度5万1,464人）、Facebookファン数2万7,887人（2013年度1万5,795人）、イベント参加者27万1,032人（2013年度29万7,004人）となった。また、Twitterフォロワー数は約4万人増加（2015年3月時点）した。

6. 一般広報効果のモニタリングとその反映

- 国際協力に係るアンケート調査（12月実施）の結果、機構の名称認知度69.8%（2013年度73.4%）と2013年度の調査結果よりわずかに少ない結果となった（ただし、サンプルや出題時の選択肢が2013年度と異なることによる差異と考えられる）。また、他の調査（ビジネス層中心）では、名称認知度96.1%（2013年度93.6%）という結果となっており、名称に関しては相応の認知度を得られてきている。これらの結果を受け、今後は事業に係る認知度も向上させるべく成果や国益への貢献などの発信も積極的に行っていく。

指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODAに関する専門広報の取組）

1. マスメディアへの発信

- **報道実績：**マスメディアにおけるODA関連の報道実績は1万3,964件で、2013年度（1万4,370件）と微減したが、「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は7,066件（2013年度7,053件）と、JICA自体に言及された報道は微増した。また、全般的に機構に対して肯定的な報道が多かった。
- **理事長と主要マスメディアとの懇談：**理事長が主要マスメディアの論説委員や解説委員と情報・意見交換を行う「メディア懇談会」を、4回開催した。テーマは、①MDGs達成に向けた取組（6月）、②開発とジェンダー平等、西アフリカにおけるエボラ出血熱（9月）、③防災分野の協力と防災会議、青年海外協力隊事業50周年（12月）、④大洋州への協力、東日本大震災復興支援への取組（2015年3月）である。懇談会ではインフォーマルな情報共有等も行われ、結果としてLED、防災等に関する論説等にもつながっている。
- **記者への情報提供：**月4回程度、プレスリリースや取材機会に関する情報提供をメールで配信し、記者の関心に合わせた個別取材の素材を提供したほか、記者勉強会を9回開催（2013年度9回）し、最新の事業の動き等を記者向けに説明し、関心を喚起した。テーマは、ブラジル、コートジボワールでの企業連携、南アジア、協力隊事業、MDGs、保健、教育、開発教育、防災、大洋州、中小企業連携であった。また、在外事務所長会議の際には、各所長から記者に対して現地

状況や機構事業について積極発信を行い、特に記者からの関心が強い中東地域について、9 か国の所長による記者向け説明会を新たに実施、二十数名の記者の参加を得て活発な質疑が行われた。

- **プレスリリース実績：**152 本であり、2013 年度 129 本から増加した。増加の主な要因は、無償資金協力の贈与契約の締結については、これまで四半期ごとにまとめて発表していたが、より個別案件の広報に力を入れるべく、10 億円以上の案件については案件ごとに即時プレスリリースを発出する方法に変更したことにある。これにより、各贈与契約署名時に、産業紙や業界紙を中心に個別無償事業の記事が掲載されるようになった。

2. 国内拠点でのメディアへの発信

- **地方紙における機構関連報道：**全国紙地方版を含む地方紙の報道実績は 8,450 件であり、2013 年度（8,524 件）と同程度となった。他方、このうち通信社からの配信記事を除いた、地方メディアの独自記事による報道実績は 5,096 件となり、2013 年度（4,320 件）に比して大きく伸びた。
- **国内拠点における発信の取組：**国内拠点に対しては、メディアアプローチ研修を実施した。また、地方の新聞社、テレビ局 10 社 17 名を開発途上国の事業現場に派遣し、66 件の報道につながった。さらに、2014 年度の新たな取組として、JICA 関西では阪神淡路大震災から 20 年、JICA 東北では第 3 回国連防災世界会議に合わせ、記者説明会を実施し、合計 9 名の記者が参加した。結果、当該地域内及び全国レベルでの発信強化に貢献した。

3. 海外拠点のメディアへの発信

- **海外拠点における発信の取組：**2014 年度の海外のマスメディアによる機構関連報道件数は、2 万 5,942 件で、2013 年度の 2 万 4,542 件から増加した。2014 年度は、個別案件の節目等でのプレスリリースの強化やプレスツアーの開催に取り組んだほか、現地メディアへのインタビュー企画の働きかけや寄稿等を実施した。前述のとおり、技術協力プロジェクト等を通じた対外発信を強化するため、内部向けの手引も作成した。また、ケニアで、2014 年 12 月に、周辺 7 か国 8 名の現地職員を対象とした 2 日間の広報研修を実施。実施後、参加者が研修で学んだノウハウをいかし、各国でプレスツアーを実施するなどの効果がみられた。
- **優良事例：**ベトナム事務所では、事務所としての広報戦略を策定し、新たに専門広報を充実させた。本邦地方マスメディア受入れ 2 件、記者会見 3 件、プレスツアー 5 件、インタビュー 24 件を実施した。この結果、1,943 件の記事と 28 件のテレビ放送につながった。
- **海外メディアの日本招へい：**「防災と災害復興」をテーマに、2015 年 2 月 15 日から 28 日にかけて、16 か国 16 名の新聞記者らを日本に招いた。結果、58 件（2015 年 5 月時点）の報道につながった。また、参加した記者が日本で取材する様子が、日本国内の新聞・テレビで報道された。

指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

- **新規公開実績：**「ODA 見える化サイト」の新規案件及び事後評価実施案件の新規公開数は、695 件であった（2013 年度 916 件）。2010 年度の公開開始からの新規案件及び事後評価実施案件の累積掲載案件数は 3,119 件であった（2013 年度末 2,424 件）。新規公開数の減少の原因は、2013 年度においては、外務省と協議の結果、資金協力事業のうち事後評価実施案件は 2013 年度内にすべて公開することとしたため、通常の年度よりも新規公開数が多かったためである。今後は新規公開数が、新規案件と事後評価を実施した技術協力案件となるため、新規公開件数は通減していくものであるが、新規公開すべき案件については適切に公開を行っている。他方、公開案件の質的向上を図るべく、2014 年度においては、掲載済み案件のうち、927 案件の記載内容を最新情報に更新した。
- **改善の取組：**メールマガジンを通じて毎月 2 件紹介するとともに、よりビジュアルな写真の掲載など 2014 年度は計 819 件のデータの更新を行った
- **アクセス状況：**同サイトのページ閲覧数は、92 万 4,170 回であった（2013 年度 73 万 1,984 回）、累計ページ閲覧数は 318 万 3,954 回（2013 年度末 225 万 9,784 回）となった。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

今後も引き続き、ホームページの見やすさ及び情報の改善、ODA 見える化サイトのアクセス数増加に向けた努力、女性やボランティアの活躍の広報強化等を通じ、対外発信能力の強化を期待する。また、理事長と主要メディアとの対話等を継続し、JICA のプレゼンスを高めること、専門広報の強化、国民の理解を深めボランティアや市民参加協力との相乗効果を図ることを期待する。

<対応>

ホームページについては、日本語版についてユーザーがより容易にコンテンツへアクセスできるよう、バナーをタイムリーに更新し、記事に誘導できるよう工夫を行った。英語版についても、読みやすい長さの記事を増やし、よりタイムリーな情報を発信できるようにした。ODA 見える化サイトについては、メールマガジンを通じた紹介やよりビジュアルな写真の掲載に努めた。女性やボランティアの活躍に関する広報として、メディア懇談会でジェンダー平等及びボランティア事業を、記者勉強会でボランティア事業をテーマに取り上げた。また、理事長のメディアとの対話としては、四半期ごとのメディア懇談会を継続するとともに、日本記者クラブでの講演やメディアからのインタビューへの対応等を積極的に行った。国内拠点の広報担当者に対するメディアアプローチの研修を行い、国内各地でのボランティアや開発教育支援事業に関するプレスリリース数を増加させ、その内容を充実させた。また、広報室で実施している記者勉強会を、開発教育をテーマとして開催し、関心ある記者の新規開拓なども行った。その結果、地方の新聞やテレビ等で、ボランティア等が取り上げられる回数も増加し、教師海外研修の授業実践が比較的大きく取り上げられる等の効果がみられた。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

2014 年度は、国際協力 60 周年や第 3 回国連防災世界会議など、世間の注目が高まるテーマに焦点を当てた組織的な発信を行い、国内外の理解促進の面で成果を上げた。国際協力 60 周年に関しては、これまでの ODA の成果を発信する好機と捉え、理事長による講演や主要メディアへの発信、シンポジウム等のイベントの開催、地球ひろばでの特別展や国内拠点における企画展の開催、特設ウェブサイトの立上げ等の取組を行った。この結果、新聞等の報道 38 件（国際協力 60 周年関連記事）、イベント等への来場者約 8 万人、インターネット・SNS 等での 60 周年に関する情報のリーチ数約 22 万人、60 周年をテーマとした雑誌等の発行部数 14 万 6,000 部等の成果を得た。国連防災世界会議においても、記者勉強会・メディア懇談会、海外メディア招へいの実施や、ウェブ・広報誌を活用し、会議前からメディアへの売り込みや独自媒体を通じた発信を行うなど、組織一体的な広報を展開し、被災地の復興や国内復興支援と国際協力の結びつきなどを意識的に発信することで、従来国際協力に強い関心を有しない層にも訴えかける広報を行った。この結果、本邦新聞報道約 170 件、その他テレビや海外メディアによる報道につながった。また、2014 年度は特に国内地方での広報強化を進め、地元根差した地方メディアの独自記事の報道件数も 5,096 件となり、2013 年度（4,320 件）に比して大きく伸びた。

また、アンケート調査の結果を踏まえ、世代別アプローチによる戦略的な広報を実施した。具体的には、20 代から 30 代の若者の開発途上国や国際協力への関心が他年齢層に比べて低いことが判明したため、サッカーワールドカップや有名歌手等の若い世代に関心の高い話題やフェアトレード等の若者の関心の高い取組に関

連づけたコンテンツ、若い世代が活用する媒体による情報発信を強化した。この結果、Facebook のファン数等、若者による機構情報へのアクセスが増加した。加えて 10 代に対しても、記者勉強会で開発教育を取り上げメディアに対しても学校教育等におけるアプローチの重要性を周知した。また、地球ひろばでのイベント等と連動した取組を行うなど、開発教育支援と広報の一体的な実施による働きかけを行った。機構の認知度や国際協力への関心が相対的に低い男性 40 代男性に対しては、ビジネス層への訴求力が高いテレビ番組を通じた広報を継続し、ビジネス層向け広報効果測定調査（2014）では、ODA の貢献度に係る印象について約 85% が肯定的な印象をもっていることを確認した。

一方、役職員の対外発信能力を強化するため、新たに、経営層向けの実践的インタビュー対応に関するセミナーや国内拠点向けのメディアアプローチ強化研修を開始した。また、国際的影響力のある米国、英国、フランス、EU の 13 の開発機関等において、在外事務所の所長が直接発信を行う取組を開始した。また、在外事務所所長会議の機会に、52 か国の在外事務所所長が 17 社 46 名の記者と面談を行い、事業動向の発信を行った。

モニタリングの対象としている量的成果について、ウェブサイトのページ閲覧数は 6% 増、Facebook ファン数は 164% 増、ODA 見える化サイトのページ閲覧数は 26% 増加した。一方、イベント参加者数は、前年度比では微減しているが、比較的高水準で推移しており問題はないと認識している。

「ODA 見える化サイト」の公開数は、過去の案件の掲載に目途がついたことにより、今後は累計公開数は増加するが新規公開数は逡減していくものと見込んでいる。

以上を踏まえ、国際協力 60 周年等の機を捉えた広報活動を展開したこと、アンケート調査結果を踏まえた世代別アプローチによる広報や在外事務所所長等による役職員の対外発信等の創意工夫による取組を行ったことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

20 代から 30 代の若者層への訴求力を高めるため、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の一般広報のアプローチを見直し、報道機関を通じた若者層へのアクセス、開発教育等を通じた若者層への直接的働きかけとも連携した広報を行う。見える化サイトを含めた機構のウェブコンテンツへのアクセス数を更に増加させるため、よりビジュアルなコンテンツを作成し、よりタイムリーに掲載・更新する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

2014 年度は、国際協力 60 周年や第 3 回国連防災世界会議など注目が集まる機会を捉えて、記念シンポジウムの開催、広報誌での特集、理事長によるトップ広報など組織全体で広報を行い、多数のメディアで取り上げられたことは評価に値する。

利用者にとっての利便性・わかりやすさの向上と開発協力事業公開の観点から、国民への情報伝達に様々な工夫、改善が行われた。特に、世代ごとに異なるアプローチを行い、若年層の取込みなどによりソーシャルメディアの活用を大きく拡充したことやビジネス層に焦点を当てた発信の結果、高評価を得たことは評価できる。

また、ウェブサイトアクセス数は 4,032 万件（2013 年度）から 4,262 万件（2014 年度）に増加、ODA 見える化サイトのページ閲覧数も約 73 万件（2013 年度）から約 92 万件（2014 年度）と着実に増えており、適切な取組がなされていると認められる。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

国際協力に関心の高い層への情報提供にとどまらず、必ずしも開発協力を身近に感じていない多くの国民への情報伝達の方策につき、更なる改善を期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 14	技術協力、有償資金協力、無償資金協力		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号(平成 27 年度) 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費 交付金（技術協力）,（平成 23 年度） 0097 無償資金協力

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
技術協力の実績（億円）			1,678	1,773	1,759			予算額（千円）					
円借款の実績：新規承諾額（億円）			12,229	9,857	10,138			決算額（千円）					
円借款の実績：ディスバース額（億円）			8,644	7,495	8,273			経常費用（千円）					
円借款の迅速化（%）（注）			40.0	68.5	51.1			経常利益（千円）					
海外投融資の新規承諾実績（件）			1	1	2			行政サービス実施コスト（千円）					
無償資金協力の実績：贈与契約締結額（億円）			1,416	1,158	1,112			従事人員数					

（注）当該年度に借款契約に至った案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が 9 カ月以内となった案件の割合

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （5）事業実施に向けた取組 （イ）技術協力、有償資金協力、無償資金協力 （i）技術協力 技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。 （ii）有償資金協力

有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。

（iii）無償資金協力

無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。

ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

中期計画

（5）事業実施に向けた取組

（イ）技術協力、有償資金協力、無償資金協力

（i）技術協力

（一段落目は中期目標と同じのため省略）

具体的には、

●人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。

●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

（ii）有償資金協力

（一段落目は中期目標と同じのため省略）

具体的には、

●自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。

●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

●海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。

（iii）無償資金協力

（一段落目は中期目標と同じのため省略）

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

年度計画

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 戦略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。課題別研修については、研修の企画・計画業務を国内機関から課題 5 部に本格的に移管する。また、課題 5 部と国内機関で協働し、協力プログラム及び重要政策に基づいた課題別研修の形成を促進する。

(ii) 有償資金協力

- ① 円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ② 円借款の迅速化に向け、平成 26 年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が 9 カ月以下である案件の割合を増やすための取組等を推進する。
- ③ 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。
- ④ 海外投融資については、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施の教訓を反映した業務実施体制並びにリスク審査・管理体制等の整備・強化に努め、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進する。

(iii) 無償資金協力

- ① 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた、案件形成及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

主な評価指標

指標 14-1 技術協力事業の実績

指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

指標 14-3 円借款事業の実績

指標 14-4 円借款の迅速化

指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

指標 14-7 無償資金協力事業の実績

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 14-1 技術協力事業の実績

- 2014 年度は、特に MDGs 進捗遅延国の多いアフリカやインフラシステム輸出の進むアジア地域を重点とし（図 14-1）、1,759 億円（暫定値）の技術協力事業を実施した（2013 年度 1,773 億円）。具体的には、資金協力や提案型事業と有機的・相互補完的な連携を行いながら、開発途上国の持続的成長及び日本の企業・自治体等の海外展開の双方に資する人材育成、法制度や先方政府の事業実施体制の強化に資するソフト支援等を展開し、更には重点分野における最上流の開発計画の策定等にも取り組んだ。また、フィリピンの台風被害からの復旧・復興や、エボラ出血熱に対する防疫体制強化のニーズ等にも機動的に対応し、資金協力とも組み合わせた各種支援の面的展開を行った。分野別では、公共・公益事業、計画・行政、農林水産を中心に実施したほか、特に 5 年間に 1,000 名のアフリカの若者に対する日本での修士課程と企業インターンシップを提供する「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（ABE イニシアティブ）等を中心に、開発途上国の基幹人材の育成にも積極的に取り組んだことを反映し、人的資源分野においては 2013 年度の 6.6%から 2014 年度には 9.7%と、その割合が大きく増加した（図 14-1）。

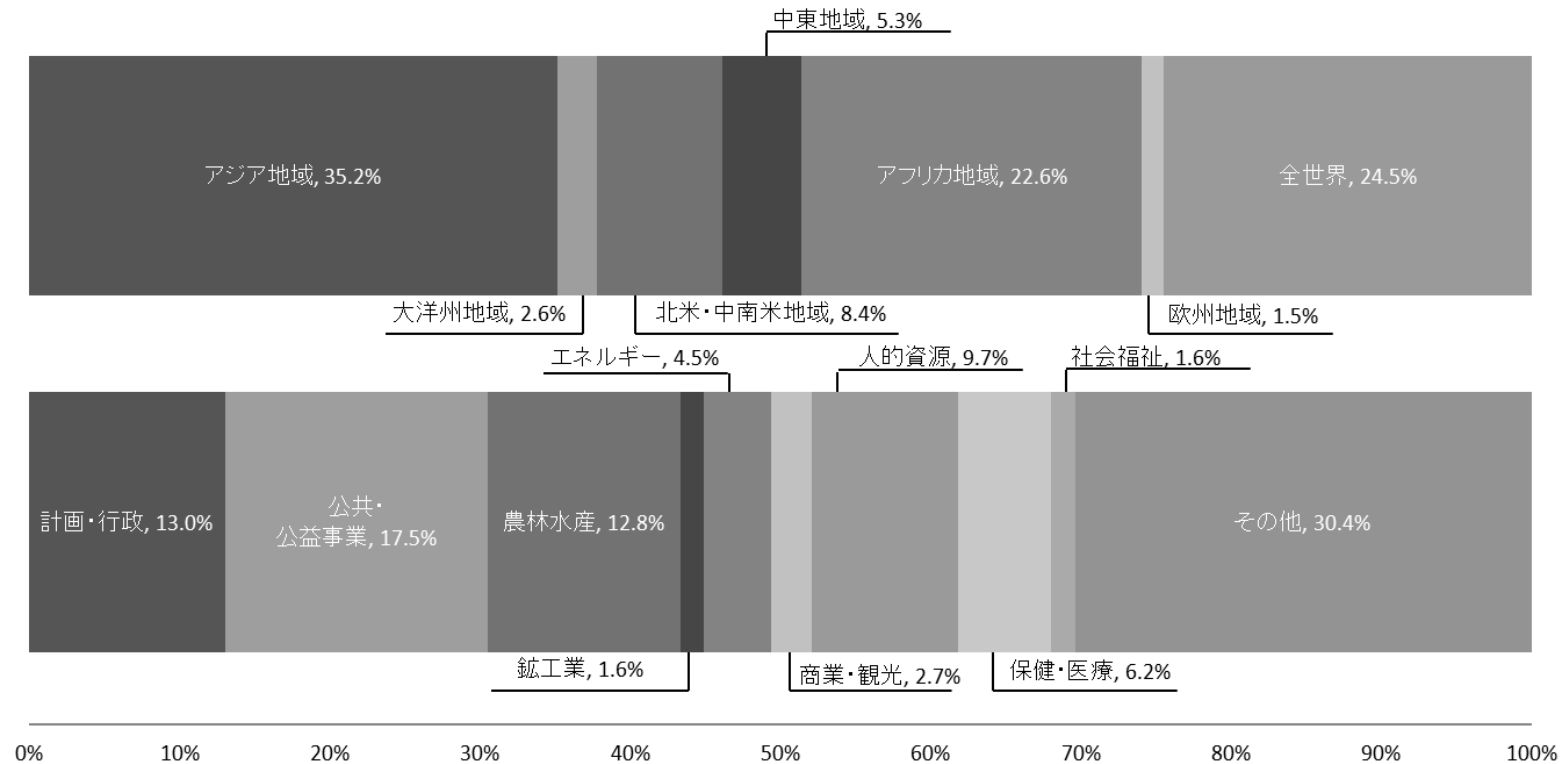


図 14-1 地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

1. 事業の戦略性向上のための取組

機構は、現場の状況に応じた協力計画を開発途上地域の関係者と作成するとともに、開発途上地域の人材育成、組織体制強化、政策立案、制度構築を支援し、その課題解決能力の向上を図るべく、技術協力事業を活用した。また、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」、「日本再興戦略」、「インフラシステム輸出戦略」、「国家安全保障戦略」、「開発協力大綱」等で重視されている「人間の安全保障」や「質の高い成長」等、国内外の政策課題にも応えるべく、一貫した協力戦略の下、無償資金協力や円借款による施設・機材整備等の事業に技術協力による人材育成や本邦技術を組み合わせた多様な協力を行った。具体的には、ミャンマー・ヤンゴン都市圏の効果的かつ持続的な開発のためのマスタープラン作成支援を踏まえ、優先度の高い上水道事業等を円借款や無償資金協力による支援に結び付けたほか（指標 1-1、2-1 参照）、インドネシアにおいては、同国における PPP インフラ事業形成のため制度づくり面から支援を行い、今後の他の事業展開にもつながる基盤整備に貢献した（指標 2-1 参照）。加えて、パレスチナ・ジェリコ市における下水処理場整備に併せた運転維持管理に係る能力向上や下水道運営に係る条例案作成に係る技術協力

や（指標 3-1 参照）、ベトナムにおける日本式の通関システム整備に併せた運用・維持管理に係る体制整備や能力向上に係る技術協力（指標 2-1 参照）等、資金協力で相互補完し、協力プログラムレベルでの開発効果向上に貢献する支援も実施した。

また、開発途上地域のニーズに一層応えて、より魅力的な事業となるよう、2014 年度は次の取組、制度改善を行った。

- **開発途上国が直面する新たな政策課題への対応力の強化：**新たな取組として、開発途上国及び本邦の大学・研究機関との共同研究事業「JICA 共同政策研究」立上げを検討し、試行案件として、インドネシアにおける裾野産業や中小企業生産性向上に関する共同研究を開始した。近年開発途上国が直面している政策課題は多様化しており、産業政策や社会保障等の分野において日本とも共通する課題が多い。本事業は、このような新たな政策課題に戦略的に対応するため、日本と開発途上国の政策決定に関わる関係者が共同で、新たな知見の獲得、政策提言、双方の研究水準の向上、政策策定能力の強化を行うものである。これにより、国際的な研究ネットワークの構築・深化や日本と協力相手国の関係の一層の強化が期待できる。
- **DAC リスト卒業国等のニーズに応えたコストシェア技術協力の拡充：**日本政府のコストシェア技術協力拡大の政策に機動的に対応し、DAC リスト卒業国、DAC リスト卒業移行国等の人材育成ニーズへの対応、またこれら地域と日本との良好な二国間関係の維持・増進に貢献する事業として、コストシェア技術協力の本格実施に向けた準備を行った。具体的には、同事業実施に係る詳細な制度設計を終えるとともに、候補国（アラブ首長国連邦やオマーン等）への日本人短期専門家派遣、候補国幹部の日本への招へい等を行い、専門家派遣に関する協議を行った。
- **産学官と連携した人材ネットワーク形成：**ABE イニシアティブ、資源の絆プログラム等、日本の地方を含む大学、産業とも連携した研修プログラムを本格的に運用し、日本と途上国の産学官の人的ネットワーク形成に資する事業を戦略的に実施した（指標 9-3 参照）。
- **中小企業等の知見を活用した技術協力の強化：**中小企業海外展開支援事業について、サブスキームごとに異なっていた手続きや経費支出基準を統一し、利用者に分かりやすい制度に改善するとともに、外務省委託事業から機構へ移管された案件化調査も一体的に運用した（指標 8-3 参照）。また、他の ODA 事業との連携や ODA 案件化を強化すべく、中小企業海外展開支援事業開始後に機構関係部へ事業計画や進捗状況を共有するように業務フローを見直し、事業提案者の製品・技術等の活用方法に関して機構関係部と検討するための体制を構築した。

2. 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組

- 業務改善推進委員会（2013 年設置）の下で進めてきた事業の業務工程の簡素化及び標準化に向けた取組について、2014 年度も、プログラムの戦略性強化及び予見性向上、案件の適正規模化、事業計画作業用ペーパーを活用した案件形成や要望調査を具体的に進めるべく、継続的に外務省と協議を行った。また、プログラム推進のための地域部・課題部間の検討体制整備を進めるとともに、事業規模の適正化と案件数の削減に向けた実施・モニタリング体制を整備した。さらに、強化プログラムの設定について外務省との協議を継続し、158 の強化プログラムを設定した（指標 5-1 参照）。
- 業務の軽量化に向けて新しいモニタリング方法等を定着させるべく、累次にわたる説明会、よくある質問集（FAQ）の整備、執務要領の英文化等を行った。
- 実施体制の強化と職員等の能力向上を図るため、課題部における業務体制を分野・課題グループ単位に変更し、緊急重要課題等にも柔軟に対応可能な環境を整備するとともに、事業の質の確保・向上を目的とした内部人材向け事業マネジメント研修を実施した。

3. 研修事業の戦略性強化に向けた取組

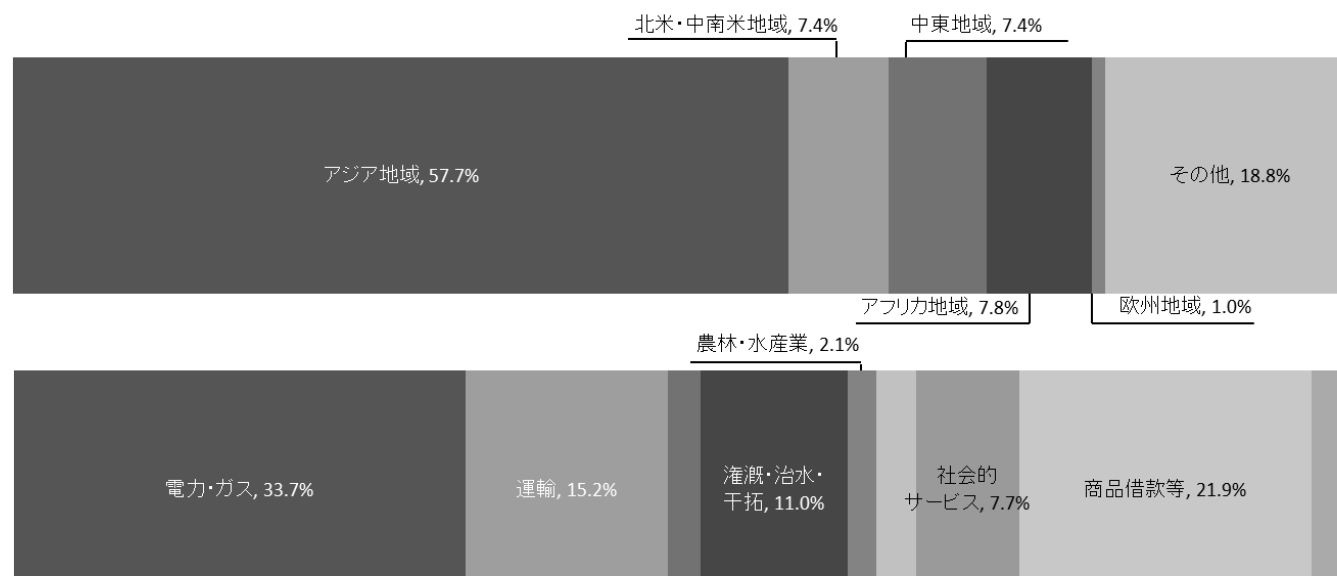
- 課題別研修のラインアップを要請の多いものに絞り、1 コース当たりの参加人数を増やすことにより、研修コストの効率化にも努めた（2012 年度：9.9 人／コース、

2013 年度：10.1 人／コース、2014 年度：10.6 人／コース）。

- また、課題別研修ラインアップを形成する際には、課題 5 部主催の分野課題検討会において、協力プログラム及び重要政策に沿った研修ラインアップとなるよう検討・調整し、国内機関がそれに沿った国内リソース開拓を実施し、海外拠点も協力プログラム及び重要政策に則った案件要請につなげた。その結果、案件を対前年度比 10%改廃し（374 件から 333 件）、日本の政策に則った新たな課題別研修を提案する余地をつくった。これにより、2015 年度に向けて、防災分野協力強化やスポーツ・フォー・トゥモロー等の政策的なニーズに対応し、自然環境管理、保健医療等計 434 コースを採択した。一方、参加要請が多く既存のコース数では要請を汲み取れきれない案件については、コースの複数回実施を積極的に検討し、新たな研修受入先を開拓することにより（民間セクター分野の新規研修で新規受入先開拓により、3 センターで 4 回実施するコースあり）、相手国政府が要請したコースに参加できる率（割当率）を 95%にまで高めた（2013 年度 91%）。
- 帰国研修員による海外の親日家ネットワークの強化のため、帰国研修員同窓会の活性化を図った。2014 年度は、青年研修 30 周年を記念し、シンポジウム等の記念事業や ASEAN 帰国研修員同窓会の交流連絡会（AJAFA-21）の代表者会議を本邦で開催したが、その中でも同窓会間の交流や同窓会の自律的な活動・運営の重要性についてのディスカッションや好事例の共有がなされ、同窓会の存在意義を再確認することができた。また、86 か国の帰国研修員同窓会の実態把握調査を行うとともに、同窓会活性化のキーパーソンとなる海外拠点の研修担当現地職員の本邦での研修を実施した。後者では合計 19 か国 20 名の現地職員を対象とし、同窓会活性化のためのグループディスカッションや優良事例等の共有を行い、具体的なアクションに結びつけた。

指標 14-3 円借款事業の実績

- 2014 年度も引き続き日本政府の「インフラシステム輸出戦略」及び「日本再興戦略」に迅速に対応し、主にアジア地域の成長を促すインフラ整備支援を重点として円借款事業を実施した。分野別では、運輸、社会的サービス、灌漑・治水・干拓を中心に 49 件、1 兆 138 億円（L/A ベース）を新規に承諾した（図 14-2）（2013 年度は 9,857 億円）。ディスバースに関しては 8,273 億円に達し、このうちプロジェクトベースの借款での実績は 7,093 億円と過去最高となった。また、ディスバース額全体でも 2014 年度は、好調だった 2013 年度実績より更に 10.4%増加し、ミャンマー「社会経済開発支援借款」（1,989 億円）の貸付があった 2012 年度を除けば、1998 年度（9,031 億円）、1991 年度（8,999 億円）に次いで過去 3 番目に高い実績となっている。
- 地域別では、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）における公約を受けた支援の拡充により、アフリカ地域への地域別シェアは 7.8%に増加した（2013 年度の同シェアは 6.2%⁶）。さらに北米・中南米地域も 7.4%と 2013 年度の 1.2%よりシェアが拡大し、円借款対象国の分散化傾向がみられる。



⁶ 2013 年度業務実績報告書

図 14-2 地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合（暫定値）

指標 14-4 円借款の迅速化

- 機構は、日本政府との間で円借款要請から借款契約調印までの標準処理期間を 9 か月と設定し、その達成状況を外務省がウェブサイト上で公表している。2014 年度も進捗状況表等を用いた円借款承諾計画の日本政府への適時の共有、個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適宜、適切な情報共有等を通じ、迅速な承諾が実現するよう取り組んだ。この結果、2014 年度承諾案件の 9 か月目標の達成率は 51.1%（47 件中 24 件）となった（表 14-1）（2007-2013 年度の平均は、48.9%）。

表 14-1 標準処理期間の達成状況

2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
42.4%	33.3%	48.4%	54.1%	54.5%（※）	40.0%	68.5%	51.1%

※東日本大震災を受け、供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると 46.8%。

- 迅速化の具体的な事例は以下のとおり。
 - **スリランカ**：日本の技術導入を前提にした「地上テレビ放送デジタル化事業」は協力準備調査段階から機構が支援し、9 月に L/A を調印した（起算点から 4 か月以内）。
 - **セクター・プロジェクト・ローンによる迅速化**：ウズベキスタンでは 11 月に「電力セクター・プロジェクト・ローン」の E/N 締結と第 1 号案件の「トゥラク
ルガン火力発電所建設事業」の L/A を調印し（起算点から 5 か月以内）、続いて第 2 号案件「電力セクター能力強化ローン」も 2015 年 1 月に L/A 調印した（起

算点から8か月以内)。セクター・プロジェクト・ローンは個別案件の実施手続きを大幅に削減できることから、残りの案件についても同枠組みの中で適宜適切なタイミングでL/Aを調印する予定。

- **ウクライナ**：経済危機に直面しているウクライナに対し、日本政府が2014年3月にG7首脳会談において支援パッケージを表明した。同パッケージの一つ「経済改革開発政策借款」について世界銀行と迅速に協調することで7月にL/Aを調印した（起算点から4か月以内）。
- **ナイジェリア**：ゲイツ財団、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）等多様な開発パートナーと連携した「ポリオ撲滅事業」は過去のパキスタンでの類似の取組を参考に5月にL/Aを調印した（起算点から6か月以内）。
- **国際開発協会（IDA）**：初のIDA向け貸付となった「IDA第17次増資のための借款」はこれまでの日本とIDAの密接な関係の下、日本政府と一体で協議を重ね、7月にL/Aを調印した（起算点から4か月以内）。

指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力を開発途上国や本邦企業にとってより魅力的となるよう様々な改善を行った。主な取組内容、結果は以下のとおり。

- **セクター・プロジェクト・ローンの本格活用**：同一セクター等の複数の個別案件に対して、一つのE/Nで包括的に円借款を供与する仕組みを検討・導入した。複数案件を並行的・連続的に取り扱うことによる事業実施の迅速化・効率化のほか、中期的に複数案件に対して円借款を供与する方針を明確化することで予見可能性を高め、借入国による事業の安定的な実施を図った。ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」（11月E/N締結（868億円））等に適用した。
- **変動金利適用案件の承諾、供与条件の改訂**：円借款の魅力を高めるため、所得階層が低所得国以上である借入国向けの変動金利制度を導入していたが、2014年度に初めて、変動金利採用案件を承諾した（パキスタン1件、ウズベキスタン1件）。また、供与条件の改訂の際に、特に所得階層の高い国々において変動金利が固定金利に比して譲許的になるよう設定するとともに、国際金融機関の供与条件や外債発行による借入国の資金調達条件と比較し競争力をもつ水準とし、もって借入国の利便性を高めた（トルコ1件（プレッジ済みなるも未承諾））。
- **PPPによるインフラ整備への円借款の活用**：開発途上国におけるPPPインフラ整備を促進すべく、①開発途上国政府・国営企業等が実施するPPPインフラ事業に対して、特別目的会社（SPC）が期待する収益性確保のため、途上国側がSPCに供与する採算補填（VGF）に対して円借款を供与するViability Gap Funding円借款、②開発途上国政府・国営企業等が実施する電力・水・交通等のPPPインフラ事業に対して、途上国の公共事業を担う特別目的会社に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するEquity Back Finance円借款、の2点について制度の詳細設計を行った。さらに、PPPインフラ信用補完スタンドバイ借款として、民間事業者とオフテイク間の長期契約に対する借入国政府による履行保証サポートや、オフテイクへの短期の流動性供給を行う制度を新たに検討・導入した。これらの制度を導入することで、PPPを活用したインフラ案件の支援メニューを包括的に整備した。
- **現地通貨建て海外投融資の導入**：海外投融資による支援が想定されるインフラ案件においては、事業収入はドル建て又は現地通貨建ての場合が大半であるが、機構による融資通貨は円のみであったため、為替リスクは借入人である民間企業等が負担していた。借入人の為替リスクを低減し、日本企業の海外でのインフラプロジェクト進出支援に向けた海外投融資の戦略的な活用のため、現地通貨建て海外投融資を導入した。現在、適用可能な案件の形成を行っている。

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

- 事業部と審査部が連携し、与信先の信用力審査を適切に実施した。難易度の高い海外投融資案件を含め、出融資判断時に事業部提案及び審査部意見書を踏まえて与信に係る意思決定を行った。

- 機構内の金融リテラシー向上に向けた研修として、プロジェクトファイナンス研修（計 2 回、延べ約 100 名参加）、財務分析研修（計 2 回、延べ約 40 名参加）を実施した。また、機構内の経済知識向上のため、マクロ経済研修（計 2 回、延べ約 50 名参加）、ファイナンシャルプログラミング・債務持続性分析研修（延べ約 20 名参加）、IMF セミナー（計 2 回、延べ約 100 名参加）を実施した。

指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

- 2014 年度は、50 件以上の外部向けセミナー及び 100 件以上の外部との面談を通じ、民間企業の有するニーズの把握、及び有望な海外投融資案件の発掘に努めた。
- 新規に 2 件 21 億円の新規案件の調印・出資に至った。具体的には以下のとおり。
 - 「中南米省エネ・再生可能エネルギー事業」では、中南米における省エネ事業や再生可能エネルギー事業を投資対象とする米国のファンドに 1,000 万ドルを出資した。本事業では、日本企業の有する耐久性及びエネルギー効率の高い技術（太陽光パネル、空調施設等）の利用がショーウィンドー効果となって、当該地域での日本の技術を活用した省エネ・再生可能エネルギーの利用拡大、ひいては気候変動対策の一層の促進につながることを期待される。
 - 「ミャンマー国ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」では、4 月に合弁事業契約（出資）を署名した。本事業は、ミャンマーのヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区において、工業団地開発・販売・運営を行うもの。ミャンマーの重要課題である製造業の振興や雇用創出を支援するとともに、成長の潜在力が高く日本企業の関心が高いミャンマーにおいて、活動拠点を整備することにより日本企業の国際展開に資するものである。また、海外投融資事業では事業実施のために設立された MJ ティラワ・デベロップメント社（Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.）に出資する一方、関連法制度整備、法制度運用、周辺インフラ整備については、技術協力、円借款、無償資金協力の ODA 各援助手法を動員するモデル的な事業となっている。
- 海外投融資におけるリスクシェアリングによる信用リスク軽減及びプロジェクトファイナンス案件の融資審査に関するノウハウ吸収を目的に、国際金融機関との連携（含む協調融資の可能性検討）を念頭に意見交換等を実施した。
- 海外投融資業務特有の審査のポイントを踏まえた技術審査体制やファンド案件管理の観点を盛り込んだ案件監理マニュアルを関係部間で整備・強化した。

指標 14-7 無償資金協力事業の実績

- 外務省の国際協力重点方針を推進するための無償資金協力事業を実施した結果、2014 年度の贈与契約（G/A）締結件数は 159 件、締結額の実績は 1,112 億円（2013 年度 1,158 億円）となった。具体的には、アジア・大洋州地域におけるインフラシステム輸出に資する事業や、ミャンマーの民主化・国民和解に資する事業、TICAD V のフォローアップとしての事業をはじめ、MDGs 達成や防災主流化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）等の分野において事業を実施した。
- 結果として、地域別では、アジア地域（51.1%）とアフリカ地域（39.3%）で全体の 9 割を占める傾向となった。また、分野別では、道路や港湾、上下水道の建設などの公共・公益事業（53.8%）を中心に、病院建設などの保健・医療分野（12.1%）、学校建設などの人的資源分野（10.9%）、灌漑施設建設などの農林水産分野（10.1%）等の分野が多かった。

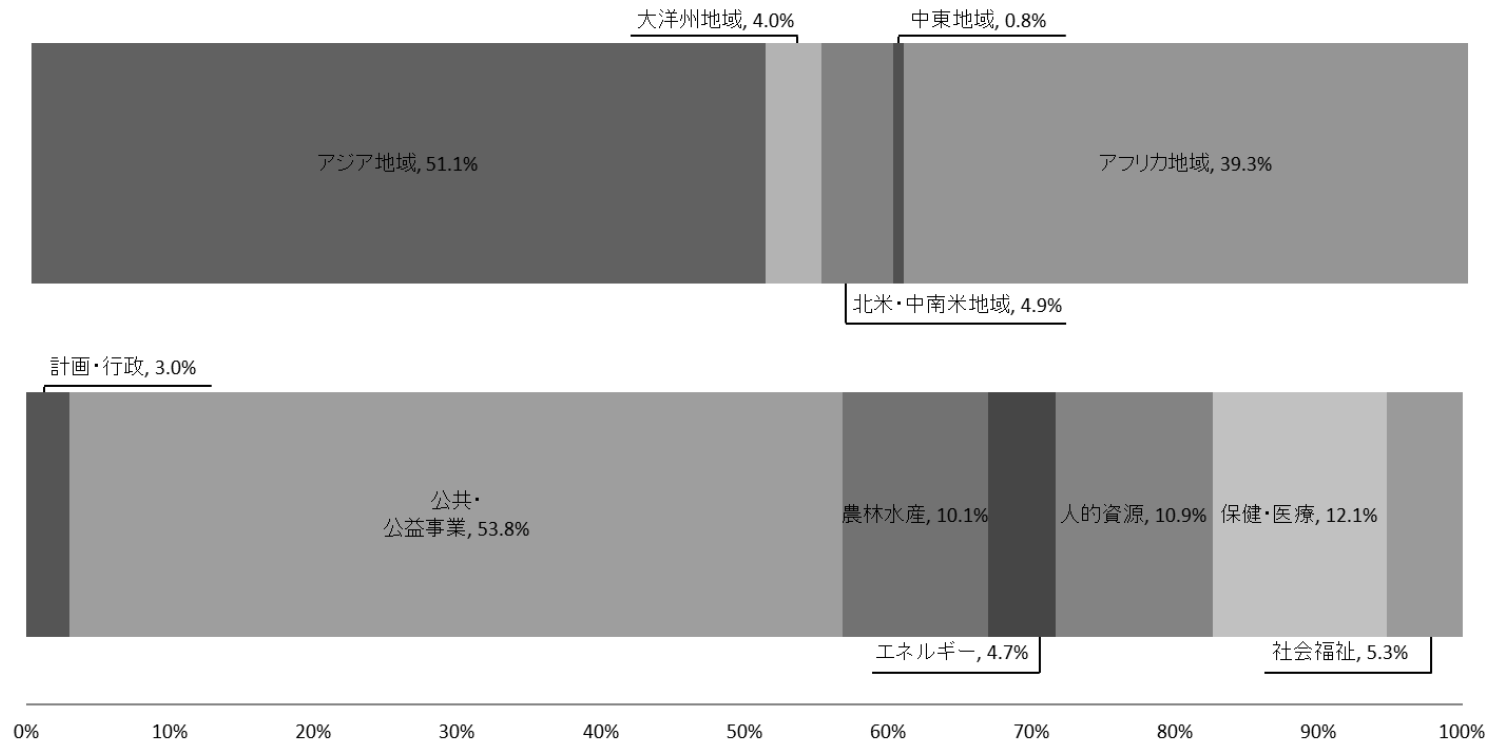


図 14-3 地域別・分野別無償資金協力事業（G/A の年度供与限度額）

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

日本政府の政策を踏まえ、開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、無償資金協力事業全般の包括的改善に向けた様々な取組を推進した。主な取組内容、結果は以下のとおり。

- **サブスキームの見直し**：2013 年度行政事業レビューにおける提言を踏まえて、無償資金協力のサブスキームが見直されたことを踏まえ、これまで以上に個々のニーズに柔軟に対応した案件形成や予算管理を行うこととした。
- **贈与契約（G/A）の整理統合**：サブスキーム見直しに伴い、これまで約 20 種類あった贈与契約（G/A）ひな形を約 5 種類に整理統合した。また、無償資金協力事業の事務の適正化・合理化の観点から、法的観点を踏まえた権利・義務関係の明確化や、横断的に適用されるべき事項の基本約定としての導入を含む G/A 雛形の更なる改善に向けた検討を行い、2015 年度からの適用を予定している。
- **予備的経費の適用拡大**：予備的経費を試行的に適用した案件を対象に 2013 年度に機構が実施した評価の結果、応札者数の増加や、落札率の低下など一定の有効性が認められたことを踏まえ、予備的経費の適用拡大に係る日本政府との調整を行い、2015 年 4 月から原則すべての施設建設案件に対して予備的経費を計上すべく制度設計を行った。これにより、企業にとってのリスク軽減、また無償資金協力案件の円滑な実施に資することが期待される。
- **維持管理を含めた無償資金協力の試行導入**：「インフラシステム輸出戦略（平成 26 年度改訂版）」において、「医療・保健機材を供与する無償資金協力において

は、供与した機材の有効活用や我が国企業の国際展開促進の観点から、維持管理サービスやスペアパーツ等も対象として供与する」とされたことを踏まえ、無償資金協力の対象範囲に、新たに保守メンテナンス契約（メーカー保証の範囲（瑕疵担保責任）に加え、定期点検、保守及び整備を含む。）を含めた運用を定め、一部の保健医療分野の事業にて試行を開始した。

- **品質確保強化への取組**：道路建設案件などの協力準備調査において、自然条件・社会経済条件に関する調査の精度をより向上させるため、調査を実施するコンサルタントに対する業務指示内容の改訂・見直しを行った。また、実施監理段階における関係者のコミュニケーションを強化し、工事品質の確保を強化するとともに、実施上の阻害要因の解消を円滑に図るため、先方実施機関・コンサルタント・施工業者及び機構による工事品質管理会議を新たに 2015 年度から導入することとした。
- **不正腐敗防止、安全対策強化**：不正腐敗防止を強化する観点から、無償資金協力調達ガイドラインに基づいてコンプライアンスを遵守する旨の宣誓書の提出をコンサルタント及び施工業者に求めることとした。また、工事中の安全対策強化の観点から、安全管理プラン及び安全施工プランの作成を新たに施工業者に求めることとした。
- **自治体の知見の活用**：地方自治体の技術・ノウハウを直接的に無償資金協力事業に反映できるようにするため、無償資金協力事業の発掘・形成、協力準備調査、無償資金協力の本体事業に、地方自治体が参画できる枠組みを構築した。具体的な事例としては、ベトナム「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」では、北九州市が国内特許を有する技術（上向流式生物接触ろ過法（U-BCF））を、ハイフォン市最大規模の浄水場に適用する無償資金協力事業を北九州市とともに形成した。
- **PPP によるインフラ整備への無償資金協力の活用**：開発途上国における PPP によるインフラ整備を促進すべく、施設建設から運営・維持管理を含めて民間企業が実施する公益事業に関連した施設・機材を対象とした無償資金協力の運用方法を検討した。
- **無償資金協力開発課題別の標準指標例**：事業の PDCA サイクルを強化するために作成された「無償資金協力開発課題別の標準指標例」について、指標 19-2 参照。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も 3 スキームの革新的な活用を通じ、対象国・対象地域がそれぞれ有する課題解決につながるような、きめの細かい案件を形成・実施するだけでなく、事業の効果向上をさらに目指すことが期待される。また、技術協力を通じて得られた知見や教訓を政策対話、制度構築に生かす取組、開発パートナーとの協調においても主導的な役割を一層発揮することを期待する。ただし、円借款の迅速化に当たっては、案件の質の維持にも配慮することが必要。加えて、民間企業との連携の具体的な成果や、外貨返済型円借款の更なる活用について期待したい。

<対応>

開発課題の解決につながるような 3 援手法の革新的活用の主な取組として、技術協力については JICA 共同政策研究の開始、有償資金協力についてはセクター・プロジェクト・ローンの本格活用や現地通貨建て海外投融資の導入、無償資金協力については予備的経費の適用拡大や地方自治体と連携した案件形成・計画策定の仕組みの導入等を実施した。技術協力で得られた知見や教訓を政策対話にいかした取組としては、技術協力プロジェクトを通じインドネシアの PPP 事業形成を制度構築・人材育成の観点から支援した例が挙げられる。また、防災やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関しては、技術協力で得られた知見や教訓を、開発パートナーとの協調における主動的な役割の発揮にいかした（指標 6-3 参照）。円借款の迅速化（要請から借款契約調印までの標準処理期間の迅速化）と案件の質の確保の両立のため、要請前の段階において候補案件の質を高める努力が必要であり、今後数年間の支援計画を反映した事業計画作業用ペーパーを基に、計画的

な協力準備調査を適切なタイミングで実施した。民間企業との連携の具体的成果については、ミャンマー国ティラワ経済特別区（Special Economic Zone：SEZ）開発事業に対する支援が挙げられる（その他実績については、項目 No. 2、8、9 等参照）。外貨返済型円借款の活用については、制度導入と併せて策定した Conversion Guideline 等も活用しつつ、途上国側に働きかけた結果、複数の円借款案件で適用された（例：ナイジェリア「ポリオ撲滅事業」、エルサルバドル「サンミゲル市バイパス建設事業」、パラグアイ「東部輸出回廊整備事業」）。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：

技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業について、開発効果の向上及び日本政府の政策への機動的対応に向けて、優良な案件を形成、実施した。総合的な開発計画作成や基準・制度構築等の上流からの支援、無償資金協力や円借款による事業の展開に即して人材育成や本邦技術を組み合わせた協力を行った。各事業について、以下の新たな取組、制度改善を行った。

技術協力については、開発途上国の新たな政策課題に対応するため大学・研究機関との共同研究事業を立ち上げるとともに、日本政府の政策に基づき DAC リスト卒業国や卒業移行国との協力を強化するため、コストシェア技術協力の本格実施に向けた制度設計を完了した。課題別研修についても、分野課題検討会等により、協力プログラムや日本政府の政策に沿ったコースを立ち上げる一方で、既存コースの見直しにより、コース総数を 1 割削減した。また、帰国研修員同窓会の活性化に取り組んだ。

有償資金協力については、日本政府の政策に基づき、迅速化や借入国の予見性向上のためのセクター・プロジェクト・ローンの本格活用、PPP によるインフラ整備に円借款を活用するための包括的な支援メニューの整備、借入人の為替リスクを低減するための現地通貨建て海外投融資の導入等の制度改善を行った。海外投融資についても、気候変動対策としても重要な中南米省エネ・再生可能エネルギー事業、官民連携の象徴的事業であるミャンマーのティラワ経済特別区開発事業という、モデル性のある二つの事業への出資を実現した。

無償資金協力については、案件の形成・計画段階に地方自治体が参画する仕組みを導入し、受注企業のリスク軽減に資する予備的経費の適用を拡大した。また、「インフラシステム輸出戦略（平成 26 年度改訂版）」を踏まえて、保健医療分野で維持管理サービスを含めた案件を試行導入するとともに、2013 年度行政事業レビューの提言を反映してサブスキームの見直しを行った。一方で、実施監理段階における関係者のコミュニケーション強化策の決定等、工事の品質確保に向けた取組も着実に進めた。

以上を踏まえ、機構の中核的事業スキームである技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業において、日本政府の政策や行政事業レビュー等の指摘を踏まえつつ、機構の能動的な創意工夫により多様な制度改善や新手法の導入に取り組んだことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

- ・ 技術協力においては、業務改善推進委員会での取組に基づくプログラムの強化や業務軽量化等の定着をさらに図るとともに新たな制度改善にも注力する。有償資金協力においては、STEP 及びその詳細設計等に係る制度改善や迅速化の取組を進める。無償資金協力においては、一層の事務の適正化・合理化のため、贈与契約の雛形を改善し適用するなどの改善を図る。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

技術協力においては、「日本再興戦略」、「インフラシステム輸出戦略」、「開発協力大綱」等の政策を踏まえ、無償資金協力や円借款による施設・機材整備等に技術協力による人材育成や本邦技術を組み合わせた事業を展開した。また、開発途上国が直面する新たな政策課題への対応を強化するため、開発途上国及び日本の大学・研究機関との共同研究事業が開始されたほか、DAC リスト卒業国との協力を強化するためのコストシェア技術協力の制度設計の完了等の成果があった。研修事業の戦略的強化として、要請の多いコースへの集約化、課題 5 部を中心とした重点政策及び協力プログラムに沿った改廃を行い、より柔軟に研修事業を活用できる体制を整えたことは評価に値する。

有償資金協力については、円借款の迅速化に引き続き取り組み、47 件中 24 件（51.1%）において借款契約までに要した時間を 9 ヶ月以内とし、2007 年から 2013 年度の平均 48.9%を上回る水準を達成した。また、新手法の導入及び制度改善を進め、事業実施の迅速化・効率化及び予見性の向上に繋がるセクター・プロジェクト・ローンを検討・導入し、ウズベキスタンの案件に適用した。また、パキスタンとウズベキスタンでは変動金利採用案件を承諾した。海外投融資事業では、新たな現地通貨建て制度の導入に向けた調整を進めたほか、有望な案件発掘に努めたところ、中南米の省エネ・再生可能エネルギー事業、ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業という 2 件の重要案件へ調印・出資に至った。

無償資金協力においても、2013 年度行政事業レビューにおける提言を踏まえて無償資金協力サブスキームが見直されたことに伴い、約 20 種類あった贈与契約ひな形を 5 種類に整理統合し、事務の合理化を図った。さらに、試行実施の分析を行い、2015 年度から原則全ての案件に予備的経費が適用されるよう制度設計を行ったことは優れた成果である。

以上により、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

今後も 3 スキームの制度改善を適切に行い、我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ等を踏まえ、外交的効果の高い案件の形成・実施とともに各スキームの戦略的かつ有機的な連携に取り組むことを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

- ・技術協力に関しては、案件終了後も相手国内で効果が継続するよう相手国の政策・制度構築にも関与することが重要である。
- ・コストシェア技術協力は、中進国や DAC リスト以外の国々への支援、また外部資源の動員という意味でも、非常に重要と考える。今後、機構が強みをもつ分野において、外部機関（例えば、ドイツ財団や国際機関）からの事業受託を検討してはどうか。
- ・第三国研修を含めた研修事業は、日本のブランド力、ナレッジマネジメントとの関係も念頭において、戦略的強化に引き続き取り組んでほしい。また、同事業は、国内拠点における民間連携のエントリーポイントとしても重要である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 15	災害援助等協力		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針 日・ASEAN 防災協力強化パッケージ	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
緊急援助隊派遣件数			0	8	5			予算額（千円）			(注)		
緊急援助物資供与件数			17	16	23			決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数	6	7	7		

(注) 項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。
中期計画 (第一段落は、中期目標と同内容のため省略) 具体的には、 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。

- 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。
- 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。

年度計画

- 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせ適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。
- 医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の具体的な整備を行う。また、医療情報分析及び発信を効率化・迅速化するために、電子カルテの導入に向けた準備を行う。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの再認定を受ける準備を行い、同プロセスを通じて派遣体制及び各研修・訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションにおいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。
- 平時には搜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援策を検討する。

主な評価指標

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

3-2. 主要な業務実績

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. 国際緊急援助の実績

- 国際緊急援助隊派遣：**2014年度は、4件の災害に対し5件の緊急援助隊派遣を行った（2013年度は災害2件、派遣8件）。内訳は、西アフリカにおけるエボラ出血熱対応2件（専門家チーム1件、専門家チーム・自衛隊部隊合同1件）、モルディブ水産施設火災対応のための専門家チーム1件、インドネシアにおける航空機消息不明事案対応のための専門家チーム・自衛隊部隊合同1件、バヌアツのサイクロン被害対応のための医療チーム1件であった。自然災害に加え、派遣実績の少ない感染症、航空機墜落・行方不明といった人災等、例年に比べ幅広い災害に対応した。また、国際緊急援助隊の専門家チームと自衛隊部隊の連携が進み、合同派遣を2件行った。本隊派遣前の調査段階での合同チーム派遣を行うなど初動からの協力を進めつつ、日本の総合力をいかした効果的な援助活動を実施することができた。
- 緊急援助物資供与：**計23件の供与を行った（2013年度は16件）。うち7件を西アフリカのエボラ出血熱に対する物資供与（下記2.参照）が占め、大量の個人防護具の輸送など特殊且つ複雑な物資供与にも適切に対応した。このほか、近年発生頻度が高くなる傾向にある洪水やサイクロン等の風水害に加え、火山噴火（カーボヴェルデ）、地滑り（アフガニスタン）など、多様な災害被害に対し物資を供与した。地域別では、アジア4件、大洋州2件、アフリカ11件、東欧4件、中南米2件と、ほぼ世界全域の災害に対応した。

2. エボラ出血熱への対応

(1) 物資供与

- 世界保健機関（WHO）による「国際的な公衆衛生上の緊急事態」宣言（8月）の後、9月にかけて、ニーズはあるも国際社会より見過ごされがちなテント、毛布、プラスチックシート等の緊急援助物資 8,900 万円相当を感染拡大国に供与した（シエラレオネ（2,900 万円相当）、リベリア（3,000 万円相当）、ギニア（3,000 万円相当））。
- 感染国における医療従事者の医療活動等に必要不可欠な个人防护具について、東京都より提供された 72 万セットのリベリア、シエラレオネ、ギニア、マリへの供与に貢献した。機構単独での活動が難しい状況の下、感染国での確実な輸送や現地配布のため、WHO、国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER: UN Mission for Ebola Emergency Response）、自衛隊、外務省の緊急無償資金協力事業との連携により供与を実現した。具体的な支援実績は以下のとおり。
 - 10月、WHOを通じ現地医療機関へ配布すべく、先行して2万セットをリベリア、シエラレオネに民間機にて輸送した。
 - 12月には、更に2万セットをUNMEERを通じて感染拡大国に供与すべく、自衛隊機により、国際社会による支援の拠点でありUNMEER本部が設けられているアクラ（ガーナ）に輸送した。なお、これに先行して外務省、防衛省とともに国際緊急援助隊をアクラに派遣し、輸送される个人防护具の受入調整等を行うとともに、WHO、UNMEER、WFP等の国際機関、米国、英国等の二国間機関と意見交換を行い、国際社会における日本の支援を印象付けるよう努めた。
 - 残る68万セットは、12月中にドバイに民間機で輸送し、WHO指定のWFP所管倉庫への引き渡しを完了した。ドバイから感染国への輸送については、WHOが外務省の緊急無償資金協力を活用して2015年5月に終了済みであり、感染国到着済の个人防护具は、WHOと協力しつつ病院等への配布が進められている。
 - その他、定期的な世界銀行や国連などとの電話会議においても資金面以外の貢献の可視化など、実務的な提言等を含めて発信した。

(2) 人的支援

- WHO の地球規模感染症対応ネットワーク（GOARN）や WHO 西太平洋事務局のエボラ支援フレームワーク（WEST）に登録された疫学等専門家を、国際緊急援助隊専門家としてリベリア、シエラレオネに派遣した（2015 年 5 月時点で 16 名。派遣期間は 1-3 か月）。これら専門家は、WHO のミッションに参加する形で疫学調査、感染経路追跡、感染防止指導などに従事し、エボラ出血熱収束に向け貢献している。また、労働安全衛生専門家の活動は医療従事者の感染を防ぐ上で大きく貢献し、現地で支援に当たる国際社会人員の高い評価を得た。

(3) シームレスな支援策実施への取組

- 西アフリカのエボラ出血熱対応では、長期にわたる短期専門家派遣の継続が見込まれたため、専門家と本邦関係者等をつなぐメーリングリストを立ち上げた結果、専門家の活動や安全管理に関する情報の把握や専門家同士の情報共有が促進された。
- 収集した情報は、機構内に設置したエボラ出血熱対策本部にて随時更新・共有を行い、各事業部における既存案件を通じた流行国の周辺国におけるエボラ出血熱流行への速やかな準備体制の強化に向けたシームレスな支援実施の実現に貢献した（指標 1-1、指標 5-1 参照）。

3. バヌアツのサイクロン被害への対応

第3回国連防災世界会議開催中の2015年3月13日の夜、大型のサイクロン・パムがバヌアツの首都ポートビラ付近を通過し、人口約25万人のうち約17万人が被災する大災害となった。機構は、3月17日、医療チーム（計14名）を派遣し、ポートビラの中央病院での病棟回診、手術指導・補助、看護支援、薬品の調剤等の活動を実

施した。また、大小83もの島々から成る小島嶼国という特性に鑑み、離島部に配慮した支援を行い、北部の離島ペンテコスト島で、保健所計9か所、小学校1か所の巡回診療を実施した。瓦礫処理作業が主な原因とみられる筋骨格系、呼吸器系、消化器系疾患患者の診療等の医療活動を行った。ポートビラ、ペンテコスト島を合わせた診療患者数は、計833名（うち巡回診療は244名）に上った。さらに、医療チーム派遣と並行し、テント、スリーピングパッド等2,000万円相当の物資供与も実施した。具体的な支援実績は以下のとおり。

- 機構は、3月11日に大型サイクロン情報を入手し、その後継続的にモニタリングすると共に、同日に発出された国連人道問題調整事務所（OCHA:Office for Coordination of Humanitarian Affairs）のアラートを受け、3月14日より国連災害評価調整（UNDAC:United Nations Disaster Assessment and Coordination）チームに、国際緊急援助隊事務局関係者を派遣した。さらに、3月16日に外務省、医師、看護師、機構職員からなる6名の調査チームを派遣し、事前の情報収集を迅速に実施した（調査チームは、その後3月17日より派遣された医療チームに振り替えた）。国内輸送手段が限定的な小島嶼国という特性に加え、これら事前の現地情報を勘案し、機動性及び被災者の医療アクセスを考慮した少人数での巡回診療の展開を前提に、柔軟に派遣規模を決定した。また、現地での巡回診療については、2013年フィリピン台風被害への支援における巡回診療の教訓を活かし、現地ニーズを反映しつつ、効果的に活動を展開することが出来た。
- 今次災害への二国間支援では、オーストラリア、ニュージーランド、フランス以外で、日本はアジア諸国の中でいち早く活動を展開し、第7回太平洋・島サミットでの総理とジョー・ナトゥマン首相の会談の場で、日本政府の支援に対し謝意が表明された。なお、日本は巡回診療機材を有し機動的な展開を行えるチームであったこともあり、首都における病院支援での調剤等や、ペンテコスト島からポートビラまでの日本チームの人員輸送に際し、大規模な活動を展開したオーストラリアより支援を得た。
- また、フィリピンヨランダ台風災害支援時の教訓の教訓を基に、緊急援助隊受け入れ業務及び物資供与対応のための応援要員を緊急援助隊業務調整員として機構から派遣したことにより、支所の負担軽減だけでなく、今後の早期復興への円滑な案件形成にも資するものとなった。さらに、同じくフィリピン派遣の教訓をもとに、報道担当を専任で派遣し、現地からの発信強化に向け、報道対応を効果的に行った。

4. 迅速な情報収集、情報共有

- UNDAC チームへの参加や独自の事前調査を通じ、緊急援助隊の派遣にはつながらなかった案件（フィリピン台風ハグピート、バングラデシュの油流出事故等）も含め、国際緊急援助隊派遣に備えた迅速な情報収集を行った。バヌアツのサイクロン被害への対応では、現地情報が交錯する中、UNDAC チームに参加した機構の要員からの情報も参考にチーム構成を決定し、現地事情に即した効果的な援助活動につながった。
- 災害への迅速かつ能動的な対応のため、Relief Web 等の国際的な災害情報サイトや被災国の報道機関等による最新情報の整理、特に注意を要する災害に関する情報シートの作成を行い、役員・関係部署への報告や海外拠点との情報交換等に積極的に活用した。

5. 広報活動

- **バヌアツのサイクロン被害支援に関する広報：**専任の報道担当を緊急援助隊員として派遣し、現地の被害状況やニーズ、緊急援助隊の活動や成果について、メディア関係者や一般市民等、様々な方々の関心に応えられるような情報発信に努めた。報道メディア向けには、タイムリーなプレスリリース（日本語8回、英文5回）の発信を行う他、現地での日々の活動内容に関する詳細情報や記録素材（写真・動画）を提供した。その結果、出発時の結団式から現地活動中、物資の引き渡し式や帰国時の解団式に至る、様々なシーンで取材を受け（延べ17社）、「国際緊急援助隊」や「JICA」に言及した報道は110件を超えた。
- **阪神・淡路大震災20周年、第3回国連防災世界会議の機会を捉えた発信：**兵庫県主催の阪神・淡路大震災20周年追悼イベント、第3回国連防災世界会議（仙台市）の屋外展示イベントでは、緊急援助隊派遣時のテントを設置し機材・パネル展示、ビデオ上映を行った。また、アジア太平洋災害医学会（APCDM）、日本

集団災害医学会でも広報用ブースを設け、リーフレット配布やビデオ上映等を行った。国連防災世界会議におけるパブリックフォーラムや APCDM では、国際緊急援助隊事務局の関係者が登壇し、プレゼンテーションを行った。

- **市民向け広報：**機構の国内拠点が企画する市民向けイベントにおいて、国際緊急援助隊に関するパネルや資機材の展示を行った。例えば、JICA 地球ひろばで開催した夏休み子どもイベント「それいけ！国際緊急援助隊」には、国際緊急援助隊事務局員が講師となって説明を行った。他方、兵庫県広域防災センターでの救助チームの訓練（地震で倒壊した建物に閉じ込められた被災者の救出）を一般公開により行った。
- **広報ツールの改善：**国際緊急援助ウェブサイトのアピール度向上のため、機構ウェブサイトトップページからの直接リンクやデザイン刷新等を行った。また、広報用リーフレット（日本語、英語）を改訂した。

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

1. 救助チームの「ヘビー級」再認定に向けた取組

- **「ヘビー級」の再認定：**救助チームは、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG:International Search and Rescue Advisory group）による国際的な認定の再認定を受検し、最高分類のヘビー級と再認定された。ヘビー級のチームは、二つの災害現場において同時に 24 時間 10 日間連続の搜索救助活動が継続できる能力の高いチームとされており、今回の認定では、実際の災害派遣に即した連続 40 時間を超える演習をはじめ、130 以上にわたる項目について、海外 5 カ国 6 名の評価員による評価を受けた。特に、他国の救助チームへの模範例として、複数の省庁から構成される隊員を短時間かつ迅速に動員できるシステム、包括的情報を網羅した派遣前ブリーフィングの実施、医療テント内を清潔度により区分した運営手法、救助された被災者のための医療設備の適切な設置等について、他国救助チームへの模範となる優れた取組であるとの高い評価を得た。
- **再認定に向けた貢献：**今回の受検に当たり、機構のほか、外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、機構に登録された医療関係者及び構造評価専門家から選ばれた 70 名による救助チームが構成された。機構は救助チームの構成員（副団長及び業務調整員）であること、派遣時のロジスティック機能を担うこと、INSARAG のフォーカルポイントであること、国際緊急援助隊に関する研修・訓練の実施者であることから、受検に際し以下の業務を行った。
 - 再認定に使用される最新の INSARAG のチェックリストとチームの現況を比較し、またオーストラリアよりメンターを招き、改善すべき課題を特定した。
 - これら課題について、必要に応じ関係省庁と調整し、改善を行った。例えば、隊員が必要な予防接種や隊員の訓練記録の統一などを提案し、実現した。また、機構内でも、派遣プロセスの再精査、資機材の輸送管理体制の見直し、必要書類の再整理等を行った。
 - 研修・訓練についても、チェックリストに照らして見直した。例えば、安全管理や異文化理解等の教材を作成し講義を実施したり、新たな実技項目を導入し指導員・隊員に普及したりするなどの改善を図った。
- **今後の課題：**評定の際、評価員からは以下のような指摘を受けており、今後改善を図る。
 - 活動拠点の安全管理計画の改善
 - 活動拠点における安全テープ設置による外部との境界の明確化
 - 現地活動調整センター及び現地受入れ・出発センター間の情報共有の強化
 - 救助チームの安全を最大限確保するための構造物安定化技術訓練の強化

2. 国際緊急援助隊の迅速かつ的確な派遣のための平時の取組

- **羽田空港活用の検討**：従来、緊急援助隊のチャーター便派遣は成田空港出発を前提としており、空港利用時間の制限から深夜の出発が困難であったが、関係省庁、航空会社、資機材管理委託先等と協議を重ね、羽田空港も利用できるような態勢を整備した。これにより、発災や派遣決定のタイミングにより出発が深夜となった場合でも、迅速に派遣できるようになった。
- **救助チーム携行資機材のパレタイズ**：従来は、携行資機材を種類ごとに倉庫に備蓄し、派遣の際に必要な機材を出庫指示し、航空輸送に向けパレットに搭載していた。迅速かつ効率的な出庫を行う観点からこれを見直し、大部分の資機材をパレットにあらかじめ載せた状態で倉庫に保管することとした。これにより、救助チームの資機材出庫に要する標準的な時間を従来の約3時間から約30分に大幅に短縮した。
- **派遣シミュレーション**：国際緊急援助隊事務局では、緊急援助隊の派遣に備えて、架空の災害を想定し、標準手順書に基づく局内シミュレーション形式の実習を実施している。2014年度は、フィリピン台風災害支援（2013年11月）の教訓（現地からの報告時間の定時化、報告書様式の定型化、現地派遣チームの携帯電話番号表の作成等）を標準手順書に反映した上で、5月に実施した。バヌアツにおけるサイクロン被害（2015年3月）の際も、これら教訓を反映させた支援を行うとともに、従来から小規模の海外拠点で課題となっていた災害発生時の緊急援助業務や報道業務の人員補強のため、本部から支援要員を派遣した。

3. 医療チームの研修及び機能拡充

- **電子カルテの開発**：隊員の紙カルテ管理負荷の軽減並びに症状・疾病別データの的確な集計及び相手国政府・国際社会への迅速な共有を目的として、医療チーム派遣時に活用する電子カルテの開発を進めた。医療チーム登録者を中心とした電子カルテ課題検討会メンバー、機構、民間開発業者の緊密な協議の下、開発を行い、2015年3月に成果品が納入された。これにより、外来診療時の受付から診療、薬剤処方に至るまでの一連の流れが、隊員に配布されたモバイル端末を経て診療テント内に設置された簡易サーバに集積され、簡易操作で集計データを作成することが可能となった。2015年度の医療チーム登録者向けの研修により、その利用方法を周知するとともに、業者との保守契約の下で必要な修正を行い、最終化する予定である。
- **手術機能の整備**：手術に必要な追加機材の調達、実際の機材を設置する機材展開訓練を経て、10月の中級者向けの研修において手術機材を活用した模擬訓練を行った。今後は、機材展開訓練を継続して機材配置や活用方法を改良しつつ、災害時にニーズがある場合には、手術機能を備えた医療チームの派遣を行うことを想定している。
- **緊急援助隊によるパブリックヘルス支援の検討**：東日本大震災での経験やフィリピンヨランダ台風災害支援時の教訓として、災害時の保健医療システムの損壊のために感染症制御や慢性疾患管理等のニーズが高まることが確認されている。このため、パブリックヘルス分野での緊急援助隊の展開の可能性を検討すべく、医療チーム登録者及び国際緊急援助隊事務局から成る検討会を設置した（4月）。緊急援助隊が緊急対応期の医療ニーズのみならずパブリックヘルスへの支援も実施できるか否かの可能性、支援範囲の特定、保健医療システムの回復へ向けた復興支援へのつなぎ方等を検討する（2015年度末報告予定）。
- **研修の実施**：医療チーム登録希望者に対する導入研修（年2回）、既登録者向け中級研修（年3回）、研修検討会メンバーを対象としたリーダー研修（年1回）、手術機能等機材の展開を習得するための機材展開訓練（年1回）を実施した（2013年度導入研修1回、中級研修3回、リーダー研修1回、機材展開訓練1回）。

4. 支援物資の備蓄体制の最適化

- **備蓄体制の見直し**：国際的な輸送環境の変化に対応し、現行の直営倉庫（シンガポール、マイアミ、フランクフルト）のうち、主にアフリカ・中東・欧州向け物資のためのフランクフルト倉庫を閉鎖し、ドバイ倉庫を新設した（9月）。フランクフルト倉庫からの供与では、ドバイを経由して輸送を行うケースが増えてきたため、輸送に係るコストの低減や時間の短縮の効果を期待できる（2014年度は、ドバイ倉庫よりマダガスカル、アルバニアに対する物資供与計2件を実施）。他方、各倉庫への物資補充について、各倉庫所管地域の海外拠点による契約から、本部による一括契約での補充に切り替え（マイアミのみ2015年度に切替予定）、

一元的な管理や組織全体での業務効率化を図った。さらに、大洋州の島嶼国は、航空輸送の便数が少なく使用機材も小さいことから、物資供与を行う際に輸送手段の確保が大きな課題となっている。このため、あらかじめ物資を現地に備蓄する体制の検討を開始した。

- **備蓄物資の見直し**：過去の物資供与における経験、実績を踏まえて備蓄物資を見直し、真空圧縮型毛布や軽量小型テントを追加する一方で、ニーズの少ない発電機や簡易水槽を除外した。これにより、輸送コストの節約（輸送費単価当たりの輸送量の増加）及び備蓄の効率化を図った。
- **WFP 物資相互融通制度の活用**：直営倉庫と併せ、引き続き WFP が管理・運営する国連人道支援物資備蓄庫での備蓄・供与も併用し、2014 年度は 23 件中 7 件で利用した。ただし、上述の直営倉庫体制変更に合わせて、ドバイ等での備蓄は直営倉庫に集中させ、物資が足りない場合に融通を受ける方法（「シェアド・ストック」）を採用し、効率化を図っている。

5. 途上国の人材育成、災害対応能力向上に対する災害援助の知見等の活用

- 機構は、日本政府が日・ASEAN 特別首脳会議（2013 年）に表明した「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」を受けて、ASEAN 災害医療ネットワークの構築に向けた協力事業を準備している（指標 3-1 参照）。緊急援助における災害医療の知見をいかすため、国際緊急援助隊医療チームの登録者や国際緊急援助隊事務局も、下記のとおり積極的に貢献している。
 - 機構の要請により、国際緊急援助隊医療チーム登録者である医師、看護師が支援委員会に委員として参加している。また、国際緊急援助隊事務局も支援委員会に参加し、支援案件の全体計画の企画、実施に関し、国際場裏の既存枠組みとの調和の必要性について提言を行った。
 - 支援プログラム立上げのために機構とタイ国家救急医療機関が共催した ASEAN 災害医療ワークショップ（4 月）には、国際緊急援助隊事務局が準備段階から協力した。同ワークショップでは、ASEAN 各国の災害・救急医療に係る知見及び国際・地域機関の動向が参加者間で共有され、地域及び各国が取り組むべき災害・救急医療能力について意見交換が行われた。
 - 具体的な案件を立ち上げるため機構が開始した基礎情報集調査（10 月開始）には、国際緊急援助隊事務局の事務局員等が現地調査に参加し、ASEAN 加盟国の救急・災害医療の現状を把握するとともに、支援全体の枠組みに関して、各国のレベル格差を踏まえた能力向上の必要性について提言を行った。
 - 2015 年 3 月の国連防災世界会議における災害医療に関するサイドイベント（東北大学主催）では、支援対象国の各国カウンターパートを招くとともに、国際緊急援助隊事務局も災害援助体制の標準化に関する報告を行った。
- 加えて、救助チームの INSARAG 外部評価の受検（上記 1. 参照）に際し、今後受検を目指す国に対して受検のプロセスを紹介するためにアジアを中心にオブザーバーを募集し、5 か国から 11 名が参加した。派遣シミュレーション体験や日本の事例を基にした受検に必要な事項の紹介の機会を提供した。

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. エボラ出血熱対応における連携の実績：（指標 15-1 の 2. 参照）

2. 国際連携枠組みへの参加

- **OCHA との連携強化**：OCHA との間で、より効果的な災害支援を行うことを目的とし、7 月に業務連携協定を締結した。これに併せ、OCHA のトップである人道問題担当国連事務次長と機構理事長をスピーカーとするシンポジウム「開発援助と人道支援の連携による新たな可能性」を機構研究所にて開催し、在外公館や国際機関の駐日代表を含む約 100 名が参加した。シンポジウムの結果を踏まえ、OCHA との間で今後の連携具現化に関するアクションプランの作成に着手した。

- **INSARAG の活動への貢献:** INSARAG ガイドラインの全面改訂及び訓練内容検討のためのワーキンググループに参加要請があり、人道原則の遵守、ジェンダー配慮、実践的な訓練手法に関する提言等により作業に貢献した。また、各国の INSARAG 外部評価の評価員として 3 名を派遣した（2013 年度 4 名）。うち 1 件は、他国の評価員に欠員が生じ実施が危ぶまれたウクライナの外部評価に緊急対応した。
- **UNDAC の活動への貢献:** 2 件の災害（バングラデシュにおける油流出被害、バヌアツにおけるサイクロン被害）に対し、OCHA の招集に応じ、UNDAC に登録している国際緊急援助隊事務局関係者を各 1 名派遣し、被害状況調査を実施した。また、新たに国際緊急援助隊事務局から 1 名が UNDAC の研修に参加し、新規登録者となった。さらに、アジアでの UNDAC 登録者向け研修を 2015 年に日本で開催することに OCHA が合意し、受入準備を開始した。
- **国際社会の動向に関する情報収集:** WHO が主導する海外医療チームの能力別標準化や事前登録制度については、WHO がドナーや NGO を招いて開催したワーキンググループ会合（ジュネーブ）に参加し、情報収集を行った。また、東アジアサミット災害支援対応能力向上ワークショップ（5 月）では、東アジア地域における海外救援チーム派遣制度の手順標準化の進捗に関する情報を収集するとともに、日本の災害医療支援の知見を発信した。なお、同ワークショップでは救援のみならず受援の枠組みも議論されたため、日本国内の災害に対する体制整備に資するべく、収集した情報を関連省庁（内閣府、外務省、厚生労働省）にも説明した。
- **その他の情報収集:** USAID とは災害への備えや災害対応の強化のための連携や調整について意見交換を実施した。また、USAID が沖縄の米軍基地で実施した人道支援に関する USAID と米軍の共同訓練に参加し、米国が政府全体で行う人道支援、民軍連携の取組についての情報を得た。加えて、日本、米国、インドによる合同机上演習に参加するなど、複数国による効果的な支援調整が求められる大規模災害の対応に関する情報交換を積極的に行った。また、ASEAN 地域フォーラムの枠組みでマレーシアにて行われる合同演習（2015 年 5 月予定）参加に向けた準備を行った。その他、米国の NGO である PEACE WINDS AMERICA のワークショップに参加し、フィリピン台風ヨランダの災害対応支援について、特に人道支援における民軍連携のあり方について意見交換を行った。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

今後とも 2010 年に取得した国際搜索救助諮問グループの外部評価の「ヘビー級」の再評価取得、緊急援助隊登録要員の日頃の研修・訓練や現地での安全対策（事前研修を含む）の強化、若手要員の育成、NGO 等との連携、体制の整備、国民の理解向上等を通じ、災害援助とその中長期的復興への活用について引き続き積極的な活動に期待する。

<対応>

指標 15-2 に記載の各種の取組により、ヘビー級の再認定を得た。安全対策については、従来から外務省の海外渡航情報等を基に適切な対策を講じているが、救助チームには登録隊員に対し国連の安全対策基準に準じた内容を周知した。若手要員の育成については新規登録者に対する導入研修、機構内公募による業務調整員登録や UNDAC 研修への人材派遣を行った。NGO 等との連携については、派遣現場での安全情報、支援ニーズに係る情報交換、エボラ出血熱支援における現地活動 NGO（国境なき医師団）からの情報収集、連携協議を実施した。国民の理解向上については、従来のウェブサイトでの積極的な発信や市民向けイベントの開催に加え、バヌアツのサイクロン被害支援に関しては、報道担当を専任で緊急援助隊員として派遣し数多くの報道実績につなげた。国際緊急援助隊ウェブサイトの刷新や広報イベント等を実施した。災害援助とその中長期的復興への活用への対応としては、緊急援助の段階から中長期の復興に向けた支援策を検討するためバヌアツのサイクロン被害への緊急援助隊に地域部職員を加えたこと、パブリックヘルスを緊急援助段階から復興支援段階につなぐ枠組みの検討に着手したこと、緊急援助の知見をいかして ASEAN 災害医療ネットワーク構築支援のための技術協力を準備していることが挙げられる。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：

2014 年度の成果として、救助チームが INSARAG の最上位（ヘビー級）に再認定されたことへの貢献が挙げられる。緊急援助における国際的な連携・調整の枠組みにおいては、最高分類であるヘビー級を取得した救助チームに重要度・難易度の高い救助現場が割り当てられるため、今回の再認定は、今後 5 年間の救助活動の基礎となるものである。常設の緊急援助チームを有し毎回同じチームが評価を受ける他国とは異なり、日本は災害のたびに関係省庁が隊員を選抜して救助チームを組成する体制をとっており、今回の評価のために新たに 4 省庁、外部専門家、機構の 70 名から成るチームが組成された。機構は、救助チームにおいて副団長派遣、ロジスティックス、研修・訓練等の重要な役割を担っていることから、資機材の保管や輸送体制の見直し、連携を担い得る業務調整員の育成等の内部体制整備を実施するとともに、受検の 3 年前から、INSARAG の基準に照らした課題の把握や専門的助言を得るための海外専門家の招へい等の準備を行ってきた。受検に向けて、救助チームの体制や研修訓練の企画・運営に関する改善策を提案し、体制が異なる関係省庁間と意見調整した上で実行に移すとともに、INSARAG 事務局や評価員チームとの連絡・調整、説明資料準備などを行い、受検当日も、副団長及び業務調整員等の救助チームの主要構成員（8 名）としての役割を果たした。

他方、過去に例のない新たな種類の災害の発生に対しても、創意工夫をしながら取り組んだ。エボラ出血熱への対応は、感染症の流行が急激かつ長期にわたり収束せず、機構単独では感染流行地域への直接の支援が困難であったが、WHO、UNMEER、自衛隊、外務省、東京都との連携等を通じ、長期間にわたる支援を展開した。特に个人防护具の供与においては、その効果と輸送費の極小化・効率性の両立のため、WHO、外務省との綿密な協調の下にドバイを中継地とした輸送体制を構築し、特殊かつ大量の物資（个人防护具 72 万セット）の供与を実現した。また、国際緊急援助隊専門家の派遣や国内外の関係機関とのネットワークを通じ、エボラ出血熱の最新情報を逐次集積し、メーリングリストや機構本部に設置したエボラ出血熱対策本部で随時更新・共有を行った結果、既存事業を活用した流行国及びその周辺国での具体的な支援策の検討・実施によるシームレスな支援の実現を促進した。

加えて、災害援助の知見を積極的に発信し、アジア諸国の災害対応や緊急援助のための態勢強化にも貢献した。また、チャーター便の羽田空港利用態勢の整備、電子カルテの開発、医療チームの手術機能の整備、備蓄倉庫の見直し等、オペレーションの機動性や効率性を高めるための態勢強化についても着実に実施した。

モニタリングの対象としている緊急援助隊派遣件数、緊急援助物資供与件数については、災害の発生や日本政府の派遣決定等により変動するため実績値の経年変化が法人そのものの業績を直接示すものではないものの、エボラ出血熱対応等により前年度の 16 件から 23 件と急増した緊急援助物資供与に対しては、いずれも適切に対応した。

以上を踏まえ、これまでの継続的な態勢強化の結果、援助チームが国際的な枠組みにおける最上位の再認定を得たこと、機構単独では支援が困難なエボラ出血熱への対応を多数の機関との連携等の創意工夫により実施したこと、オペレーションの機動性や効率性を高めるための態勢を強化したことから、中期計画に照らして所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

エボラ出血熱対策における教訓を踏まえ、人的貢献の強化を図るため、新規チームの立上げ、人材育成に向けた研修等の感染症対策に向けた緊急援助体制の整備に着手する。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

迅速かつ効果的な緊急援助の実施に努め、緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与を迅速かつ適切に行った。また、エボラ出血熱の発生にあたっては、感染症の流行が急激かつ長期にわたって収束しない状況下で、外務省、自衛隊、東京都、WHO 等との連携を通じて長期にわたる支援を展開した。疫学等の専門家派遣に加え、リベリア、シエラレオネ、ギニア、マリ向けの個人防護具 72 万セットの輸送を迅速に実施したことは評価に値する。2015 年 3 月のバヌアツのサイクロン被災に際しては、大型サイクロン発生情報を入手後から継続的に現地状況をモニタリングした結果、迅速に医療チームを派遣することが可能となった。また、派遣後には、大小 83 もの島々からなる同国の地理的特性に合わせて巡回医療という方法を採用し、効果的な救援活動を行ったことは評価できる。

緊急援助隊待機要員の能力維持・向上に関して、日頃の研修及び訓練を適切かつ効果的に実施した。また、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）の最上級の認定を受けた。機構は、資機材の保管や輸送体制の見直し、連携を担い得る業務調整員の育成等の内部体制整備などを実施し、認定に至るまでの課程において重要な役割を果たしている。さらに、電子カルテの開発及び手術機能の整備などの緊急援助隊医療チームの機能拡充、フランクフルトにあった支援物資の備蓄倉庫を閉鎖し、ドバイ倉庫を新設するなど支援物資の備蓄体制の最適化にかかる取組が進められた。

また、機構の有する災害援助に関する知見を途上国の人材育成及び災害対応能力向上に活用する取組として、ASEAN 災害医療ネットワークの構築に向けた準備も適切に進められたと認められる。

以上により、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

今後も国際社会等と連携し、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施に期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・災害援助等への協力は、人間の安全保障分野とも密接に関連しており、また日本の知見や「日本らしい」きめ細やかな支援を活かせる重要な分野であり、今後、一層、強化していくべきと考える。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 16	海外移住		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、海外移住審議会 最終意見書	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成目標 (2014 年度 計画値)	基準値 (2011 年度 実績値)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
海外移住者支援事業の実績（助成金交付対象団体、件数）			30 44	30 42	28 42			予算額（千円）			(注)		
日系個別研修の事業規模の縮減（コース、人数）			49 62	42 60	43 62			決算額（千円）					
移住投融资債権の回収状況（期中減）（千円）			290, 145	417, 245	340, 488			経常費用（千円）					
入植地割賦金債権の回収状況（期中減）（千円）			7, 815	6, 826	8, 070			経常利益（千円）					
海外移住資料館の来訪者数	30, 000	30, 231	36, 491	37, 553	40, 274			行政サービス実施 コスト（千円）					
学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数	5, 000	4, 478	4, 994	6, 803	6, 593								
海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数）	113, 182	131, 598	154, 255	163, 928	192, 239			従事人員数					

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。

なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。

中期計画

(中期目標に同じ)

年度計画

- ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。
- ② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ③ 引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を 30,000 人以上、学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数を 5,000 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を 113,182 以上とすることを目指す。

指標 16-1 重点化の状況

指標 16-2 移住債権の状況

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況（定量的指標：海外移住資料館の来訪者数、学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数、海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数））

3-2. 主要な業務実績

指標 16-1 重点化の状況

2014 年度は、中期計画に基づく事業を着実に進める一方、総理の中南米訪問（7-8 月）における日本政府の日系社会支援政策の表明（日系社会青年・シニアボランティア派遣数の大幅増員、日系社会次世代育成研修の倍増、日系病院に対する支援等）を受けて、日系社会と日本の企業・地方自治体等の新たな互恵的・持続的な連携関係の構築に向けた取組を強化した。

1. 事業の重点化の状況

- ・ **移住者団体への助成金交付事業**：28 団体 42 件（2013 年度 30 団体 42 件）に対して、重点分野（高齢者福祉支援及び人材育成）の事業に助成金を交付した。これにより、全体に占める重点分野の事業件数の割合は、94.31%（2013 年度 97.6%）と高水準を維持した。

- **日系社会ボランティア派遣**：高齢者福祉、日本語教師等の分野で73名を派遣（2013年度55名）した。さらに、総理の中南米歴訪時に表明された日系社会ボランティアの約100名の派遣増員に向けて、ブラジルに調査団を派遣し、日系社会青年ボランティアの案件形成を行った。
- **日系社会次世代育成研修**：総理の中南米歴訪時に表明された日系社会次世代育成研修の100名への倍増に向けて、大学生招へいプログラムを策定した。ブラジルを含む中南米9か国を対象に本プログラム研修員の募集・選考を行い、2015年度に20名の研修員を受け入れる予定。
- **日系個別研修**：保健・福祉分野を中心に43コースを実施し、研修員62名を受け入れた（2013年度42コース60名）。経費総額は、長期コース数の削減等により、前年度比約2,000万円縮減した（2014年度約1億3,700万円、2013年度約1億5,800万円）。他方、日系社会と日本の企業の互恵的連携関係の構築や民間連携支援のため、日本企業と連携して、「企業法務Ⅰ、Ⅱ」（2コース）を実施し、日系社会現地法律事務所の日系企業担当者2名が参加した。その他、中小企業海外展開支援及び日系社会との関係強化のため、「金属屋根先進技術」、「変形性膝関節症等用装具理解及び装着技術」の個別コース2件を実施し、3名が参加した。
- **日系集団研修**：民間セクター開発等の分野で82名を受け入れた（2013年度52名）。
 - 中小企業海外展開支援、及び日系社会との関係強化のため日本企業と連携した「音楽リハビリプログラム」の集団コース1件を実施し、6名が参加した。
 - 総理のブラジル訪問時に表明された日系病院への支援として、年度途中に「日系医学」集団コース1件を立ち上げ、研修員12名を受け入れた。

2. 国際交流基金との連携

- 日系継承教育のうち、機構が実施する「日系人としてのアイデンティティ向上を目的とする日系継承教育研修」に国際交流基金関係者の視察を受け入れた。また、国際交流基金が実施する「海外日本語教師日系人研修プログラム」参加者と機構の日系研修員による海外移住資料館の合同見学、合同授業を行った。さらに、機構の国内拠点の図書室では、国際交流基金から寄贈を受けた日本語教育教材を日系研修員の自主学習に活用している。

3. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携調査団

機構は、中南米の社会経済開発に役立つ日本企業の技術・製品を紹介し、日系社会と日本企業の連携を促進するため、2013年度から「日系社会を通じた中南米民間連携調査団」を派遣している。その結果、参加企業が日系社会との連携及び機構の事業への参画を通じて、現地での事業展開に着手する事例が生まれている。

- **雨量レーダを活用した防災システムの実証（ブラジル）**：パラナ州の防災システムの改善のため、2012年度に派遣した第1回調査団の参加企業（日本無線株式会社）が2014年度から機構の事業を活用し、同州政府の防災担当部局に対して雨量レーダのシステム及びデータ収集に関する技術指導や実証活動を行っている。支援に当たっては、日系社会（パラナ日伯商工会議所）との連携により、効果を高めている（開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業「パラナ州向け雨量レーダ普及促進事業」）。
- **医療廃棄物の適正な処理（ペルー・ブラジル）**：2013年度に派遣した第2回調査団の参加企業（株式会社キンセイ産業）が、2014年度から機構の事業を活用し、日系社会（ペルー日系人協会）の協力を通じて、ペルーで深刻化している医療廃棄物の適正処理に向けた調査を開始した（中小企業連携促進基礎調査「医療系廃棄物適正処理事業調査」）。2014年度に派遣した第3回調査団の参加企業（明星金属製作所）が、2014年度から機構の事業を活用し、日系社会（パラナ日伯商工会議所）の協力を通じて、ブラジルでの医療系廃棄物を中心とした有害廃棄物の焼却処分に係る調査を開始した（中小企業海外展開支援事業の案件化調査「医療系廃棄物を中心とした有害廃棄物の焼却処分に係る案件化調査」）。
- **高齢者介護のための日系研修**：第2回調査団の参加企業3社の提案に基づき、日系個別研修3件を実施した。音楽リハビリプログラムを通じた高齢者介護手法

に関する研修には、介護福祉士や作業療法士等の日系研修員 6 名が参加した。また、高齢者に多い変形性膝関節症等に対する装具技術分野等に関する研修では、日系研修員 1 名が参加した。

- **豊富な遺伝資源をいかした高付加価値の種苗開発（ペルー）**：2014 年度に派遣した第 3 回調査団の参加企業（横浜植木株式会社）等が、機構の事業を活用し、有用野生植物・在来種の探索と品種開発、高度な育種技術をペルー政府関係者に指導している。指導に当たっては、千葉大学との産学連携とともに、日系社会の協力を得て、支援の効果を高めている（開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業「有用植物遺伝資源開発技術の普及・実証」）。
- **効率的、経済的な下水処理技術の開発（ペルー）**：第 3 回調査団参加企業（株式会社アース・コーポレーション）が、機構の事業を活用し、日系社会（ペルー日系人協会）の協力を通じて、汚泥の処理やバイオ燃料の製造に関する調査に着手した。排水処理によるバイオマス燃料製造の事業化が見込まれている（中小企業海外展開支援事業の案件化調査「ペルー国リマ市における有機性汚泥の乾燥処理技術を活用したバイオマス燃料の製造に係る案件化調査」）。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

- 総理のブラジル訪問時に、日系病院に対する支援やブラジルの医療事情の改善への貢献への支援が表明されたことを受け、ブラジル医療・福祉分野において、ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉分野の技術・サービスの国際展開の可能性を考えるため、日本貿易振興機構（JETRO）と「ブラジルを中心とした中南米日系社会との連携セミナー～日本の医療・福祉分野の技術・サービスの国際展開～」を共催した（10 月、於 JICA 地球ひろば）。ブラジルの日系人医療関係者を発表者として招き、日本の政府関係者、民間企業、医療・福祉団体から 100 名以上の参加を得た。このセミナーを機に、日系社会と日本政府、政府関係機関、民間の企業・団体の間の情報共有が進んだ。
- 総理訪問後、ブラジルの日系 6 病院（日伯友好病院、サンタクルス病院、アマゾニア病院、杉沢病院、パラナ病院、ノーボアチバイア病院）の医長、経営者等が研修等に参加した。日系病院関係者は、本邦企業や医療機関等を視察し、先端的な医療機器及び医療サービス・技術に関する知識を得るとともに、日本の医療関係者との間で病院経営の戦略や日系病院との連携のあり方について意見交換を行った。研修期間中に開催した「国際医療展開におけるブラジル日系病院との連携セミナー」（2015 年 2 月）には、メディカル・エクセレンス・ジャパン等の政府機関、民間企業、大学、病院、医療団体から 130 名以上が参加し、日伯関係者のネットワーク構築につながった。また、セミナー参加企業による機構の民間技術普及促進事業への提案にもつながった。

指標 16-2 移住債権の状況

- **適切な債権の管理・回収**：パラグアイ、アルゼンチンを中心に 38 件が完済となった。債権回収の実績は、表 16-1 のとおり
- **パラグアイにおける債権管理・回収業務の終了**：債権譲渡を債権管理終了の方策の一つとして、外務省、財務省等と協議し、また、現地での税・法制度等の調査及び日系団体との協議を進めた。結果、2015 年 3 月に移住債権譲渡契約を締結し、残債権全てをパラグアイ日本人会連合会に譲渡するに至った。債権管理業務に係る技術的支援が若干残るものの、同国においては同国日系団体側の希望を取り入れながら、債権管理・回収業務を終了するとともに、譲渡された債権が医療・福祉及び教育の分野での施策を通じて広く日系社会に役立てられることとなった。交渉過程においては、日系社会と機構の連携・支援策について具体的な協議を行った。また、関係者は、本件債権譲渡を、日系社会と大使館、機構との関係が支援から協力・互恵へと向かう新しい関係構築のためのものであるとの理解を示しており、関係者相互の信頼関係が高められた。加えて、譲渡債権回収額の有効活用方策の検討等のため、日系社会、大使館、機構を含む関係者の定期的な会議を行うことが決定され、互恵的な関係の維持・増進の仕組みが構築された。

表 16-1 移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績（2015 年 3 月末現在）

（単位：千円）

	期首残高 (a)	期中減 (b)	(期中減内訳)		評価増減 (為替差損益) (c)	期末残高 (a)-(b)+(c)	件数 (件)	(参考)
			回収	その他減				利息入金実績
移住投融資貸付	1, 146, 480	340, 488	157, 314	183, 174	119, 353	925, 345	313	17, 790
入植地割賦元金	10, 798	8, 070	4, 485	3, 585	131	2, 859	8	6, 506
合計	1, 157, 278	348, 558	161, 799	186, 759	119, 484	928, 204	321	24, 296

（注 1）2014 年度中の期中減及び期末残高は、決算作業後に確定される。

（注 2）移住投融資貸付及び入植地割賦債権のその他減の金額のうち、185,696 千円はパラグアイへ債権譲渡を行ったために減少した債権である。

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 歴史資料等保有施設としての海外移住資料館の機能の強化

- **民間企業の創意工夫をいかした管理・運営契約：**海外移住資料館の管理・運営業務（2015-2017 年度）は、「公共サービス改革基本方針」（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）により、民間競争入札対象案件に選定された。機構は、他の国内拠点における施設管理・運営業務の民間競争入札の経験も踏まえ、より民間企業の創意工夫と裁量権を認め、柔軟性のある契約内容とすることを内閣府に提案し、承認を得た上で入札手続きを行った。新たな仕様には、インセンティブの設定（来館者数の基準を 3 万 4,000 人とし、10%増加するごとに契約金額の 1%を支払う（最大 4%））、横浜国際センター内の国際協力に関する展示スペース（JICA プラザ）で実施する企画やイベントの連携、国内外の移民関連施設や移民送出県、横浜市やみなとみらい 21 地区の近隣施設との連携等を盛り込んだ。
- **歴史資料のデータベース化：**移住申込書 3,627 件（2013 年度 9,000 件）のデータベース化を行った。これにより、資料館が保有する移住申込書の約 8 割のデータベース化を完了した。
- **資料館利用実績：**海外移住資料館の入館者数は 4 万 274 人（前年度比 107%）、教育プログラム受講者数 6,593 人（前年度比 97%）、ウェブサイトアクセス数は 19 万 2,239（前年度比 117%）であり、全て目標値を達成した。神奈川県下の学校を中心に働きかけを強化したことから、団体訪問件数は 170 件から 174 件に増加した。また、教育プログラム受講者数は、2013 年度に横浜国際センターの開発教育プログラムと連携させたこと等により大幅に増加し、2014 年度もほぼ同数の高水準を維持した。これらの結果を踏まえ、2015 年度の年度計画では定量目標の目標値を引き上げた。
- **学術研究プロジェクトの実績：**海外移住資料館学術研究プロジェクト「ニッポンの伝統、ニッケイの祭り」（2012-2014 年度、プロジェクト代表者：糸井輝子 白百合女子大学教授）及び「移住資料ネットワーク化プロジェクトの充実と拡張」（2012-2014 年度、プロジェクト代表者：柳田利夫 慶応義塾大学教授）が完了し、公開勉強会、公開講座の実施を通じて、成果を発信した。

2. 海外移住資料館を活用した、移住事業及び日系人社会に対する国民の理解促進に向けた取組

- **イベントの開催：**海外移住の歴史や日系社会に対して広く国民の理解を得るため、特別展を計 4 回、公開講座を計 8 回、近隣で行われる各種イベントと連携し

たテーマで実施するシンポジウム等を計 14 回開催した。特別展について、6 月にはワールドカップ開催に合わせ「ブラジル・サッカーのサムライたち―日系スーパープレーヤー列伝」展を、8 月には終戦記念日に合わせ「ララってなあに？日本を助けたおくりもの―ララ物資にみる海外日系人との絆」を開催するなど、来館者の関心を引く展示を積極的に行った。

- **若い世代の理解促進**：横浜市の観光スポットに位置する利点をいかし、みなとみらい 21 地区を中心とする施設との協力の上でクイズラリー等のイベントを実施した。特に、海外移住や日系社会に関心の薄い若い世代の誘客につながり、15 歳未満の来館者数は 6,500 人を超えた。また、小中学校、大学、団体向けの出張講演を 4 件実施した。
- **日本移民学会との共同公開講座**：日本移民学会と、公開講座シリーズ「日本人と海外移住」を共同で実施し（年 6 回）、大学生や学校教員等を含む一般市民に対して、海外移住の理解促進を図った。講義資料を機構ウェブサイトにて公開するとともに、講義内容を館内視聴・閲覧用にビデオ収録した。

3. 日本国内及び世界各国の博物館、資料館との連携

- **デジタルミュージアムの機能拡充**：広島市デジタル移民博物館の英文化を推進した。
- **移民送出県との連携による特別展**：沖縄県と共催した特別展「雄飛―沖縄移民の歴史と世界のウチナーンチュ」（2014 年 3-5 月）は、1 万人を超える来場者を記録し、沖縄移民の歴史を多くの方々に知ってもらう機会を提供できた。また、沖縄県での巡回展を開催し、沖縄県民の方々に、沖縄移民の歴史と現在についての理解を深めてもらう機会となっただけでなく、移民学習ワークショップや県費留学生との交流等により、若者を中心に関心を高めてもらうことができた。これらを通じて、有数の移民送出県である沖縄県との関係構築及び連携強化につながった。また、和歌山県との協力により、特別展「連れもて行こら 紀州から！―世界にひろがる和歌山移民―」（2015 年 3-5 月）を開催した。2015 年度以降の和歌山県内での巡回展の実施を検討している。
- **世界各国の博物館、資料館との連携**：「海外日系博物館との連携強化に向けた調査」（2014 年 2-3 月）を実施し、米国、カナダ、ブラジルの移民関連博物館・資料館等との展示の相互開催や資料相互貸出、共同調査研究等の実施の提言をまとめた。2015 年度以降の実現に向けて検討を進めている。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、現地ニーズに応じた活動を中心に一層効率化を図りつつ、日系社会への理解と多文化共生の推進に注力することが望まれる。また、移住資料館においては、修学旅行生や大学ゼミ生などの団体訪問の機会の増加や、可能な範囲で各大学などへの出張講演、新しいメディアを活用した公開講座等、活用強化の取組を期待する。

<対応>

日系個別研修について、長期コースの削減等の見直しにより経費を抑制しつつ、日系社会と日本の企業・地方自治体の互恵的連携関係構築のため企業法務等の新規コースを立ち上げた。海外移住資料館においては、横浜国際センターの開発教育プログラムとの連携、神奈川県下小中学校、大学等への出張講演等を進めた。この結果、団体訪問の件数が増加した。また、日本移民学会との共同公開講座「日本人と海外移住」をビデオ収録し、その発信方法の検討に着手した。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評価と根拠>

評価：A

根拠：

2014 年度は、日本政府の日系社会支援政策に機動的に対応し、日系社会と日本の企業・地方自治体等の新たな互恵的・持続的な連携関係の構築に向けた取組を強化した。特に、ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開のため、セミナーや研修等を立ち上げ、日系病院を含む日系社会と日本の政府機関、民間企業、大学、病院、医療・福祉団体を結びつけた。また、新たに「企業法務」研修を立ち上げ、日系団体の若手幹部の能力向上及び日系企業とのネットワークの形成に貢献した。ブラジルやペルーでは、「日系社会を通じた中南米民間連携調査団」の結果を踏まえた機構の事業において、日本企業が日系社会と連携し、自社の技術・製品をいかして現地の開発に貢献するというインパクトが生まれ始めている。

債権管理業務については、中期計画においては早期に債権管理業務を終了する方策を立てることを目標としている一方で、パラグアイにおいては債権譲渡を債権管理終了の方策として進めた結果、2015 年 3 月にパラグアイ日本人会連合会と移住債権譲渡契約を締結し残債権すべてを譲渡し、同国での移住債権管理・回収業務の終了に至った。また、交渉過程において日系社会と機構の連携・支援策について具体的な協議を行った結果、日本政府と日系社会間の持続的な協議の場が形成され、譲渡債権回収額の日系社会への有効活用方策の検討が行われるなど、互恵的な関係の維持・増進に貢献した。

さらに、海外移住及び日系社会に関する国民の理解の促進のため、海外移住資料館を拠点として、沖縄県や和歌山県など主な移民送出県と連携した特別展の提案・実施、神奈川県下の学校への働きかけの強化等を進めた。結果、年度計画で定めた定量的目標については、同資料館の入館者数、教育プログラム参加人数、同館ウェブサイトアクセス数いずれも、計画値を 120%以上上回った（実績／計画値はそれぞれ 4 万 274 人／3 万人（134%）、6,593 人／5,000 人（132%）、19 万 2,239 人／11 万 3,182 人（170%））。また、政府の「公共サービス改革基本方針」に基づく海外移住資料館の管理・運営業務の民間競争入札に当たっては、サービスの質の向上と効率的な運営を目指し、民間企業の創意工夫と裁量権を認め柔軟性のある契約内容とすることを提案する等、他の国内拠点における施設管理・運営業務の民間競争入札の経験も踏まえた業務運営上の工夫を講じた。

他方、移住者団体に対する支援の高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化、日系個別研修の事業規模の縮減、日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修についての国際交流基金との連携についても、着実に進めた。

以上を踏まえ、日本政府の日系社会支援政策に機動的に対応したこと、パラグアイについて債権管理を終了させたこと、定量的指標において目標値の 120%以上の実績を上げたことより、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

総理の中南米訪問時に表明された日本政府の日系社会支援の政策に対応するため、次世代の日系人材を育成するための研修等や、日系病院との連携強化に取り組む。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

日本政府の日系社会支援政策に機動的に対応した。パラグアイにおいては、パラグアイ日本人会連合会と合意・契約締結し、同国における債権管理・回収業務自体の終了に至った。

海外移住資料館の定量的指標については、達成目標を上回ったが、教育プログラム参加人数は前年度実績を下回った。

また、ドミニカ共和国等での債権譲渡については、引き続き調整中であるほか、2014 年 8 月の安倍内閣総理大臣のブラジル訪問の際に言及した日系社会への支援の大幅拡充についても今後の具体的な進展が望まれる状況にある。

以上より、項目全体としては中期計画における所期の目標を達成している水準と判断し、「B」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

総理の中南米訪問時に現地日系社会に対し表明された日系人との関係強化、日系社会支援についての取り組みを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・海外移住事業については、従来の移住者支援から、海外日系人社会を見据えた取組への切替を早急に進めていくべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 17	環境社会配慮		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
環境社会配慮ガイドラインの適用実績（件） カテゴリ分類ごとの案件数			667	663	589			予算額（千円）			(注)		
			A:31	A:35	A:30			決算額（千円）					
			B:177	B:153	B:142			経常費用（千円）					
			C:448	C:463	C:406			経常利益（千円）					
			FI:11	FI:12	FI:11			行政サービス実施コスト（千円）					
関係者等に対する研修実績（人）			698	930	694			従事人員数					

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組 （イ）環境社会配慮 機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。
中期計画 （6）事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮 機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (イ) 環境社会配慮 ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。 ② 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し準備を行う。 ③ 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。
主な評価指標 指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況 指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用

- **環境社会配慮ガイドラインの適用状況**：「JICA 環境社会配慮ガイドライン」では、支援要請がされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさに応じて A、B、C、FI のカテゴリに分類⁷し、相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけている。2014 年度は合計 589 件（カテゴリ A 30 件、B 142 件、C 406 件、FI 11 件）のカテゴリ分類を行い、案件検討から審査、実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。
- **環境社会配慮助言委員会の運営**：主にカテゴリ A 案件については、同ガイドラインに則って、第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の全体会合を 12 回、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を 19 回開催し、計 18 案件について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。具体的な事例として、環境面の影響に関しては、「工事中・供用後の振動の影響について、緩和策の有無及びその内容を確認すること」、「対象地域及びその周辺でのアジアゾウの生息について調査・モニタリングを継続し、必要に応じて影響に対する緩和策の見直しを求めること」、社会面の影響に関しては「地域住民の貧富の格差が助長されないよう十分に配慮すること」、「住民移転計画の作成支援においては、移転対象となる露天商の移転先での営業機会の確保により重点を置いた計画を検討すること」等の助言を得た。同委員会は、常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行うという国際的にも他に類を見ないものであり、いずれの助言も緩和策の策定や実施にいかされている。これら全ての会合は公開で行い、逐語議事録を機構のウェブサイト上で公表するなど、透明性の高い運営を継続した。
- **環境社会配慮助言委員の改選**：環境社会配慮助言委員会設置要項に基づいて選考委員会を設け、7 月に公募により委員の改選を行った。その結果、大学、研究機関及び NGO 出身で、環境や社会に関する専門的知見を有する 24 名を第 3 期委員として選出した。

⁷ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつ事業、B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる事業、C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業、FI：機構の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない事業、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定される事業

- **事業実施段階の監理**：環境社会配慮ガイドラインに基づき案件形成・審査等を行った案件が実施段階に移行し始めた状況を踏まえ、事業実施段階における監理を強化した。具体的には、環境社会配慮ガイドラインの規定に沿って、事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への報告を初めて実施（6月、7月、12月）し、環境社会配慮審査時の合意事項の実施状況確認、対処事項確認等を本格化した。また、カテゴリ A 案件を対象に、実施段階の環境社会配慮に係るモニタリング文書の取り付け等の確認・促進を開始した。これまでの合意文書締結までの取組に加え、事業実施段階における取組を本格化することにより、機構内及び相手国実施機関におけるモニタリング・監理の意識が高まり、環境社会配慮の向上に更なる効果が期待できる。
- **情報公開の促進**：環境社会配慮ガイドラインの基本方針の一つである情報公開を強化し、手続きの簡素化・迅速化を進めるため、審査部・広報室・図書館の連携により、CMS（Contents Management System）を活用し、案件主管部が環境社会配慮に関する情報の公開作業を直接行えるシステムを導入した。これにより、複数の部署を経由して時間を要していた公開手続きが、即時対応可能となるとともに、公開手続きに関わる従事者が半減する。
- **異議申立の状況**：環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由とする異議申立の 2014 年度の実績は 3 件であった（同ガイドライン施行以降、累積 3 件）。1 件は、異議申立審査役による異議申立手続きが行われ、不遵守はないとの報告書が理事長に提出された。残り 2 件（旧 JBIC 環境社会配慮ガイドライン適用案件 1 件と現 JICA 環境社会配慮ガイドライン適用案件 1 件）は、開発途上国政府による補償の交渉中又は認可の手続き中の事項に対する異議申立であったため、予備調査段階で却下となった。

2. 国際機関の環境社会配慮政策等との調和化に向けた取組

- **世界銀行の環境社会配慮政策との調和化**：世界銀行幹部との会合（12月）を実施し、改定状況を把握した。また、機構の環境社会配慮の運用にも大きな影響を与えることが想定されるため、「環境社会配慮の適用に際しては、厳格であるべきながらも開発途上国の実情に合わせ、開発途上国による合理的・現実的な対応を可能とする必要があること」等、機構からのコメントを伝達した。
- **その他の調和化の取組**：運用面の調和化を図ること等を目的として、世界銀行や ADB 等との協議を計 3 回実施するとともに、世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合に参加した（1回）。また、環境社会影響評価分野で最も権威ある国際学会である国際影響評価学会総会に出席し（4月）、機構の取組を発信するとともに、国際機関や他国援助機関との情報交換を行った。

3. 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し

- 2013 年度に検討した見直し方針に基づき、運用面の見直しを行った。見直しの過程では、途上国実施機関及び機構内のコメント並びに環境社会配慮助言委員会の助言を踏まえて 19 の論点を抽出し、同委員会のワーキンググループ会合（計 11 回）での検討及び全体会合での確認を経て見直し結果を取りまとめた。主な見直し内容としては、例えば、環境社会配慮ガイドラインにおいて調査・検討すべき影響としている「不可分一体の事業」の影響、「累積的影響」及び「重要な自然生息地」等の用語の解釈範囲について、国際機関の規定等を参考に明確にしたこと、「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」においては、女性だけを対象としたフォーカスグループミーティングを開催した事例を紹介しつつ、どのような人を社会的弱者とみなし、ステークホルダー協議を計画・実施するか、留意点を明確にしたこと等が挙げられる。

指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

以下の取組により、機構内外の関係者計 694 名（2013 年度 930 名）に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行った。

- コアスキル研修等による機構内部向け説明：285 名（2013 年度 484 名）
- 協力相手国実施機関等向け説明：145 名（同 100 名）
- コンサルタント向け研修：126 名（同 74 名）。
- 協力相手国の環境社会配慮能力向上を目的とする、審査部職員海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明：116 名（同 226 名）
- 日本人及び日本への留学生に対する大学・大学院での講義：22 名（同 46 名）

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

社会配慮のより多様な側面に配慮するため、引き続き 2012 年度の指摘（「協力対象地域の文化的多様性や社会事情に留意し、社会的弱者に十分配慮した支援が実施されるよう期待する。」）を踏まえたさらなる取組の強化・促進、国際社会への適切な提言を行うことを期待する。

<対応>

環境社会配慮ガイドラインの適切な運用により、土地所有権や居住権等の法的権利を有さない社会的弱者に対する移転補償や生計回復支援等をはじめ、より多様な側面に留意した社会配慮を行った。また、環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しを通じて、社会的弱者に配慮した住民協議のあり方に係る運用方針を整理する等、取組の強化・促進に努めた。さらに、国際社会に対しては、世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合や国際影響評価学会総会等の機会を通じて機構の取組の発信を行った。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

2014 年度は、環境社会配慮ガイドラインの適切な運用（事業実施段階の監理強化を含む）、国際機関等との調和化に向けた情報交換、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外関係者の研修等を引き続き順調に実施した。

また、環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しでは、開発途上国関係者や機構内部のコメント、国際機関の規程、第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の検討と確認等の適切なプロセスを経た上で、ガイドラインに規定されている 2015 年 6 月末までの見直し期限を 3 か月前倒しして完了した。見直し結果の内容は、用語の解釈（「不可分一体の事業」、「累積的影響」、「重要な自然生息地」等）や、社会的弱者の考え方と住民協議に対する留意点の明確化等、環境社会配慮の質の改善に貢献するものである。この結果、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく環境社会配慮の実施・確認等が、より確実かつ円滑に行われることが期待できる。

また、ガイドラインに基づき、事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への報告や、カテゴリ A 案件を対象に実施段階の環境社会配慮に係るモニタリング文書の取り付け等の確認・促進を開始し、事業実施段階における取組を本格化した。

プロジェクトの環境社会配慮情報の公開に関しては、案件主管部が情報公開作業を直接行うシステムを導入したことにより、複数の部署を経由して時間を要していた公開手続きを即時公開可能とし、公開手続きに関わる従事者も半減させた。

さらに、世界銀行の環境社会配慮政策の改定に係る世界銀行幹部との会合の機会に、機構としてのコメントを伝達した。また、世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合や国際影響評価学会総会等の機会を通じて機構の取組の発信を行った。

以上を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインの適切な運用や研修の順調な実施に加え、環境社会配慮ガイドラインの迅速かつ適切な運用面の見直し、環境社会配慮の業務実施態勢の強化を行ったことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

環境社会配慮ガイドラインの運用見直しのフォローアップとして、同ガイドライン FAQ（よくある質問）の見直し等を着実に実施する。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

JICA 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組（機構内外関係者への研修・講義等）において、着実に取組が行われている。

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しを行い、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく環境社会配慮の実施・確認等がより確実に行われる体制が整備された。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、協力対象地域の文化的多様性や社会事情に留意し、社会的弱者に十分配慮した支援が実施できるようさらなる取組の強化・促進、国際機関との環境社会配慮政策等との調和化への取組、国際社会への適切な提言を行うことを期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 18	男女共同参画		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、日本再興戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力、0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
職員等に対する研修実績（人）			196	163	186			予算額（千円）			(注)		
外部人材に対する啓発実績（人）			280	337	408			決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数					

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組 （ロ）男女共同参画 開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は、事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。
中期計画 （6）事業の横断的事項に関する取組 （ロ）男女共同参画 開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実

施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ロ) 男女共同参画 ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引き続き優良な取組に関する情報共有を行うとともに、各部のジェンダー主流化に向けた取組実績を外部に公開する。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員、専門家、外部関係者等に対するジェンダー講義等を引き続き実施する。 ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、女性の能力開花と活躍に資する優良事例の形成、抽出、事業へのフィードバックを行う。
主な評価指標 指標 18-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況 指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

3-2. 主要な業務実績

指標 18-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況

1. 機構内のジェンダー主流化推進体制の運営状況

(1) ジェンダー主流化推進体制

- 機構内の体制**：機構は、企画部の総合調整の下、各部署がジェンダー視点に立った事業を実施するとともに、社会基盤・平和構築部にジェンダー平等・貧困削減推進室（以下、「ジェンダー室」という。）を設けている。ジェンダー室は、ジェンダー平等・政策制度支援案件を直接実施するとともに、「ジェンダーと開発」に関するナレッジマネジメントネットワーク（指標 5-7 参照）の運営や、各部署に対して、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等の事業におけるジェンダー主流化に関する技術支援を行っている。なお、機構内の男女共同参画推進は、人事部が中心となって進めている。
- 各部署の体制**：各部にジェンダー責任者（部長レベル）及びジェンダー担当者2名を配置している。2014年度は、例年に続き、ジェンダー責任者会議（議長は人事部・企画部の担当理事）、ジェンダー担当者会議を年1回開催し、女性の開発への積極的な参画及び開発からの受益の確保が各事業において配慮されるよう、各事業における経験や教訓の共有に努めた。
- 外部有識者による助言の体制**
 - ジェンダー懇談会**：ジェンダーに関する日本を代表する外部の学識経験者6名から成る「ジェンダー懇親会」を開催し、機構のジェンダー主流化の取組に対する助言を得ている。2015年2月に開催した懇談会では、機構より2014年度事業におけるジェンダー主流化の取組を報告し、優先的課題とそのアクションプランを説明した。今後のジェンダー主流化のあり方、国連防災世界会議での発信、国連安保理決議1325号に係る国別行動計画のモニタリング、組織ジェンダー主流化等について意見交換を行った。なお、2013年度に開催した懇談会の助言を受け、機構として最初のジェンダー行動計画を策定した。
 - 開発とジェンダー課題別支援委員会**：事業の適切かつ効率的な推進に向け専門的な知見を得るため、外部有識者から構成される「開発とジェンダー」課題別支援委員会（委員は7名）を設置している。5月に開催した委員会では、国内外の潮流を踏まえ、機構の事業におけるジェンダー主流化の取組やカンボジア、タイにおける案件を説明し、助言を得た。

- **協力方針の策定：**ジェンダー主流化を効率的、効果的に推進するための具体的な協力方針として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに係る協力方針」を策定し、機構が優先的に取り組むべき課題を明らかにした。同協力方針では、「女性の経済的エンパワーメントの推進」、「女性の人権と安全の保障」、「女性の教育と生涯にわたる健康の増進」、「ジェンダー平等なガバナンスの推進」、「女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備促進」の5点を優先取組課題として設定した。また、同協力方針を内外に広く周知すべく、広報用パンフレットを作成した。
- **執務参考資料の作成：**事業の形成、実施、モニタリング・評価の各段階においてジェンダーの視点に立った取組を行うために、主として海外拠点や本部の案件担当者が執務参考用資料として使用することを想定した「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引書」の作成に取り組んだ。2014 年度は「都市・地域開発」、「運輸交通」、「農業開発・農村開発」、「保健」、「ガバナンス」、「防災・災害復興」、「民間セクター開発」、「水資源」、「自然環境保全」の9分野を選定し、各分野の事業を主管する部署からの意見を聞きつつ取りまとめた。

2. 機構内外の関係者に対する研修を通じたジェンダー理解の促進

(1) 職員等に対する研修

- **職員研修：**ジェンダー視点を案件の計画・実施に反映させるため、海外拠点等に赴任予定の職員に対する赴任前研修で講義を実施している。2014 年度は9回の研修で158名（2013 年度8回、135名）が受講した。また、新規採用職員（28名）の導入研修でもジェンダーについての講義を行った。なお、外務省と連携して、現地 ODA タスクフォース関係者（在外公館、機構海外拠点等）に対し、テレビ会議システムを用いた遠隔セミナーを開催した。
- **個別の課題に関する啓発活動：**人身取引の被害が国際的な問題として注目を集める中、機構がメコン地域で行ってきた継続的な支援に関連して、外部の有識者を講師として招き、「メコン地域における人身取引とその対策について」と題するセミナーを開催した（本部、国内拠点、海外拠点から40名以上参加）。セネガル事務所では、UN Women と連携して「プログラムサイクルへのジェンダー統合」研修を実施し、他機関の人材、知見を活用して、機構職員、エチオピア事務所ナショナルスタッフ等のジェンダーに関する知識の向上に取り組んだ。

(2) 外部人材への働きかけ

- **JICA 専門家への働きかけ：**機構専門家等に対する赴任前研修では、ジェンダーの基礎的知識、開発事業におけるジェンダー視点、機構事業の事例に関する講義を行っている。2014 年度は13回の研修を実施し368名が受講した（2013 年度10回、312名）。
- **農業・農村開発分野の専門家への働きかけ：**開発途上地域の農業・農村開発においては一般に女性の役割が大きく、機構の事業においてもジェンダーの視点が重要である半面、同分野におけるジェンダーの知見を有した人材が十分とはいえない現状に鑑み、2013 年度に能力強化研修「農業・農村開発とジェンダー」を開始した（能力強化研修全般については指標 12-2 参照）。2014 年度は、前年度の経験を踏まえて基礎・実践の2コースを開催し、農業・農村開発分野の開発コンサルタント等（基礎30名、実践10名）に研修機会を提供した。
- **インフラ分野の専門家への働きかけ：**一般法人海外コンサルティング企業協会において、機構の事業に携わる開発コンサルタント等に対して「ODA インフラ事業におけるジェンダーの取組」について講義した（24名参加）。事例の紹介を通じてインフラ整備事業におけるジェンダー視点の重要性を伝えた。
- **開発途上国の行政官等への働きかけ：**開発途上国の行政官を対象とする研修「行政官のためのジェンダー主流化政策」、「持続可能な森林経営のための推進手法の向上」、「ジェンダーの視点に立った漁村開発」、「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー」等の課題別研修や、アフリカ8か国の民間の女性起業家及び行政官をペアで招いた「アフリカ女性企業家セミナー」においても機構のジェンダー主流化推進体制や途上国での取組事例等を紹介した。

3. ジェンダー主流化に関する機構の経験や知見の対外的な発信

(1) 国際社会における発信

- **WAW！ TOKYO 2014 における理事長の発信**：9月に日本政府等が主催した「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！ TOKYO 2014）」の分科会「これからの『人間の安全保障』と女性」に機構理事長が参加し、米国国務省、国連開発計画（UNDP）、国連世界食糧計画（WFP）等の代表者を含む参加者を前に、社会の強靱性の向上、危機と構造的な問題への対応のためのジェンダー主流化の意義を伝えた。また、ケニアでの小規模園芸農民組織強化プロジェクト（SHEP）（指標 1-1 参照）を紹介し、女性の農業への参画の重要性を説明した（その他、米国での「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」に関するシンポジウムでの発信について、指標 18-2 参照）。
- **CSIS における発信**：米国シンクタンクの CSIS が開催したセミナー「女性の経済参加がなぜ日本と世界にとって大切なのか」（9月、於米国ワシントン。日米政府、経団連等共催）では、機構の国際協力専門員が機構の取組を説明するとともに、共同研究等を通じた日米連携強化の有効性を確認した。
- その他、OECD-DAC ジェンダー平等ネットワーク会合（6月）、ADB（アジア開発銀行）ジェンダー外部有識者会議（6月）、紛争地域における性暴力防止（PSVI）グローバル・サミット（6月）、ESCAP 北京+20 会議（11月）、国連女性の地位委員会（3月）への出席を通じて、ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに係る国際的な動向を把握するとともに、機構の知見を発信した。国連女性の地位委員会では、日本政府国連代表部と日本の NGO である JAWW が共催したサイドイベント「ジェンダー平等と高齢化：アジアの視点」においてタイにおける高齢化対策支援におけるジェンダー視点の取組を説明した。

(2) 広報の取組

- 機構の国内向け広報誌「Mundi」（5月号）、海外向け広報誌「JICA's World」（9月号）でジェンダーを特集として取り上げ、国内外に広く機構の取組について発信した。また、ジェンダー主流化に関する機構の取組を紹介するニュースレターの発行に加えて、実施中の事業の活動報告を機構ウェブサイトに掲載した。グローバルフェスタ JAPAN2014（10月）では、「ジェンダーって何？」をテーマにジェンダーについての啓発教材や人身取引の問題を紹介する教材の展示やジェンダークイズを企画して、市民がジェンダーの問題を認識し、開発途上国におけるジェンダーの課題を考える機会を提供した。

指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

1. 援助実施方針及び個別案件におけるジェンダー視点の反映

- **国別分析ペーパーへのジェンダー視点の反映**：機構が策定する国別分析ペーパー（JCAP）にジェンダーの視点を反映すべく、ドラフト段階でジェンダー室が内容を確認し地域担当部門に助言を行っている。また、JCAP や案件形成の基礎情報を収集するため、2014 年度はインド、パキスタン、モザンビークについてジェンダー基礎情報収集調査を実施した。特に、パキスタンにおいては、シンド州における女性の生計向上プロジェクトの案件形成段階において、本調査結果が活用された。
- **ジェンダー主流化案件の形成促進**：新規案件の検討や協力準備調査等の段階において、ジェンダー室が事業担当部に対して具体的な助言や参考情報の提供を行うなど、ジェンダー主流化案件の形成を強化している。ジェンダー主流化案件の件数（2013 年度⁸に新規に先方実施機関と合意文書を締結した案件数）は、技術

⁸ 2014 年度業務実績等報告書作成に当たり統計上最も早くデータを得られるのが 2013 年度の件数。

協力プロジェクト 49 件（技術協力案件全体の 54%）、有償資金協力 8 件（有償資金協力案件の 15%）、無償資金協力 36 件（無償資金協力案件の 37%）であり、全案件に対するジェンダー案件の比率は 2013 年度で 39%と、2012 年度の 31%よりも向上している。

- **各セクターにおける事例集の作成：**運輸交通、農業・農村開発、平和構築、民間セクター開発、災害復興、保健など各セクターについて、ジェンダーの視点から整理し事例を取りまとめた。各セクター・事業形態から計 25 件の事例を選定し、それぞれパンフレットを作成し機構内で共有した。また、機構ウェブサイトでも公開し、それぞれのセクターにおいて事業にジェンダーの視点を取り込むためには、具体的にどのような取組が可能であるのか、参考となる情報を広く内外に周知、広報した。
- **標準指標例、教訓の整理：**事業の案件形成、事前評価段階において、協力の成果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すための参考となるよう、ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに資する案件について、解決すべき課題に応じた標準的な指標例を整理した。また、過去の類似案件における教訓をプロジェクト計画に反映することが可能となるよう、代表的な教訓を「技術協力プロジェクトの開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓レファレンス」の「ジェンダーと開発」に整理し、事業の質の改善、向上を図った。
- **ナショナル・マシナリー支援の効果の検証：**1995 年の第 4 回世界女性会議以来、各国ではジェンダー主流化を推進する国レベルの機構・組織の機能強化が進められてきたが、近年、国際社会においてこれらの機構・組織が果たすべき役割やその支援のあり方を再検討する動きがある。機構は、これまでカンボジアやナイジェリア等で行ってきた支援を検証し、今後の支援のあり方を検討するため、「男女共同参画を推進するナショナル・マシナリー（国レベルの機構・組織）への効果的な支援アプローチ」の調査研究に着手した。

2. ジェンダー視点を入れた事例

- **一村一品運動を通じた経済的エンパワーメント（キルギス）：**キルギスでは、女性の地位が低く現金収入を得る機会も少なかったが、「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の支援による一村一品運動の組合の活動を通じ、組合員の約 7 割を占める女性が、手作りジャム、フェルト製品等の地元産品を使った商品の販売により、安定した現金収入を得られるようになった。女性のコミュニティでの発言力が増し、男性の意識も変化している。
- **災害弱者になりやすい女性の保護と経済的エンパワーメント（フィリピン）：**2013 年の台風ヨランダの被災地における機構の復旧・復興支援事業「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ジェンダーの視点に立ち、女性グループの加工食品生産活動の復旧と加工技術や運営に関する研修、各村の保育施設の再建等により女性が働く環境の整備を進めた。災害弱者になりやすい女性の保護と経済的なエンパワーメントを図り、災害に強いコミュニティの再建に貢献している。
- **女性にもフレンドリーなインフラの整備（インド）：**南アジア諸国では、公共交通機関や公共の場での女性に対する性的嫌がらせが深刻な問題になっているが、インド「デリー高速輸送システム建設事業」（円借款）で支援したデリーメトロは、「世界一ユーザーフレンドリーな地下鉄」を目指し、女性の安全を確保する取組も推進している。具体的には、各車両に防犯カメラと非常通報装置を設置し、各路線に女性専用車両を導入した。また、エスカレーターには女性が着るサリーの裾が巻き込まれるのを防ぐ器具を設置し、主要駅には女性警備員と女性駅員を配置した。デリーメトロは 1 日 230 万人が利用しており、女性が安心して利用できる公共交通機関の整備は、女性の移動の自由を確保し社会進出にも貢献するものである。

3. 政策への機動的な対応

(1) 第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）フォローアップへの貢献

- **アフリカ女性企業家セミナーの開催**：TICAD V のフォローアップ、特に日本政府が表明した「日本・アフリカビジネスウーマン交流プログラム」の一環として、横浜市と協力して「アフリカ女性企業家セミナー」を開催した（2015 年 1-2 月）。機構は、アフリカの女性企業家と女性企業家を支援する立場にある行政官（8 か国、計 16 名）を招いた。参加者は、倉敷市、相模原市等を訪問して日本の女性企業家と交流し、日本でのビジネスのノウハウ、女性企業家を支援する行政サービス、地域に根ざした女性企業家の取組に関する情報を得て意見交換を行った。なお、この活動は日米グローバル協力の一環としても位置付けられ、米国国務省の担当課長によるワークショップも実施された
- **SHEP ジェンダー主流化アプローチの広域展開**：ケニアで開始した「小規模園芸農民組織強化プロジェクト(SHEP)」では、意思決定過程への女性の参画の確保、女性にも簡単に操作ができる除草機の導入等、女性に配慮した活動を行っている。この SHEP アプローチは、機構がルワンダ及びマダガスカルで実施中の農業案件にも受け入れられている。さらに、SHEP アプローチの広域展開のため立ち上げた課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）」においても、17 か国、35 名の参加者に SHEP アプローチにおける女性配慮の取組を伝えた。また、SHEP におけるジェンダー主流化のアプローチをケニア農業・畜産・水産省に定着させ、同省の小規模農家に対するジェンダー視点に立った普及サービス実施能力の向上を目的とした「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」を開始した。
- **住民参加型学校運営における女子教育の理解促進**：ニジェール、ブルキナファソ、セネガルで実施している「住民参加型学校運営改善計画（みんなの学校プロジェクト）」では、住民が選挙を通じて学校運営委員を選出し、住民自身による学校活動の計画作成や運営を促進している。特にニジェールでは「女子生徒就学率向上キャンペーン」を実施し、地域社会の女子教育への理解促進に大きな役割を果たした。この経験をいかし、2015 年度には同様の取組をブルキナファソで展開する予定である。

(2) 日米グローバル協力への貢献

- 日米両国政府は、2013 年の「日米のグローバル協力に関するファクトシート」、開発協力対話、日米首脳会談での共同声明等を通じ、開発援助における女性のエンパワーメントを重視し、連携を推進している。機構は、アフリカやメコン地域での女性のエンパワーメントの推進のため、米国の関係機関と連携している。
- **2014 年度の取組**：米国国務省が主催した「アフリカ女性起業家プログラム、国際ビジター・リーダーシップ・プログラム」（7 月、於米国ワシントン）には、日本政府とともに参加し、「JICA セッション」を開催した。プログラムに参加したアフリカ女性起業家 29 名に、品質・生産性向上のための日本型の理念・手法である「5S・カイゼン」に関する体験型ワークショップを提供した。また、カンボジア日本人材開発センターで開催した「カンボジア女性起業家支援セミナー」（2015 年 3 月）では、機構がモデレーターを務め、カンボジアで起業した日本人、米国人、カンボジア女性起業家のパネリストとカンボジアの起業における課題や解決策を議論した。同セミナーでは米国の講師が女性の経済的エンパワーメントのメンタートレーニングに関するワークショップを実施した（カンボジア女性省次官、駐カンボジア日本国大使、駐カンボジア米国臨時代理大使等、約 120 名が参加）。

(3) 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議 1325 号行動計画への貢献

- **国連安保理決議 1325 号行動計画の作成過程への貢献**：国連安保理決議 1325 号は紛争下の女性の課題に焦点を当てた決議であり、2000 年に採択された。同決議は、紛争予防、紛争解決、和平プロセス、紛争後の平和構築等の全てのプロセスへの女性の参画、紛争下における性的暴力からの女性の保護等を各国に要請し、これまでに 46 か国で行動計画が策定された。2013 年 9 月の国連総会において、総理が市民社会とともに日本の行動計画を策定することを表明したことを受けて、機構も、政府主催の少人数グループのメンバーとして計 12 回の検討会に参加した。検討段階で機構の経験と知見に基づく意見を提出し、具体性のある行動計画

の策定に貢献している。今後は、行動計画のうち開発援助の対象となる部分について、機構としてモニタリングを実施していく必要がある。これまでの関連事業の経験や教訓を取りまとめた上で、モニタリングの手法を検討し内部の実施体制の整備を進める予定である。また、紛争とジェンダーに関する調査研究を米国の研究機関（ジョージタウン大学）と実施する予定である。

- なお、米国研究機関（ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所）が主催した「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」に関するシンポジウム「Smart Power : Security Through Inclusive Leadership」（12月、於米国ワシントン）には、ヒラリー・クリントン氏の基調講演の後のパネルに機構理事長が出席し、国際援助機関の立場から女性の参画やエンパワーメントの重要性を説明した。

（4）第3回国連防災世界会議

- 「防災における女性のリーダーシップ推進のための研修」の立上げ準備：第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015－2030」において、女性の参加と能力強化の重要性が明記された。また、日本政府が発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の基本方針として女性の参画の重要性が明記され、その具体的施策として「防災における女性のリーダーシップ推進のための研修」の立上げが表明された。パブリックフォーラム「女性の力で変革を」においても、ジェンダーの視点に立った災害対応の促進も議論され、機構副理事長がジェンダーと多様性の視点に立った災害対応と女性の参画の重要性について発信し、防災における女性のリーダーシップ育成の研修を開始することを表明した。機構は、同研修の立上げに向けて、関係者との意見交換を行い、実施に向けた準備を行っている。また、ジェンダー視点に立った災害対応の強化のために、災害とジェンダーに関する調査研究を米国研究機関（ジョージタウン大学）とともに実施する予定である。さらに、機構のこれまでの災害とジェンダーの取組をパンフレットにまとめ、上記から得られた知見を国内外に発信している。

3－3．評価結果の反映状況

＜指摘事項＞

今後ジェンダー主流化の具体的なあるべき姿を明示した活動への進化とともに、ジェンダーの視点に立った案件の増加、ジェンダー主流化に資する制度構築、個別支援の強化、ジェンダー視点の事業等の広報の強化等を期待する。

＜対応＞

事業におけるジェンダー主流化の優先的課題を示すため、協力量針や執務参考資料を作成した。また、主要事業におけるジェンダー案件の件数比率は、入手可能な最新のデータである2013年度の実績は39%となっている。2014年度は、ジェンダー主流化取りまとめ部門から各事業担当部署に対して、上記方針や執務参考資料の周知、職員向け研修等を積極的に行い、事業担当部署におけるジェンダー主流化の取組を促進した。また、協力相手国のジェンダー主流化に資する制度構築の支援としては、課題別研修「行政官のためのジェンダー主流化政策」を実施した。機構は、これまでカンボジアやナイジェリア等で行ってきた支援を検証し、今後の支援のあり方を検討するため、「男女共同参画を推進するナショナル・マシナリー（国レベルの機構・組織）への効果的な支援アプローチ」の調査研究に着手。さらに、ジェンダー視点の事業等の広報を強化し、優良事例のパンフレットの作成や機構広報誌への特集記事の掲載により、機構内外に積極的に発信した。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：

機構内部におけるジェンダー主流化の体制強化に関しては、外部有識者の助言を得ながら組織内の主流化体制を適切に運用するとともに、初めての取組として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに係る協力方針」を策定し、組織全体で優先的に取り組むべき課題を明確にした。また、標準的指標例・代表的教訓、事例集の作成を通じ、事業実施の各段階においてジェンダーの視点に立った業務運営の実施を促進した。さらに、職員研修を通じ、事業担当部署の職員のジェンダー視点の強化に努めた（研修受講者は前年度の135名から158名に増加）。加えて、主要セクターの事業現場におけるジェンダー主流化の実践を促進するため、農業・農村開発、インフラの各分野の開発コンサルタント等に対する働きかけも行った。

ジェンダー視点に立った事業の運営に関しては、国別分析ペーパーにジェンダー視点の反映やジェンダー基礎情報収集調査を実施するとともに、キルギスやフィリピン等において、女性の経済的エンパワーメントに資する事業を実施した。

日本政府のジェンダー主流化に関連する政策への貢献に関しては、日本政府が開催した「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！TOKYO 2014）」や第3回国連防災世界会議の関連会議に対して、理事長、副理事長による機構の取組の発信を通じて貢献した。また、TICAD V の政府公約である女性に配慮した SHEP アプローチの広域展開も着実に進めた。加えて、国連安保理決議1325号に基づく日本政府の行動計画策定に対しても、検討会メンバーとして、これまでの機構の現場での取組を踏まえた意見を提出し、具体性のある行動計画の作成に貢献している。

以上を踏まえ、政策的重要性が一層高まっているジェンダー主流化の推進のため組織的な取組により態勢を強化したこと、日本政府の政策に機動的に対応し貢献したことから、中期計画における目標を上回る成果が得られていると認められる。

＜課題と対応＞

事業におけるジェンダー主流化促進の現状をレビューし、各事業への女性の参画等を一層推進するための効果的な方策を検討する。

3－5．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

機構内のジェンダー主流化促進体制については適切に運営し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに係る協力方針」を策定したことは一定の成果である。またジェンダー理解の促進については、特に外部人材向けに農業・農村開発分野、インフラ分野など対象者の特性に合わせた研修を実施した。さらに、ジェンダー視点に立った事業の運営については、国別分析ペーパーや個別案件へのジェンダー視点の反映が促進された。

政策への機動的な対応としては、TICADV フォローアップへの貢献に加え、国連安全保障理事会決議第1325号に係る行動計画の策定に関して積極的な貢献を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

今後もジェンダー主流化促進体制の整備・運営を適切に行い、ジェンダー視点に立った事業を促進することを期待する。特に、「女性の輝く社会」実現に向けた政府の方針及び「女性の地位向上に一層取り組む」という中期計画に沿って、さらなる機構の取組を推進し、具体的な成果をあげることが求めたい。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 19	事業評価		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）（平成 24 年度） 0097 無償資金協力

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
外部事後評価着手件数 ・ 技術協力 ・ 円借款 ・ 無償資金協力			96	79	98			予算額（千円）			(注)		
			20	20	20			決算額（千円）					
			50	41	51								
			26	18	27								
内部事後評価着手案件 ・ 技術協力 ・ 無償資金協力			43	62	78			経常費用（千円）					
				32	55			経常利益（千円）					
評価結果ウェブサイト公開件数 ・ 和文 ・ 英文								行政サービス実施コスト （千円）					
				138	184	188							
				137	182	182							
テーマ別評価実施件数			2	3	3			従事人員数	14	16	16		

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組

(ハ) 事業評価

客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODAの見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。

中期計画

(6) 事業の横断的事項に関する取組

(ハ) 事業評価

(一段落目は中期目標と同じのため省略)

具体的には、

- ・ 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。
- ・ 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。
- ・ プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。

年度計画

(6) 事業の横断的事項に関する取組

(ハ) 事業評価

- ① 事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得る。また、得られた教訓を事業に反映できるよう、活用プロセスの改善に取り組む。事業評価の質の向上については、開発課題別に標準的指標と代表的教訓を整理した参考資料を活用し、評価に携わる外部人材等の能力強化を行うとともに評価結果の定性分析を行う。
- ② 事業評価年次報告書を分かりやすい形で作成・公開し、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書等のウェブサイトへの掲載を促し、事業評価結果の検索システム機能を充実させる。事業評価結果の公表に加え、各種評価情報を積極的に外部に発信していく。
- ③ プログラム単位の協力事業の事前評価段階での成果指標の設定及び教訓の活用を促進する。また、インパクト評価の実施により、事業効果のより正確な測定に努める。また、その結果を、内外への発信や事業の改善に活用する。

主な評価指標

指標 19-1 事後評価の実施状況

指標 19-2 事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況

指標 19-3 評価結果の情報公開の状況

指標 19-4 プログラム単位の評価およびインパクト評価等の実施状況

3-2. 主要な業務実績

指標 19-1 事後評価の実施状況

1. 事後評価の実績

(1) 外部評価

- ・ **実績と公開状況**：外部評価の対象は原則 10 億円以上の案件で、終了後 3 年以内に実施している。2014 年度の評価完了案件は 76 件（技術協力 20 件、円借款 38

件、無償資金協力 18 件) で、評価結果は機構ウェブサイトを通じ外部に公開した (2013 年度 79 件 (同 20 件、41 件、18 件)) また、新たに 98 件 (同 20 件、51 件、27 件) の評価作業を開始し、2015 年度に完了予定である (2013 年度 79 件 (同 20 件、41 件、18 件))。

- **結果：**外部評価では、国際的基準 (OECD-DAC5 項目) に基づき、レーティング (格付け)⁹を付している。2014 年度外部評価完了案件の分布は、A20 件 (26%)、B36 件 (48%)、C17 件 (22%)、D3 件 (4%)。A と B を合わせた合計は全体の 74%を占めており、おおむね期待された効果が得られたものと判断できる。C、D の要因としては、「事業を取り巻く環境の変化」、「関連事業の遅延に伴う効果発現の制約」、「運営・維持管理の組織体制の問題」が挙げられる。

(2) 内部評価

- **実績と公開状況：**対象は 2 億円以上 10 億円未満の案件で、終了後 3 年以内に海外拠点等が実施している。2014 年度の評価完了案件は、前年度からの繰越分を含め 50 件 (技術協力 27 件、無償資金協力 23 件) で、評価結果は機構ウェブサイトを通じ外部に公開した (2013 年度 82 件 (同 48 件、34 件))。加えて、78 件 (55 件、23 件) の評価作業を開始し、2015 年度に完了予定である (2013 年度 62 件 (同 32 件、30 件))。
- **結果：**50 件の総合評価の結果から、半数を超える事業で事後評価段階において期待された効果がおおむね得られたと判断できる。評価対象案件の中で課題がある案件は、「持続性」に関するものが多く、その要因としては実施機関の予算措置等の財務面での課題が挙げられる。

2. 事業評価の質の向上に向けた取組

(1) 事後評価の質の向上

- **妥当性の分析強化：**事業評価外部有識者委員会の提言を受けて、妥当性の分析強化を外部評価 (円借款 4 件) にて試行的に開始した。
- **海外拠点が実施する内部評価：**海外拠点の評価に関する課題 (マンパワー不足、知見・経験不足、評価件数の増大等) を踏まえ、評価プロセスの簡素化や支援体制の強化等、内部評価の効率化と質の担保のための取組を実施した。例えば、評価部の役割分担の明確化による確認プロセスの簡素化、本邦コンサルタントを活用したヘルプデスク機能の強化、現地職員の研修を実施した。

(2) 事前段階の評価の質の向上

- 事前評価の質を高めるため、担当事業部による事業事前評価表の決裁の前に評価部との協議を義務付けている。2014 年度は、事業部が行う計画・審査段階の事前評価表等 456 件への助言・支援を行った。

(3) JICA 事業評価ガイドライン (第 2 版) の作成と公表

- 2010 年の JICA 事業評価ガイドライン第 1 版制定後の各種制度変更を反映するため、第 2 版を作成した。第 2 版では、対外的な説明責任を果たすことを重視し、

⁹ 事業の①妥当性、②有効性、③インパクト、④効率性、⑤持続性について個別に評価し、その結果を基に総合評価を「A (非常に高い)」、「B (高い)」、「C (一部課題がある)」、「D (低い)」の 4 段階でレーティングするもの。ただし、レーティングは評価の全てを包括的に反映してはいないため、その結果のみが過度に強調されることは好ましくなく、機構では、あくまでも参考指標として扱っている。

機構の事業評価に関する重要な考え方を簡潔に示す内容とした。また、海外の関係者向けに英文版を初めて作成し公表した。

(4) 事業評価外部有識者委員会の開催

- **概要：**事業評価外部有識者委員会を年 2 回開催し、主に評価の戦略的活用のための事後評価の効率性・効果の向上、過去の事業評価外部有識者委員会における提言への対応状況について意見交換を行った。委員からは、前者に関しては「プログラム単位や同種事業をまとめて評価するという効率化のための案は正しい方向性であるが、評価対象事業をどう選別するかのプロセスと戦略が重要」、また、後者に関しては、「欧米ドナーは援助の効果の議論を密接にシェアしている。今後、アジアのドナーコミュニティにおいて、日本が中心的な役割を担うためにも、発信力の強化が必要」等の助言を得た。
- **助言とその反映：**これら助言をいかし、機構では人材育成の強化、教訓活用の改善策などを行った。また、事業評価年次報告書に関して、構成の工夫による読みやすさ改善の助言を得たため、制度と評価結果の関係が分かりやすくなるように章立てや資料の配置を工夫して、2014 年版報告書を作成した。

(5) 内部関係者及び外部関係者の評価能力向上への取組

以下のとおり、評価に関する研修を行った（受講者計 965 名）。

• 本部職員

- **評価部が実施する職員向け研修（JICA アカデミー）：**2014 年度は 3 コース、受講者 331 名（2013 年度 3 コース、228 名）。具体的には、①明確な目標と適切な指標設定（6 回、176 名）、②事後評価から学ぶ、事業の有効性を上げる方策（新規。5 回、66 名）、③インパクト評価入門（6 回、89 名）。
- **インパクト評価研修：**統計学、インパクト評価の主な手法、演習から成る全 18 回の研修を実施し、17 名が参加した。
- **新入職員向け事後評価研修プログラム：**2015 年度開始に向けて必要な準備を行った。

• 在外事務所員

- 現地職員を対象に、テレビ会議システムを用いた事後評価入門研修を新たに 5 回開催し、計 170 名が受講した。
- 現地職員を対象に、評価研修を 13 回（中国、タンザニア、フィリピン、バルカン、モロッコ等）実施し、127 名が受講した。
- 在外事務所員等を対象に、テレビ会議システムを用いたインパクト評価入門研修を新たに 3 回開催し、計 64 名が受講した。
- 日本評価学会の評価士養成講座（2 回）、海外コンサルティング企業協会、コンサルタントのための国際協力基礎講座（2 回）において評価に関する講義を行った（計 5 回、123 名）。また、来日した研修員等に機構の事業評価に係る講義を行った（6 回、計 133 名）。さらに、外部人材への評価諸手法の能力強化研修（保健分野のインパクト評価）、明治大学、龍谷大学によるセミナーに各 1 回、講師を派遣した。
- 現地調査に関する電話会議 23 回、ローカルコンサルタント雇用支援 17 件などを通じて、在外事務所員や現地職員の能力向上に取り組んだ。

(6) 他開発援助機関等との連携

- **評価手法に関する情報収集：**世界銀行独立評価局との「独立評価とガバナンス・セミナー」開催（6 月）、世界銀行 Development Impact Initiative とのインパクト評価に係る面談（8 月）、世界銀行 Strategic Impact Evaluation Fund とのインパクト評価に係る面談（9 月）、OECD-DAC 評価ネットワーク定期会合への参加（11 月）、Science of Delivery に係る国際会議への参加（12 月）を通じて情報収集、意見交換を行った。
- **機構の評価の取組の発信：**China-DAC ラウンドテーブル（6 月）、ADB 独立評価局主催のフォーラム（9 月）、ADB と 3ie（International Initiative for Impact Evaluation）主催のインパクト評価カンファレンス（9 月）、外務省とマレーシア経済企画院の共催による ODA 評価ワークショップ（12 月）での発表を通じて機

構の事業評価やインパクト評価の取組の発信を行った。

- **他援助機関との合同評価：**韓国国際協力団（KOICA）とのタンザニアにおける税関システム管理に係るプロジェクトに関する合同評価を実施した。また、フランス開発庁（AFD）とのインドネシア気候変動プログラムローンに関する合同評価が完了した。
- **日本国内への貢献：**日本評価学会に参加（5月及び11月）し、機構のインパクト評価や事業評価全般の取組状況について発表した。

指標 19-2 事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況

1. 標準的指標と代表的教訓の整理

- **2014 年度の取組：**「技術協力プロジェクトの開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓レファレンス」として、14 分野（基礎教育、災害対策（防災）、農業開発・農村開発、中小企業振興、貿易・投資促進、水資源、法整備支援、障害と開発、ジェンダーと開発、金融、保健、地方行政、平和構築分野、廃棄物管理）における指標に加え、代表的な教訓を課題別指針の開発課題体系図の考え方にに基づき整備し、ウェブサイト上でも公開した。
- **行政改革推進会議で優良事例として評価された取組：**「無償資金協力開発課題別の標準指標例」については、2012 年度行政事業レビューの対応状況報告として外務省開発協力適正会議の席上で発表し、その後の機構内での運用を経て、総理を議長とする第 11 回行政改革推進会議（6 月）にて、各府省が行う事業改善の取組の優良事例として同会議有識者委員により紹介され、評価された。この標準指標例は海外拠点のナショナルスタッフ等が活用できるように、英文化を行い「JICA Standard Indicators for Grant Aid Projects」として整備しウェブサイト上でも公開した。
- **教訓検索システムの構築：**評価結果から得られた個別プロジェクトの教訓を横断的に分析・加工し、より汎用性・実用性の高い重要教訓としてナレッジ化するプロセスを確立した。同プロセスを経て生産された重要な教訓を一元的に蓄積・管理するため、教訓検索システムを新たに構築し、機構内で利用を開始した。

2. 評価結果の事業への活用を促進する取組など

- **重要教訓のナレッジ化：**個別プロジェクトの重要教訓情報を類似案件等に活用しやすい形に分析・加工（ナレッジ化）する新たな取組として、2014 年度は 4 分野（灌漑、水産、自然環境保全、防災）で、評価部、課題部、国際協力専門員、外部有識者やコンサルタント等有する暗黙知をナレッジ教訓シートに取りまとめた（「JICA ナレッジ・マネジメント推進計画」の施策の一環）。
- **「講評」の開始：**事業評価結果を関係事業部に対し直接フィードバックし、組織的に評価結果を共有するため、2014 年度から「講評」を開始した。事業部門、海外・国内拠点（テレビ会議）等、様々な部署から役職員・国際協力専門員計 202 名が参加した。理事会、全体部長会、在外事務所長会議でも同様の説明を実施することにより、組織全体で評価結果を共有した。
- **過去の事後評価結果の分析：**過去の事後評価レーティング結果を取りまとめること（説明責任）、将来に向けた示唆を得ること（学習・改善）、を目的として、「事後評価のレーティング結果の取りまとめ及び業務改善に向けた Preliminary な分析について」を試行した。さらに、この分析を基に、2009 年度から 2013 年度の事後評価結果の統計分析、より戦略的（有効かつ効率的）な評価の実施に向けた、事後評価方法に係る改善策の検討、2014 年度事後評価における定量分析の強化を目的として、より精緻な統計分析の実施を行っている（2015 年末に報告書完成予定）。

3. 評価結果の統合的な分析・検証を受けたテーマ別評価等の実施

- **テーマ別評価：**「ナレッジ教訓の抽出（評価結果の横断分析）」（上記 2. 参照）、「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」（指標 19-4 参照）を実施

した。

- **新評価手法の検討**：これまで評価が難しかった医薬品等供与に関する無償資金協力案件の事後評価について、他ドナーの評価手法の検討等を通じ、評価手法の提言を導出した。
- **開発調査型技術協力の評価**：事前評価・事後評価のあり方に係る検討と事前評価表記載要領の改訂を行った。
- **コミュニティ開発支援無償の評価**：事前評価・事後評価のあり方に係る検討と事前評価表記載要領の改訂を行った。
- **ジェンダー教訓の導出**：ジェンダー平等に配慮した案件からの教訓を導出し「事業評価年次報告書 2014」に掲載した。

指標 19-3 評価結果の情報公開の状況

- **事業評価年報とウェブサイトでの情報公開**：機構の事業評価について取りまとめた「事業評価年次報告書 2014」を機構ウェブサイト上に公開した（和文 2015 年 3 月、英文 2015 年 5 月）。さらに、和文 188 件、英文 182 件の事業評価結果を新たに公開した（2013 年度和文 184 件、英文 182 件）。こうした取組の結果、機構ウェブサイトの事業評価に関するページ閲覧数は、和文 38 万 9,305 件、英文 8 万 3,943 件（2013 年度和文 9 万 6,377 件、英文 5 万 5,697 件）となった。
- **その他の報告書の公開**：また、2013 年度に実施した事後評価報告書（外部評価・内部評価）、テーマ別評価「病院における 5S-KAIZEN-TQM の成果発現プロセスに係る分析」、「プロジェクトの PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討」、「開発効果の持続性確保のための相手国政府による公共財政管理に向けての考察」、「コロンビア共和国紛争の被害者・共生和解支援プログラムの評価」の報告書もウェブサイト上で公開した。

指標 19-4 プログラム単位の評価およびインパクト評価等実施状況

- **協力プログラムの「評価可能性」**：テーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」では、協力プログラムの「評価可能性」に着目し、協力プログラム形成時にその計画が満たすべき「要件」（評価可能性の確保に必要な要件）を明確化し、評価設問項目、評価ツール（案）を作成した。
- **インパクト評価**：2014 年度は計 9 件のインパクト評価を実施した（フィリピン「ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業」、ルワンダ「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会参加のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」、モザンビーク「マプト市における持続可能な 3R 活動推進プロジェクト」のパイロットプロジェクトにおけるインパクト評価等）。
- **インパクト評価に関する研修、国内外の学会での発表等**：指標 19-1 参照

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も事業評価結果の事業へのフィードバックの強化を図りつつ、過去の教訓を新規事業・評価に具体的に生かす仕組み作りに期待する。プログラム目標の達成のため重要な施策の実施状況及び有効性の検証の仕組みづくりや、インパクト評価にも期待する。また、事後評価（外部）結果は総合レーティングだけでなく、各評価事項について優良事例、懸案事例を詳細に分析し、持続性確保や次期案件形成のみならず、実施監理体制の改善にもどのように反映されているかを示す必要がある。

<対応>

事業へのフィードバックの強化と過去の教訓をいかす仕組みづくりについては、事業の PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントのフローを整理の上、事業評価結果の事業部門への伝達を目的とした「講評」の導入、個別プロジェクトの教訓のナレッジ化プロセスの確立と導入、4 分野におけるナレッジ教訓の導出と公

開、教訓検索システムの新規構築と導入を行った。プログラム目標達成に向けた検証の取組については、「協力プログラムの評価可能性」に関するテーマ別評価を通じて検討を行い評価可能性の確保に必要な要件を整理した。インパクト評価については、計 9 件を実施するとともに、インパクト評価に特化した研修を実施する等、職員の能力向上に取り組んだ。事業評価結果を活用した実施監理体制の改善については、2014 年度、灌漑、水産、自然環境保全、防災、の 4 分野について、課題部、外部有識者を含めたワークショップ等を行い、重要教訓を抽出した。案件計画調書の記載要領や要望調査の実施要領において、事業評価結果の活用についての記載を義務付ける等、実施監理体制の改善に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：

機構は近年、事業評価の結果を新規事業に具体的かつ確実にいかすための組織的な仕組みとして、10 に及ぶ取組を導入してきた。2014 年度は、評価部門が個々の案件の評価で得られた教訓を分類し、評価部門と事業部門が共同でそれら教訓を実用性・汎用性の高い組織的ナレッジに加工し、選別した上で、評価部門が一元的に管理する検索可能なデータベースに蓄積するという包括的・組織的な仕組みを導入し、必要なインフラの整備や職員研修も行った。これまで個々人の経験知・暗黙知や個々の評価書に埋もれていた教訓情報を組織的な形式知に変換すると同時に、事業担当者によるこれら教訓情報へのアクセスを飛躍的に向上させる効果が期待できる。

また、行政改革推進会議では、上記の 10 の取組の一つとして従来取り組んできた「無償資金協力開発課題別の標準指標例」の作成が、各府省による実質的、自発的な事業改善の取組として紹介された。同会議に応募のあった各府省の改善取組 30 件の中から民間議員により選定された 3 件のうちの一つであり、具体的な数値目標・効果指標を設定して PDCA サイクルを強化した点が、政府全体で共有すべき優良事例とされた。これに加え、「技術協力プロジェクトの開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓レファレンス」（これまでに 14 分野で作成済み）において、定量化が困難な技術協力の指標を取りまとめて公開した点も成果といえる。

他方、事後評価の実施（指標 19-1）や評価結果の情報公開（指標 19-3）については、モニタリングの対象としている指標の実績値がいずれも順調に推移していること、事業評価外部有識者委員会の意見を反映してより分かりやすい事業評価年次報告書となるように内容を改善したことなどから、着実に実績を上げていると判断できる。新たな評価手法（指標 19-4）についても、インパクト評価件数の増加をはじめ、着実な実績を上げていると判断できる。加えて、外務省独法評価委員会の指摘事項や事業評価外部有識者委員会の助言を反映し、着実に評価制度とその運用の改善を行った。

以上を踏まえ、事業評価結果の事業へのフィードバック機能の強化についての新たな仕組みを導入したこと、無償資金協力の標準指標例が政府全体の優良事例として認められたこと、その他の目標においても順調に実績を上げたことに鑑み、本項目全体として、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

組織全体で事業評価結果を事業にフィードバックする仕組みを効果的に運用するため、評価部門においても、開発課題ごとの知見の蓄積と事業部門へのフィードバックを行うための体制が必要となる。このため、2015 年度は評価部門の体制を援手法別から課題別に改編する予定である。

３－５．主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

2014 年度は、合計 76 件の外部事後評価を完了、ウェブサイトで外部に公開し、内部評価は 50 件を実施・公開するなど、次の事業につなげるための評価結果の共有・公開における取組が着実に実施されている。

事業評価の質の向上に向けた取組として、事業評価年次報告書の作成に当たり、外部有識者委員会の指摘を踏まえるとともに、内外関係者への評価能力向上にかかる研修では合計 965 名の受講を得る等、積極的な取組が推進されている。

事業へのフィードバックに向けた情報共有として、14 分野における標準的指標に加え、代表的な教訓を開発課題に合わせて整備し、ウェブサイトで公表するとともに、重要教訓のナレッジ化やテーマ別評価によるナレッジ教訓の抽出など今後の事業の質の向上に関する取組を推進した点は評価できる。また、「無償資金協力開発課題別の標準指標例」の作成が評価され、各府省による実質的・自発的な事業改善の取組として行政改革推進会議の場で優良事例として紹介された。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜今後の課題＞

平成 27 年度春の「行政事業レビュー」では、外部からの視点の導入、ナレッジ教訓の活用状況の可視化、外部評価者の構成の検討などが指摘されたところ、それらの指摘事項に適切な対応を行うことを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・2014 年度外部評価において、低い評価を受けた案件（C、D 評価の 26％）があるため、評価結果に至った原因分析を行い、得られた教訓を今後の事業運営に活かすべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 20	安全対策の強化		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号(平成 27 年度) 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費 交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
関係者に対する安全対策指導の取組 ・派遣前の機構関係者に対する安全対策講習の回数			57	54	84 (注 1)			予算額（千円）			(注 2)		
								決算額（千円）					
・在外拠点の安全対策強化のための調査団の派遣国数（延べ）			33	33	27			経常費用（千円）					
コントラクター等に対する安全対策の取組 ・実施状況調査（有償・無償）及び安全管理セミナー回数			90	105	190			経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数					

（注 1） 2014 年度より、新規実施の短期ボランティア講座、職員研修（セルフディフェンス）及びバイク講座についても計上。

（注 2） 項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組

(二) 安全対策の強化 機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。
中期計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (二) 安全対策の強化 機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。 具体的には、 ●海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ●施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (二) 安全対策の強化 ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。 ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。これまでに取り組んできた執務参考マニュアルの機構内での周知徹底、実施状況調査等によるコントラクターへの助言、事故再発防止の取組等を行うとともに、新たな取組として建設工事の安全管理ガイドラインの運用検討等を行う。
主な評価指標 指標 20-1 関係者に対する安全対策の状況指標 指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

3-2. 主要な業務実績

指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績

テロの拡散等、海外での治安状況に対する懸念が高まる中、以下のとおり引き続き関係者に対する安全対策を強化した。こうした取組もあり、過去、年間 500-600 件で推移していた犯罪被害件数について、2013 年度に 418 件、2014 年度 396 件と低減傾向を継続できた。

1. 本部における安全情報の収集・分析・共有と安全対策への反映

- ・ 機構関係者の派遣国・地域の治安動向等に係る安全情報を常時収集し、適宜リスク分析の上、海外拠点等の関係者に共有するとともに、渡航措置や行動規制に随時反映した。また、必要に応じて海外拠点に配置した安全対策クランクや外部情報リソースに詳細情報収集を依頼し、より精度の高い安全情報収集と共有に努めた。こうしたリスクの高い地域へ関係者を立ち入らせない取組を通じ、犯罪被害の未然防止に努めた。

2. 関係者に対する安全対策強化のための取組

(1) 派遣前の機構関係者に対する安全対策講習の実施

- 関係者の安全意識向上のため、派遣前安全対策講習を計 84 回実施した（安全対策 57 回、交通安全対策 27 回。2013 年度計 54 回）。同安全対策講習では、近年の犯罪被害や交通事故の発生傾向を分析の上、事故防止に向けた対策等を関係者に周知した。

(2) 海外拠点の安全対策強化のための取組

- 安全確認調査**：海外拠点を対象とした安全確認調査を延べ 11 か国¹⁰（2013 年度 15 か国）、安全・交通安全巡回指導を 16 か国¹¹（2013 年度 16 か国）で実施した。
- ソフト面・ハード面の諸対策**：各国・地域ごとの渡航制限及び行動規制の設定による被害防止、安全対策クランク配置による現地情報収集能力の強化、緊急連絡体制の整備（毎月の在外緊急連絡網の更新、衛星携帯電話等配置）、警備員の配置・防犯設備・機材整備による防犯体制の強化等を実施した。
- 海外拠点における安全対策の強化**：シリア邦人誘拐・殺害事件を受け、海外拠点に対し、邦人を対象とするテロ、誘拐、襲撃等、新たなリスクを踏まえた現地治安動向を確認の上、安全対策の強化策を検討するよう指示した（2015 年 2 月）。これを受け、海外拠点は改めて各国における現状を分析、既存の安全対策・行動措置等を再確認し、関係者に改めて周知している。

(3) 資金協力関係者の安全対策強化

- 事業関係者の派遣前オリエンテーション参加を可能とするとともに、海外安全に係る官民の協議会等において適宜情報交換を行った。南スーダン国外退避実施（2013 年 12 月）以降、現地治安状況を定期的に把握し、退避中の事業関係者を含む関係者に情報共有した。西アフリカ 3 か国におけるエボラ出血熱に対応した退避の際は、無償資金協力関係者にも情報共有し、機構関係者に準じ、迅速な退避を推奨した（8 月）。

3. 治安が悪化した国等における緊急対応の実績

- 即応体制**：平日夜間、休日・祝日も含む 24 時間緊急連絡待機体制を本部内に確保し、海外拠点等からの緊急連絡への即応に努めた。2014 年度は 108 件の在外緊急連絡に対応した
- 緊急対応の実績**：タジキスタン（5 月）、ウガンダ（7 月）、ブルキナファソ（11 月）、ミャンマー（2015 年 2 月）、バヌアツ（2015 年 3 月）等、現地治安状況の悪化や激甚災害の発生に対し、迅速な関係者の安否確認、退避、渡航制限、現地行動制限等を実施した。ギニア、リベリア、シエラレオネで拡散したエボラ出血熱に対し、関係者の一時退避等を早期に実施した（8 月）

指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

¹⁰ マリ、南スーダン、フィリピン（2 回）、アフガニスタン、アルジェリア、パレスチナ（2 回）、イスラエル（2 回）、スーダン

¹¹ インド、ブータン、モンゴル、ヨルダン、ザンビア、ジンバブエ、カンボジア、ベネズエラ、グアテマラ、エルサルバドル、フィジー、キリバス、ケニア、マダガスカル、フィリピン、ガーナ

以下のコントラクター等に対する安全対策を強化した。事故事案報告件数は、35 件（2013 年度 38 件）と減少した。

1. 指針文書の策定と運用開始

- **ODA 建設工事安全管理ガイドランスの策定：**年度計画を前倒しして「ODA 建設工事安全管理ガイドランス」を策定し、機構内外へ周知した（9 月）。業界団体（海外建設協会、海外コンサルティング企業協会、国際建設技術協会）に対しては、同ガイドランスの説明会を実施し、理解の促進を図った。また、技術協力、無償資金協力、有償資金協力における同ガイドランスの運用方針を策定した上でその適用を開始した。さらに、同ガイドランスの策定を踏まえ、施設建設等事業に関連する執務参考資料「業務指示書作成の手引き」に同ガイドランスの内容を反映した。
- **施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針の策定：**「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し（2015 年 2 月）、2014 年度の安全対策の取組実績の確認、事故の発生状況の確認及び原因・傾向の分析、安全対策の改善策の検討を行った。同委員会での議論を反映し、新たな取組として、施設建設等事業における安全対策に対する機構の基本理念及び基本方針として「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を策定・公開し、運用を開始した（2015 年 3 月）。
- **組織的な安全対策の推進：**個別の事故事案に対しては、事故原因、再発防止策、工事实施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめて関係者へフィードバックし、事故の予防に努めた。また、事故事案報告が連続した場合には、機構内で全関係部署に安全対策の徹底と事故の予防に関する注意喚起を行った。

2. 現場における安全対策強化のための取組

- **資金協力の実施状況調査：**現場における安全対策の状況確認と改善提言等を行う実施状況調査について、無償資金協力事業関連で 33 か国 91 件（2013 年度 35 か国 67 件）、有償資金協力事業関連で 9 か国 32 件（2013 年度 8 か国 26 件）を実施し、各現場における安全対策の徹底と事故の予防に努めた。また、コンサルタントが機構に提出する無償資金協力の施設案件の進捗状況月間報告に対し、機構の資金協力アドバイザーが技術面及び安全面からの助言を行い、安全対策の徹底に努めた。11 月に実施した円借款の本邦技術活用条件（STEP）案件に関する施工安全確認調査（スリランカ）では、機構、相手国実施機関、コンサルタント、コントラクター等の参加の下、ODA 建設工事安全管理ガイドランスに関する質疑応答とともに、大コロンボ圏都市交通整備事業で発生した工事事故の原因分析を行い、安全管理に対する改善策を提言した。
- **海外拠点の安全対策の強化：**在外事務所長会議（9 月）において、海外拠点の所長に対し、工事安全対策に関する機構の考え方や現場における安全対策への対処等を説明し、工事現場を確認する際の参考資料「現場の見方」を配布して海外拠点における安全対策の強化に努めた。また、原則として全ての海外拠点に工事安全対策担当者を配置し、現場における安全対策を徹底する体制を整えた。さらに、工事安全に関する意識の醸成のため、施設建設等事業の現場を管理する海外拠点等の関係者に対し、安全管理セミナーを 31 か国 67 件実施した（2013 年度 8 か国 12 件）。
- **開発途上国関係者の安全意識の醸成：**課題別研修「社会基盤整備における事業管理」コースにおいて、安全・衛生管理に関する講義・視察を実施し、開発途上国の関係者における工事安全に関する意識の醸成に努めた。また、国別研修イラク ODA セミナーの中で工事安全対策セミナーを実施し、円借款事業の Project Manager（局長級）に対し、工事安全対策の重要性と安全対策の手法についての理解促進を図った。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も引き続き現場における適切かつ十分な安全配慮を行うとともに、特に紛争地・遠隔地や職員が少ない地域での在外職員やボランティアへの精神面でのサポートの一層の強化が期待される。

<対応>

現場における安全配慮について、機構関係者に対しては、各国の治安情報収集及び渡航措置等への反映、緊急事態発生時の関係者の安全確保等、必要な諸施策を随時実施した。コントラクター等に対しては、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」の制定・周知、各種安全対策指導等を実施し、現場における事故の予防と低減に努めた。紛争地・遠隔地や職員が少ない地域での在外職員やボランティアへの精神面でのサポートについては、派遣前にメンタルヘルスケアに関する研修を実施するとともに、派遣中も24時間体制で相談を受け付ける「こころの電話相談」窓口を設置・運用する等の対応を継続した。また、退避等の有事の際には、対象者に対してストレスチェックを行い、必要に応じて顧問医との面談も行っている。なお、ミャンマーへの派遣者に関しては、これまでタイ事務所が遠隔で健康管理を行っていたが、2015年度にミャンマー事務所に新たに健康管理員1名を配置する予定である。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

機構関係者に対する安全対策について、テロの拡散等、海外の治安リスクが高まる中、治安情報収集及び渡航措置等への適切な反映、派遣前関係者の安全意識向上の促進（安全対策講習の回数は54回から84回に増加）に努めるとともに、海外拠点の安全対策を強化し、治安が悪化した国等においては迅速な緊急対応等を実施した。こうした取組もあり、犯罪被害件数は減少した（2013年度に418件、2014年度396件）。

コントラクター等に対する安全対策については、新たに「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」、「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」等の指針文書を策定し、運用を開始した。また、原則として全ての海外拠点に工事安全対策担当者を配置するとともに、資金協力の実施状況調査（2013年度延べ43か国93件、2014年度延べ42か国123件）及び安全管理セミナー（2013年度8か国12件、2014年度31か国67件）を拡充し、海外拠点の安全対策を強化した。こうした取組もあり、事故事案報告件数は35件（2013年度38件）と減少した。

以上を踏まえ、組織全体で安全対策の強化に取り組んだ結果、犯罪被害件数及び事故事案報告件数が減少したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

テロの拡散等、海外での治安リスクが一層高まる中で、いかに関係者の安全を確保するかが課題であり、引き続き各国の治安状況の把握に努め、適時・的確な対応を図るとともに、関係者の意識向上のための取組を継続する。特にコントラクターに対する安全対策については、現場における安全対策の一層の徹底、機構内における啓発活動の実施、海外拠点等における「安全対策強化キャンペーン」の実施等を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

< 評定に至った理由 >

各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮し、安全情報の収集・分析・共有、安全対策への反映を行うとともに、機構事業関係者に対する安全対策強化のための取組を適切に行った。また、年度計画を前倒しして「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」を策定し、業界団体に対する説明会を実施するなど、特にコントラクター等に対する安全対策の強化を実施した。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

< 今後の課題 >

引き続き、現場における適切かつ十分な安全配慮を行うとともに、有償資金協力を携わる企業関係者を含め、コントラクターに対する安全対策を確実に進めることを期待する。

< その他事項（有識者からの意見聴取等） >

・ 対応努力は認められるものの、例年を大幅に上回る水準とは言い難い。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 21	外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交政策の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 号に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。
中期計画 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。
年度計画 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。
主な評価指標 なし

3-1. 年度評価に係る機構の自己評価
2014 年度は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請の実績はなかったため、報告対象外とする。

3-2. 主務大臣による評価
評定：実績がないため、評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 22	組織運営の機動性向上		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (2011 年度)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
国内拠点の利用者数（人）	年度計画に掲げる目標値（2012 年度は 47 万人。 2013、2014 年度は前年度実績以上）	561, 136	589, 572	651, 885	838, 142			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織運営の機動性向上 機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。 海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODAタスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。 国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。
中期計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 組織運営の機動性向上 (一段落目は中期目標と同じのため省略)

具体的には、

- 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。
- 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。
- 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、他法人海外事務所との共用化・近接化について、政府方針等の趣旨に従い、適切に対応する。
- ③ 現地職員の役割の明確化や育成に向けた取組を推進するとともに、海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。また、事務所運営について、現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するための枠組みを導入し、機能させる。
- ④ 旧広尾センター閉鎖後の本部及び国内機関の新たな体制に基づく業務を滞りなく実施する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、両センターの役割と機能の検討を進める。その際、地元自治体等関係機関等との連携のあり方も考慮する。
- ⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について平成 25 年度実績を上回ることを目指す。

主な評価指標

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

指標 22-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況（定量指標：国内拠点の利用者数）

3-2. 主要な業務実績

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- ・ **開発ニーズに柔軟に対応するための課題部の改編**：スケールメリットを活用した柔軟な業務運営の確保及び同一の分野・課題に関する知見の共有・活用促進を通じた習熟度向上を目指すべく、課題 5 部の計画・調整課以外の全課を廃止し、従来の課を超えた分野・課題グループ単位の業務体制を構築した。
- ・ **平和構築・復興支援室の設置**：平和構築に関する ODA の更なる取組強化、平和構築・復興支援に係る業務の増大に対応するため、経済基盤開発部を社会基盤・平和構築部とし、これまで同部の平和構築・都市・地域開発グループが担っていた平和構築部分を独立させ、同部内に平和構築・復興支援室を設置した。
- ・ **広尾センター閉鎖に伴う改編**：「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく広尾センターの閉鎖に伴い、2013 年度に一時的に国内事業部に移管した地球ひろばの機能に関し、1 課を廃止、2 課を東京国際センターに移管、1 課を広報室の地球ひろば推進課（新設）に移管した。
- ・ **研修事業の質の向上と業務効率化のための改編**：従来各国内機関が行ってきた研修関連経理業務の一部を国内事業部の研修経理課（新設）に移管した。同時に、研修事業の各種支援業務を集約することによって業務の効率性や質の向上を図るべく、研修監理員管理課及び研修員受入管理課を研修管理課（新設）に統合した。
- ・ **国際協力人材の育成・活用の一体的実施のための改編**：国際協力人材部の国際協力人材センター課を廃し、同課所掌事務を人材養成課と人材確保課に移管した。また、約 120 名の人員を有する派遣管理センター室の業務を適正に管理するため、同室を廃し、派遣管理第一課及び同第二課の 2 課体制へ改編した。
- ・ **調達業務の効率的運営のための改編**：調達部において計画課及び契約企画課を統合し、同部 5 課体制を 4 課体制に変更した。
- ・ これらの取組の結果、2014 年度末時点で 31 部局所 130 課となった（課には部内室及びグループを含む。2013 年度末時点 31 部局所 151 課、2011 年 4 月時点 145 課）。
- ・ **チーム制のレビュー**：機構は、2013 年度に、プログラム・アプローチの推進も含めた特定の国・地域に関する事案に対して、地域部、課題部、海外拠点の知見を集約し、これら関係部署が密に連携しながら事案に取り組む枠組みとして「チーム制」を導入し、7 件のチームを設置した。2014 年度は、その導入状況をレビューし、事業規模が大きく分野横断的な事案に関して、事業実施の機動性向上、部署間の円滑なコミュニケーション、国内関係者及び先方政府との窓口一元化の実現といった成果が確認された。また、レビューの結果を踏まえ、今後、国・地域に係る事案に限らずに、関係部署の連携ニーズに対応する制度枠組みとして再構築を行う方針を整理した。

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- ・ **適正な配置**：海外拠点の配置については、開発途上地域の政治・経済・社会情勢や治安情勢等の変化、協力実施状況等を踏まえた適正化を図るべく継続的な検討を行っている。2014 年度は、モザンビークにおいて、モザンビーク事務所のある首都から離れた北部地域で「ナカラ回廊開発・整備プログラム」を中心とする事業を円滑に実施するため、同地域の中心地（ナンプラ市）に事業監理の拠点を設置した。
- ・ **他法人海外事務所との共用化・近接化**：6 月にフランス（パリ）において機構事務所が移転し、日本貿易振興機構（JETRO）及び機構の近接化が実現した。また、11 月にはベトナム（ハノイ）において、機構事務所が移転し、国際交流基金、JETRO 及び機構の近接化が実現した。その他、中国、マレーシア、インド、エジプトにおいて、2014 年度内の共用化・近接化の検討を行ったが、主には経済的合理性の観点から適切な物件が見つからず、既存物件の契約更新を行った。

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- **3 か年の運営計画に基づく機動的な海外拠点運営**：機構は、現場のニーズ・状況に応じた機動的かつ効率的な海外拠点の運営を実現すべく、2013 年度に各事務所の 3 か年の運営計画の仕組みを試行的に導入し、各事務所において 2014-2016 年度の計画の運用を開始した。これにより、これまで本部が主導してきた海外拠点の要員や運営経費の管理を、各事務所がそれぞれの運営計画に基づく予算の枠内で柔軟に運用することが可能となった。これを受けて、全事務所において、各事務所の状況に応じた現地職員の評価基準と昇給ルールを整備し、同ルールに基づいた給与改定を行った。また、6 割程度の事務所において、年次における状況変化等に応じた人員体制の変更、増員等を機動的に実施した。
- **現地職員の活用促進**：人事部内に現地職員マネジメント支援班を設け、現地職員管理に係る海外拠点への支援体制を構築した。また、本邦研修の計画・実施・評価に至る一連の業務における現地職員の一層の活用を促すため、研修事業担当現地職員を対象とした本邦研修を実施するとともに、現地職員の本邦研修同行制度について、対象範囲の拡大や手続きの明確化等を行い、活用を促進した。さらには、秀でた能力を有する現地職員が、海外拠点において管理職相当の役割を担うことを可能とすべく、現行制度よりも上位の職階を設けるための検討を開始した。また、現地職員の能力強化の機会拡大の観点から、職員のコアスキル習得のための研修「JICA アカデミー」の一部を現地職員向けに英語で実施した。
- **国内から在外への定員のシフト**：国内における業務の多様化並びに政策課題への対応及び総人件費の制約から、2014 年度は定員シフトの実施が困難であった（2013 年度：国内 1,365 名、在外 433 名。2014 年度：国内 1,368 名、在外 433 名）。一方で、増大する機構業務に対応した人員体制の強化を図るべく、前年度の外務省独立行政法人評価委員会の指摘「現場機能の強化については、在外への人員シフトと人件費の抑制の両立が困難な点は理解するが、長期的には海外拠点の人員増を可能にする方途も検討すべきである。」も踏まえて、2015 年度予算の要求において在外定員を含む増員のための予算を要求し、在外定員 2 名の増員が認められた。
- **海外拠点間の人員配置の見直し**：企業、自治体、大学、NGO からの提案型事業が急増しているベトナム、事業量が急増しているミャンマー、インド及びバングラデシュなど、事業展開上喫緊に現場機能強化が必要となっている拠点については、職員の増員により態勢を強化する一方、将来的に事業量の減少が見込まれる拠点については減員した。また、本部による海外拠点への支援を強化すべく、6 拠点の会計事務に係る権限の見直しを行い、一部業務を本部に移管することにより、これら海外拠点の事務の効率化を進めた。

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- **国内機関統合後の状況**：「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターへの統合（関西国際センターの発足）、札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）については、統合後も各センターにおいて滞りなく業務を継続している。
- **広尾センター閉鎖後の状況**：旧広尾センターの地球ひろばの企画運営に関する業務を広報室地球ひろば推進課に移管し、広報室の有する広報ツール、コンテンツ、人的ネットワークを有効活用することで、地球ひろばの企画力強化、展示内容の充実を図り、広報活動との相乗効果を生み出している。
- **地域の結節点としての機能強化**：関東圏にある国内機関の 1 都 6 県の所掌体制を見直し、従来東京国際センターが所掌していた栃木県を筑波国際センターが、山梨県を横浜国際センターが所掌することとした。これにより、県庁等、地域の主要関係機関へのアクセスが向上し、担当国内機関がより地域に密着し、地域関係機関へのきめ細やかな対応を行うことが可能となった。
- **東京国際センターと横浜国際センターの統合に係る検討の状況**：長期的な研修員受入れのあり方、施設の稼働率・利用状況のほかにも、地域の結節点としての役割等も踏まえて、両センターを含む関係部署が両センターの機能整理について検討した。

指標 22-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

1. 多様なパートナーとの連携強化及び施設利用の促進に向けた取組

- ・ 機構は、各国内拠点において、地域内の企業、自治体、大学、NGO 等の多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進等を進めている。具体的な連携事例は下記 2. のとおり（各パートナーとの連携全般について、指標 9-1～4 を参照）。この結果、2014 年度国内拠点の総利用者数は、83 万 8,142 人と目標値及び前年度実績値（ともに 65 万 1,885 人）を大幅に上回った。利用者増加の原因としては、国内拠点での NGO、自治体及び企業（中小企業含む）の国際協力に関するセミナーや修学旅行生の訪問等の増加が考えられる。

2. 国内拠点での取組事例

- ・ **北海道国際センター（札幌）**：北海道の関係機関と連携した「食と観光国際フォーラム」の取組について、指標 8-4、9-2 参照。
- ・ **筑波国際センター**：2014 年 3 月のベトナム国家主席による茨城県訪問後に、茨城県とベトナムが農業協力実施に関する覚書を締結したことを契機として、2015 年 2 月より草の根技術協力（地域活性化特別枠）「ハノイ市周辺及びナムディン省における都市近郊型農業推進」を開始した。また、スポーツ・フォー・トゥモローへの貢献のため、筑波大学体育専門学群と覚書を締結し、短期ボランティア 5 名を 2015 年 3 月にカンボジアへ派遣した。さらに、銚田市とのインドネシアでの草の根技術協力を機に「なんとかしなきゃ！プロジェクト」メンバーに就任した鹿島アントラーズとの連携を通じ、同国への中古ボール寄贈等の交流事業等を行う予定である。
- ・ **関西国際センター**：2015 年が阪神淡路大震災から 20 年となるとともに、国連の防災行動指針「兵庫行動枠組」の目標年でもあることから、防災分野に特に重点を置き、兵庫県ほか地元自治体、当地所在の国際機関を含む防災関連機関、NGO、大学等との連携により事業を実施した。2015 年 1 月に主催、協力した各種イベントでは計 8,000 名の参加者を得た。特に、兵庫県、ひょうご震災記念 21 世紀研究機構との共催により実施した国際シンポジウムでは、防災の知見と教訓を伝え、これを育む協力の重要性などにつき、民学産官の関係者間で議論を深めた。同シンポジウムには、国連防災担当事務総長特別代表、井戸兵庫県知事（国連が任命する防災・減災リーダーの一人）の参加も得て、第 3 回国連防災世界会議に向けたインプットを行った。他方、草の根技術協力事業や民間連携事業を通じ、関西地域で産学官を挙げて進められている防災技術、環境技術、医療等の地域に優位性のある技術の海外展開の取組と連携するとともに、経済団体幹部、自治体首長、大学長などの現地訪問への同行、関連会合での情報提供や提言を積極的に行うなど中期的な視点からの連携を進めている。
- ・ **九州国際センター**：九州国際センターでは、長年にわたり熊本医療センターと連携した課題別研修を実施し、熊本医療センターと開発途上国の人的ネットワークの形成にも貢献している。特に 20 年前に同研修に参加したエジプト日本科学技術大学（E-JUST）の学長とは、エジプトでの第三国研修に熊本医療センターが短期専門家を派遣するなど、継続的な協力関係にある。10 月に熊本医療センター院長がエジプトを訪問した際には、同国保健大臣から肝炎対策への協力を依頼され、2015 年度の包括的な肝炎対策研修コースではエジプトを中心に研修員を受け入れることとなった。他方、宮崎大学とは、教職員の機構事業への参画（専門家派遣、研修員受入等）や人事交流等を目的に、7 月に連携覚書を締結した。宮崎県で発生した高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫被害の経験を開発途上国に伝えるべく、人獣共通感染症や食の安全性確保を優先分野とする連携事業に取り組む予定である。
- ・ **東北支部**：東日本大震災被災地と連携した第 3 回国連防災世界会議での発信及び草の根技術協力事業並びに復興支援と国際協力に携わる人材の裾野の拡大の取組について、指標 3-1、9-4、10-8 参照。
- ・ **北陸支部**：北陸支部では、地域の経済団体等と連携して、地元の中小企業の海外展開を積極的に支援している。富山県魚津市では魚津市、滑川市、黒部市の商工会議所と中小企業海外展開支援事業セミナーを共催し、外務省、民間連携ボランティア制度の活用企業、帰国ボランティアの参加を得た。また、北陸地域の金融機関及び経済団体を対象とした「ODA を活用した北陸地域企業の訪問・視察ツアー」を富山県、石川県にて実施し、それぞれ 12 名、10 名の参加を得た。さ

らに、民間連携ボランティア事業視察団をカンボジアに派遣し、企業、マスコミ 10 社余りが参加した。他方、企業等の海外視察の帰国報告会とボランティアの帰国報告会をセットにして、「ワールド・レポート in 北陸」として一般公開型のイベントとして開催した。企業関係者等約 80 名の参加があり、参加企業による帰国隊員の採用に関する相談の増加につながった。

- **四国支部：**四国支部では、全国一のため池密度を誇る香川県のノウハウをいかし、香川県及び同県土地改良事業連合会と連携して、地域の水管理に関する課題別研修を実施している。とりわけ、香川県独自のため池維持管理技術、農家が主体的に行う水管理、県境を越えて水を確保してきた取組に関する研修は、研修員から高い評価を得ている。提出された研修事後レポートによれば、過去に研修に参加した 14 か国の 43 名は、帰国後、所属先や地域の水管理を担う住民に対して日本での研修成果を伝えており、その実績は 7,000 名に及ぶ。また、研修を通じて作成した水利施設の改修案を研修員が州政府に提出するなどの成果が発現している。こうした取組は、香川県及び同県土地改良事業連合会との連名による農業農村工学会での発表、香川大学インターナショナルオフィス主催の市民講演会での紹介等により、県内でも積極的に発信されている。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

本部におけるプログラム・アプローチに対応するための取り組みの強化が期待される。海外拠点の機能的統合の更なる検討を進め、現状維持の場合その理由、共用化又は近接化を目指す場合には、具体的な実行の時期を明確にしておく必要がある。また、英国事務所の閉鎖後は、連携協力調査員配置を通じた英国との密接な関係の維持が期待される。現場機能の強化については、在外への人員シフトと人件費の抑制の両立が困難な点は理解するが、長期的には海外拠点の人員増を可能にする方途も検討すべきである。また、海外事務所の権限の拡大、就労環境の整備等の現地職員の活用への取組や、海外と本部との支援業務の事務的な協力体制や業務のスリム化による効率性向上により海外事務所の機能強化が図られることを期待する。国内拠点については、東京国際センターと横浜国際センターの役割分担の明確化に留意しつつ、各国内拠点の地域の特色を生かしたプログラムの展開を期待する。また、ODA の果たす役割の重要性がますます高まっている中、その実施機関である JICA については、各独法に共通して求められる効率化に然るべく対応をしつつも、人員・予算については横並びで整理せず、相応の配慮が不可欠であり、人事制度改革なども一層進めながら、しっかり体制強化を図っていくことが求められる。

<対応>

プログラム・アプローチに対応するための組織運営上の取組の強化として、関係部署の連携枠組みとして 2013 年度に導入したチーム制のレビューを行った。海外拠点の共用化又は近接化については、閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的方針」（平成 25 年 12 月 24 日）の趣旨に沿って、全ての拠点について、契約更新、移転等のタイミングにおいて、共用化・近接化の可能性を検討することとしている。英国事務所の閉鎖後は、連携協力調査員を継続して派遣し、英国との関係を維持している。現場機能の強化については、2015 年度予算要求において、海外拠点を含む人員増に係る予算要求を行い、海外拠点については 2 名の増員に係る予算措置を得た。また、事務所主体の運営計画の運用開始、現地職員の更なる活用のための制度構築、経理業務の一部本部移管等、海外拠点の機能強化への取組を継続した。国内拠点については、地域のリソースを踏まえて各国内拠点の地域特性を設定することで、拠点ごとの研修の重点分野・軸を明確にし、課題別研修の所管決定の際の指針とした。これにより、東京国際センターと横浜国際センターを含む各国内拠点が比較優位を有する分野への研修コースの集約を進めた。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：

本部組織体制の改編については、開発ニーズに柔軟に対応するための課題部の体制強化、日本政府の政策を踏まえた平和構築・復興支援の拡充への対応、業務の効率的運営等を目的として、機動的な改編を行った。この結果、2014 年度末時点の課の数は 130 課（2013 年度末時点 151 課）となった。他法人海外事務所との共用化・近接化については、フランス（パリ）及びベトナム（ハノイ）において機構事務所の移転により近接化を実現した。現場機能の強化に関しては、国内における業務の多様化、政策課題への対応、及び総人件費の制約から、2014 年度は定員シフトの実施が困難であったが、3 か年の運営計画により各海外拠点が必要員や予算を柔軟に運用できるようになったこと、現地職員向け研修を拡充したこと、現地職員管理のための本部の支援を強化したこと等から、現場機能は総合的に強化されたと認識している。国内拠点については、中小企業等の新たなパートナーとの連携を促進し、地域の結節点としての機能を強化した。これにより、国内拠点の利用者数は 83 万 8,142 人となり、年度計画に掲げる目標値（65 万 1,885 人）を上回った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

< 課題と対応 >

現場への権限移譲、現場機能の強化を図るために、2014 年度より各海外拠点の 3 か年運営計画を導入しており、今後、その実施状況のモニタリングを実施する。地方の結節点としての機能を強化するために、国内拠点で実施される事業の戦略、研修事業等の基本戦略を検討する。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

< 評価に至った理由 >

本部組織の改編、国内外拠点の配置適正化に向けた取組、現場機能の強化に向けた取組、多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組において、着実な取組が進んでいる。

本部組織体制の見直しについては、外交上の重要課題に対処すべく、平和構築・復興支援室の設置、分野・課題グループ体制の整備、検証結果を踏まえたチーム制の方針決定は、評価すべき自主的な取組である。

海外拠点の配置見直しに関しては、「独立行政法人等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、パリ、ハノイにおいて他独法との在外事務所の近接化を実施している。また、現場機能の強化について、各事務所の 3 か年の運営計画の仕組みの導入は、現場主導の柔軟な運用を可能にする取組であり評価に値する。

国内拠点に関しては、各拠点の特徴を活かしつつ、多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進が実行されており、2014 年度国内拠点の総利用者数（838,142 人）が前年度実績（651,885 人）を大幅に上回ったことは評価できる。さらに「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）への対応も適切である。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>

現場機能の維持・強化のため、在外への人員シフトに向けて引き続き取り組むとともに、現地職員を一層活用する方策を検討すべきである。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・事業改善の目的達成には、業務運営の改善が不可欠と思われるため、業務運営部門の自己評価が事業部門を下回っているのは問題ではないか。
- ・現地職員の一層の活用の観点から、文書やコミュニケーションの英語化など、現地職員が能力を発揮できる環境整備が必要である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 23	契約の競争性・透明性の拡大		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）,（平成 24 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （イ）契約の競争性・透明性の拡大 機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 中期計画 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （イ）契約の競争性・透明性の拡大 （一段落目は中期目標と同じのため省略） 具体的には、 - 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 - 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。 年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。
- ② コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、契約管理及び実績評価の改善、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の試行・モニタリング・制度改善に継続的に取り組む。また、公示予定案件の公表件数を拡大し、企業等が応募しやすい環境を整える。
- ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査については対象案件を増加させる。
- ⑤ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続する。また、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑥ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

主な評価指標

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

指標 23-4 不正行為等への対応

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 一者応札・応募の実績

- ・競争性のある契約における一者応札・応募の割合は、件数ベースで 27.6%（2012 年度 33.4%、2013 年度 28.8%）となったが、金額ベースで 42.4%（2012 年度 45.5%、2013 年度 37.9%）となった。件数ベースの割合は、新規参入促進と手続き合理化を目的とした契約の大型化（契約期間を長期化）を主な要因に 1.2 ポイント減少した。一方、金額ベースの割合は、大型化した契約について複数者の応札・応募を得られなかったものがあつたことから、4.5 ポイント増加した。
- ・契約件数の 3 割、契約金額の 5 割を占めるコンサルタント等契約においては、一社応札・応募の割合は、件数ベースで 29.4%（2012 年度 39.6%、2013 年度 30.4%）、金額ベースで 50.6%となった（2012 年度 57.1%、2013 年度 50.8%）。

2. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- 契約監視委員会を4回開催し、2回連続で一者応札・応募になった契約17件の点検並びに2013年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約10件の抽出点検を行い、おおむね妥当とされた（2013年度は各15件、9件を点検）。また、国内拠点（筑波国際センター）と海外拠点（カンボジア事務所）を対象に、契約監視委員会委員による事業視察調査を実施した。特命随意契約又は一者応札・応募となった契約を中心に事業の現場の視察を受け、実態を踏まえた適切な契約の点検を受けることができた。

3. コンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施と定着

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（2010年12月7日閣議決定）において機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが求められたことを踏まえ、外部有識者委員会の了解を受けたコンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。こうした取組の結果、47者（2014年度の契約者数の15%）の新規参入を得た（2013年度74者、20%）。

(1) 応募者拡大のための取組

- **ガイドラインの周知**：発注者、受注者の責任・権限を明確化するとともに、受注者裁量を拡大し、より柔軟な業務従事者の配置を可能にするべく、2013年度にコンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」を策定し、2014年度から適用を開始した。2014年度は本ガイドラインの理解促進、周知を目的として、機構内外向けに説明会を計8回開催した。
- **調達予定案件情報の公表**：コンサルタント等がより応募しやすい環境を整備するため、従来は任意で公表していた調達予定案件情報に関し、全ての案件について公表することとした。
- **公示時期の平準化**：一者応札・応募の主要因の一つである、特定時期への契約の集中による業務従事者の配置の困難に対処するため、公示時期の平準化や総括業務従事者の契約状況を考慮した発注時期の調整等を行い、競争性の向上に努めた
- **業務従事者の裾野の拡大**：若手人材や国内経験豊富な人材の活用促進を図るべく、プロポーザル評価における若手育成加点（若手とシニアが組んで正副総括業務従事者として応募した場合に加点する制度）や国内経験を積極的に評価する制度を2013年度に整備し、2014年度も継続実施した。今年度公示した業務実施契約354件のうち201件を若手育成加点対象とし、同対象契約に対するプロポーザル663件のうち251件が若手加点を目指したものとなった。また、制度導入前と比較して、若手の副総括活用が15%増加した。また、評価対象業務従事者が3名以上の業務実施契約126件のうち110件において、一部の従事者についての語学ないし対象国での経験を問わないこととし、国内経験者が参入しやすい条件を整えた。
- **市場との対話の促進**：一者応札・応募の低減のため、開発課題ごとの業界との意見交換会を5回開催した。また、案件の予測性の向上を図るため、前述の調達予定案件情報の事前公表のほか、公示段階での業務指示書（案）の公開と意見招請や公示後の業務説明会の開催を推進している。業務指示書の配布を受けたものの、技術提案書の提出に至らなかった場合に、その理由を把握して今後の改善に資するため、「プロポーザル提出辞退理由書」を導入し、さらに一者応募となった案件については、辞退者から理由書を得るとともに、必要に応じヒアリングを行った上で、「一者応募分析報告」を作成し、今後の対応に活用している。

(2) 競争性・透明性向上のための取組

- **新実績評価制度の適用**：実績評価の質及び透明性の向上を目的として、2013年度に新実績評価制度を整備し、評価項目を大幅に見直すとともに、評価に係る受注者との対話促進（受注者の自己評価導入及び機構による評価理由の説明）の仕組みを盛り込んだ。2014年度はこの新制度の適用を開始した。
- **総合評価落札方式の試行**：総合評価落札方式試行案件22件（2013年度16件）を公示し、2011年度以降の累計は50件となった。試行結果を分析の上、2015年

度から本格導入する予定である（ただし、競争性を損なう可能性のある協力準備調査、大規模又は非定型的な業務を除く）。

4. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- **国内拠点の建物管理契約**：官民競争入札監理委員会の審議を踏まえ、現行業者が過度に有利にならない仕様の作成、スケールメリットをいかした委託内容、成果主義の導入（求める成果レベルを明確にし、それを達成するための投入については受注者裁量を拡大）等の改善を行った。対象入札 6 件のうち 4 件が複数応札となり、一者応札が継続していた従来と比較して大幅に競争性が向上した（指標 25-4 参照）。
- **公告予定案件情報の事前公表**：応札候補企業による予測性を向上させ、応札者の増加を図るため、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を導入した。また、応札勧奨の担当職員用ガイドラインを策定した。特に、前回一者応札・応募となった契約について、これらの取組を強化した結果、2014 年度において更新を迎える契約について 2 回連続一者応札・応募となる案件（契約監視委員会点検対象）は 13 件に減少した（2013 年度 18 件）。
- **企画競争による調達方法の明確化**：コンサルタント等契約以外の契約は原則、入札により契約相手方を選定することとしている。ただし、機構による仕様の確定や正確な積算が困難な業務（例えば広報企画等）又は応募者からの提案を重視すべき業務については、企画競争を通じて調達する場合の実施方法や書式を整備し、業務の目的や内容に応じた適切な調達方法の選定を可能とした。
- **研修事業に関する契約の見直し**：多様な開発途上国のニーズに対応するべく研修委託先の裾野を拡大し、研修事業の質の向上を図る手段として、研修業務委託契約に関し、市場価格を加味した新積算方式を試行的に導入した。また、各国内拠点がより競争性のある合理的な調達方法が選択できるよう、研修事業において研修委託契約の調達方法（競争、参加意思確認公募、特命随意契約）の判断基準を明確化した。

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- **実績**：競争性のない随意契約の割合は件数ベースで 18.1%（2012 年度 17.8%、2013 年度 17.8%）、金額ベースでは、7.7%（2012 年度 8.0%、2013 年度 17.1%）となり、高水準の競争性を維持した。
- **契約監視委員会の点検結果**：2014 年度は、契約監視委員会において競争性のない随意契約 10 件を抽出点検し、機構による競争性のない随意契約の判断は、おおむね妥当とされた。
- **ガイドラインの運用**：引き続き「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、一定金額以上の競争性のない随意契約（特命随意契約及び見積合わせ）については、調達部で真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。本ガイドラインについては競争性のない随意契約の事例、参加意思確認公募制度の改正及び契約監視委員会における指摘を反映し、2015 年 3 月に改訂した。
- **海外拠点の調達実施体制の適正化**：指標 25-3 参照。

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- **外部審査制度の強化**：コンサルタント等契約における選定過程の透明性を向上させるため、2012 年度に導入した外部審査制度について、2014 年度は外部審査委員を 5 名から 8 名に増員し、審査件数を 75 件に増加させた（2013 年度 44 件）。審査の結果、機構におけるコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。
- **契約情報の公表**：引き続き、契約に係る選定結果、契約実績、契約監視委員会審議結果を機構ウェブサイトにて公表した。

指標 23-4 不正行為等への対応

有償資金協力、無償資金協力の入札で不正が発覚した 6 件の事案に対し、契約競争資格停止の措置をとった（2013 年度 2 件）。ODA 事業の不正をめぐっては、2008 年のベトナムにおける贈収賄事件を契機に、再発防止策を講じてきているが、2014 年 3 月に発生した、インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける ODA 事業に関する受注企業による外国公務員への贈賄事案を重く受け止め、日本政府と緊密に連携し、今回不正が発生した関係国のみならず、全ての相手国における ODA 事業について、再発防止策を更に強化するために、以下の取組を講じた。加えて、不正腐敗事案に対する機構内の取組を強化するため、職員や現地職員に対する研修を計 11 回実施した。

- 不正腐敗情報に係る相談窓口の強化：**機構内に不正腐敗防止担当部署を設け、担当役員及び担当者を配置のうえ、外部専門家（弁護士及び公認会計士）の参加を得て、不正腐敗情報に対応することとした。窓口の改善・強化として、ウェブサイト上で日本語に加え、英語や現地語による通報の受付を開始した。また、匿名での通報を可能とすべくシステム改修を実施した。さらに、自主的に不正を申告した企業については措置を減免する制度の導入や窓口の広報を強化することで、窓口への相談・通報を促進した。
- 不正に関与した企業に対する措置の更なる強化：**贈収賄防止への全社的対応を促す観点から、不正に関与した者の役職による措置期間の区分を廃止するとともに、原則として措置期間を改訂前の最長 18 か月に固定した。また、措置期間中は資金協力事業における下請け、円借款事業における転貸先となり得ない点を追加した。さらに、相手国政府の不利益とならないよう案件を措置対象から外す、不利益認定申請の適用範囲を厳格化した。
- 「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の策定：**関係者の不正腐敗に対する認識を深め、不正対策の徹底を求めるため、不正腐敗防止制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取り組み等を解説した「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」を策定し、ODA 事業を受注する企業及び相手国政府・実施機関に対して配布することとした。
- 企業のコンプライアンス強化のための方策：**措置期間終了時のコンプライアンス・プログラム等の改善措置の提出を義務化、ODA 事業の関係業界団体への注意喚起と対話の強化、技術協力事業における外国公務員等贈賄に対する違約金条項の新設（契約金額の 20%、契約終了後も適用）を行った。さらに、資金協力案件における応札の際、不正腐敗行為を行わないとの宣誓書の提出を義務化し、違反した場合は適用可能な措置期間の最長を適用することとした。
- 相手国政府への一層の働きかけ：**相手国政府の援助窓口や実施機関等に対し、日本政府とともに、案件形成から実施に至るまでの様々な段階において、不正腐敗防止の徹底に関する一層の働きかけを行った。2014 年 3 月に不正事案が発生した 3 か国については、ベトナムにおいて「ODA 案件における不正防止のための日越対策協議会」、ウズベキスタンにおいて「日・ウズベキスタン ODA 不正腐敗防止協議会」、インドネシアにおいて「日・インドネシア不正対策協議会」をそれぞれ日本政府とともに開催し、不正腐敗防止に向けた取組の強化等を実施し、不正腐敗の再発防止に関する相手国政府への働きかけに努めた。また、無償資金協力事業において、相手国政府関係者への不正な資金提供等が確認された場合に、相手国政府に贈与資金の一部の日本への返還を求める方途として、無償資金協力の贈与契約書ひな形を改訂した。
- 相手国のガバナンス強化、不正腐敗防止に関する能力向上支援：**相手国のガバナンス強化に向けた方策として、研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して、公共調達及び不正腐敗防止に関する法制度整備支援を行った（指標 2-1 参照）ほか、カンボジア、ミャンマー、インド、ケニア、モロッコ、チュニジア等の相手国関係者に対する契約約款等の周知徹底のためのセミナーを開催するなど、不正腐敗防止のための能力向上支援を行った。

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

- **実績：**「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査等の取組の結果、関連公益法人との競争性のない随意契約は、前年度同様 0 件であった。関連公益法人との契約における一者応札・応募の実績は 9 件、1 億 7,600 万円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 37.5%、金額ベースで 28.8%であった（2013 年度 14 件、4 億 6,000 万円。60.9%、32.02%）。関連公益法人との契約における競争入札の実績は、9 件、5 億 2,700 万円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 37.5%、金額ベースで 86.1%であった（2013 年度 10 件、13 億 3,400 万円。43.5%、93.4%）。
- **契約情報等の公表：**関連公益法人との契約も含め、当機構が行う契約について、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づき、契約に係る情報を公表している。また、関連公益法人のうち、当機構の役員経験者が再就職、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が 3 分の 1 以上である法人については、一定の関係を有する法人として、契約ごとに機構 OB の再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

3－3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

随意契約縮小による契約の公正さの向上は既に概ね達成されているところ、今後は、どのような場合に入札によるかを含め、契約の方法に係る合理化が検討され、競争性・透明性の拡大により、JICA 事業の信頼性が一層確保されることを期待する。

<対応>

契約の合理化に関し、原則として入札により契約相手方を選定しているコンサルタント等契約以外の契約に関し、発注者側にて仕様や経費の確定が困難であり、応募者からの提案を求めることが適当な業務（例えば広報企画等）については、企画競争にて契約相手方を選定する方法や書式を整備し、業務の目的や内容に応じた調達方式の制定を可能とした。また、参加意思確認公募制度の見直しを行い、研修事業において特命随意契約又は参加意思確認公募を調達方法として適用する場合に、参考とすべき判断基準を明確化した。

3－4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

2014 年度は、高水準の契約の競争性の維持、契約の透明性の向上の点で、実績を上げた。

機構の契約については、事業内容の多様性・複雑性、海外業務を行う開発コンサルタント市場規模の小ささ等の制約から、競争性向上は難易度の高い課題である。これに対し、2014 年度は契約監視委員会を 4 回開催し、2 回連続で一者応札・応募になった契約 17 件、2013 年度に一者応札・応募となった契約 10 件、競争性のない随意契約 10 件の点検を行い、概ね妥当とされた。また、コンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づいた制度改善をほぼ完了した。コンサルタント等契約以外の契約に関しては、当初計画していなかった公告予定案件のウェブサイト掲載（プレ公告）をはじめとする取組の結果、2014 年度に更新を迎えた契約における 2 回連続一者応札・応募となる案件（契約監視委員会点検対象）が、前年度の 18 件から 13 件に減少した。また、競争性のない随意契約については、件数ベースで 18.1%（2013 年度 17.8%）、金額ベースで 7.7%（2013 年度 17.1%）と高水準の競争性を維持した。一者応札・応募率についても、

件数ベースで 27.6%（2012 年度 33.4%、2013 年度 28.8%）、金額ベースで 42.4%（2012 年度 45.5%、2013 年度 37.9%）となり、2013 年度で達成した高水準の競争性の維持に努めた。

契約の透明性に関しては、コンサルタント等契約における選定過程に関する外部審査制度について、前年度に比べ、審査委員を 5 名から 8 名に増員し、審査件数を 44 件から 75 件に増加させる等、透明性を高めた。

不正事案に対しては、有償資金協力、無償資金協力の入札で不正が発覚した場合、契約競争資格停止の厳格な措置を講じた。特に、2014 年 3 月に発生した ODA 事業に関する受注企業による外国公務員への贈賄事案については、機構はこれを重く受け止め、日本政府と緊密に連携し、全ての ODA 事業について再発防止策を更に強化するために、不正腐敗情報に係る相談窓口の強化、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の策定、協力相手国政府への働きかけ等の取組を適切に講じた。

以上を踏まえ、契約の競争性について高い難易度にもかかわらず高水準の競争性の維持に努めたこと、コンサルタント等契約における外部審査の強化により契約の透明性を向上させたこと、不正事案に対する適切な措置と再発防止策の強化を講じたこと等により、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

競争性の向上と開発人材の的確な確保のため、引き続き「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング並びに契約の監視及び情報公開を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

業務の質の確保に留意しつつ、競争性の向上を含む契約の適正化・透明性の向上について、適切な取組を行った。特に競争性のない随意契約については、金額ベースで 7.7%（2012 年度 8.0%、2013 年度 17.1%）と不断の取組を継続していることは評価できる。

一者応札・応募割合の削減については、平成 24 年度行政事業レビューでの指摘を踏まえた取組を継続し、大型案件で複数応札・応募の得られなかったものもあるが、件数ベースでは着実に減少しており、契約監視委員会等を通じた点検を行うなど、全体としては適切な対応が取られていると認められる。また、コンサルタント等契約においては、機構が策定したアクションプランに基づき、公示時期の平準化や業界との意見交換結果の反映などを行った結果、応募者拡大のための取組が図られ、47 者の新規参入を得ている。

また、コンサルタント等契約以外の契約については、官民競争入札監理委員会による指摘を踏まえて対応し、国内拠点の建物管理契約の対象入札 6 件のうち 4 件が複数応札となり、大幅な競争性向上を達成したことは評価に値する。

不正行為等への対応に関し、不正腐敗事案の防止を目的とし、機構内の相談窓口の強化・職員や現地職員に対する研修実施に加え、相手国政府への一層の働きかけを実施するなど適切な取組が行われた。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>

不正行為等への対応として、不正腐敗情報にかかる相談窓口の強化、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の策定、相手国政府への一層の働きかけ等の努力が行われており、引き続き不断の取組を継続することを期待したい。また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づいて定めた「平成 27 年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画」に沿って適切に取り組むことを求めたい。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

・契約の競争性・透明性の拡大は継続すべきであるが、現在の目標設定下での取組は限界に達しつつあると思われ、新たな目標設定を検討すべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 24	ガバナンスの強化と透明性向上		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際 協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （ロ）ガバナンスの強化と透明性向上 機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。 （i）内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。 （ii）機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。 （iii）管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。 （iv）各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。 （v）国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。
中期計画 （中期目標と同内容につき省略）
年度計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 （ロ）ガバナンスの強化と透明性向上 ① 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。

- ② 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。
- ③ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ④ 「JICA における内部統制」で示した枠組みの下、理事会における定期的な審議及びリスク管理に関連する各種委員会の定期的な開催により内部統制環境の強化・充実を図るとともに、その内容について各部署にフィードバックし、内部統制に対する意識向上を図る。また、各部署においては、部署別年間業務計画を通じた内部統制環境の維持、改善を図る。こうした一連の取組を通じて、リスクを適切に認識・共有し、かつ重要な情報が迅速に経営層に共有される態勢を構築し、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。また、海外拠点における内部統制の更なる充実を図るものとする。
- ⑤ 引き続き、内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。
- ⑥ 情報セキュリティ管理に関し、外部監査を実施し、これまでの取組結果の確認を行うとともに、更なる改善に向けてPDCA サイクルを運営する。
- ⑦ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を交えた機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑧ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善提案及びその対応の具体例について半期毎に公表する。

主な評価指標

指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

指標 24-2 会計監査人による監査の実績

指標 24-3 内部監査の実績

指標 24-4 監事監査への対応状況

指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況

3－2．主要な業務実績

指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 「独立行政法人通則法」の改正を受けた内部統制機能の強化

「独立行政法人通則法」の改正に迅速に対応し、法人内部のガバナンスを強化するため、以下の取組を行った。

- **業務方法書の改正**：法人内部のガバナンス強化のため、改正「独立行政法人通則法」（2015 年 4 月施行）では、「業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。」と定められた。これを受け機構は、業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を記載する改正を行い、2015 年 4 月 1 日付で主務大臣の認可を得た。
- **関連規程の整備・体系化**：業務方法書の改正を受け、内部統制に関する規程を新設（2015 年 4 月施行）するとともに、組織、理事会運営、監事及び監事監査に関する既存の内部規程等を改正（2015 年 4 月施行）し、これら新設・改正した規程と既存の関連規程（役職員倫理規程、文書決裁に関する規程、法人文書管理規程、事故報告及びコンプライアンスに関する規程、有償資金協力勘定統合的リスク管理規程、反社会的勢力への対応に関する規程、事業継続管理規程、情報

システム管理規程、情報セキュリティ管理規程、会計規程、内部監査規程等）を機構の内部統制の枠組みとして体系化した。

- **内部統制推進体制の整備**：内部統制に関する基本的事項を定めることを目的に新設した内部統制に関する規程では、内部統制に関する重要事項は理事会で審議すること、総務部担当理事をもって内部統制担当理事とすること、総務部をもって内部統制推進部門とすること等を定め、内部統制推進体制を整備した。
- **監事の機能の強化**：監事の機能を強化することを目的に改正した監事及び監事監査規程では、監事の権限を明確にするとともに、監事の補助者の独立性に関すること、監事の調査を受ける文書等を新たに定めた。

2. 内部統制の基本的要素に関する取組

(1) 統制環境の整備

- 「独立行政法人通則法」の改正を受けた業務方法書の改正、関連規程の整備・体系化、内部統制推進体制の整備、監事の機能の強化：前項参照。
- **事業継続管理規程の制定**：緊急事態が発生した際の事業継続に係る計画、体制及び特例措置等について必要な事項を定めるため、事業継続管理規程を制定した（10月）。また、同規程を踏まえ作成された事業継続計画（BCP）を基に、訓練を実施した（12月）。訓練結果を踏まえ、BCPを改訂中である。
- **反社会的勢力への対応に関する規程の改正**：反社会的勢力への対応に関し、機構内部におけるスクリーニング体制を構築するため、反社会的勢力への対応に関する規程を改正し、執務要領も制定した（8月）。また、内部向け説明会を2回実施した。
- **内部者取引の管理等に関する規程の改正**：金融商品取引法改正を受け、他人への重要情報の伝達・取引推奨が規制されることとなったため、これを反映させるべく内部者取引の管理等に関する規程を改正し（2015年1月）、内部向け説明会を2回実施した。
- **研修の実施**：全職員を対象に、コンプライアンスに関するウェブ研修を実施した（合格率91.0%）。また、現地職員を対象としたコンプライアンス研修もテレビ会議システムを通じて計8回実施した（英語、スペイン語対応）。また、公正取引委員会の講師を迎え、談合防止セミナーを実施した（2015年3月）。

(2) リスクの評価と対応

- **主要リスク**：2011年に作成した「JICAにおける主要リスク」について、内外の情勢変化や新手法等への対応をリスク管理に取り込むべく、理事会にて審議した上で改訂した（2015年1月）。また、各部署におけるリスクのモニタリング・サイクルを強化するため、2013年度に策定又は見直しを行ったリスク項目表について、年1回見直すことを確認した。
- **特に重要なリスクの評価と対応**：法令等の遵守（コンプライアンス）、資産管理、情報システム・セキュリティ、入札・契約、安全管理等の課題ごとに委員会（コンプライアンス委員会、有償資金協力勘定リスク管理委員会、情報システム委員会、情報セキュリティ委員会、契約監視委員会等）や専任の部署（安全管理室等）を設置しており、リスク把握やリスク対応計画の策定・モニタリングを行うとともに、特に重要な事案については理事長に報告することとしている。
- **コンプライアンス委員会**：コンプライアンス委員会を2回開催し、不正腐敗再発防止策、コンプライアンス状況の確認、コンプライアンス体制強化の取組状況の評価、コンプライアンス・プログラム等について報告・審議を行った。
- **有償資金協力勘定リスク管理委員会**：セクター・プロジェクト・ローン、ドル建て海外投融資等の新手法6件を審議し、導入した。外貨建て有償資金協力に関し、外貨管理の短期的対応及び中長期的方向性を策定し、外貨建て業務の本格化を見据え市場性信用リスクの与信枠管理を導入した。海外投融資に関し、ポートフォリオのリスク分析及び収支分析を半期ごとに実施し、現地通貨建て海外投融資先スタートスワップのリスク計量・管理方法を策定した。ポートフォリオ管理に関し、定期リスク管理報告を半期ごとに実施し、統合的ストレステストを導入した。2011年度金融庁検査指摘事項の各部対応策の実行状況を取りまとめ、直近の金融検査の傾向とともに有償資金協力勘定リスク管理委員会及び理事会で報告した。

- 安全リスクへの対応：指標 20-1、20-2 参照。

(3) 統制活動

- 業務方法書及び業務実施要項等に沿った業務の実施：業務方法書及び業務ごとに定められた業務実施要項等に沿った業務を実施した。
- 中期計画等のモニタリングと業務実績報告の作成：指標 24-6 参照。
- コンプライアンス違反等の事実発生時における対応：事故等が発生した場合は、事故報告及びコンプライアンスに関する規程に基づき、報告・調査するとともに、再発防止策を検討・実施した。また、不正事案に対する措置及び再発防止策について、指標 23-5 参照。

(4) 情報と伝達

- 指示や情報が伝達される仕組み：理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達され、また職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達されるよう、お知らせ（機構内電子掲示板）、公電、電子メール等を活用している。
- 法人文書管理：意思決定に係る文書が保存管理される仕組みとして、法人文書管理規程、法人文書管理細則、法人文書管理マニュアル等を整備・運用し、法人文書を適切かつ効率的に作成、保存している。
- 内部通報：機構は、内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。この制度について、機構内の電子掲示板への掲載、機構内の各種研修や海外に派遣される職員、専門家、ボランティア等に対する赴任前研修における説明や各種配布物への掲載等を通じて、内部通報制度を機構及び機構関係者全体に周知した。また、通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、通報内容に応じて調査等を実施し、必要な是正措置を講じた。
- 不正腐敗情報に係る相談窓口の強化：指標 23-5 参照。

(5) モニタリング

- 会計監査人による監査について指標 24-2、内部監査について指標 24-3、監事監査について指標 24-4 参照。

(6) ICT への対応（指標 24-5 参照）

- 情報セキュリティ対策、個人情報保護について、指標 24-5 参照。

指標 24-2 会計監査人による監査の実績

- 2013 年度の財務諸表は、6 月に会計監査人による監査を経て適正意見が出された後、有償資金協力勘定は財務大臣に届け出を行い（6 月）、一般勘定については外務大臣からの承認を受けた（7 月）。また、2014 年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）については、11 月に会計監査人による監査後、適正意見が提出され、財務大臣へ届け出た（11 月）。その他の監査実績は、本部について 9 月と 2015 年 3 月に期中監査、国内及び海外拠点については 9 月から 2015 年 3 月の間に国内拠点（四国支部、沖縄国際センター）及び海外拠点（カンボジア、インド、モザンビーク、南アフリカ共和国、エルサルバドル）を対象とした往査が実施された。監査中に受けた指導事項については関連部署と対応策の検討・実施を進めている。

指標 24-3 内部監査の実績

- 内部監査基本計画に則り以下のとおり実施し、監査結果及び監査指摘事項・留意事項については、関係部署に対して適切にフィードバックした。
 - **有償資金協力業務監査**：事業規模が大きい有償資金協力業務について、現状のリスク評価を行い、統合的リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクの4点について、外部委託した監査法人の知見・経験を活用しつつ、監査を実施した。
 - **情報システム監査**：大規模災害等の非常時対応のためのBCPシステム運用に関する内部統制の有効性に関する監査を実施した。
 - **国内拠点監査**：関西国際センター、北陸支部及び九州国際センターを対象に、各機関長による事務所管理の内部統制とリスク管理の有効性及び施設管理の有効性について監査を実施した。
 - **海外拠点監査**：ラオス事務所、ネパール事務所、ブータン事務所及びスーダン事務所を対象に、各事務所長による事務所管理の内部統制とリスク管理の有効性について監査を実施した。
 - **法人文書管理監査**：公文書等管理法に基づき、無償資金協力業務の贈与契約の保管状況を対象に監査を実施した。
 - **物品監査**：国内拠点及び海外拠点の物品の管理状況について、上記国内拠点監査及び海外拠点監査に合わせて監査を実施した。
 - **テーマ別監査**：
 - ・ **無償資金協力の管理態勢**：主管部門による贈与契約書の作成プロセスと管理態勢の妥当性に関する監査を実施した。
 - ・ **提案型事業の実施態勢監査**：中小企業海外展開支援事業及び草の根技術協力(地域経済活性化特別枠)について、本部、国内機関及び海外拠点の事業管理の内部統制の有効性について監査を実施した。
 - ・ **円借款の審査態勢**：2013年度に承諾した大規模円借款について、借款審査に際しての関係部署による相互牽制体制の内部統制の有効性に関する監査を実施した。
 - ・ **在外事業強化費の管理態勢**：個別派遣されている技術協力専門家及び大規模技術協力プロジェクトにおいて、多額の在外事業強化費を扱う臨時会計役に対する内部統制の有効性に係る監査を実施した。
- コンプライアンス態勢の強化、ハラスメント防止に加え、リスク分析に基づく内部統制の有効性を検証し、改善提案を行うとともに、「独立行政法人通則法」の改正に伴う組織の内部統制の体制強化に向けた取組に対する支援を行った。
- 2013年度の内部監査結果については、理事長及び理事会に報告した(4月)。また、同年度の監査指摘事項等に対する各部署での対応状況を理事会に報告し(10月)、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングを行った。

指標 24-4 監事監査への対応状況

- 「平成25事業年度国際協力機構監事監査報告」の提言を機構内全体に周知し、迅速に対応した。取組結果は『平成25事業年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について(報告)」に取りまとめ、理事長から監事に提出し、機構ウェブサイトに掲載した。具体的な取組事例は次のとおり。
 - (提言) 調査型や実証事業型のスキームについては、ODA案件化やビジネス展開につながったものもあり一定の成果が見られるが、本格的事業化が見込まれる案件に対し、更なるフォローアップを行うといった工夫が期待される。
 - (対応) ODA案件化・連携強化に向け、実施中調査の案件監理を強化し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等ODA事業と連携強化及び事業化に向けた助言を事業提案者に行うよう改善している。また、ビジネス展開を通じた開発課題への貢献を強化するべく、終了案件に関して定期的に事業者の調査やモニタリング等を実施しており、今後は持続的な事業展開を側面的に支援する。

- （提言）理事長以下組織を挙げて ODA 案件における安全対策に取り組んでいるところであるが、建設事業等での事故の予防・再発防止において、よりきめ細かい方策が検討され、実施に移されることを期待したい。
- （対応）ODA による公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を策定し、ガイドンスの周知・徹底を行っている。また、事故の再発防止については、事故発生時には再発防止策など技術的なコメントを本部から海外拠点に連絡し、施主・コンサルタント・施工業者にフィードバックする取組を継続していく。

指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- ・情報セキュリティ・個人情報保護委員会の開催：各部門による自己点検を中心とした PDCA サイクルを実施し、情報セキュリティ・個人情報保護委員会を年 2 回開催し、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の実施状況をモニタリングした。
- ・情報セキュリティ事案発生時の対外公表基準の作成：情報セキュリティ事案発生時の対外公表基準を作成し、機構内に周知した。
- ・ハード面での情報セキュリティ対策：よりセキュリティレベルの高い標準 PC を本部及び国内拠点に配置した。
- ・ウェブサイトの脆弱性診断結果に基づく対応：国内のフォローアップは終了した。海外拠点の一部のウェブサイトについては継続的に検討する。
- ・情報セキュリティに関する注意喚起：全体部長会、在外事務所長会議等の場で最新の情報セキュリティ事案につき紹介し、注意喚起を行った。
- ・情報セキュリティに係る外部監査：2015 年 3 月に終了し、「意識が概して高く、PDCA サイクルが問題なく機能している」という評価を得た。前回の外部監査と比較し、重大指摘事項が 12 項目から 1 項目へ減少し、大きな改善がみられる。本件に関しては情報セキュリティ委員会に 2015 年 3 月にも報告し、重大指摘事項・留意事項に対するフォローアップについては、2015 年 4 月より実施している。

指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- ・中期計画等の達成に向けた取組：中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営に連動させるべく、年度計画をはじめとする機構が取り組むべき重要対応事項及び事業展開の方向性を定め、部署別の年間業務計画に反映している。2013 年度の業務実績については、担当部署のモニタリングを行うとともに、外部有識者を交えた検討及び理事会での審議を踏まえて自己評価を行い、その結果を基に、外務省独立行政法人評価委員会に対して報告を行った。
- ・業績評価結果の周知と活用：2013 年度の業績評価結果について、本部、国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミナー」を計 9 回（2013 年度 11 回）開催し、外務省独立行政法人評価委員会の指摘事項及び同指摘を踏まえた対応について周知した（各項目の指摘に対する対応状況については、各項目別評定調書の「3-3. 評価結果の反映状況」参照）。同セミナーには本部、国内 13 拠点、海外 42 拠点から合計 281 名（2013 年度 245 名）が参加し、業績評価結果について回答者の 99%が「よく理解できた」、「おおむね理解できた」と回答した。また、セミナーの様子を収録し、出席できなかった拠点に対して映像を配信した。初の取組として、現地職員向け「JICA アカデミー」（指標 33-3 参照）において、現地職員に対する研修も行った（18 拠点 63 名が参加）。

指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況

- ・事業関係者向け「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」は、同制度の機構関係者への周知方法を改善した。2014 年度は、関係者から 89 件の意見・提案を受けた。そのうち、5 件については、関係部署及び海外拠点と協力し個別対応を行った。その他、現時点では対応困難な意見・提案についても関係部に周知し、中長期的な改善について検討を進めている。

(会計検査指摘事項への対応)

- 平成 24 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 3 件）に関し、相手国等への働きかけを通じて機材等が稼働するなどしたこと、また、事業実施後の状況把握や問題が確認された場合の相手国等への申入れなどの会計検査院から要求された処置について、機構内周知や関連ガイドライン改訂を行ったことにより、平成 25 年度決算検査報告において処置済み事項となった。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

引き続き、内部統制機能の強化のため、JICA 構成員全員に関する適切な指導の充実が望まれる。なお、特に海外拠点のコンプライアンス態勢強化については、「独法改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日付閣議）において、本部だけではなく、海外事務所においても法令遵守体制を更に強化するとしており、今後も継続的な努力が必要である。また、再発防止委員会の提言の実施については、今後もその成果を見守っていききたい。監事監査に対する対応は適切に行われているが、総務省は監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化の必要性を一貫して強調しており、6 月に成立した改正独法通則法においても、監事の権限及びガバナンスなどが盛り込まれていることから、今後も内部統制の強化への取組を継続することが必要である。

<対応>

内部統制機能の強化のための指導の充実に関しては、研修等を通じ、執務参考資料「JICA における内部統制」をはじめとする機構内の内部統制の仕組みや基本的要素を機構内部に広く周知した。特に「リスクの評価・対応」については、機構の主要リスクの見直し結果を理事会にて審議の上決定するとともに、各部署のリスク項目も見直し、現場実態に即したリスク対応を実施した。海外拠点の法令遵守体制強化に関しては、2013 年に全事務所において各国の実態や現地法に基づき業務におけるリスクを特定し、その対応について定めたのに加え、2014 年度末にこれを見直した。2015 年度はこれら結果をもとに必要なリスク対応を各部にフィードバックする予定である。さらに、2014 年度はトラブル事例を教訓化して在外事務所長に共有するとともに、在外事務所赴任予定者や現地職員に対してコンプライアンス関連の研修を実施した。監事の機能強化等によるガバナンス強化に関しては、改正「独立行政法人通則法」の施行を受け、内部統制に関する内部規程を新設するとともに、監事及び監事監査に関する規程に監事機能の強化を反映する条項を盛り込んだ。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評価と根拠>

評価：B

根拠：

改正「独立行政法人通則法」に基づき、業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を記載する改正を行い、内部統制に関する規程を新設して、各種規程等を内部統制の枠組みとして体系化した。主要リスクの評価と対応、有償資金協力勘定の金融リスク管理、コンプライアンス研修等の内部統制に関する職員向け研修・説明会の実施、内部通報制度の機構内外への周知及び運用等についても、適切に対応した。会計監査人からの指導事項、内部監査、監事監査に関しても、過不足なく適切に実施・対応した。業務改善提案制度については、業務改善につなげるべく、投稿に関し可能な限り個別対応を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞

改正通則法の施行を受けて強化した機構内の新たな内部統制システムの適切な運用とともに、制度の定着に向けた継続的な取組、必要に応じた見直しを行う必要がある。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

「独立行政法人通則法」の改正に伴う関連規定等の整備等は、適切に行ったと認められる。

また、有償資金協力勘定については、セクター・プロジェクト・ローン、ドル建て海外投融資等の新スキーム導入に関するリスク評価等の内部統制の取組を適切に行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

改正独立行政法人通則法に伴う関連規定の運用については、2015 年度以降の取組が重要である。また、情報セキュリティに関するリスクが高まっており、情報セキュリティ対策をより一層強化すべきである。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・業務運営部門は、業務を運営的に支えるものであり、重視されるべきと考える。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 25	事務の合理化・適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人 国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （ハ）事務の合理化・適正化 実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。
中期計画 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （ハ）事務の合理化・適正化 実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。 具体的には、 - 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 - 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。
年度計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 （ハ）事務の合理化・適正化 ① コンサルタント等契約における応募、選定及び契約管理手続きの合理化、精算手続きの簡素化を図る。また、改訂した制度・手続きの実施状況をモニタリング

し、必要に応じて業務フローの見直しを行う。 ② 一般契約において、仕様書記載事項の整理及び選定に係る書式・雛型を整備し、事務手続きの合理化・簡素化を図る。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部において一括調達を実施することにより、事務効率化及び経費節減を促進する。 ③ 民間連携事業における調達手続きを整理し、合理化を図る。 ④ 輸出管理を含む機材調達事務の合理化を進めるとともに、説明会を開催し機構内外に周知・徹底を図る。 ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。 ⑥ 専門家等派遣手続きについては、平成 25 年度に整理した住居手当認定・支給に係る事務の効率化、外国旅行制度の簡素化等について、順次運用を開始する。 ⑦ 課題別研修については、平成 25 年度に見直した評価制度及び研修実施手続きに基づいて、実施する。また、新たな改善策の検討を進める。 ⑧ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえた規程の改定、関係者への周知を行う。また、システムの改修を通じ、事務手続きの短縮を図る。
主な評価指標 指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況 指標 25-2 機材調達事務の効率化 指標 25-3 在外事務所の調達実施体制の適正化 指標 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

3－2．主要な業務実績

機構は、2012 年度に理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」を機構内に設け、業務の抜本的な合理化・簡素化を進めるとともに、事業の質の向上と迅速化を図るための計画を策定した。2014 年度は、同計画の下、以下のとおり業務改善に取り組んだ。

指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約における事務手続きの合理化

- ・ **調達期間の短縮**：従来、公示から 2 週間後に配布していた業務指示書を、公示と同時に配布することとし、契約までの所要期間を 2 週間短縮した。
- ・ **契約の合理化**：発注者、受注者の責任・権限を明確化するとともに、受注者裁量を拡大し、より柔軟な業務従事者の配置を可能とすることを内容とする「契約管理ガイドライン」を 2013 年度に策定し、2014 年度から適用を開始した。同ガイドラインのコンサルタント向け説明会を 8 回（2013 年度 8 回）開催した。
- ・ **精算手続きの簡素化、合理化**：部分払を大幅に簡素化し、精算制度等の見直しとそれに伴う精算報告書作成方法に関する資料・様式の整備を 2013 年度に行い、2014 年度から適用を開始した。精算手続きに係る説明会を機構内外向けに 13 回開催した。また、業務委託先向けに制度見直しを反映させた精算チェックリストを整備し、事務手続きの合理化を進めた。これにより受注者は、資金繰りに応じた支払が得られるようになった。
- ・ **継続的な制度改善の取組**：コンサルタント等契約制度・手続きの実施状況のモニタリングを実施し、各種制度の変更により現場レベルで生じる様々な問題を集積し、制度定着に向けて対応策を検討し実行した。

2. コンサルタント等契約以外の契約（一般契約）の事務手続きの合理化

- **手続きの合理化**：一般契約事務取扱細則及び監督・検査に係る準内部規程を改正し、資格審査、入札手続き、監督、検査業務の明確化、合理化を図った。
- **簡素化による調達期間の短縮**：総合評価落札方式を通じて契約相手方を選定し、契約を締結する場合に、従来は案件の規模に関わらず同一の調達手続きとしてきたが、単独の業務従事者による業務が可能な案件及び 500 万円未満で予定価格積算が容易な案件について、一部手続きを簡素化し、調達期間を短縮する制度を導入した。この結果、対象案件では、従来と比べて公告から契約までの期間が 25 日間短縮され、案件の規模・内容に応じた合理的な調達手続きをとることが可能となった。
- **消耗品等の調達制度の変更**：契約事務削減のため、従来国内拠点ごとに契約していた翻訳業務、消耗品等の調達を、本部における一括調達に変更し、これによる経費節減効果は、329 万円であった。特に、消耗品等については、消耗品等発注システムを導入し、本部及び国内拠点における消耗品等の発注手続きを大幅に簡素化し、機構全体で約 890 時間の手続き時間の短縮を実現した。
- **マニュアル類の整備**：本部及び国内拠点の契約担当者向けの契約業務マニュアルを改訂するとともに、契約に関する各種執務参考資料、事例を取りまとめて内部で共有した。また、事業担当者向けの契約マニュアルを整備したほか、事業担当部署が直接契約を行うことが想定される少額随意契約について、各部署が適切に契約を締結できるよう、参考資料、決裁事例及び契約書例等を整備した。

3. 民間提案型事業の調達手続きの整理・合理化

- 中小企業海外展開支援事業の調達手続きに係る各種ガイドラインを整備し、コンサルタント等契約に準じて民間提案型事業の契約書を標準化した。

指標 25-2 機材調達事務の効率化

- **安全保障輸出管理チェック体制を強化し、業務フローの見直しを行った。**また、コンサルタント等契約や草の根技術協力事業等の外部委託契約に含まれる機材調達の審査に係る研修を 13 回実施し、安全保障輸出管理について、内外の関係者に対して継続的に周知した。
- **輸出貿易管理令による輸出規制品に該当するかどうかの確認事務（該非判定）のためにはメーカー及びサプライヤーの協力が不可欠だが、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）事業において、研究代表機関が購入した機材を当機構が輸出する場合に該非判定に労力を要していた状況を改善するため、研究代表機関への購入及び輸出の一貫委託を促進した。**

指標 25-3 在外事務所の調達実施体制の適正化

- **本部の支援体制の強化**：本部の在外調達支援担当者を 4 名から 5 名に 1 名増員し、本部の在外調達支援班の態勢を強化した。海外拠点の調達実施方針に係る協議・合議に際し、適正な現地調達の実施を支援した（計 186 件）。また、海外の 31 拠点に対して本部から在外調達支援担当者が出張し、業務支援を行った（2013 年度延べ 26 拠点）。また、中東及びアフリカ地域の 15 拠点を対象に調達セミナーを実施し（2013 年度 23 拠点）、海外拠点において調達業務を担う現地職員の能力強化を行った。
- **調達支援方針の策定**：海外拠点の体制に応じた調達に係る支援方針を策定・導入した。同方針では、リスク軽減のため、支所等の小規模拠点における調達の範囲を原則少額随意契約の範囲とし、それ以外は本邦又は第三国において調達を行うこととした。
- **内規の整備**：これまで機材の調達のみに限定されていた「機材調達に係る内規（ひな型）」を、海外拠点における全ての調達（機材、役務、工事等。ただし、雇用を除く。）を対象とする「現地調達に係る内規（ひな形）」として改訂した。海外拠点において、改訂後の内規（ひな形）に基づき拠点の内規を整備し運用す

れば、基本的な事故を防ぐことが可能な内容とした。

- **ローカルコンサルタント調達の手引の大幅改訂**：従来、本邦での手続きを準用した内容になっていたが、より海外拠点での調達の実情に則した手続きとすべく、国際的に広く用いられているルールやひな形を採用し、契約方式における複数の選択肢を明示する等の見直しを行った。同手引の改訂を周知するため、海外拠点担当者向けのテレビ会議説明会を4回開催した。加えて、「現地機材調達に係る手引き」も改訂し、現地のニーズに即した、より実用的な調達方法を提示した。

指標 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 技術協力事業に関する業務の効率化

- 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組について、指標 14-2 参照。

2. 専門家派遣業務の合理化

(1) 専門家派遣業務の手続き合理化

- **業務フローの変更**：派遣手続きに関する新しい業務フローを本格的に導入し、所要日数を 86 営業日から 77 営業日に削減した。また、赴任前研修受講手続きに関する新しい業務フローを導入し、案件担当部の確認項目の削減及び手続き所要日数の短縮などの合理化が実現した。
- **住居手当事務の効率化**：赴任当初の定額支給制の導入、大都市圏区分の廃止、申請様式及び認定方法の簡素化等を行った。
- **システムの改善**：事務合理化のため、外国旅行制度を簡素化し、システムの改善作業等を行った。

(2) 国内出張手続きの合理化

- 国内出張手続きの簡素化とパック旅行商品の活用による経費削減を狙い、国内旅行手配の外部委託化を7月に導入した。2014 年度の利用件数は 326 件であり、全体の利用数（1,219 件）に占める外部委託の利用率は約 27%である。これにより約 750 万円相当の効率化を実現した。

3. 研修員受入業務の手続き効率化

- **本部の支援体制の強化**：国内事業部に研修コンシェルジュを設置し、国内拠点、海外拠点、事業担当部の担当者の疑問点の早期解消やコミュニケーションの円滑化を図った。また、国内事業部に研修管理グループを設置し、従来の研修員受入管理課、研修監理員管理課を研修管理課及び研修経理課の2課体制に再編した（指標 22-1 参照）。旧両課にまたがっていた研修関連手続き業務窓口を研修管理課に一元化し、国内機関等との連携及び利便性の向上を図るとともに、グループに会計機能を置き、研修経理課が自律的に経理処理を行うことにより、グループ内の経理事務を効率化させ、国内機関も含めた研修員滞在費、研修監理費等の経理手続きの迅速化を図った。また、研修員の第三国滞在費定額支払事務について、国内事業部にて一元的に実施することにより国内機関の事務負担を軽減した。
- **研修関連業務の効率化**：課題別研修概要一覧の作成に関し、確認・修正項目を見直すことにより、国内事業部及び国内拠点の業務を削減した（年間約 5,300 時間相当）。また、要望調査及び割当調整に関し、これまでの反省点を基に、国内拠点、本部の関係各部間での役割分担の明確化と業務フローの改定を行い、業務を削減した（年間約 4,000 時間相当）。加えて、これまで2回（12月と3月）行っていた課題別研修に関する通報を12月に一本化することで、手間の削減（約 240 時間相当）とその後の手続きの前倒しを行った。

- **国別・長期・青年研修に係る事務効率化**：国別研修の主管部向け所管調整マニュアルの整備、有償勘定を用いて課題別研修へ参加する場合のルール確立及び関係部の理解促進、長期研修の手引やハンドブックの改訂、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（ABE イニシアティブ）来日プログラムに係る業務の国内事業部での一元的実施、青年研修の手引の研修員受入手引への統合を行った。
- **宿泊手配業務の効率化**：全国のホテル等宿泊手配業務について、外部委託を活用し、経費精算業務の効率化を図った。

4. ボランティア派遣業務の手続き合理化

- **ボランティア派遣手続きの合理化**：ボランティアの派遣手続き業務を国際協力人材部から青年海外協力隊事務局に移管し、以下の合理化を行った。
 - 外国旅行制度の方針決定と処遇手続きをまとめて行うことで、年度当たりの起案決裁数を半減させた（120 件から 60 件）
 - これまで国際協力人材部を交え複数回にわたり行っていた短期ボランティアの派遣日程調整が、一度にできるようになり、事務所要時間を 1 件当たり約 10 分相当短縮した（2014 年度は 90 件対応）。
 - 早期の公用旅券の取得を個別に行うことにより、ボランティアの出発前準備期間を 1 か月短縮した（インドネシア）。
- **マニュアル類の周知**：執務マニュアルやフォーマット、重要情報等をグループウェア上に掲載した。これにより、海外拠点からの照会が減少した（年間約 360 件が約 240 件）。
- **システムの改修による効率化**：これまで帰国ボランティアの手当証明書の発給（月約 10 件）は手作業で対応していたが、システム改修によりシステムから出力できるようにし、1 件当たり約 20 分相当の効率化が図られた。また、システムを一部英文化し、私事目的任国外旅行届、緊急連絡先届、海外手当受取銀行口座指定・変更届等の手続きについて、海外拠点の現地職員が処理できる環境を整えた。

5. 国内拠点の施設管理の改善

- **本部の支援体制の強化**：国内拠点の施設管理について、関連部署の役割と本部機能強化案を作成した。また、国内拠点による施設管理・修繕の適正な実施を促進するため、調達部によるセミナー、情報提供や助言等による支援を行った。また、調達部による巡回指導（延べ 11 拠点）、テレビ会議システムによる調達制度説明を行うとともに本部に契約相談対応の担当者を配置した。加えて、契約書・入札説明書ひな形、各種参考事例、公共サービス改革法に基づく施設運営管理契約に関する参考資料を整備し、国内拠点に共有した。
- **国内拠点の施設運営管理委託手法の取組**：北海道国際センター（札幌・帯広）、筑波国際センター、東京国際センター、中部国際センター、沖縄国際センター、駒ヶ根訓練所において、施設運営管理契約の公示・入札を行った。そのうち、筑波国際センター及び東京国際センターについては公共サービス改革法に基づく施設運営管理契約の公示・入札を行った。公示に際しては、2013 年度に実施した横浜国際センターでの公示・入札の経験や事業者からのヒアリング結果を踏まえ、競争性向上を目的として、建物管理契約への関連業務（車両運行、エレベーター保守等）の統合及び契約期間の長期化（3 年を 5 年に変更）を行った結果、民間企業体延べ 15 団体が応札し、幅広い経験・ノウハウを有する民間事業者と契約を締結した。これにより、2014 年度は、約 1 億 619 万円相当の経費効率化が実現した。施設の活用、施設稼働率、利用者数の向上の面でも効果の発現が期待される。なお、2015 年度は、研究所、関西国際センター、九州国際センター、二本松訓練所での施設運営管理契約の公示・入札を実施する予定である。

（情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組）

- **業務システムの全体最適化の取組**：業務の効率化、情報共有促進、システム統制の強化、多様な業務形態への対応のために、機構の主要な業務システムの全体最

適化に係る調査を実施した。同調査は9月に完了し、同調査の提言に基づく計画を推進中。本計画は主要な業務システムを含むもので、2019年度に完了予定。

- **より効率的な執務環境の整備**：執務用パソコンをノートパソコンに更改し、本部に無線 LAN を整備したほか、スマートフォンやタブレット端末からネットワークに接続できるリモートアクセスツールを導入した。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も、業務改善の計画の実効性を高め、合理化が達成されているかどうかを検証する取組を期待する。また、従来業務の合理化・適正化に加え、業務形態が革新的に変容し、また事業の関係者の多様化が進むことが予想されるなか、事務の合理化・効率化がリスクを高めることのないように十分留意する必要がある。

<対応>

業務合理化の検証の取組としては、コンサルタント契約においては、業務指示書を公示と同時に配布することにより、契約までの所要期間を2週間短縮し、加えて、「契約管理ガイドライン」の適用開始により、発注者及び受注者双方の事務負担が大幅に軽減した。コンサルタント等契約以外の契約においては、単独の業務従事者による業務が可能な案件及び500万円未満で予定価格積算が容易な案件について、一部手続きを簡素化し、調達期間を短縮する制度を導入した。さらに、国内拠点ごとに契約していた翻訳業務、消耗品等の調達を、本部における一括調達に変更することにより事務コストを含む経費節減に寄与した。

また、業務形態や関係者の多様化という環境の下で、業務の合理化・効率化がリスクをもたらさないよう、合理化・効率化を行った手続き・制度については、マニュアル類を整備するとともに、セミナー・研修等を通じて内外の関係者に周知した。さらに、本部による国内拠点・海外拠点の支援体制を強化した。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

理事長が主導する内部の業務改善推進委員会等の活動により、一層の業務改善を推進した。2014年度は、主要業務における事業のパートナーへのサービスに直結する契約、専門家派遣、研修員受入れ、ボランティア派遣の手続きについて、継続的取組による改善効果があった。また、海外拠点、国内拠点の機能強化の観点からも重要性が高い、本部による海外拠点、国内拠点の支援の取組も強化した。加えてIT活用による業務の合理化も着実に進めた。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

業務改善推進委員会の活動による改善効果につきモニタリングを行うとともに、契約事務の簡素化に関しては、コンサルタント等契約の手続き簡素化の継続と適正化、一般契約における事務手続きの合理化等に取り組む。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

契約事務の見直しに関し、機構が実施する事務の合理化・簡素化を行い、また機構が実施する専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きにおいて効率化の取組を継続した。

また、コンサルタント等契約及び一般的な契約手続きに合理化において、契約相手方（受注者）に影響が出ないよう配慮しつつ、機構内部の手続きの簡素化・期間短縮を行ったことは適切な取組方法である。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

事務の合理化・適正化が進捗しているか随時モニタリングしつつ、業務改善の取組を継続することを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）、 0100 独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
運営費交付金を充当する物件費の効率化	前年度比率 1.4%以上		1.4%	1.4%	1.4%			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （3）経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し （イ）経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図る。 （ロ）給与水準の適正化等 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際、在外職員に対する在勤手当についても、可能な限り早期に適切に見直す。 （ハ）保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 中期計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。

年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、平成25年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

ラスパイレス指数を含む給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、在勤手当を含む総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続的に検討する。

主な評価指標

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化（定量的指標：運営費交付金を充当する物件費の効率化）

指標 26-2 総人件費

指標 26-3 ラスパイレス指数

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

3-2. 主要な業務実績

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化

- 2014 年度の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の支出額合計は、ベースラインに対して 2.5%減の 1,279 億 8,800 万円となった。コンサルタント等契約における総合評価落札方式の試行導入や、ボランティア事業における国内積立金制度見直し、固定的経費の削減等に取り組み、1.4%の効率化を達成した。

指標 26-2 総人件費

- 2014 年度も職務限定制度及び勤務地限定制度を運用して給与水準の適正化を図った。また、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の運用を継続中である。
- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく、国家公務員の給与水準の見直しを踏まえて、2014 年 5 月まで給与を 4.77~9.77%減額する臨時特例を実施した。一方、2014 年度の人事院勧告を参考にしつつ、7 年ぶりとなる給与水準の引き上げを行い（月例給の平均 0.3%増、賞与支給月数の 0.15 か月増）、若手に手厚く配分するよう俸給表を改定した。
- 2014 年度においては、海外投融资等の信用力審査体制強化のための措置として 3 人増分の人件費予算の増額が政府当局より認められた。
- 上記の結果、2014 年度の支出実績（給与・報酬部分）は 162 億 2,085 万円であった（2013 年度 148 億 7,200 万円）。
- 在勤手当の見直しについては、政府の方針も踏まえつつ、購買力補償方式に基づいた国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で在勤手当水準を適切に管理した。

指標 26-3 ラスパイレス指数

- ラスパイレス指数の実績は対国家公務員の指数で 115.1 であり、地域学歴勘案後は 99.9 となった（2013 年度はそれぞれ 115.3、100.5）。2013 年度と比較して低減した主な要因として、2013 年度に臨時特例を終了した国家公務員と異なり、機構は臨時特例を 2014 年 5 月まで実施した影響が考えられる。

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告の作成・公表を通じて、資産情報の公開を行った。また、機構の内部委員会である施設問題検討委員会において、保有資産のうち、既に廃止が決定している職員住宅等について、その進捗状況を確認した。また、国内拠点の施設・設備については、整備・改修の進捗状況を確認した。
- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月行政改革実行本部）を踏まえて、老朽化が進み、かつ入居率の低い所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、中期計画に基づき、2016 年度末までの国庫納付に向け手続きを進めている。区分所有物件 189 戸については、2014 年度末までに全て処分する方針を決定しており、2011 年度までに処分を行った 89 戸に加え、2012 年度 34 戸、2013 年度 39 戸、2014 年度 27 戸の売却処分を行い、全ての売却を終えた。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については、研修・会議、一部重要文書（カルテ等）や職員・外部利用者（研究者・一般市民等）向け貸出用各種資料の保管、ボランティアの選考面接等に活用しており、引き続き中期計画に沿って運用中である。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

ラスパイレス指数の低下に関し、モラルの低下、人材の流出につながらないよう、引き続き適切な配慮が求められる。他方、JICA の事業を効果的・効率的に実施するためには、一定程度の給与水準の維持が必要と考えられ、その理由の対外的な説明に一層努め、国民の理解が得られるようにすべきである。経費の効率化には引き続き取り組むべきではあるが、そのことにより、JICA 本来の事業に対し、マイナスの影響が生ずることのないようにすべきである。

<対応>

独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与水準の公表方法等について政府によるガイドラインが 2014 年 9 月に改定された。新たに、給与水準の設定についての考え方等を説明することが求められており、今後は同ガイドラインを遵守して対外説明の強化を行う予定である。経費効率化については、機構本来の事業に対するマイナスの影響が生ずることのないよう留意しつつ、コンサルタント等契約における総合評価落札方式の試行導入や、ボランティア事業における国内積立金制度見直し、固定的経費の削減等、効率化目標の達成に向けた取組を引き続き行った。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

固定的経費の削減等に取り組み、経費の効率化目標を達成した。ラスパイレス指数は計画どおり比較的低い水準を維持した。他方、機構の業務の特殊性により、事業を効果的・効率的に実施するためには、一定程度の給与水準の維持が必要と考えられ、国家公務員の人事院勧告も参考にしつつ、若手に厚く配分する総人件費の適正化に取り組んだ。保有資産については、決算公告の公表により適切に資産情報の公開を行うとともに、不要財産については、政府の方針に沿って計画どおり処分を行った。

以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

<課題と対応>

給与水準については一定の水準を維持し、対外的な説明に一層努めて、国民の理解を得られるようにする。

3－5．主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

一般管理費及び業務経費については削減目標を上回る 2.5%の削減を実現したほか、給与水準の適正化、保有資産の公表と見直しについて、計画通り順調に進められている。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>

事業に必要な体制の強化を図りつつ、効率的事業運営に取り組むことを期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・業務の質と量の両面での拡充と、コスト削減を両立させることで、無理を生じさせることがないように留意すべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）、 0100 独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。 （2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。
中期計画 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。 なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。 また、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25

年 12 月 5 日)において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

年度計画 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） ① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。 ② 平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。
主な評価指標 指標 27-1 自己収入の実績 指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況 指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた取組

3－2．主要な業務実績

指標 27-1 自己収入の実績

- 自己収入のうち事業収入については、計画額 3 億 4,000 万円に対し、消費税の還付等を除く 5 億 2,100 万円（2013 年度 6 億 200 万円）の収入が生じた。主な計画額からの増要因は、海外拠点における付加価値税還付金等の雑収入が増加したためである。寄附金収入については、2014 年度は 1,100 万円（同 1 億 1,800 万円）の収入があり、「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業（新規 12 件、継続 7 件）に使用した。また、海外開発計画調査事業等の受託事業収入について、2014 年度は 9 億 4,400 万円（同 14 億 300 万円）の収入があり、当該事業の実施費用に充当した。

指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況

- 2014 年度末時点の運営費交付金債務残高は、462 億 4,100 万円（2013 年度 317 億 3,200 万円）となっており、その内訳は以下のとおりである（括弧内は 2013 年度末時点の金額）。

次年度への繰越（契約済み等で支払が翌年度になるもの）	277 億 9,700 万円	（178 億 4,100 万円）
災害援助協力関係費（特別業務費）翌事業年度財源充当額	0 万円	（4 億 1,700 万円）
前渡金	163 億 2,900 万円	（122 億 7,000 万円）
前払費用、長期前払費用等	4 億 5,600 万円	（2 億 2,400 万円）
その他不使用額	16 億 5,900 万円	（9 億 8,100 万円）

（注）四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- 次年度への繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関の都合等の現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度をまたいで契約せざるを得なかったためである。

指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた状況

- 財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善し、外務省独立行政法人評価委員会に対する報告と承認を得て、2012年度の財務諸表（2013年6月公表）から適用を開始している。

（補正予算による業務計画）

- 運営費交付金に関しては、2012年度補正予算により、ODAを活用した中小企業や地方自治体の国際展開支援業務を実施した。また、2013年度補正予算により、開発途上国における日本方式普及・インフラシステム輸出取組支援やアフリカ諸国の人材育成を通じた日本企業進出支援に係る技術協力等を実施した。2014年度補正予算により、2015年度に、アフリカ諸国の人材育成を通じた地域活性化及び日本企業進出支援に関する技術協力並びに中小企業を含む民間企業の製品・技術の国際展開支援等の事業を開始する予定である。
- 施設整備補助金に関しては、2012年度補正予算により、施設が老朽化している九州国際センターの防災・減災に係る設備改修を実施した。また、2013年度補正予算により、北海道国際センター（札幌）の外壁面補修工事を実施した。2014年度補正予算により、2015年度に、北海道国際センター、筑波国際センター、中部国際センター、市ヶ谷ビルの建築基準法施行令に適合しないエレベーターの改修工事等を実施する予定である。

（2014年度の決算報告書、貸借対照表、損益計算書はそれぞれ別表1、別表2、別表3のとおり。6月末時点で外務大臣に承認申請中。）

3-3. 評価結果の反映状況

＜指摘事項＞ なし

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：

自己収入の適切な運用管理に努めた。運営費交付金、施設整備費補助金については、予算執行管理の適正化を図りつつ運営を行った。
以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

＜課題と対応＞

運営費交付金債務残高の削減のため、より適切な予算配分・執行の方法を検討し、改善策を講じる。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

現地事情に伴う当初計画の変更により次年度への予算の繰越等が発生したこと等により、運営費交付金債務に前年度を上回る残高が生じた。また、自己収入については、付加価値税還付金等の増大により、前年度を上回る事業収入があった一方、寄附金収入については少額に留まった。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き、年度末の運営費交付金債務残高の削減にかかる努力を求める。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・ 寄附金収入拡大への努力を期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 28	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 （１）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。 （２）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。
中期計画 4. 短期借入金の限度額 一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が３ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。
年度計画 4. 短期借入金の限度額 一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が３カ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

主な評価指標

指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績

指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績

3-2. 主要な業務実績

指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績

- 一般勘定について、2014 年度は短期借入金の実績はない。

指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績

- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、2014 年 6 月に 517 億円、8 月に 90 億円の借入れを行い、いずれも同月中に返済を行った。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項> なし

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

一般勘定について、短期借入金の実績はない。有償資金協力勘定においては、限度額内においての借入れと返済を行い、計画どおりに実施した。
以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

一般勘定について短期借入金は行われなかった一方、有償資金協力勘定においては、607 億円の借入と返済が行われた。
いずれも、中期計画に定める限度額の範囲内であり、「B」評価とする。

<今後の課題>

—

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 29	不要財産の処分等の計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金 協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （3）経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し （ハ）保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。
中期計画 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 区分所有の保有宿舍については、平成 24 年度に 34 戸、平成 25 年度に 33 戸、平成 26 年度に 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。 大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 26 年度末までに現物納付又は譲渡する。 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、平成 28 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。
年度計画 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 区分所有の保有宿舍 27 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。広尾センターについては、平成 26 年度末までに現物納付する。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、処分の準備を進める。
主な評価指標

3-2. 主要な業務実績

指標 29-1 不要財産の処分実績

- 区分所有の保有宿舍については、27 戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 3 億 3,700 万円を、「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 2 条の 5（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、2015 年 3 月に国庫納付した。売却に当たっては、2013 年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。これにより全ての区分所有の保有宿舍の処分を完了した。

表 29-1 区分所有の保有宿舍 27 戸の国庫納付のプロセス

2014 年 7 月～10 月	不動産売却に係る一般競争の公示
9 月～12 月	入札、開札、売買契約締結、所有権移転登記
2015 年 3 月	売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付

- 広尾センターについては、「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 2 条の 3（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）に基づき、2014 年 12 月に現物納付を完了した。
- 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、処分の準備に着手、売却に係る媒介業者を選定済みであり、2016 年度末までに現物納付又は譲渡する。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項> なし

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

区分所有の保有宿舍、広尾センターともに計画どおり国庫納付手続きを完了した。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅についても売却に係る媒介業者を選定しており、計画どおり処分の準備を進めている。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞

今後は中期計画にて 2016 度末までに現物納付又は譲渡すると定めている所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、引き続き計画通り進めていく。

３－５．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

不要財産の処分等については、中期計画通りに進められた。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き、中期計画に沿って適切に不要財産の処分等を進めることが重要である。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 30	重要な財産の譲渡等の計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ（※対象外）								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （3）経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し （ハ）保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。	
中期計画 6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし	
年度計画	該当なし
主な評価指標	指標 30-1 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

3－2. 年度評価に係る機構の自己評価
2014 年度においては該当がなく、年度計画も策定していないため、報告対象外とする。

3－3. 主務大臣による評価
評定：実績がないため、評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ（※対象外）								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
年度計画 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
主な評価指標 <主な定量的指標> なし <その他の指標> 指標 31-1 剰余金の使途

3-2. 年度評価に係る法人の自己評価
「独立行政法人通則法」第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）が生じる予定はない（報告対象外）。

3-3. 主務大臣による評価
評定：実績がないため、評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 32	施設・設備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）、0100 独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

中期計画

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。

平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,379
		計 4,379

(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

年度計画

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備 既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。
主な評価指標 指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績

3-2. 主要な業務実績

指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績

国内機関等施設のうち、築 20 年以上経過し、経年劣化箇所への早急な対策を要する施設（北海道国際センター（札幌））について、外壁改修工事及び設備更新工事を実施した。また、九州国際センターについても建物設備工事を実施し、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所においては、施設改修工事のための設計業務を実施した。

3-3. 評価結果の反映状況
<指摘事項> なし

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価
<評定と根拠> 評定：B 根拠：国内機関等施設のうち、築 20 年以上が経過し、経年劣化箇所への早急な対応を要する施設（北海道国際センター（札幌））について、外壁改修工事及び設備更新工事を実施するとともに、九州国際センターについても建物設備工事を実施し、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所においては、施設改修工事のための設計業務を実施した。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 <課題と対応> 今後は平成 26 年度補正予算により施設整備費補助金の交付が決定された北海道国際センター（札幌）、筑波国際センター、中部国際センター及び市ヶ谷ビルの 4 拠点において、エレベーター耐震化等の安全対策強化及び老朽化改修等を実施する。

3-5. 主務大臣による評価
評定：B <評定に至った理由> 既存の施設の老朽化等に対応する必要性から、適切に施設・設備の整備改修等を行った。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。 <今後の課題> —

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞ －			
1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 33	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標 5. その他業務運営に関する重要事項 （2）人事 機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。 機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。	
中期計画 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （2）人事に関する計画 機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。 機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。具体的には、 ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する	

る知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。

- 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。

年度計画

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。

(2) 人事に関する計画

② 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。

③ より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制の更なる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。

④ 職員のキャリア開発に係る相談体制を拡充すべく見直しを図る。あわせて、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図るとともに、コアスキル研修を整備する。

⑤ 在外勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

主な評価指標

指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

指標 33-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- **勤務成績の評価**：人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を、2014年6月並びに12月の賞与及び7月の昇給に反映した。
- **評価者研修**：人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、評価制度の理解と評価の目線合わせのための評価者研修を、新任管理職及びこれまで本研修を受けていない管理職計36名を対象に実施した（2015年2月）。また、長時間労働を減らし効率的な働き方を一層促進するため、成果を短時間で出すための環境と習慣の定着を図ることを評価項目（発揮能力）の要素として加えると同時に、育児等で短時間勤務となっている職員の評価についての考え方の周知も図った。
- **職員アンケート調査の結果**：2014年度も、職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査（12月）の結果を広く機構内に周知し、上記研修等で活用した。回答者の7割が現在の仕事にやりがいを感じ（2010-2013年度も7割）、回答者の8割が女性にも男性にも働きやすい組織と感じている（2010-2012年度は7割、2013年度は8割）。また、人事制度の理解度は7割であった（2010年度は5割、2011-2013年度は7割）。

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- **職群制度の運用**：開発課題の高度化、複雑化に伴い、職員に求められる専門性も高度化しているため、2010年度にマネジメント職群（組織の成果責任を担うリー

ダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度を設け、エキスパート職職員の専門性をいかせる部署への配属を推進している。2014 年度も追加的に 7 名のエキスパート職を確保し、現在エキスパート職は 56 名となっている。

- **特定職の活用の促進**：特定職の業務範囲に市民参加促進・支援業務を新設し、同時に、研修監理等業務及び派遣業務とあわせて国内調整関連業務と大きくり化することによって特定職の意欲と適性をいかした一層の活用を促進した。また、適材適所の人材活用と意欲向上のため、特定職から総合職への職系転換に係る募集を行い、4 名の転換を実施した。さらに、有為な人材の活用を促進するため、任期満了前の期限付き職員を対象に特定職採用募集を実施し、7 名の採用を決定した。
- **組織内公募**：適材適所の人材活用と意欲向上のため、組織内公募によって選考された職員 4 名を希望部署に配属し、更に 6 件の組織内公募を実施した。
- **在外期限付き職員制度の創設**：在外事務所の経理担当者に対する指揮命令権を明確化するため、従来の企画調査員（経理）に替えて在外期限付き職員制度を創設し、8 名を雇用した。
- **有期雇用の契約期間の変更**：各部門が有為な人材を安定的に確保できるように、有期雇用の契約期間を従来の最長 3 年から最長 5 年に変更した。

指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

- **コアスキル研修の拡充**：職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）の徹底に向けた取組を拡充した。2013 年度に開設した隔月開催のコアスキル研修「JICA アカデミー」を継続し、職員等延べ 1,263 名が参加した。また、研修のコンテンツを拡充すべく、講義 4 件（事後評価、上級審議役講義、事業マネジメント（技術協力）、事業マネジメント（無償資金協力））を新設し、統計リテラシーに関する講義の立上げを検討している。
- **専門能力及びマネジメント力の強化**：専門能力については、新たな事業ニーズも視野に入れ、金融等の外部研修に職員 15 名を派遣した。マネジメント力については、管理職登用前の層を強化すべく外部研修 2 件（「ARAKI-JUKU」、「帝人・リコー・JICA 合同研修」の 2 件）を新設し、中堅職員計 12 名を派遣した。在外事務所長の層に対する実践的研修の立上げを検討している。
- **若手・中堅職員の能力開発機会の拡充**：長期研修制度により留学する職員の増数、民間を含む外部への出向、国際機関への派遣等のポストの開拓等により、若手・中堅職員に提供する「他流試合」の機会を拡充する方策を策定し、能力開発機会を更に充実させた。
- **対外発信の奨励**：事業に係る対外発表の機会を拡充。職員の講義講演、論文発表、学会発表等を促進すべく自己研さん個別補助制度の補助上限額を引き上げる等の改定を図った。
- **ナレッジマネジメントネットワークを通じた育成**：2013 年度に創設した 19 の分野・課題についてのナレッジマネジメントネットワーク（知見を有する職員による、所属部署を超えたネットワーク）では、それぞれの分野課題ごとの知見の共有、対外発信、若手人材の育成等に取り組んだ。
- **現地職員の育成**：2013 年度に策定したナショナルスタッフ・ガイディングプリンシプルに基づき、現地職員のマネジメント体制を強化した。人事部が現地職員のマネジメント及び人材育成を所掌し、部内に現地職員マネジメントの支援班を設置した。人材育成については、現地職員向けにテレビ会議システムを活用した「JICA アカデミー英語版」を開設して講義 7 件（公共財政管理、事後評価、業績評価、援助協調、広報、調達ガイドライン、環境社会配慮ガイドライン）を実施し、延べ 305 名の現地職員が参加した。さらに、在外事務所長会議にて現地職員活用の優良事例を共有した。また、現地職員のキャリアの上位カテゴリーとして「インターナショナルスタッフ」（仮称）の創設を検討した。

指標 33-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

- **配偶者同伴休職制度の創設**：従来の転勤同伴休職制度を改定し、従来の想定である配偶者が機構職員である場合に加え、配偶者が機構職員ではない場合の同伴休

職も認める配偶者同伴休職制度を新たに創設した。

- **家庭との両立に配慮した在外赴任：**女性職員の継続的なキャリア形成及び人的資源の有効活用のため、次世代育成行動計画推進委員会で改定した「JICA 行動計画」を踏まえ、配偶者の同行なしで子女を随伴する際に必要となる情報の提供に努めた。2014 年度末時点で、夫婦同一国赴任 3 組、夫婦近隣国・同一時期赴任 6 組、単身子連れ赴任 17 名を派遣中である（2013 年度は各 6 組、4 組、14 名）。また、人事上可能な範囲との前提で、海外勤務中の社外配偶者と同一国へ 3 名を派遣中である。その他、2 名の職員が同伴休職中である。
- **ダイバーシティ、ワークライフバランスを踏まえた人事制度・運用の強化：**女性の活躍促進方針を取りまとめた。仕事と生活の調和の支援を促進するため、ニュースレターを通じた関連制度の周知（6 回）、職員の取組の優良事例や成果の共有（女性職員向けキャリア・トーク・サロン、計 7 回）による啓発・情報共有、子ども参観日やライフプランセミナーの開催を実施した。
- **在宅勤務制度の導入：**働き方改革、ワークライフバランス向上のため在宅勤務制度を 7 月に本格導入開始し、3 期に分け 12 月までに全部署導入済み。業務用 PC のノート化、リモートアクセスツールの導入により、より柔軟な勤務を可能とした。
- **働きやすい環境づくり：**長時間勤務を削減し、働きやすい環境づくりを推進するための取組（SMART JICA PROJECT）を本部・国内拠点の全部署を対象に試行実施した。
- **ハラスメント対策：**ハラスメント対策ガイドラインを策定した。ハラスメント対策として相談窓口（人事部ホットライン）にて対応するとともに、より相談しやすい環境をつくるためにハラスメント外部相談窓口を 4 月に設置した。ハラスメント研修は、在外赴任者向けを毎月、在外健康管理員向けを半期に一度実施した。
- **メンタルヘルス研修：**メンタルヘルスに関し、2013 年度に策定した「JICA 心の健康づくり計画」に基づき、毎年実施する新任管理職研修にメンタルヘルス研修を組み込んだ。
- **女性のキャリア形成支援：**機構の組織運営に関するジェンダーについては、女性の活躍をより促進するため、女性のキャリア・コンサルティングにおける次世代育成ワークライフバランスメンター制度との連携を高めるとともに、女性のキャリア形成支援のための情報提供機会を増やした。
- **仕事と介護の両立支援：**遠方に介護が必要な親族や、今後介護が必要となる可能性のある親族をもつ職員のために、仕事と介護の両立支援のための外部サービスと提携した。

<その他参考情報>

日本の人事部「HR アワード 2014」の企画人事部門において、機構の「30%の効率化で『考える』時間を生み出す知的創造企業への変革」が評価され、奨励賞を獲得した。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

組織改善・現地機能強化と人事計画との間に一貫性のある取組を強化し、特に若手～中堅層の育成・キャリアディベロプメントへの注力を期待する。また、職員がやりがいを感じられるような更なる取組、英国事務所閉鎖後のシームレスな移行と役割維持ができるような人事上の配慮、海外日系社会を含めた現地のニーズへの配慮の継続、JICA の組織としてのジェンダーの取組、優秀な現地職員の養成・登用など中長期的視野で取り組んでいくことを期待する。

<対応>

若手～中堅層の育成や職員がやりがいを感じられるような更なる取組として、若手・中堅職員の能力開発機会を更に充実させた。長期研修制度により留学する職

員の増数、民間を含む外部への出向、国際機関への派遣等のポストの開拓等により、若手・中堅職員に提供する「他流試合」の機会を拡充した。また、組織ジェンダーの取組として、女性の活躍促進に係る方針を策定し、同方針に基づき若手・中堅職員対象の階層別研修におけるキャリアに係る意識づけ、キャリア・コンサルテーション制度の充実化（ワークライフバランスメンター制度との連携）、ワークスタイル改革のためのセミナー開催（計４回）等を実施した。

３－４．年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：

勤務成績の評価の実施と給与への反映、適切な人事配置に向けた取組、職員の能力開発や専門性の活用、現地職員活用推進のための人事・人材育成方針の作成、海外拠点勤務と家庭生活の両立や心の健康をはじめとするワークライフバランスへの配慮の具体化等を適切に行った。特に、幅広い能力開発の機会の増加（職員の「他流試合」の機会、現地職員育成のための研修機会の拡充）や、組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境づくり（女性向けキャリア・トーク・サロン、配偶者同伴休職制度の創設、在宅勤務制度の本格導入、仕事と介護の両立支援、SMART JICA PROJECT 等）を着実に行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

< 課題と対応 >

若手～中堅層の育成・キャリア形成の支援を強化するために、キャリア・コンサルテーションの対象拡充や更なる他機関との人事交流等の機会の拡充、中堅職員の役割の再認識を促す取組を行う予定。また、海外拠点の機能強化と現地職員の育成・キャリア形成の方策として、現地職員のキャリアの上位カテゴリーとして「インターナショナルスタッフ」（仮称）の創設を検討する。機構の組織ジェンダーの取組ややりがいのある職場環境づくりとして、女性管理職の登用促進に向けた研修機会の拡充や、SMART JICA PROJECT の更なる推進を図る。

３－５．主務大臣による評価

評価：A

< 評価に至った理由 >

勤務成績の評価の実施、職員の能力開発機会の拡大にかかる取組、人的リソースの効率的な活用を図るための組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境の向上にかかる取組、現地職員の人材育成及び更なる活用を推進する体制整備等が促進された。特に、配偶者同伴休職制度の創設、在宅勤務制度の導入などにより、ワークライフバランスの推進に積極的に取り組んだ点は高く評価できる。また、日本人職員に対してはコアスキル研修の拡充や若手・中堅職員の能力開発機会の拡充を行い、現地職員に対しては本部の人事部が主導的に人材育成を行う体制を整備・運営したことも優れた成果である。

このような取組の結果、やりがいを感じている・働きやすい組織と感じている職員が多いことが職員アンケート結果にも表れている。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>

引き続き、職員の専門性向上や多様性の確保など職務環境の向上、超過勤務の削減等によるライフワークバランスの推進に期待する。また、職員の人事制度に対する理解向上にも努めるべきである。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・事業部門の目的達成の背景には、業務運営部門の貢献が大きいと思われるため、その点を加味して自己評価を行うべきである。
- ・現地職員のキャリア開発、職務環境整備に積極的に取り組んでほしい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。
中期計画 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項） 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。
年度計画 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 ① 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第 31 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。

② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

主な評価指標

指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途

指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途

3-2. 主要な業務実績

指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途

- 第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金（295 億 2,100 万円）のうち、法令等に基づき、2012 年 6 月に主務大臣より承認された 238 億 5,100 万円について、うち 10 億 4,300 万円は安全対策経費及び事業継続計画に係る経費（費用的支出）の財源とすることが認められ、228 億 800 万円は 2011 年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第 2 期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源として使用した。なお、第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金の残額 56 億 7,000 万円は 2012 年 7 月に国庫納付済みである。
- 安全対策経費及び事業継続計画に係る 10 億 4,300 万円の承諾額のうち、2014 年度は、560 万円を安全対策経費に係る経費として支出した。

指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途

- 第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68 億 300 万円）のうち、法令等に基づき、2012 年 6 月に主務大臣から承認された 16 億 7,600 万円について、第 3 期中期計画期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画である。なお、残額の 51 億 2,700 万円は 2012 年 7 月に国庫納付済みである。
- 主務大臣から承認された 16 億 7,600 万円のうち、2014 年度は、1 億 100 万円を北海道国際センター及び駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の改修に係る経費として支出した。

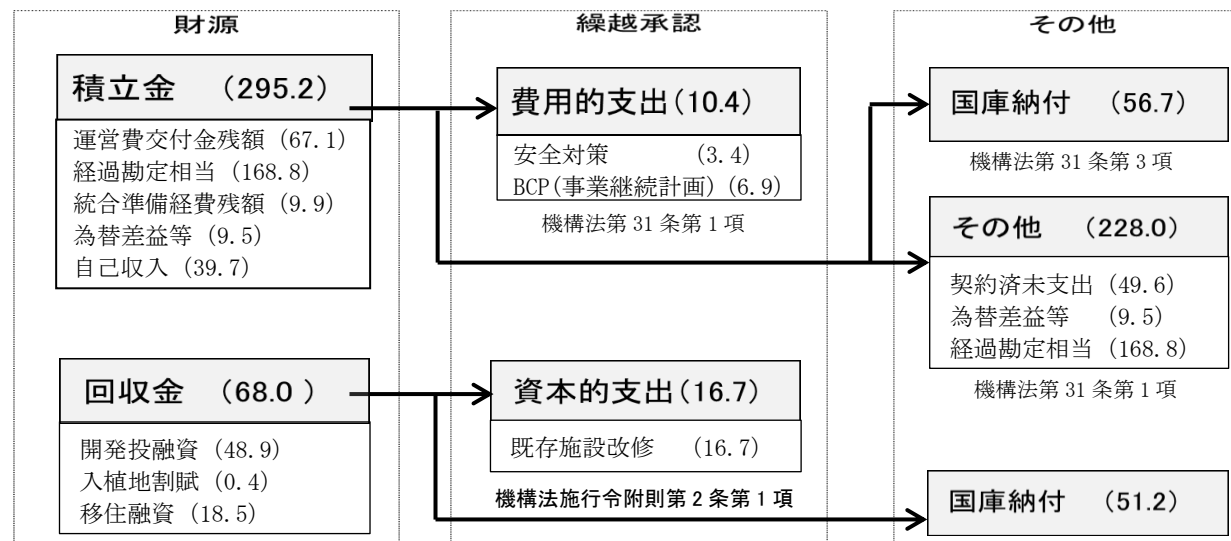


図 34-1 安全対策、事業継続計画、既存施設改修に関する財源措置（単位：億円）

3－3．評価結果の反映状況

＜指摘事項＞ なし

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：

第2期中期目標期間の積立金及び回収金について、主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行った。

以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

3－5．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

第2期中期目標期間の積立金（295億2,100万円）については、主務大臣の承認を経て、238億5,100万円を支出し、残額56億7,000万円を国庫納付し、また回収金についても適切に取り扱ったことから、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き、主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出を行うことが求められる。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 35	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ（※対象外）								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期計画期間にわたって契約を行うことがある。
年度計画（定めなし）
主な評価指標 指標 35-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

3-2. 年度評価に係る機構の自己評価
中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、2014 年度は報告対象外とする。

3-3. 主務大臣による評価
評定：実績がないため、評価対象外とする。